令和７年度
食料・農業・農村の動向

令和７年度
食料・農業・農村施策

第221回国会（特別会）提出

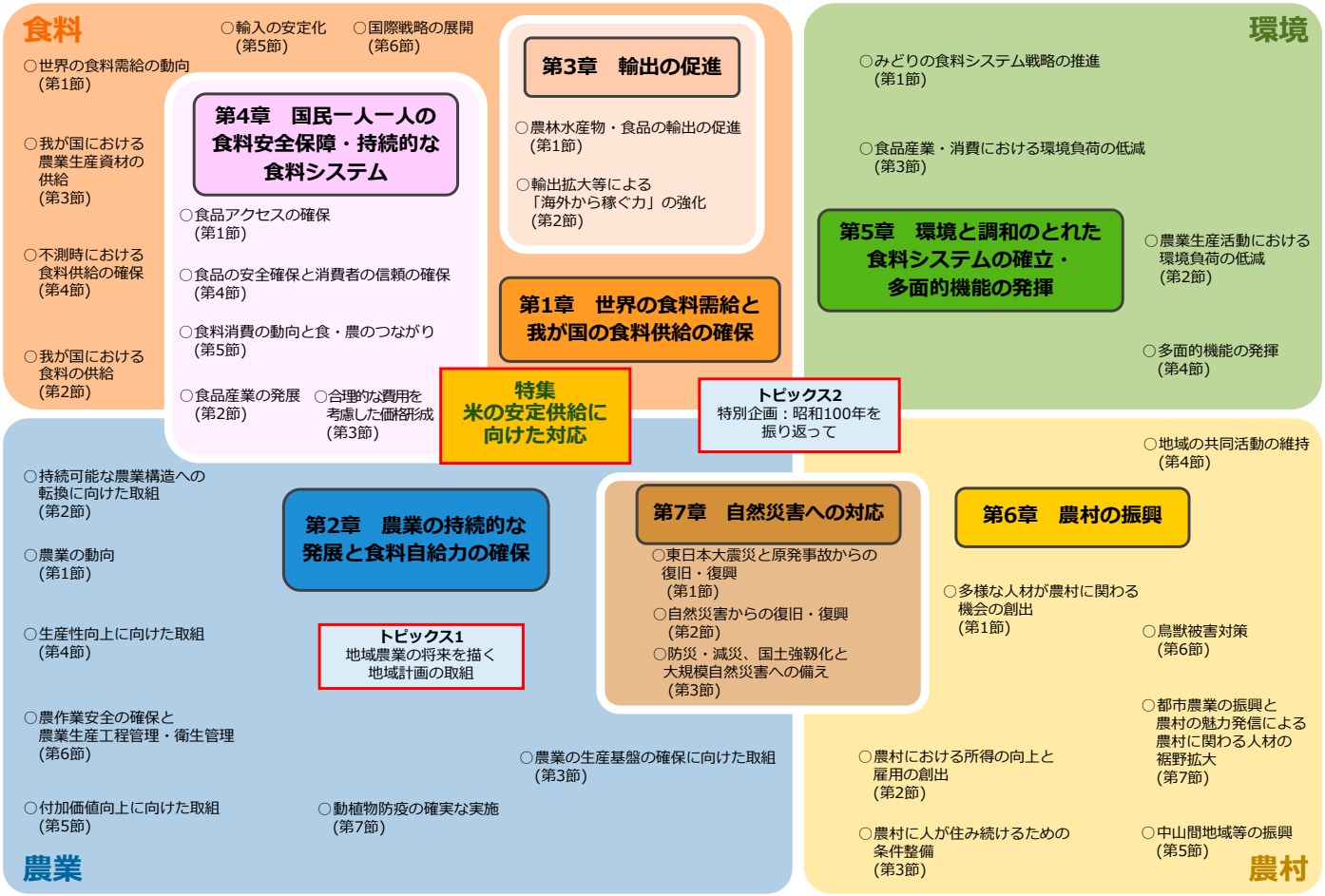
この文書は、食料・農業・農村基本法（平成11年法律第106号）第16条の規定に基づく令和7年度の食料・農業・農村の動向及び講じた施策について報告を行うものである。

令和７年度
食料・農業・農村の動向

令和７年度
食料・農業・農村施策

第221回国会（特別会）提出

令和７年度食料・農業・農村白書の記載項目に係る俯瞰図



○　本資料については、特に断りがない限り、令和8(2026)年3月末時点で把握可能な情報を基に記載しています。
○　本資料に記載した数値は、原則として四捨五入しており、合計等とは一致しない場合があります。
○　本資料に記載した地図は、必ずしも、我が国の領土を包括的に示すものではありません。

目次

第1部　令和7年度　食料・農業・農村の動向

はじめに …… 1

特集　米の安定供給に向けた対応 …… 3

（1）米の価格高騰の要因や対応の検証 …… 4
（2）米の安定供給に向けた取組 …… 7
（3）米の価格高騰の要因と対応の検証を踏まえた対応策と今後に向けて …… 10

トピックス1　地域農業の将来を描く地域計画の取組 …… 16

トピックス2　特別企画：昭和100年を振り返って …… 21

（1）昭和初期から戦中、戦後復興にかけての食料・農業・農村 …… 21
（2）高度経済成長期から国際化が進展する中での食料・農業・農村 …… 22
（3）世界の転換期における我が国の食料・農業・農村 …… 28
（4）未来に続く食料・農業・農村 …… 30

第1章　世界の食料需給と我が国の食料供給の確保 …… 33

第1節　世界の食料需給の動向 …… 34

（1）国際的な食料需給の動向 …… 34
（2）国際的な食料価格の動向 …… 39

第2節　我が国における食料の供給 …… 41

（1）我が国における食料供給の確保 …… 41
（2）食料自給率の動向 …… 42
（3）土地利用型作物（麦、大豆、そば、いも類、甘味資源作物）の生産動向 …… 45
（4）野菜・果実の生産動向 …… 48
（5）畜産物の生産動向 …… 50
（6）花き・地域特産作物の生産動向 …… 55

第3節　我が国における農業生産資材の供給 …… 57

（1）農業生産資材の供給 …… 57
（2）農業生産資材の生産・流通の確保 …… 60
（3）燃料価格高騰への対応 …… 63

第４節　不測時における食料供給の確保 …… 66
（1）不測時における食料安全保障の対応の強化 …… 66
（2）不測時に備えた備蓄の実施 …… 70
第５節　輸入の安定化 …… 71
（1）我が国における食料輸入等の状況 …… 71
（2）食料・農業生産資材の安定的な輸入の確保 …… 74
第６節　国際戦略の展開 …… 76
（1）交渉等への対応 …… 76
（2）戦略的二国間関係の構築 …… 78
（3）環境・人権等新たな議論への対応 …… 79
（4）関係構築のための国際協力 …… 79
（5）国際的課題への貢献 …… 81
（6）農林水産物・食品分野に係る米国の関税措置への対応 …… 82
第2章　農業の持続的な発展と食料自給力の確保 …… 85
第１節　農業の動向 …… 86
（1）農業生産の動向 …… 86
（2）農業経営の動向 …… 90
第２節　持続可能な農業構造への転換に向けた取組 …… 92
（1）農業経営体の動向等 …… 92
（2）経営継承や新規就農、人材育成・確保等 …… 93
（3）規模拡大や事業の多角化を行うための経営基盤の強化 …… 96
（4）女性が活躍できる環境整備 …… 100
（5）持続的な農業経営の実現に向けた雇用労働力の確保・環境整備 …… 104
（6）多様な農業者による農業生産活動等の展開 …… 106
（7）農業経営資金ニーズへの対応、中長期的なセーフティネット対策、
生涯を通じた保障に向けた取組等 …… 107
（8）流通・加工の合理化 …… 109
第３節　農業の生産基盤の確保に向けた取組 …… 112
（1）農地の確保に向けた取組 …… 112
（2）農業生産基盤の整備・保全 …… 116
第４節　生産性向上に向けた取組 …… 122
（1）生産性向上に対応した基盤整備 …… 122
（2）スマート農業技術等の開発・普及促進 …… 122

(3) 農林水産・食品分野のスタートアップによる技術開発・社会実装 126
(4) 現場の課題に対応した研究開発 128
(5) 農林水産分野の国際研究の推進 129
(6) 農林水産施策の展開におけるデジタル化の推進 130

第５節　付加価値向上に向けた取組 131

(1) 優良品種の開発・導入促進 131
(2) 知的財産の保護・活用の推進 133
(3) 付加価値の高い品目の輸出等 137

第６節　農作業安全の確保と農業生産工程管理・衛生管理 138

(1) 農作業安全の確保 138
(2) GAP や農場 HACCP の推進 140

第７節　動植物防疫の確実な実施 142

(1) 家畜伝染病への対応 142
(2) 植物の病害虫への対応 145
(3) 動植物検疫の強化 146
(4) 薬剤耐性対策の推進 146
(5) 獣医療提供体制の整備 147

第3章　輸出の促進 149

第１節　農林水産物・食品の輸出の促進 150

(1) 農林水産物・食品の輸出額 150
(2) 主な輸出重点品目の状況 151

第２節　輸出拡大等による「海外から稼ぐ力」の強化 155

(1)「海外から稼ぐ力」の強化に向けた施策の展開方向 155
(2) 輸出拡大の加速化 155
(3) マーケットインの発想でチャレンジする事業者を後押し 159
(4) 政府一体となって輸出の障害を克服 162
(5) 食品産業の海外展開とインバウンドによる食関連消費の拡大 163

第4章　国民一人一人の食料安全保障・持続的な食料システム 167

第１節　食品アクセスの確保 168

(1) 平時における食品アクセスの確保 168
(2) 不測時における食品アクセスの確保 171

第２節　食品産業の発展 …… 172

（1）農林漁業者との安定的な取引関係の確立 …… 172
（2）流通の合理化 …… 174
（3）技術の開発・利用の推進 …… 175
（4）事業基盤の充実等 …… 177

第３節　合理的な費用を考慮した価格形成 …… 178

（1）農産物と農業生産資材の価格動向と課題 …… 178
（2）合理的な費用を考慮した価格形成に向けた取組が進展 …… 180
（3）消費者の理解醸成に向けて …… 181

第４節　食品の安全確保と消費者の信頼の確保 …… 182

（1）科学的知見等を踏まえた食品の安全確保の取組の強化 …… 182
（2）食品に対する消費者の信頼の確保 …… 185

第５節　食料消費の動向と食・農のつながり …… 187

（1）食料消費の動向 …… 187
（2）農産物・食品の価格の動向 …… 189
（3）国産農産物の消費拡大に向けた対応 …… 192
（4）食育の推進と和食文化の保護・継承 …… 198

第5章　環境と調和のとれた食料システムの確立・多面的機能の発揮 …… 201

第１節　みどりの食料システム戦略の推進 …… 202

（1）食料・農林水産業を取り巻く環境の動向 …… 202
（2）みどり戦略の実現に向けた施策の展開 …… 203

第２節　農業生産活動における環境負荷の低減 …… 207

（1）環境負荷低減に向けた横断的な取組 …… 207
（2）気候変動対策の推進 …… 208
（3）生物多様性保全に関する取組の推進 …… 212
（4）バイオマスや再生可能エネルギーの利活用の推進 …… 216

第３節　食品産業・消費における環境負荷の低減 …… 220

（1）食品産業における環境負荷低減等の促進 …… 220
（2）食品ロスの削減、リサイクルの推進 …… 220
（3）プラスチック資源循環への対応 …… 223
（4）環境負荷低減の取組の「見える化」 …… 224
（5）食料システムの関係者の理解浸透の推進 …… 224

第４節　多面的機能の発揮 …… 226
（1）多面的機能への国民理解促進 …… 226
（2）多面的機能の発揮の促進のための共同活動 …… 228

第6章　農村の振興 …… 231

第１節　多様な人材が農村に関わる機会の創出 …… 232
（1）農村人口の動向 …… 232
（2）農村関係人口の創出・拡大 …… 234
（3）移住・定住、二地域居住の促進 …… 235
（4）農山漁村の活性化の促進 …… 236

第２節　農村における所得の向上と雇用の創出 …… 238
（1）多様な地域資源を活用した付加価値創出の推進 …… 238
（2）農泊の推進 …… 238
（3）農福連携の推進 …… 241
（4）多様な人材等の参画の推進 …… 242
（5）地域を支える体制・人材づくり …… 244

第３節　農村に人が住み続けるための条件整備 …… 245
（1）農村RMOの形成 …… 245
（2）生活インフラ等の確保 …… 248

第４節　地域の共同活動の維持 …… 250
（1）地域資源の保全管理の状況 …… 250
（2）末端農業インフラの保全管理 …… 251

第５節　中山間地域等の振興 …… 253
（1）中山間地域等の農業を「支える」ための施策の推進 …… 253
（2）中山間地域等の農業で「稼ぐ」ための施策の推進 …… 256

第６節　鳥獣被害対策 …… 257
（1）鳥獣被害防止対策の推進 …… 257
（2）ジビエ利用の拡大 …… 259

第７節　都市農業の振興と農村の魅力発信による農村に関わる人材の裾野拡大 …… 262
（1）都市農業の振興 …… 262
（2）農業体験の推進 …… 264
（3）棚田・農業遺産等の魅力の発信 …… 265

第7章 自然災害への対応 …… 267

第１節　東日本大震災と原発事故からの復旧・復興 …… 268

（1）地震・津波被害からの復旧・復興 …… 268
（2）原子力災害からの復旧・復興 …… 269

第２節　自然災害からの復旧・復興 …… 273

（1）近年の大規模自然災害からの復旧・復興 …… 273
（2）令和６年能登半島地震等からの復旧・復興 …… 274
（3）令和7(2025)年における自然災害による被害状況 …… 275

第３節　防災・減災、国土強靱化と大規模自然災害への備え …… 277

（1）防災・減災、国土強靱化対策の推進 …… 277
（2）農業・農村の強靱化に向けた防災・減災対策 …… 278
（3）災害等への備え …… 279

農業・農村の活性化を目指して
－令和7(2025)年度農林水産祭天皇杯等受賞者事例紹介－ …… 282

利用者のために …… 285

第１部

令和７年度
食料・農業・農村の動向

はじめに

本報告書は、食料、農業及び農村の動向並びに食料、農業及び農村に関して講じた施策に関する報告として、食料・農業・農村基本法に基づき、毎年、国会に提出しているものです。

我が国の食料・農業・農村をめぐる情勢は、国際情勢の不安定化や気候変動による異常気象の頻発化、人口減少や高齢化により大きく変化しています。このような中、令和6(2024)年6月の改正後の食料・農業・農村基本法に基づく初めての食料・農業・農村基本計画が、令和7(2025)年4月に策定されました。同基本計画に基づき、初動5年間で農業の構造転換を推し進めるため、農地の大区画化、共同利用施設の再編集約・合理化、スマート農業技術・新品種の開発・普及、輸出産地の育成等の施策に集中的に取り組んでいます。

また、我が国の主食である米については、令和6(2024)年夏に生産量が需要量に対し不足し、民間在庫が減少傾向となる中、南海トラフ地震臨時情報の発表に伴う購買量の増加による品薄等をきっかけに、令和7(2025)年に入り、小売価格が前年の約2倍に高騰し、その供給に対する不安が高まりました。このため、生産性向上を通じた持続的な生産等による安定供給の実現に向け、対応しているところです。本報告書では、「米の安定供給に向けた対応」を特集とし、このような米の価格高騰の要因や対応の検証、これを踏まえた対応策について記述しています。

さらに、トピックスでは、「地域農業の将来を描く地域計画の取組」を取り上げ、地域計画の策定状況と農地の集約化の状況等を記述しています。くわえて、令和8(2026)年に、昭和元(1926)年から起算して満100年を迎えることから、特別企画として「昭和100年を振り返って」を取り上げ、社会・経済の全般的な動き、国民生活の変化、農業生産・農業構造の動向、農村の変化について記述しています。

特集、トピックスに続く本編では、中東情勢の緊迫化にも触れながら、世界の食料需給の動向や我が国における食料供給の動向等を内容とする「世界の食料需給と我が国の食料供給の確保」、担い手の育成・確保や農地の動向等を内容とする「農業の持続的な発展と食料自給力の確保」、輸出促進や食品産業の海外展開、インバウンドによる食関連消費拡大等を内容とする「輸出の促進」を記述しています。また、食品産業や食品アクセスの確保、合理的な費用を考慮した価格形成、フードテック等を内容とする「国民一人一人の食料安全保障・持続的な食料システム」、みどりの食料システム戦略の推進や多面的機能等を内容とする「環境と調和のとれた食料システムの確立・多面的機能の発揮」、農村の活性化や農泊・農福連携の推進等を内容とする「農村の振興」を記述しています。さらに、これらに続けて、東日本大震災と原発事故からの復旧・復興等を内容とする「自然災害への対応」を記述し、合計で七つの章立てとしています。

本報告書の記述分野は多岐にわたりますが、統計データの分析や解説に加え、全国各地で展開されている取組事例等を多数紹介し、写真も交えて分かりやすい内容とすることを目指しました。また、QRコードも活用し、関連する農林水産省ウェブサイト等を参照できるようにしています。本報告書を通じて、我が国の食料・農業・農村に対する国民の皆様方の関心と理解が一層深まることを期待します。

特集

米の安定供給に向けた対応

特集　米の安定供給に向けた対応

我が国の主食である米については、令和6(2024)年夏の端境期において、生産量が需要量に対し不足し、民間在庫が減少傾向となる中、南海(なんかい)トラフ地震臨時情報の発表や地震、台風に伴う購買量の増加による品薄等をきっかけに、令和7(2025)年に入り、小売価格が前年の約2倍に高騰し、その供給に対する不安が高まりました。このため、生産性向上を通じた持続的な生産等による安定供給の実現に向け、政府は令和7(2025)年6月に「米の安定供給等実現関係閣僚会議」を開催し、農林水産省において、対応の方向性について取りまとめたところです。

本特集では、このような米の価格高騰の要因や対応の検証、これを踏まえた対応策について紹介します。

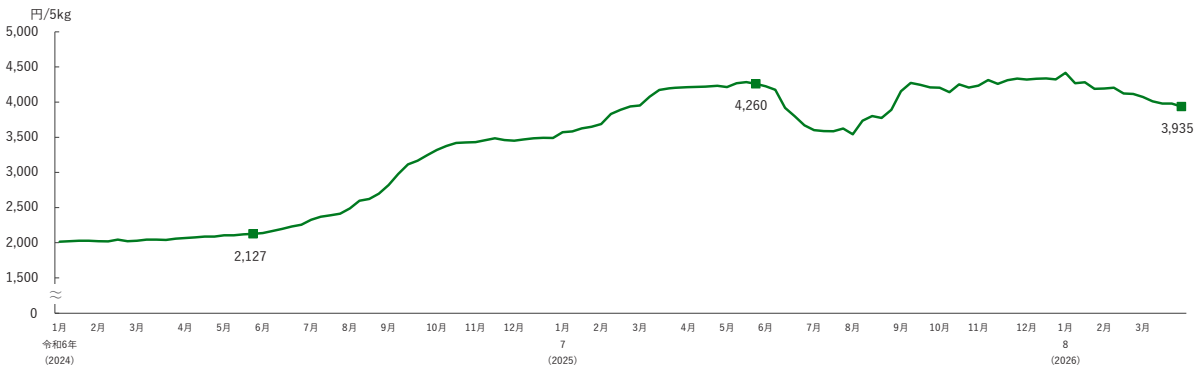
(1) 米の価格高騰の要因や対応の検証

(米の小売価格は、約2倍に高騰)

令和7(2025)年5月の米の小売価格は、前年同月の約2倍の価格となりました(**図表 特-1**)。新米が本格的に出回り始めた同年9月以降も横ばいで推移しています。集荷業者と卸売業者間の相対取引価格を見ると、令和6(2024)年産が前年産に比べ64.4%上昇し、さらに令和7(2025)年産が、令和8(2026)年2月時点で前年産に比べ44.2%上昇しています(**図表 特-2**)。

一方、米の価格高騰の影響により、米の輸入量も増加しました。国家貿易の中で輸入され、主に主食用に流通するSBS[1]米が輸入枠上限の10万t輸入されたほか、令和7(2025)年の民間貿易による米の輸入量は9万6,834tと前年に比べ大幅に増加しており、今後もこの傾向が続けば、国産の主食用米等の需要が減少し、国内生産に影響を及ぼすことが懸念されます(**図表 特-3**)。

図表 特-1 米の小売価格

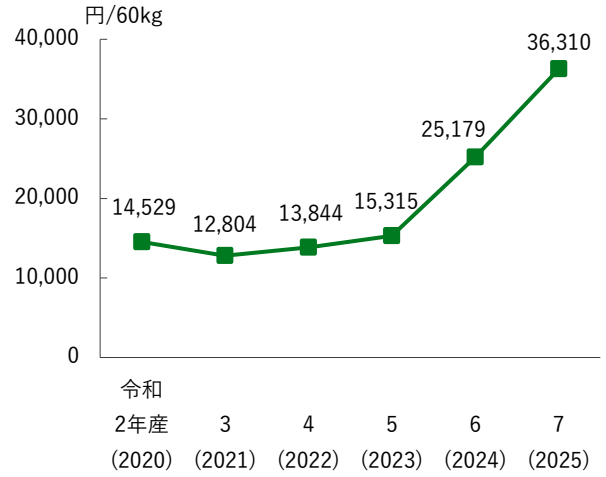


資料：株式会社KSP-SPが提供するPOSデータを基に農林水産省作成

注：1) 株式会社KSP-SPが提供するPOSデータは、全国約1千店舗のスーパーから購入したデータに基づくもの
2) 令和6(2024)年1月1日～8(2026)年3月29日の週別の数値で、横軸の月は、各月1週目を示す。
3) 全POSデータの平均値

[1] Simultaneous Buy and Sellの略で、売買同時契約のこと

図表 特-2 米の相対取引価格



資料：農林水産省作成
注：1) 相対取引価格とは、集荷業者・卸売業者間で取引されている価格
2) 出回り～翌年10月(令和7(2025)年産は令和8(2026)年2月)までの全銘柄平均価格
3) 玄米ベースの数値

図表 特-3 民間貿易による米の輸入量

（単位：t）

	輸入量
令和2(2020)年	832
3(2021)	800
4(2022)	830
5(2023)	728
6(2024)	1,015
7(2025)	96,834

資料：財務省「貿易統計」を基に農林水産省作成
注：枠外関税を支払って、民間貿易により輸入された米(もみ、玄米、精米、砕米の合計)の数量

(価格高騰の要因や対応の検証を実施)

令和7(2025)年8月、農林水産省は、令和6(2024)年夏以降の価格高騰の要因や対応の検証を取りまとめ、米の安定供給等実現関係閣僚会議で公表しました。

以下では、同会議で公表された内容を中心に、令和7(2025)年産米の価格の高止まりの要因等について、要点を整理して紹介します。

米の価格高騰の主な要因としては、生産量が需要量を下回っていたことが挙げられます。

近年、主食用米の需要量は、人口減少等により減少傾向で推移してきているとして、農林水産省は、そのマイナス・トレンドの継続を前提として、需要量の見通しを作成するとともに、その減少する需要見通しを踏まえて生産量も減少の見通しを作成してきました。これに応じて、生産面では、作柄がほぼ平年並みで推移する中で、令和4(2022)年産の実際の生産量は前年産に比べ31万t減少し、その後の令和5(2023)、6(2024)年産もおおむね横ばいで推移しました。また、令和5(2023)年産は高温障害等により精米歩留りが悪く精米ベースの供給量が減少しました。一方で、需要面では令和5/6(2023/24)、6/7(2024/25)年の実際の需要量[1]は、インバウンド[2]需要や、精米歩留りが悪かったことによる玄米ベースでの必要量の増加に加え、家計購入量の増加等の1人当たり消費量の増加により、増加傾向で推移し、需要の見通しと実績に乖離(かいり)が生じました(**図表 特-4、図表 特-5**)。

この結果、令和5/6(2023/24)年以降、生産量が需要量に対し不足し、民間在庫を取り崩して需要量に見合う供給量を確保せざるを得ない状況となりました(**図表 特-6**)。民間在庫の減少に伴い、流通段階では、翌年の端境期に米が不足するとの不安が高まり、集荷競争が発生しました。卸売業者等では、新規の調達ルートの開拓や、同業者間で取引するスポット市場を通じた比較的高い価格での米の調達が行われることとなり、米の価格が高騰し

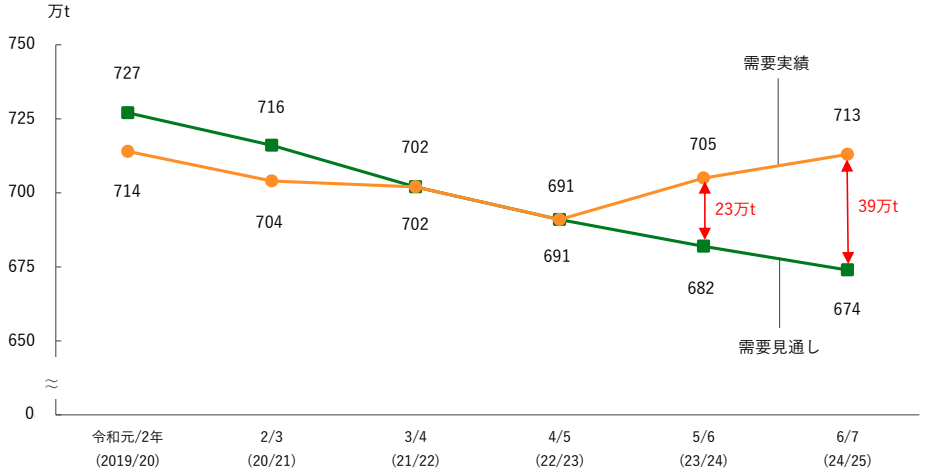
[1] 需要量は、実績値。「令和5/6(2023/24)年」の場合は、令和5(2023)年7月～6(2024)年6月までの需要量を指す。
[2] 訪日外国人旅行者のこと

ました。

しかしながら、農林水産省では、需要のマイナス・トレンドの継続を前提として需要を見通していたこと等から、生産量が足りていると認識していました。このため、流通実態の把握に消極的で、マーケットへの情報発信や対話が不十分であり、また、政府備蓄米についても、不作時に備蓄米を放出するというルールの下、放出時期が遅延したこと等により、卸売業者等の不安感を払拭できず、このことが更なる米の価格高騰につながりました。

また、令和7(2025)年産米について、需要量を上回る十分な供給量が確保されていますが、令和6(2024)年夏からの米の不足感により集荷競争が激化し、生産量が判明する以前から集荷価格が著しく上昇したことで、価格の高止まりにつながっていることが考えられます。

図表 特-4 需要実績と需要見通しの乖離



資料：農林水産省作成
注：玄米ベースの数値

図表 特-5 需要が増えたと考えられる主な要因

（単位：%）

	精米歩留りの悪化	
令和4(2022)年産	90.0	→ 平常時の値
5(2023)	88.6	→ 約10万t
6(2024)	89.2	→ 約6万t

（単位：万t）

	インバウンド需要
令和4/5(2022/23)年	2.1
5/6(2023/24)	5.6
6/7(2024/25)	6.3

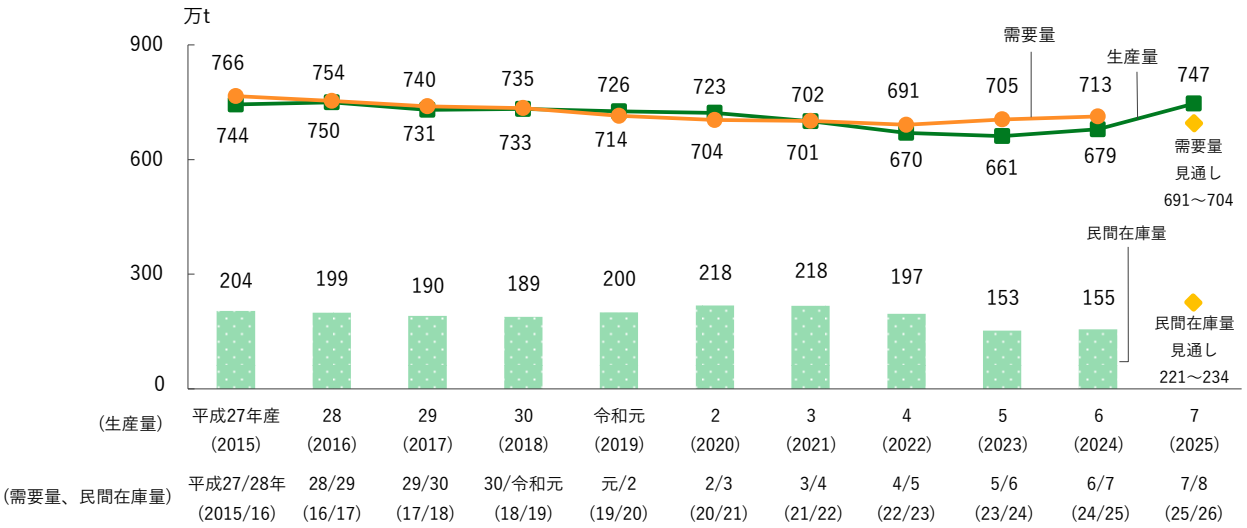
（単位：kg/世帯）

	家計購入量の増加（二人以上世帯の購入量）	
令和4/5(2022/23)年	56.6	
5/6(2023/24)	57.2	→ 対前年約2万t増
6/7(2024/25)	60.2	→ 対前年約11万t増

需要実績が増加した要因を全て特定することは難しいが、
・米の相対的な値頃感(令和5/6(2023/24)年)
・米不足に対する不安・消費者心理(令和6/7(2024/25)年)
が影響したか。

資料：農林水産省「第3回米の安定供給等実現関係閣僚会議」(令和7(2025)年8月開催)資料を基に作成
注：家計購入量(kg/世帯)は精米ベースの数値。その他は玄米ベースの数値

図表 特-6 主食用米の生産量、需要量、民間在庫量



資料：農林水産省作成

注：1) 生産量は農林水産省「作物統計」、需要量、民間在庫量は農林水産省「米穀の需給及び価格の安定に関する基本指針」の数値

2) 需要量は、実績値。「平成27/28(2015/16)年」の場合は、平成27(2015)年7月～28(2016)年6月までの需要量を指す。

3) 民間在庫量は、当年6月末の実績値。「平成27/28(2015/16)年」の場合は、平成28(2016)年6月末時点の民間在庫量を指す。

4) 玄米ベースの数値

(2) 米の安定供給に向けた取組

(政府備蓄米を売り渡し)

農林水産省では、流通の円滑化を図るため、令和6(2024)年度から政府備蓄米の一般競争入札による売渡しを開始しました(**図表 特-7**)。入札は、集荷業者を対象に令和7(2025)年3月に2回、同年4月に1回行われ、約31万tの政府備蓄米を売り渡しましたが、同年5月上旬時点の小売業者、中食・外食事業者までの流通は約1割にとどまっていました。

このような状況を改善し、早く、安定した価格で米を供給する目的で、同年5月26日から随意契約による売渡しの受付を開始し、小売業者、中食・外食事業者等を対象に約28万tの政府備蓄米を売り渡しました。

また、加工原材料用の国産米の供給量が大きく減少したことから、加工原材料用米穀の需要者を対象に、同年8月1日から政府備蓄米の売渡しを開始し、約5万tを売り渡しました。

図表 特-7 政府備蓄米の売渡状況

売渡方法	入札実施日/受付開始日	対象者	対象米穀	60kg当たり売渡価格（税抜き）	売渡数量	
一般競争入札による売渡し	令和7(2025)年3月10日～12日	集荷業者	令和6(2024)年産米　10万t 5(2023)年産米　5万t	21,217円（加重平均価格）	6(2024)年産米　100,190t 5(2023)年産米　41,606t	
	3月26日～28日	集荷業者	6(2024)年産米　4万t 5(2023)年産米　3万t	20,722円（同上）	6(2024)年産米　40,179t 5(2023)年産米　30,157t	約31万t
	4月23日～25日	集荷業者	5(2023)年産米　10万t	20,302円（同上）	5(2023)年産米　100,164t	
随意契約による売渡し	5月26日	大手小売業者	4(2022)年産米　20万t 3(2021)年産米　10万t	4(2022)年産米　11,010円 3(2021)年産米　10,080円	4(2022)年産米　187,940t 3(2021)年産米　12,698t	
	5月30日	中小小売業者	3(2021)年産米　6万t	3(2021)年産米　10,080円	3(2021)年産米　28,074t	
		米穀小売店	3(2021)年産米　2万t	3(2021)年産米　10,080円	3(2021)年産米　10,531t	約28万t
	6月11日	大手小売業者	3(2021)年産米　12万t 2(2020)年産米　10万t	3(2021)年産米　10,080円 2(2020)年産米　9,140円	3(2021)年産米　16,913t	
		中小小売業者			3(2021)年産米　5,192t	
		米穀小売店			3(2021)年産米　7,766t	
	6月20日	中食・外食(給食等)事業者			3(2021)年産米　10,862t	
	8月1日	加工原材料用米穀の需要者	2(2020)年産米　7.5万t	2(2020)年産米 玄米　9,110円 精米　11,248円	2(2020)年産米 玄米　50,930t 精米　1,242t	約5万t

資料：農林水産省作成

注：1) 60kg当たり売渡価格(税抜き)のうち、一般競争入札による売渡しは、入札による落札価格の加重平均価格。随意契約による売渡しは、随意契約における販売価格(加工原材料向け以外は、1等米価格)

2) 一般競争入札による売渡し、随意契約による売渡しのうち受付開始日が令和7(2025)年5月26日～6月20日の政府備蓄米は、玄米ベースの数値

(ミニマム・アクセス米の入札を前倒しで実施)

政府備蓄米の売渡しに加えて、ミニマム・アクセス米(以下「MA米」という。)の買入入札時期の前倒しにも取り組みました。

我が国では、ガット・ウルグアイ・ラウンド合意に基づき、米についての最低限の輸入機会を提供するため、年間77万玄米tの無税の輸入枠を設定し、MA米を輸入しています。MA米については、国産米の需給に悪影響を与えないよう国家貿易で管理しており、その大部分を占める一般MA米は、加工用、飼料用等の非主食用に販売しています。しかし、不測の事態が生じた際に、政府備蓄米を活用してもなお、供給が不足する場合には、MA米を活用することとしており、売渡しにより政府備蓄米の在庫水準が低下する中、万が一の事態に備えていくことも重要です。

このようなことから、令和7(2025)年度輸入分の一般MA米については、買入入札時期の前倒しを行い、令和7(2025)年6月に1回目の入札を実施するとともに、国産の主食用米の品質に近い、中粒種の輸入量を増加させました。

また、MA米のうち年間10万tを上限に、主に主食用に流通するSBS輸入を行っていますが、これについても、国産米の価格が高止まりする中で、安価で安定的な米の供給を図るため、1回目の見積合わせを前倒しして、同年同月に実施しました。

(米の流通実態の把握の強化に向けた緊急調査を実施)

農林水産省では、米の流通実態をより詳細に把握するため、令和7(2025)年6月に緊急調査として、新たに生産者の在庫・出荷先・数量の調査等を行うとともに、米の出荷・販売

事業者の調査対象を拡大しました。

生産者の在庫数量等に関する聴き取り調査[1]では、令和6(2024)年産米について、生産者の出荷数量のうち農協系統等の集荷業者への出荷数量は前年産に比べ34万t減少していた一方、生産者の直接販売等は48万8千t増加していたことが分かりました(**図表 特-8**)。このように、多様化する流通実態を把握するためには、生産者から出荷される米の約半分が流通する集荷業者以外の業者等の仕入れ、販売、在庫の実態も定期的に把握する必要があることが明らかとなりました。

図表 特-8 生産者の在庫数量等

(単位：千t)

	収穫量	出荷数量	うち集荷業者への出荷	うち生産者直接販売等	生産者消費(無償譲渡含む)	在庫数量
令和6(2024)年6月時点	6,610	5,710	3,250	2,460	569	331
7(2025)年6月時点	6,792	5,858	2,910	2,948	600	335
前年差	182	148	-340	488	31	3

資料：農林水産省作成

注：1) 生産者の在庫数量等に関する聴き取り調査の結果から、2020年農林業センサスの作付規模の階層別作付面積のシェアを用いて、生産者全体の在庫数量等を推計
2) 収穫量は農林水産省「作物統計」の数値
3) 玄米ベースの数値

また、精米歩留りの状況調査では、令和5(2023)、6(2024)年産の歩留りが、令和2(2020)～4(2022)年産の平均に比べ低かったことが分かりました(**図表 特-9**)。この歩留りの低下により、玄米ベースでの必要量は、令和5(2023)年産では10万玄米t程度、令和6(2024)年産では6万玄米t程度増加し、その分需要の増加要因として影響していると考えられ、需要を見通すためには、精米ベースでの流通実態も把握する必要があることが明らかとなりました。

図表 特-9 精米歩留り

(単位：%)

	精米歩留り
令和2(2020)年産	89.7
3(2021)	90.3
4(2022)	90.0
5(2023)	88.6
6(2024)	89.2
令和2(2020)～4(2022)年産の平均	90.0

資料：農林水産省作成

さらに、主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律(以下「食糧法」という。)に基づく全届出業者を対象に実施した、仕入れ・販売・在庫数量の調査では、回答率が約2割にとどまり、実効性のある把握手法の仕組みを含め、検討する必要があることが明らかになりました。このため、報告をしていない者の状況の把握に向けて、令和7(2025)年9月から、期日までに報告がなかった者のうち、届出時点の年間取扱数量が300t以上の業者に対するフォローアップ調査を実施しました。

[1] 令和7(2025)年6月末時点

(3) 米の価格高騰の要因と対応の検証を踏まえた対応策と今後に向けて

(生産量に関する統計調査の精度向上に向けた取組を実施)

水稲の収穫量に関する統計については、生産現場の実感と乖離があるとの指摘があったことを踏まえ、その要因の分析と見直しを行い、生産現場の実感に合った情報の提供と、精度向上に取り組みました。

具体的には、令和6(2024)年産までは、過去30年のトレンドを基にした平年収量との比較である「作況指数」を公表していましたが、近年の高温等が収量に与える影響を十分に反映できておらず、生産現場の実感との乖離の要因となっていました。このため、令和7(2025)年産から、作況指数に替えて、直近5年中3年の平均収量と比較する「作況単収指数」を新たに公表することとしました。

また、主食用米の収穫量を把握するためのふるい目幅を生産者が使用している大きなものに変更しました。具体的には、米は、収穫後、ふるい等により選別されますが、統計調査では、主食用として供給される可能性のある玄米の全量を把握することを目的としており、1.70mmのふるい目幅で選別して、主食用米の収穫量を算定していました。一方、生産現場では、品位を高めるため、より大きなふるいを用いて選別し、このふるいに残った米を収穫量として認識していました。このため、生産者が使用するふるい目幅と統計調査で使用するふるい目幅が異なることが、実感との乖離の要因となっていました。このことから、新たに生産者が使用するふるい目幅ベースで主食用の収穫量を算定し公表することとしました[1]。

このほか、白未熟粒(しろみじゅくりゅう)、着色粒(ちゃくしょくりゅう)、胴割粒(どうわれりゅう)等の割合を新たに公表するなど、公表内容を見直しました。さらに、都道府県や農業団体等の関係機関から気象や病虫害の被害情報等をきめ細かに収集し、調査結果に反映するなどの取組を行いました。

生産者が使用しているふるい目幅(1.80～1.90mm)ベースでの令和7(2025)年産の収穫量(主食用)は、718万1千tと、前年産に比べ10.2%増加しました。これは、同年産米の備蓄米の買入れを中止したことや、新規需要米等からの作付転換等があったため、主食用作付面積が136万7千haと、前年産に比べ8.6%増加したことに加え、10a当たり収量が526kgと、前年産に比べ1.3%増加したことによるものです。これまで公表していたふるい目幅1.70mmベースでの収穫量(主食用)で見ると、746万8千tと、前年産に比べ10.0%増加しています。

くわえて、精度向上に向けて、生産者の収穫量データを活用した新たな調査手法の導入に向けた取組を進めています。具体的には、令和7(2025)、8(2026)年産において、試行的に生産者等から収穫量に関するデータを収集するなどのほか、生産者団体の乾燥調製施設のデータについて、統計的に活用可能か検証するなど、調査手法を検証した上で、令和9(2027)年産から、生産者等の収穫量データを活用した調査の本格導入を目指すこととしています。このほか、将来に向けて、令和7(2025)年度から人工衛星データ・AI[2]を活用して収量を予測するための実証研究も開始しています。

---

[1] 従来の1.70mmのふるい目幅で選別した収穫量も引き続き公表
[2] Artificial Intelligenceの略

（新たな算出方法による需給見通しを公表）

令和5/6(2023/24)、6/7(2024/25)年の需要実績と需要見通しに乖離が生じたことを受け、令和7(2025)年9、10月に、令和7/8(2025/26)、8/9(2026/27)年の需給見通しの算出方法について、見直しを行いました。具体的には、需要見通しは、人口減少や直近の1人当たり精米ベースの消費量の実績、インバウンド需要の動向、精米歩留りを考慮した幅で設定するとともに、これを検証するものとして、とう精数量・精米歩留りの実績を踏まえた需要量の推計を行うこととしました。生産見通しについては、需要見通しに対して余裕を持って設定するという考えの下、令和8(2026)年産の主食用米等の生産量の見通しとしては、令和8/9(2026/27)年の需要見通しの上位値に合わせ余裕を持って設定し、今後の生産量や需要量の変動の把握に努め、必要に応じて柔軟に見直していくこととしました。このため、収穫量の確定値や最新のとう精数量、精米歩留り等を踏まえて更新し、令和8(2026)年3月に公表した需給見通しにおいて、同年6月末時点の民間在庫量の見通しは玄米ベースで221～234万tとなっており、直近10年程度で最も高い在庫水準に相当する見込みです(**図表 特-10**)。さらに、需給を把握するためには、玄米ベースのみでなく、精米ベースでの把握も必要なことから、精米ベースでの需給見通しの公表も行うこととしました。

図表 特-10 主食用米等の需給見通し

（令和7/8(2025/26)年の主食用米等の需給見通し）

（単位：万t）

	玄米ベース	精米ベース
令和7(2025)年6月末民間在庫量	155	138
令和7(2025)年産主食用米等生産量	747	663
うち生産者ふるい目幅以上	718	
うち生産者ふるい目幅未満のうち、主食用への供給見込量	29	
令和7/8(2025/26)年政府備蓄米供給量	23	21
令和7/8(2025/26)年主食用米等供給量計	925	823
令和7/8(2025/26)年主食用米等需要量	691～704	614～626
令和8(2026)年6月末民間在庫量	221～234	197～208

（令和8/9(2026/27)年の主食用米等の需給見通し）

（単位：万t）

	玄米ベース	精米ベース
令和8(2026)年6月末民間在庫量	221～234	197～208
令和8(2026)年産主食用米等生産量	711	630～635
令和8/9(2026/27)年主食用米等供給量計	932～945	826～844
令和8/9(2026/27)年主食用米等需要量	696～711	622～630
令和9(2027)年6月末民間在庫量	221～249	196～222

資料：農林水産省「米穀の需給及び価格の安定に関する基本指針」（令和8(2026)年3月公表）を基に作成

（食料システム法に基づく米のコスト指標作成に向けて検討）

米の生産コストは、近年の肥料・農薬等の物財費や人件費の上昇の影響を受けています。

このような中で、食料システム法[1]に基づき、米の合理的な費用を考慮した価格形成を推進するため、コスト指標の作成等を通じて、生産から販売に至る各段階で掛かっているコストを明確にしていくこととしています。

生産・流通・販売等の関係者を委員とする「コスト指標作成等委員会」[2]が開催され、令和7(2025)年12月から米のコスト指標の作成方法等の検討が行われ、令和8(2026)年3月に米のコスト指標のイメージを公表しました。

米のコスト指標
(公益社団法人米穀安定供給確保支援機構)
URL：https://www.komenet.jp/costindicate/

(米の生産性向上や国内外の需要開拓に向けた取組を推進)

我が国の水田農業を維持するとともに、食料安全保障を確保していくためには、生産者自らが米の様々な需要に応じた生産を行える環境を整えるとともに、より効率的な生産体制の構築や流通の合理化、米粉の利用促進、輸出による米の国内外の需要開拓を図ることが重要です。



米粉を使用したスフレショコラ
資料：株式会社モンサンクレール

このため、産地・生産者による多様な用途の米の作付判断に資するきめ細かな情報提供を行うほか、農業の構造転換のための農地の大区画化、共同利用施設の再編集約・合理化といった施策に集中的に取り組んでいるところです。また、育苗・田植作業が不要となる直播(ちょくはん)栽培等の普及や、再生二期作等の新たな技術の確立、近年の高温による影響等を踏まえた高温耐性・多収品種への切換えを推進するとともに、多様化する実需者ニーズに対応するための流通等の共同化の取組や、小売事業者等と生産性向上に取り組む産地との長期契約に基づく直接取引等のモデル構築への支援により、米の流通構造の合理化・効率化等を推進することとしています。

米粉については、延べ14万人を超えるフォロワー数を獲得した米粉情報サイト「米粉タイムズ」に加え、「米コ塾」による情報発信や新商品開発への取組支援等を進めてきた結果、米粉の特徴を活かしたおいしい商品が次々と開発され、飲食店や量販店等において米粉を使用したメニューや米粉パン等が定番商品となるなど、令和6(2024)年度の米粉の需要量は5.6万tと、令和2(2020)年度に比べ2万t増加しました。更なる市場規模の拡大に向けては、輸出も含めた新たな市場ニーズを捉えた商品開発への支援やSNSを活用した米粉レシピのライブ動画の配信、外食チェーン店と連携したグルメフェアの開催による喫食機会の拡大等を通じた新たな需要の創出を図るとともに、米粉加工に適した専用品種の開発・普及等による需要の増加に対応した米粉用米の生産量の確保と生産コストの削減を推進することとしています。

米・パックご飯・加工米飯・米粉及び米粉製品の輸出については、認定農林水産物・食品輸出促進団体[3](以下「認定品目団体」という。)である一般社団法人全日本コメ・コメ関連食品輸出促進協議会等による、業界一体となったプロモーション等への支援を行うなど、官民で日本産米の需要拡大に取り組んできた結果、令和7(2025)年の輸出量は約4.8万tとなり、直近5年間で約2.3倍に拡大しました。同年4月に閣議決定した食料・農業・農村基本計

[1] 第4章第2節及び第3節を参照
[2] 米の需給・価格等に関する情報提供を行っている、公益社団法人米穀安定供給確保支援機構が、委員会の事務局を担当
[3] 第3章第2節を参照

画(以下「基本計画」という。)では、令和12(2030)年に「米・パックご飯・米粉及び米粉製品」として、35.3万tの輸出量の達成を目指すこととしており、輸出の伸びを更に加速させるため、日本食のプロモーションや商流構築、国内外を一貫してつなぐサプライチェーンのモデル構築、おにぎり屋、日本食レストランといった日系外食企業の海外進出や、農地の集積・集約化や大区画化、多収品種の作付拡大等の生産性向上に取り組む大規模輸出産地の形成等を推進していきます。

(酒造好適米の安定供給に向けた取組を実施)

主食用米の価格高騰等に伴い、主食用米の作付けが増加して、醸造用に適した酒造好適米の作付けが減少したため、事業者から日本酒原料米の確保を心配する声が出ていました。このため、産地と実需の連携強化の下、生産性向上等に取り組む酒造好適米生産者への支援に取り組むこととしています。

また、我が国の「伝統的酒造り」[1]という観点からも重要な酒造好適米の安定的な生産・供給に向け、「日本酒原料米の安定取引に向けた情報交換会」を毎年開催し、日本酒原料米の生産者団体と実需者である酒造組合との間で情報共有を図っています。

(食糧法の改正を検討)

米価高騰の要因及び政府備蓄米の売渡しの対応を検証する中で、農林水産省が多様化する流通実態を把握できていなかったことや政府備蓄米の売渡手続に時間を要し、機動性を欠くという課題が明らかになりました。

このため、米の安定供給に向けて、国が流通実態をより正確に把握し、その流通状況に応じて適確な対応を行えるよう、食糧法の改正を検討しています。

具体的には、米の流通が多様化していることを踏まえ、米穀を取り扱う事業者について、届出の対象を拡大するとともに、米の在庫数量等の定期報告制度を創設することとしています。

また、備蓄制度については、生産量の減少による供給不足に加えて、需要量の増加等による供給不足にも備えて保有できるよう、備蓄の保有目的を見直すとともに、備蓄米の迅速な流通を可能にするため、政府備蓄を補完するものとして、民間備蓄制度を創設することとしています。

あわせて、米の需要を拡大し、これに応じた生産を推進するために、米の需要の減少を前提とした生産調整に関する規定を廃止するとともに、生産者は需要に応じた生産に主体的に努力すること、政府は輸出等により需要を拡大しつつ、需要に応じた生産を促進すること等を明記することとしています。

(水田政策の見直しに向けて)

農業者の急減という農業構造の変化に対応し、農業生産の維持・拡大を図り、食料安全保障を確保するためには、少数の農業者がより多くの農業生産を担う農業構造へ転換すべく、生産性向上を図る必要があります。

このため、基本計画に基づき、水田政策について、作物ごとの生産性向上等への支援へと転換する方向で、令和9(2027)年度から根本的に見直すこととしています。

[1] 令和6(2024)年12月にユネスコ無形文化遺産に登録

トピックス

1　地域農業の将来を描く
　　地域計画の取組

2　特別企画：
　　昭和100年を振り返って

トピックス 1 地域農業の将来を描く地域計画の取組

農業者の減少や高齢化が進み、農地が適切に利用されなくなることが懸念される中、農地の有効利用につながるよう、農地の集約化等の取組を加速化することが課題となっています。そのため、令和5(2023)年4月の改正後の農業経営基盤強化促進法では、地域での話合いを通して、目指すべき地域農業の在り方や、将来の農地利用を明確化するための目標地図[1]を内容とする「地域計画」を令和7(2025)年3月末までに策定することとされました。

以下では、地域計画の策定状況と農地の集約化の状況、将来の農地の受皿となる担い手への支援等について紹介します。

(サスティナブルな農業構造への転換が重要)

農業経営体数は全体として大きく減少してきており、品目ごとに異なるものの、令和12(2030)年には令和2(2020)年に比べ半減すると見込まれています(**図表　トピ1-1**)。このような中、農地を適切に利用する経営体を確保していくためには、将来の担い手の育成・確保を推進するとともに、販売金額に占める担い手のシェア拡大や農業者の世代間バランスの確保等を図り、持続可能な農業構造にしていくことが重要です。

このような課題について、地域が一体となって地域農業の将来の在り方や、誰がどの農地を利用していくのかを明確化していくのが地域計画の取組です。

図表　トピ1-1　主な耕種農業に関する農業構造の見通し(経営体数)

(単位：万経営体)

	土地利用型農業				露地野菜		施設野菜		果樹	
	稲作		稲作以外							
	令和2年(2020)	12(2030)	2(2020)	12(2030)	2(2020)	12(2030)	2(2020)	12(2030)	2(2020)	12(2030)
農業経営体計	54.3	23.6	5.5	3.8	10.4	6.2	6.1	4.6	12.9	6.5
法人等団体経営体	1.2	1.6	0.4	0.5	0.3	0.4	0.2	0.3	0.2	0.2
主業経営体	6.2	2.7	2.0	0.9	3.7	1.8	3.5	1.7	3.9	1.9
準主業・副業的経営体	46.9	19.2	3.1	2.5	6.4	4.0	2.4	2.5	8.8	4.3

資料：農林水産省作成

注：1) 農林業センサスの「販売金額1位の部門別」データを用い、令和12(2030)年の数値については、平成22(2010)年から令和2(2020)年までの10年間のすう勢(法人等団体経営体の増加、個人経営体の減少や基幹的農業従事者の減少等)に基づき推計

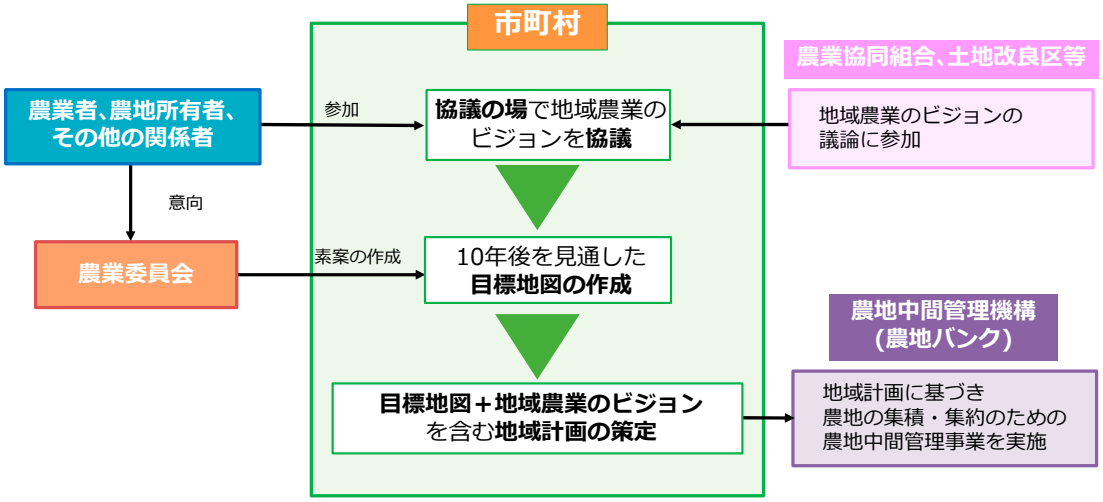
2) 「稲作以外」は、麦類作、雑穀・いも類・豆類、工芸農作物の合計

(地域計画の策定を推進)

地域計画は、地域農業の将来設計図となるものであることから、地域の農業関係者が一体となって話し合い、若年者や女性、新規就農者、法人等の幅広い意見を取り入れながら策定していくこととしています(**図表　トピ1-2**)。

[1] 農用地の効率的かつ総合的な利用に関する目標として、農業を担う者ごとに利用する農用地等を定め、地図に表示したもの

図表 トピ1-2 地域計画策定の流れ



資料：農林水産省作成

（事例）新規就農希望者が地域計画の話合いに参加（沖縄県）

沖縄県東村（ひがしそん）では、農地の集積率が低く、高齢化や担い手不足による遊休農地*の増加が課題となっています。

同村では、パインアップル等の栽培が盛んであり、同県外からの新規就農希望者が増えていたことから、地域計画の策定に当たっては、新規就農者が実践的な農業経営を学ぶ場である東村新規就農者育成センターと連携し、新規就農希望者に地域計画の話合いへの参加を呼び掛けました。その上で、法人への就労マッチングや同センターでの研修、利用予定の遊休農地の再生整備等の支援を行うとともに、地域計画において、話合いに参加した新規就農希望者を将来の同村の農業を担う者として位置付けました。これらの新規就農希望者は同県外から移住して、同センターからの支援を受け、同村の特産品であるパインアップルの生産者として就農しています。

今後は、地域計画を定期的に更新していくとともに、同センターの受入体制を整備し、地域全体で新規就農者と農地のマッチングを進めていくこととしています。





東村での話合いの場

資料：沖縄県東村

＊ 第2章第3節を参照

（事例）地域計画を通じて耕畜連携や自給飼料の増産を推進（千葉県）

千葉県南房総市では、自給飼料の増産のため畜産農家を中心に飼料作物の作付けをしており、同市における水田面積のうち約1割が飼料作物となっています。同市の和田地区では、畜産農家から播種や収穫等の飼料の生産作業を受託する外部支援組織であるコントラクターが中心となり飼料作物を生産しています。

同市では、令和5(2023)年度から地域計画の策定に向けた話合いが開始されました。話合いには畜産農家も積極的に参加し、耕畜連携や自給飼料の生産、コントラクターの位置付け等が地域計画に盛り込まれました。従来は土地改良区や地区単位の耕種農家のみの集まりだったところ、畜産農家を含む、より広範な地域の農業関係者が参集したことで、参加者からは、「将来の農業についての率直な意見交換ができ、目標地図の作成によって視覚的な情報から目指す形が認識できた」といった好意的な意見が出されました。また、ほ場の条件に応じて水稲作付エリアと飼料作物作付エリアを分けるといった方向性を確認することができました。

今後は、地域計画の見直しの話合いに係るアンケート調査を実施し、農地の更なる有効活用に向けて情報を更新していくこととしており、地域計画の策定を通じて耕畜連携や自給飼料の増産に向けた取組が広がっていくことが期待されています。





南房総市での話合いの場
資料：千葉県南房総市

（全国18,894地区において地域計画を策定）

地域計画が策定されている市町村数・地区数は、令和7(2025)年4月末時点で1,615市町村、18,894地区となっています(**図表　トピ1-3**)。

図表　トピ1-3　地域別の地域計画策定市町村数・地区数、地域計画区域内の農用地等面積

	北海道	東北	関東	北陸	東海	近畿	中国・四国	九州・沖縄	全国
策定市町村数(市町村)	172	223	394	80	119	172	195	260	1,615
(参考)策定予定数	172	223	395	80	120	174	197	265	1,626
策定された地域計画数(地区)	489	2,513	3,050	1,998	1,033	3,906	2,216	3,689	18,894
(参考)策定予定数	489	2,514	3,120	1,998	1,158	4,350	2,271	3,705	19,605
地域計画区域内の農用地等面積(万ha)	120.0	84.4	67.9	30.8	13.6	16.6	37.6	51.4	422.2
目標地図に位置付けられた農業者の10年後の経営面積	108.7 (91%)	54.1 (64%)	34.5 (51%)	23.9 (77%)	7.8 (57%)	11.5 (69%)	15.0 (40%)	32.9 (64%)	288.3 (68%)
将来の受け手が位置付けられていない農地面積	11.2 (9%)	30.3 (36%)	33.4 (49%)	6.9 (23%)	5.8 (43%)	5.1 (31%)	22.6 (60%)	18.5 (36%)	133.9 (32%)

資料：農林水産省作成
注：1) ( )内は、地域計画区域内の農用地等面積に占める割合
2) 令和7(2025)年4月末時点の数値

地域計画区域内の農用地等面積は422万2千haであり、このうち将来の受け手が位置付けられていない農地面積は約3割にも上ります。中国・四国、関東地域において、受け手が位置付けられていない農地の割合が高くなっています。

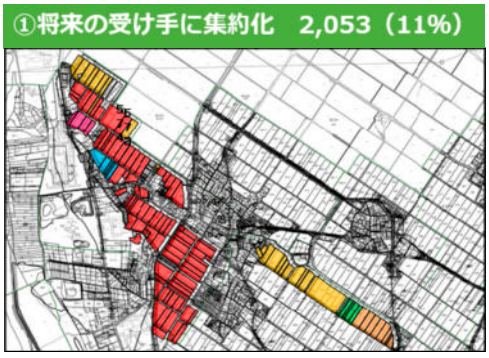
また、策定された地域計画における目標地図の分類を見ると、将来の受け手に農地を集約化した目標地図を作成できた地域計画は約1割となっています(**図表　トピ1-4**)。

これらの主な要因としては、貸し先について所有者の意向が強い場合があるほか、不在村農地所有者の存在等により農地の利用意向の把握が不完全であったことで十分な話合いを実施できなかったことがあります。また、市町村によっては議論をリードする人材が不足していること等により関係者の意向の取りまとめが難しいことや、話合いの場を実質化する体制が整備段階にあったことに加え、地域に農地の受け手となる担い手が不足していること等も要因として挙げられます。

図表　トピ1-4　地域別の地域計画における目標地図の分類

	北海道	東北	関東	北陸	東海	近畿	中国・四国	九州・沖縄	全国
策定された地域計画数(地区)	489	2,513	3,050	1,998	1,033	3,906	2,216	3,689	18,894
将来の受け手に集約化	178 (36%)	259 (10%)	103 (3%)	418 (21%)	184 (18%)	513 (13%)	107 (5%)	291 (8%)	2,053 (11%)
現況地図にほぼ近い	243 (50%)	731 (29%)	1,173 (38%)	1,003 (50%)	526 (51%)	1,991 (51%)	737 (33%)	2,132 (58%)	8,536 (45%)
将来の受け手が不足	16 (3%)	1,395 (56%)	1,642 (54%)	568 (28%)	263 (25%)	1,218 (31%)	1,370 (62%)	1,218 (33%)	7,690 (41%)
将来像の方向性はあるが将来の受け手の特定を保留	18 (4%)	112 (4%)	4 (0.1%)	1 (0.1%)	5 (0.5%)	58 (1%)	0	0	198 (1%)
その他(将来の農地利用が確実な農地のみを区域設定等)	34 (7%)	16 (1%)	128 (4%)	8 (0.4%)	55 (5%)	126 (3%)	2 (0.1%)	48 (1%)	417 (2%)

資料：農林水産省作成
注：1) ( )内は、策定された地域計画数に占める割合
2) 令和7(2025)年4月末時点の数値



地域で集約化に向けた意味のある話合いができた地域



現在の農地利用の状況を把握するにとどまり、10年後の姿まで協議できなかった地域

資料：農林水産省作成
注：( )内は、策定された地域計画数に占める割合

(農地の集約化や品目別の団地化を推進)

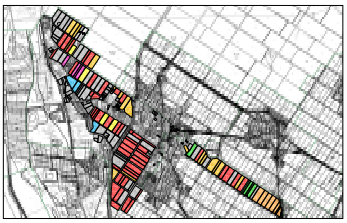
地域計画の策定を通じて農地の集約化が進展した地区も見られています(**図表　トピ1-5**)。このような地区に対して令和7(2025)年5～6月に実施したアンケート調査によると、その要因として、話合いをきっかけに将来の担い手について合意形成が図られたことや、基盤整備によって農地の大区画化が進み、担い手が農地を引き受けやすくなったこと等が挙げられました。また、農地中間管理機構(以下「農地バンク」という。)の活用や担い手の経

営基盤の強化、外部からの担い手の誘致に積極的に取り組んでいる傾向も見られました。

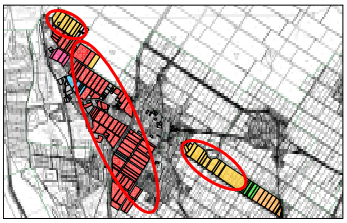
農林水産省では、地域計画の分析を通して農地の集約化の状況と課題を整理し、地域計画の継続的な見直しを後押しするとともに、集約化の進捗率を定量的に評価する手法の実装に向けた検討を行うこととしています。また、農地の効率的な利用に向けて、品目別の団地化が重要であることから、「地域計画を核とした産地づくり」を推進することとしています。

図表　トピ1-5　将来の受け手に集約化している地域の例(平地農業地域)

水稲・小麦・大豆の土地利用型中心の地域となっており、複数の法人(丸印)が地域の後継者のいない農地を一手に引き受け集約化し、営農しやすいよう団地化



現況地図(令和4(2022)年度)



目標地図(令和14(2032)年度)

＊写真の出典は、A県B市

資料：農林水産省作成

(地域計画の継続的な見直しが必要)

地域計画は、その策定過程を通じて、地域の課題が浮き彫りとなるものであり、一度策定して終わりとするのではなく、市町村を始めとする関係機関や地域の農業者の話合いにより継続的に見直し、完成度を高めていくこととしています。

特に、目標地図が現況地図に近い地域や、将来の受け手が位置付けられていない農地が多い地域等については、担い手の育成・確保とともに、担い手への農地の一層の集約化を通じて受け手不在の農地の解消を進めていくことが必要となっています。また、将来の地域農業を見据えた地域計画にしていくためには、今後地域を担っていく若者が、地域計画に参画していくことが必要です。これらに当たっては、農業者を支える市町村の職員数が減少する中[1]、市町村に加え、農業委員会や農業協同組合（以下「農協」という。）、土地改良区、農地バンク、都道府県等の関係機関・農業関係者が一体的に取組を進めるための推進体制を整備することが重要です。さらに、地域の幅広い関係者で話合いを行った結果として、将来の受け手に農地を集約化する目標地図を作成できた地域であっても、その後、地域計画の広域化等の変化が生じれば、その実情に応じた見直しが必要です。

農林水産省では、地域計画の継続的な見直しを全国的に展開することに加え、農地の集約化に取り組む地域への支援や、農地バンクによる農地の引受機能の強化、大区画化等の基盤整備の推進、農地の受皿となる担い手の機械導入等への支援、新規就農の促進、地域外からの担い手の誘致への支援等を実施していくこととしています。

地域計画(地域農業経営基盤強化促進計画)

URL：https://www.maff.go.jp/j/keiei/koukai/chiiki_keikaku.html

[1] 第6章第2節を参照

トピックス2 特別企画：昭和100年を振り返って

令和8(2026)年に、昭和元(1926)年から起算して満100年を迎えます。昭和から平成、令和にかけての100年間で、我が国の食料・農業・農村は大きく変わりました。以下では、令和7(2025)年度の特別企画として、社会・経済の全般的な動き、国民生活の変化、農業生産・農業構造の動向、農村の変化について紹介します[1]。

(1) 昭和初期から戦中、戦後復興にかけての食料・農業・農村

(昭和元～20年)

昭和初期においては、国民所得の増大や都市化に伴って食生活の質が向上し、農業生産の構成も変化していきました。生糸の価格が暴落し、桑の生産に代わって野菜や果実の生産が増加する中、農業関係の試験研究の体制が整い、農作物の品種開発と栽培技術の向上、家畜の改良に向けた環境整備が行われました。

例えば稲は寒さにはあまり強くないため、北海道や東北等では昭和初期において稲が十分に実らない冷害が起きました。このため、耐冷性を強化した品種の開発が進み、昭和6(1931)年に多収性、耐冷性、そして良食味を兼ね備えた品種「水稲農林1号」が誕生しました。また、西洋りんごについては、欧米から様々な品種を輸入して栽培試験を行ってきましたが、昭和初期にかけて、試験研究機関による組織的な国産品種の開発が開始されました。

こうした取組を背景に、我が国の農業は、世界恐慌[2]の影響を受けながらも、農業者の経営多角化で対応し、野菜や果実、工芸農作物、畜産の生産が大幅に拡大しました。食糧自給の面からは、小麦の増産が注目され、技術的な改良等を通じて増産が図られました。

流通・消費面を見ると、鉄道交通網の発達により、野菜や果実の長距離輸送が増加しましたが、昭和初期の家庭には冷蔵庫等の電化製品が普及しておらず、生鮮食品の長期保存は困難でした。

このような中、昭和2(1927)年には、京都市で中央卸売市場法に基づく初の中央卸売市場が開設されました。その後、昭和5(1930)年に高知市、昭和6(1931)年に横浜市、大阪市、昭和7(1932)年に神戸市、昭和10(1935)年に東京市(当時)で、それぞれ中央卸売市場が開設されました。



せりの様子
資料：東京都中央卸売市場

昭和14(1939)年に始まった第二次世界大戦下では、米や麦等の生産が優先され、生糸や果実等の生産が減少したほか、昭和17(1942)年には食糧管理法が制定され、様々な物資の統制が行われる中で、米麦についても配給統制が行われました。さらに、肥料等農業生産資材の配給、労働力の調整が行われ、農業の生産構造や農村は著しく変化しました。

---

[1] 参考文献一覧を参照
[2] 昭和4(1929)年に米国で発生し、世界的に影響を及ぼした。

（戦後～昭和35年）

戦後農政の主要な課題は、食糧の確保と農村の民主化、農業の近代化でした。自作農創設特別措置法の制定等の農地改革により、自作農が多数を占める農業構造が創出されるとともに、農業協同組合法の制定により、零細経営を協同の力により補完する協同組合の発達が促進されました。また、昭和26(1951)年には農業委員会等に関する法律が制定され、農業全般にわたる問題を総合的に解決するための民主的な農民代表機関として行政委員会である農業委員会が設置されました。



食糧難に対応するために設けられた国会議事堂前の畑

資料：株式会社共同通信社

深刻な食糧難を打開していくため、国内の食糧増産や肥料の生産体制強化が喫緊の課題であり、農薬取締法や肥料取締法、植物防疫法の制定等に加え、土地改良法の制定により、国営事業等による農地の開拓や、農業用水の開発が積極的に行われるようになりました。さらに、頻発する災害を乗り越えて農業生産を軌道に乗せるため、昭和22(1947)年に農業災害補償法が制定されました。



昭和30年の学校給食

資料：独立行政法人日本スポーツ振興センター

困難な食糧事情ではあったものの、昭和22(1947)年には、救援物資を受けつつ学校給食が主要都市を対象に再開され、徐々に全国に展開され、昭和29(1954)年には学校給食法が制定されました。この後、学校給食は時代とともに形を変えていきました。本トピックスでは、学校給食のメニューを時代とともに振り返ります。

農林水産物・食品の品質改善を目的として、昭和25(1950)年に農林物資規格法[1]が制定され、農林物資の規格と格付(検査)から成るJAS(日本農林規格)[2]制度が創設されました。流通・消費面を見ると、昭和28(1953)年には、消費者が自ら商品を選び、購入する我が国初のセルフサービス式スーパーマーケットが開業し、昭和30年代から食品スーパーや総合スーパーが各地に展開されるようになりました。

我が国経済が戦後復興を遂げる中で、農業生産も、昭和20年代後半には戦前の水準まで回復しました。また、昭和31(1956)年には、「水稲農林1号」を親として、耐冷性、食味を改良した特性を持つ「コシヒカリ」が誕生しました。

(2) 高度経済成長期から国際化が進展する中での食料・農業・農村

（昭和36～44年）

昭和30年代の経済成長過程において、農業従事者と他産業従事者との所得格差が拡大しました。農業部門から他産業部門への労働力の移動や、農産物の消費の拡大と需要構造に変化が生じるなど、農業をめぐる環境は大きく変化しました。

このような状況を踏まえ、昭和36(1961)年に、農業の生産性の向上、農業従事者と他産業従事者との生活水準の均衡を目標とする「農業基本法」が制定されました。同法におい

[1] 平成29(2017)年の改正による正式名称は「日本農林規格等に関する法律」
[2] 第4章第2節参照

ては、生産政策(農業生産の選択的拡大、農業の生産性向上等)、価格・流通政策(農産物価格の安定及び農業所得の確保、農産物の流通合理化等)、構造政策(農業経営の規模拡大、農業経営の近代化、協業の助長等)を3本の柱とする農業政策の方向付けが行われ、同法に基づき各種政策が展開されました。また、同法に基づき同年度版から農業白書が作成・公表されました。

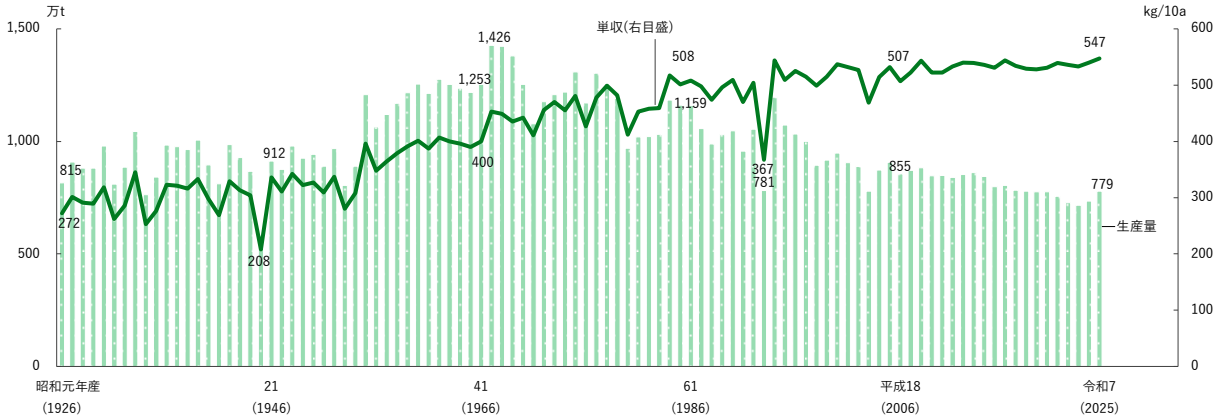
昭和39(1964)年には、我が国はIMF[1](国際通貨基金)8条国へ移行するとともに、OECD[2](経済協力開発機構)へ加盟することにより、開放経済体制へ移行し、農業部門の対応も課題となっていきました。

農業生産の選択的拡大という考え方の下で、各種政策が講じられた結果、畜産や園芸の生産拡大が進み、農業総産出額は、昭和35(1960)年の1兆9千億円から昭和44(1969)年の4兆7千億円と大幅に向上しました。一方、小麦、大豆、飼料穀物の輸入量の急増と国内生産の大幅な減少、これに伴う作付延べ面積の減少が進みました。

また、稲作技術が向上し、米の単収は、昭和元(1926)年産の200kg/10a台から昭和41(1966)年産の400kg/10aへと飛躍的に増加しました(**図表 トピ2-1**)。一方、米の年間1人当たり消費量[3]は、昭和37(1962)年度に118kgとなって以降、減少傾向となり、昭和44(1969)年度には100kgを下回りました。

この結果、供給熱量ベース総合食料自給率は、昭和40(1965)年度は73%でしたが、以降、米の消費量の減少、畜産物や油脂類の消費拡大等の食生活の変化とともに長期的に低下傾向をたどりました。

図表 トピ2-1 米の生産量と水稲の単収



資料:昭和元(1926)～32(1957)年産までは農林省「農林省統計表」(昭和17(1942)及び18(1943)年産のみ農商省「農商省統計表」)、昭和33(1958)年産以降は農林水産省「作物統計」

注:1) 生産量は収穫量(子実用)の数値

2) 昭和19(1944)年産から昭和48(1973)年産までは沖縄県を含まない。

農業構造については、兼業化が進展するとともに、農業者の高齢化も進行しました。また、都市的土地の需要拡大に伴う農地価格の上昇等により、土地利用型農業の規模拡大は進みませんでした。

[1] International Monetary Fundの略
[2] Organisation for Economic Co-operation and Developmentの略
[3] 国民1人・1年当たり供給純食料

価格・流通政策としては、品目ごとの価格安定等に係る法制度が整備され、著しい価格低落時の補給金の交付等が行われ、農業経営の安定に貢献しました。

流通・消費面を見ると、高速道路網の発達により、遠方の産品を含めた多様な食材の生産地から消費地への輸送が可能になりました。昭和30年代半ば(1960年頃)には、食品の製造工程や包装工程の機械化、冷凍等による保存期間の長期化等の食品製造技術は著しく進歩し、昭和43(1968)年にはレトルト食品が登場しました。

また、2ドア式の冷凍冷蔵庫の普及を背景に、水産系の食品製造事業者が食品の冷凍加工を目指した本格的な研究に取り組み、冷凍食品に適した調理方法を開発し、調理冷凍食品を市販したことにより、次第に食品スーパー等で専用の売場が設けられるようになりました。昭和31(1956)年から派遣が始まった南極地域観測隊の食料として冷凍食品が採用されたことや、昭和39(1964)年に開催された東京オリンピック[1]の選手村で多くの選手等に短時間で提供するために冷凍食品が使用されたことで、外食分野での冷凍食品の導入が進み、家庭での消費も拡大しました。



家庭消費向けの冷凍食品売場
資料：株式会社ニチレイ

農村においては、情報伝達や交通手段の発達により生活上の利便性が改善され、農業者の消費水準が高まった一方、混住化や農地転用の進行等が土地のスプロール化を招きました。このため、農業生産に必要な農用地等の確保及び農業の健全な発展を図ることを目的とする「農業振興地域の整備に関する法律」等が制定されました。

(昭和45～54年)

1970年代においては、昭和48(1973)年のオイルショックを境に、国内経済のインフレとそれに続く不況等の厳しい局面を経験し、安定成長へと移行しました。都市化、工業化は全国に波及し、都市の過密とその一方で農村の過疎化が進みました。1年のうち一定期間家族のもとを離れて職に就く出稼労働者数は昭和40年代後半以降減少傾向にあり、地方から都市部への人口移動は、高度経済成長の終わりに向けて、勢いを弱めつつも、継続しました。



昭和40年代後半の学校給食
資料：一般財団法人武蔵野市給食・食育振興財団

農業者の状況を見ると、在宅の雇用兼業が一般化し、農業者と非農業者の生活水準は、昭和40年代後半には均衡に向かいました。昭和45(1970)年には、第2種兼業農家[2]が5割を占め、かつ兼業農家の多くは経営を稲作にシフトし、土地を資産的に保有する傾向を強めた一方、専業的な経営は養豚や養鶏、施設園芸といった土地に依存しない資本集約的な部門での発展を図る方向に向かいました。

農業生産面においては、米については昭和41(1966)年度に完全自給を達成しましたが、

[1] 正式名称は「第18回オリンピック競技大会」
[2] 兼業所得の方が農業所得よりも多く、世帯員の中に兼業従事者が1人以上いる農家

消費が減退している中で生産量が増加し続け、供給過剰状態となって昭和45(1970)年には政府米在庫量が720万tに達し、昭和46(1971)年から生産調整が本格実施されました[1]。米のほかにも、みかんや生乳等の農産物の需給が緩和しました。

食生活では、肉類の消費が伸びた一方、穀物の消費が減少しました。農産物輸入は増加を続け、我が国は世界的に上位に位置する農産物純輸入国となり、供給熱量ベース総合食料自給率は50%台になりました。昭和47(1972)年の東欧や旧ソヴィエト連邦における穀物の不作に始まる国際農産物需給の逼迫(ひっぱく)は、昭和48(1973)年の米国産大豆の禁輸措置につながり、国民の食料供給に対する関心が高まる一つの契機となりました。学校給食では、カレーライス等のメニューが見られるようになり、飲み物として牛乳が提供されるようになりました。

流通・消費面を見ると、生鮮食料品等を安定的・効率的に供給するため、昭和46(1971)年に卸売市場法が制定され、卸売市場施設の整備や、その適正かつ健全な運営を確保すること等により、取引の適正化や生産・流通の円滑化が進められました。これによって、食生活は高度化、多様化し、この動きに対応して食品の加工・流通を担う食品産業は大きく成長しました。昭和40年代半ばから、カップ麺の登場に加え、外食産業では、チェーン店経営によるファミリーレストランやファストフードの業態が登場しました。昭和40年代には、米国のコンビニエンスストア業態が我が国の小売業界にも導入されました。



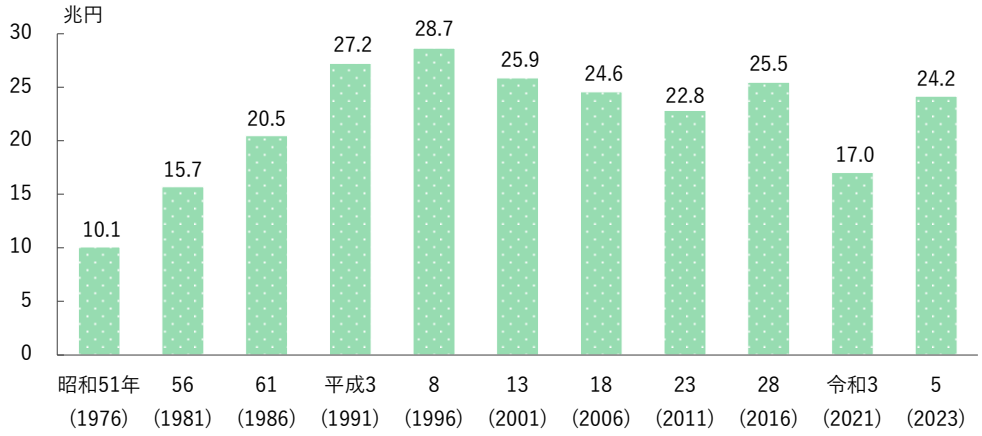
我が国初のフランチャイズ方式による
コンビニエンスストア
資料：株式会社セブン-イレブン・ジャパン

(昭和55～63年)

二度にわたるオイルショックを克服した我が国経済は、1980年代に入り、好調な対外輸出等に支えられて景気拡大基調となりました。国民の食生活は、所得向上、生活様式の変化等を背景に多様化が一層進みましたが、全体的には食料消費の伸びは緩やかなものとなり、栄養的には飽和に近い状態になりました。こうした中で、我が国の風土に根差し、バランスの取れた日本型食生活の維持・定着が課題とされました。昭和61(1986)年には、外食産業の市場規模は20兆円を超える規模となりました(**図表 トピ2-2**)。

[1] あわせて、昭和46(1971)年以降、2度にわたり過剰米処理を実施

図表 トピ2-2 外食産業の市場規模



資料：一般社団法人日本フードサービス協会「外食産業市場規模推計」を基に農林水産省作成

また、食生活の洋風化や多様化が進み、弁当やおにぎり等の中食の利用が拡大し、スーパーマーケット等では中食の売場が拡大しました。昭和63(1988)年には、冷蔵による宅配サービスが開始され、冷蔵・冷凍保存を必要とする食品や生鮮食品を入手できる場が店舗以外にも拡大する契機となりました。学校給食では、主流であるコッペパンのほか、揚げて調理されたパンも提供されていました。



スーパーマーケットの総菜売場

農業においては、大幅な円高に加え、農産物の国際需給も緩和したことから、農産物の内外価格差が拡大し、その縮小に向けた生産性向上のための取組が強化されるとともに、需給緩和基調が続く米、小麦、加工原料乳等の行政価格の引下げが行われました。さらに、昭和63(1988)年に牛肉、かんきつ等の輸入自由化が決定されました。農業総産出額は、昭和59(1984)年の11兆7千億円をピークに減少しており、品目別に見ると、昭和63(1988)年頃には、米、畜産、野菜・果実の産出額がほぼ同じとなりました。農産物の品種開発や優良品種の普及が進み、例えば果実については、日持ちが良く、良食味を兼ね備えたリンゴ品種の「ふじ」[1]が広く普及し、おおむね昭和62(1987)年以降、「ふじ」は国内のりんご生産量の5割程度を占めるようになりました。



昭和50年代から60年代初めの学校給食
資料：一般財団法人武蔵野市給食・食育振興財団

農業構造については、高齢専業農家が増加し、第2種兼業農家が減少する中で、農用地利用増進法に基づき、生産性の高い担い手の育成確保とともに、担い手を中核とした地域農業の組織化が推進されました。

[1] 昭和37(1962)年に品種登録

農村においては、中山間地域等の条件不利地域では過疎化が進行し、地域社会の維持が困難となる地域も見られるようになりました。一方、農村で農業が営まれることにより発揮される国土の保全や水源の涵養、自然環境の保全等の多面的機能に注目する動きも見られるようになりました。一村一品運動に代表される農産物の高付加価値化と地場消費の開拓の取組やふるさと小包に見られる地域から都市部に向けた発信の取組も活発になりました。

(平成元～10年)

平成に入ると、国際的には東西ドイツの統一、旧ソヴィエト連邦の崩壊等による冷戦体制の終結といった政治経済体制の枠組みに大きな変化が生じました。また、国内では、平成3(1991)年のバブル経済崩壊以降、我が国経済社会は長い低迷期に入りました。さらに、情報通信技術や交通手段の飛躍的な発達により、経済社会のボーダレス化が急速な勢いで進みました。こうした中で、平成5(1993)年には、ガット・ウルグアイ・ラウンド交渉が実質合意されるなど、農産物貿易の自由化が進み、平成7(1995)年には新たな世界の貿易ルールとして包括関税化の実施、農業保護の削減、輸出補助金の削減を進めるWTO[1]農業合意が実施に移されるなど、新たな国際環境に対応した農政を展開していく必要性が増大しました。

また、国民の意識や生活様式が、健康や暮らしの心地良さ等を優先する価値観へと変化する兆しがある中で、食生活は量的にも質的にも充足し、安全性等への関心の高まりに対応した表示・規格制度の充実や、環境への配慮に対応した循環型社会の実現に向けた取組も進展しました。



平成2年頃の学校給食

資料：一般財団法人武蔵野市給食・食育振興財団

農業政策については、経営感覚に優れた効率的かつ安定的な経営体の育成を狙いとする構造政策の強化や価格政策の見直し等が進められました。職業としての農業を見直す動きもあり、新規就農青年数[2]は順次回復傾向となり、平成10(1998)年には年間に1万人を超えました。また、政府による食糧管理に重点を置き、厳格に流通ルートを特定する制度から、流通面の規制を緩和し、生産者の自主性の発揮や流通の合理化を図る制度とするため、食糧管理法を廃止し、食糧法が平成6(1994)年に制定されました。

農業技術面では、米について、平成5(1993)年の大冷害を受け、「ひとめぼれ」等の耐冷性に優れた品種の普及が進みました。また、遺伝子解析技術の進展や情報通信技術の発達により、品種開発の効率化が進み、スマート農業の基盤となる技術も確立されました。

農村については、過疎化や高齢化が引き続き進行している中で、中山間地域を対象とした施策を実施し、定住化を促進するといった生活環境施設等の整備が行われるとともに、グリーン・ツーリズムを始めとする都市と農村の交流活動等が行われました。

---

[1] World Trade Organizationの略で、世界貿易機関のこと

[2] 新規就農者のうち、「学生」から「農業が主」となった者と、39歳以下の「勤務が主」から「農業が主」となった者の合計

(3) 世界の転換期における我が国の食料・農業・農村

(食料・農業・農村基本法の下での展開)

1990年代後半には、地球資源の有限性や環境問題、食料危機への不安等の課題が一層顕在化し、戦後の農政を形作ってきた制度の全般にわたる抜本的な見直しが必要になりました。このため、21世紀を展望しつつ、国民全体の視点に立って食料・農業・農村政策を再構築し、食料の安定供給の確保と農業・農村の持つ多面的機能の発揮が図られるよう、農業の持続的な発展と農業が営まれる農村の振興を図ることを旨とする「食料・農業・農村基本法」(以下「基本法」という。)が平成11(1999)年に制定されました。基本法に基づいて平成12(2000)年に策定された基本計画では、食料自給率の目標が設けられました。また、基本法に基づき、平成11(1999)年度版から「食料・農業・農村白書」が作成・公表されることとなりました。

2000年代に入ると、原油価格の高騰や国際的な環境への関心の高まり等を背景に石油代替燃料としてのバイオ燃料への需要が高まりました。また、世界的な干ばつや洪水等の異常気象が続くとともに、金融危機、経済危機が発生し、原油等を始めとする原材料価格が高騰したことに加え、世界の人口増加や開発途上国・新興国の経済成長等により、金融市場からの資金が穀物市場へと流れる投機的な動きが広がり、穀物価格の上昇・急騰につながりました。

国内では、BSE(牛海綿状脳症)の発生や、無登録農薬問題、加工乳による大規模食中毒事故、牛肉偽装事件、事故米穀の不正規流通問題といった、食の安全を脅かし、消費者の信頼を揺るがす事案が発生し、国民の食に対する関心と不安が高まり、食品安全に関する各種制度の創設・見直しが行われました。また、口蹄疫や高病原性鳥インフルエンザ等の伝染性疾病の発生等も農業に大きな影響を及ぼしました。



建設会社が農業に参入し、りんどうを生産

農業構造については、平成17(2005)年の農業経営基盤強化促進法の改正により、農地のリース方式による一般法人の農業参入が可能となりました。また、担い手の確保・育成の観点から、品目横断的経営安定対策(平成18(2006)年)や水田・畑作経営所得安定対策(平成19(2007)年)が開始されました。このほか、環境に配慮した栽培方法である有機農業[1]を一層推進するため、平成18(2006)年に「有機農業の推進に関する法律」が制定されました。

平成24(2012)年には、集落や地域における徹底した話合いを通じて、今後の中心となる経営体と、その経営体への農地集積方法や、中心となる経営体とそれ以外の農業者を含めた地域農業の在り方等を定めた「人・農地プラン」の作成が開始されました。くわえて、平成26(2014)年には、農地の貸借を通じて担い手への農地の集積・集約化を進めるための機関として、各都道府県に農地中間管理機構(農地バンク)が創設されました。

流通・消費面では、インターネットの普及に伴い、EC[2]市場が平成10年代以降急速に発展し、書籍や家電等に加え、食品類の取扱いも行われるようになり、日常的に商品を購入

[1] 第5章第2節を参照
[2] Electronic Commerceの略で、電子商取引のこと

する手段となりました。また、平成17(2005)年に制定された食育基本法を受け、平成21(2009)年の改正後の学校給食法には、その目的に学校給食を活用して食育を推進することが明記されました。学校給食では、食育を意識して昔ながらの郷土料理等が提供されるようになりました。

さらに、消費者の視点で政策全般を監視し、消費者行政を一元的に推進する組織として、平成21(2009)年に消費者庁が設置されました。

平成25(2013)年には、「和食」[1]がユネスコ[2]無形文化遺産として登録されました。このことが日本食文化を見つめ直す一つの契機となるとともに、次世代に向けた保護・継承の動きや、農林水産物・食品の輸出等につながることが期待されるようになりました。



平成25年の学校給食
資料：一般財団法人武蔵野市給食・食育振興財団

平成26(2014)年には、地域ならではの自然的、人文的、社会的な要因の中で育まれてきた品質、社会的評価等の特性を有する産品の名称を、地域の知的財産として保護する地理的表示法[3]が制定されました。

また、世界的な貿易の枠組みも大きく変化していきました。WTOでの多国間の貿易自由化交渉が停滞する中、特定の国・地域間で貿易ルールを取り決めるEPA/FTA[4]の締結が世界的に進み、平成30(2018)年12月にはCPTPP[5](環太平洋パートナーシップに関する包括的及び先進的な協定)が、平成31(2019)年2月には日EU[6]・EPAが、令和2(2020)年1月には日米貿易協定が、それぞれ発効しました。これらの協定における輸出先国・地域の関税撤廃等の成果を最大限に活用し、我が国の強みを生かした品目の輸出を拡大していくことが重要です。令和元(2019)年には、輸出促進法[7]が制定され、政府が一体となって農林水産物・食品の輸出拡大を支える制度が整備されるとともに、我が国農林水産業の生産基盤の強化と新市場開拓の推進等の取組が進められました。

さらに、障害者の農業分野での活躍を通じて、農業経営の発展とともに、障害者の自信や生きがいを創出し、社会参画を実現する「農福連携」[8]の取組が広がりました。農福連携は、平成27(2015)年に国際連合(以下「国連」という。)で採択されたSDGs[9](持続可能な開発目標)に掲げられた包摂的な社会の実現にも通じる取組です。

(食料・農業・農村基本法改正へ)

令和2(2020)年に始まった新型コロナウイルス感染症のまん延といった世界的な感染症の流行や、気候変動による生産・流通・消費への複合的なリスクが顕在化している中、令和4(2022)年2月のロシアによるウクライナ侵略等により、世界の食料供給や国内外の物流

[1] 正式名称は「和食；日本人の伝統的な食文化」。第4章第5節を参照
[2] United Nations Educational, Scientific and Cultural Organizationの略で、国際連合教育科学文化機関のこと
[3] 正式名称は「特定農林水産物等の名称の保護に関する法律」
[4] 第1章第6節を参照
[5] Comprehensive and Progressive Agreement for Trans-Pacific Partnershipの略
[6] European Unionの略で、欧州連合のこと
[7] 正式名称は「農林水産物及び食品の輸出の促進に関する法律」
[8] 第6章第2節を参照
[9] Sustainable Development Goalsの略

に大きな影響が生じたことから、地政学的な情勢の不安定化が、輸入依存度の高い我が国の食料供給に深刻な影響を及ぼし得ることが認識されました。

また、世界的には、中国やインド等の新興国の経済が急成長し、食料のほか、肥料等の農業生産資材への需要が増加しており、新興国によるそれらの輸入量も急増しています。我が国が輸入に大きく依存している穀物、油糧種子、肥料や飼料等の調達競争が激化しており、世界中から必要な食料や農業生産資材を望ましい条件で調達できない状況となってきています。

約30年にわたるデフレ経済下で、国内の農産物・食品価格はほとんど上昇しないまま推移しました。実質賃金が上昇しない中で、消費者も低価格の食料を求め、安売り競争が常態化し、サプライチェーン全体を通じて食品価格を上げることを敬遠する意識が醸成・固定化されました。生産コストが増加しても価格を上げることができない問題が深刻化し、農産物や生産資材の価格が急騰した際にも価格に速やかに反映できず、事業継続にも関わる事態が生じるようになりました。



新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴い流通が混乱し、空になった商品棚(豪州)

資料：独立行政法人農畜産業振興機構

また、農業者の減少・高齢化が著しく進行し、基幹的農業従事者[1]数は、平成12(2000)年の約240万人から、令和5(2023)年には約116万人と半減し、その年齢構成のピークは70歳以上層となりました。20年後の基幹的農業従事者の中心となることが想定される60歳未満層は、全体の約2割の24万人程度にとどまっています。

農村においては、都市に先駆けて人口減少・過疎化が進んできました。その結果、集落機能の維持に支障を来す事態も生じています。集落内の戸数が9戸以下になると、用排水路の管理や農地の保全等の集落が担ってきた共同活動が著しく減退するといった状況も見られるようになりました。



国際情勢の変化に伴う調達リスクの高まりを受け、備蓄を開始した肥料原料(茨城県)

このように生産基盤が弱体化する中、基本法が制定された平成11(1999)年には想定されなかった情勢の変化を踏まえ、令和5(2023)年6月に内閣総理大臣を本部長とする「食料安定供給・農林水産業基盤強化本部」において、「平時からの国民一人一人の食料安全保障の確立」、「環境等に配慮した持続可能な農業・食品産業への転換」、「人口減少下でも持続可能で強固な食料供給基盤の確立」という新たな三つの柱に基づく政策の方向性が示されました。

(4) 未来に続く食料・農業・農村

(初動5年間で農業の構造転換を推進)

こうして、令和6(2024)年6月に、基本法は、将来にわたる食料安全保障の確保を基本理念の柱とした内容へ、25年ぶりに改正されました。また、改正された基本法の内容を実現

[1] 個人経営体の世帯員であって、15歳以上の世帯員のうち、自営農業を主な仕事としている者

するため、不測時の食料安全保障の対応を強化するための「食料供給困難事態対策法」[1]や、食品等の持続的な供給を実現するため、食品産業の持続的な発展と合理的な費用を考慮した価格形成を内容とする食料システム法[2]等が制定又は施行されました。

また、改正された基本法で掲げた基本理念に基づき、施策の方向性を具体化する計画として、新たな基本計画が令和7(2025)年4月に策定されました。同基本計画に基づき、基本法改正後の初動5年間で農業の構造転換を推し進めるため、農地の大区画化、共同利用施設の再編集約・合理化、スマート農業技術・新品種の開発・普及、輸出産地の育成等の施策に集中的に取り組んでいます。

農業の持続的な発展の基盤たる役割を果たしている農村は、人口減少・高齢化が進行しており、農村に関わりを持つ人材を増やすなどの農村の活性化に向けた取組を推進しています。

このような中、昭和100年の間、国や都道府県の農業関係の試験研究機関等により絶え間なく行われてきた品種の開発にも変化が見られます。例えば稲については、主に耐冷性や多収性、良食味の観点から品種開発が進められてきましたが、近年では、稲の登熟期における高温の影響で品質の低下が課題となっていることから、高温耐性品種の開発が進められています。また、輸出産地を育成する観点から、低コストで生産できる栽培技術の開発とともに、多収品種の開発への関心が再び高まりつつあります。



高温条件でも白濁が生じにくい水稲の高温耐性品種「にじのきらめき」(左)と既存品種(右)

資料：国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構

リンゴについても、近年の労働力不足や環境変化に対応した品種開発が進められており、例えば食味も良好で機械化適性を持ち省力化に資する「紅(べに)つるぎ」や、気候変動に対応し、高温条件でも果皮の着色が優れた「紅(べに)みのり」や「錦秋(きんしゅう)」等の様々なニーズに対応した品種が開発され、普及が進められています。





リンゴの主力品種「ふじ」(左)と高温条件でも果皮の着色に優れる「錦秋」(右)

資料：国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構

ブドウについても、皮ごと食べられる黄緑色品種である「シャインマスカット」の生産が拡大し、我が国の高品質果実として輸出が進んできたほか、気候変動に対応した新たな品種の開発も進められています。

今後も、我が国の高い技術やノウハウ等の強みを活かしつつ、優良な品種の開発や導入を促進していくことが重要です[3]。

昭和100年にわたる歴史の中で培われてきた成果を確実に継承しつつ、我が国の自然と調和した農業と和食を始めとする多様な食文化を経済社会の持続的な発展に資するよう活用していくため、今後とも国民全体が一丸となって取り組んでいくことが必要です。

---

1 第1章第4節を参照
2 第4章第2節及び第3節を参照
3 第2章第5節を参照

第１章

世界の食料需給と
我が国の食料供給の確保

第１節　世界の食料需給の動向

世界の食料需給は、開発途上国を中心とした世界人口の増加による食料需要の増加、気候変動による異常気象の頻発化、地政学的リスクの高まり等により不安定化しています。このため、食料の国際価格は、新興国の経済発展による需要の増大やエネルギー向け需要の拡大、気候変動の影響等により変動しています。

本節では、国際的な食料需給や食料価格の動向等について紹介します。

(1) 国際的な食料需給の動向

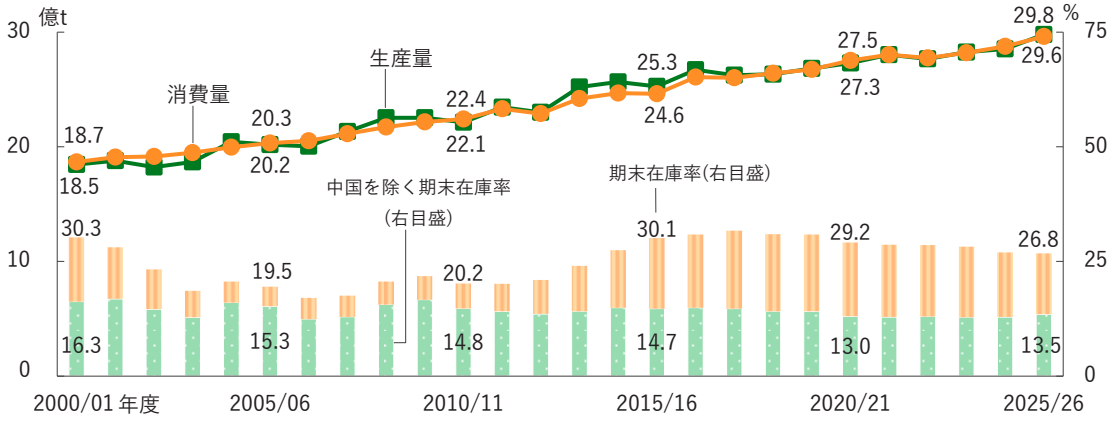
(2025/26年度における穀物の生産量、消費量は前年度に比べ増加)

令和8(2026)年3月に米国農務省が発表した資料によると、2025/26年度における世界の穀物消費量は29億6千万tと、前年度に比べ8.5千万t(3.0%)増加する見込みです(**図表1-1-1**)。これは、開発途上国の人口増加、所得水準の向上等によるものです。

また、生産量は、主に単収の伸びにより消費量の増加に対応しており、同年度は29億8千万tと、前年度に比べ1億2千万t(4.3%)増加する見込みです。

同年度の期末在庫率は26.8%と、前年度に比べ0.2ポイント低下する見込みですが、米国における高温乾燥等により価格が高騰した2012/13年度(21.0%)を上回る見込みです。また、中国を除いて試算した場合の期末在庫率は13.5%にとどまっており、世界的な不作が発生した場合には、食料不足や価格高騰が起こりやすい状況にあります。

図表1-1-1 世界の穀物生産量、消費量、期末在庫率



資料：米国農務省「Production, Supply and Distribution Online」を基に農林水産省作成

注：1) 穀物は、小麦、粗粒穀物(とうもろこし、大麦等)、米(精米)の合計

2) 世界の期末在庫率(%)＝期末在庫量÷(消費量+輸出量-輸入量)×100、中国を除く期末在庫率(%)=中国を除く期末在庫量÷(中国を除く消費量+中国を除く輸出量)×100

3) 令和8(2026)年3月時点の数値

2025/26年度における世界の穀物等の生産量を品目別に見ると、小麦はEU、アルゼンチン、ロシア等で増加することから、前年度に比べ5.2%増加し8億4千万tとなる見込みです(**図表1-1-2**)。

とうもろこしは、米国、中国、ウクライナ等で増加することから、前年度に比べ5.4%増

加し13億tとなる見込みです。

米は、インド、中国、バングラデシュ等で増加するものの、前年度に比べ0.1%減少し5億4千万tとなる見込みです。

大豆は、ブラジル、ロシア、パラグアイ等で増加するものの、アルゼンチン、米国、インド等で減少し、前年度に比べ微減し4億3千万tとなる見込みです。

期末在庫率については、とうもろこし、米、大豆は前年度に比べ低下する一方、小麦は前年度に比べ上昇する見込みです。

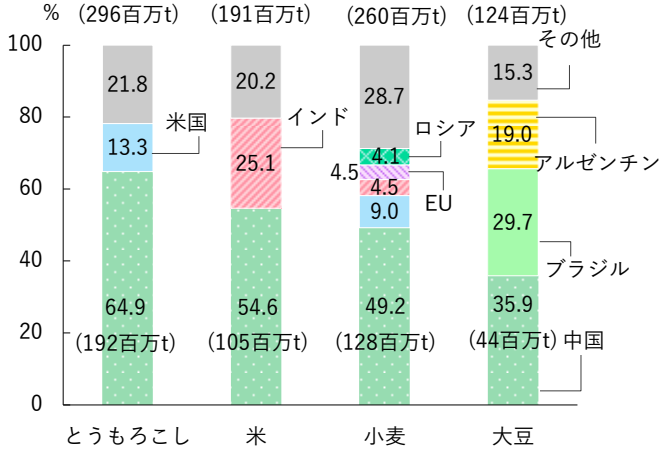
図表1-1-2 2025/26年度における穀物等の生産量、消費量、期末在庫量、期末在庫率

品目	生産量(百万t)	対前年度増減率(%)	消費量(百万t)	対前年度増減率(%)	期末在庫量(百万t)	対前年度増減率(%)	期末在庫率(%)	対前年度差(ポイント)
小麦	842.1	5.2	824.8	1.8	277.0	6.7	33.6	1.5
とうもろこし	1,297.4	5.4	1,300.5	4.0	292.8	-1.0	22.5	-1.2
米	541.3	-0.1	541.0	1.9	191.5	0.2	35.4	-0.6
大豆	427.2	-0.0	424.2	2.6	125.3	1.2	29.5	-0.4

資料：米国農務省「World Agricultural Supply and Demand Estimates」を基に農林水産省作成
注：1) 期末在庫率(%)＝期末在庫量÷消費量(輸出量と輸入量の差で調整された消費量)×100
2) 令和8(2026)年3月時点の数値

また、2024/25年度における世界の穀物等の期末在庫量に占める中国の割合を見ると、とうもろこし64.9%、米54.6%、小麦49.2%、大豆35.9%となっており、突出して高い水準となっています(**図表1-1-3**)。

図表1-1-3 主な穀物等の国・地域別の期末在庫(2024/25年度)



資料：米国農務省「Production, Supply and Distribution Online」を基に農林水産省作成
注：令和8(2026)年3月時点の数値

(世界経済の鈍化等により中期的には穀物等の需要の伸びは鈍化の見込み)

世界経済においては、中期的には中国の成長の鈍化や人口減少が見込まれます。また、インド等の新興国・開発途上国において比較的高い経済成長率が維持されると見られています。将来的に開発途上国の多くの国で経済成長は鈍化すると見られ、世界経済はこれまでより緩やかな成長となる見込みです。

このような中、令和17(2035)年における世界の穀物等の需給について見通すと、需要面

では、開発途上国の総人口の増加、新興国・開発途上国を中心とした所得水準の向上等に伴って食用・飼料用需要の増加が中期的に続くものの、先進国だけでなく新興国・開発途上国においても今後の経済成長の弱含みを反映して穀物等の需要の伸びは鈍化し、より緩やかとなる見通しとなっています[1]。供給面では、今後、穀物や油糧種子の収穫面積が僅かに減少する一方、農業技術の進歩等による生産性の向上により、生産量は増加する見通しとなっています。

世界の食料需給は、農業生産が地域や年ごとに異なる自然条件の影響を強く受け、生産量が変動しやすいこと、世界全体の生産量に比べ貿易量が少なく輸出国の動向に影響を受けやすいこと等から、不安定な要素を有しています。また、気候変動や大規模な自然災害、感染症や高病原性鳥インフルエンザ等の家畜伝染病の流行、ロシアによるウクライナ侵略、イラン等を中心とした中東情勢の緊迫化といった多様化するリスクを踏まえると、食料の安定供給の確保に万全を期す必要があります。

(世界の穀物等の生産量・輸出量のシェア)

米国農務省では、2025/26年度における世界の穀物等の生産量、輸出量の見込みを示しています。

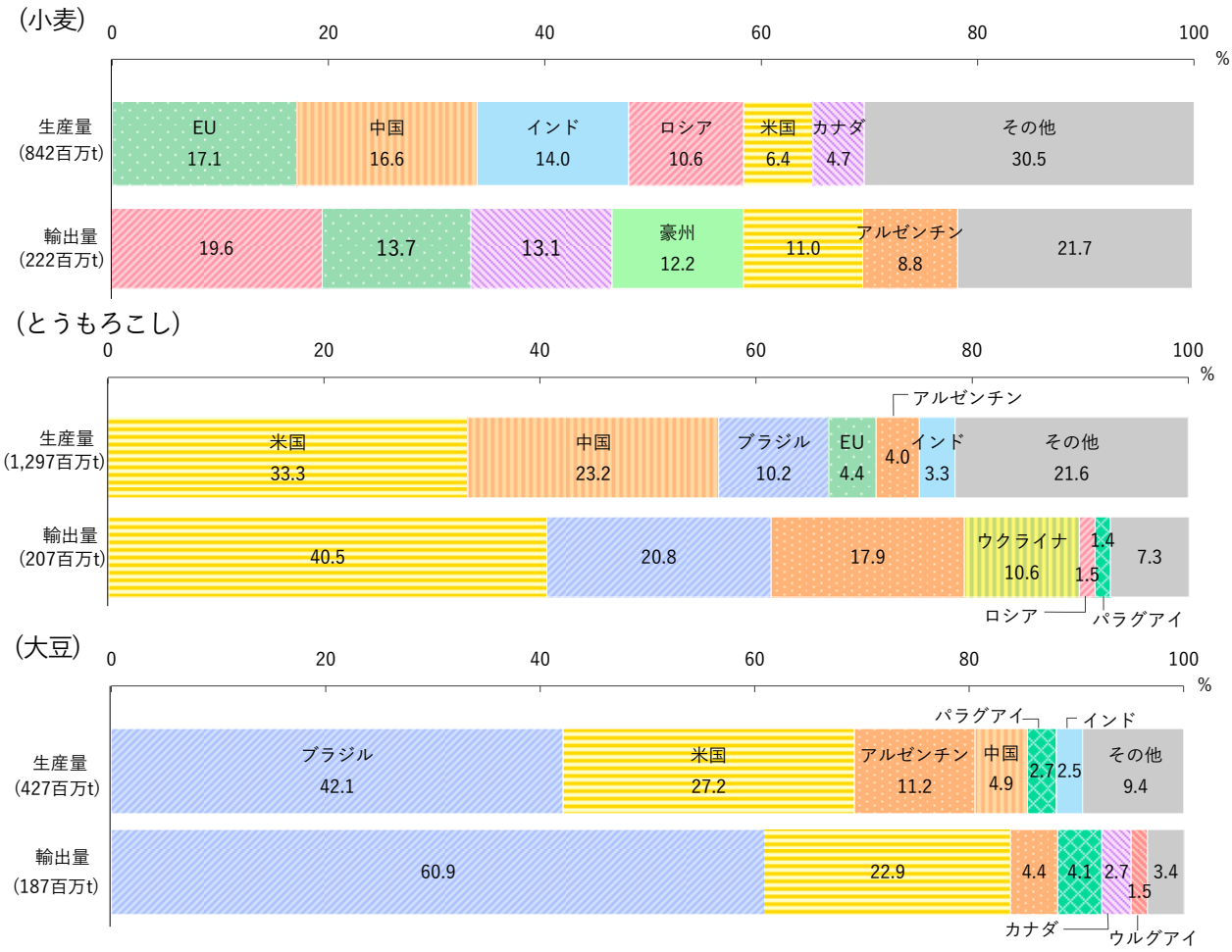
小麦の主要生産国はEU、中国、インド、ロシア、米国、カナダで、世界全体の69.5%のシェアを占めています(**図表1-1-4**)。約20年前の伝統的な輸出国は米国、カナダでしたが、同年度の上位輸出国はロシア、EU、カナダ、豪州、米国、アルゼンチンであり、ロシアのシェアが高まっています。

とうもろこしの主要生産国は米国、中国、ブラジル、EU、アルゼンチン、インドで世界全体の78.4%のシェアを占めています。他方、上位輸出国は米国、ブラジル、アルゼンチン、ウクライナ、ロシア、パラグアイです。輸出量に占めるブラジルやウクライナのシェアの伸びが顕著であり、また、パラグアイとロシアの輸出量はほぼ同水準となっています。

大豆の主要生産国はブラジル、米国、アルゼンチン、中国、パラグアイ、インドであり、世界全体の90.6%を占めています。上位輸出国はブラジル、米国、アルゼンチン、パラグアイ、カナダ、ウルグアイであり、ブラジルのシェアが高まっています。

[1] 農林水産政策研究所「2035年における世界の食料需給見通し」(令和8(2026)年3月公表)

図表1-1-4 世界の穀物等生産量、輸出量のシェア(2025/26年度)



資料：米国農務省「Production, Supply and Distribution Online」を基に農林水産省作成
注：令和8(2026)年3月時点の数値

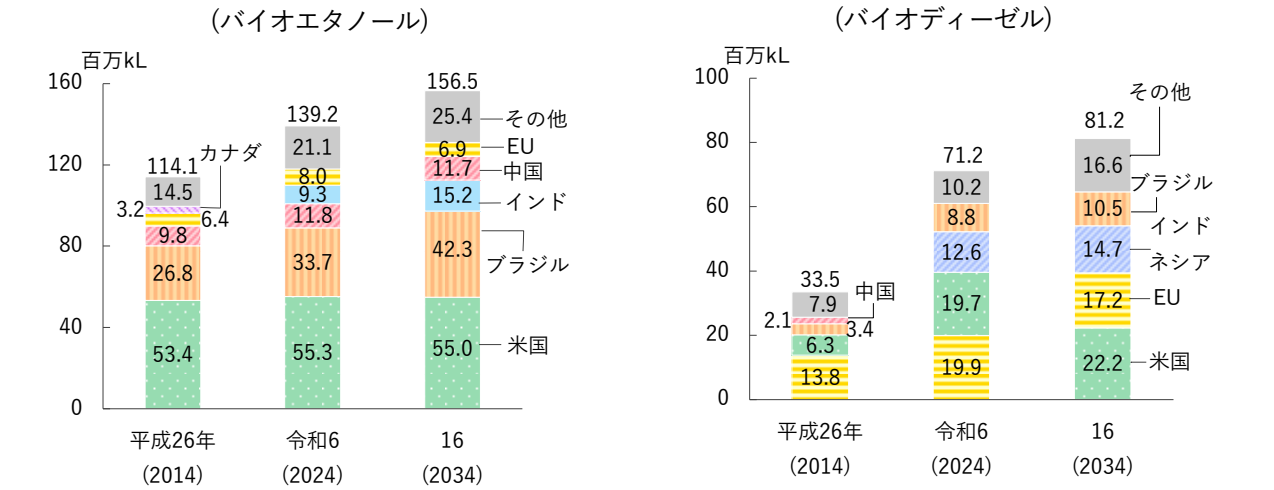
(世界のバイオ燃料用農産物の需要は増加の見通し)

近年、化石燃料への依存からの脱却や温室効果ガス排出量の削減のため、バイオ燃料の導入・普及が国際的に進展しており、とうもろこしやさとうきび、大豆等のバイオ燃料用の農産物への需要が増加しています。

令和7(2025)年7月にOECD及びFAO[1](国連食糧農業機関)が公表した予測によると、令和16(2034)年までにバイオエタノールの消費量は1億5,646万kLへ、バイオディーゼルの消費量は8,124万kLへとそれぞれ増加する見通しとなっています(**図表1-1-5**)。

[1] Food and Agriculture Organization of the United Nationsの略

図表1-1-5 世界のバイオ燃料の消費量と見通し



資料：OECD、FAO「OECD-FAO Agricultural Outlook 2025-2034」を基に農林水産省作成
注：参考文献一覧を参照

(海外農業の持続可能性)

農林業分野は、令和元(2019)年において、世界全体の温室効果ガス(GHG[1])排出量の22%を占めており、また、世界の水使用量の約7割は農業用水であること等から、気候変動や生物多様性に大きな影響を与えており、温室効果ガスの排出削減や適切な利用による土壌・水資源の保全等が求められています。

国際的な動きとして、EUでは令和2(2020)年5月に持続可能な食料システムへの包括的なアプローチを示した「Farm to Fork(農場から食卓まで)戦略」を公表し、令和12(2030)年を目標年とする具体的な数値目標が設定されているほか、二国間貿易協定にサステナブル条項を入れるなど、国際交渉を通じてEUのフードシステムをグローバル・スタンダードにしようという動きが見られます。

また、IPCC[2]第6次評価報告書によれば、アフリカでは、気温上昇と干ばつが、かんがい分野の脆弱(ぜいじゃく)性を増大させており、これらが複合的に農産物や畜産物の生産に悪影響を及ぼし、食料価格の上昇、飢餓リスクの増大、子供の栄養失調の根絶に向けた進展の遅れにつながると予測されています。アジアでは水資源の競合、農村から都市への移住等の非気候的要因とあいまって、気候変動が食料不安を悪化させる可能性があるとしています。

また、持続可能な食料生産のためには、土壌・水資源の保全に加え、強制労働や児童労働といった人権への配慮等の持続的な社会・経済の形成に向けた取組も重要です。くわえて、ビジネスにおいても持続可能性を確保する取組が企業評価やサステナブルファイナンス[3]における重要な判断基準となりつつあります。ILO[4](国際労働機関)によると、欧州を中心に、労働に関する企業の社会的責任(CSR[5])や責任ある企業行動(RBC[6])を含む人権デュー・ディリジェンスに関する法制化が進んでいます[7]。

1 Greenhouse Gasの略
2 Intergovernmental Panel on Climate Changeの略
3 新たな産業・社会構造への転換を促し、持続可能な社会を実現するための金融
4 International Labour Organizationの略
5 Corporate Social Responsibilityの略
6 Responsible Business Conductの略
7 ILO, 2022

（コラム）世界の持続可能な食料生産のためには消費者が求める食品を供給する環境整備も必要

世界人口が増加し、安定的に十分な食料を生産することが求められる中、気候変動に伴う農産物の品質低下や収量の減少等が世界的に懸念されています。

農林水産政策研究所が令和6(2024)年に8か国で実施した調査によると、各国の消費者が日常の食品選択において「食味」「安全性」「栄養」を重視する一方で、「伝統性」「公平性」「環境影響」等の項目は重視していないという傾向が見られました。この傾向は、環境に対する意識が比較的高いとされるドイツ、フランスでも見られており、これら2か国においても近年の物価上昇等の影響から「価格」への意識が高まっていることがうかがわれます。このように、消費者の食に対する意識は経済的・物理的状況にも影響されることが推測されます。

世界の持続可能な食料生産の実現に向けては、円滑な食品アクセスの確保も改善策の一つと考えられ、消費者の食に対する意識を醸成することに加え、消費者が求める食品を供給できる環境の整備も重要となっています。

8か国の消費者が食品選択の際に考慮する項目

（単位：標準化BWスコア）

	安全性	栄養	食味	価格	環境影響	公平性	伝統性
米国	0.5	0.3	0.4	0.1	-0.1	-0.2	-0.3
インド	0.5	0.5	0.2	-0.3	0.0	-0.2	-0.3
アルゼンチン	0.5	0.4	0.3	0.3	-0.2	-0.3	-0.3
ケニア	0.6	0.6	0.1	0.1	-0.1	-0.3	-0.3
ドイツ	0.3	0.2	0.4	0.2	-0.0	-0.1	-0.4
フランス	0.3	0.2	0.4	0.1	-0.2	-0.2	-0.2
中国	0.5	0.4	0.3	-0.2	-0.0	-0.2	-0.3
セネガル	0.7	0.4	0.2	-0.1	-0.2	-0.3	-0.1

資料：農林水産政策研究所「食環境と社会・経済的環境が持続可能な食料消費に及ぼす影響評価―8か国比較による考察―」（令和7(2025)年3月公表）を基に農林水産省作成

注：1）食料品の購買行動の規定因子を整理したFood Valuesの11項目(Lusk & Briggeman, 2009)のうち、7項目の結果についてのみ抜粋

2）標準化BW(ベスト・ワースト)スコアとは、各項目の重要度を-1から1の範囲で表現したものであり、1に近いほど重要視され、-1に近いほど軽視されている傾向を示す。

(2) 国際的な食料価格の動向

(穀物等の国際価格は平成20(2008)年以前を上回る水準で推移)

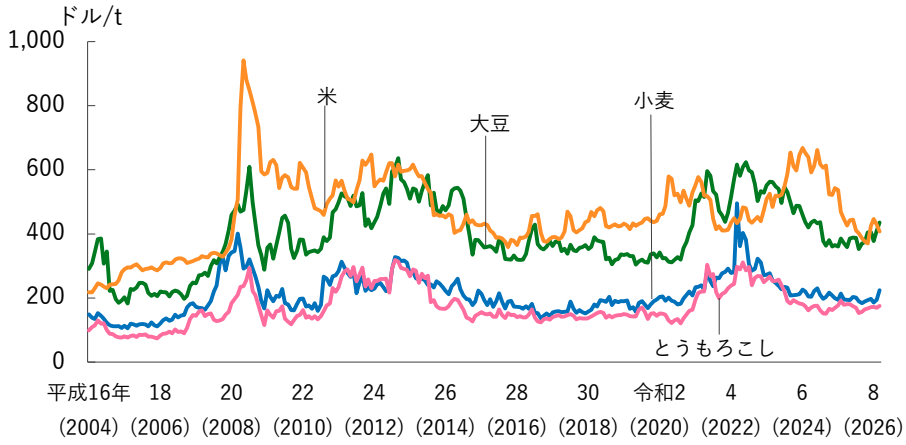
穀物等の国際価格は、新興国における畜産物の需要増加、バイオ燃料等のエネルギー向け需要の増大や気候変動の影響等のほか、令和4(2022)年2月のロシアによるウクライナ侵略等により、上昇傾向で推移しました。その後はおおむねロシアによるウクライナ侵略前の水準まで下落したものの、穀物等の国際価格は平成20(2008)年以前を上回る水準で推移しています。

小麦の国際価格は、ロシアによるウクライナ侵略等により、令和4(2022)年3月に過去最高値を更新し、523.7ドル/tとなったものの、令和8(2026)年3月時点では、おおむね令和4(2022)年2月以前の水準まで下落しています(**図表1-1-6**)。また、とうもろこし、大豆の国際価格についても、令和8(2026)年3月時点では、ブラジル等における豊作等により、おおむね令和4(2022)年2月以前の水準まで下落しています。

米の国際価格は、令和4(2022)年9月以降、インドの輸出規制強化、インドネシアの需要増加等により上昇しましたが、令和6(2024)年以降、インドの輸出禁止措置の解除等を受

け下落しました。令和7(2025)年11月以降、タイの洪水被害等を受け上昇しましたが、世界的な供給量の増加等を受け、再び下落しています。

図表1-1-6 穀物等の国際価格



令和8(2026)年3月6日時点の価格
(米は令和8(2026)年3月2日時点の価格)
□内は過去最高値

- 米 408.0ドル/t
  - 1,038.0ドル/t 平成20(2008)年5月21日
- 大豆 435.4ドル/t
  - 650.7ドル/t 平成24(2012)年9月4日
- 小麦 224.6ドル/t
  - 523.7ドル/t 令和4(2022)年3月7日
- とうもろこし 176.0ドル/t
  - 327.2ドル/t 平成24(2012)年8月21日

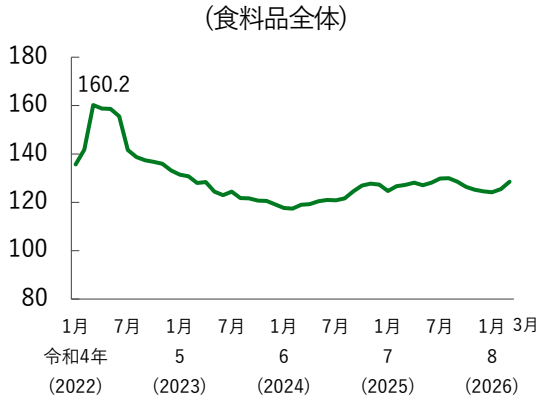
資料：シカゴ商品取引所、タイ国家貿易取引委員会のデータを基に農林水産省作成
注：グラフは令和8(2026)年3月までの毎月第1金曜日の価格(米は第1水曜日の価格)

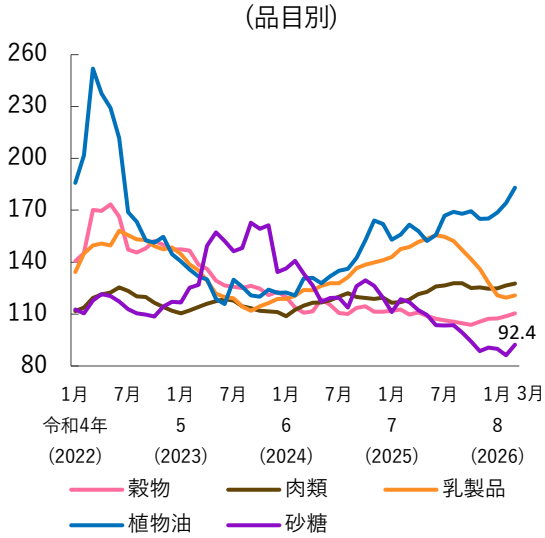
(食料価格指数は安定しているものの、植物油は上昇傾向)

FAOが公表している食料価格指数[1]については、食料品全体で見ると令和4(2022)年3月の160.2をピークに下落しており、令和7(2025)年も120～130前後で安定して推移しています(**図表1-1-7**)。

品目別では、砂糖は原料作物であるさとうきびの主要生産国での生産の増加や豊作の見通しを受け、令和8(2026)年3月に92.4となりました。また、植物油は上昇傾向にありますが、穀物や肉類といったその他の品目は比較的安定して推移しています。

図表1-1-7 FAOの食料価格指数





資料：FAO「FAO Food Price Index」
注：1) 平成26(2014)～28(2016)年の平均価格を100とする指数
2) 令和8(2026)年3月時点の数値
3) 参考文献一覧を参照

[1] 国際市場における五つの主要食料(穀物、肉類、乳製品、植物油及び砂糖)の国際価格から計算される世界の食料価格の指標

第2節 我が国における食料の供給

我が国において農業者の急速な減少や高齢化が見込まれる中、食料安全保障を確保し、農業の持続的な発展を図るためには、人・農地等の資源をフル活用し、食料自給力を確保することが必要です。このような観点から農地の確保[1]、持続可能な農業構造の構築[2]や、生産性の向上[3]を図っていくことが必要であり、多収性や高温耐性等を備えた品種の開発・普及を推進[4]するなど、様々な取組が進められています。

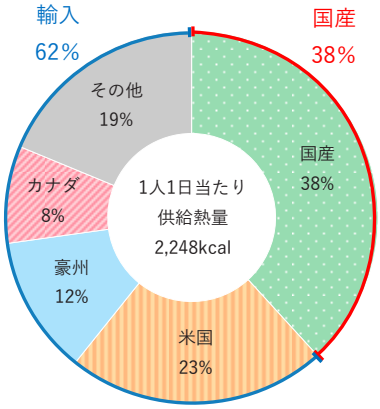
本節では、我が国における食料供給の状況、農業生産の動向等に加え、食料自給率について紹介します。

(1) 我が国における食料供給の確保

(国産と輸入先上位3か国による食料供給の割合は約8割)

我が国の食料供給は、国産と輸入先上位3か国(米国、豪州、カナダ)で、供給熱量の約8割を占めています(**図表1-2-1**)。食料の安定的な供給を行うためには、国内の農業生産の増大を図るとともに、主要輸入先国との安定的な関係を維持していくことも必要です。

図表1-2-1 供給熱量の国・地域別構成(試算)



資料:農林水産省作成

注:1) 令和6(2024)年度の数値
2) 輸入熱量は供給熱量と国産熱量の差とし、輸出、在庫分を除く。
3) 主要品目の国・地域別の輸入熱量を、農林水産省「令和6年農林水産物輸出入概況」の各品目の国・地域ごとの輸入量で按分して試算
4) 輸入飼料による畜産物の生産分は輸入熱量としており、この輸入熱量については、主な輸入飼料の国・地域ごとの輸入量(可消化養分総量(TDN)換算)で按分

(食料安全保障の確保に向けた構造転換対策を推進)

食料安全保障の確保に向けた国民に対する食料の安定的な供給については、国内の農業生産の増大を図ることを基本とし、これと併せて国内生産だけでは賄えない食料や農業生産資材の安定的な輸入や備蓄の確保を図ることが必要です。

また、農地、水、人や農業生産資材等の資源を確保するとともに、それらと、農業生産

[1] 第2章第3節で記載
[2] トピックス1、第2章第2節で記載
[3] 第2章第4節で記載
[4] 第2章第5節で記載

基盤の整備・保全、新技術の開発・普及とが効率的に組み合わされた農業構造へ転換し、土地生産性及び労働生産性を向上させることにより、食料自給力を確保することとしています。このような農業の生産性向上と農産物の付加価値向上を通じ、農業経営の収益力を高め、農業者の所得の確保・向上を図ることにより、農業の持続的発展を図っていく必要があります。

(2) 食料自給率の動向

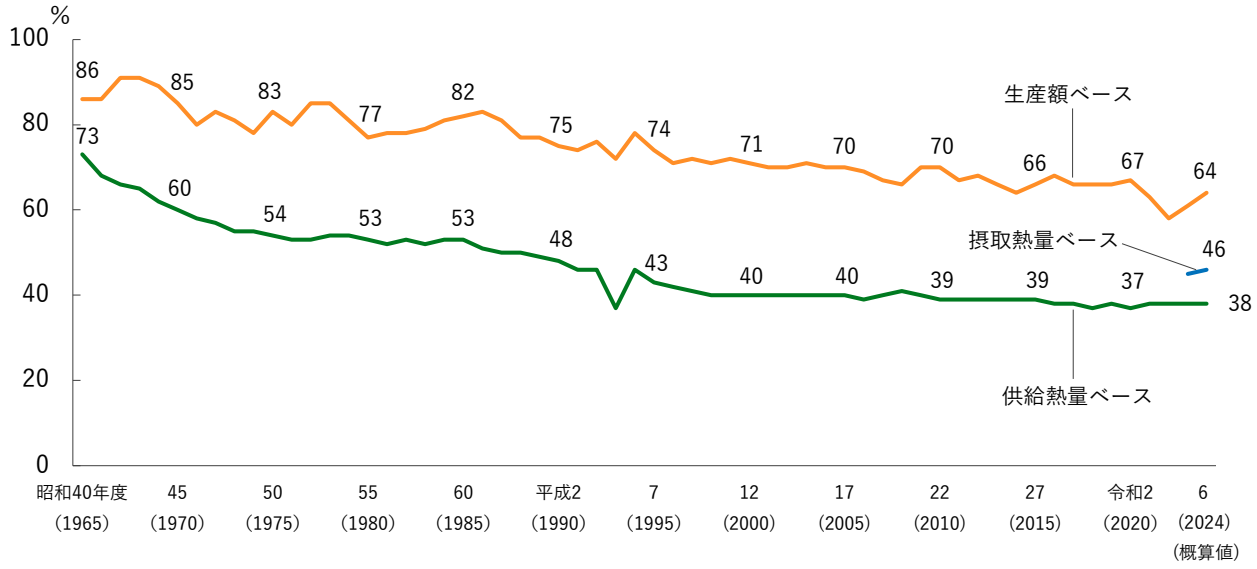
(供給熱量ベースの総合食料自給率は前年度並み)

食料自給率は、国内の食料消費が国内生産によってどれくらい賄えているかを示す指標です。令和7(2025)年4月に閣議決定した基本計画では、令和12(2030)年度を目標年度として、供給熱量ベースで45%、生産額ベースで69%とする総合食料自給率の目標を設定するとともに、摂取熱量ベース食料自給率を新たに示し、同年度に53%とする目標を設定しました。

供給熱量ベースの総合食料自給率は、生命と健康の維持に不可欠な基礎的栄養価であるエネルギー(カロリー)に着目したものであり、消費者が自らの食料消費に当てはめてイメージを持つことができるなどの特徴があります。

令和6(2024)年度の供給熱量ベースの総合食料自給率は、38%と、前年度並みになりました(**図表1-2-2**)。これは、主食用米と砂糖の生産量の増加がプラス要因となる一方で、春先の天候不順の影響による小麦の生産量の減少等がマイナス要因となったことによるものです。

図表1-2-2 食料自給率



資料：農林水産省「食料需給表」を基に作成

注：平成30(2018)年度以降の総合食料自給率(供給熱量ベース・生産額ベース)は、イン(アウト)バウンドによる食料消費増減分を補正した数値

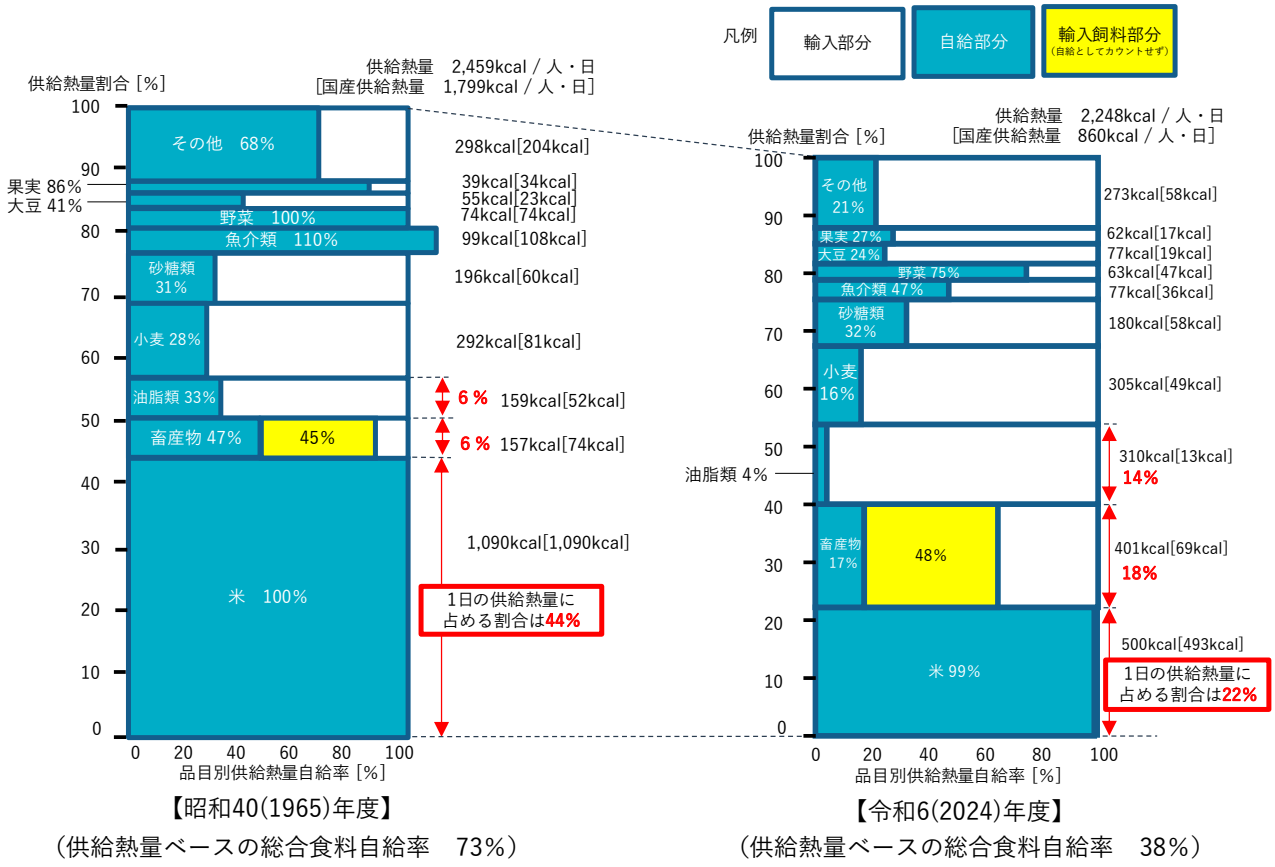
一方、生産額ベースの総合食料自給率は、食料の経済的価値に着目したものであり、畜産物、野菜、果実等のエネルギーが比較的少ないものの高い付加価値を有する品目の生産活動をより適切に反映させることができます。令和6(2024)年度の生産額ベースの総合食

料自給率は、64%と、前年度に比べ3ポイント上昇しました。これは、米、野菜、畜産物の国内価格が上昇したことがプラス要因となったことによるものです。

また、摂取熱量ベース食料自給率は、平時において、国民の日常生活に必要な摂取熱量のどの程度が国産で賄われているかを示すものです。令和6(2024)年度の摂取熱量ベース食料自給率は、46%でした。

供給熱量ベースの総合食料自給率は長期的には低下傾向にあり、平成10(1998)年度に40%まで低下し、近年はおおむね40%程度で推移しています。長期的に食料自給率が低下してきた主な要因としては、米の消費が減少する一方、畜産物や油脂類の消費が増大するなどの食生活の変化が考えられます(**図表1-2-3**)。畜産物は、消費拡大に伴い輸入が増加するとともに、飼料の海外への依存度が高い状況です。

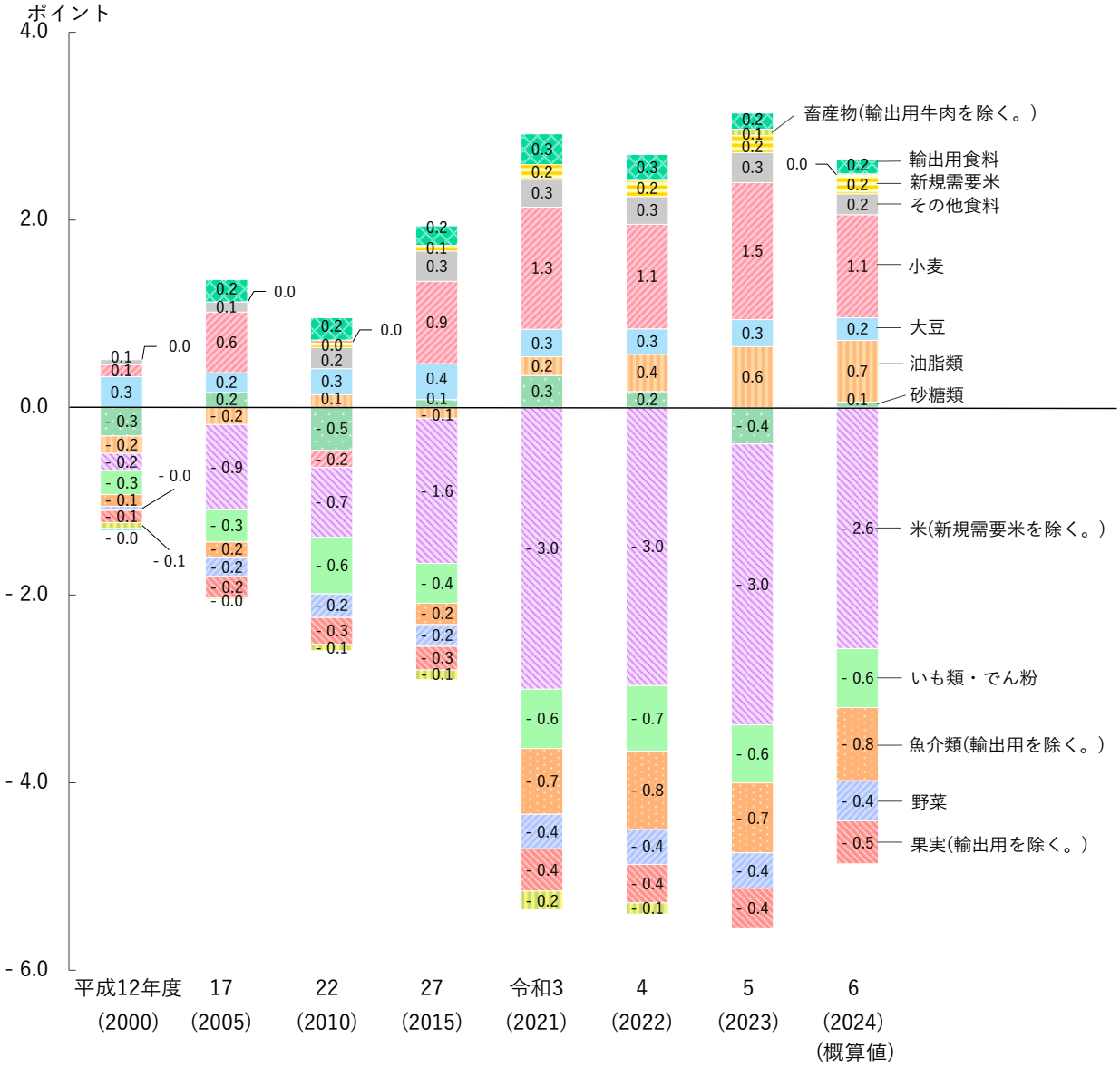
図表1-2-3 昭和40(1965)年度と令和6(2024)年度の食料消費構造の比較



資料：農林水産省作成

また、平成12(2000)年度からの品目ごとの消費・生産について、供給熱量ベースの総合食料自給率への影響を見ると、国内で自給できる米の消費の減少等が総合食料自給率を押し下げる方向に作用しています。一方、輸入依存度の高い小麦、大豆の国内生産の拡大が総合食料自給率を押し上げる方向に作用しています(**図表1-2-4**)。今後、食料安全保障の確保のため、多様な米の需要拡大や小麦・大豆等の国内の農業生産の増大を図ることが重要です。

図表1-2-4 供給熱量ベースの総合食料自給率の変動要因(主な品目別の影響)



資料：農林水産省作成

注：1) 供給熱量ベースの総合食料自給率の変動要因を品目別に分け、各年度における寄与度は平成10(1998)年度を基準として算出
2) 輸出用食料は輸出用魚介類、輸出用果実、輸出用牛肉の合計値
3) 新規需要米とは、米粉用米及び新市場開拓用米のこと

食料自給率とは

URL：https://www.maff.go.jp/j/zyukyu/zikyu_ritu/011.html

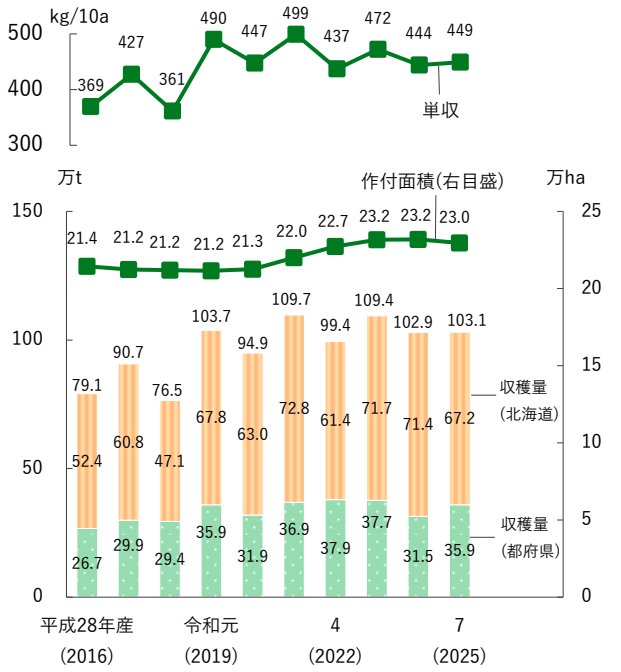
(3) 土地利用型作物(麦、大豆、そば、いも類、甘味資源作物)の生産動向

(小麦の作付面積は前年産に比べ減少)

令和7(2025)年産の小麦の作付面積は、23万haと、前年産に比べ0.9%減少しました(**図表1-2-5**)。一方、単収は449kg/10aと、前年産に比べ1.1%増加し、収穫量は、103万1千tと、前年産に比べ0.2%増加しました。これは、主に九州において湿害等で作柄の悪かった前年産を上回ったことによるものです。

農林水産省では、実需者の求める生産量・品質・価格の安定化に向けて、国産小麦の生産を拡大するために、施肥・防除体系の構築等による生産性向上の取組や、農地の大区画化や汎用化等の基盤整備、スマート農業技術等を活用した適期作業等を推進しています。

図表1-2-5 小麦の作付面積、収穫量、単収



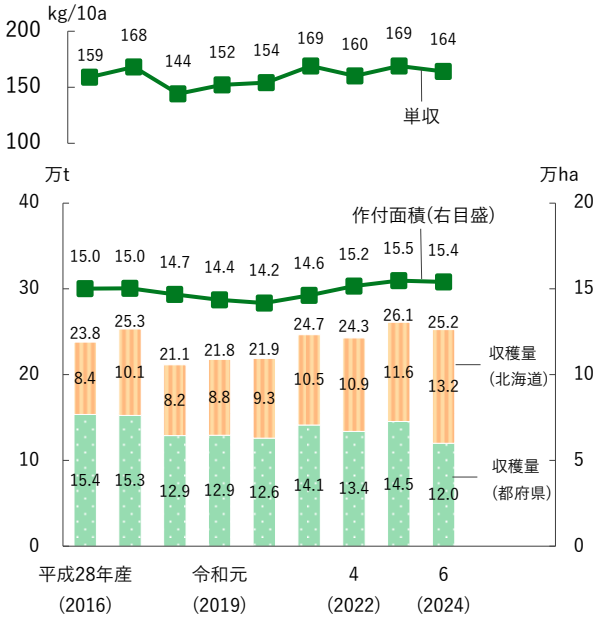
資料:農林水産省「作物統計」

(大豆の作付面積は前年産に比べ減少)

令和6(2024)年産の大豆の作付面積は15万4千haと、前年産に比べ0.5%減少しました(**図表1-2-6**)。また、単収は164kg/10aと、前年産に比べ3.0%減少し、収穫量は、25万2千tと、前年産に比べ3.2%減少しました。これは、北海道では生育期間中の天候に恵まれた一方で、都府県では夏場の高温・干ばつの影響があったことによるものです。

農林水産省では、実需者の求める生産量・品質・価格の安定化に向けて、国産大豆の生産を拡大するために、農地の大区画化や汎用化等の基盤整備、集約化やブロックローテーションの導入、多収品種を含めた新品種への切替え等を推進しています。

図表1-2-6 大豆の作付面積、収穫量、単収



資料:農林水産省「作物統計」

(畑作物の本作化を推進)

農林水産省では、水田を畑として利用し、麦や大豆等の畑作物の本作化に取り組む農業者に対し、畑作物の生産が安定するまでの一定期間を支援する畑地化促進事業を実施しており、令和6(2024)年産においては約1万7千ha、令和7(2025)年産においては約8千haの水田で実施されました。また、水田における畑作物の導入・定着に向けた取組や生産性向上

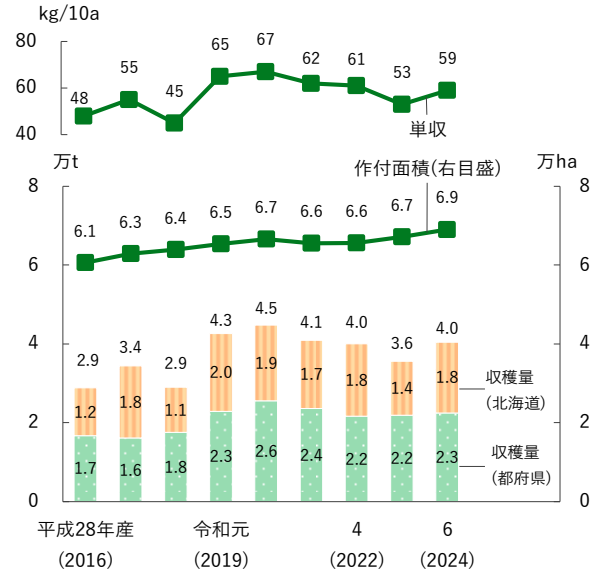
等の技術導入を支援する畑作物産地形成促進事業を引き続き措置しています。

（そばの作付面積は前年産に比べ増加）

令和6(2024)年産のそばの作付面積は6万9千haと、前年産に比べ2.8%増加しました(**図表1-2-7**)。また、単収は59kg/10aと、前年産に比べ11.3%増加し、収穫量は4万tと、前年産に比べ13.5%増加しました。これは、北海道等において、夏場の高温の影響等により作柄が悪かった前年産を上回ったことによるものです。

農林水産省では、湿害軽減技術の導入や、播種(はしゅ)前の複数年契約取引等の拡大等を推進しています。

図表1-2-7　そばの作付面積、収穫量、単収



資料：農林水産省「作物統計」

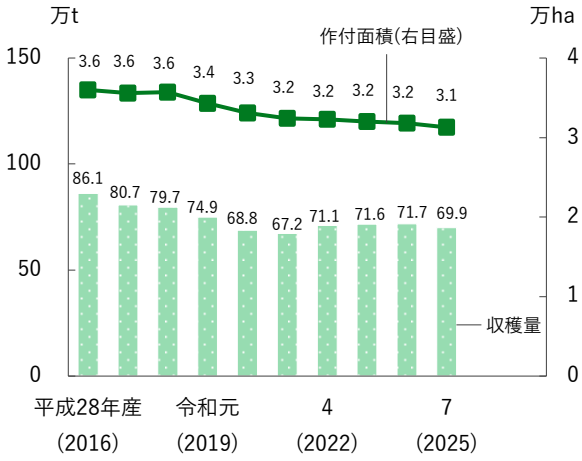
（かんしょの収穫量は前年産に比べ減少）

令和7(2025)年産のかんしょの作付面積は、3万1千haと、前年産に比べ1.6%減少しました(**図表1-2-8**)。また、収穫量は69万9千tと、前年産に比べ2.5%減少しました。

農林水産省では、共同利用施設の整備や省力化のための機械化体系確立等の取組を支援しています。また、サツマイモ基腐病(もとぐされびょう)の発生・まん延の防止を図るため、健全な苗の調達等を支援するとともに、対策技術等に関する研究開発を進め、防除技術の確立・普及に向けた取組を推進しています。

なお、令和5(2023)年度に、一部のほ場でサツマイモ基腐病と異なる腐敗症状を呈するかんしょが確認されたことから、緊急対応のための研究課題を立ち上げました。令和7(2025)年度からは、新たな総合防除体系の確立に向け、抵抗性品種の選定や農薬の活用、伝染源・発生助長要因の特定・除去等の研究を進めています。

図表1-2-8　かんしょの作付面積と収穫量



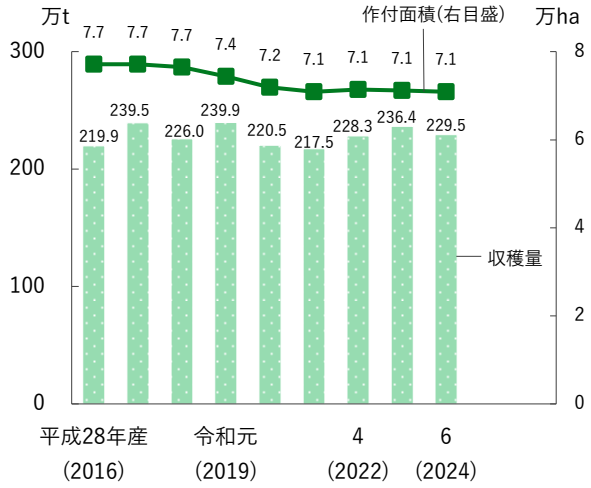
資料：農林水産省「作物統計」
注：令和7(2025)年産は概数値

（ばれいしょの収穫量は前年産に比べ減少）

令和6(2024)年産のばれいしょの作付面積は7万1千haと、前年産に比べ0.4%減少しました(**図表1-2-9**)。また、収穫量は229万5千tと、前年産に比べ2.9%減少しました。

農林水産省では、省力化のための機械導入や収穫時の機上選別を倉庫前集中選別等に移行する取組を支援しています。また、ばれいしょ生産に必要な種ばれいしょの確保に向けた取組を支援するとともに、ジャガイモシストセンチュウ等の発生・まん延の防止を図るため、抵抗性品種への転換や共同利用施設の整備等を推進しています。

図表1-2-9 ばれいしょの作付面積と収穫量



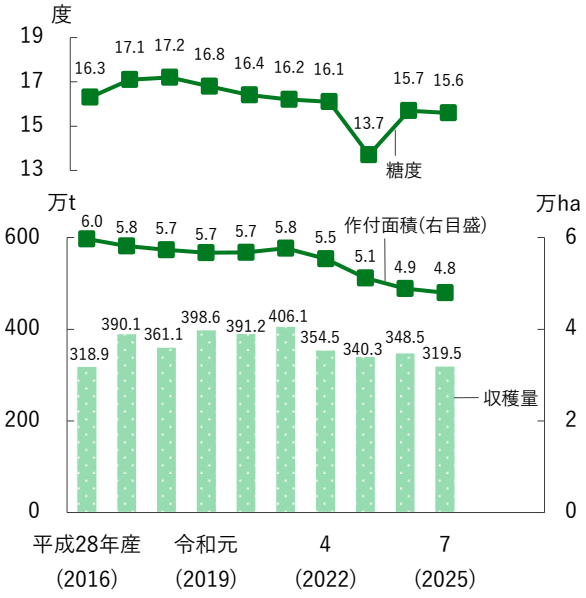
資料：農林水産省「野菜生産出荷統計」

（てんさいの収穫量は前年産に比べ減少）

令和7(2025)年産のてんさいの作付面積は4万8千haと、前年産に比べ1.8%減少しました(**図表1-2-10**)。また、収穫量は319万5千tと、前年産に比べ8.3%減少しました。このほか、糖度は15.6度と、前年産に比べ0.1ポイント低下しました。

農林水産省では、移植栽培から直播(ちょくはん)栽培への転換や病害虫まん延防止の取組といった、省力化や生産コスト低減等の取組を推進しています。

図表1-2-10 てんさいの作付面積、収穫量、糖度



資料：農林水産省作成

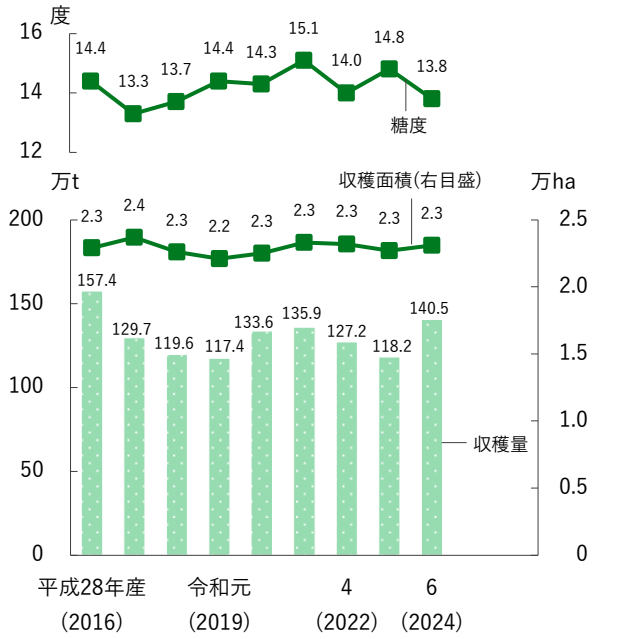
注：作付面積及び収穫量は農林水産省「作物統計」、糖度は北海道「てん菜生産実績」の数値

（さとうきびの収穫量は前年産に比べ増加）

令和6(2024)年産のさとうきびの収穫面積は2万3千haと、前年産に比べ1.8%増加しました(**図表1-2-11**)。また、収穫量は140万5千tと、前年産に比べ18.9%増加しました。このほか、糖度は13.8度と、前年産に比べ1.0ポイント低下しました。

農林水産省では、人手不足に対応した機械化一貫体系の導入や、担い手、作業受託組織の育成・強化等を推進しています。

図表1-2-11　さとうきびの収穫面積、収穫量、糖度



資料：農林水産省作成

注：1) 収穫面積及び収穫量は農林水産省「作物統計」の数値

2) 糖度は鹿児島県・沖縄県「さとうきび及び甘しゃ糖生産実績」を基に算定した数値

(4) 野菜・果実の生産動向

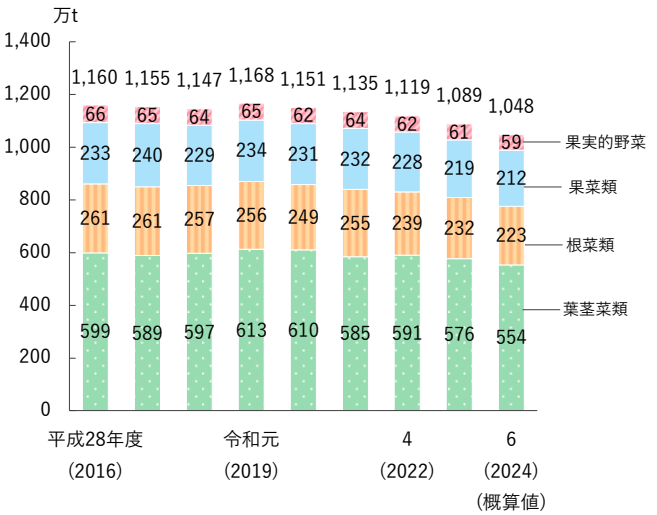
（野菜の生産量は前年度に比べ減少）

令和6(2024)年度の野菜の生産量は、1,048万tと、前年度に比べ3.8%減少しました(**図表1-2-12**)。これは、夏季の記録的な高温や干ばつによる生育不良等により一部の品目で減少したことによるものです。

家計消費用野菜については、ほぼ全量が国産となっており、国内生産は生鮮野菜を重視する傾向が見られます。一方、需要量の約6割を占める加工・業務用野菜は、食品製造事業者等の実需者からの国産需要は多いものの、国産割合が約7割となっており、国産品の出回らない時期がある品目等を中心に輸入が約3割を占めています。

このため、農林水産省では、加工・業務用を中心とした国産野菜の生産、供給に関わる事業者の経営安定化等を通じ、国産野菜の活用拡大を図る「国産野菜シェア奪還プロジェクト」を令和6(2024)年4月に立ち上げ、令和7(2025)年度においては、サプ

図表1-2-12　野菜の生産量



資料：農林水産省「食料需給表」を基に作成

注：1) 葉茎菜類は、葉茎を食用に供するもので、はくさい、キャベツ、ほうれんそう、ねぎ、たまねぎ等

2) 根菜類は、根部又は地下茎を食用に供するもので、だいこん、かぶ、にんじん、ごぼう、れんこん、さといも、やまのいも等

3) 果菜類は、果実を食用に供するもので、なす、トマト、きゅうり、かぼちゃ、ピーマン等

4) 果実的野菜は、市場等で果実として扱われているもので、いちご、すいか、メロン

ライチェーンの各段階における課題の解決に向けた勉強会や、産地と実需者を結ぶマッチング等を行いました。

国産野菜シェア奪還プロジェクト
URL：https://www.maff.go.jp/j/seisan/ryutu/engei/kokusan_shea_dakkan.html

(事例) 標高差を活かした生産や契約農家への支援により安定供給を実現(大分県)

食の外部化を背景に、野菜の需要は家計消費用から加工・業務用にシフトしており、今後もその傾向は継続すると見込まれます。このような中、加工・業務用野菜については、端境期を含めて周年的にリレー出荷ができる国内産地の育成や、契約栽培・出荷による効率的な生産・流通体系への転換により、国産野菜の周年的な安定供給を確立することが必要です。



大分県豊後大野市の株式会社創は、グループ会社である冷凍加工事業者へ原料となる野菜を安定的に供給するため、平成29(2017)年にグループ会社の生産部門として創業しました。同社では、冷凍加工用の原料野菜の生産や販売、契約農家への支援に取り組んでおり、自社農場では、ほ場間の標高差を活かし、多種多様な野菜を生産するとともに、土壌改良から収穫までの機械化一貫体系を導入することで、周年安定供給体制を確立しています。



自社農場でのこまつなの収穫
資料：株式会社創

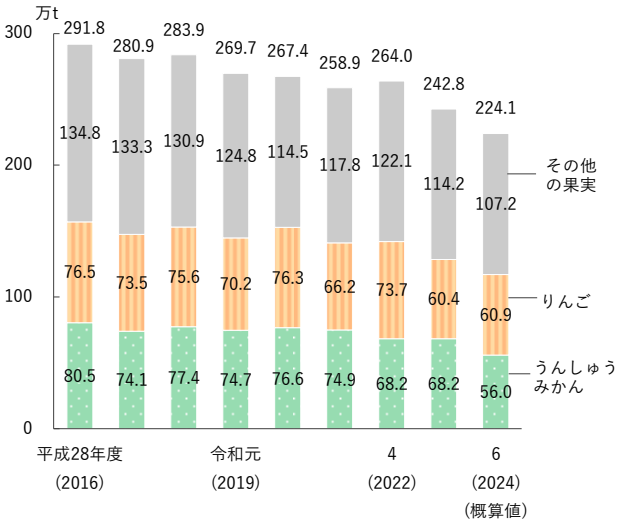
また、同社では、農家と契約を結ぶ際、栽培作物別に年間の作期ごとの最低・最高の予想収穫量を示してもらっており、これを活用することで、契約農家全体の収穫総量を踏まえた年間の栽培スケジュールを組むことができ、端境期を含め、安定した供給を行うことが可能となっています。くわえて、契約農家のコスト削減や負担軽減を図るため、経営試算や労働時間等を記した栽培マニュアル等の活用や、播種・収穫作業の受託にも取り組んでいます。このような支援により、今後、契約農家の維持・拡大、ひいては実需者への更なる安定供給につながることが期待されます。

(果実の生産量は前年度に比べ減少)

令和6(2024)年度の果実の生産量は、224万1千tと、前年度に比べ7.7%減少しました(**図表1-2-13**)。これは、夏季の高温・干ばつによって、うんしゅうみかん、かきの日焼け果等が発生したこと等によるものです。

高品質な果実の生産や国内外での堅調な需要を背景に国産果実の卸売価格は上昇傾向で推移している一方、果樹農業者の減少・高齢化により栽培面積・生産量はともに減少傾向にあり、果実の需要に対して国内生産が応えきれていない状況にあります。さらに、高温等の影響による障害が頻繁に発生する状況もあります。令和6(2024)年における品目別の果実産出額は、ぶどうが2,145億円で最も多く、次いで、りんごが1,945億円、みかんが1,877億円となってい

図表1-2-13 果実の生産量



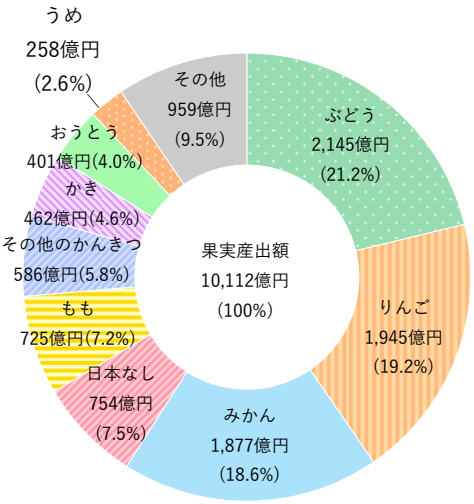
資料：農林水産省「食料需給表」

ます(**図表1-2-14**)。

果樹農業は、整枝・剪定(せんてい)等の高度な技術を要する作業や、摘果、収穫等の機械化が困難な作業が多く、急傾斜地等の条件の厳しい園地が中心で機械化が遅れていることや、収穫等の季節的な労働ピークが存在するため年間を通じた雇用が困難で臨時雇用等の外部労働力に頼っているなどの果樹特有の課題があります。

生産拡大に向けて、農林水産省では、地域計画を活用した園地の集積・集約化や、基盤整備、省力樹形等の導入、スマート農業技術等による労働生産性の向上とともに、担い手や労働力の確保に向けた取組等を通じ、果樹農業の生産基盤の強化を推進しています。

図表1-2-14　品目別の果実産出額



資料：農林水産省「令和6年生産農業所得統計」を基に作成
注：1) 令和6(2024)年の数値
2) 都道府県別の品目別果実産出額の合計値
3) 「その他のかんきつ」は、しらぬい(デコポン)、ゆず、ブンタン、はっさく、なつみかん、ポンカン、いよかん、きんかん、清見、カボス、日向夏、すだち、たんかん、ネーブルオレンジ、セミノールの産出額の合計値

(事例) 新規就農者支援により、かんきつの生産基盤を維持(愛媛県)

地域農業の担い手が不足する中、地域農業を振興するためには、地域外の参入者を新規就農者として迎え入れ、支えていくことが喫緊の課題となっています。

えひめ中央(ちゅうおう)農業協同組合では、高齢化の進行に伴い、かんきつの出荷量が減少したことを受け、率先して担い手を育てる必要があると考え、平成25(2013)年に研修ほ場を、平成27(2015)年に新規就農研修センターを、それぞれ設立しました。全国各地から集まる研修生は、2年間の研修で複数品種のかんきつの栽培技術を園地で学びます。



同農協の特徴的な取組としては、技術研修にとどまらず、就農後の手厚いフォローアップ体制にあります。例えば同農協では、空き園地や倉庫等の情報を収集し、農業委員会と連携して、これらを新規就農者にあっせんするほか、研修期間中に園地の借入案件が出てくる場合には、同センターが一旦借り受け、研修生の就農時に引き渡すなどしています。



新規就農研修センターの研修生
資料：えひめ中央農業協同組合

また、販路の確保がハードルとなることが多い中、販路確保を同農協が担うとともに、営農定着に不可欠な地域とのつながりは、同農協の青壮年部を通じて、新規就農者同士、ひいては地域との間を橋渡しし、同センターの卒業生が新規就農者の経営や技術に関する各種の相談に対応するなどしています。

このようなきめ細かな取組により、これまでに同農協の研修後に就農した者は100人を超えており、その定着率も高いことから、高齢化による農家の減少はあるものの、産地の維持につながっています。

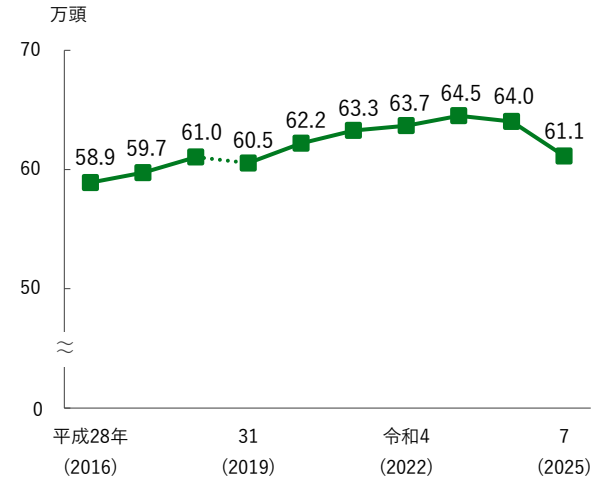
(5) 畜産物の生産動向

(肥育牛の飼養頭数は前年に比べ減少、牛肉の生産量は前年度に比べ増加)

令和7(2025)年の繁殖雌牛の飼養頭数は61万1千頭と、前年に比べ4.5%減少しました(**図表1-2-15**)。

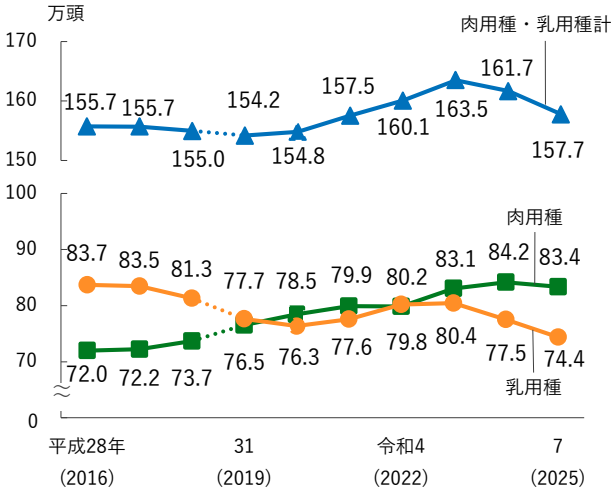
また、令和7(2025)年の肥育牛(肉用種・乳用種)の飼養頭数は157万7千頭と、前年に比べ2.4%減少しました(**図表1-2-16**)。

図表1-2-15 繁殖雌牛の飼養頭数



資料：農林水産省「畜産統計調査」
注：1) 各年2月1日時点の数値
2) 平成31(2019)年以降の数値は、牛個体識別全国データベース等の行政記録情報等により集計した数値
3) 平成30(2018)年以前と平成31(2019)年以降では、算出方法が異なるため、破線でつなげている。

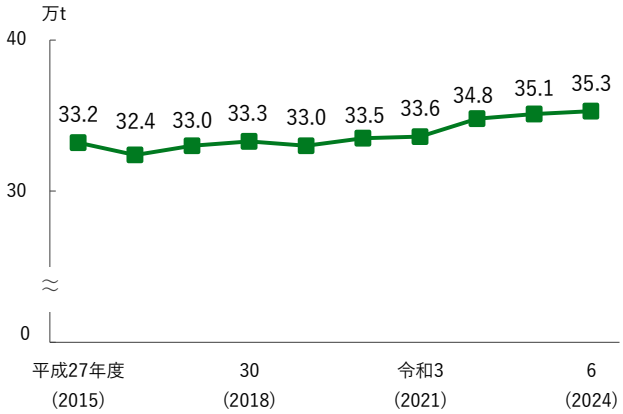
図表1-2-16 肥育牛の飼養頭数



資料：農林水産省「畜産統計調査」
注：1) 各年2月1日時点の数値
2) 平成31(2019)年以降の数値は、牛個体識別全国データベース等の行政記録情報等により集計した数値
3) 平成30(2018)年以前と平成31(2019)年以降では、算出方法が異なるため、破線でつなげている。

令和6(2024)年度の牛肉の生産量は、35万3千tと、前年度に比べ0.6%増加しました(**図表1-2-17**)。これは、乳用種・交雑種の出荷頭数が減少する一方、和牛の出荷頭数は増加したことによるものです。

図表1-2-17 牛肉の生産量



資料：農林水産省「畜産物流通調査」を基に作成
注：部分肉ベースの数値

また、黒毛和種の子牛の取引価格については、令和4(2022)～6(2024)年にかけて低迷していたものの、上場頭数の減少等に伴い、令和7(2025)年には大きく上昇しています。農林水産省では、取引価格が下落した際のセーフティネットとして、肉用子牛生産者補給金に加え、令和6(2024)年4月から措置した優良和子牛生産推進緊急支援事業等の各種子牛対策で繁殖経営を下支えするとともに、より高く取引される優良な肉用子牛の生産に向けて、高齢の繁殖雌牛から若い繁殖雌牛への牛群転換を引き続き支援しています。

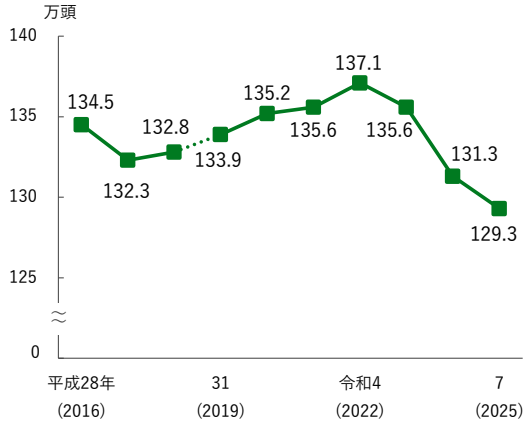
(乳用牛の飼養頭数は前年に比べ減少、生乳の生産量は前年度に比べ増加)

令和7(2025)年の乳用牛の飼養頭数は、129万3千頭と、前年に比べ1.5%減少しました(**図表1-2-18**)。

一方、令和6(2024)年度の生乳の生産量は、全国では737万4千tと、前年度に比べ0.7%増

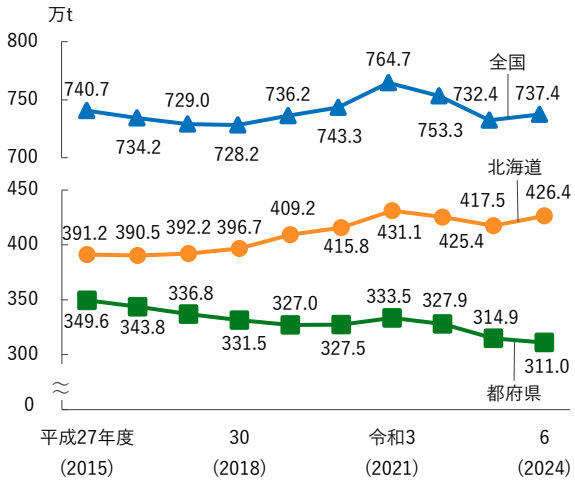
加しました(**図表1-2-19**)。これは、生乳生産抑制の見直し等を受け、増産基調で推移したことによるものです。また、都府県では311万tと、前年度に比べ1.3%減少し、北海道では426万4千tと、前年度に比べ2.1%増加しています。

図表1-2-18 乳用牛の飼養頭数



資料：農林水産省「畜産統計調査」
注：1) 各年2月1日時点の数値
2) 平成31(2019)年以降の数値は、牛個体識別全国データベース等の行政記録情報等により集計した数値
3) 平成30(2018)年以前と平成31(2019)年以降では、算出方法が異なるため、破線でつなげている。

図表1-2-19 生乳の生産量



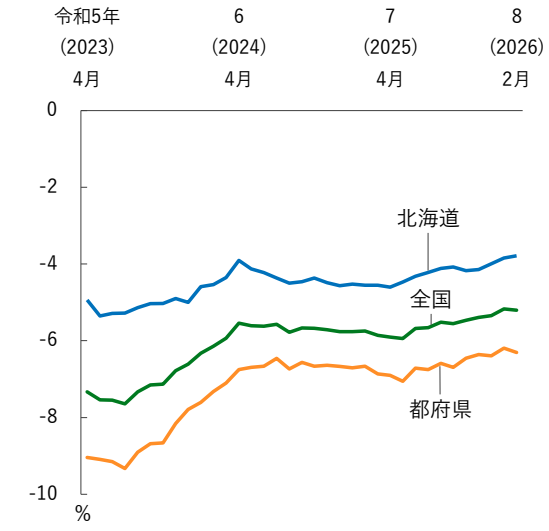
資料：農林水産省「牛乳乳製品統計調査」

我が国の酪農経営は、飼料費等の生産コストの高止まりに加え、脱脂粉乳の需給が緩和したこと等により、厳しい状況にあります。このため、農林水産省では、令和7(2025)年度において、酪農経営に対して、コスト低減に資する長命連産性に優れた牛群への転換や脱脂粉乳の在庫低減対策の支援、農林漁業セーフティネット資金等の特例措置による金融支援等により、生産者への影響を緩和しています。特に脱脂粉乳の需給状況については、ヨーグルト需要の減少等により、需要低迷が課題となっています。農林水産省では、民間事業者が協調して行う脱脂粉乳の在庫の低減を図るための取組等を支援しています。

一般社団法人中央酪農会議(ちゅうおうらくのうかいぎ)が令和8(2026)年3月に公表した調査によると、指定生乳生産者団体の受託農家戸数の減少率は、令和5(2023)年8月以降鈍化しつつあるものの、令和8(2026)年2月には前年同月比で5.2%の減少となっています(**図表1-2-20**)。

農林水産省では、経営安定対策や金融支援、就農支援等各種施策を総合的に講ずることにより、酪農経営の安定を図っています。

図表1-2-20 指定生乳生産者団体の受託農家戸数変動率(前年同月比)

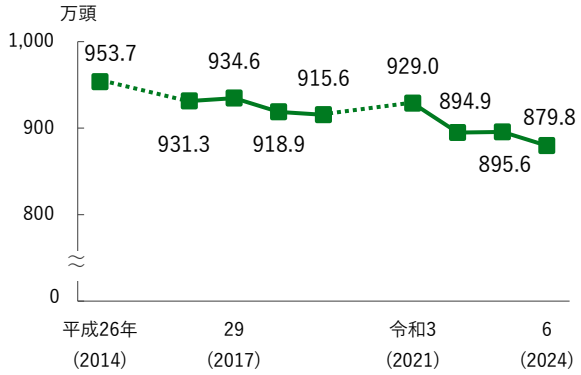


資料：一般社団法人中央酪農会議「受託農家戸数」(令和8(2026)年3月公表)を基に農林水産省作成

(豚の飼養頭数は前年に比べ減少、豚肉の生産量は前年度に比べ減少)

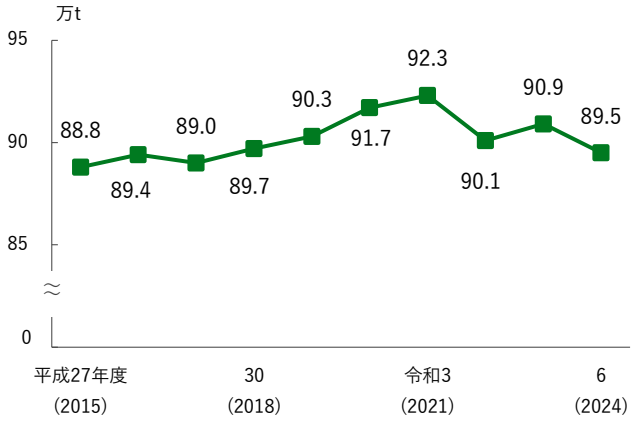
令和6(2024)年の豚の飼養頭数は、879万8千頭と、前年に比べ1.8%減少しました(**図表1-2-21**)。令和6(2024)年度の豚肉の生産量も、89万5千tと、前年度に比べ1.6%減少しました(**図表1-2-22**)。これは、出荷頭数が減少したことによるものです。

図表1-2-21 豚の飼養頭数



資料:農林水産省「畜産統計調査」
注:1) 各年2月1日時点の数値
2) 平成27(2015)年及び令和2(2020)年は、調査を実施していないため、破線でつなげている。

図表1-2-22 豚肉の生産量

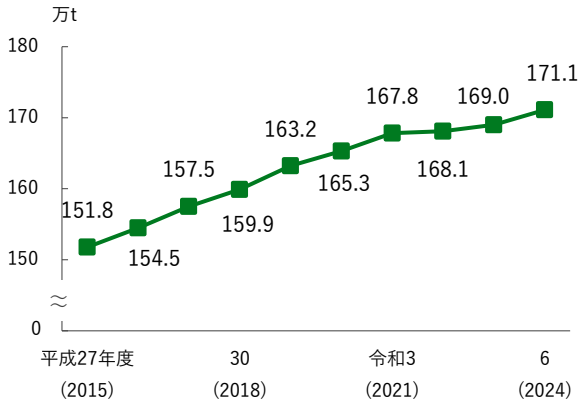


資料:農林水産省「畜産物流通調査」を基に作成
注:部分肉ベースの数値

(鶏肉の生産量は前年度に比べ増加、鶏卵の生産量は前年度並み)

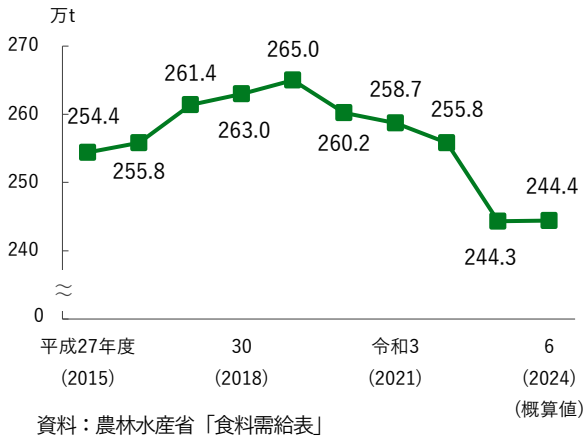
令和6(2024)年度の鶏肉の生産量は、171万1千tと、前年度に比べ1.2%増加しました(**図表1-2-23**)。これは、消費者の低価格志向・健康志向の高まり等による堅調な需要を背景としたものです。また、令和6(2024)年度の鶏卵の生産量は、前年度並みの244万4千tとなりました(**図表1-2-24**)。

図表1-2-23 鶏肉の生産量



資料:農林水産省「食料需給表」

図表1-2-24 鶏卵の生産量



資料:農林水産省「食料需給表」

(地域における畜産の収益性向上を図る取組を推進)

畜産については、農業者の減少や高齢化、飼料価格の高止まりといった厳しい状況にあります。これらへの対応のほか、畜産物の国内需要への対応と輸出拡大に向け、生産基盤の強化を図ることが重要となっています。

このため、農林水産省では、地域における畜産の収益性向上等に必要な施設整備や機械導入等を支援するとともに、経営資源を継承する取組や農業生産資材の価格高騰等を踏まえた肉用牛繁殖経営、酪農経営における牛群構成の転換を支援しています。また、畜舎の建築コスト削減に向けて、事業者への周知や運用の見直しを行うなど、畜舎等の建築等及び利用の特例に関する法律の活用を推進しています。

さらに、肉用牛・酪農経営の省力化に資するロボット・AI・IoT[1]等の先端技術の導入や、それらの機器等により得られる生産情報等を畜産経営の改善のために集約し、活用するための体制整備等を支援しています。

くわえて、これまで推進してきた肉用牛・乳用牛・豚・鶏の改良に加え、肉用牛の肥育期間の短縮・出荷時期の早期化等の取組を支援することにより、生産基盤の強化と持続可能な畜産物生産の推進を図っています。

(持続可能な畜産物生産のための取組を推進)

農林水産省では、地球温暖化対策を始めとする家畜生産の環境負荷低減に向けた取組の展開、耕種農家のニーズに適した高品質堆肥の生産や堆肥の広域流通・資源循環の拡大、国産飼料の生産・利用の拡大や有機畜産業の取組、アニマルウェルフェアに配慮した飼養管理の普及、畜産GAP認証の推進、これらの取組に関する消費者の理解醸成等を通じ、持続可能な畜産物の生産を図ることとしています。

アニマルウェルフェアに関する飼養管理指針
URL：https://www.maff.go.jp/j/chikusan/sinko/animal_welfare.html

(事例) 自社のノウハウを活かした採卵鶏の平飼い技術の普及を推進(山梨県)

山梨県甲斐市の農業生産法人黒富士農場は、平成3(1991)年から採卵鶏の平飼いを行う中で、平飼い技術の専門知識等の普及が必要と考え、これまで自社で培った技術を活かし、平成31(2019)年から新たに平飼いを始める養鶏農家等に対して、導入支援を行う取組を開始しました。令和5(2023)年には、株式会社黒富士AWアシストを設立して支援事業に取り組んでいます。



同社では、新たに平飼いを始める際、産卵場所である巣箱の外で卵を産んでしまう巣外卵や、破卵の発生が課題になると考えています。そのため、採卵鶏が巣箱で産卵できるよう、照明の調節や餌の活用による巣箱への誘導といった自社農場のノウハウを基に指導を行っています。また、平飼い導入後には、同社に毎日、飼育状況や産卵成績等を報告してもらうこととしており、その結果、異変に気付きやすくなり、トラブルが起きた際にも、同社が素早く助言することが可能となっています。



自社農場での平飼い
資料：農業生産法人黒富士農場

このような手厚いサポートにより、支援した農場は国内外で広がりを見せており、同社では、今後、平飼いを行う養鶏農家等と流通事業者をつなぐ「平飼いネットワーク」を形成し、平飼い卵の販売先を確保することで、より安心して平飼いに取り組むことができる環境を整備していきたいと考えています。

[1] Internet of Thingsの略で、モノのインターネットのこと

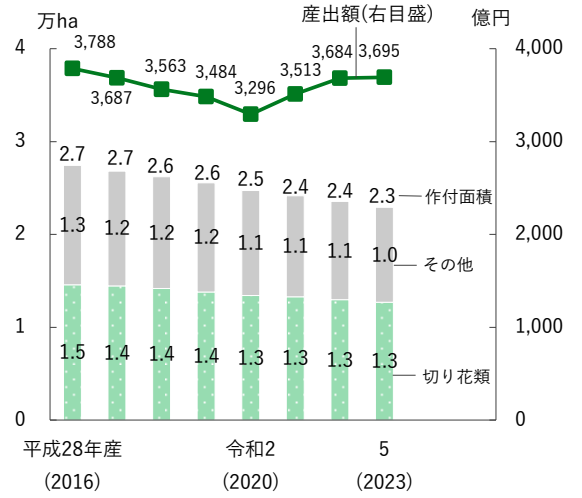
(6) 花き・地域特産作物の生産動向

(花きの産出額は前年産に比べ増加)

令和5(2023)年産の花きの産出額は、3,695億円と、前年産に比べ0.3%増加しました(**図表1-2-25**)。一方、作付面積は2万3千haと、前年産に比べ2.6%減少しました。

農林水産省では、花きの需要に合わせた安定生産・安定供給に向け、高温障害を回避・軽減する技術、高温耐性・病害虫抵抗性品種への転換の実証や普及活動、花き業界関係者の情報連携に向けた取組、新たな需要開拓・利用拡大といった、地域や全国で生じている課題解決に資する取組を支援しています。

図表1-2-25 花きの産出額と作付面積



資料:作付面積は農林水産省「花き生産出荷統計」、「花木等生産状況調査」、産出額は農林水産省「花木等生産状況調査参考資料」を基に作成

注:「その他」は、球根類、鉢もの類、花壇用苗もの類、花木類、芝、地被植物類の合計

(コラム) ばらで日本を、そして、世界を輝かせよう(広島県)

我が国における花きの産出額は減少傾向にありましたが、日常生活における需要が増加し、令和3(2021)年からは増加傾向にあります。このような中、更なる花きの需要拡大を図るためには、博覧会、展示会、品評会の開催等を通じて花きのブランディングに取り組み、消費を拡大していくことが重要です。

広島県福山市では、令和7(2025)年5月に「第20回世界バラ会議福山大会2025」が開催されました。世界バラ会議とは、世界バラ会連合が3年ごとに開催するばらに関する国際会議であり、これと併せて、ばらに関する講義や庭園ツアー、優秀庭園賞の決定、ばらの発展に貢献した品種の審査・決定等を行っており、各国・地域からの参加者・ばら愛好会との間での交流も行われています。同大会では、誰にでも育てやすいばら、まちなかでの栽培に適したばらの新品種国際コンテストが開催されました。

また、同大会の開催を記念し、ばらの博覧会「Rose Expo FUKUYAMA 2025」では、若い世代に親しみのあるファッションフェスタとコラボレーションし、ばらや同市特産のデニムを取り入れた衣装をまとったモデルが、ばらで彩られたランウェイに登場するイベント等を実施しました。

さらに、同大会では、令和9(2027)年に神奈川県横浜市で開催されるGREEN×EXPO 2027*のブースが設けられ、ポスター掲示等の認知度向上につながる取組も行われました。

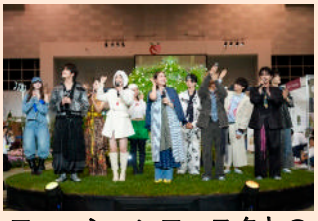
農林水産省では、GREEN×EXPO 2027において、我が国の高品質な花きをいけばなや盆栽等の花き文化とともに紹介し、国内外の需要の拡大を図ることによって、我が国の花き産業の成長産業化、花きの生産振興を目指しています。

＊ 正式名称は「２０２７年国際園芸博覧会」



ばらの新品種国際コンテストで農林水産大臣賞を受賞したばら

資料:世界バラ会議福山大会実行委員会



ファッションフェスタとのコラボレーションによるイベント

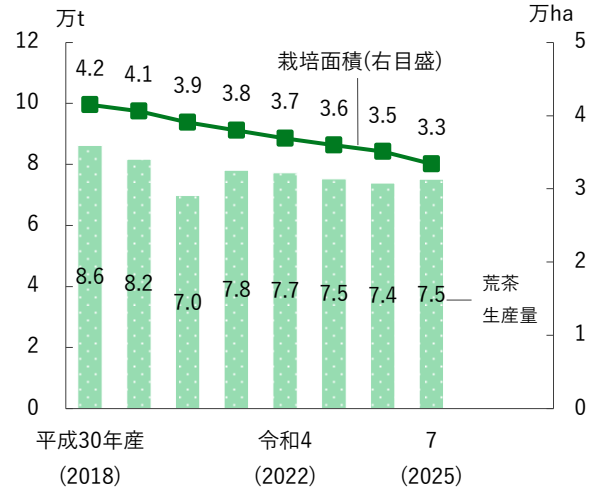
資料:©Fukuyama Rose Runway produced by TGC

(茶の栽培面積は前年産に比べ減少)

令和7(2025)年産の茶の栽培面積は、3万3千haと、前年産に比べ4.8%減少しました(**図表1-2-26**)。また、荒茶の生産量は、7万5千tと、前年産に比べ1.6%増加しました。

農林水産省では、需要の変化に対応した生産性の高い茶生産を推進するとともに、輸出の更なる促進、消費の拡大等の取組を進めています。

図表1-2-26 茶の栽培面積と荒茶生産量



資料:農林水産省「作物統計」

注:1) 平成30(2018)~令和元(2019)年産、令和3(2021)~7(2025)年産は、主産県を対象とした調査結果から推計した数値。令和2(2020)年産は、全国を対象とした調査結果の数値

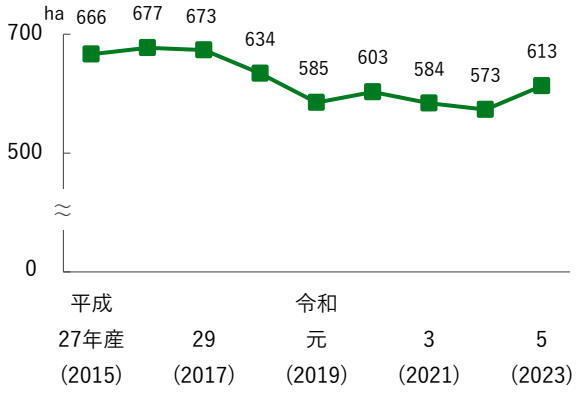
2) 令和7(2025)年産の荒茶生産量は概数値

(薬用作物の栽培面積は前年産に比べ増加)

漢方製剤等の原料となるミシマサイコやトウキ等の薬用作物の栽培面積については、令和5(2023)年産は、613haと、前年産に比べ7.0%増加しました(**図表1-2-27**)。

農林水産省では、産地と実需者等が連携した栽培技術の確立のための実証ほ場の設置等の取組や、販路の確保・拡大に向けた産地と実需者のマッチング等のための地域相談会の開催等の取組を支援しています。

図表1-2-27 薬用作物の栽培面積



資料:公益財団法人日本特産農産物協会「地域特産作物(工芸作物、薬用作物及び和紙原料等)に関する資料」を基に農林水産省作成

注:国産の使用量が多い重点8品目(サンショウ、ミシマサイコ、トウキ、センキュウ、シャクヤク、トリカブト、ヨモギ、カノコソウ)の数値

第3節 我が国における農業生産資材の供給

我が国においては、農業生産資材やその原料を海外から多く輸入している中で、化学肥料や飼料等について、輸入価格の高騰や原料供給国からの輸出の停滞等の安定供給を脅かす事態が生じるなど、食料安全保障上のリスクが増大しています。このため、国内資源の利用拡大や生産拡大、化学肥料の使用量低減、化学肥料や飼料の備蓄、価格高騰時の影響緩和対策等を推進することが重要となっています。

本節では、農業生産資材の安定供給に向けた取組や価格高騰への対応について紹介します。

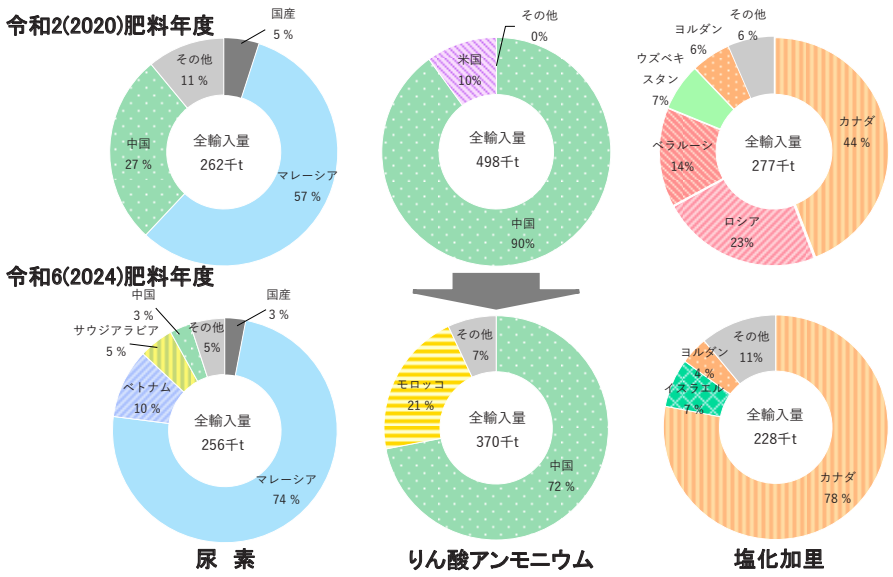
(1) 農業生産資材の供給

(肥料原料の供給状況)

我が国は主要な肥料原料である尿素、りん酸アンモニウム及び塩化加里のほとんどを輸入に依存しています。このうち、りん酸アンモニウムの製造に必要な資源であるりん鉱石はモロッコ、中国、エジプト等が、塩化加里の製造に必要な資源である加里鉱石はカナダ、ベラルーシ等が世界の経済可採埋蔵量の大半を占めており、主要な肥料原料の製造に必要な資源は世界に偏在しています。

令和3(2021)年秋以降、中国による肥料原料の輸出検査の厳格化やロシアによるウクライナ侵略の影響等により、これらの国から我が国への肥料原料の輸入が円滑に進まなくなりました。これを受け、我が国においても、輸入業者が調達国を転換する取組を進めた結果、例えばりん酸アンモニウムでは、中国からの輸入割合が90%から72%まで減り、代わって、モロッコ等からの輸入が増えています(**図表1-3-1**)。

図表1-3-1 我が国の主な肥料原料の輸入相手国



資料：農林水産省作成

注：1) 肥料年度は、当該年の7月から翌年6月までの期間

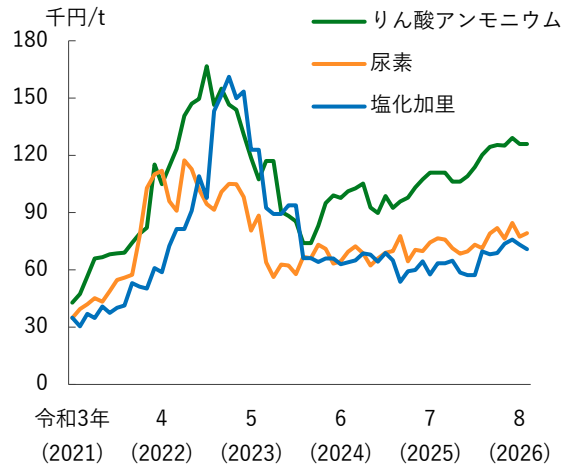
2) 全輸入量には、国産は含まれない。

3) 工業用仕向けのものを除く。

(肥料原料の輸入通関価格は令和3(2021)年から上昇傾向)

肥料原料の輸入通関価格は、令和3(2021)年から上昇傾向にある中で、ロシアによるウクライナ侵略等の要因も重なり、尿素は令和4(2022)年4月に過去最高値となる11万7千円/t、りん酸アンモニウムは同年7月に過去最高値となる16万7千円/t、塩化加里は同年10月に過去最高値となる16万1千円/tとなるなど価格が急騰しました(**図表1-3-2**)。その後、令和5(2023)年1月以降は下落しましたが、りん酸アンモニウムは引き続き高い水準となっています。

図表1-3-2 肥料原料の輸入通関価格



資料：財務省「貿易統計」を基に農林水産省作成
注：月当たりの輸入量が5千t台以下の月は、前月の価格を表記。なお、前月の月当たりの輸入量も5千t台以下の場合は、前々月の価格を表記

(肥料原料の備蓄の取組を支援)

肥料原料については、世界的な穀物需要の増加や紛争の発生等の国際情勢の変化に伴う供給途絶リスクが顕在化しています。このため、令和4(2022)年5月に成立した経済安全保障推進法[1]に基づく特定重要物資として肥料を指定し、特に供給途絶リスクの高い肥料原料であるりん酸アンモニウムと塩化加里を対象に、令和9(2027)年度までに年間需要量の3か月分の備蓄体制を構築することを目標に、肥料関係事業者における備蓄原料の保管料等を支援しています。令和8(2026)年3月末時点で、りん酸アンモニウムは2.4か月分、塩化加里は3か月分の備蓄体制を構築しています。

(農薬の供給状況)

農薬については、農薬製剤の大部分、農薬原体の相当量を国内で生産するとともに、双方とも輸出を行っており、比較的供給途絶リスクの小さい農業生産資材と言えます(**図表1-3-3**)。農薬原体の輸入先国については、ドイツ、インド、中国等が上位を占めていますが、全体で30近い国・地域に分散しています。

[1] 正式名称は「経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関する法律」

図表1-3-3　令和6(2024)農薬年度における農薬の需給状況

形態	国内生産量	輸出量	輸入量	主要輸入先国	概要
農薬原体	4.4万t	2.2万t	1.4万t	ドイツ　25% インド　24% 中国　19%	・製剤は大部分、原体も相当量を国内生産し、輸出も実施 ・輸入先国は複数に分散
農薬製剤	20.5万t	1.5万t	2.6万t	マレーシア　23% ベルギー　23% 中国　13%	・代替剤も存在 ・供給減少リスクに対して一定の対応が図られている。

資料：一般社団法人日本植物防疫協会「農薬要覧2025」を基に農林水産省作成
注：1）令和6(2024)農薬年度とは、令和5(2023)年10月～6(2024)年9月までの期間
　　2）農薬製剤の20.5万tは、国内出荷量の数値

(種苗の安定供給)

稲、麦類、大豆の種子や果樹の種苗は、ほぼ全量が国内で生産されている一方、野菜種子については、国内流通の約9割が国外で生産されています。これは、我が国の種苗会社が、良質な種子を安定的に供給するため、種子生産に適した北半球・南半球の複数国に採種地を持つことでリスクを分散して生産していることによるものです。さらに、種苗会社は約1年分の種子を国内で備蓄しており、安定供給体制は確保されています。

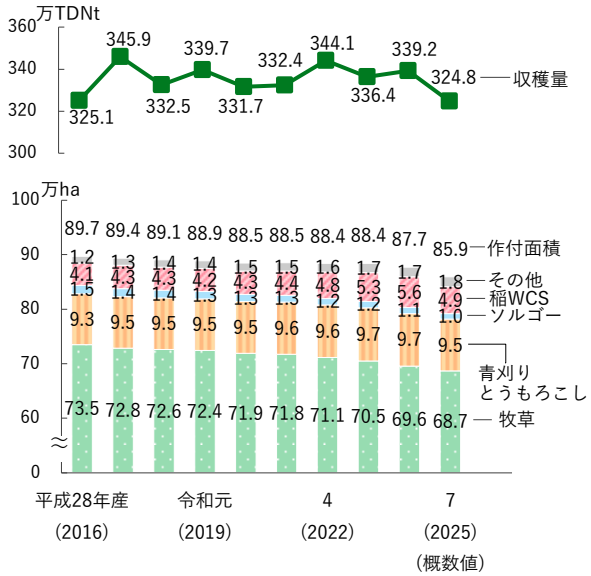
農林水産省では、このような野菜種子の供給体制をより安定化させるため、近年の気候変動による採種適地の変化等に備えた採種地の開拓を推進するとともに、国内の採種農家の高齢化等を踏まえた効率的な採種技術の開発・実証や種子処理農薬の登録の維持・拡大に向けた取組を進めることとしています。

(飼料の供給状況)

令和6(2024)年度の畜産における飼料供給量は、概算で2,367万7千TDN[1]tとなっており、飼料供給量に占める割合は、自給率が高い粗飼料が2割、自給率が低い濃厚飼料が8割となっています。飼料穀物の輸入量は1,310万tで、そのうちとうもろこしが約9割となっており、その主な輸入先は、米国とブラジルです。飼料穀物の不測の事態に備え、配合飼料メーカー等が飼料穀物の需要量の約1か月分に相当する約100万tを備蓄しています。

飼料作物のTDNベースの収穫量については、令和7(2025)年産は324万8千TDNtと、前年産に比べ4.2%減少しました(**図表1-3-4**)。これは、牧草や青刈りとうもろこしの収穫量が減少したこと等によるものです。

図表1-3-4　飼料作物の作付面積と収穫量



資料：農林水産省「耕地及び作付面積統計」、「作物統計」、「新規需要米等の用途別作付・生産状況の推移」を基に作成
注：1）収穫量は農林水産省「作物統計」等を基にした推計値
　　2）稲WCSの作付面積は、農林水産省「新規需要米等の用途別作付・生産状況の推移」の稲発酵粗飼料用稲の数値

[1] Total Digestible Nutrientsの略で、家畜が消化できる養分の総量

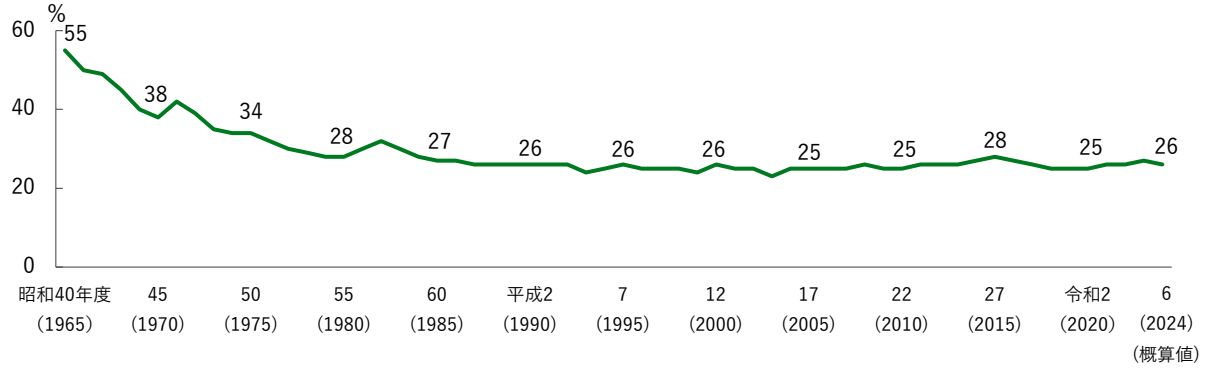
また、令和7(2025)年産の飼料作物の作付面積は、85万9千haとなり前年産に比べ2.0%減少しました。

青刈りとうもろこし生産の推進
URL：https://www.maff.go.jp/j/chikusan/sinko/lin/l_siryo/aogari_corn.html

(飼料自給率は前年度と同水準で推移)

令和6(2024)年度の飼料自給率は26%と、前年度に比べ1ポイント低下しました(**図表1-3-5**)。その内訳を見ると、粗飼料自給率は前年度と同じ80%、濃厚飼料自給率は前年度と同じ13%となりました。国際情勢に左右される輸入飼料への過度な依存から脱却するためには、限られた農地や労働力を有効に活用し、国内飼料生産基盤に立脚した畜産経営へ転換する必要があります。

図表1-3-5 飼料自給率



資料：農林水産省「食料需給表」
注：粗飼料及び濃厚飼料を可消化養分総量(TDN)に換算して算出

(2) 農業生産資材の生産・流通の確保

(肥料原料の安定確保等を推進)

農林水産省では、原料を輸入に頼る化学肥料から国内資源を活用した肥料への転換を図るため、令和12(2030)年までに肥料の使用量(リンベース)に占める国内資源割合を令和3(2021)年の25%から40%にまで高める目標を掲げ、畜産業由来の堆肥や、肥料成分を含む下水汚泥資源等の高品質化・ペレット化等を通じて肥料利用を推進しています。

なお、令和6(2024)年6月の改正後の食料・農業・農村基本法(以下「改正基本法」という。)において、国の責務として、農業生産資材の価格の著しい変動が育成すべき農業経営に及ぼす影響を緩和するために必要な施策を講ずる旨が規定されました。これを受けて、農林水産省において、肥料価格の動向を調査するとともに、肥料原料価格が急騰し、肥料小売価格の高騰が見込まれる場合は、これまでの肥料価格高騰対策事業の仕組みや効果等を踏まえた影響緩和対策を実施することとしています。

国内肥料資源の利用拡大に向けた全国推進協議会
URL：https://www.maff.go.jp/j/seisan/sien/sizai/s_hiryo/kokunaishigen/zennkokusuishin.html

（事例）国内資源の肥料利用を拡大し、地域資源循環を実践(埼玉県)

朝日アグリア株式会社では、「堆肥を極める」というテーマの下、多様な原料を側条施肥機等の高機能な農業機械で散布可能な品質に粒状化できる独自の技術を活かし、地域の未利用資源を活用した新商品開発に挑戦するなど、積極的な国内資源の肥料利用拡大を推進しています。

同社では、埼玉県神川町にある関東工場において、家畜ふん堆肥を活用した肥料の製造を行い、堆肥の調達元で利用する地域資源循環に、JAグループ等と連携して取り組んでいます。さらに、同県で発生した食品残渣由来の堆肥を原料に活用した複合肥料や、同県やJAグループさいたまと共同で下水汚泥燃焼灰を原料に活用した菌体りん酸肥料入りの複合肥料を開発するなど、新たな取組にも挑戦しています。

このような取組を通じて、資源循環型農業の実現、肥料コスト低減・安定供給を図り、堆肥等の国内資源を活用した肥料が全国で広く利用される未来を目指して活動しています。





家畜ふん堆肥を活用した肥料
資料：朝日アグリア株式会社

(国産飼料の生産・利用拡大を推進)

我が国の畜産経営において、令和6(2024)年の経営費に占める飼料費の割合は、畜種によって差があるものの、約4～7割となっており、飼料の多くを輸入に依存しています。

国際情勢に左右される輸入飼料への過度な依存から脱却するためには、限られた農地や労働力を有効に活用し、牧草、青刈りとうもろこし等の国産飼料の生産に立脚した畜産業へ転換する必要があります。

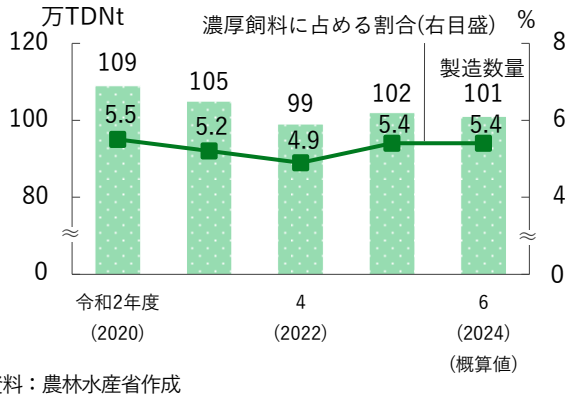
このため、農林水産省では、人材確保・育成を通じたコントラクター[1]等の飼料生産組織の運営強化、国産粗飼料の品質表示による販売拡大・広域流通、草地整備による生産性向上等を支援するとともに、「地域計画」への飼料生産の位置付けを促しました。また、耕種農家と畜産農家が連携し、飼料作物と堆肥を循環させる「耕畜連携」を推進しており、飼料作物を生産する耕種農家への飼料給与情報や飼料分析結果の提供への支援のほか、耕畜連携協議会が行う畜産農家と耕種農家のマッチング活動に取り組んでいます。これらの取組により、国産飼料の生産・利用拡大を推進しています。

[1] 畜産農家から、播種や収穫等の飼料の生産作業を受託する外部支援組織

このほか、食品製造副産物等を有効活用して製造された飼料である「エコフィード[1]」の利用も、食品リサイクルによる資源の有効活用や国産飼料の生産・利用拡大等を図る上で重要な取組です。

エコフィードの製造数量は、令和6(2024)年度は101万TDNtとなり、濃厚飼料全体の5.4%に相当する水準となっています(**図表1-3-6**)。

図表1-3-6 エコフィードの製造数量と濃厚飼料に占める割合



資料：農林水産省作成

(農林水産分野ではエネルギー利用の9割以上を化石燃料に依存)

我が国は、石油や天然ガス等の資源に乏しいため、エネルギー自給率が低く、令和5(2023)年度のエネルギー自給率(IEAベース)は、前年度に比べ2.6ポイント上昇したものの、15.3%となっています。なお、経済産業省の調査によると、令和5(2023)年度の農林水産業のエネルギー消費量は23万8千テラジュール(TJ)[2]と、前年度に比べ6.6%減少となっています。

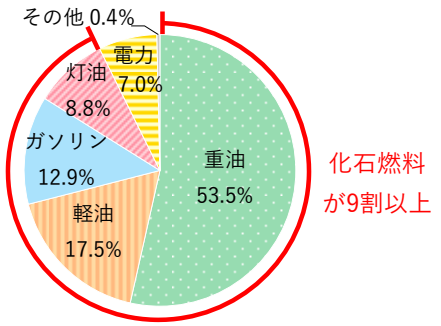
農林水産分野では、エネルギー利用の9割以上を化石燃料に依存しており、電力の利用は全体の7.0%となっています(**図表1-3-7**)。化石燃料の中では、重油の消費が最も多く、次いで軽油、ガソリン、灯油の順となっています。特に重油は、農業分野では施設園芸で加温に用いられる燃油暖房機で多く消費されています。軽油やガソリンは農業機械、灯油は穀物を乾燥させる機械で利用されることが多くなっています。

また、原油価格は、ロシアによるウクライナ侵略直後に大きく上昇し、令和4(2022)年度以降はおおむね下落基調でしたが、イラン情勢の緊迫化に伴い、令和8(2026)年3月には価格が高騰しています(**図表1-3-8**)。政府は、イラン情勢を受け、関係行政機関の緊密な連携の下、中東情勢に関する情報の収集・共有・提供を適切に行うとともに、中東地域の航行の安全、エネルギーの安定供給等の確保を図るため、中東情勢に関する関係閣僚会議を開催しました。農林水産省では、農林水産業・食品産業を所管していることから、燃料油や石油製品等の供給について、流通や取引の状況に影響が及ぶ場合に備えて、事業者からの情報を受け付ける相談窓口を設置し、関係省庁と連携しながら政府一体となって対応することとしています。さらに、今後、事業者の実態を把握するとともに、個別課題の解決を図り、燃料油や石油製品等の安定供給に向けて対応することとしています。

化石燃料の価格は、地政学上のリスクや国際的な市場の影響等の他律的な要因に左右されやすいため、農林水産分野の持続的な発展に向けては、化石燃料に依存しない再生可能エネルギーの活用も重要となっています。

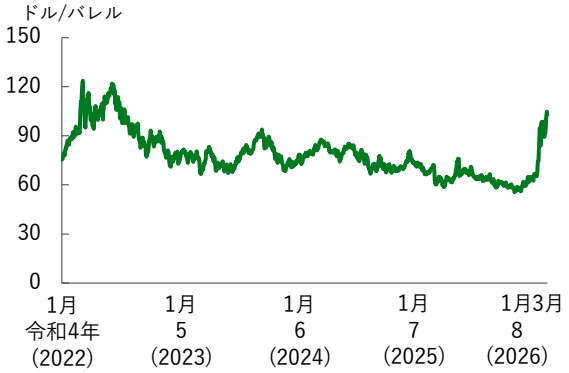
[1] 「環境にやさしい(ecological)」や「節約する(economical)」等を意味する「エコ(eco)」と飼料を意味する「フィード(feed)」を併せた造語
[2] テラ・ジュールの略。テラは10の12乗のこと。ジュールは熱量単位

図表1-3-7 農林水産業におけるエネルギー源別のエネルギー消費量



資料：経済産業省「令和5年度総合エネルギー統計」を基に農林水産省作成
注：「その他」は、潤滑油、LPG、都市ガス、熱を含む。

図表1-3-8 原油価格



資料：米国エネルギー情報局「Weekly Petroleum Status Report」を基に農林水産省作成
注：1）参考文献一覧を参照
2）原油価格は、米国の代表的な指標原油であるWTI(West Texas Intermediate)原油の価格。1バレル=42ガロン≒159ℓ

(3) 燃料価格高騰への対応

(燃料価格や電気料金の高騰に対し、施設園芸農家等に向けた支援策を実施)

我が国の施設園芸経営において、令和5(2023)年の経営費に占める燃料費の割合は約2～4割となっています。

農業生産資材価格指数(光熱動力)は、令和3(2021)年以降、上昇傾向で推移しており、令和7(2025)年4月には過去最高となる138.9となりました(**図表1-3-9**)。

また、農業水利施設は、維持管理費に占める電気料金の割合が大きく、エネルギー価格高騰による影響を受けやすくなっています。

図表1-3-9 農業生産資材価格指数(光熱動力)



資料：農林水産省「農業物価統計調査」
注：1）令和2(2020)年の平均価格を100とした各年各月の数値
2）令和7(2025)、8(2026)年は概数値

農林水産省では、令和7(2025)年度においても引き続き、計画的に省エネルギー化等に取り組む産地を対象に、施設園芸及び茶の農業者と国で基金を設け、燃油・ガスの価格が一定の基準を超えた場合に補填金を交付しました。また、施設園芸農家向けのヒートポンプ等の導入支援を継続しました。

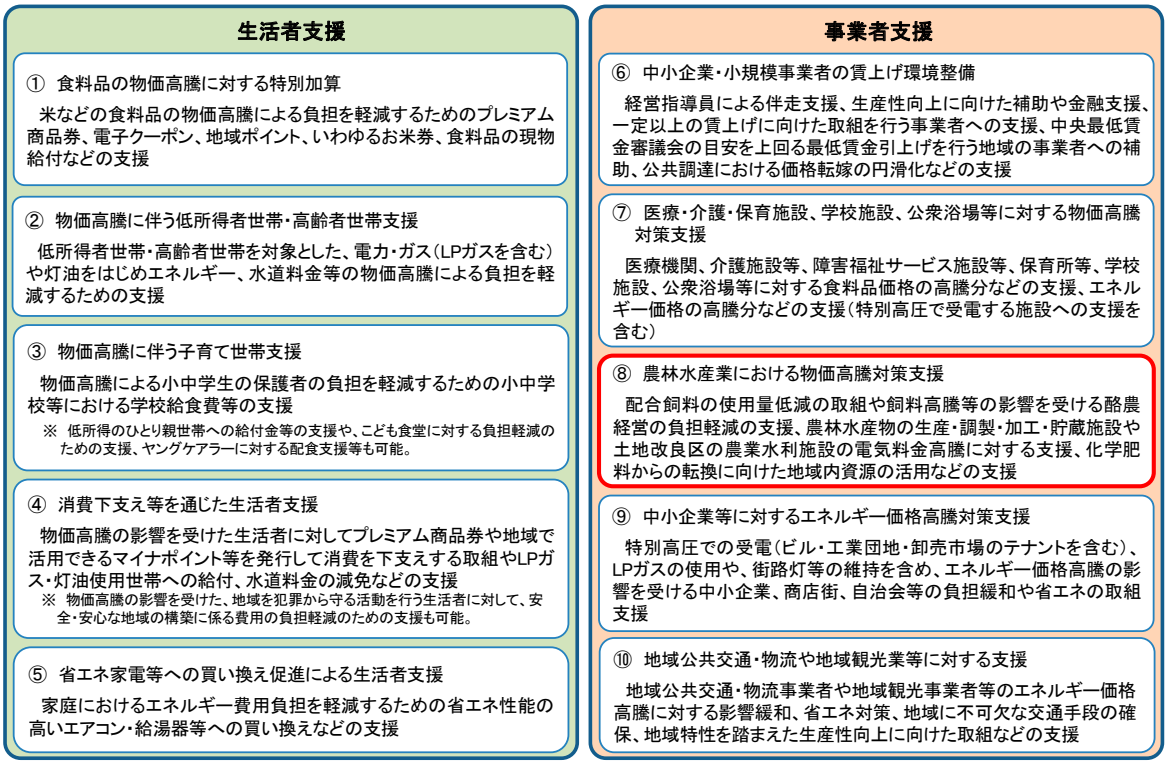
さらに、農業水利施設について、ポンプの集約・再編、高効率機器への変換等の省エネルギー化を進めるとともに、物価高騰の影響を緩和するため、令和7(2025)年6月から9月まで、これらに取り組む土地改良区等に対し、電気料金高騰分の一部を支援しました。

(農林水産業における物価高騰に対する支援に重点支援地方交付金を活用)

内閣府では、エネルギーや食料品価格等の物価高騰の影響を受けた生活者や事業者に対し、「物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金」(以下「重点支援地方交付金」という。)により地方公共団体が地域の実情に応じてきめ細かく必要な事業を実施できるよう支援しています。重点支援地方交付金では、地方公共団体に対し、生活者支援と事業者支援から成る推奨事業メニューを提示しており、事業者支援のメニューの一つに農林水産業におけ

る物価高騰対策支援があります(**図表1-3-10**)。なお、令和7(2025)年12月には、重点支援地方交付金の推奨事業メニューに食料品の物価高騰に対する特別加算が追加されました。

図表1-3-10 重点支援地方交付金の推奨事業メニュー



資料：内閣府公表資料を基に農林水産省作成

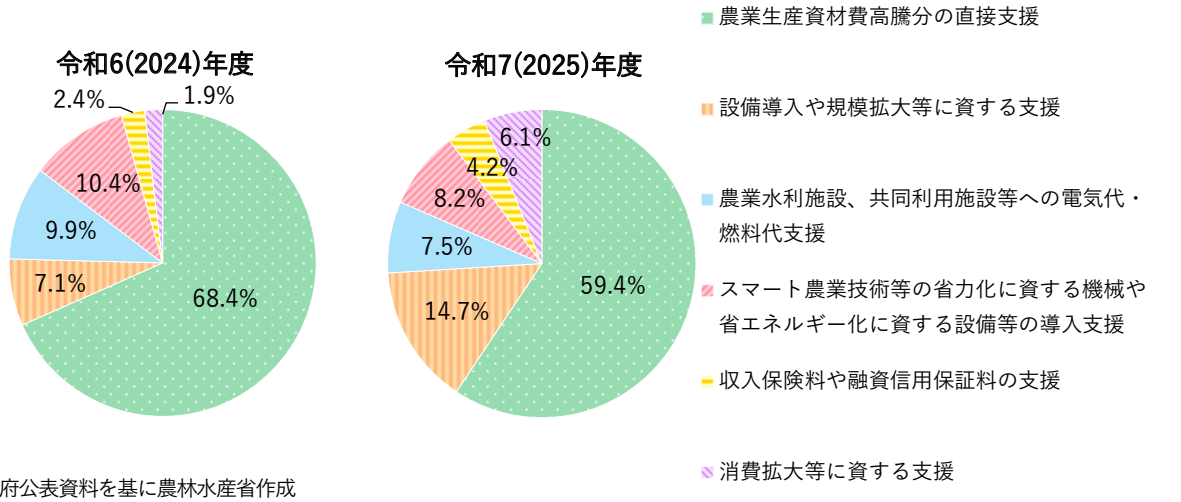
農林水産業における物価高騰対策支援では、配合飼料の使用量低減の取組や飼料高騰等の影響を受ける酪農経営の負担軽減の支援、農林水産物の生産・調製・加工・貯蔵施設や土地改良区の農業水利施設の電気料金高騰に対する支援、化学肥料からの転換に向けた地域内資源の活用等の支援も可能となっており、農林水産省では、農林水産・食品分野での活用事例を紹介し、地方公共団体による重点支援地方交付金の活用を推奨しています。

令和6(2024)年11月の「国民の安心・安全と持続的な成長に向けた総合経済対策」に基づく重点支援地方交付金においては、16,973事業が交付決定を受け、その交付対象経費は1兆306億円となりました。このうち、農林水産業における物価高騰対策支援は1,959事業と全体の11.5%で、交付対象経費は815億円と全体の8.0%となりました。また、令和7(2025)年11月の「「強い経済」を実現する総合経済対策」に基づく重点支援地方交付金においては、10,206事業が交付決定を受け、その交付対象経費は1兆6,171億円となりました。このうち、農林水産業における物価高騰対策支援は1,197事業と全体の11.7%で、交付対象経費は734億円と全体の4.5%となりました。

令和6(2024)年度においては、農林水産業における物価高騰対策支援のうち、農業分野に関する支援を見ると、飼料や肥料、燃料等の農業生産資材費高騰分を直接支援する事業が68.4%と最も多く、次いでスマート農業技術等の省力化に資する機械や省エネルギー化に資する設備等の導入支援が10.4%、農業水利施設や共同利用施設等への電気代・燃料代支援が9.9%となっています(**図表1-3-11**)。また、令和7(2025)年度においても、令和6(2024)年度と同様に農業生産資材費高騰分を直接支援する事業の割合が高い状況ですが、設備導

入や規模拡大等に資する支援や消費拡大等に資する支援等の割合が上昇しています。農林水産省においても、引き続き地方公共団体に重点支援地方交付金の農業分野における更なる活用を働き掛けていくこととしています。

図表1-3-11 農業分野の重点支援地方交付金実施計画の事業別割合



資料：内閣府公表資料を基に農林水産省作成

注：1) 地方公共団体から提出され、内閣府が取りまとめ公表している実施計画から、推奨事業メニュー「農林水産業における物価高騰対策支援」に当てはまる事業のうち、農業分野に関する支援として令和6(2024)年度は1,062事業、令和7(2025)年度は839事業を抽出し、農林水産省にて独自に分類・集計した数値。なお、令和7(2025)年度は、令和7(2025)年12月24日までに交付決定した事業を分類・集計したもの

2) 「設備導入や規模拡大等に資する支援」は、スマート農業機械や省エネルギー化に資する設備等を除く。

(コラム) 各地で重点支援地方交付金を活用した支援が展開

地方公共団体においては、重点支援地方交付金を活用し、農業分野に関する物価高騰対策として、飼料や肥料、燃料等の農業生産資材価格の高騰対策や土地改良区の農業水利施設の電気料金高騰対策を始めとした支援が引き続き展開されています。

例えば岐阜県では、配合飼料の使用量低減に取り組む畜産農家に対し、飼料価格高騰額の一部を支援しています。また、宮城県では、同県内に事業所を有する清酒製造業者に対し、清酒原料米の価格高騰による影響を緩和するとともに、同県産米を使用した高品質な酒造りの生産基盤の維持・強化を図るため、同県産の令和7(2025)年産酒造好適米及び主食用米の購入数量に応じて、その経費の一部を支援しています。

このように、地方公共団体においては重点支援地方交付金を効果的に活用し、事業者に対して地域の実情に応じたきめ細かな支援を行っているところです。



宮城県の日本酒

資料：宮城県

第4節 不測時における食料供給の確保

世界的な食料需給の変化や生産の不安定化等により、我が国の食料安全保障上のリスクが高まっている中、食料供給が大幅に減少する不測の事態への対応が必要となっています。

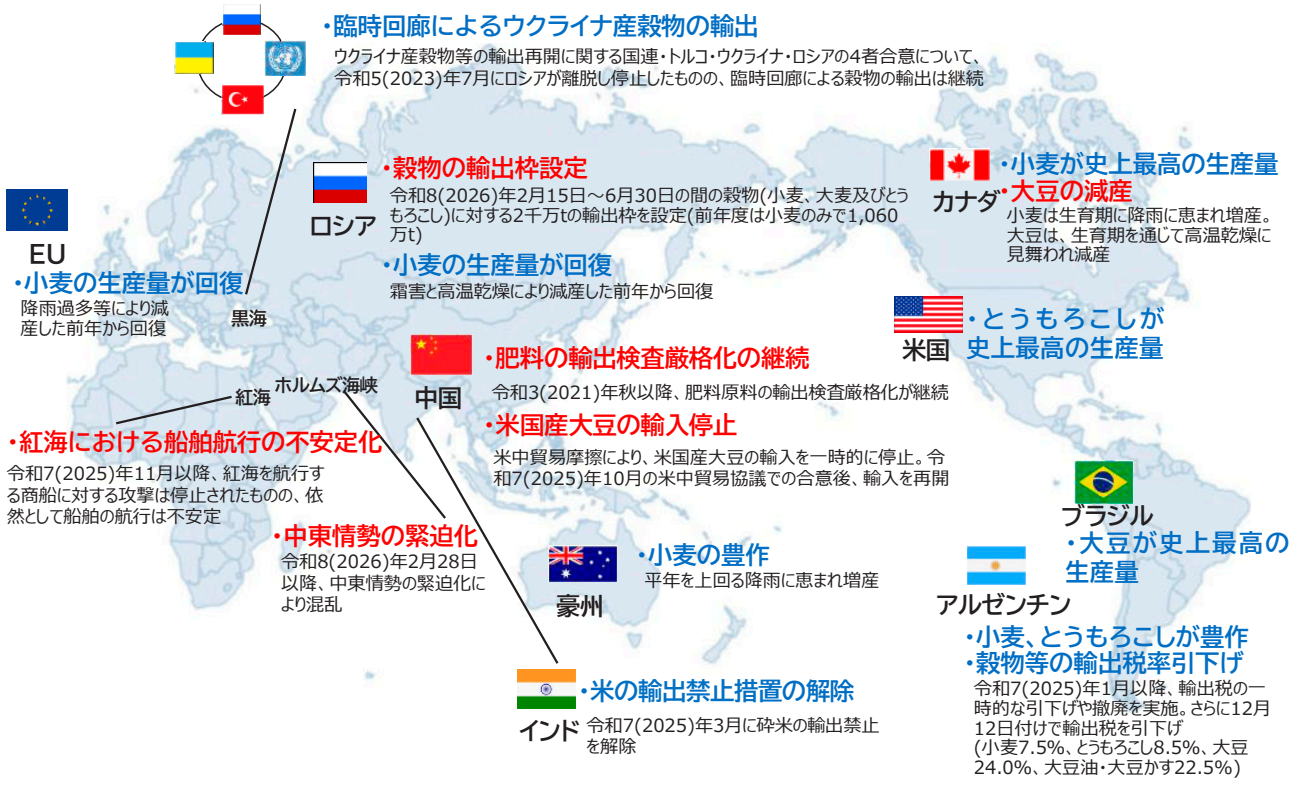
本節では、令和7(2025)年4月に施行された食料供給困難事態対策法等について紹介します。

(1) 不測時における食料安全保障の対応の強化

(世界の食料需給等をめぐる事態が深刻化)

昨今、気候変動等による世界的な食料生産の不安定化、食料需要の拡大に伴う調達競争の激化等に、ウクライナ情勢やイラン等を中心とした中東情勢の緊迫化等も加わり、輸入する食品原材料や農業生産資材の価格高騰、産出量が特定の国に偏っている化学肥料原料の調達の不安定化、国際物流の混乱等の世界の食料需給をめぐるリスクが顕在化しています(**図表1-4-1**)。米国でとうもろこしが、ブラジルで大豆が史上最高の生産量となった一方で、中東情勢の緊迫化による混乱、紅海における船舶航行の不安定化等といった食をめぐる国内外の状況が刻々と変化する中、食料安全保障の確保が国家の喫緊かつ最重要課題の一つとなっています。

図表1-4-1 令和7(2025)年度の諸外国での主な動き

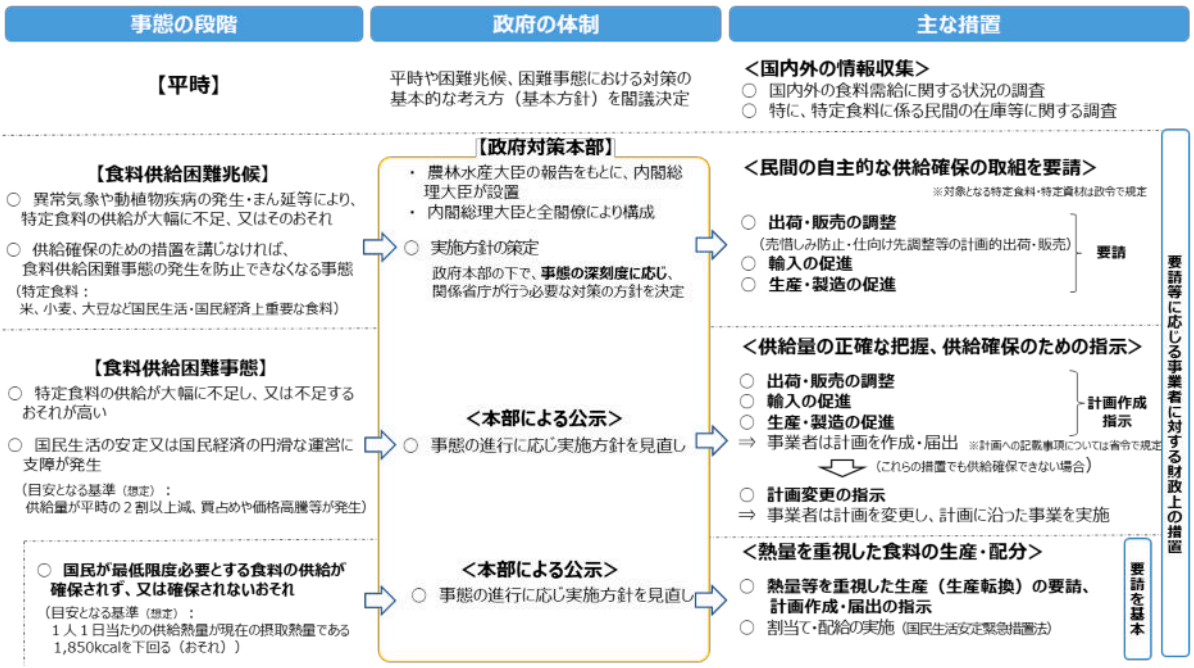


資料：農林水産省作成

(食料供給困難事態対策法が施行)

近年、食料供給が大幅に減少するリスクが高まる中、食料供給が減少して国民生活・国民経済に影響が生じる事態を防止するため、平時からの対応に始まり、政府一体となって早期から必要な対策を行うための食料供給困難事態対策法が令和7(2025)年4月に施行されました。同法は、食料安全保障の確保に寄与し、もって国民生活の安定と国民経済の円滑な運営の確保に資することを目的としており、深刻度に応じて事態を区分した上で、食料の供給が大幅に減少するおそれが生じた段階(以下「食料供給困難兆候」という。)から食料供給困難事態対策本部(以下「政府対策本部」という。)を設置すること等を定めています。また、同年同月に閣議決定した「食料供給困難事態対策の実施に関する基本的な方針」(以下「基本方針」という。)では、不測時の判断基準や、同法に基づく各種の対策の内容、要請等を行う対象者の明確化といった同法の具体的な運用について示しています(**図表1-4-2**)。

図表1-4-2 食料供給困難事態対策法の概要



資料：農林水産省作成

(特定食料・資材を指定し、平時から対策)

食料供給困難事態対策法に基づき、国民の食生活又は国民経済上の重要性や供給確保のための措置の必要性を踏まえ、対策の対象とする重要な食料を「特定食料」、その食料の生産に不可欠な農業生産資材を「特定資材」として政令で指定しています(**図表1-4-3**)。

その上で、平時から国内生産基盤の強化や、食料・農業生産資材のサプライチェーンの維持・強化に向けた施策を推進していくほか、国内外の食料需給に関する情報の収集・分析、適切かつ効率的な備蓄の運用、国内生産で国内需要を満たすことができない農産物等の安定的な輸入の確保等を進めていくこととしています。

図表1-4-3　政令で指定する特定食料及び特定資材、供給熱量の品目別内訳

特定食料

【農林水産物】

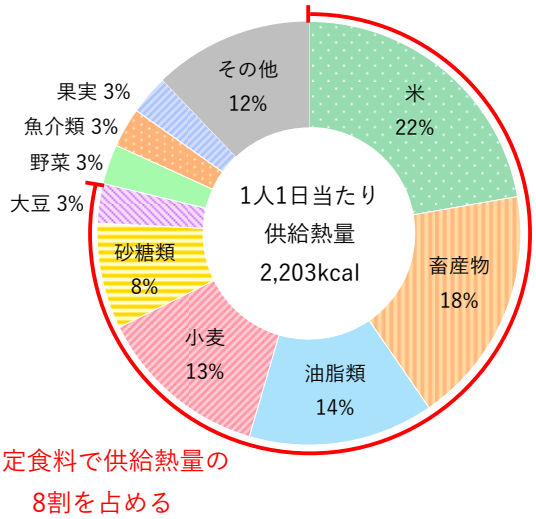
米穀、小麦、大豆(食用含む)、なたね・油やしの実、てんさい・さとうきび、生乳、牛肉・豚肉・鶏肉、鶏卵

【加工品】

小麦粉、植物油脂、砂糖、飲用牛乳・乳製品、液卵・粉卵

特定資材

肥料、農薬、種苗、飼料、動物用医薬品



資料：農林水産省「食料需給表」を基に作成

注：1）令和5(2023)年度概算値

2）植物油脂は大豆、なたね、油やしの実を原材料とし、砂糖はてんさい、さとうきびを原材料とするもの

(不測時の供給確保対策)

食料の供給不足により国民生活や国民経済に支障が生じる事態を未然に防止し、早期に解消するためには、供給不足が生じ得る兆候を捉えた早期の段階から、関係する省庁が一体となって必要な対策を講じていくことが重要です。このため、食料供給困難事態対策法では、食料供給困難兆候の段階から、内閣総理大臣を本部長、全ての国務大臣を構成員とする政府対策本部を設置し、特定食料の供給目標数量や供給確保対策を盛り込んだ実施方針を策定し、事態の深刻度に応じて、政府一体となって必要な対策を総合的に実施することとしています。

また、食料供給困難兆候の段階では、出荷販売業者や輸入業者、生産業者等の事業者には、あくまで自主的な供給確保の取組を求める「要請」を行う仕組みとなっており、他方、事態が改善せず、食料供給が大幅に減少し、国民生活等に支障が生じる事態である「食料供給困難事態」に至り、要請では必要な供給確保が見込めない場合に限り、事業者に対して、出荷販売等の計画の作成・届出を「指示」することができることとしています。さらに、届出された計画に沿って供給が行われたとしても事態の解消が困難な場合であって、当初の計画の内容等から見て計画変更が可能と認められる事業者に限って、計画変更を指示することができることとしています。

（コラム）食料供給困難事態対策法の基本方針において対策の考え方を明確化

食料供給困難事態対策法の適用に当たっては、国や地方公共団体、農業者、食品産業事業者、消費者等の理解と協力が不可欠です。令和7(2025)年4月に閣議決定した基本方針では、不測時の判断基準や平時及び不測時の対策を示すとともに、要請等を行う対象者を明確化しています。

まず、食料供給困難兆候の判断基準については、「我が国における単一又は複数の品目の特定食料の供給が平年と比べて全国的に2割以上減少し、又は減少するおそれがあるため、食料供給困難事態対策を講じなければ、食料供給困難事態の発生を未然に防止することが困難と認められる場合」等としています。2割以上の減少を一つの目安としつつ、2割以上の減少に至らない場合であっても、特定食料の備蓄・在庫の有無やその量、国民生活又は国民経済への影響等を総合的に考慮し、判断することとしています。

平時から行う対策として、主要な農林水産物等の生産国・輸出国における動向を調査・分析するとともに、国際的な物流状況等に関するデータや、食料供給の減少につながる可能性がある気象状況等に係るデータ等も踏まえ、その影響を予測・分析することとしています。また、食料をめぐる現状や課題、同法及び基本方針の内容や考え方を関係者に丁寧に説明し、周知に努めることとしています。

さらに、不測時に行う対策については、備蓄の活用や出荷・販売の調整、輸入の促進によってもなお、供給不足の解消が困難と見込まれる場合に、生産の促進の要請等を行うこととし、要請等を行う対象は、供給確保のために最低限必要な範囲で一定規模以上の事業者としています。特に生産の促進の要請等については、国全体として必要となる生産量等を示した上で、他の農林水産物の生産に可能な限り影響を及ぼさないことを基本として行うこととし、専ら自家消費を目的として小規模に生産を行っている者や、樹木の伐根や施設の撤去を行わなければ特定食料を生産できない者は対象としないことを明確化しています。

食料供給困難事態対策法に基づく基本方針について

基本方針のポイント

・食料供給困難事態の判断基準として、特定食料の供給が平年比で全国的に２割以上減少等することを規定。
・事態の段階に応じた、措置の考え方や内容を規定。併せて、要請等の対象は一定規模以上の事業者を基本とすること等を明確化。
・その他、平時からの総合的な備蓄の推進や、定期的な演習の実施等、必要な事項を記載。

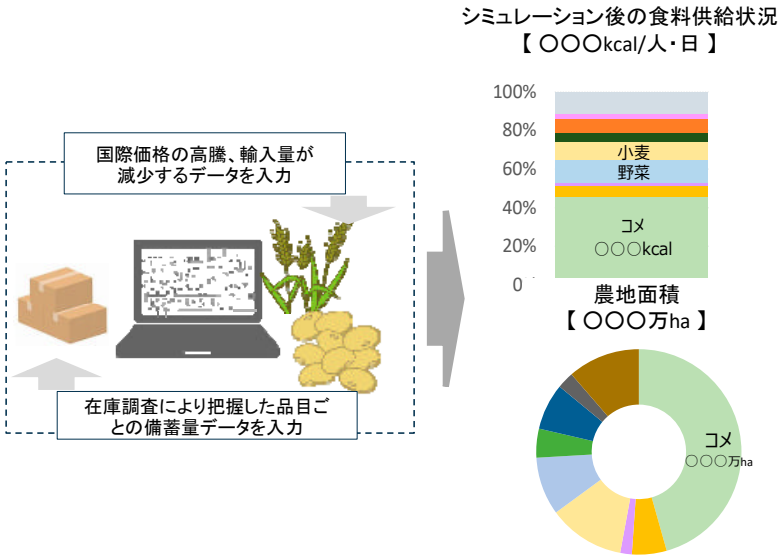
事態	事態の判断基準	主な措置の考え方・内容
（平時）	―	・国内生産基盤やサプライチェーンの維持強化、食料需給等の情報収集・分析、安定的な輸入の確保、国民理解の醸成 ・官民合わせた備蓄・在庫をトータルで把握する総合的な備蓄の推進 ・定期的な演習の実施、要請等の対象者の把握
食料供給困難兆候：異常気象など食料供給が大幅に不足する兆候の段階	特定食料の供給が平年比で全国的に２割以上減少、又はそのおそれがあり、措置を講じなければ食料供給困難事態の未然防止が困難な場合	・買占め等の抑制のための消費者への情報提供や働きかけ ・供給確保のために最低限必要な範囲で、 ▷ 一定規模以上の輸入業者等に出荷販売の調整や輸入の要請を行い、 ▷ 事態が長期化し、上記要請では事態解消が困難と見込まれる場合に限り、一定規模以上の農業者を中心に生産を要請
食料供給困難事態：食料供給が大幅に不足し、国民生活等に支障が生じた段階	特定食料の供給が平年比で全国的に２割以上減少等により、食品価格の高騰、買占めなど国民生活等に支障が発生した場合	・供給確保のために最低限必要な範囲で、 ▷ 一定規模以上の輸入業者等に輸入や出荷販売の計画届出を指示し、 ▷ 上記対応では事態解消が困難と見込まれる場合に限り、一定規模以上の農業者を中心に生産の計画届出を指示。なお、農業者が作成する計画は、生産量を増やす計画である必要はない （花を生産している農家に米の生産を求めることもない）
最低限度必要な食料供給が確保されないおそれのある段階	供給熱量が平時の摂取熱量を下回り、かつ、供給熱量が1,850kcal/人・日を下回るおそれがある場合	・熱量等を重視した生産推進のため、必要に応じ、政令で対象食料を追加

資料：農林水産省作成

(不測時における食料自給力シミュレーションモデルを構築)

農林水産省では、不測の事態が想定される場合に、必要な対策を検討するため、諸外国の事例を参考とし、国内の農地や労働力を始めとする生産基盤の確保状況、品目ごとの輸出入量、食料等の備蓄状況、世界の需給動向を考慮し、品目ごとの食料供給状況や作付構成を最適化する我が国の食料自給力シミュレーションモデルの構築を行っています(**図表1-4-4**)。

図表1-4-4　我が国の食料自給力シミュレーションモデルの構築



資料：農林水産省作成

(2) 不測時に備えた備蓄の実施

(不測時に備えた穀物の備蓄を実施)

政府は、国内の米の生産量の減少によりその供給が不足する事態に備え、米を100万t程度[1]備蓄することとしています。政府備蓄米の買入れについて、令和7(2025)年産は需給状況等を鑑みて中止しましたが、令和8(2026)年産については、令和8(2026)年3月に公告し、同年4月に入札することとしています。あわせて、海外における不測の事態の発生による供給途絶等に備えるため、食糧用小麦については国全体として外国産食糧用小麦の需要量の2.3か月分を備蓄し、そのうち1.8か月分の保管料を、飼料穀物については配合飼料メーカー等が、約1か月分の需要量に相当するとうもろこし等100万t程度を備蓄し、そのうち75万t分を対象に政府が支援しています。

さらに、基本方針においては、国内に存在する民間在庫も含めた量を官民合わせた備蓄としてトータルで捉えることとしており、不測時における対策を効率的かつ効果的に行うことができるよう、平時から特定食料と特定資材の民間在庫量やサプライチェーンの把握を進めています。

[1] 10年に1度の不作や、通常程度の不作が2年連続した事態にも国産米をもって対処し得る水準。特集を参照

第5節 輸入の安定化

国内生産で国内需要を満たすことができない一部の食料・農業生産資材については、一定の輸入が不可欠となっており、平時から安定的な輸入を確保するための環境整備が重要となっています。

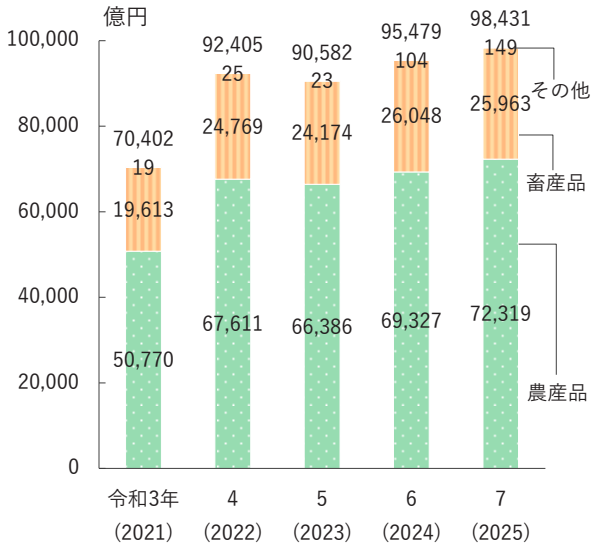
本節では、食料輸入の状況と食料・農業生産資材の安定的な輸入を確保する取組について紹介します。

(1) 我が国における食料輸入等の状況

(農産物の輸入額は前年に比べ3.1%増加)

令和7(2025)年の農産物輸入額は9兆8,431億円と、前年に比べ3.1%増加しました(**図表1-5-1**)。このうち農産品は7兆2,319億円と4.3%増加、畜産品は2兆5,963億円と0.3%減少しました。

図表1-5-1 農産物の輸入額



資料:財務省「貿易統計」を基に農林水産省作成
注:「その他」には、詳細が不明な品目等を含む。

(我が国の主要農産物の輸入構造は少数の特定国に依存)

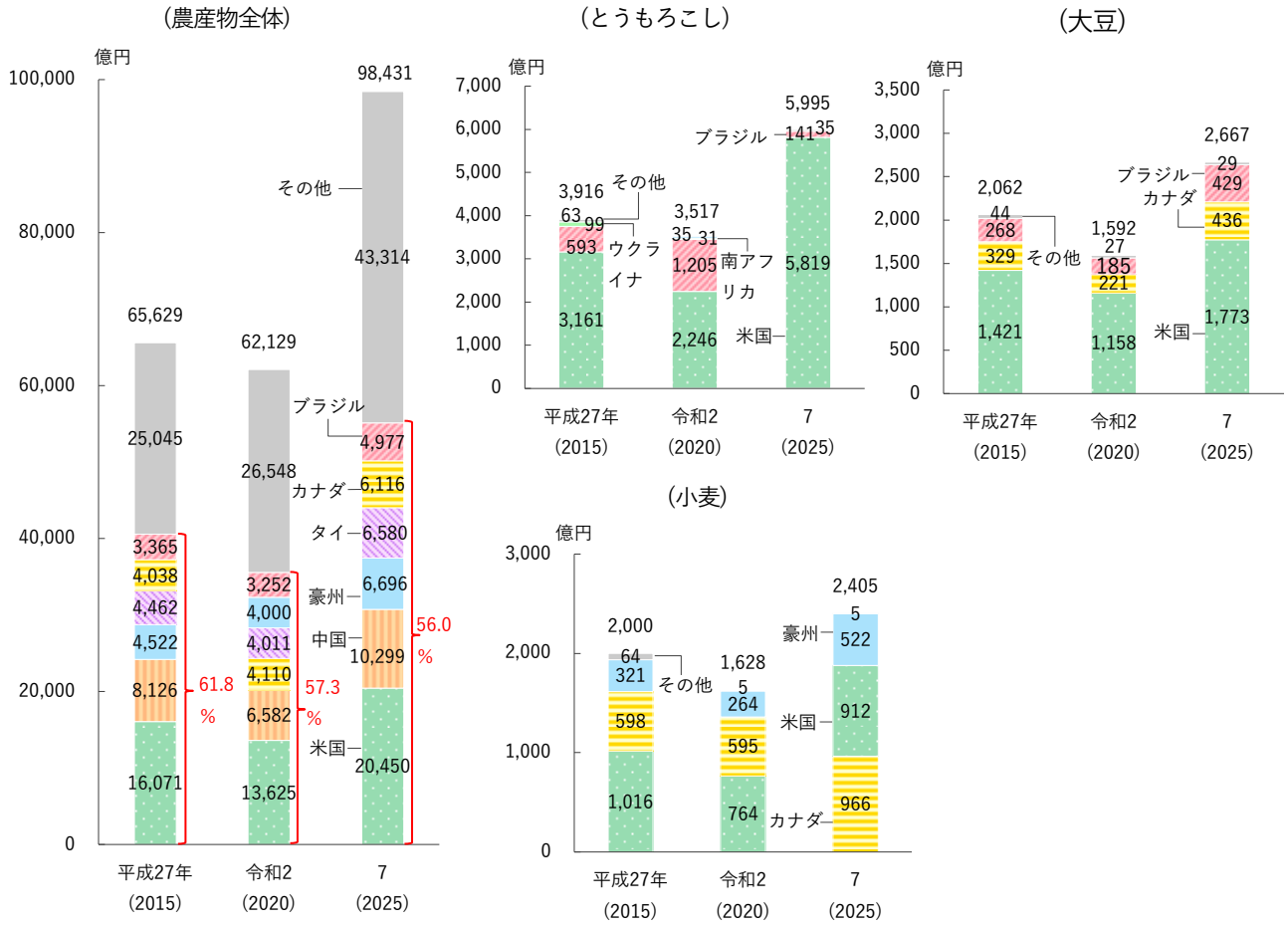
令和7(2025)年の農産物輸入額を国・地域別に見ると、米国が2兆450億円で最も高く、次いで中国、豪州、タイ、カナダ、ブラジルの順で続いており、上位6か国が占める輸入割合は約6割になっています(**図表1-5-2**)。

品目別に見ると、とうもろこし、大豆、小麦の輸入は、世界の上位生産国数か国のシェアが大きく[1]、特定国への依存傾向が顕著となっています。とうもろこしと大豆については、上位2か国で8割以上を占めています。小麦については、我が国での用途に適した小麦を生産しているカナダ、米国、豪州の上位3か国に99.8%を依存している状況です。

一部の品目では輸入先の多様化が進みつつあるものの、我が国の農産物の輸入構造は依然として米国を始めとした少数の特定国への依存度が高いという特徴があります。

[1] 第1章第1節を参照

図表1-5-2 主要農産物の国・地域別輸入額

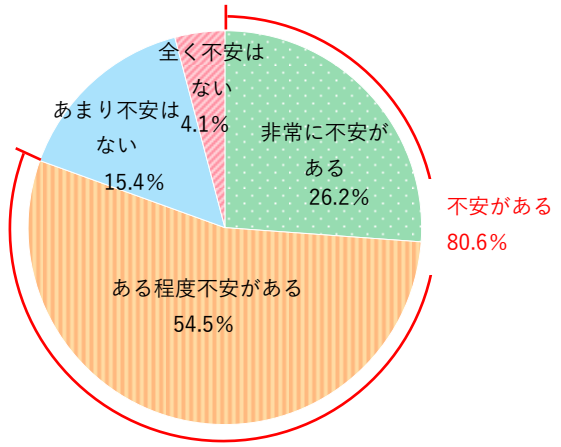


資料：財務省「貿易統計」を基に農林水産省作成

(将来の食料輸入に不安を持つ消費者の割合は約8割)

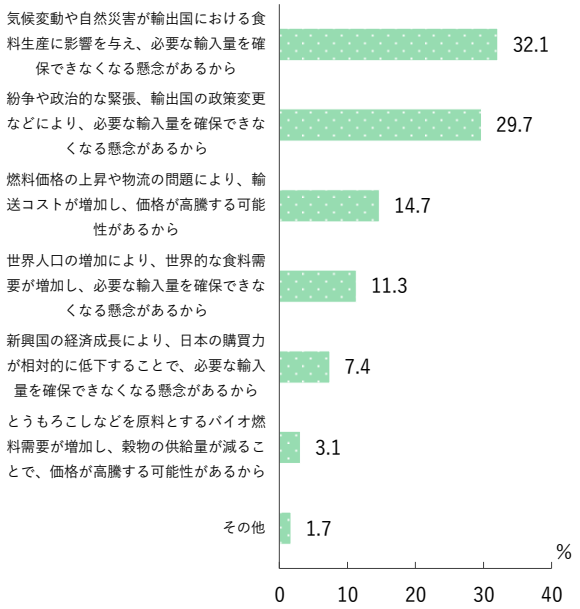
将来の食料輸入に対する消費者の意識について、株式会社日本政策金融公庫(以下「公庫」という。)が令和7(2025)年11月に実施した調査によると、80.6%が日本の将来の食料輸入に「不安がある」と回答しました(**図表1-5-3**)。また、その理由については、「気候変動や自然災害が輸出国における食料生産に影響を与え、必要な輸入量を確保できなくなる懸念があるから」と回答した人が32.1%と最も高くなりました(**図表1-5-4**)。世界的な食料需要の増加や国際情勢の不安定化等に伴う食料安全保障上のリスクが高まる中、将来にわたって食料を安定的に確保していくことが求められています。

図表1-5-3 日本の将来の食料輸入についての考え



資料：株式会社日本政策金融公庫「消費者動向調査(令和7年11月)」を基に農林水産省作成
注：1) 回答総数は2千人
2)「ある程度不安がある」、「非常に不安がある」の合計を「不安がある」としている。

図表1-5-4 日本の将来の食料輸入について不安があると考える理由

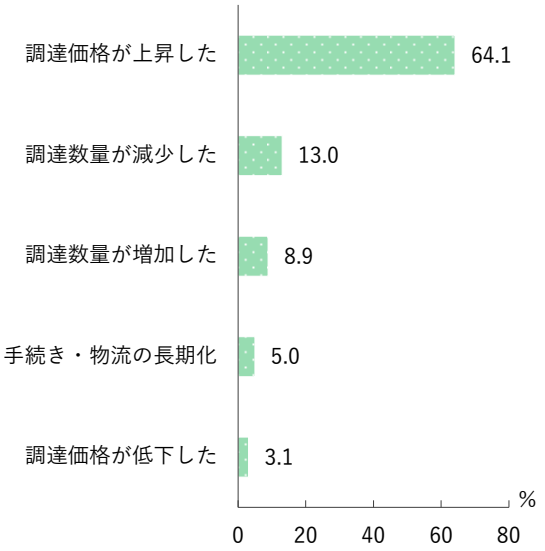


資料：株式会社日本政策金融公庫「消費者動向調査(令和7年11月)」を基に農林水産省作成
注：日本の将来の食料輸入について、「ある程度不安がある」、「非常に不安がある」と回答した人に対し、その理由を聞いた際の回答結果

(サプライチェーンの強靱化に向けた取組が重要)

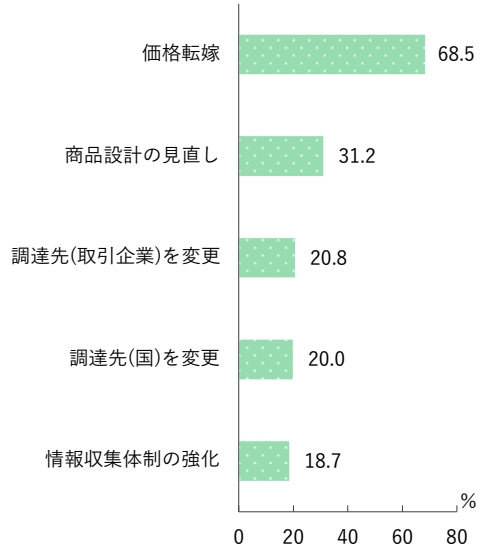
公庫が令和7(2025)年7月に実施した調査によると、食品産業全体における外国産農林水産物の利用・調達に対する企業の影響について、「調達価格が上昇した」と回答した企業が64.1%と最も多くなりました(**図表1-5-5**)。また、同調査によると、食品事業者が取り組んでいる影響への対策については、「価格転嫁」を挙げた企業が68.5%で最も多く、次いで「商品設計の見直し」、「調達先(取引企業)を変更」の順となっています(**図表1-5-6**)。実際に、食品事業者がサプライチェーンの強靱(きょうじん)化に向けて、原材料の安定調達等に必要な措置を講ずる動きも見られています。

図表1-5-5 利用・調達している外国産農林水産物において影響がある理由



資料：株式会社日本政策金融公庫「食品産業動向調査(令和7年7月)特別調査：「輸出の取組み」、「農林水産物の利用・調達」」を基に農林水産省作成
注：「昨今の国際情勢による外国産農林水産物の調達への影響」の質問への回答結果(複数回答)で、有効回答数は1,433

図表1-5-6 食品事業者が取り組んでいる影響への対策(上位5位まで)



資料：株式会社日本政策金融公庫「食品産業動向調査(令和7年7月)特別調査：「輸出の取組み」、「農林水産物の利用・調達」」を基に農林水産省作成
注：「影響への対応策」の質問への回答結果(複数回答)で、有効回答数は1,069

(2) 食料・農業生産資材の安定的な輸入の確保

(食料・農業生産資材の安定的な輸入の確保を推進)

食料・農業生産資材を安定的に輸入するため、農林水産省では、輸入相手国における調達網の強靱化に向け、我が国の事業者が海外現地で行う穀物等の集出荷・港湾施設等への投資案件の形成を支援するとともに、輸入相手国の多様化の観点も含め、輸入相手国との政府間等による対話の枠組みの整備、海外からの情報収集、国内における官民による情報共有等を推進することとしています。

輸入相手国との政府間等による対話の枠組みの整備に向けた取組の一環として、令和7(2025)年6月に外務省と共同でブラジルのサンタ・カタリーナ州との間で意向表明書に署名し、我が国への穀物の安定的な供給のため、港湾や集荷・船積み施設等の物流インフラネットワークを整備することの重要性を認識するとともに、同州で活動する我が国企業の農業・食品関連産業のビジネス環境の改善に向けて協力していくこと等を表明しました。

また、同年3月の日伯首脳会談において、両国の協力文書である「日・ブラジル戦略的グローバル・パートナーシップ・アクション・プラン2025-2030」が採択され、ブラジル産穀物の我が国への安定的な供給等の強靱かつ信頼性のあるサプライチェーンの構築に関する協力を進めることとしています。同プラン及び令和6(2024)年9月にブラジル農業・畜産省及び農業・開発省との間で締結した「農業・食料分野における協力に関する政府間覚書」のフォローアップとして、令和7(2025)年8月には穀物の安定供給に関する官民合同の対話である「日伯グレイントークス」



日伯グレイントークス

を行い、両国の政府関係者から、ブラジルからの穀物の安定供給に向けた政策課題及び今後の連携強化の方向性について提言を行ったほか、両国の企業・団体から、ブラジル産穀物の生産・輸出拡大のポテンシャルや穀物輸送のインフラ整備の重要性について発表が行われ、引き続き、連携強化を図ることで一致しました。

令和7(2025)年10月には、アメリカ合衆国小麦連合会との間で、米国から我が国への小麦供給の安定化に関する協力覚書に署名し、両者の連携を強化することとしました。

さらに、官民による情報共有の取組の一環として、農林水産省では、令和6(2024)年6月に開催した食料の安定的な輸入の確保に関する協議会合を実務的にフォローアップするため、我が国への日々の輸入を担っている企業との間で連絡会を開催し、主要穀物等の調達をめぐる国内外の情勢等について継続的に意見交換を行っています。

今後も様々な機会を通じ、我が国の輸入事業者が行う輸入・調達事業をめぐる課題や要望を適切に把握の上、官民の協力・連携の下に関連施策を講ずることとしています。

(主要穀物等の安定的かつ効率的な輸入に向けた港湾機能の強化)

我が国では、食料の多くを海外からの輸入に依存しており、その輸送手段として海運が大きな役割を担っています。特に、輸入穀物の多くはバルク船と呼ばれる貨物船で輸送されており、輸送効率化のため、国際的にバルク船の大型化が進んでいます。一方、我が国の港湾は、岸壁の水深が10～14mであることが多く、大型バルク船が接岸可能な水深14m以上の港湾は限られていることから、安定的かつ効率的な輸入に向け、大型船に対応できる港湾整備等が重要となっています。

国土交通省では、国全体として安定的かつ効率的なバルク貨物の海上輸送網の形成を図るため、大型船に対応した港湾機能の確保や企業間連携により共同輸送を促進する国際バルク戦略港湾政策を推進しています。

第6節 国際戦略の展開

農林水産省では、我が国の農林水産業が発展し、将来にわたってその重要な役割を果たしていけるよう、多国間や二国間の交渉を行うとともに、我が国の農林水産物・食品の輸出拡大につながる交渉結果の獲得を目指しています。また、開発途上国・新興国等の自立的な経済発展を通じた我が国との関係強化を図るため、様々な形態による農林水産・食品分野での協力を行っています。

本節では、交渉等への対応状況や国際協力の推進等について紹介します。

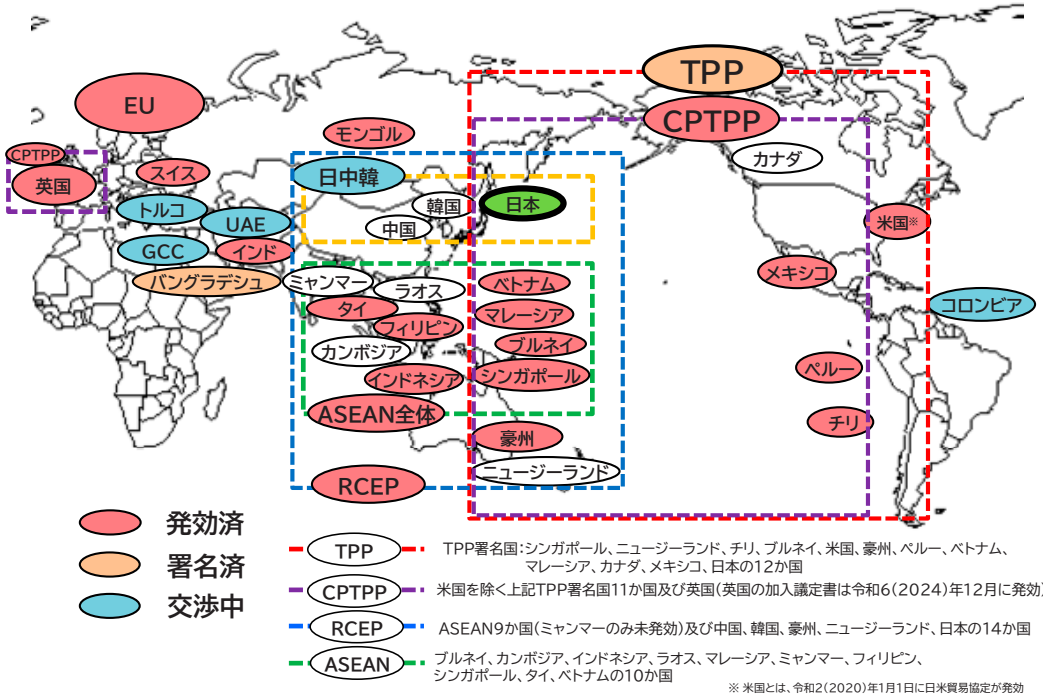
(1) 交渉等への対応

(複数の国・地域とのEPA/FTA交渉を実施)

特定の国・地域で貿易ルールを取り決めるEPA[1]/FTA[2]等の締結が世界的に進み、令和7(2025)年12月末時点では417件となっています。

我が国においても、令和8(2026)年3月末時点で、22のEPA/FTA等が発効済・署名済です(**図表1-6-1**)。輸出先国・地域の関税撤廃等の成果を最大限活用し、我が国の強みを活かした品目の輸出を拡大していくため、我が国の農林水産業の生産基盤を強化していくとともに、新市場開拓の推進等の取組を進めることとしています。

図表1-6-1 我が国におけるEPA/FTA等の状況



資料：農林水産省作成

注：UAEとは令和8(2026)年3月に交渉妥結

[1] Economic Partnership Agreementの略で、経済連携協定のこと

[2] Free Trade Agreementの略で、自由貿易協定のこと

バングラデシュとの間では、令和6(2024)年3月にEPA交渉を立ち上げ、令和7(2025)年12月に大筋合意を発表し、令和8(2026)年2月に署名しました。アラブ首長国連邦との間では令和6(2024)年9月にEPA交渉を立ち上げ、令和8(2026)年3月に交渉妥結を発表しました。また、GCC[1](湾岸協力理事会)との間でEPA交渉を令和6(2024)年12月に再開し、交渉を継続しているところです。さらに、日・インドネシアEPAの見直し交渉が行われ、合意を経て、令和7(2025)年4月に改正議定書が国会で承認されました。

(WTO農業交渉は議論を継続)

世界共通の貿易ルールづくり等が行われるWTOでは、これまで数次にわたる貿易自由化交渉が行われてきました。平成13(2001)年に開始されたドーハ・ラウンド交渉においては、依然として開発途上国と先進国の溝が埋まっていないこと等により、農業分野等の交渉に関する今後の見通しは不透明です。我が国としては、世界上位の食料輸入国としての立場から公平な貿易ルールの確立を目指して交渉に臨んでおり、令和8(2026)年3月に開催された第14回WTO閣僚会議では、農業交渉の道筋について議論されましたが、合意には至りませんでした。

(ウルグアイのCPTPP加入交渉開始が決定、コスタリカの加入交渉は継続中)

CPTPPについて、加入交渉を進めているコスタリカに加えて、令和7(2025)年11月には、ウルグアイの加入交渉開始が決定されました。また、アラブ首長国連邦、フィリピン、インドネシアについても適切であれば、令和8(2026)年中に加入交渉が開始されることとなりました。

(南アフリカでG20農業大臣会合、G20食料安全保障大臣会合が開催)

令和7(2025)年9月に、南アフリカでG20農業大臣会合及びG20食料安全保障大臣会合が開催され、持続可能な農業生産やイノベーションの活用、食料価格の高騰等への対応策等について議論が行われました。両会合において、我が国からは、食料安全保障の確保における国内の農業生産強化の重要性や、持続可能性との両立について主張しました。

(韓国でAPEC食料安全保障担当大臣会合が開催)

令和7(2025)年8月に韓国においてAPEC[2]食料安全保障担当大臣会合が開催され、農業・食料システムにおけるイノベーションの推進等について議論が行われました。我が国からは、イノベーションを活用した農業の生産性向上と持続可能性の両立に関する取組を紹介するとともに、APEC域内の食料安全保障の強化に向けた協力を各国に呼び掛けました。

また、農業資源を効率的に活用し、持続可能な農業生産性の向上に貢献する施策を実施するなどの内容を盛り込んだAPEC食料安全保障担当大臣共同声明が採択されました。

(フィリピンでASEAN関連の農林大臣会合が開催)

令和7(2025)年10月にフィリピンにおいてASEAN(アセアン)[3]+3農林大臣会合が開催され、農林業

[1] Gulf Cooperation Councilの略
[2] Asia Pacific Economic Cooperationの略で、アジア太平洋経済協力のこと
[3] Association of Southeast Asian Nationsの略で、東南アジア諸国連合のこと

分野の協力の実施状況について議論が行われました。また、今後の協力の方向性を定めるASEAN+3食料・農林業分野協力戦略2026-2035に、我が国が主張したワシントン条約[1]やUPOV(ユポフ)条約[2]といった国際的な枠組みに基づく協力の重要性が反映されました。

さらに、日ASEAN農林大臣会合では、我が国の貢献が期待できる温室効果ガス削減技術、民間企業によるスマート農業技術等の普及に資する新規プロジェクトを追加した改定版「日ASEANみどり協力プラン」が採択されました。

くわえて、同プランに位置付けられた二国間クレジット制度(JCM[3])等の農林分野における脱炭素化に資するプロジェクトは、同年同月のアジア・ゼロエミッション共同体(AZEC[4])首脳会合共同声明付属書にも成果として反映されました。

(2) 戦略的二国間関係の構築

(各地域の情勢を踏まえた関係の強化)

農林水産省では、輸出拡大、輸入安定化や協力関係強化等に向けて、各国と戦略的な関係構築に取り組んでいます。

東アジアについては、令和7(2025)年8月に日中韓農業大臣会合が行われ、食料安全保障に関する協力、動物疾病への対応、持続可能な農業、農村の活性化、世界農業遺産に関する協力、国際協力について議論が行われました。また、韓国とは貿易上の課題を含む両国間の様々な課題について意見交換を行いました。

東南アジアについては、同年4月にインドネシアにおいて、日本産農林水産物・食品の同国への輸出拡大に向けて、早期の輸入解禁等を要請するとともに、日系企業と意見交換を行いました。また、ベトナムにおいては、同年5月に日本産農林水産物・食品を取り扱う現地事業者や、現地に進出している日系企業、現地旅行会社等と農林水産物・食品の輸出拡大、食品産業の海外展開及びインバウンドによる食関連消費の拡大を図る上での課題等について意見交換を行いました。さらに、同年9月には日越農業協力対話ハイレベル会合が開催され、両国大臣により「日越農業協力中長期ビジョン(フェーズ3)」が承認され、日越農業協力対話官民フォーラムにおいて日越民間企業等による覚書12件の発表が行われました。

欧州については、同年6月に、EUとの間で日EU・EPAに基づく食料・農業分野での強固な協力関係を確認したほか、2025年日本国際博覧会(以下「大阪・関西万博」という。)に合わせて訪日した各国の閣僚と持続可能な食料システムに関する意見交換等を行いました。

北米については、同年8月のAPEC食料安全保障担当大臣会合に併せて、米国との間で、食料安全保障及び米国の国家農業安全保障行動計画(National Farm Security Action Plan)について意見交換を実施しました。

南米については、同年7月にアルゼンチンで「第3回日亜農林水産業・食料産業対話」が開催され、アルゼンチンからの穀物の安定供給といった両国間の農畜水産物の貿易の促進や農業分野の技術協力等に関して意見交換を行いました。また、同年9月に我が国におい

[1] 正式名称は「絶滅のおそれのある野生動植物の種の国際取引に関する条約」
[2] 第2章第5節を参照
[3] Joint Crediting Mechanismの略
[4] Asia Zero Emission Communityの略

て日・コロンビアの農業大臣間で農業技術、投資及び貿易における協力に関する文書に署名しました。

(3) 環境・人権等新たな議論への対応

(環境や人権等への対応)

環境や人権等の国際的議論やルール形成の動きにおいて、民間ベースでの世論形成が進む中、我が国も官民を挙げてこの分野での発言力を向上させていく必要があり、特に国の対応姿勢は、我が国企業の海外ビジネスや、日本産品の輸出に影響を及ぼす可能性があります。これを踏まえ、環境や人権等の議論に加え、新たな論点提起の兆候に対応し我が国の影響力の拡大が図られるよう、国際会議への参加、海外関係者との対話・連携、国際機関への人材の派遣、拠出等について、行政、民間及び大学・研究機関の一体で取り組む体制の構築を図ることとしています。

特に環境の議論については、「みどりの食料システム戦略[1]」をアジアモンスーン地域の持続的な食料システムの取組モデルとして提唱し、ルール形成に参画することとしています。また、国際機関との取組については、令和8(2026)年3月に、ADB[2](アジア開発銀行)との間で「アジア・太平洋地域における持続可能かつ強靱(きょうじん)な食料・農業システムの構築に関する協力覚書」を延長し、民間と連携した案件形成を促進するための協力関係を強化することとしています。

さらに、人権の議論については、令和7(2025)年12月に「「ビジネスと人権」に関する行動計画」が改訂され、同計画では今後政府が取り組む施策や企業活動における人権デュー・ディリジェンスの導入、促進への期待が表明されています。

(4) 関係構築のための国際協力

(農林水産・食品分野での各国との協力を推進)

開発途上国は、経済発展によりグローバルサウス諸国としての存在感を示し、我が国の民間ビジネスへの影響が強まってきています。このため、我が国にとって重要となる相手国との関係構築に向け、従来の開発協力という視点から、世界の持続可能性の向上に向け対等なパートナーとして協働するという視点に転換するとともに、従来協力を進めてきた東南アジアに加え、特に人口増加や経済成長が著しいアフリカ、中南米、南・中央アジアといった新たなパートナーとの関係構築の強化を推進しています。



ウクライナへの食料・農業分野の官民ミッション

インドにおいては、令和7(2025)年8月に策定された「今後10年に向けた日印共同ビジョン」に基づき、農業ビジネス分野での投資の促進に向け、モデルファームでの農業生産資材や技術の実証等に取り組みました。

バングラデシュにおいては、同年11月に、我が国企業によるバングラデシュへの輸出・事業展開の促進に向けて、同国への食料・農業分野の官民ミッションを派遣し、現地の政

[1] 第5章第1節を参照
[2] Asian Development Bankの略

府、関係機関等との意見交換や現地企業とのネットワーク構築を行いました。

また、ウクライナへは、我が国企業によるウクライナの食料・農業復興への参画を一層促進するため、同年10月に農林水産省及び我が国企業で構成された官民ミッションを派遣し、政府及び関係機関との意見交換や現地企業とのビジネスマッチングを実施しました。ウクライナ経済・環境・農業省からは、我が国企業との連携による新たな競争力と付加価値の創出に期待するとの発言があり、今後食料・農業分野での協力を強化し、我が国企業の事業展開に向けた具体的な取組について連携していくことを確認しました。

ウクライナ支援
URL：https://www.maff.go.jp/j/yusyutu_kokusai/ukraine.html

中央アジアにおいては、同年12月に開催された「中央アジア＋日本」対話・首脳会合を契機として、ウズベキスタン、カザフスタン、タジキスタンとの間で、農業政策等の意見交換、食料・農業分野での投資促進の環境整備、官民による交流促進、植物遺伝資源研究の協力等に関する協力覚書を交換しました。

（アフリカへの農業協力を推進）

アフリカ各国が食料安全保障を強化し、経済発展を達成するためには、各国の農業生産の増加や所得の向上が不可欠です。

令和7(2025)年8月には、神奈川県横浜市（よこはまし）で開催された「第9回アフリカ開発会議（TICAD[1]9）」において、農林水産省はセミナーを開催し、我が国企業や研究機関が現地政府や国際機関等と連携してアフリカ諸国の課題解決に取り組む事例を紹介しました。また、国際機関との共催セミナー、アフリカにおける食料・農業分野の協力案件等を紹介したパネル展示、参加国や国際機関との会談を実施しました。

くわえて、令和5(2023)年4月に開催されたG7農業大臣会合において、IFAD[2](国際農業開発基金)と連携し、我が国企業と開発途上国・新興国等の生産者とのマッチングを図り、民間企業が取り組む持続可能なサプライチェーンの構築、生産物の品質や生産性の向上等の取組を支援するELPS[3]イニシアティブを立ち上げました。令和6(2024)年9月に第1号案件としてタンザニアにおける「持続可能なコーヒー生産プロジェクト」を、令和7(2025)年8月には第2号案件として、ルワンダにおける「マカダミアナッツのバリューチェーン強化プロジェクト」を開始しています。同プロジェクトは、ルワンダの23地域を対象に、マカダミアナッツの生産性や品質の向上等を通じた輸出バリューチェーンの強化を目指しており、現地生産者と我が国の双方への裨益（ひえき）が見込まれています。

また、平成10(1998)年以降、WFP[4](国連世界食糧計画)に拠出し、西アフリカ各地で住民参加型の小規模水田開発等を支援しており、近年では園芸作物の栽培支援等にも着手しています。これまでの成果の取りまとめと分析を進めるとともに、西アフリカの他地域へ展開していくための実証ほ場の設置や技術指導等を実施することとしており、我が国企業による食料・農業分野での同地域への参入等を後押ししていくこととしています。

---

1 Tokyo International Conference on African Developmentの略
2 International Fund for Agricultural Developmentの略
3 Enhanced Linkages between the Private sector and Small-scale producersの略。アフリカ以外の地域も対象としている。
4 World Food Programmeの略

（「ASEAN+3緊急米備蓄」を推進）

我が国は東アジア地域(ASEAN10か国、日本、中国及び韓国)における食料安全保障の強化と貧困の撲滅を目的とした米の備蓄制度である「ASEAN+3緊急米備蓄」(APTERR[1])について、平成24(2012)年の協定発効以来、現物備蓄事業への拠出や事務局への日本人専門家の派遣等を通じて支援しています。

令和7(2025)年度には、フィリピン及びラオスにおける洪水や地震による被災者に対し我が国から支援を行ったところであり、同年10月に開催されたASEAN+3首脳会議においては、我が国がAPTERRの取組を主導してきたことを改めて紹介するとともに、地域の食料安全保障の観点から引き続きAPTERRの活動強化に積極的に貢献していく決意を表明しました。

ASEAN+3緊急米備蓄(APTERR)について
URL：https://www.maff.go.jp/j/seisan/boueki/higasi_asia/index.html

(5) 国際的課題への貢献

(国際的なルール形成の力を強化)

国際的なルール形成の力を強化する観点から、気候変動、生物多様性、資源循環等の国際的課題に対し、長期的視点をもって、人材育成や人的なネットワークの構築を図っていく必要があります。

食品安全・動物衛生・植物防疫(SPS[2])関連では、各国が水際措置において国際基準を基礎としていることから、農林水産物・食品の輸出促進につなげていくためにも、我が国は国際基準の策定に主導的に取り組むこととしています。また、これら国際基準の普及を推進するとともに、我が国の食料安全保障の強化にも資することから、アジア太平洋地域におけるSPSに関する能力向上、越境性動物疾病・植物病害虫の防疫体制の強化等を支援しています。

さらに、世界的に急速に進む人口増加や気候変動等に伴い、かんがい排水に関する様々な課題が生じています。我が国は昭和26(1951)年からICID[3](国際かんがい排水委員会)に加盟し、ICID日本国内委員会を設置の上、かんがい排水技術の発展を通じた世界の食料問題等の国際課題を解決するための研究・支援活動を行っています。令和7(2025)年9月には、マレーシアで開催されたICID第4回世界かんがいフォーラムのサイドイベントを主催し、ICT水管理技術等を活用した気候変動対策の推進、水田農業が有する多面的機能の発揮等に係る我が国の知見について情報発信しました。また、アジアモンスーン地域を中心とした水田農業におけるかんがい排水に係る課題については、INWEPF[4](国際水田・水環境ネットワーク)と連携して取り組んでいます。同年11月には平成30(2018)年以来、我が国における7年ぶりの開催となる国際シンポジウムを「INWEPF20年の歩みと今後の展望」をテーマに滋賀県大津市において同県と共催するなど、水田農業の持続的発展に向けた国際的な連携強化を図っています。

[1] ASEAN Plus Three Emergency Rice Reserveの略
[2] Sanitary and Phytosanitaryの略
[3] International Commission on Irrigation and Drainageの略
[4] International Network for Water and Ecosystem in Paddy Fieldsの略

(6) 農林水産物・食品分野に係る米国の関税措置への対応

(関税を乗り越え輸出を維持・拡大できるよう、輸出事業者を後押し)

令和7(2025)年4月、米国は、世界各国に対して、相互関税を導入すると発表し、同月5日からほぼ全ての国・地域に最低税率として、既存の関税率に加えて10%の関税を課しました(**図表1-6-2**)。その後、同月9日から貿易赤字を抱える国々に個別に課される予定であった相互関税率[1]の適用は90日間の猶予が設けられました。

このような米国による一連の関税措置について見直しを求め、米国との間で粘り強い交渉を行った結果、同年7月に日米間で合意に達し、同年9月に日米合意の履行に関する大統領令が発出され、日米間の枠組み合意についての共同声明と投資に関する了解覚書が発表されました。

このうち相互関税については、一部を除く日本製品について、同年8月7日から、既存の関税率が15%未満のものは既存の関税率を含めて15%とされ、一方で15%以上のものは相互関税は課されず既存の関税率が適用されることになりました。

共同声明では、農林水産物に関して、SAF[2]向けを含むバイオエタノール、大豆、とうもろこし及び肥料を含む国内消費向けの米国の農産品並びに他の米国の製品の追加購入を年間計80億ドル規模で実施することや、MA米制度の枠内における米国産米の調達の75%増加を迅速に実施することが合意されました。

また、同年11月には相互関税の対象外となる品目リストを修正する大統領令が発出され、牛肉や緑茶等の一部の農産品が相互関税の対象外[3]となりました。

令和8(2026)年2月20日(米国時間)に国際緊急経済権限法(IEEPA)に基づく関税(相互関税等)は米国の連邦最高裁判所により違法・無効と判断され、これに基づく関税措置は停止されました。同日(米国時間)、米国政府は米国に輸入される物品に対し、1974年通商法第122条に基づく10%の暫定輸入関税を課す大統領布告を発表しました。

図表1-6-2 米国から我が国の農産品に課される関税率

	相互関税発表前 ～令和7(2025)年 4月4日	相互関税発表後 令和7(2025)年 4月5日 ～8月6日	日米合意後 令和7(2025)年 8月7日 ～11月12日	相互関税対象外 リストの修正 令和7(2025)年11月13日 ～令和8(2026)年2月23日	最高裁判決後の 暫定輸入関税 令和8(2026)年 2月24日～
関税率	既存の関税率	既存の関税率 ＋10%	15% (既存の関税率 含む)	一部の農産品は、既存の関税率 例) 牛肉：枠内は4.4セント/kg 枠外は26.4% 緑茶：無税又は3.2%	既存の関税率 ＋10%

資料：農林水産省作成
注：日付は米国東部時間

令和6(2024)年の農林水産物・食品の輸出額のうち、米国への輸出は全体の約2割を占めており、重要な輸出先国の一つです。そのため、農林水産省では「農林水産物・食品分野

[1] 我が国に対する相互関税率は、24%と発表
[2] Sustainable Aviation Fuelの略であり、持続可能な航空燃料のこと
[3] 牛肉や緑茶等の一部の農産品は令和8(2026)年2月の暫定輸入関税措置でも引き続き同関税の対象外

に係る米国の関税措置対策チーム」を設置し、農林水産大臣を筆頭に、関係省庁とも連携して現場説明・対話を延べ500回以上行い、2千を超える事業者・団体との意見交換・対話を実施しました。取引停止等の大きな影響は想定していないとする事業者の声がある一方で、「米国は重要なマーケットであり、商流の維持が必要」、「関税分の負担増加を懸念」、「価格転嫁による競争力低下、米国内の消費減退による販売減少を懸念」、「米国以外の販路開拓を進めるべき」といった声も聞かれました。

農林水産省では、農林水産物・食品の特別相談窓口を設置し、事業者からの相談に対応するとともに、必要な情報をタイムリーに提供しています。また、米国の関税措置の影響を受ける農林漁業者・食品事業者等に対しては、総合経済対策も活用しつつ、商流維持・輸出先の多角化、施設整備等への支援を行っています。

引き続き、政府一体となって、事業者の意見を丁寧に収集し、輸出への影響を見極めつつ、事業者の懸念に的確に応えられるよう、機動的かつ効果的に対応していくこととしています。

第２章

農業の持続的な発展と食料自給力の確保

第１節　農業の動向

我が国では、各地の気候や土壌等の条件に応じて、米、野菜、果実、畜産等の様々な農畜産物が生産されています。品目ごとに需要に応じた生産が進められてきた一方で、足下では原油価格・物価高騰の影響等もあり、我が国の農業生産や農業経営にも変化が見られています。

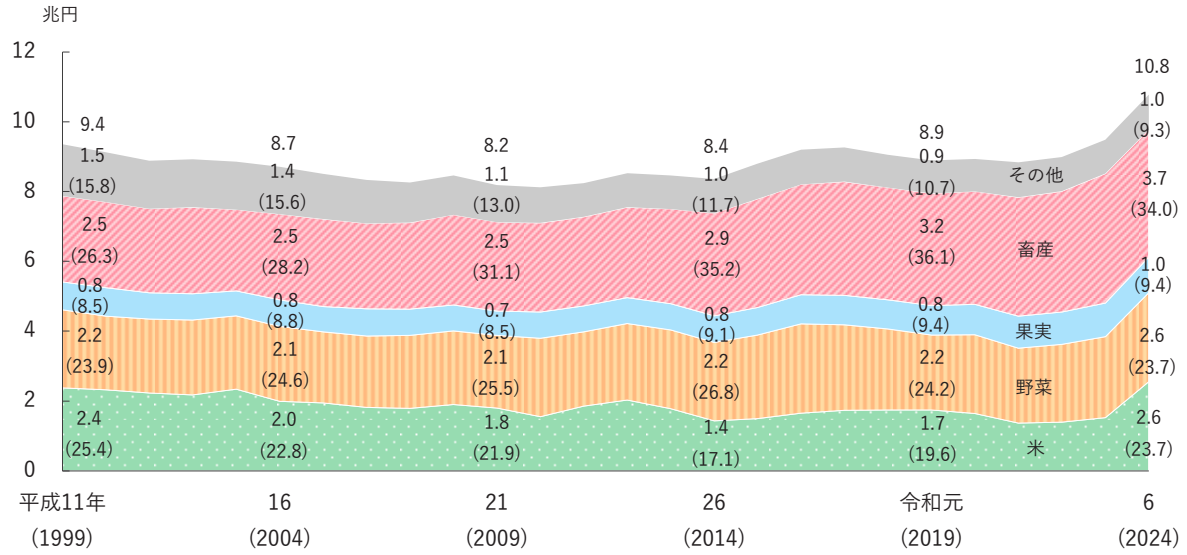
本節では、このような農業生産や農業経営の動向について紹介します。

(1) 農業生産の動向

(農業総産出額は前年に比べ13.6%増加し10.8兆円)

農業総産出額は9兆円前後で推移していましたが、令和6(2024)年は、10兆7,801億円と前年に比べ13.6%増加しました。主な要因としては、米や野菜の価格が上昇したこと等が挙げられます(**図表2-1-1**)。

図表2-1-1　農業総産出額



資料：農林水産省「生産農業所得統計」

注：1) 農業総産出額とは、当該年に生産された農産物の生産量(自家消費分を含む。)から農業に再投入される種子、飼料等の中間生産物を控除した品目別生産量に、品目別農家庭先販売価格を乗じて推計したもの

2) 「その他」は、麦類、雑穀、豆類、いも類、花き、工芸農作物、その他作物、加工農産物の合計

3) ( )内は、各年の農業総産出額に占める部門別の産出額の割合(%)

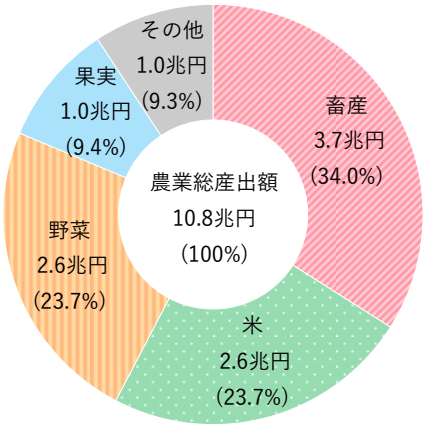
農業生産の動向は、農業総産出額に加え、農業総産出額の動向に影響している価格や収穫量・生産量等の動向も併せて総合的に見ていく必要があると考えられます。

米の産出額は2兆5,524億円と前年に比べ68.0%増加しました(**図表2-1-2**)。これは、主食用米の取引価格が高騰したこと等によるものと考えられます。

野菜の産出額は2兆5,510億円と前年に比べ9.8%増加しました。これは、キャベツやレタスにおいて夏季の高温により生産量が減少し、価格が上昇したこと等が寄与したものと考えられます。

果実の産出額は1兆112億円と前年に比べ5.4%増加しました。これは、夏季の高温等の影響により、みかんにおいて生産量が減少したこと、りんごにおいて2年連続して生産量が低位にとどまったこと等により、様々な品目の価格が上昇したこと等が寄与したものと考えられます。

図表2-1-2　令和6(2024)年の農業総産出額



資料：農林水産省「令和6年生産農業所得統計」
注：「その他」は、麦類、雑穀、豆類、いも類、花き、工芸農作物、その他作物、加工農産物の合計

畜産の産出額は、3兆6,654億円と前年に比べ1.3%減少したものの、引き続き全ての部門の中で最も大きい数値となりました。このうち肉用牛は、令和2(2020)～3(2021)年にかけての乳用牛への和牛受精卵の利用割合や繁殖雌牛の増加により出生頭数が増加し、令和6(2024)年に出荷された和牛の頭数が増加したこと等により産出額が増加したものと考えられます。生乳については、生産抑制が見直されたこと等により生産量が増加したこと、令和5(2023)年中に乳価が引き上げられたこと等により産出額が増加したものと考えられます。豚については、引き続き需要が高い中、出荷頭数が前年を下回り、価格が堅調に推移したこと等により産出額が増加したものと考えられます。一方、鶏卵については、令和4(2022)年10月以降に発生した鳥インフルエンザの影響により減少した生産量が回復傾向で推移する中、前年に比べ価格が低下した影響等により産出額が減少したものと考えられます。

(都道府県別の農業産出額は、北海道が1兆5千億円で1位)

令和6(2024)年の都道府県別の農業産出額を見ると、1位は北海道で1兆4,817億円、2位は鹿児島県で5,689億円、3位は茨城県で5,494億円、4位は千葉県で4,533億円、5位は青森県で4,119億円となっています(**図表2-1-3**)。これらについて、産出額1位の部門を見ると、北海道、鹿児島県、千葉県では畜産、茨城県では野菜、青森県では果実となっています。

図表2-1-3 都道府県別の農業産出額

（単位：億円）

	農業産出額	順位	1位部門		2位部門		3位部門	
北海道	14,817	1	畜産	8,399	野菜	2,375	米	1,841
青森県	4,119	5	果実	1,233	畜産	1,083	米	955
岩手県	3,269	10	畜産	1,864	米	873	野菜	294
宮城県	2,494	17	米	1,309	畜産	774	野菜	321
秋田県	2,572	16	米	1,652	畜産	438	野菜	322
山形県	3,025	13	米	1,311	果実	738	畜産	440
福島県	2,874	14	米	1,324	野菜	541	畜産	510
茨城県	5,494	3	野菜	1,958	米	1,399	畜産	1,286
栃木県	3,448	9	畜産	1,399	米	998	野菜	793
群馬県	2,868	15	畜産	1,327	野菜	1,042	米	273
埼玉県	1,929	20	野菜	872	米	528	畜産	250
千葉県	4,533	4	畜産	1,464	野菜	1,430	米	1,005
東京都	226	47	野菜	130	花き	36	果実	25
神奈川県	744	42	野菜	381	畜産	160	果実	86
新潟県	3,103	12	米	2,069	畜産	471	野菜	364
富山県	832	39	米	647	畜産	78	野菜	57
石川県	617	43	米	390	野菜	93	畜産	78
福井県	593	44	米	408	野菜	86	畜産	60
山梨県	1,298	29	果実	913	野菜	145	畜産	87
長野県	3,206	11	果実	1,036	野菜	1,026	米	635
岐阜県	1,373	26	畜産	459	野菜	442	米	333
静岡県	2,396	18	野菜	689	畜産	605	果実	372
愛知県	3,551	8	野菜	1,354	畜産	985	花き	531
三重県	1,297	30	畜産	545	米	377	野菜	159
滋賀県	840	38	米	535	野菜	128	畜産	114
京都府	852	37	野菜	299	米	246	畜産	156
大阪府	357	46	野菜	166	果実	74	米	72
兵庫県	1,850	22	畜産	656	米	627	野菜	444
奈良県	475	45	米	137	野菜	122	果実	87
和歌山県	1,286	31	果実	906	野菜	138	米	96
鳥取県	865	36	畜産	328	野菜	219	米	206
島根県	770	41	畜産	292	米	258	野菜	143
岡山県	1,887	21	畜産	780	米	481	果実	298
広島県	1,540	24	畜産	633	米	377	野菜	308
山口県	797	40	米	284	畜産	220	野菜	184
徳島県	1,092	33	野菜	429	畜産	282	米	162
香川県	994	34	畜産	412	野菜	304	米	162
愛媛県	1,337	28	果実	497	畜産	290	野菜	226
高知県	1,226	32	野菜	758	米	162	果実	123
福岡県	2,301	19	野菜	807	米	536	畜産	373
佐賀県	1,372	27	野菜	371	畜産	368	米	333
長崎県	1,745	23	畜産	601	野菜	556	いも類	166
熊本県	4,116	6	野菜	1,508	畜産	1,347	米	545
大分県	1,498	25	畜産	484	野菜	438	米	316
宮崎県	3,725	7	畜産	2,344	野菜	756	米	237
鹿児島県	5,689	2	畜産	3,622	野菜	704	いも類	352
沖縄県	909	35	畜産	367	工芸	226	野菜	155

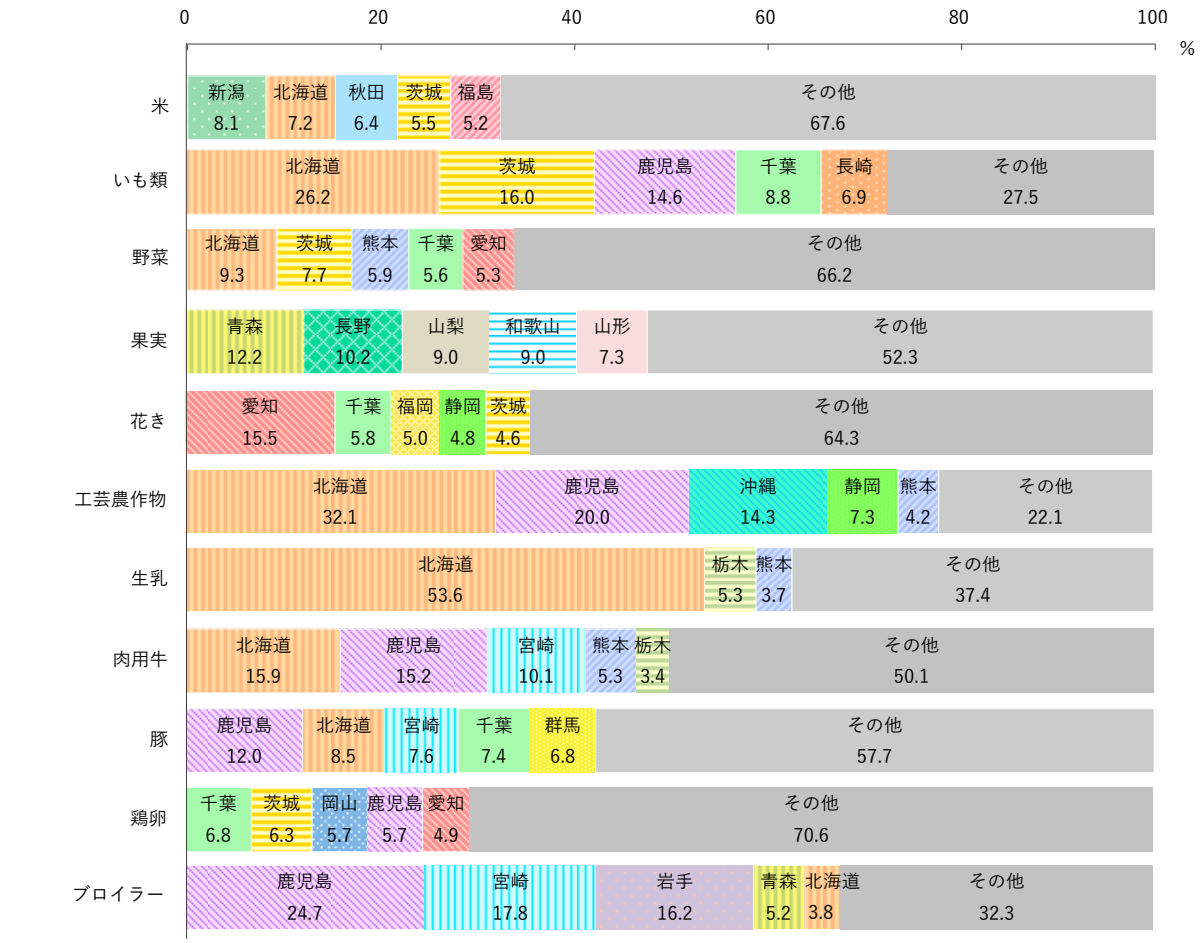
資料：農林水産省「令和6年生産農業所得統計」

注：1）農業産出額には、自都道府県で生産され農業へ再投入した中間生産物(種子、子豚等)は含まない。

2）部門別の順位は、原数値(単位100万円)により判定

品目別に見ると、米は新潟県、いも類、野菜及び工芸農作物は北海道、果実は青森県、花きは愛知県の構成割合が最も大きくなっています(**図表2-1-4**)。また、生乳及び肉用牛は北海道、豚及びブロイラーは鹿児島県、鶏卵は千葉県の構成割合が最も大きくなっています。

図表2-1-4 部門・品目別産出額の都道府県の構成割合

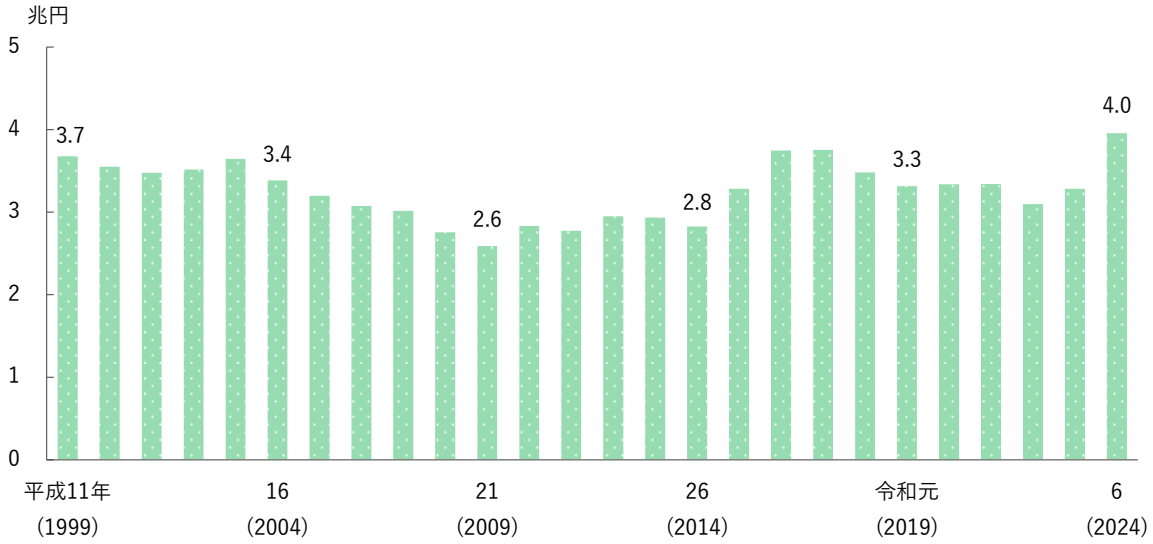


資料：農林水産省「令和6年生産農業所得統計」

(生産農業所得は前年に比べ20.5%増加し4兆円)

生産農業所得については、平成27(2015)年以降は、農業総産出額の増減はあるものの、3兆円台で推移してきましたが、令和6(2024)年は、農産物の価格が上昇したこと等から、前年に比べ20.5%増加し3兆9,649億円となりました(**図表2-1-5**)。

図表2-1-5 生産農業所得



資料：農林水産省「生産農業所得統計」

(2) 農業経営の動向

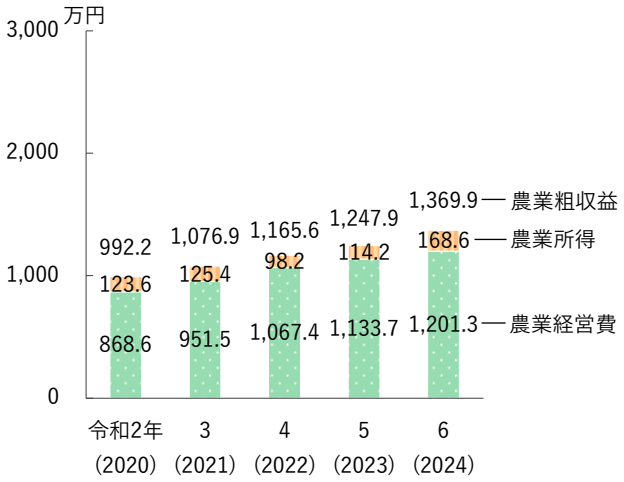
(1経営体当たりの農業所得は全農業経営体では169万円、主業経営体では494万円)

令和6(2024)年の全農業経営体1経営体当たりの農業粗収益は、1,369万9千円と前年に比べ9.8%増加しました(**図表2-1-6**)。これは、米や野菜、生乳等の価格上昇により作物収入や畜産収入が増加したこと等によるものです。また、農業経営費[1]は、1,201万3千円と前年に比べ6.0%増加にとどまりました。これは、雇人費や荷造運賃手数料は増加したものの、前年までの肥料等生産資材価格の高騰が落ち着いたこと等によるものです。この結果、農業粗収益から農業経営費を除いた農業所得は、168万6千円と前年に比べ47.6%増加しました。

また、主業経営体[2]についても、全農業経営体と同様、1経営体当たりの農業粗収益は、2,347万9千円と前年に比べ7.5%増加する一方、農業経営費は1,853万7千円と前年に比べ4.1%増加にとどまり、農業所得は、494万2千円と前年に比べ22.3%増加しました(**図表2-1-7**)。

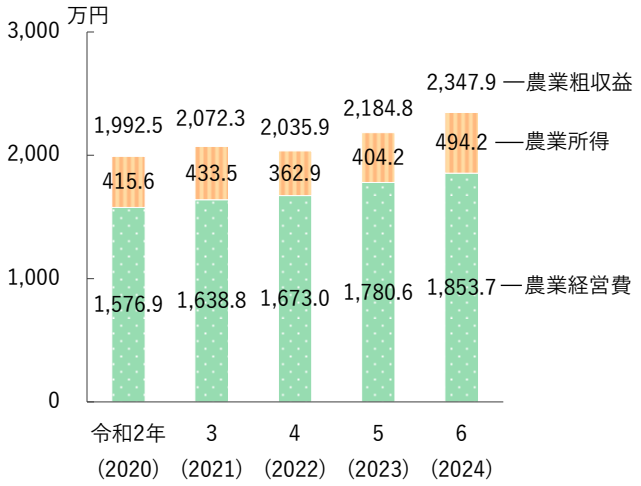
[1] 雇人費、種苗費、肥料費、飼料費や農薬衛生費等の農業経営に要した一切の経費
[2] 農業所得が主(世帯所得の50%以上が農業所得)で、1年間に自営農業に60日以上従事している65歳未満の世帯員がいる個人経営体

図表2-1-6 全農業経営体1経営体当たりの農業経営収支



資料：農林水産省「営農類型別経営統計」

図表2-1-7 主業経営体1経営体当たりの農業経営収支

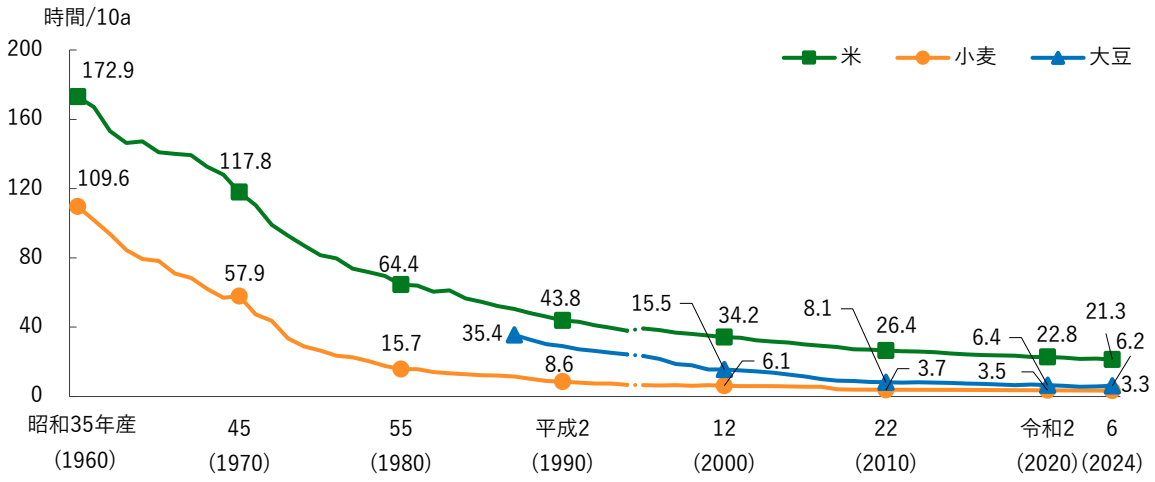


資料：農林水産省「営農類型別経営統計」

(農業生産性の一層の向上が重要)

米、小麦、大豆の単位面積当たりの労働時間の推移を長期的に見ると、昭和35(1960)年産以降、ほ場整備や機械化の進展等により労働時間は大幅に減少しました(**図表2-1-8**)。一方、平成12(2000)年産からは労働時間の減少が緩やかになってきています。

図表2-1-8 10a当たりの労働時間



資料：農林水産省「農産物生産費統計(個別経営体)」
注：平成6(1994)年産までは直接労働時間、平成7(1995)年産以降は直接労働時間と間接労働時間の合計であるため、破線でつなげている。

基幹的農業従事者が減少していく中で農業生産を維持・拡大していくためには、労働生産性や土地生産性の向上が必要です。このため、担い手への農地の集積・集約化を進めるとともに、スマート農業技術を始めとする生産性向上等のための技術の開発、多収化等に資する品種の開発を進め、より一層技術の導入や施設整備を推進していくことが重要となっています。

第2節 持続可能な農業構造への転換に向けた取組

農業者の減少・高齢化が著しく進む中、限られた農地、人や農業生産資材等の資源を確保し、農業生産基盤の整備・保全、新技術の開発・普及が効率的に組み合わされた農業構造へ転換し、土地生産性と労働生産性を向上させることにより、食料自給力を確保することが重要です。

本節では、持続可能な農業構造への転換に向けた経営継承や新規就農、経営基盤の強化、雇用労働力の確保等について紹介します。

(1) 農業経営体の動向等

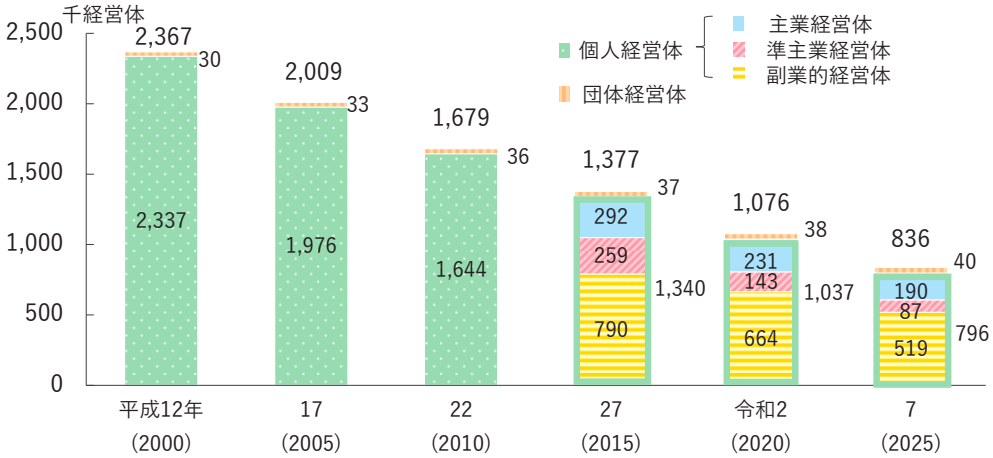
(農業経営体数は減少傾向で推移)

農業経営体数は令和7(2025)年は83万6千経営体と、令和2(2020)年に比べ22.3%減少しました(**図表2-2-1**)。

このうち個人経営体は、令和7(2025)年は79万6千経営体(全体の95.2%)と、令和2(2020)年に比べ23.3%減少した一方、団体経営体は4万経営体(全体の4.8%)と、令和2(2020)年に比べ4.9%増加しました。

なお、個人経営体のうち、主業経営体は19万経営体、準主業経営体は8万7千経営体、副業的経営体は51万9千経営体となっています。

図表2-2-1 農業経営体数



資料：農林水産省「農林業センサス」を基に作成

注：1) 各年2月1日時点の数値。ただし、平成12(2000)、17(2005)年の沖縄県については前年12月1日時点の数値

2) 平成12(2000)年の個人経営体については販売農家の数値、団体経営体については農家以外の農業事業体及び農業サービス事業体の数値を合計したもの。平成17(2005)年以降は農業経営体の数値

3) 主業経営体…農業所得が主(世帯所得の50%以上が農業所得)で、1年間に自営農業に60日以上従事している65歳未満の世帯員がいる個人経営体

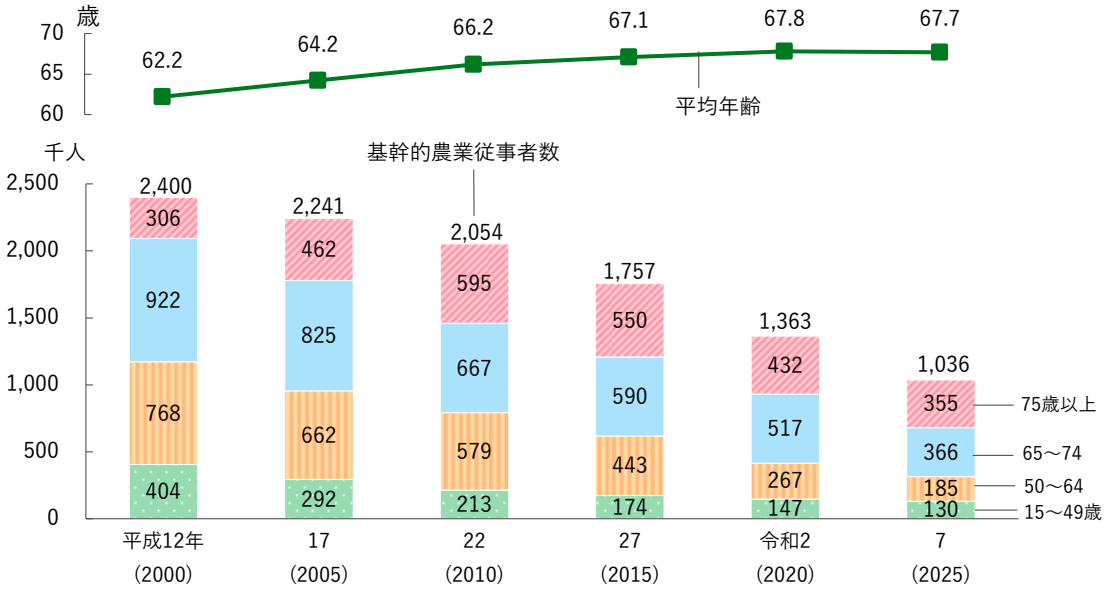
準主業経営体…農外所得が主(世帯所得の50%未満が農業所得)で、1年間に自営農業に60日以上従事している65歳未満の世帯員がいる個人経営体

副業的経営体…1年間に自営農業に60日以上従事している65歳未満の世帯員がいない個人経営体

(基幹的農業従事者数は引き続き減少)

基幹的農業従事者数は、令和7(2025)年は103万6千人と、平成12(2000)年の240万人の半数未満に減少し、令和7(2025)年の基幹的農業従事者の平均年齢は67.7歳と、令和2(2020)年に比べ0.1歳下がり、今後の動向を注視していく必要があります(**図表2-2-2**)。このうち49歳以下の基幹的農業従事者数は13万人と全体の12.6%を占めています。また、65歳以上の基幹的農業従事者(72万1千人)は、全体の69.6%を占めていますが、これらの者は、経験や技術を活かした経営、地域の営農継続や農地の保全等において、重要な役割を果たしています。

図表2-2-2 基幹的農業従事者数と平均年齢



資料:農林水産省「2000年世界農林業センサス」、「2005年農林業センサス」、「2010年世界農林業センサス」(組替集計)、「2015年農林業センサス」(組替集計)、「2020年農林業センサス」、「2025年農林業センサス」を基に作成

注:1) 各年2月1日時点の数値。ただし、平成12(2000)、17(2005)年の沖縄県については前年12月1日時点の数値

2) 平成12(2000)年及び平成17(2005)年については販売農家の数値

(2) 経営継承や新規就農、人材育成・確保等

(後継者の確保は深刻な状況)

5年以内に農業経営を引き継ぐ後継者を確保している経営体の割合は全体の3割未満であり、農業経営の後継者が十分に確保されていない状況です。我が国の農業生産基盤を維持していくためには、農地はもとより、農地以外の施設等の経営資源や、技術・ノウハウ等を次世代の経営者に引き継ぎ、計画的な経営継承を促進していくことが必要です。

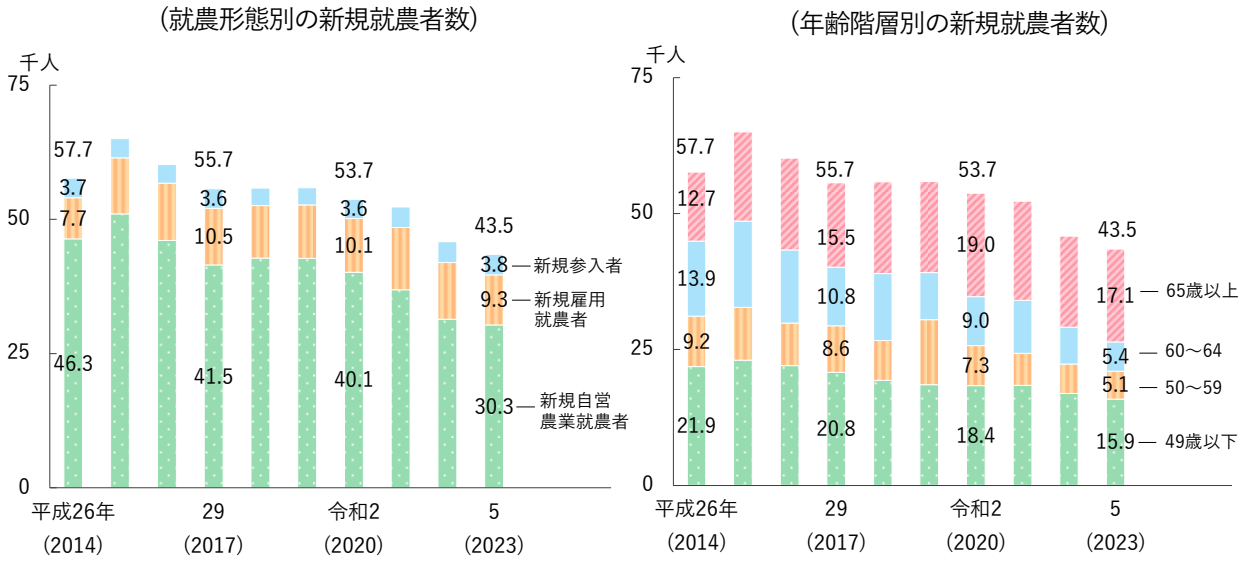
農林水産省は、将来にわたって地域の農地利用等を担う経営体を確保するため、地域の担い手から経営を継承した後継者が行う経営発展に向けた取組を市町村と一体となって支援しています。また、新規就農者が経営を継承する際に必要となる農業用機械・施設等の導入や修繕、法人化等の円滑な経営移譲に向けた取組への支援を行っています。さらに、都道府県が整備している農業経営・就農支援センターにおいて、相談対応や専門家による経営継承計画の策定支援、就農希望者と経営移譲希望者とのマッチングへの支援等を行い、円滑な経営継承を進めています。

(新規就農者数が前年に比べ減少)

新規就農者数は減少傾向にあり、令和5(2023)年は4万3,460人と、前年に比べ5.2%減少しました(**図表2-2-3**)。就農形態別で見ると、令和5(2023)年の新規自営農業就農者は3万330人(前年に比べ3.4%減少)、新規雇用就農者は9,300人(前年に比べ12.0%減少)、新規参入者は3,830人(前年に比べ1.0%減少)となりました。特に新規雇用就農者数については、他産業との雇用労働者の採用競争や、厳しい経営環境が影響した可能性等が考えられます。

年齢階層別では、将来の担い手として期待される49歳以下の新規就農者数は、平成27(2015)年以降減少傾向で推移しており、令和5(2023)年は1万5,890人と、前年に比べ5.8%減少しました。49歳以下の新規就農者数のうち新規雇用就農者の割合は、令和5(2023)年には新規自営農業就農者(40.4%)を上回る43.3%を占めており、新規就農者の受皿としても法人経営体の役割が大きくなっています。

図表2-2-3　新規就農者数



資料：農林水産省「新規就農者調査結果」

注：1) 平成26(2014)年は4月1日～翌年の3月31日、平成27(2015)年以降は当該年の2月1日～翌年の1月31日の1年間に新規就農した者の数値

2) 令和6年能登半島地震の影響により、令和5(2023)年の新規自営農業就農者数及び新規雇用就農者数については、石川県の7市町(七尾市、輪島市、珠洲市、志賀町、中能登町、穴水町及び能登町)以外の調査対象者の調査結果から算出した。令和5(2023)年の新規参入者数については、石川県の6市町(七尾市、輪島市、珠洲市、志賀町、穴水町及び能登町)を除いて集計した。

農業者の減少・高齢化が著しく進む中、地域農業を持続的に発展させていくためには、農業の内外から若年層の新規就農を促進する必要があります。

農林水産省では、農業への人材の一層の呼び込みと定着を図るため、就農相談会の開催や、職業としての農業の魅力の発信等について支援を行っています。また、将来において効率的かつ安定的な農業経営の担い手に発展するような青年等の就農を促進するため、就農準備段階や就農直後の経営確立を支援する資金や雇用就農を促進するための資金の交付に加え、経営発展のための機械・施設等の導入を地方と連携して親元就農も含めて支援するとともに、就農前後の指導や相談対応、就農希望者向けの実践的な研修農場の整備等の取組を支援しています。農業経営基盤強化促進法に基づく青年等就農計画を作成し、市町村から計画の認定を受けた認定新規就農者数は、令和6(2024)年度は1万954経営体と、前年度に比べ0.5%増加しました。

(事例) 経営継承と多品目栽培・加工品製造により加工品売上比率を向上(和歌山県)

和歌山県紀美野町の吉瀬雄也さんは、東京都でサラリーマンとして働いていましたが、平成30(2018)年に親族から経営を一部継承し、妻のりえさんとともに地域で元々栽培されているかんきつ類を中心とする農業経営を開始しました。就農3年目以降は、うめやぶどう等の多品目栽培を手掛けています。

夫婦で役割分担し、雄也さんが栽培に専念する一方、りえさんはスイーツやジュース等の加工品開発やPRを担当しており、地域の農協に出荷するとともに、ECサイト等の直接販売の販路を開拓して、高単価での取引を実現しています。

就農1年目からPR活動を行ったことに加え、地域の物産館では観光客向け、ECサイトや百貨店では贈答用とするなど、ターゲットに合わせた商品展開を行ったことが、早期の認知度向上と注文数の増加につながっています。

今後は、加工品の売上比率を向上させるとともに、遊休農地を引き受け、地域の中心的な経営体として雇用を生み出す経営を展開することとしています。





吉瀬雄也さんとりえさん
資料：きみのフルーツ

また、令和7(2025)年6月に防衛省及び関係団体との間で、退職予定自衛官の円滑な再就職支援等に連携して取り組むとの申合せを締結し、駐屯地等で開催される退職予定自衛官への業種説明会に地方農政局等の担当者が参加するなど、退職予定自衛官の就業促進を図っています。

このほか、スポーツチームが農業に取り組む事例や引退したアスリートが農業を始めた事例が注目されており、農林水産省では、農業界でのアスリートの活躍を後押しする施策を検討する「「アス→ノウ」プロジェクト」に取り組んでいます。具体的には、農業界及びスポーツ界が連携を深め、農業界でよりアスリートが活躍できる環境づくりができるよう、セカンドキャリアで農業を行うアスリートや地域振興と農業に取り組むチームの事例、スポーツ界のキャリア支援や地方公共団体の農業参入に関する支援等の調査を行うとともに、それらの情報の共有やマッチングができるコミュニティの形成を目指しています。



現役でプレーしながら
農業に取り組むサッカー選手
資料：松本怜さん

「アス→ノウ」プロジェクト
URL：https://www.maff.go.jp/j/keiei/asu_nou/index.html

(農業高校・農業大学校による実践的な農業教育を展開)

令和7(2025)年度においては、農業経営の担い手を養成する教育機関のうち、農業高校

は全ての都道府県、農業大学校[1]は41道府県において設置されています。

このうち農業大学校の卒業生数については、令和元(2019)年度以降はほぼ横ばいで推移しており、令和6(2024)年度の卒業生数は1,755人、卒業後に就農した者は834人(卒業生全体の47.5%)となっています。このうち、同年度の卒業生全体に占める自営就農の割合は13.4%、雇用就農の割合は29.6%となりました。

近年、農業高校・農業大学校もGAP[2](農業生産工程管理)に取り組んでおり、令和7(2025)年3月末時点で97の農業高校、29の農業大学校等が第三者機関によるGAP認証を取得しています。GAPの学習・実践を通じて、農業生産技術の習得に加えて、経営感覚・国際感覚を兼ね備えた人材の育成に資することが期待されています。

農林水産省では、若年層に農業の魅力を伝え、将来農業を職業として選択する人材を育成するため、スマート農業や有機農業等の教育カリキュラムの強化のほか、地域の先進的な農業経営者による出前授業等の活動を支援しています。



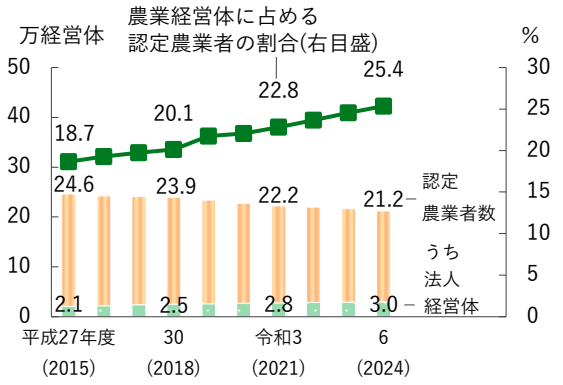
スマート農業機械を用いた実習
資料：三重県立相可高等学校

(3) 規模拡大や事業の多角化を行うための経営基盤の強化

(農業経営体に占める認定農業者の割合は25.4%に上昇)

認定農業者制度は、農業者が自らの創意工夫に基づき、経営の改善を進めるために作成した農業経営改善計画を市町村等が認定する制度です。同計画の認定数(認定農業者数)については、令和6(2024)年度は21万2千経営体と、前年度に比べ2.1%減少した一方、農業経営体の減少に伴い、農業経営体に占める認定農業者の割合については、令和6(2024)年度は25.4%と、前年度から0.8ポイント上昇しています(**図表2-2-4**)。このうち、法人経営体の認定数については一貫して増加しており、令和6(2024)年度は3万経営体と、前年度に比べ1.9%増加し、法人経営体に占める認定農業者の割合は87.8%となっています。

図表2-2-4　認定農業者数



資料：農林水産省「認定農業者の認定状況」、「農林業センサス」、「農業構造動態調査」を基に作成
注：1) 認定農業者数は各年度末時点の数値
2) 特定農業法人で認定農業者とみなされている法人を含む。

農林水産省では、認定農業者が同計画を達成できるよう、農地の集積・集約化や経営所得安定対策等の支援措置を講じています。

(集落営農の法人化が進展し、更に連携・合併に取り組む経営体が出現)

集落営農は、集落を単位として、農業生産過程の全部又は一部について共同で取り組む

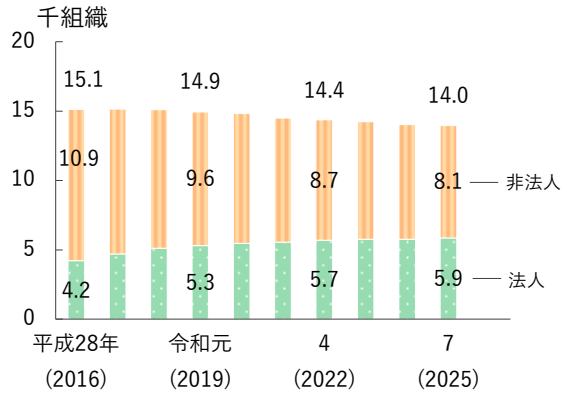
[1] 就農を目指す人や、経営発展のためにスキルアップを図りたい農業従事者を対象とした研修教育施設。三つの教育課程があり、中心となる「養成課程」の標準的な履修時間は2年間、2,400時間(80単位)以上
[2] 第2章第6節を参照

組織で、地域農業の担い手として農地の利用、農業生産基盤の維持に貢献しています。令和7(2025)年の集落営農数は1万3,952組織と、前年に比べ53組織減少しました(**図表2-2-5**)。

一方、集落営農全体に占める法人の割合が近年一貫して上昇しているほか、集落営農の連携・合併により広域展開での効率的な生産・販売体制の確立を図る経営体も見られています。

このため、農林水産省では、組織体制の強化に向けて連携・合併に取り組む集落営農に対し、法人化のほか、機械の共同利用や人材の確保といった取組を支援しています。

図表2-2-5 集落営農数



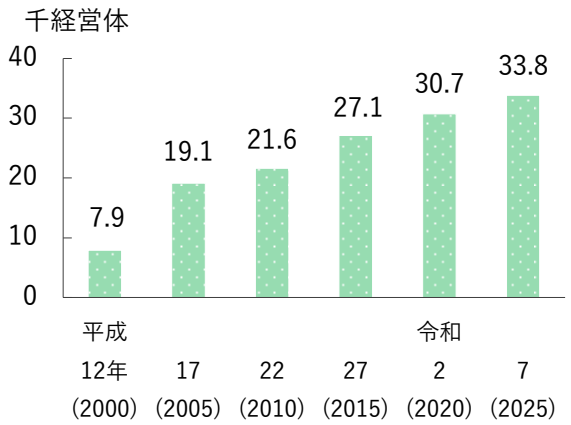
資料：農林水産省「集落営農実態調査」
注：1) 令和6(2024)年の調査結果には、令和6年能登半島地震の影響により調査を実施していない石川県の6市町(七尾市、輪島市、珠洲市、志賀町、穴水町、能登町)の集落営農を含まない。
2) 各年2月1日時点の数値

(農業法人の大規模化が進展)

農業経営の法人化には、経営管理の高度化や安定的な雇用、円滑な経営継承、雇用による就農機会の拡大等の利点があります。令和7(2025)年の法人経営体数は3万3,819経営体と、令和2(2020)年から10.1%増加しました(**図表2-2-6**)。農業生産に占める法人経営体等の団体経営体の割合は年々拡大しており、令和7(2025)年は農産物販売金額の42.0%、経営耕地面積の28.3%を占めています。

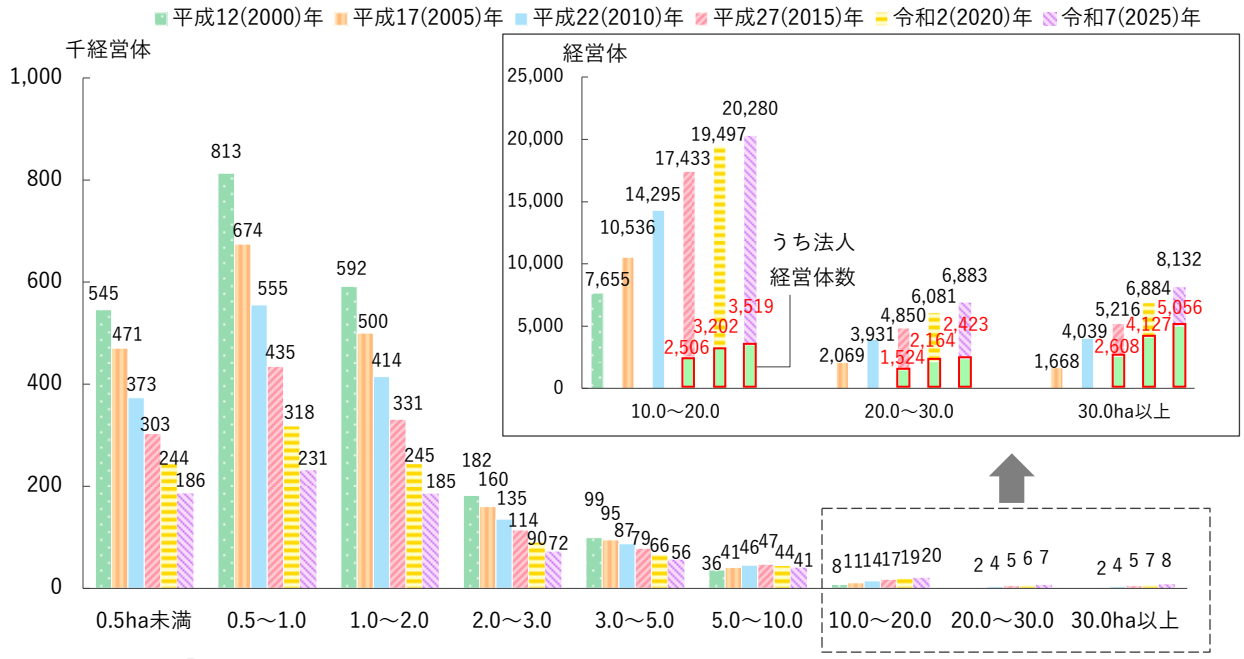
都府県における経営耕地面積規模別の農業経営体数については、平成12(2000)年以降、5ha未満の農業経営体数は減少する一方、10ha以上の農業経営体数は一貫して増加しています(**図表2-2-7**)。特に大規模層ほど法人経営体が占める割合が上昇しており、30ha以上の農業経営体では平成27(2015)年に5割であった法人経営体の割合は令和7(2025)年には6割に拡大しています。離農した農業経営体の農地の受皿となることにより、農業法人の大規模化が進展している様子がうかがわれます。

図表2-2-6 法人経営体数



資料：農林水産省「農林業センサス」
注：1) 各年2月1日時点の数値。ただし、平成12(2000)、17(2005)年の沖縄県については前年12月1日時点の数値
2) 平成12(2000)年については自営農業を法人化している農家数

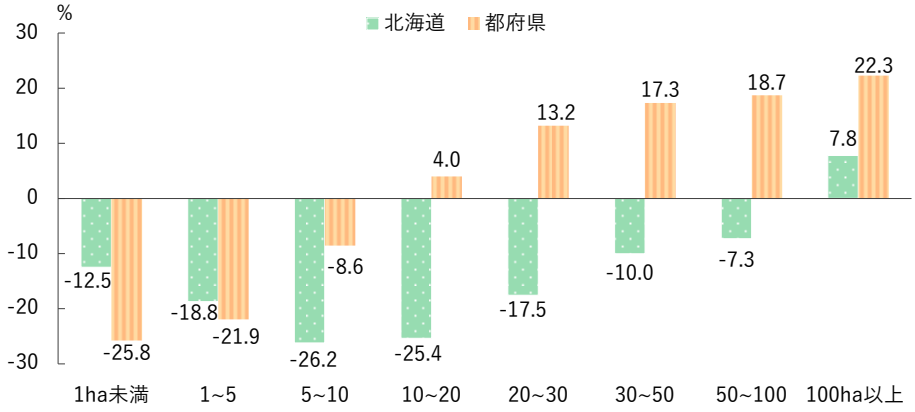
図表2-2-7 経営耕地面積規模別の農業経営体数(都府県)



資料：農林水産省「農林業センサス」を基に作成
注：1) 各年2月1日時点の数値。ただし、平成12(2000)、17(2005)年の沖縄県については前年12月1日時点の数値
2) 平成12(2000)年は販売農家、平成17(2005)年以降は農業経営体の数値
3) 平成12(2000)年における15.0ha以上の販売農家数については、10.0～20.0haの販売農家数として表記している。

経営耕地面積規模別の農業経営体数の増減率を見ると、令和7(2025)年は令和2(2020)年に比べ、北海道では100ha以上層で、都府県では10ha以上層で農業経営体数が増加しました(**図表2-2-8**)。

図表2-2-8 経営耕地面積規模別の農業経営体数の増減率

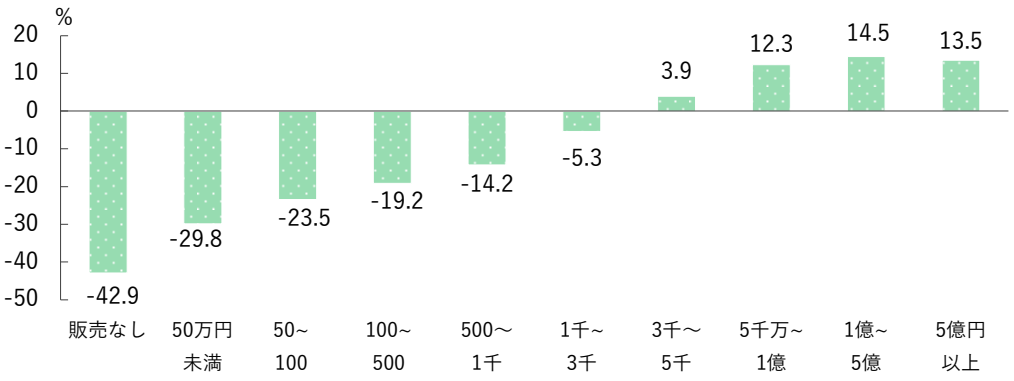


資料：農林水産省「2020年農林業センサス」、「2025年農林業センサス」
注：1) 「1ha未満」には経営耕地面積なしを含まない。
2) 令和2(2020)年から令和7(2025)年にかけての増減率

農林水産省では、農業経営の法人化や改善を進めるため、農業経営・就農支援センターによる経営相談や専門家を活用した助言等を通じた支援を行っています。

また、農産物販売金額規模別の農業経営体数の増減率を見ると、令和7(2025)年は令和2(2020)年に比べ、3千万円以上の各層で上昇しています(**図表2-2-9**)。

図表2-2-9 農産物販売金額規模別の農業経営体数の増減率

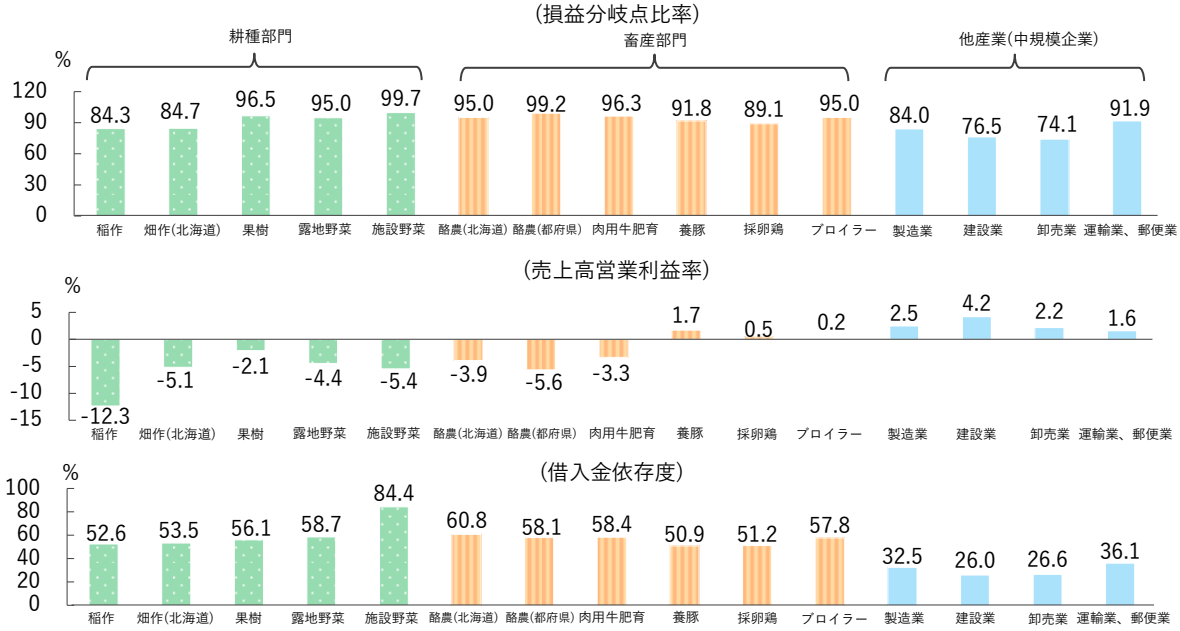


資料：農林水産省「2020年農林業センサス」、「2025年農林業センサス」
注：令和2(2020)年から令和7(2025)年にかけての増減率

(農業法人の経営基盤は他産業に比べて脆弱な状況)

経営規模や産業特性の異なる他産業の中規模企業と一概に比較することはできませんが、農業法人の経営は、総じて損益分岐点比率が高く、売上高の減少に対する耐性が低い状況にあり、ほとんどの営農類型において、本業の収益性を示す売上高営業利益率はマイナスとなっています。また、借入金依存度が他産業に比べて高く、債務超過となるリスクが高い状況にあり、経営基盤が脆弱(ぜいじゃく)であるといった実態にあることがうかがわれます(**図表2-2-10**)。このため、農業経営の改善を進めるなどの取組を通じて、経営基盤の改善・強化を図っていくことが求められています。

図表2-2-10 農業法人の主要財務指標と他産業(中規模企業)との比較



資料：株式会社日本政策金融公庫「農業経営動向分析結果」、財務省「法人企業統計調査」を基に農林水産省作成
注：1) 耕種部門、畜産部門の数値は、株式会社日本政策金融公庫の融資先農業法人の決算データに基づく令和2(2020)～6(2024)年の公表値を単純平均したもの。各年で法人数が異なることに留意を要する。
2) 他産業(中規模企業)の数値は、無作為抽出による標本調査によって算出した母集団法人の令和2(2020)～6(2024)年度における資本金1千万円以上1億円未満の企業の推計値を単純平均したもの

（農業者の経営管理能力の向上に向けた取組が重要）

効率的かつ安定的な農業経営が農業生産の相当部分を担う農業構造を確立するためには、営農の類型及び地域の特性に応じ、農業生産基盤整備の推進、農業経営の規模拡大、その他農業経営基盤の強化を図ることが重要です。このためには、農業法人等が離農農地の受皿となり、規模拡大や事業の多角化等を進めつつ、合理的な費用を考慮した価格の形成に向けて、農業者自らがコスト構造を把握し、説明できるようにしていくために必要な経営管理能力の向上に向けた取組等が重要となっています。

農林水産省では、農業者の経営管理能力及び農業者を支援する者の支援能力の向上に向けて、関係機関等が有機的に連携できるよう、農業者の支援を行っている各民間セクターを会員とした「農業経営人材の育成に向けた官民協議会」を令和6(2024)年6月に設置しました。同協議会と連携して、経営戦略や財務・労務管理等を学ぶ研修プログラムや、農業経営の財務分析システムの活用等を推進しています。

また、民間金融機関等からの適切な出資・融資を促進していくためには、客観的な農業法人の企業価値評価手法の確立が必要であることから、農林水産省では、農業法人の企業価値評価手法の枠組みの構築に取り組んでいます。

さらに、雇用確保や事業拡大、環境負荷低減や生産性向上のための新技術の導入等に対応できる人材の育成・確保を図るため、農業者のリ・スキリング(職業能力の再開発・再教育)等を推進しており、各都道府県においても、営農しながら体系的に経営を学ぶ場としての農業経営塾等の研修機会の提供に取り組んでいます。

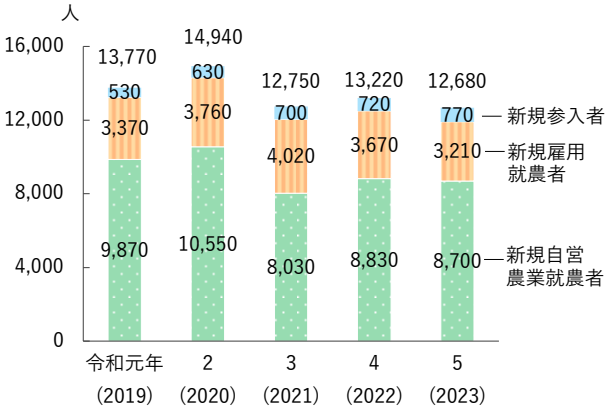
(4) 女性が活躍できる環境整備

（女性農業者の活動促進）

「第5次男女共同参画基本計画」(以下「第5次計画」という。)では、農林水産業の発展、農山漁村への人材の呼び込みのためには、女性が働きやすく暮らしやすい農山漁村にすることが重要であり、女性が地域の農林水産業の方針決定過程に参画し、意見を反映させていくことが必要とされています。第5次計画で設定された令和7(2025)年度を期限とする成果目標の達成に向け、各種取組を進めた結果、農業における女性の活躍の進展が見られます。

令和5(2023)年における女性の新規就農者数は1万2,680人と、前年に比べ4.1%減少し、このうち、新規自営農業就農者数は、8,700人となりました(**図表2-2-11**)。

図表2-2-11　女性の新規就農者数



資料：農林水産省「新規就農者調査結果」

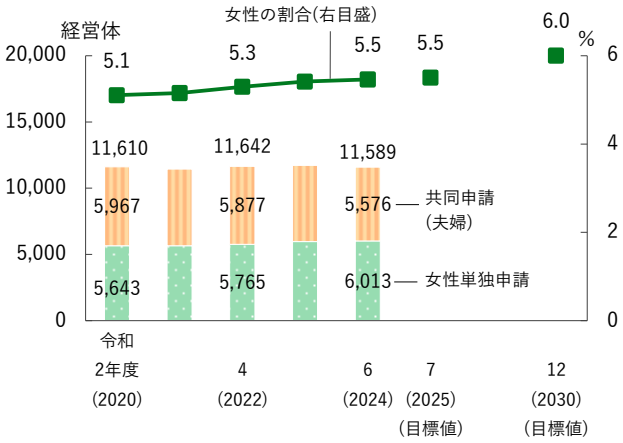
注：1) 当該年の2月1日～翌年の1月31日の1年間に新規就農した者の数値

2) 令和6年能登半島地震の影響により、令和5(2023)年の新規自営農業就農者数及び新規雇用就農者数については、石川県の7市町(七尾市、輪島市、珠洲市、志賀町、中能登町、穴水町及び能登町)以外の調査対象者の調査結果から算出した。令和5(2023)年の新規参入者数については、石川県の6市町(七尾市、輪島市、珠洲市、志賀町、穴水町及び能登町)を除いて集計した。

令和6(2024)年度における女性の認定農業者数は、1万1,589経営体と、前年度に比べ1.2%減少しました(**図表2-2-12**)。一方、全体の認定農業者に占める女性の割合については、令和6(2024)年度は5.5%と、前年度に比べ0.1ポイント上昇し、第5次計画の成果目標を達成しました。

認定農業者制度では、家族経営協定等を締結している夫婦等による共同申請も認められており、女性認定農業者のうち、5,576経営体は夫婦による共同申請となっています。

図表2-2-12 女性の認定農業者数



資料：農林水産省「農業経営改善計画の営農類型別等の認定状況」を基に作成

注：1) 各年度末時点の数値

2) 目標値は、内閣府「第5次男女共同参画基本計画」、「第6次男女共同参画基本計画」における目標値

(地域の方針策定に参画する女性農業者の割合は上昇しているものの、取組の継続が必要)

女性が活躍できる地域農業の実現のため、農業委員会等に関する法律及び農業協同組合法においては、農業委員や農協理事等の年齢や性別に著しい偏りが生じないように配慮しなければならないことが規定されています。また、令和7(2025)年4月の改正後の土地改良法でも、土地改良区の理事の構成に関して、年齢や性別に配慮する旨が規定されました。

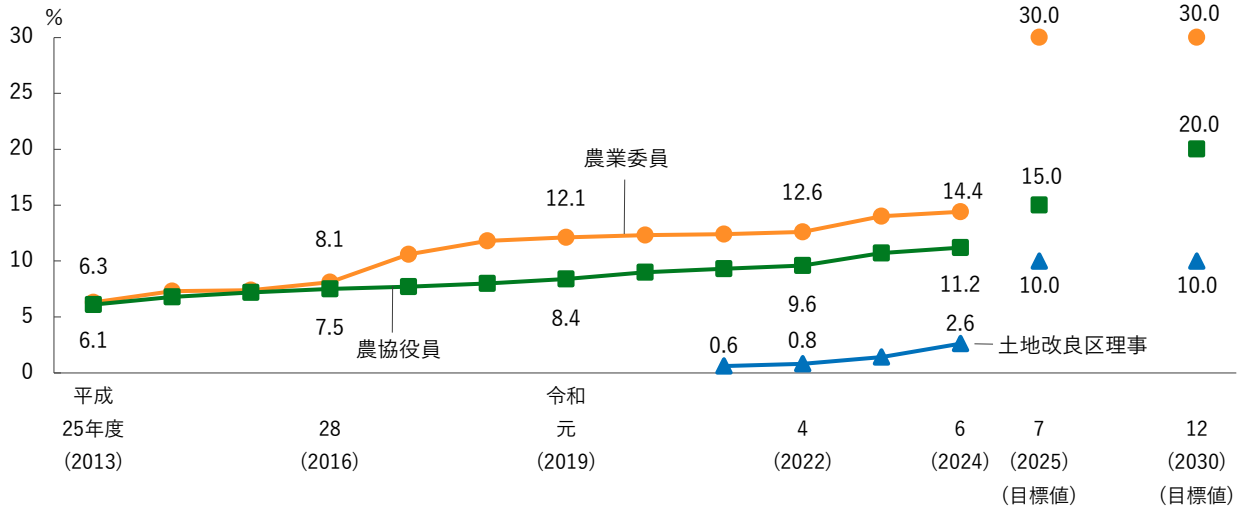
農業委員や農協役員[1]、土地改良区理事[2]に占める女性の割合については上昇傾向で推移しており、令和6(2024)年度は、農業委員では14.4%、農協役員では11.2%、土地改良区理事では2.6%にそれぞれ上昇しました(**図表2-2-13**)。このうち、農協役員については、第5次計画における成果目標のうち、早期に達成すべきとされた10%の目標に到達しました。

令和8(2026)年3月に閣議決定した「第6次男女共同参画基本計画」では、地域の農林水産業の方針決定過程への参画について、令和12(2030)年度までに、農業委員は30%(早期20%)、農協役員は20%(早期15%)、土地改良区理事は10%とすることを成果目標としています。

農林水産省では、地方公共団体や農業団体等に対して、女性の登用促進や具体的な目標の設定等についての働き掛け等を行っていますが、こうした成果目標の達成に向けて、継続して取組を進める必要があります。

[1] 本節では、農協の理事及び監事
[2] 本節では、土地改良区連合の理事を含む。

図表2-2-13 農業委員、農協役員、土地改良区理事に占める女性の割合



資料：農林水産省「農業委員への女性の参画状況」、「総合農協統計表」、「土地改良団体における女性理事登用状況」を基に作成
注：1）農業委員は各年度10月1日時点、農協役員は各事業年度末時点、土地改良区理事は各年度末時点の数値
2）目標値は、内閣府「第5次男女共同参画基本計画」、「第6次男女共同参画基本計画」における目標値(ただし、早期目標は除く。)

(「農業リーダーズサミット2025」を開催)

女性が地域農業の方針策定に参画するためには、地域や組織のトップ層の理解やリーダーシップ、コミットメントが重要となることから、農林水産省は、令和7(2025)年11月に、農業委員会会長、農協理事、土地改良区理事長等の地域の農業関連組織のトップを対象に「農業リーダーズサミット2025－変革の時代を生き抜く地域農業の在り方－女性登用の意義」を開催しました。同サミットでは、性別による役割分担意識の解消や女性に選ばれる組織・地域づくりについて議論が行われるとともに、各農業関連組織による女性の参画に向けた今後の取組方針が表明されました。

(「農業女子プロジェクト」の更なる活性化)

「農業女子プロジェクト」は、社会全体での女性農業者の存在感を高め、女性農業者自らの意識改革や経営力発展を促すとともに、職業としての農業を選択する若手女性の増加を図ることを目指すものであり、多様な活動を展開しています。平成25(2013)年に設立された同プロジェクトは、令和8(2026)年2月には1千人を超えるメンバーによる地域・世代を超えた全国ネットワークに成長しており、企業との協同による商品・サービスの開発や未来の農業女子を育む活動といった多彩な取組[1]を実施しています。

「農業女子プロジェクト」推進会議
URL：https://www.maff.go.jp/j/keiei/jyosei/noujopj.html

企業との協同により開発された女性が使いやすい農業機械等は「ジェンダード・イノベーション[2]」の観点からも注目を浴びており、また、女性に限らず、新規就農者や高齢農業者といった多くの方が使いやすいものとなっています。

[1] 各期の農業女子プロジェクト推進会議資料を参照
[2] 科学や技術に性差の視点を取り込むことによって創出されるイノベーションのこと

令和7(2025)年度は、同プロジェクトに参画する企業・教育機関等が情報交換を行う場として「パートナーズ会議」を初開催し、企業等間の新たな連携を模索する交流のきっかけづくりを行いました。

また、就農を目指す女性同士の交流の場として「プレメンバーの集い」を開催し、就農前、就農直後の課題等を共有しました。

さらに、他組織と連携したセミナーの実施や、地方公共団体等との情報共有、プレメンバーを始めとしたプロジェクトの新規層に寄り添った情報発信等を強化し、女性農業者が学ぶ機会の更なる創出を目指していくこととしています。

農業女子プロジェクト
URL：https://nougyoujoshi.maff.go.jp/



就農を目指すプレメンバー同士の交流の場

(事例) 女性の農業委員会会長による地域活動の展開(福岡県)

福岡県みやま市の徳永順子さんは、平成14(2002)年に農業委員となり、平成28(2016)年に同県内で女性として2番目となる農業委員会会長に就任しました。

同市内の遊休農地を解消するため、徳永さんは、同市の環境衛生課と共に、景観作物であり搾油も可能な品種の菜の花栽培に取り組みました。さらに、地元の南筑後農業協同組合と連携し、そのなたねから採れたオイルの生産・販売を拡大しました。同市はこれを令和元(2019)年からふるさと納税返礼品として採用するとともに、学校での食農教育や学校給食に使用することで地産地消を推進しています。

これに続く新商品として、令和5(2023)年からはセルリーを、令和6(2024)年からは黄からし菜の種を活用した商品の開発を進めています。このような取組は、他県の女性農業委員の活動のヒントにもなっており、地域間で情報交換をすることにもつながっています。

また、徳永さんは、平成25(2013)年には同市の環境審議会委員に就任し、生ごみをメタン発酵するバイオマスセンターで生成される液肥の農業への活用を進め、資源循環のまちづくりに寄与しており、さらに、令和4(2022)年からは、土地改良区理事として、約60haの大規模区画整備に取り組み、地元特産のみかんの産地承継に尽力しています。





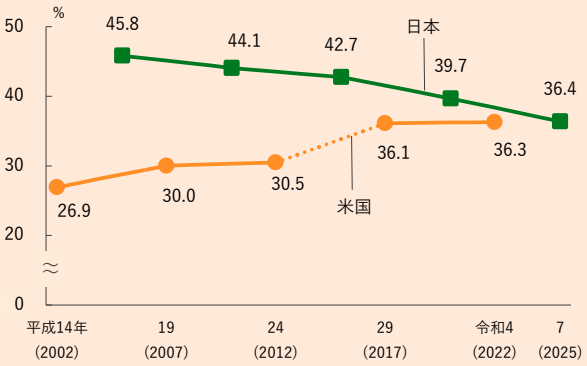
みやま市農業委員会会長
徳永順子さん
資料：徳永順子さん

徳永さんは、引き続き、遊休農地の解消等を積極的に進めていくとともに、自分の意見を主張できる女性農業委員を増やし、地域の人々と「楽しくワクワクすること」に取り組んでいく考えです。

（コラム）日米農業センサスによる女性農業者の日米比較

令和6(2024)年に米国農務省が公表した調査によると、米国の女性農業従事者の割合は上昇しています。我が国における基幹的農業従事者に占める女性の割合は、米国における農業従事者に占める女性の割合よりも高い水準で推移していますが、令和7(2025)年は36.4%となりました(**図表**)。

図表 我が国と米国の農業従事者に占める女性の割合



資料：農林水産省「2005年農林業センサス」、「2010年世界農林業センサス」(組替集計)、「2015年農林業センサス」(組替集計)、「2020年農林業センサス」、「2025年農林業センサス」、米国農務省“Census of Agriculture”を基に農林水産省作成

注：1) 我が国は各年2月1日時点の数値。ただし、平成17(2005)年の沖縄県については前年12月1日時点の数値

2) 我が国は個人経営体の基幹的農業従事者の数値。ただし、平成17(2005)年は販売農家の基幹的農業従事者の数値。米国は、平成14(2002)～24(2012)年はoperators(農場経営に携わり、農作業を行うか、あるいは植付けや収穫、給餌、マーケティング等の日常的な意思決定に関与している者)、平成29(2017)～令和4(2022)年はproducers(農場経営の意思決定に関与している者。意思決定には、植付けや収穫、家畜管理、マーケティング等に係る事項が含まれる。)の数値であるため、破線でつなげている。

3) 「農林業センサス」と“Census of Agriculture”は、どちらも5年ごとに実施しているが、実施年は異なる。

また、我が国と米国では、農業経営の参画について定義が異なるため、一概に比較はできませんが、女性農業者の経営方針決定への参画状況*を見ると、我が国では、令和6(2024)年において、「女性が経営方針に関与している経営体」の割合が29.8%であるのに対し、米国では、令和4(2022)年において「日常的な意思決定に関与している農業者のうち女性」の割合は、33.2%となっています。

米国の農業において、女性の参画が高まっている中、我が国の農業においても女性の歩みを進め、社会全体で後押ししていく必要があります。

＊ 我が国の「女性が経営方針に関与している経営体」とは、「令和6年農業構造動態調査」によるものであり、女性が経営者である経営体及び、経営者以外で、調査期日前1年間に自営農業に関して、生産品目や飼養する畜種の選定・規模、出荷先、資金調達、機械・施設等への投資、農地借入、農作業受託(請負)又は雇用及びその管理のいずれかの決定に参画した世帯員がいた経営体を指す。米国の「日常的な意思決定に関与している農業者のうち女性」の割合は、農場に関する意思決定(日常的な意思決定、土地利用や作物、家畜、マーケティングに関する決定、記録保持や財務管理、資産管理・事業継承の計画を含む)への関与のうち、日常的な意思決定に関与している女性の割合を指す。

(5) 持続的な農業経営の実現に向けた雇用労働力の確保・環境整備

(雇用労働力の確保等の課題に対応する必要)

農業における雇用者数については、令和7(2025)年は54万人となっています(**図表2-2-14**)。

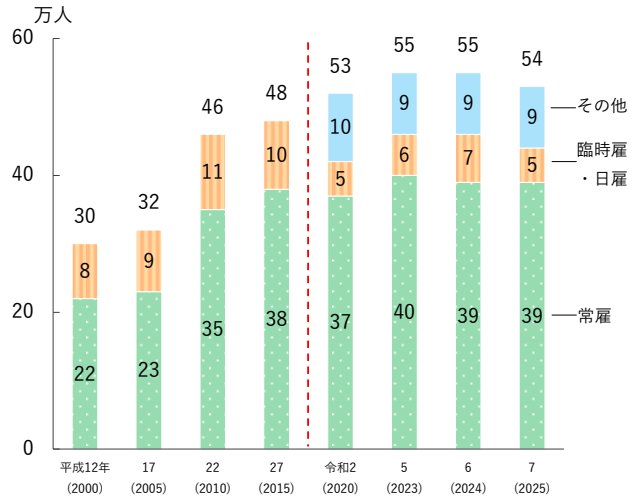
今後、国内の生産年齢人口が大幅に減少していく中、各産業間の人材獲得競争が激化することが見込まれます。

農林漁業の有効求人倍率は、平成26(2014)年以降、1.0倍を上回っており、人手不足の状況が継続しています(**図表2-2-15**)。

農業就業人口の減少が進む中で、人材を雇用する経営体が人と農地の受皿となる事例が増加しており、今後、このような経営体が必要な雇用労働力を確保できなければ、地域農業を支えていくことが難しくなります。

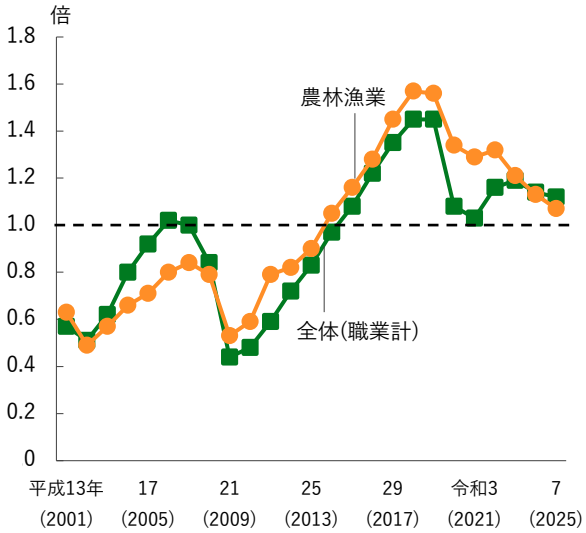
農林水産省では、農業における労働力不足を解消するため、国内外からの人材の受入体制整備、呼び込み・確保、育成までの支援等に取り組んでいます。

図表2-2-14 農業における雇用者数



資料：総務省「労働力調査」を基に農林水産省作成
注：1) 平成27(2015)年以前は、役員と一般常雇(1年を超える又は雇用期間を定めない契約で雇われている者で「役員」以外の者)を「常雇」、1か月以上1年以下の期間を定めて雇われている者を「臨時雇」、1か月未満の契約で雇われている者を「日雇」としている。
2) 令和2(2020)年以降は、雇用契約期間に基づき、定めがない者、1年超の者及び従業上の地位が役員の者を「常雇」、1年以下の者を「臨時雇・日雇」、期間が分からない者及び定めがあるか分からない者を「その他」としている。

図表2-2-15 農林漁業の有効求人倍率



資料：厚生労働省「一般職業紹介状況」を基に農林水産省作成
注：有効求人倍率は、パートタイムを含む常用の数値

(労働環境の改善に向けた取組を推進)

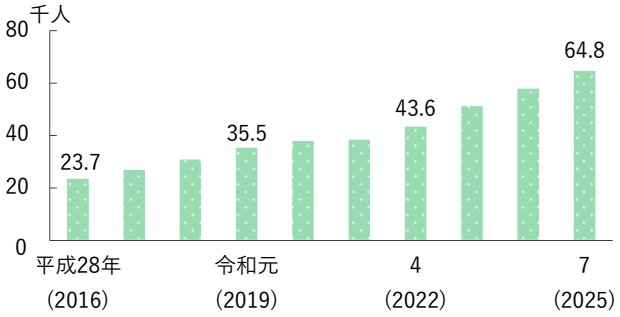
農業は、労働関係法制において特例的な取扱いが認められていますが、若者や女性にも選ばれる産業となり、必要な人材を確保していくためには、他産業並みの労働環境を備えた経営体を増加させていく必要があります。

このため、農林水産省では、令和6(2024)年度から「農業の労働環境改善に向けた政策の在り方に関する検討会」を開催し、労災保険の任意加入促進等も含め、労働環境改善に向けた課題や対応策等について議論しています。このような議論も踏まえつつ、雇用の確保に資する労働環境の改善を進めています。

(外国人材の労働力確保)

令和7(2025)年における農業分野の外国人材の総数は、6万4,826人と、特定技能制度の活用が進んだことにより、前年に比べ6,687人増加しました(**図表2-2-16**)。

図表2-2-16 農業分野における外国人材の受入状況



資料：厚生労働省「「外国人雇用状況」の届出状況」を基に農林水産省作成
注：1) 各年10月末時点の数値
2) 令和元(2019)年以降の数値には、「特定技能在留外国人」の人数も含まれる。
3) 「外国人雇用状況」の届出は、雇入れ・離職時に義務付けており、「技能実習」から「特定技能」へ移行する場合等の離職を伴わない場合は届出義務がないため、他の調査と一致した数値とはならない。

特定技能制度は、人手不足が続いている中で、外国人材の受入れのために平成31(2019)年に運用が開始された制度であり、農業を含む16分野[1]において、「特定技能」の在留資格で、一定の専門性・技能を有し、即戦力となる外国人を受け入れています。令和8(2026)年3月に法務省が公表した資料によると、令和7(2025)年12月末時点での農業分野における特定技能在留外国人数は3万9,234人と、前年同月末に比べ9,903人増加しました。

令和6(2024)年6月に創設された育成就労制度については、令和9(2027)年度の運用開始に向けて、関係省庁と連携して必要な準備を進めているところであり、農林水産省では、農業分野における外国人材の確保と適正かつ円滑な受入れに向けて、働きやすい環境の整備等を支援していくこととしています。

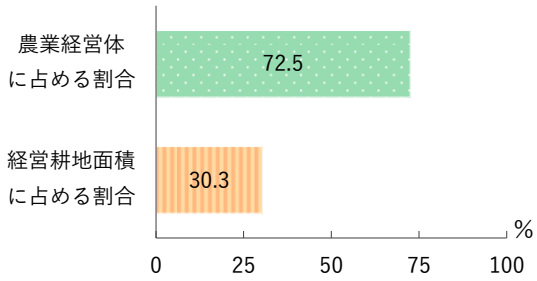
(6) 多様な農業者による農業生産活動等の展開

(多様な農業者による取組を推進)

令和7(2025)年の農業を副業的に営む準主業経営体と副業的経営体が農業経営体に占める割合は72.5%、経営耕地面積に占める割合は30.3%となっています(**図表2-2-17**)。

地域農業の担い手となる法人経営体や主業経営体が、離農する経営体の農地を引き受けて食料生産や供給を支えていますが、生産現場では担い手以外の経営体等も地域社会や農地の維持に一定の役割を果たしている実態がうかがわれます。

図表2-2-17 担い手以外の経営体が農業経営体や経営耕地面積に占める割合



資料：農林水産省「2025年農林業センサス」を基に作成
注：準主業経営体と副業的経営体の割合

農林水産省では、地域の実情に応じた生産体制の強化を支援するとともに、専門的に経営・技術等をサポートする農業支援サービス事業者の育成・確保、農業の有する多面的機能の発揮の促進を図るために地域共同で行う農地・水路等の保全活動の推進等により、多様な農業者の取組を支援しています。

[1] 介護、ビルクリーニング、工業製品製造業、建設、造船・舶用工業、自動車整備、航空、宿泊、自動車運送業、鉄道、農業、漁業、飲食料品製造業、外食業、林業、木材産業

(7) 農業経営資金ニーズへの対応、中長期的なセーフティネット対策、生涯を通じた保障に向けた取組等

(農業分野の資金需要は拡大)

農業向けの融資においては、農協系統金融機関(信用事業を行う農協及び信用農業協同組合連合会並びに農林中央金庫(以下「農林中金」という。))、地方銀行等の一般金融機関が短期の運転資金や中期の設備資金を中心に、公庫がこれらを補完する形で長期・大型の設備資金を中心に、農業者への資金供給の役割を担っています。

近年、農業経営の規模拡大や、物流、加工、輸出等の取組の進展等により、農業分野の資金需要は拡大している状況にあります(**図表2-2-18**)。

これに対応するためにも、民間資金の更なる活用を促進する必要があります。民間農業融資の大部分を担う農協系統、とりわけ、農林中金の農林水産業・関連産業向け金融(融資・出資等)を促進することが重要です。また、民間金融機関が取り扱う長期・低利の制度資金である農業近代化資金について、資金需要の拡大に対応し得るよう、貸付条件を見直す必要があります。こうした状況を踏まえ、政府は民間資金の更なる活用を促進するため「農林中央金庫法の一部を改正する法律案」及び「農業近代化資金融通法の一部を改正する法律案」を第221回特別国会に提出したところです。

図表2-2-18 1経営体当たりの借入金(指数)

平成2年 (1990)	令和6 (2024)
100	1,170

資料:農林水産省「農業経営統計調査」を基に作成
注:平成2(1990)年を100とする指数

(経営所得安定対策の加入申請件数は、前年度に比べ減少)

経営所得安定対策は、農業経営の安定に資するよう、諸外国との生産条件の格差から生じる不利を補正するための畑作物の直接支払交付金(以下「ゲタ対策」という。)や農業収入の減少が経営に及ぼす影響を緩和するための米・畑作物の収入減少影響緩和交付金(以下「ナラシ対策」という。)を交付するものです。

図表2-2-19 経営所得安定対策の加入申請状況

		令和元年度 (2019)	6 (2024)	7 (2025)
ゲタ対策	加入申請件数(件)	43,307	39,291	37,069
	作付計画面積(ha)	494,405	526,273	508,126
ナラシ対策	加入申請件数(件)	88,209	48,964	42,759
	申請面積(ha)	882,505	567,341	552,022

資料:農林水産省作成
注:ナラシ対策は、各年産の数値

令和7(2025)年度におけるゲタ対策については、加入申請件数は3万7,069件と、前年度に比べ2,222件減少し、作付計画面積は50万8千haと、前年度に比べ1万8千ha減少しました(**図表2-2-19**)。

また、ナラシ対策については、収入保険への移行等により、加入申請件数は4万2,759件と、前年産に比べ6,205件減少し、申請面積は55万2千haと、前年産に比べ1万5千ha減少しました。

(収入保険の加入者は引き続き拡大)

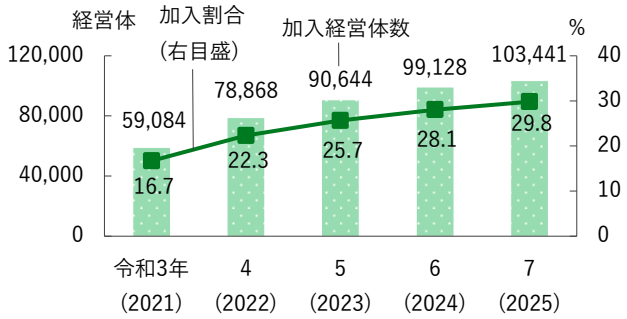
収入保険は、農業者の自由な経営判断に基づく収益性の高い作物の導入や新たな販路の開拓にチャレンジする取組等に対する総合的なセーフティネットであり、品目の枠にとらわれず、自然災害だけでなく価格低下等の様々なリスクによる収入の減少を補償するものです。

令和7(2025)年の加入経営体数は、10万3,441経営体と、前年に比べ4,313経営体増加しました(**図表2-2-20**)。これは青色申告を行っている農業経営体数(34万7千経営体)の29.8%に当たります。

品目別に見ると、同年の加入経営体数は、米が6万2,267経営体で最も多く、次いで野菜、果樹の順となっています(**図表2-2-21**)。

自然災害による損害を補償する農業共済と合わせた農業保険全体で見た場合、令和6(2024)年産における作付面積ベースでの加入率は、水稲は81%、麦は96%、大豆は81%となりました。令和6(2024)年に保険期間が始まる収入保険の加入者からは、(1)甚大な気象災害による影響を緩和する特例、(2)青色申告1年分のみでの加入、(3)保険方式のみで9割まで補償するタイプの適用も可能としているところです。

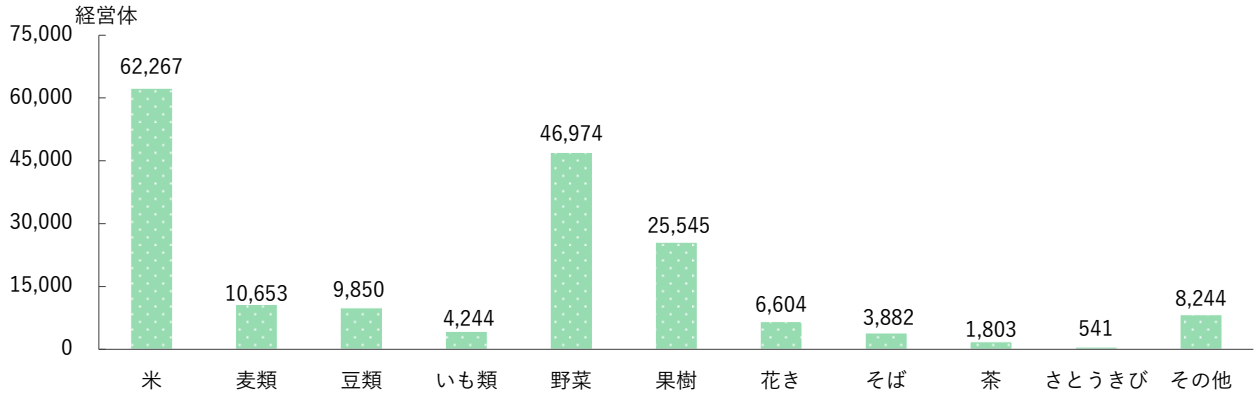
図表2-2-20 収入保険の加入経営体数と加入割合



資料:農林水産省作成

注:加入割合のうち、令和3(2021)~6(2024)年は「2020年農林業センサス」における青色申告を行っている農業経営体数(35万3千経営体(正規の簿記と簡易な記帳の合計))に対する割合。令和7(2025)年は「2025年農林業センサス」における青色申告を行っている農業経営体数(34万7千経営体(正規の簿記と簡易な記帳の合計))に対する割合

図表2-2-21 収入保険の品目別加入経営体数



資料:農林水産省作成

注:令和7(2025)年の品目ごとの延べ経営体数

(農業共済事業を着実に実施)

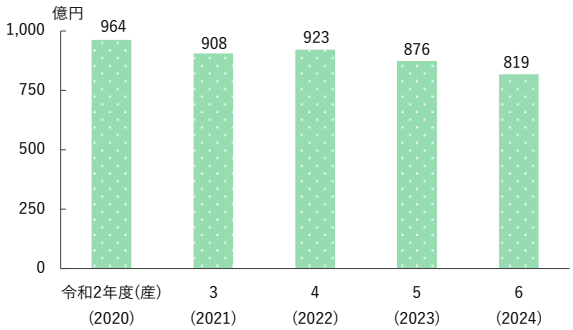
農業共済制度は、農業保険法に基づき、農業者の経営安定を図るため、自然災害等による収穫量の減少等の損失を補塡することを目的としています。同制度は、被災した農業者の損失を保険の仕組みにより補塡するものであり、農業者があらかじめ掛金を出し合って共同準備財産を造成し、被害が発生した場合にはその共同準備財産から共済金が支払われることとなっています。

また、農業共済団体は、農業保険制度の実施主体として、同法に基づいて設立されており、農業の生産現場での農業保険の普及・利用拡大に向けた取組を推進しています。令和6(2024)年度における農業共済組合員数は191万人となっており、近年の共済事業全体の共済金支払額は800~1千億円程度で推移しています(**図表2-2-22**)。

近年は、これまでに例を見ないような大雨や大雪等の自然災害が多発化し、農業用ハウ

ス等の施設に大きな被害をもたらす災害も発生している中、農林水産省では、園芸施設共済への加入推進等に取り組んでいるところです。

図表2-2-22 共済金支払額



資料：農林水産省作成
注：家畜共済及び園芸施設共済は年度、農作物共済、果樹共済、畑作物共済は年産の数値(いずれも速報値)

(農業者年金の新規加入者数は増加)

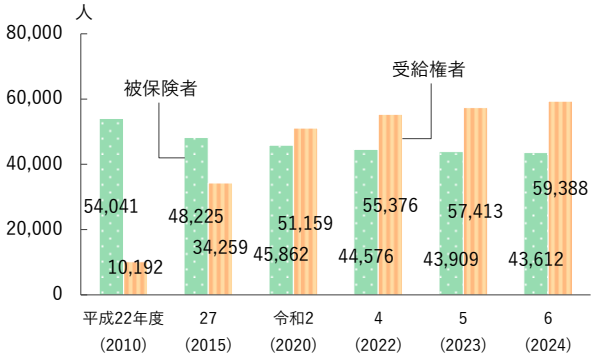
農業者年金は、農業従事者のうち自営農業に従事する個人が任意で加入できる年金制度です。農林水産省は、青色申告を行っている認定農業者等やその者と家族経営協定を結び経営参画している配偶者・後継者等といった一定の要件を満たす対象者の保険料負担を軽減するための政策支援を実施し、農業者の老後生活の安定と農業者の確保を図っています。

農業者年金の受給権者数は、令和6(2024)年度は5万9,388人と前年度に比べ1,975人増加しました(**図表2-2-23**)。

また、新規加入者数についても、令和6(2024)年度は2,334人と前年度に比べ218人増加しました。

年金等を給付する事業を実施している独立行政法人農業者年金基金(のうぎょうしゃねんきんきき)では、農業者年金事業の業務の一部を担う農業委員会系統組織及び農協系統組織と連携して、若者や女性の加入拡大に向け、推進活動を実施しています。

図表2-2-23 農業者年金の被保険者数と受給権者数



資料：独立行政法人農業者年金基金「数字で見るのうねん 令和6年度(2024年度)」を基に農林水産省作成
注：平成13(2001)年に改正された農業者年金制度における被保険者数及び受給権者数の各年度末時点の数値

(8) 流通・加工の合理化

(共同利用施設の再編集約・合理化を促進)

農畜産物の調製保管や加工、流通を支える共同利用施設の耐用年数は、一般的に約30～50年である中、JA全中[1]が令和7(2025)年11月に公表した調査では、稼働している共同利用施設のうち約7割が30年以上前に設置された施設となっています[2]。また、農業者の減少に伴い、施設利用者の減少による施設稼働率の低下や、経年劣化・旧式化に伴う施設・設備の稼働経費や利用者の負担が増加しており、施設利用率の向上や計画的な修繕・更新等を行いつつ、共同利用施設の再編集約・合理化を進めていくことが必要です。

[1] 正式名称は「一般社団法人全国農業協同組合中央会」
[2] 一般社団法人全国農業協同組合中央会「令和7年度JAグループ共同利用施設に関するフォローアップ調査結果概要(確定版)」

このような中、農林水産省では、既存施設の役割の見直しに係る協議の実施や修繕・更新に係る計画の策定及びその実施体制の構築等を行った上で、「地域計画」に基づく産地の将来像の実現に向け、老朽化した共同利用施設の再編集約・合理化を促進することとしています。

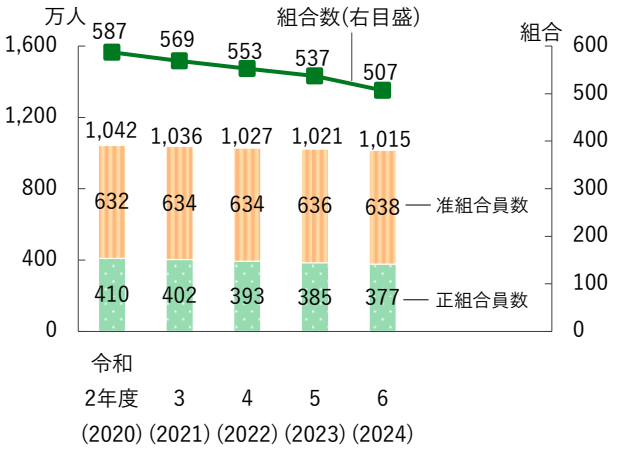
(農協系統組織は農業者の所得向上等に向けた取組を推進)

農協は協同組合の一つであり、農業協同組合法に基づいて設立されています。農業者等の組合員により自主的に設立される相互扶助組織であり、農産物の販売や農業生産資材の供給、資金の貸付けや貯金の受入れ、共済、医療等の事業を行っています。

農協系統組織においては、農業者の所得向上等に向け、農産物の有利販売や農業生産資材の価格引下げ等に主体的に取り組む自己改革を実施しています。

農林水産省及び都道府県は、各農協において、組合員との対話を通じて農業者の所得向上に向けた自己改革を実践する「自己改革実践サイクル」に基づき、自己改革の取組が行われるよう、助言・指導等を行っています。

図表2-2-24 農協(総合農協)の組合数、組合員数



資料：農林水産省「総合農協統計表」
注：各組合事業年度末時点の数値

全国農業協同組合連合会では、食農バリューチェーンの構築に向け、他業種企業との業務提携等により、物流の合理化、国産農畜産物の高付加価値化、多様な販売チャネルによる消費拡大等に取り組んでいます。

総合農協の組合数、組合員数については減少傾向で推移しており、令和6(2024)年度はそれぞれ507組合、1,015万人となっています(**図表2-2-24**)。

なお、令和7(2025)年は国連の「国際協同組合年」に当たり、同年5月には、第217回通常国会で「国際協同組合年に当たり協同組合の振興を図る決議」が採択され、持続可能な地域社会づくりに当たって有力な主体として協同組合を位置付けること等の項目が盛り込まれました。また、SDGsへの協同組合の貢献についての認知を広げるため、農協等の協同組合の魅力を広く伝えるイベントやその役割を発信するためのシンポジウムも開催されました。



シンポジウムのチラシ
資料：2025国際協同組合年全国実行委員会

（事例）販路拡大と買取販売により生産者の所得を向上（千葉県）

千葉県成田市（なりたし）の成田市（なりたし）農業協同組合では、かんしょの販路拡大と買取販売により、生産者の所得向上と労力軽減、作付拡大に貢献しています。

同農協では、市場で低価格で取り扱われるサイズや品質のかんしょを干し芋として付加価値を付けて商品化し、大手スーパーや他県域の農協を取引先とするなどして販路を拡大しています。同農協が所有する施設で加工を行っているため、市場ニーズに応じた施設整備を迅速に行うことができています。

また、作付拡大や販路開拓を安定的に行うため、同農協では、買取販売を導入しました。職員が生産者を訪問し、密にコミュニケーションを取ることで、生育状況が共有されることにより、計画的かつ安定的な出荷が可能となっています。

さらに、農業者の労力を軽減するため、コンテナ出荷を導入したことで、規格に関わらず出荷することが可能となり、労賃や箱代等の資材費が削減され、手取りの増加につながっているほか、作付面積の拡大にもつながっています。





干し芋の加工施設
資料：全国農業協同組合連合会
千葉県本部

第3節 農業の生産基盤の確保に向けた取組

農業者の減少・高齢化等に直面する我が国の農業においては、荒廃農地[1]が拡大し、地域の農地が適切に利用されなくなることが懸念されています。また、生産性の向上や農業生産活動が継続的に行われるようにするため、農業生産基盤の整備・保全により良好な営農条件を備えた農地・農業用水を確保し、これらの有効利用を図ることが必要です。

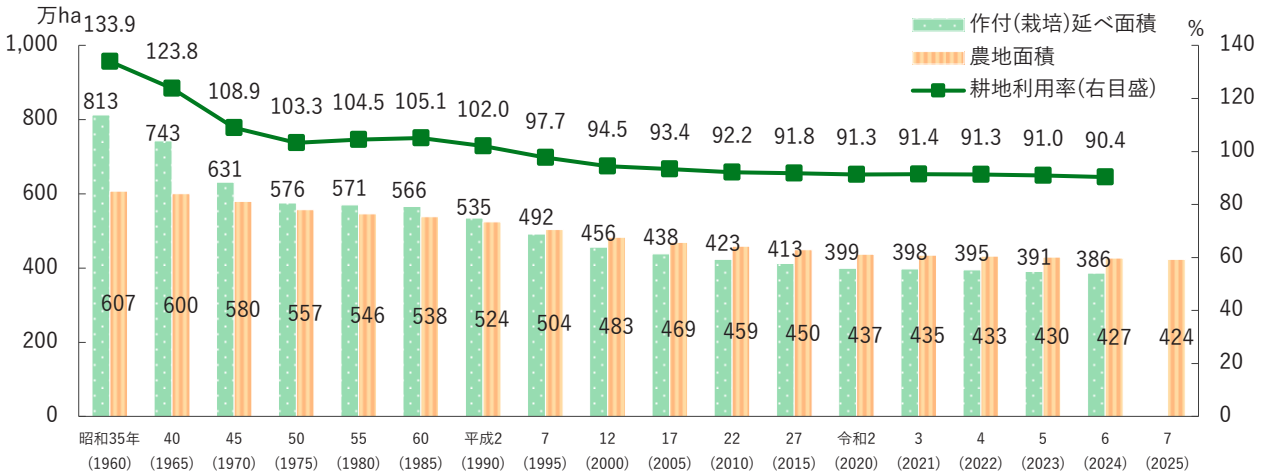
本節では、農地面積の動向や担い手への農地の集積・集約化の取組、水田の大区画化、汎用化・畑地化の状況等について紹介します。

(1) 農地の確保に向けた取組

(農地面積は減少傾向で推移)

令和7(2025)年の農地面積[2]は424万haと、前年に比べ3万3千ha減少しました(**図表2-3-1**)。これは、荒廃農地からの再生等による増加があったものの、耕地の荒廃や転用等による減少によるものです。作付(栽培)延べ面積も減少傾向が続いており、令和6(2024)年の耕地利用率は90.4%と、前年に比べ0.6ポイント低下しました。

図表2-3-1 農地面積、作付(栽培)延べ面積、耕地利用率



資料:農林水産省「耕地及び作付面積統計」

注:耕地利用率(%)=作付(栽培)延べ面積÷農地面積×100

(新たに発生した荒廃農地面積は2万4千ha)

令和6(2024)年度に新たに発生した荒廃農地面積は2万4千haとなりました(**図表2-3-2**)。これは、農業者の高齢化・病気・死亡、担い手・労働力不足等によるものです。

一方、新たに再生利用された荒廃農地面積は8千haとなりました。これは、耕作の再開、農地所有者・地域住民による保全活動等によるものです。なお、令和7(2025)年3月末時点における荒廃農地面積は25万7千ha、このうち再生利用が可能な荒廃農地面積は9万8千ha

[1] 現に耕作に供されておらず、耕作の放棄により荒廃し、通常の農作業では作物の栽培が客観的に不可能となっている農地
[2] 農林水産省「耕地及び作付面積統計」における耕地面積の数値

となっています。

引き続き、地域における積極的な話合いを通じて、多面的機能支払交付金や中山間地域等直接支払交付金の活用、担い手への農地の集積・集約化、農山漁村活性化法[1]に基づく農山漁村活性化計画の策定等による放牧等の農地の粗放的な利用等により荒廃農地の発生を防止するとともに、農業委員会による所有者等への利用の働き掛け等により荒廃農地の再生利用に取り組むこととしています。

図表2-3-2 令和6(2024)年度の荒廃農地の発生・解消状況

（単位：万ha）

	新たに発生した面積	新たに再生利用された面積	再生利用が可能な荒廃農地	再生利用が困難と見込まれる荒廃農地(参考値)	荒廃農地面積計(参考値)
全体	2.4	0.8	9.8	15.9	25.7
農用地区域	1.3	0.5	6.0	6.7	12.8

資料：農林水産省作成

注：1) 荒廃農地の各面積は令和7(2025)年3月31日時点の数値。新たに発生した面積、再生利用された面積は令和6(2024)年4月1日～7(2025)年3月31日までの期間の数値

2) 令和6年能登半島地震の影響により調査が行えなかった石川県下4市町(七尾市、輪島市、珠洲市及び穴水町)については、「再生利用が可能な荒廃農地」、「再生利用が困難と見込まれる荒廃農地」及び「荒廃農地面積計」のみ令和4(2022)年度の荒廃農地面積(令和5(2023)年3月31日時点)の数値を用いて集計

3) 令和6年能登半島地震の影響により調査が行えなかった石川県下4市町(金沢市、加賀市、宝達志水町及び能登町)については、「再生利用が可能な荒廃農地」、「再生利用が困難と見込まれる荒廃農地」及び「荒廃農地面積計」のみ令和5(2023)年度の荒廃農地面積(令和6(2024)年3月31日時点)の数値を用いて集計

4) 「再生利用が可能な荒廃農地」とは、抜根、整地、区画整理、客土等により再生することによって、通常の農作業による耕作が可能となると見込まれる荒廃農地のこと

5) 「再生利用が困難と見込まれる荒廃農地」は、森林の様相を呈しているなど農地に復元するための物理的な条件整備が著しく困難なもの、又は周囲の状況から見て、その土地を農地として復元しても継続して利用することができないと見込まれるものに相当する荒廃農地のこと

6) 「荒廃農地面積計」は、「再生利用が可能な荒廃農地」と「再生利用が困難と見込まれる荒廃農地」の計

(所有者不明農地への対応を推進)

所有者不明土地の解消に向けて、令和3(2021)年に民法等が改正され、令和6(2024)年4月から相続登記の申請が義務化されましたが、相続未登記農地の面積は、令和7(2025)年3月末時点で49万7千ha、このうち遊休農地[2]は2万2千haとなっています。

このような中、所有者不明農地であっても、農業委員会が行う探索・公示の手続により農地中間管理機構(以下「農地バンク」という。)経由で担い手へ貸付けできる仕組みを措置し、担い手への農地の集積・集約化を進めています。農地バンクに貸付けを行った所有者不明農地の面積は、令和7(2025)年3月末時点で294haとなっています。

くわえて、不在村の農地所有者が増加すると、その所有農地の利用が困難になるおそれがあるため、地域計画の枠組みにおいて、所有者だけでなく相続人まで意向を把握し、相続前における権利移転の促進や、相続発生の時点で農地の適正利用を確保する新たな方策を検討する必要があります。

[1] 正式名称は「農山漁村の活性化のための定住等及び地域間交流の促進に関する法律」

[2] 以下の(1)、(2)のいずれかに該当する農地をいう。
(1) 現に耕作の目的に供されておらず、かつ、引き続き耕作の目的に供されないと見込まれる農地
(2) その農業上の利用の程度がその周辺の地域における農地の利用の程度に比し著しく劣っていると認められる農地((1)に掲げる農地を除く。)

(法人の農業参入を推進)

我が国においては、農地法上、基本的に、農地を所有できる法人は農地所有適格法人に限られており、その他の一般法人はリース方式による農地の権利取得が認められています。

令和6(2024)年1月時点の農地所有適格法人の経営面積の合計は69万3千ha、1法人当たりの平均面積は31.7haとなっており、農地の受皿として大きな役割を果たしています。また、令和7(2025)年4月の改正後の農業経営基盤強化促進法に基づく農業経営発展計画制度の開始により、認定農業者として一定の実績があること等の要件を満たす農地所有適格法人が、取引実績のある食品事業者等から出資を受けて農業経営の発展に取り組む場合、計画認定によって議決権要件の特例を受けることができるようになりました[1]。

農地を借りて農業経営を行うリース法人数は増加傾向で推移しており、令和6(2024)年1月時点では、4,544法人と前年に比べ423法人増加しました。リース法人の借入面積の合計は1万8千ha、1法人当たりの平均面積は4haとなり、それぞれ前年に比べ3千ha、0.3ha増加しています。

(外国法人等による農地取得面積の合計は175ha)

令和6(2024)年の外国法人等による農地取得面積の合計は175haでした。内訳を見ると、外国法人や海外居住外国人が主要株主等や理事等となっている法人による農地取得が3社、1.3ha、国内居住外国人による農地取得が377者、95ha、国内居住外国人が主要株主等や理事等となっている法人による農地取得が32社、79haとなっています。

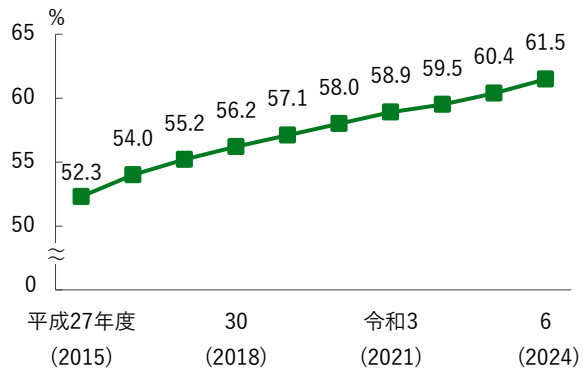
我が国において農地を取得する際には、農地法において、取得する農地の全てを効率的に利用して耕作の事業を行うこと、必要な農作業に常時従事すること等の要件を満たし、地域とのつながりを持って継続的・効率的に農業を営む必要があります。引き続き、農地法の適切な運用により農地の適正な利用を確保していくこととしています。

(担い手への農地集積率は前年度に比べ1.1ポイント上昇)

担い手への農地集積率[2]については上昇傾向にあり、令和6(2024)年度は61.5%と前年度に比べ1.1ポイント上昇しました(**図表2-3-3**)。

農業者の減少が進行する中、農業の生産基盤を維持する観点から、農地の受け手となる農業経営体の役割が一層重要となっており、農地バンク等の活用や基盤整備の推進により、「地域計画」において目標地図[3]に位置付けられた受け手への農地の集積・集約化を進めていく必要があります。

図表2-3-3 担い手への農地集積率



資料：農林水産省作成
注：1) 農地バンク以外によるものを含む。
2) 各年度末時点の数値
3) 「担い手」とは、認定農業者、認定新規就農者、集落営農経営、基本構想水準到達者を指す。

[1] これにより、農地所有適格法人は農地の権利移転等の重要事項に関する農業関係者の拒否権を確保しつつ、最大3分の2未満まで食品事業者等から出資を受けることが可能となる。
[2] 耕地面積のうち、認定農業者等の担い手が利用している面積の割合
[3] トピックス1を参照

(農地バンクの借入面積は前年度に比べ1万1千ha増加)

農業現場においては、農地の集積・集約化を進めることによって、(1)作業がしやすくなり、生産コストや手間を減らすことができる、(2)スマート農業等にも取り組みやすくなる、(3)遊休農地の発生防止を図ることができるなどの効果が期待できます。このため、農地バンクにおいては、地域内に分散・錯綜(さくそう)する農地を借り受け、まとまった形で担い手へ再配分し、農地の集積・集約化を実現する農地中間管理事業を行っています。

令和6(2024)年度の農地バンクの借入面積は6万3千haと前年度に比べ1万1千ha増加したほか、転貸面積は7万2千haと前年度に比べ1万ha増加し、このうち担い手に新たに集積された面積は2万5千haと前年度に比べ4千ha増加しました。

農地バンクは、地域計画において、将来の農地の利用者として位置付けられた農業者に対して、農地の集積・集約化を進めていくこととしています。一方、令和7(2025)年度から、市町村の農用地利用集積計画が農地バンクの農用地利用集積等促進計画へ統合され、農地の権利設定の業務効率化等の課題も生じています。

農林水産省では、農地バンクが農地をまとめて借り受けた場合には、農業者の費用負担がない基盤整備、農地の集約化等に取り組む地域等への機構集積協力金の交付、出し手に対する固定資産税の軽減を支援措置として講じています。

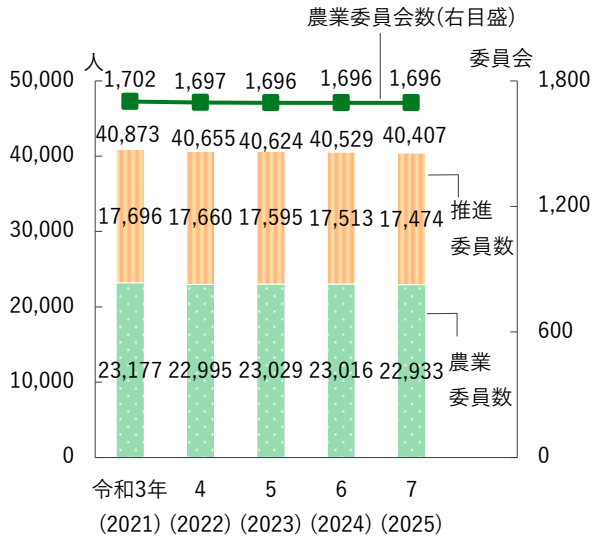
(農業委員会による農地利用の最適化に向けた活動を推進)

農業委員会は、農地法等の法令業務や農地利用の最適化業務を行う行政委員会で、全国の市町村に設置されています。農業委員と農地利用最適化推進委員(以下「推進委員」という。)から構成され、農業委員は農地の権利移動の許可等を審議し、推進委員は現場で農地の集積・集約化や遊休農地の解消、新規参入の促進といった農地利用の最適化に向けた現場活動を担っています。

農業委員会系統組織では、地域計画の策定に向け、地域内における農地の出し手・受け手の意向把握、目標地図の素案作成を担うとともに、その実現に向けた活動、農地バンクへの農地貸付け等を積極的に促進することとしています。

農業委員会数は横ばい傾向で推移しており、令和7(2025)年は1,696委員会となっています(**図表2-3-4**)。また、農業委員数は22,933人、推進委員数は17,474人で、合わせて40,407人となっています。

図表2-3-4 農業委員会数、農業委員数、推進委員数



資料:農林水産省作成
注:各年10月1日時点の数値

(農業振興地域制度に基づき農用地の確保を推進)

農林水産省では、農業上の利用を図るべき土地の区域を設定する農業振興地域制度と個々の農地の転用等を規制する農地転用許可制度等により農地の確保とその有効利用を図っています。農業振興地域制度では、都道府県知事が、一体として農業の振興を図ることが相当であると認められる地域を農業振興地域として指定することとしており、さらに市町村において、同地域内の土地について農用地等として利用すべき土地の区域(以下「農用地区域」という。)を定めることとしています。この農用地区域内の土地については、開発行為が制限されるほか、農地転用許可制度において転用が不許可とされるなどの措置がとられています。

令和7(2025)年4月の改正後の「農業振興地域の整備に関する法律」では、その目的規定に、食料の安定供給の確保及びそのために必要な農用地等を確保する旨が明記されるとともに、国と地方公共団体の責務が明確化されています。また、農用地区域からの除外に係る都道府県の同意基準として都道府県の面積目標の達成に支障を及ぼすおそれがないことを規定するとともに、国の関与に係る手続を整備し、農地の総量確保(令和12(2030)年時点で確保すべき農地面積目標412万ha)のための措置の強化を図ることとしています。

農業振興地域制度及び農地転用許可制度
URL：https://www.maff.go.jp/j/nousin/noukei/totiriyo/index.html

(2) 農業生産基盤の整備・保全

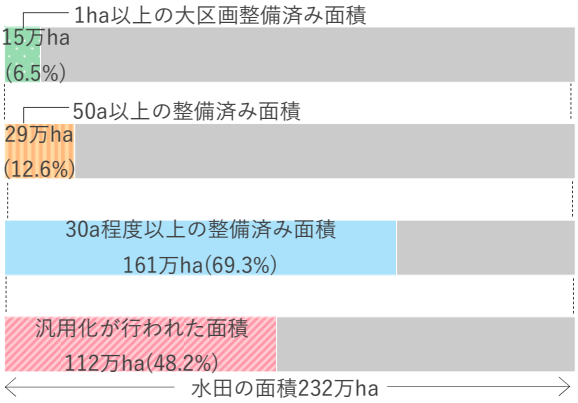
(新たな土地改良長期計画を策定)

令和7(2025)年9月に、令和7(2025)年度から令和11(2029)年度までを計画期間とする新たな土地改良長期計画を閣議決定しました。同計画は、「生産性向上等に向けた生産基盤の強化」、「農業用水の安定供給及び良好な排水条件の確保」、「増大する災害リスクに対応するための農業・農村の強靱(きょうじん)化」、「農村の価値や魅力の創出」の四つの政策課題を設定しています。今後は、コストの徹底的な低減に向けた農地の大区画化、中山間地域等における管理作業の省力化整備を推進するとともに、老朽化する農業水利施設の補修・更新、防災重点農業用ため池の防災工事等を集中的かつ計画的に進めていくこととしています。

(農地の大区画化、水田の汎用化等を推進)

令和6(2024)年の水田の整備状況を見ると、水田面積全体(232万ha)に対して占める割合は、30a程度以上の区画に整備済みの面積は69.3%(161万ha)、50a以上の区画に整備済みの面積は12.6%(29万ha)、労働時間の大幅な削減を可能とする1ha以上の大区画に整備済みの面積は6.5%(15万ha)となっています。また、暗渠(あんきょ)排水の設置等により汎用化が行われた面積は48.2%(112万ha)となっています(**図表2-3-5**、**図表2-3-6**)。

図表2-3-5 水田の整備状況

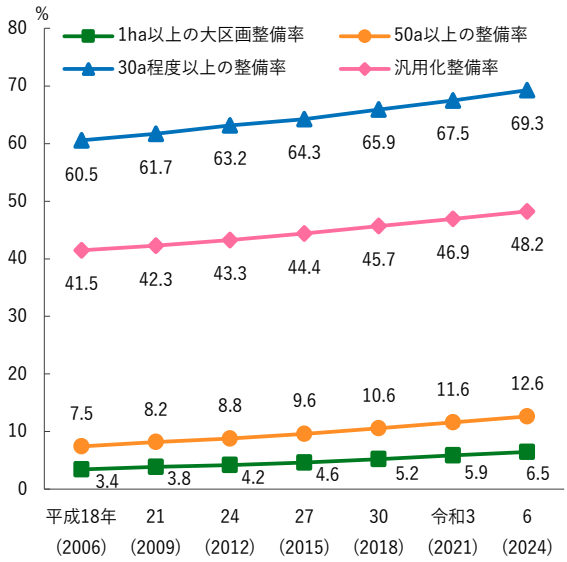


資料：農林水産省「耕地及び作付面積統計」、「農業基盤情報基礎調査」を基に作成

注：1) 「汎用化が行われた面積」は、「30a程度以上の整備済み面積」のうち、暗渠排水の設置等が行われ、地下水位が70cm以深かつ湛水排除時間が4時間以下の田の面積

2) 「水田面積」は令和6(2024)年7月時点の田の耕地面積の数値。それ以外の面積は令和6(2024)年3月末時点の数値

図表2-3-6 水田の大区画化・汎用化の状況



資料：農林水産省「耕地及び作付面積統計」、「農業基盤情報基礎調査」を基に作成

注：1) 「汎用化整備率」は、30a程度以上の区画に整備された田であって、暗渠排水の設置等が行われ、地下水位が70cm以深かつ湛水排除時間が4時間以下の田の割合

2) 各年3月末時点の数値

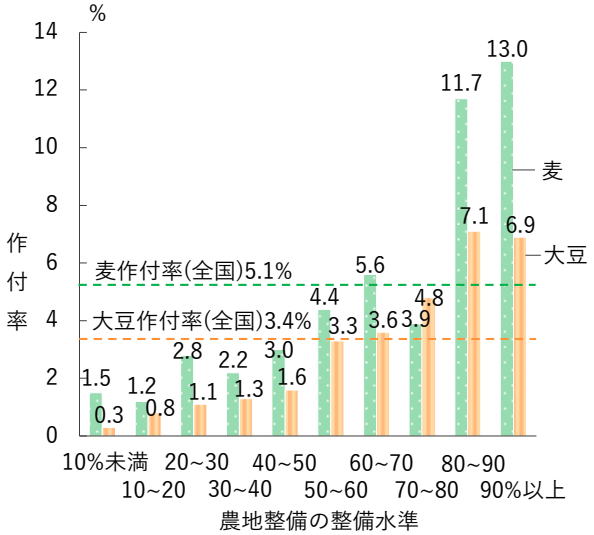
一方、令和6(2024)年の畑の整備状況を見ると、畑面積全体(195万ha)に対して占める割合は、畑地かんがい施設整備済み面積は26.1%(51万ha)、区画整備済み面積は66.1%(129万ha)となっています。

これまで麦・大豆等の生産拡大や生産性向上に向けて整備を進め、農地整備率の高い市町村ほど麦や大豆の作付率が高くなっており、農業生産基盤の整備が畑作物の生産拡大に向けて重要な要素となっていることがうかがわれます(**図表2-3-7**)。

今後、農業者が減少する中で、生産性向上を図るためには、担い手への農地の集積・集約化及びスマート農業の推進に資する基盤整備を推進する必要があります。

農林水産省では、農地の大区画化に加え、大区画化が困難な中山間地域等においても、区画拡大、管理作業の省力化に資する農地の整備等を推進するとともに、産地形成等に向けた水田の汎用化・畑地化等に引き続き取り組んでいくこととしています。

図表2-3-7 農地整備率と麦・大豆作付率



資料：農林水産省「耕地及び作付面積統計」、「農業基盤情報基礎調査」を基に作成

注：1) 北海道、沖縄県を除く全国の市町村について、令和6(2024)年3月末時点の農地整備率の分級ごとに令和6(2024)年産の麦・大豆の作付面積と令和6(2024)年7月時点の耕地面積から作付率を算出

2) 全国は北海道・沖縄県を除く数値

(事例) 基盤整備を契機とした法人への農地の集積と高付加価値化の取組(兵庫県)

兵庫県新温泉町では、農業者個人による水稲を中心とした農業が営まれており、高齢化が進んでいる上、水路が用排水兼用の土水路で、その維持管理に多大な労力を要しており、排水不良が生じていました。

このような課題に対応するため、ほ場の大区画化や用排水路のパイプライン化といった農業生産基盤の整備を実施しました。基盤整備を契機として平成29(2017)年に集落営農を法人化し、農事組合法人「戸田営農組合」が発足しました。令和7(2025)年において基盤整備を実施した20.2haの農地のうち、同法人への集積面積は13.5ha、集積率は67%となり、農作業や維持管理作業の効率化による生産コストの低減を実現しています。

さらに、環境への負荷が少なく付加価値の高い減農薬ブランド米や、地元酒造会社との契約栽培による酒米の生産が拡大しており、これらの生産額は同法人設立時から約2.5倍の3千万円となり、農業者の所得向上に貢献しています。

これらの取組を進め、雇用の創出や経営基盤の強化を図り、新たに安心して農業に従事できる環境を整備して担い手を確保することで、地域の農業を次世代につないでいくことを目指しています。





減農薬ブランド米
資料：戸田営農組合



酒米栽培の様子
資料：戸田営農組合

(標準耐用年数を超過している基幹的施設は59%、基幹的水路は50%)

基幹的農業水利施設の整備状況は、令和6(2024)年3月末時点で、基幹的施設数が7,781か所、基幹的水路の延長が5万2,118kmとなっており、これらは土地改良区等が管理しています(**図表2-3-8**)。

基幹的農業水利施設は老朽化が進行しており、標準耐用年数[1]を超過している基幹的施設が4,622か所、基幹的水路が2万5,814kmで、それぞれ全体の59.4%、49.5%を占めています。

また、経年劣化やその他の原因による農業水利施設の漏水等の突発事故については、令和6(2024)年度は1,886件となっており、多発しています。このため、令和7(2025)年4月の改正後の土地改良法においては、農業者からの申請のみならず、国又は都道府県の発意による事業実施を通じて、計画的に施設を更新する仕組みや、突発事故の復旧と併せて行う類似の被害防止対策、老朽化等により損壊が生じるおそれがある農業水利施設の

図表2-3-8 基幹的農業水利施設の老朽化状況

		施設数・延長	うち標準耐用年数超過	標準耐用年数超過割合(%)
基幹的施設(か所)		7,781	4,622	59.4
	貯水池	1,295	137	10.6
	取水堰	1,978	943	47.7
	用排水機場	3,035	2,411	79.4
	水門等	1,140	883	77.5
	管理設備	333	248	74.5
基幹的水路(km)		52,118	25,814	49.5

資料：農林水産省「農業基盤情報基礎調査」を基に作成
注：令和6(2024)年3月末時点の数値

[1] 所得税法等の減価償却資産の償却期間を定めた財務省令を基に農林水産省が定めたもの

迅速な補強等を通じて、事故の未然防止を図る仕組みが設けられています。

農林水産省では、これらの仕組みを的確に活用して、農業水利施設を長寿命化し、ライフサイクルコスト[1]の低減を進めるとともに、適期の更新整備と事故防止の取組を推進することとしています。

(人口減少に対応した農業水利施設の維持管理の効率化・高度化を推進)

都市化の進展、集中豪雨の激甚化・頻発化等により、施設管理者は複雑かつ高度な維持管理を行うことが求められている一方、農村人口の減少等により、施設操作等に係る人員や、土地改良区の賦課金収入の確保が困難となりつつあり、この傾向は今後より一層深刻化するおそれがあります。

農業水利施設の維持管理の効率化・高度化や突発事故の発生防止に向け、基幹施設においては、ハード面での対応(農地面積や営農の変化を踏まえた集約・再編等によるストックの適正化)のほか、ソフト面での対応(ドローン、ロボット等を活用した管理水準の向上、ICT導入等による施設の操作・運転の省力化・自動化、維持管理要員の確保・育成、土地改良区に対する専門家派遣等)も併せた総合的な対策が重要です。

また、末端施設においては、開水路の管路化、畦畔(けいはん)拡幅、法面(のりめん)被覆といったほ場周りの管理作業の省力化に資する整備を推進していくとともに、末端施設の保全管理を行う地域の活動組織の体制強化を図っていくことが必要となっています。

農業水利施設の保全管理
URL：https://www.maff.go.jp/j/nousin/mizu/sutomane/index.html

(農業水利施設、農業用ため池の防災・減災対策を推進)

激甚化・頻発化する自然災害に適切に対応するためには、豪雨・地震への対策、農業水利施設等の老朽化対策等を通じた適切な防災・減災対策が重要です。

このうち、農業用ため池については、ため池管理保全法[2]に基づき、適切な管理及び保全を推進しています。また、決壊した場合に人的被害を与えるおそれのある防災重点農業用ため池については、防災工事等を集中的かつ計画的に推進するため、ため池工事特措法[3]に基づき、都道府県知事が防災重点農業用ため池を指定するとともに、防災工事等推進計画を策定することとなっており、令和7(2025)年3月末時点で指定された防災重点農業用ため池は約5万2千か所となっています。

農林水産省では、防災重点農業用ため池の監視・管理体制を強化するため、令和8(2026)年2月末時点で42道府県において設立されている「ため池サポートセンター」による農業用ため池の管理者等への技術的な指導、助言等の活動を支援しています。また、令和7(2025)年3月末時点でハザードマップ等を作成した防災重点農業用ため池の数は、全体の約98%となっています。

---

[1] 施設の建設に要する経費、供用期間中の維持保全コストや、廃棄に係る経費に至るまでの全ての経費の総額
[2] 正式名称は「農業用ため池の管理及び保全に関する法律」
[3] 正式名称は「防災重点農業用ため池に係る防災工事等の推進に関する特別措置法」

さらに、災害発生時に緊急点検対象となる農業用ため池を自動抽出して、市町村やため池管理者等へ点検を依頼し、点検結果を国や都道府県へ共有する「ため池防災支援システム」の活用や、点検結果の報告等が現地において可能な「ため池管理アプリ」の普及を推進するとともに、農業用ため池への水位計、監視カメラ等の遠隔監視機器の設置を支援しています。

(事例) 農業用ため池の遠隔監視により防災・減災対策を強化(長野県)

長野県では、農業用ため池の適切な管理と大雨時の安全かつ迅速な点検を実施するため、同県内の市町村等から要望があった防災重点農業用ため池149か所に水位計、カメラ等の遠隔監視機器を設置するとともに、得られた水位データや画像データの集約・閲覧が可能な「長野県ため池監視システム」を構築しました。

遠隔監視機器が農業用ため池の水位上昇を検知すると、ため池管理者等に警戒メールが通知されます。また、同システムを通じて水位データと静止画がインターネット上で一般公開されており、遠隔での水位確認が可能となっています。これらにより、災害に備えた的確な事前対応や、ため池管理者等の現地確認作業の負担軽減が図られています。

さらに、大雨前後の水位データ、放流時間、気象情報等を踏まえ総合的に判断し、ため池の事前放流を適切に行うことで、決壊リスクを回避するとともに流域治水の取組にも寄与しています。





農業用ため池に設置された遠隔監視機器

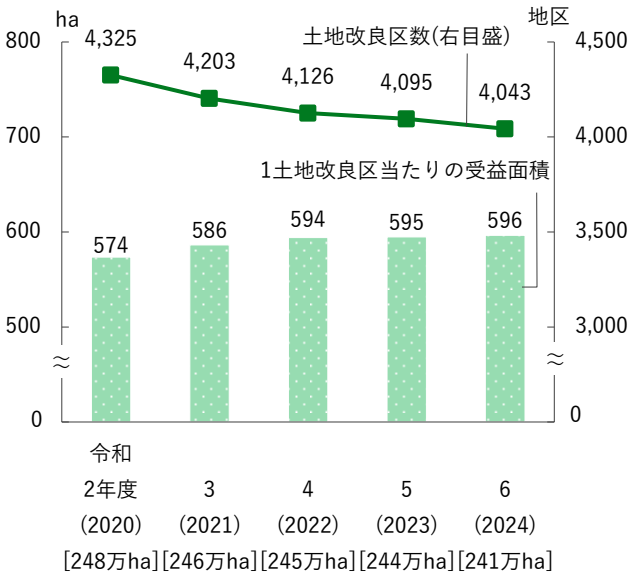
資料：長野県

(土地改良区の運営体制の強化を推進)

土地改良区は、農業水利施設の整備、農地の大区画化等のほか、農業水利施設の保全管理も行っています。土地改良区の数は合併の推進もあり減少傾向で推移しており、令和6(2024)年度には4,043地区となっているほか、1土地改良区当たりの受益面積は拡大傾向にあり、同年度には596haとなっています(**図表2-3-9**)。しかしながら、同年度における専任職員不在の土地改良区は全体の約5割を占めているなど、いまだ小規模で専任職員が不在の土地改良区も多いことから、将来の農業水利施設の保全管理体制の確立や、運営基盤の強化に引き続き取り組んでいく必要があります。

このような中、改正後の土地改良法では、改正基本法の方向性に即した農業生産基盤の整備・保全の取組が位置付けられており、土地改良区は、将来にわたる保全体制を構築する連携管理保全計画(通称は「水土里(みどり)ビジョン」)を作成し、市町村や関連施設の管

図表2-3-9　土地改良区数、受益面積、1土地改良区当たりの受益面積



資料：農林水産省作成

注：1) 各年度末時点の数値

2) [ ]内は、全国の土地改良区の受益面積

理者等の地域の関係者と連携して土地改良施設及びその関連施設を保全する連携管理保全事業を実施することができるようになりました。

(事例) 地域住民が一体となって農業水利施設の維持管理を実施(香川県)

香川県の香川用水土地改良区は、高松市を中心とした同県の複数市町にまたがる農業水利施設の維持管理を担っており、農家のみならず、地域住民とも一体となって活動に取り組んでいます。

同土地改良区は、香川用水の幹線水路等の沿線地域住民等に施設巡視員として登録してもらい、ごみの投棄や漏水等について随時情報を提供してもらうことで、農業水利施設に異常が発生した際に迅速な対応ができるようにしています。このことにより、登録者に農業水利施設を地域の財産として認識してもらうことにもつながっています。

また、同県内の小学生を対象とし、農業水利施設の清掃体験や出前授業を実施しています。同土地改良区の若手職員が中心となり、水に関する同県の歴史への理解を促すとともに、将来は様々な立場から香川用水と関わりを持ってもらうことを目指しています。

同土地改良区は、今後も香川用水を適切に次世代に引き継いでいくため、その重要性や水の大切さ等を積極的に情報発信していくこととしています。





農業水利施設の清掃体験

資料：香川用水土地改良区



出前授業

資料：香川用水土地改良区

第4節 生産性向上に向けた取組

農業者の減少・高齢化が著しく進行している中、農業生産水準を維持するためには、農地の大区画化やスマート農業技術の導入等による生産性の向上が重要です。

本節では、生産性向上に対応した基盤整備やスマート農業技術等の開発・普及促進、農林水産・食品分野のスタートアップによる技術開発・社会実装等に関する取組について紹介します。

(1) 生産性向上に対応した基盤整備

(スマート農業技術に適した農業生産基盤整備の取組が進展)

農業分野においては、担い手不足や高齢化が問題になる一方、農業者の経営規模拡大も進んでいる中で、自動走行農機、ICT水管理等のスマート農業技術の活用が、農作業の効率化・省力化を通じた生産性向上に有用です。このため、農林水産省では、農地の大区画化や情報通信環境の整備を始めとしたスマート農業技術の実装を促進するための農業生産基盤整備を推進しています。具体的には、自動走行農機等による効率的な作業に適した農地整備、ICT水管理施設の整備、パイプライン化等に取り組んでいます。



スマート農業技術に対応したターン農道の整備

資料：北海道開発局



自動給水栓

資料：国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構

(2) スマート農業技術等の開発・普及促進

(スマート農業技術の導入と併せた生産方式の転換を推進)

近年、ロボット・AI・IoT等の情報通信技術を活用したスマート農業技術により、農業の生産性向上等を図る取組が現場で広がりを見せています。例えば農業用ドローンによる農薬等の散布面積は近年急速に拡大傾向で推移しており、令和6(2024)年度には119.6万haとなっています。

スマート農業技術の導入効果を最大限発揮するためには、スマート農業技術の導入と併せて、機械が走行できる畝間(うねま)に変更する、機械が効率的に稼働できる樹形等に変更するなど新たな生産方式に転換することが重要です。このため、農林水産省では、令和6(2024)年10月に施行された「農業の生産性の向上のためのスマート農業技術の活用の促進に関する法律」(以下「スマート農業技術活用促進法」という。)に基づき、スマート農業技術の活用と農産物の新たな生産方式の導入を一体的かつ相当規模で行い、農業の生産性を相当程度向上させる農業者等の事業活動を生産方式革新実施計画として認定することとしており、認定を受けた事業者は税制特例措置や金融等の支援措置を受けることができます。令

和8(2026)年3月末時点で生産方式革新実施計画は120件認定されています。

また、生産方式革新実施計画では、新たな流通・販売等の方式を導入する食品等事業者の取組についても計画認定とそれに伴う支援措置の対象とすることで、食品等事業者との連携を通じた生産性の向上を推進しています。

(事例) 分析データを基に各ほ場の適正施肥により収益性を向上(山形県)

山形県天童市の株式会社おしの農場は、「あなたの田んぼ、守ります」を経営理念とし、地域農業の持続と発展を支える存在として、高齢化や後継者不足に悩む農家のために水田の管理や農作業代行サービスの提供を行っています。令和8(2026)年3月末時点で約135haの水田を管理しています。

同社は、農業用ドローンや自動操舵トラクタ等のスマート農業技術を積極的に導入し、省力化と効率化を図っています。これにより作業負担の軽減が実現され、また、社員の増加に合わせて休憩室や、更衣室を整備するなど、年齢や性別を問わず働きやすい環境づくりに貢献しています。

また、令和7(2025)年1月にはスマート農業技術活用促進法に基づく生産方式革新実施計画の認定を受けました。同計画では、栽培管理システムで記録したデータを他の農業者と共有し、施肥データや労働時間データを基に各ほ場の適正施肥等の肥培管理の実施や労働時間の平準化を行うことで、収益性の向上を目指しています。





ほ場管理画面
(栽培管理システム)
資料：株式会社おしの農場

(事例) データに基づく適正な肥培管理等により高温障害等のリスクを低減(熊本県)

熊本県益城町の株式会社果実堂は、有機栽培ベビーリーフの生産・販売を行っています。約70haの広大な栽培面積を有し、そのうち9割が直営農場で、年間生産量は約900tとなっています。

同社は、スマート農業技術の開発・実践に積極的に取り組んでおり、令和7(2025)年4月には、スマート農業技術活用促進法に基づく生産方式革新実施計画の認定を受けました。同計画では、過去の栽培データを基に適正な肥培管理を行う複合環境制御装置を活用し、その効果を高める換気窓部分が大きい自動開閉式ハウスを整備することで、高温障害等のリスクを低減し、品質・収量向上効果の増大を目指しています。

これらの技術の導入や農作業のマニュアル化といったオペレーションの標準化により、若者にも働きやすい環境となっています。同社は、地域の雇用創出による持続的な農村づくりにも寄与しており、地域農業の活性化に貢献する先進的な企業としても注目されています。

また、収穫後の鮮度保持や流通管理にも注力しており、高品質なベビーリーフを産地直送で消費者に届ける体制を整備しています。この一連の取組は、今後の国内有機農業の持続可能な発展に重要な役割を果たすことが期待されています。





有機栽培ベビーリーフ
資料：株式会社果実堂

(研究開発を推進)

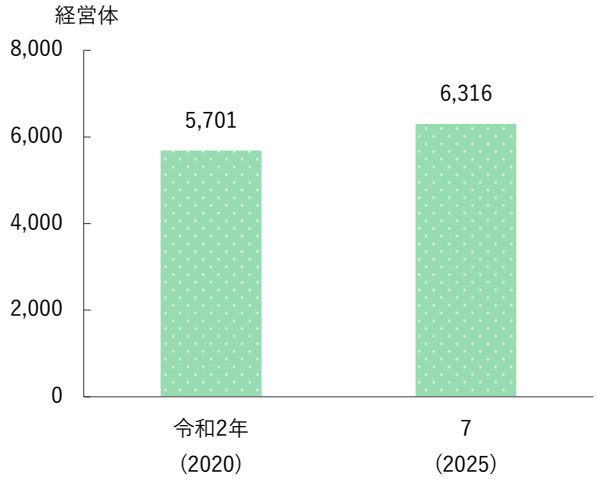
スマート農業技術については、研究開発が進んでいる分野がある一方で、果樹や野菜の収穫作業等の開発難易度が高い分野も多くあります。農林水産省では、スマート農業技術活用促進法に基づき、「生産方式革新事業活動及び開発供給事業の促進に関する基本的な方針」を定め、農業において特に必要性が高いと認められるスマート農業技術等について「開発供給事業の促進の目標(重点開発目標)」として明示しています。この重点開発目標に基づくスマート農業技術等の開発及びその成果の普及に関する取組を開発供給実施計画として認定し、令和12(2030)年度までに実用化することを目指しており、認定を受けた事業者は税制特例措置や金融等の支援措置を受けることができます。令和8(2026)年3月末時点で開発供給実施計画は50件認定されています。

また、特に重要かつ高度な研究開発については、国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構(以下「農研機構」という。)と民間事業者の役割分担の下、開発及び供給の期間短縮とともにユーザー目線での技術改良を促進することとしています。さらに、中山間地域でも導入可能なスマート農業技術の更なる開発を後押しするため、中山間地域等の多様な現場ニーズに対応した技術開発の取組を支援しています。

(農業支援サービス事業者の育成を推進)

スマート農業技術を活用する際には、スマート農業機械の導入コストの高さや、それらを扱える人材の不足といった課題があります。このような課題に対しては、農作業の受託等を行う農業支援サービスの活用を通じてスマート農業機械等の「所有」から「利用」への転換を進めることで、コスト低減を図りつつ、速やかに高度な技術を導入することが可能となります。近年、農業用ドローンやIoT等の最新技術を活用して農薬散布作業を代行するサービス等が生産現場で広がっています。令和7(2025)年のサービス事業者の経営体数は6,316経営体となっており、令和2(2020)年から615経営体増加しています(**図表2-4-1**)。

図表2-4-1 サービス事業者の経営体数



資料:農林水産省「2020年農林業センサス」、「2025年農林業センサス」を基に作成
注:農作業を受託する経営体数のうち、農作業受託料金収入が500万円以上の者の合計

農林水産省では、より多くの農業者が農業支援サービスを利用できる環境を作るため、農業支援サービス事業者が作業受託する際に必要な機械導入や機械の操作技術の習得といった人材育成等への支援に加え、サービスの標準的な作業工程や作業精度等を定めた「標準ガイドライン」の策定や事業を開始する際の留意事項等を整理した「スタートアップ・事業立上げガイド」の策定等を行っています。

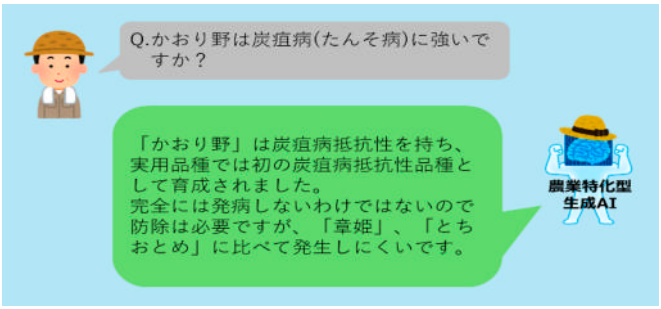
（農業者のデータ活用を推進）

農業現場における生産性向上には、人工衛星や各種センサ等で得られるデータを十分に活用できる環境の整備が不可欠です。

農業者によるこのようなデータ活用の促進のため、農研機構では、データ連携・共有・提供機能を有する農業データ連携基盤「WAGRI[1]」を運営し、気象情報や市況情報等の基礎データに加え、生育予測や病害虫診断等のプログラムをAPI[2]として提供しています。

さらに、技術的発展の著しいAIの農業分野での活用を促進するため、農研機構では、AIによる施設栽培の環境制御や、普及指導員の指導業務等を支援する対話型の生成AIといった農業特化型の基本AIモデルの開発・実証に取り組んでいます。

また、衛星データの活用では、衛星測位による農業機械の自動走行のほか、衛星リモートセンシングで作物の生育状況等を広範囲かつ効率的に把握し、施肥や収穫等の作業の適正化・省力化に資する技術の開発が進められています。



農業特化型生成AIとの対話例

資料：農研機構

（スマート農業技術の活用の促進に向けた関係者との連携を強化）

スマート農業技術の開発及び普及の好循環の形成を推進していくため、農業者を中心に、民間事業者、地方公共団体、大学等の多様なプレイヤーが参画する、「スマート農業イノベーション推進会議(IPCSA[3])」が令和7(2025)年度から本格的に活動を開始しました。IPCSAでは、スマート農業に関する最新の情報を収集・共有・発信するとともに、関係者間のマッチング、人材育成等を通じ、コミュニティの形成を促進することとしています。

（海外におけるスマート農業の動向）

海外においても、労働力不足や生産性向上等の共通課題に対応するため、自国の農業構造や気候条件に即して重点分野を選択し、スマート農業技術の開発と現場普及を推進しています。

---

[1] 農業データプラットフォームが、様々なデータやサービスを連環させる「輪」となり、様々なコミュニティの更なる調和を促す「和」となることで、農業分野にイノベーションを引き起こすことへの期待から生まれた言葉(WA+AGRI)

[2] Application Programming Interfaceの略。複数のアプリ等を接続(連携)するために必要な仕組みのこと

[3] Innovation Promotion Conference for Smart Agricultureの略

（コラム）海外のスマート農業技術の開発・普及の動向

世界のスマート農業は、AIやIoT等を活用し、農作業の自動化・省力化や生育環境の精密管理を実現する技術を中心に進展しています。

国別に見ると、米国では民間企業が中心となり、大規模ほ場に適した省力化や施肥量のコントロール等の精密農業技術の開発が進展しています。中国では政府が国家戦略の下で、データ基盤整備とともに幅広い分野で自動化・デジタル化を推進しています。韓国でも政府が中心となり、施設園芸を中心に人材育成と組み合わせて環境制御技術等の導入を後押ししています。イスラエルでは民間企業が中心となり、乾燥地に適した節水型のスマートかんがい等の技術開発・普及が進んでいます。

各国のスマート農業技術の注目分野・技術動向

国	注目の分野・技術動向
米国	とうもろこしや大豆等の畑作が盛んで、1経営体当たりのほ場面積が大きいことから、衛星データや大型コンバインの収量データ等を活用した大規模ほ場レベルでの施肥量のコントロール等の精密農業に関する技術の開発・普及が進展。産学官連携の下での研究開発に加え、民間投資の増加により技術の社会実装が加速
中国	農村振興と生産効率向上を目指し、国家戦略としてスマート農業技術の導入が急速に進展。農村のデジタルデータ基盤整備とともに、ドローンを活用した精密施肥やモニタリングデータを活用した家畜の飼養管理等の幅広い分野でスマート農業技術の普及を後押し
韓国	担い手減少等の課題解決を目的に、デジタル技術と農業の融合を通じた研究開発・普及が進展。特に施設園芸分野において、政府が新規就農者の育成支援と組み合わせ、施設の環境制御技術等のスマート農業の導入を政策的に推進
イスラエル	民間企業を中心に、乾燥地に適した節水型農業技術の開発・普及に強みを有する。センシング技術を活用してかん水量を制御するスマートかんがいシステム等が普及

資料：農林水産省作成

(3) 農林水産・食品分野のスタートアップによる技術開発・社会実装

(スタートアップの取組を支援)

我が国における経済成長を実現するため、牽引（けんいん）役として新しい技術やアイデアを有するスタートアップに大きな期待が寄せられています。農林水産業・食品産業の現場は、担い手不足の解消や環境と調和した食料生産への転換等の様々な課題を抱えており、これらの課題を乗り越えるためには、スマート農業技術や、廃棄物から資源を生み出すアップサイクル技術等の先端技術を速やかに社会実装させる必要があります。

スタートアップは、このような先端技術を有し、それを起点に新たなビジネスにつなげる潜在力を持っていますが、スタートアップの成長過程には、いわゆる「死の谷[1]」等の幾つもの壁があり、特に農林水産・食品分野では、IT分野等に比べて利益を回収するまでに相対的に長い期間を要するケースが多いため、成長資金の流入が少ない状況にあります。

このため、SBIR[2]制度に基づき、「スタートアップへの総合的支援」により、農林水産・食品分野において新たな技術・サービスの事業化を目指すスタートアップや中小企業等が行う研究開発等を発想段階から事業化準備段階まで切れ目なく支援しています。令和7(2025)年度は新規課題を17件採択し、継続課題も含め計46件を支援しました。

1 製品開発～事業化における難所。製品開発から事業として収益を得るまでに要する時間が長く、事業化体制構築には相当な資金調達が必要となるため、経営判断の難しさ等から失敗するケースも多い。
2 Small/Startup Business Innovation Researchの略で、中小企業による研究技術開発と、その成果の事業化を一貫して支援する制度のこと

また、スタートアップによる先端技術の社会実装を促進するため、事業化に向けて実際の使用環境下で大規模な実証を行う取組に対する支援を行っています。

このほか、投資円滑化法[1]に基づき、スマート農業技術やフードテックのスタートアップ等に投資する民間の投資主体への資金供給を促進することとしています。

(事例) 大規模有機スマート農場の開発(愛知県)

愛知県名古屋市の株式会社トクイテンは、「持続可能な農業へのシフトを加速する」をミッションに掲げ、AIとロボット技術を活用して有機農業の自動化を推進するスタートアップ企業です。

有機農業は、労働力不足や栽培の難しさが普及の障壁となっており、同社はこれらの課題に対処するため、令和4(2022)年から吸引型自動収穫ロボットや自律走行型ロボット等のプロトタイプを自社開発し、同県知多市にある20aの自社栽培施設にてミニトマトの有機栽培の実践を進めてきました。

令和6(2024)年度からは、ロボットによる省力化技術、センサー類を用いた自動環境制御技術、太陽熱等を活用したハウス内加温技術の開発・実証を通じて、1ha以上の大規模農場への適用を目指しています。くわえて、同社では、土壌分析に基づいた施肥設計、有用微生物の活性化等を通じて、病害虫の抑制と作物の健全な生育環境の確保を図っています。

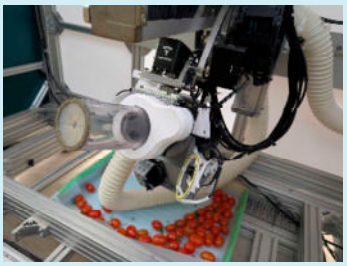
同社は、これらの技術による省力化、有機栽培手法の確立、農場の拡大を通じて、2050年ネット・ゼロ*を実現する大規模有機スマート農場のモデルの確立を目指しています。

＊ カーボンニュートラルや脱炭素と同義





実証ほ場
資料：株式会社トクイテン



ミニトマトの吸引型自動収穫ロボット
資料：株式会社トクイテン

(『「知」の集積と活用の場』によるイノベーションを創出)

我が国における農林水産・食品分野の研究開発力を強化するためには、産学官による多様な分野の連携を推進していく必要があります。

このため、農林水産省では、農林水産・食品分野におけるオープンイノベーション創出の仕組みとして、『「知」の集積と活用の場』を設置し、基礎から実用化段階までの研究開発や、その成果の事業化を推進しています。『「知」の集積と活用の場』には、農林水産分野にとどまらず、化学、機械工学、情報工学等の多様な分野の法人・個人が参画し、様々なアイデアを組み合わせた技術シーズの創出に取り組んでいます。令和7(2025)年度では、会員が5千を超え、先進的なスマート農林水産技術や新規農業生産資材、新規食品が開発され、事業化されています。

その他、優れた研究成果の速やかな社会実装を推進するため、アグリビジネス創出フェア等を通じて幅広く情報発信を行っています。

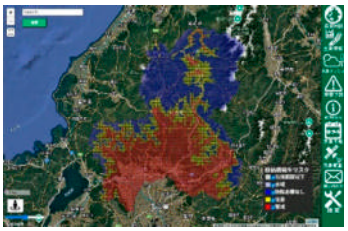
[1] 正式名称は「農林漁業法人等に対する投資の円滑化に関する特別措置法」

(4) 現場の課題に対応した研究開発

(現場の課題解決に資する研究開発を推進)

農林水産省では、食料安全保障の強化やみどりの食料システム戦略[1]の実現に向け、気候変動に対応した品種開発の加速化や、現場では解決が困難な技術的問題に対して、農林漁業者のニーズを踏まえた研究開発を推進しています。

例えば水稲病害虫防除の省力化に向け、病害虫の発生予測モデルを基盤とした薬剤適期散布システムを開発しています。このシステムは、気象データや作付情報を基に、イネいもち病や斑点米(はんてんまい)カメムシ等の発生時期・防除適期をほ場単位で精密に予測し、予測結果を電子メールで通知する機能を備えています。令和6(2024)年度から民間の栽培管理支援システムへの実装を開始し、現場での利用が始まりました。これにより、薬剤散布の適期判断が容易になり、省力的な総合防除(IPM[2])の実現に寄与することが期待されています。



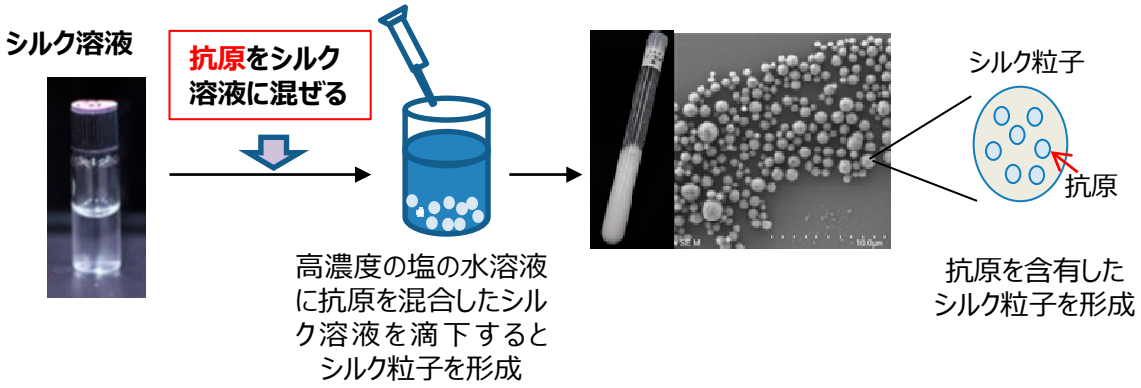
農業情報システムによる病害虫発生リスクの色分表示

資料：株式会社ビジョンテック

また、内閣府の総合科学技術・イノベーション会議(CSTI(システィ)[3])の下、戦略的イノベーション創造プログラム(SIP[4])や、研究開発とSociety5.0との橋渡しプログラム(BRIDGE[5])の研究プロジェクトを通じて、府省連携による研究開発を推進しています。

農業分野における研究例では、高温多湿なASEAN地域での施設園芸における最適な栽培管理手法の開発に取り組んでいます。本成果により、日本型施設園芸のASEAN地域への展開や、我が国における夏場の異常高温への適応技術への応用が期待されます。また、家畜感染症対策として重要な動物用ワクチンについて、カイコのシルクを用いて、手間とコストのかかる注射によらず、経口で投与できるワクチンを開発し、実用化に向けた取組を進めています(**図表2-4-2**)。

図表2-4-2 抗原を直接シルクコーティングした経口ワクチンの創出



資料：農研機構

[1] 第5章第1節を参照
[2] Integrated Pest Managementの略
[3] Council for Science, Technology and Innovationの略
[4] Cross-ministerial Strategic Innovation Promotion Programの略
[5] programs for Bridging the gap between R&d and the IDeal society (society 5.0) and Generating Economic and social valueの略

（ムーンショット型研究開発を推進）

CSTIでは、困難だが実現すれば大きなインパクトが期待される社会課題等を対象とした目標を設定し、関係府省はこの目標を実現するため、挑戦的な研究開発（ムーンショット型研究開発）を推進しています。農林水産・食品分野においては、「2050年までに、未利用の生物機能等のフル活用により、地球規模でムリ・ムダのない持続的な食料供給産業を創出」することを目標として掲げ、食料の生産と消費の両面から八つの研究開発プロジェクトに取り組んでいます。これまでに、不規則に飛翔する害虫の位置をAIが推測し、青色レーザー光で狙撃する一連の自動狙撃技術・装置の開発や、牛のげっぷに含まれるメタンを抑制するため、ルーメン内で生成されるメタンをプロピオン酸へと変換する細菌（プロピオン酸増強菌）を、世界で初めて分離培養することに成功しました。令和8（2026）年3月末時点で、50件に上る国内外の特許出願等の成果があり、得られた研究成果を社会に還元することによって、本目標が掲げる持続可能な食料システムの構築の実現を目指します。



青色レーザー光で狙撃するイメージ

資料：農研機構

（5）農林水産分野の国際研究の推進

（農林水産技術の国際研究及び技術普及の推進）

我が国で得られた新技術等を活かし、二国間クレジット制度（JCM）の活用を含む農業分野での気候変動の緩和促進等の協力プロジェクトをASEAN各国との間で実施しています。また、アジア各国の脱炭素化を進めるための協力枠組みであるアジア・ゼロエミッション共同体（AZEC[1]）においても、農林水産分野の取組を発信しており、これらの協力プロジェクトは「日ASEANみどり協力プラン」におけるプロジェクトとしても位置付けられています。

気候変動の緩和や持続的農業の実現に資する技術のアジアモンスーン地域での実装を促進するため、国立研究開発法人国際農林水産業研究センター（以下「国際農研」という。）において、みどりの食料システム国際情報センターを設置し、技術情報の収集・分析・発信に加え、アジアモンスーン地域での生物的硝化[2]抑制（BNI[3]）、間断かんがい（AWD[4]）、イネいもち病対策等の優れた農業技術の応用に向けた共同研究等を実施しています。また、アジアモンスーン地域における持続可能な食料システムの構築に貢献し得る技術を令和4（2022）年度から技術カタログ[5]として取りまとめており、令和7（2025）年度においては、第14回G20首席農業研究者会議、国連気候変動枠組条約第30回締約国会議（COP[6]30）等において、我が国の農業技術や共同研究の状況として情報発信しました。

このような取組や成果に対し、国連食料システム調整ハブ[7]が、国際農研及び農研機構を我が国のイノベーションエンジンとして紹介しました。

---

1 第1章第6節を参照
2 微生物（硝化菌）がアンモニア態窒素（アンモニウム）を硝酸態窒素へと酸化する過程
3 Biological Nitrification Inhibitionの略。植物自身が根から物質を分泌し、硝化を抑制する働きのこと
4 Alternate Wetting and Dryingの略
5 正式名称は「アジアモンスーン地域の生産力向上と持続性の両立に資する技術カタログ」
6 Conference of the Partiesの略
7 UN Food Systems Coordination Hubのこと

また、国際農業研究協議グループ(CGIAR[1])と連携し、我が国の拠出により、GHGゼロエミッションに向けた作物の栽培体系の検討・実証やBNI技術を活用した作物の開発・栽培体系の確立、気候変動への対応や栄養供給の向上に資する作物品種の開発等の研究を推進しています。

このような国際的な取組の積重ねは、アジア地域等における気候変動対応能力の強化に寄与するとともに、その過程で得られた知見や技術が国内の研究開発にも還元され、我が国の農林水産分野における技術力の向上にもつながっています。

(6) 農林水産施策の展開におけるデジタル化の推進

(農林水産施策の展開におけるデジタル化の推進)

我が国の人口構造の変化に伴い、多くの業界・分野で業務従事者の減少・高齢化が進行しており、地方公共団体を含む行政においても職員数の減少が進行する中、デジタル技術を高度活用し、業務効率化といった生産性向上に取り組むことが重要です。農林水産省では、これまで「農林水産省共通申請サービス(eMAFF(イーマフ)申請)」、「農林水産省地理情報共通管理システム(eMAFF(イーマフ)地図)」といったシステムを構築し、行政手続のオンライン化や利便性の向上に取り組んできました。

eMAFF申請については、費用対効果や利用者視点での利便性向上や行政運営効率化の観点から見直しを行い、次期オンライン申請システムの令和8(2026)年10月の稼働開始を目指して、その整備に取り組んでいるところです。業務そのものの見直しや手続の簡素化、AI-OCR[2]の活用、操作性向上等を通じ、システム利用を促進していくこととしています。

また、eMAFF地図についても、現地確認業務の効率化等に向けて、地図アプリや営農管理アプリ等の民間サービスとの連携も含め、利活用の向上に取り組んでいます。

さらに、農林水産業を取り巻く社会情勢の変化・多様化が加速する中、行政においてもデータを活用してその変化を的確に捉え、政策運営に活かすことの重要性が高まっています。農林水産省では、「データ活用基盤[3]」を用いたデータの集約・蓄積やBIツール[4]の研修等を通じたデータ活用人材の育成等を進めています。

---

[1] Consultative Group on International Agricultural Researchに由来
[2] OCRは、Optical Character Recognitionの略で、AIを活用した光学式文字認識のこと
[3] 省内外に散在するデータを利用に適した形式に整形・加工した上で1か所に集約し、ワンストップでのデータ提供を実現するプラットフォーム
[4] BIは、Business Intelligenceの略で、簡単な操作により、データの加工、グラフィカルな分析、表示等を実現するツール

第5節　付加価値向上に向けた取組

我が国の農林水産業・食品産業は、優良な品種、高い技術やノウハウ、特有の食文化等の知的財産によって強みを有しており、日本産農林水産物・食品は、世界で高く評価されていますが、その一方で、侵害リスクにもさらされています。

我が国の農林水産業・食品産業が、生産性・付加価値を高め、競争力を発揮していけるよう、知的財産を戦略的に保護・活用し、「稼ぐ力」を強化するとともに、その源泉たる新たな知的財産の持続的な創出につなげていくことが必要です。

本節では、付加価値向上に向けた取組について紹介します。

(1) 優良品種の開発・導入促進

(優良品種の開発を強化)

食料の安定供給を確保するためには、生産性向上等に対応した優良品種を開発していくことが不可欠であり、そのためには産学官連携による品種開発の強化が必要です。

農林水産省では、多収品種やスマート農業技術に適性のある品種、高温耐性品種、病害虫抵抗性品種等の開発に取り組むとともに、品質の向上にも取り組んでいます。例えばカボチャの新品種「栗のめぐみ2号」は、栽培初期につるが伸びにくく、節間が短くなることから、管理作業を省力化できるほか、着果位置が揃うため果実を見つけやすく、機械収穫により作業負担を軽減できます。また、小麦の新品種「せとのほほえみ」は、縞萎縮病に強く、製パン適性に優れるほか、秋播性であるため春先の低温による凍霜害を受けるリスクが低いという特性を有しています。

また、気候変動等による農業生産への悪影響が顕在化する中、高温耐性・病害虫抵抗性・多収性といった形質を備えた重要品種の育成と、その迅速な普及の必要性はこれまで以上に高まっています。こうした状況を踏まえ、産学官が連携して重要品種の育成と種苗生産を一体的に推進できる仕組みづくりに向け、必要な制度の検討を進めているところです。



機械収穫に適した「栗のめぐみ2号」(左・令和6(2024)年度開発)とつる性の品種(右)

資料：農研機構

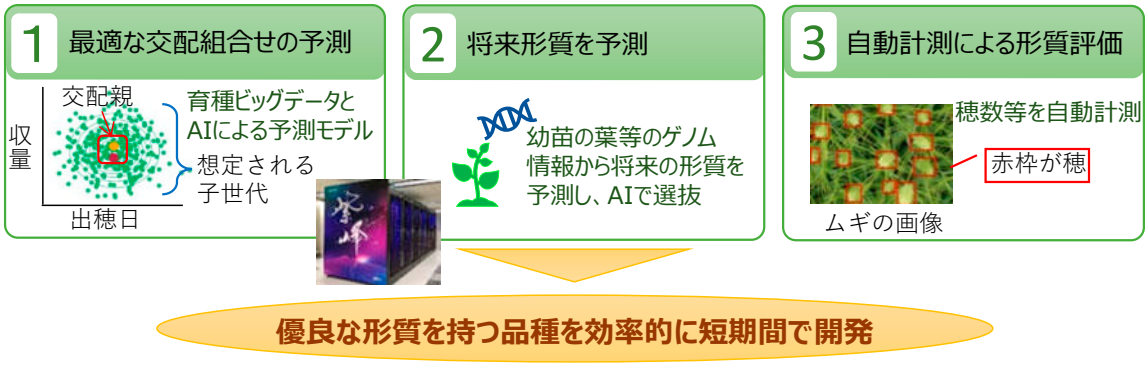
(育種ビッグデータやAI等を活用した品種開発を推進)

従来の品種開発では、多数の組合せによる交配を行い、子世代の多くの個体を栽培し、その中から優良な形質を持つ個体を選抜すること等から、10年以上の長い期間と多大な労力を必要としてきました。

このため、農林水産省では、病害虫抵抗性等の優良な形質を持つ個体を早期に判別できる特定のDNA配列を利用した目印(DNAマーカー)の開発等により、品種開発の迅速化・効率化を図ってきました。

他方、近年では、食料安全保障や気候変動等に対応できる優良な品種の開発と普及の迅速化がますます重要となってきています。このため、農林水産省では、育種ビッグデータやAI等を活用し、最適な交配組合せの予測や幼苗の葉等の情報を用いた将来の形質の予測等を行って、品種開発の迅速化・効率化を図る「スマート育種支援システム」の構築を推進しています(**図表2-5-1**)。

図表2-5-1 スマート育種支援システム



資料：農林水産省作成

また、近年では、天然毒素を低減したバレイショの作出を始め、品種改良加速技術(ゲノム編集技術)[1]を活用した様々な研究が進んでいます。一方、同技術は新しい技術であるため、消費者理解の促進が必要です。農林水産省では、一般消費者を対象に、同技術を活用した現場を体験できるオープンラボ交流会の実施、同技術を分かりやすく解説した漫画等のコンテンツの作成のほか、大学や高校等に専門家を派遣して出前講座を行うなど、消費者に研究内容を分かりやすく伝えるアウトリーチ活動を実施しています。

(新品種の導入・普及が進展)

現場では、多収性、高温耐性、病害虫抵抗性等の形質を有する新品種の導入が着実に進み、食料の安定供給に貢献しています。

例えば大豆では、東北南部から九州において、各地域向けの多収で病害抵抗性の「そらシリーズ」の普及を進めています。モモでは、西日本を中心に、冬季の気温が高い年でも安定して開花・結実する「さくひめ」の普及が、バレイショでは、北海道において、ジャガイモシストセンチュウやそうか病に抵抗性を持ち多収の「ゆめいころ」の普及が進んでいます。

[1] 自然で起きるランダムな突然変異を狙った場所で起こすことで、効率的に品種改良を行い、品種改良のスピードを速めることができる技術であり、消費者理解の促進のため、同技術の特徴を端的に表す「品種改良加速技術」を「ゲノム編集技術」と併記している。

(2) 知的財産の保護・活用の推進

(知的財産サイクルを確立し、国内生産基盤等を強化)

優良品種を農業者・産地全体の収益性向上につなげていくためには、育成者権や商標権等の知的財産権を活用して、産地化・ブランド化の取組を推進することが重要です。また、海外における戦略的なライセンスにより、海外から品種の経済的価値に見合った許諾料を得ることで、当該収入を品種の管理、産地化、ブランド化、更には品種の育成・産地への導入につなげる「知的財産サイクル」を確立し、国内生産基盤の強化や食料安全保障につなげていくことが重要です。加えて、我が国で育成された優良品種の海外での無断栽培を防ぐため、海外への品種登録出願を推進するとともに、品種登録出願中を含めた海外への流出を防止し、種苗の海外持出制限の実効性の強化を図ることも重要です。

このような視点から、農林水産省では、我が国農業の稼ぐ力の強化に向けた「優良品種の管理・活用のあり方等に関する検討会」を開催し、令和7(2025)年6月には、品種登録前の管理、育成者権の存続期間の延長、登録品種の種苗の輸出目的での保管に対する刑事罰の適用等に関する法的環境の整備の必要性に関して中間報告が行われ、制度の改正を視野に検討を行っているところです。

(知的財産の戦略的な活用を推進)

農林水産・食品分野では、品種や技術等の知的財産を財産や権利として捉え、戦略的に保護・活用することでブランド化や国際競争力の強化につなげるといった意識が十分に醸成されていない状況です。

経済・社会のグローバル化・デジタル化の更なる進展が見込まれる中、我が国の農林水産業・食品産業の競争力強化に向け、(1)知的財産の戦略的な保護・活用及び持続的な創出に向けた枠組みの整備と活用推進、(2)これらの枠組みを活用する農林水産業・食品産業の現場や公的研究機関の知的財産マネジメントの向上を図り、農林水産業・食品産業の競争力の強化と「稼ぎ」の増大につなげていくことを旨とする「農林水産省知的財産戦略2030」を令和7(2025)年6月に策定しました。

知的財産マネジメントの実践に向けて、令和7(2025)年度から、育成者権や商標権等の知的財産権の保護・活用に係る方策等について、知的財産の専門家等が助言・支援をする「農業知財総合支援窓口」を開設しました。

海外における我が国の農林水産物・食品の知的財産の保護に向けた対応も強化しています。農林水産省が外務省、独立行政法人日本貿易振興機構(以下「JETRO」という。)等の関係省庁等と連携して設置した10か国・地域の輸出支援プラットフォーム[1]内の相談窓口では、輸出や海外展開を行う事業者・団体等から広く情報提供や相談を受け付け、模倣品対策を始めとした知的財産の活用方法について専門家等による提案・助言を行っています。これらの情報を基に、現地での商標取得等の権利化を促進するとともに、侵害が疑われる事案については現地当局に情報提供し、適切な取締りを依頼することとしています。

(育成者権管理機関の早期立上げ・事業化に向けた取組を推進)

優良品種の育成者権者である公的機関等が、育成品種の無断栽培を海外現地で監視し、

[1] 第3章第2節を参照

侵害対応を実施することは難しい現状にあります。このため、海外における無断栽培を抑止しつつ、海外からの稼ぎにつなげていくため、育成者権管理機関の早期立上げ・事業化を目指しています。

育成者権者は、育成者権管理機関を活用して、海外の信頼できるパートナーとのライセンス契約の締結や、ライセンスを受けた品種の無断利用への法的措置等を行うとともに、ライセンス契約に基づくロイヤルティ収入を得て、新たな品種開発への投資を行うことが期待されます。

農林水産省では、育成者権管理機関の早期立上げ・事業化に向け、令和7(2025)年度において、海外ライセンス先候補の調査、侵害の監視、苗木の個体管理システムの導入実証等への支援を行いました。

(海外との審査協力を推進)

我が国の植物品種の諸外国・地域における侵害に対処するためには、当該国・地域において品種登録が行われることが不可欠です。このため、我が国は、円滑かつ迅速な審査・登録に向けて、「植物の新品種の保護に関する国際条約」(UPOV[1]条約)の枠組みの下、加盟国・地域が相手国・地域からの出願品種の審査を行うに当たり、その相手国・地域における審査結果を活用する審査協力を進めており、令和8(2026)年3月末時点で19か国・地域と覚書を締結しています。

また、令和7(2025)年4月には、UPOVの「審査結果報告書交換モジュール」を通じてウェブサイト上で他のUPOV加盟国・地域と審査結果を共有することが可能となったほか、同年10月のUPOV PRISMA[2]への参画により、我が国と海外との間で双方の出願の利便性が向上しました。これらの活用により、今後の更なる審査協力の促進が期待されます。

(新たに7産品がGI登録)

地理的表示(GI[3])保護制度は、その地域ならではの自然的、人文的、社会的な要因の中で育まれてきた品質、社会的評価等の特性を有する産品の名称を地域の知的財産として保護する制度です。同制度は、国による登録により、そのGI産品の名称使用の独占が可能となり、模倣品が排除されるほか、産品の持つ品質、製法、評判、ものがたり等の潜在的な魅力や強みを「見える化」し、GIマークとあいまって、効果的・効率的なアピール、取引における説明や証明、需要者の信頼の獲得を容易にするツールとして機能するものです。

国内のGI登録産品については、地理的表示法の施行から10年を迎えた令和7(2025)年度には新たに7産品が登録され、これまでに登録された国内産品は、令和8(2026)年3月末時点で計167産品となりました(**図表2-5-2**)。

また、日EU・EPA、日英EPAにより、双方のGI産品が相互に保護されています。このほか、タイやベトナムとの二国間の協力に基づき、GIの保護を進めています。

農林水産省では、農林水産物・食品の輸出拡大、所得、地域活力の向上に資するよう同制度の活用を推進しています。また、GI産品やその加工品へのGIマーク活用の働き掛けや、

[1] Union Internationale pour la Protection des Obtentions Végétalesの略。英語表記は、International Union for the Protection of New Varieties of Plantsで、植物新品種保護国際同盟のこと
[2] UPOVのウェブサイトを経由して同加盟国への出願書の作成と提出をサポートするシステムのこと
[3] Geographical Indicationの略

観光業を始めとするGI産品と他業種とのコラボレーションを通じて、同産品や同マークを露出する機会を増やし、実需者の認知・価値を向上させていくこととしています。

さらに、海外ECサイトにおける国内GI登録名称等の不正使用調査を実施し、その結果を踏まえ、ECサイトに対して不正使用の削除を求めるなどの対策を実施しています。

図表2-5-2 令和7(2025)年度のGI登録産品



しりうちにら北の華(北海道)

・葉色が濃く、葉幅が広く、肉厚で柔らかい。実需者に、食感や、調理しても香りや風味がしっかり残り、甘みが感じられると高く評価されている。
・棚持ちの良いにらがほぼ周年で出荷されており、市場関係者からの引き合いも強く、東京卸売市場のにらの平均単価より高値で取引され、出荷量も年々増加している。



宍道湖産ヤマトシジミ(島根県)

・粒が大きく肉厚で、ミネラルやアミノ酸を豊富に含み、食べておいしい天然の健康食として需要者から高く評価されている。
・家庭の食卓や飲食店の定番メニューである郷土料理の「しじみ汁」や「すまし汁」に欠かせない食材で、島根県の味覚を代表する産品である。



沖縄黒糖(沖縄県)

・ポリフェノール、うま味、ミネラル等の成分を有していることで、ほのかな苦味のある独特の深い味わいを持つ。
・約400年の歴史を持ち、沖縄県の伝統料理「ラフテー」や伝統菓子「ちんびん」、「サーターアンダギー」等に欠かせない調味料として広く浸透しているほか、お茶菓子として日常的に食されるなど、同県の食文化を形作っている。



米良糸巻大根(宮崎県)

・宮崎県児湯郡西米良村で古くから作り継がれてきた在来種の大根であり、紡錘形のずんぐりとした形と、白と赤の地色の根の表皮に赤紫色の糸を巻きつけたような複数の横条線が入る特徴的な外観を有する。
・肉質が緻密で、調理しても煮崩れしにくく、食感もカブのように柔らかい。糖度は6度前後と一般的に流通している青首大根と比べて2度程度高く、甘味が強い。

資料：農林水産省作成

図表2-5-2 令和7(2025)年度のGI登録産品(続き)



南関素麺(熊本県)

・江戸時代から生産されていた歴史を持ち、全国的にも珍しい機械を一切使わない「手打ち、手延べ」の伝統的製法によって作られており、その希少性から「幻の素麺」と呼ばれている。
・のどごしがよく、しっかりとした強いコシのある食感が需要者から高く評価されており、生産量が限られているにもかかわらず、全国から多くの受注を抱えるほどに珍重されている。



北海道米(北海道)

・世界的にも珍しい寒冷地に適した北海道独自の品種は、甘み、柔らかさ、粘りの強弱などが多種多様で幅広い用途やニーズに対応可能となっている。
・北海道米の食味に対する評価が飛躍的に上がったことで認知度も上昇し、食味だけでなく生産量や安定供給、安全・安心であること等が需要者から高く評価され、日本を代表する米としての地位を確立。



淡路島手延べそうめん(兵庫県)

・「淡路島手延べそうめん」は、麺の細さ、のどごしの良さ、コシの強さに加え、その上品な味わいや昔ながらの製法による希少性の高さなどが、そうめん専門店や老舗旅館等から高く評価されている。
・江戸時代から続けられてきた天日干しの風景は「白糸の芸術」と言われ、島の暮らしの中に息づく冬の風物詩として定着し、人々に親しまれている。

資料：農林水産省作成

(事例) GI登録を契機に地域一体となったPRを展開(奈良県)

奈良県桜井市を中心とした三輪地方は、手延べ素麺発祥の地として1,300年の歴史を有しています。同地方で奈良時代に生産が始まり、地域の生業として同県全域で生産されている三輪素麺は、伝統の味を損なうことなく、新しい技術を導入しながらも、伝統的な手延べ製法を継承しています。

三輪素麺の製造事業者を中心に結成された奈良県三輪素麺工業協同組合では、三輪素麺の品質を確保するために、上級品・最上級品は粗タンパク質量を10.8%以上とするなどの自主基準を定めており、三輪素麺は細くしっかりとしたコシの強さが特徴となっています。

同組合や販売促進を担う奈良県三輪素麺販売協議会は、平成27(2015)年から行政や金融機関と連携し、販売力と知名度の向上を目指し、GIの登録に向けて、生産工程管理業務の方法等について検討を重ねてきました。平成28(2016)年3月にGIに登録され、三輪素麺の登録基準を満たす商品全てにGI産品であることを証するGIマークが表示可能となったことから、原材料から製造方法まで厳しい規格を守って製造された商品であることを示すことができるようになりました。また、飲食業界等とともに、地域に一体感が芽生え、より良い素麺を作ろうという意識も共有されました。

平成29(2017)年には、三輪素麺の普及のために、三輪素麺を食べる習慣を広め、伝統文化への理解の促進を目的とする「桜井市三輪素麺の普及の促進に関する条例」が同市で制定されました。

同地方では、同県産小麦による素麺の製造にも試験的に取り組んでいるほか、GIの認知度を高めるため、GIに登録された他の産品との連携も深めていくこととしています。





三輪素麺

資料：奈良県三輪素麺工業協同組合

(3) 付加価値の高い品目の輸出等

(日本産品の差別化やブランディングを推進)

海外市場において、日本産品はその品質から高い評価を受け、輸出も年々増加している一方で、フリーライドを狙う、他国産の「日本風」産品が増加し、日本産の評価・ブランドを毀損するような粗悪なものも数多く存在しています。また、我が国から流出した品種が現地で生産されて品質が低い収穫物が出回る一方で、最近では栽培技術の向上により品質が向上し、日本産品の輸出に悪影響を及ぼし始めているものも存在しています。現地の消費者がこのような「日本風」の産品と日本産品を見分けて判断することは容易でなく、日本産品であることが適切に認知されず、その価値が市場で評価されていないケースも散見されます。

他国産との差別化やブランディングを進め、競争力を高めるため、模倣品等の対策だけでなく、既に複数の認定品目団体が取り組んでいる日本産品であることが一目で分かる日本産品の統一マークの整備・活用についても引き続き推進していくこととしています。

第6節 農作業安全の確保と農業生産工程管理・衛生管理

我が国における農業の持続的な発展を図るためには、農作業環境の安全対策の強化と農業者の安全意識の向上が重要です。また、農業生産の各工程の実施、記録、点検及び評価を行うことによる持続的な改善活動(GAP[1])や、HACCP[2]の考え方を生産農場段階に採り入れた飼養衛生管理手法の高度化も必要です。

本節では、農作業安全の確保に向けた取組のほか、GAPや農場HACCPの推進について紹介します。

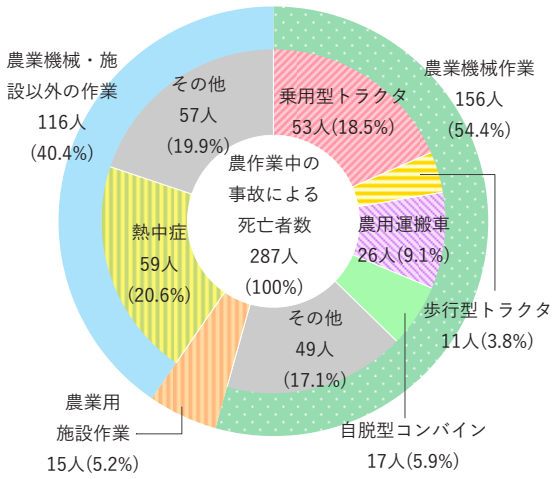
(1) 農作業安全の確保

(農作業事故の死亡者数は287人と前年の236人から51人増加)

令和6(2024)年の農作業事故の死亡者数は287人となり、前年から51人増加しました(**図表2-6-1**)。このうち熱中症による死亡者数は59人と、前年から22人増加しました。就業者10万人当たりの死亡者数は14.8人であり、全産業平均の1.1人と比較して極めて高い水準となっています(**図表2-6-2**)。

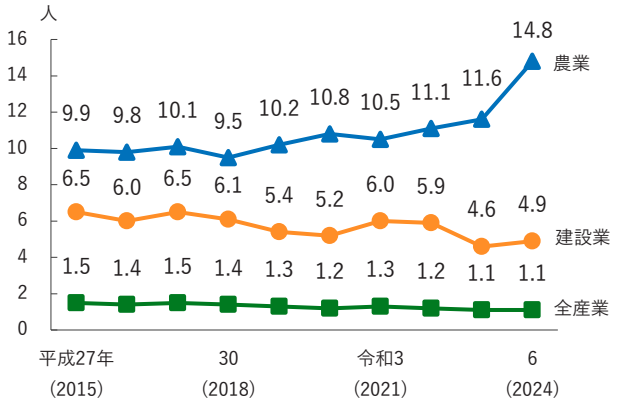
また、同年の夏が記録的な暑さとなったこともあり、5月から9月までの死亡者数は184人で前年の132人から52人増(うち熱中症が21人)となり、高温が熱中症のみならず熱中症以外の事故にも影響している可能性が考えられます。要因別では農業機械作業に係るものが156人と半数以上を占めており、このうち乗用型トラクタに係るものが53人で最多となっています。

図表2-6-1 農作業中の死亡事故発生状況



資料：農林水産省「令和6年に発生した農作業死亡事故の概要」を基に作成
注：令和6(2024)年の数値

図表2-6-2 就業者10万人当たりの死亡者数



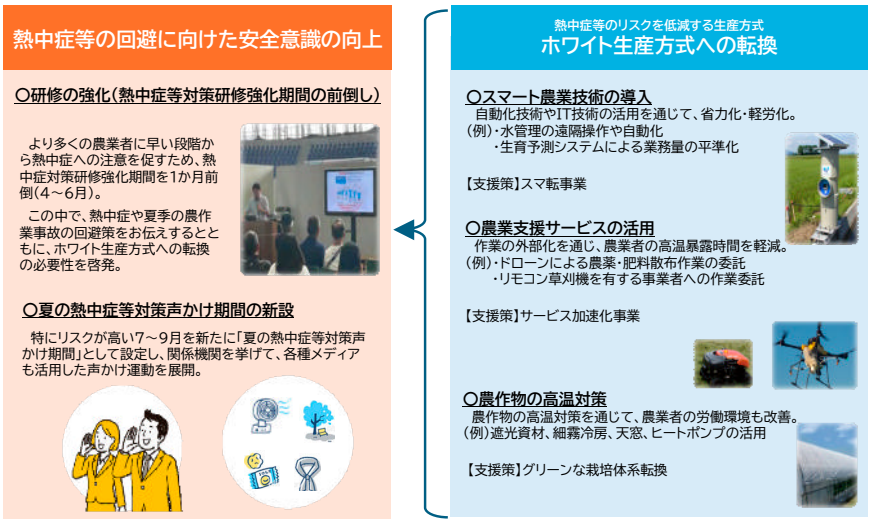
資料：農業は、農林水産省「農作業死亡事故調査」、「農林業センサス」、「農業構造動態調査」、他産業は、厚生労働省「死亡災害報告」、総務省「労働力調査」を基に農林水産省作成

[1] Good Agricultural Practicesの略
[2] Hazard Analysis and Critical Control Pointの略で、危害要因分析及び重要管理点のこと。我が国においては、令和3(2021)年6月から、原則全ての食品等事業者についてHACCPに沿った衛生管理が義務化されている。

(農作業における熱中症等対策総合パッケージの推進)

気温が上昇傾向にある中、熱中症等の発生リスクを低減するため、農林水産省では、農業者の安全意識の強化を推進するとともに、農作業の省力化・軽労化に資する生産方式への転換を進める「農作業における熱中症等対策総合パッケージ」を令和8(2026)年2月に取りまとめ、関係機関を挙げて強力に推進していくこととしています。具体的には、4月から6月までを「熱中症等対策研修強化期間」とし、地域における農業者向けの研修を推進するほか、特に熱中症リスクの高い7月から9月までを「夏の熱中症等対策声かけ期間」とし、農業者への声かけ運動を展開していくこととしています。

また、農業経営にスマート農業技術の導入や農業支援サービスの活用、農作物の高温対策を組み込んで熱中症等のリスクを低減する栽培方式である「ホワイト生産方式」への転換に向け、関連する支援策を活用して推進することとしています。



農作業における熱中症等対策総合パッケージ

(乗用型トラクタ等の安全対策を強化)

農業機械に係る農作業中の死亡事故要因では乗用型トラクタに係るものが最も多く、その中で機械の転落・転倒によるものが最多となっています。また、道路で発生した農耕作業用自動車の転落・転倒事故においても乗用型トラクタの事故が最も多く発生しています。

このため、国土交通省は令和7(2025)年6月に道路運送車両の保安基準を改正し、令和9(2027)年1月以降に製造される乗用型トラクタから、道路走行時のシートベルトの着用が義務付けられることとなりました。



乗用型トラクタでの道路走行時における
シートベルトの着用を呼び掛けるチラシ

また、農業機械の安全性の向上に向け、農研機構において安全性検査が実施されています。令和7(2025)年4月には、海外や他産業で普及している安全装置の装備を新たに盛り込むなどの検査基準の改訂が行われ、乗用型トラクタや自脱型コンバイン等を対象に新基準での検査が行われています。

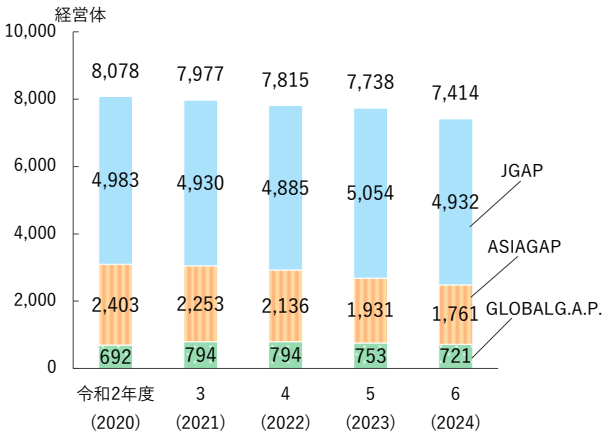
(2) GAPや農場HACCPの推進

(国際水準GAPの取組拡大を推進)

農林水産省では、「食品安全」、「環境保全」、「労働安全」[1]、「人権保護」、「農場経営管理」の5分野を含むGAPを国際水準GAPと呼称しています。令和4(2022)年3月に「我が国における国際水準GAPの推進方策」を策定するとともに、我が国共通の取組基準として「国際水準GAPガイドライン」を策定し、その普及を推進しています。

我が国では、主にGLOBALG.A.P.[2]、ASIAGAP[3]、JGAP[4]の3種類のGAP認証が普及しています。令和6(2024)年度のGAP認証取得経営体数は、7,414経営体となっています(**図表2-6-3**)。

図表2-6-3 GAP認証取得経営体数



資料：一般社団法人GAP普及推進機構及び一般財団法人日本GAP協会の資料を基に農林水産省作成

注：1) 各年度末時点の数値(ただし、GLOBALG.A.P.は、令和6(2024)年度を除き、各年12月末時点の数値)
2) 青果物、穀物、茶、畜産に係る認証取得経営体数(国内のみ)
3) 複数の認証を取得している経営体についてはそれぞれ計上

農林水産省では、令和7(2025)年度を国際水準GAPの本格実施年として、その普及を加速化しています。大阪・関西万博や令和8(2026)年の第20回アジア競技大会(2026/愛知・名古屋)、令和9(2027)年のGREEN×EXPO 2027において、GAP認証農産物や国際水準GAPガイドラインに準拠したGAPに基づき生産された農産物は、持続可能性に配慮した農産物の調達基準への適合度が高いものとして位置付けられています。また、政府は、令和8(2026)年2月にグリーン購入法[5]に基づく、国、独立行政法人及び特殊法人が環境物品等の調達を総合的かつ、計画的に推進するための基本的事項を定めた「環境物品等の調達の推進に関する基本方針」を閣議決定し、GAP認証農産物等やこれを原材料とする加工品の取扱いが、新たに食堂での調達基準に位置付けられました。農林水産省では、これらの国際的なイベントの開催や普及促進に向けた取組を契機として、国際水準GAPの取組を更に推進していくこととしています。

[1] 使用者(事業者)は、作業者の労働安全のために、ほ場、作業道、農産物取扱施設等における危険な場所、危険な作業に関するリスク評価を行い、事故やけがを防止する対策を実施することとしている。
[2] ドイツのAgraya GmbHが策定した第三者認証のGAP
[3] 一般財団法人日本GAP協会が策定した第三者認証のGAP。対象は青果物、穀物、茶。令和10(2028)年に終了予定
[4] 一般財団法人日本GAP協会が策定した第三者認証のGAP。対象は青果物、穀物、茶、家畜・畜産物
[5] 正式名称は「国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律」

(事例) GAPの取組によって働く人に優しい農業を実現(群馬県)

(1) 自然災害の経験から、リスク管理のためGAP認証を取得

群馬県伊勢崎市(いせさきし)の株式会社国太郎(くにたろう)は、約5haのビニールハウスでこまつなの周年栽培に取り組んでおり、過去に経験した台風や大雪による自然災害の経験から、GAPを活用した災害対策・リスク管理を行っています。同社は、平成29(2017)年に全国優良経営体表彰を受けており、その受賞式の際に出会った全国の優良経営体の多くがGAP認証を取得して持続可能な経営に取り組んでいることを知り、平成31(2019)年3月に自らもJGAP認証を取得し経営の柱として位置付けています。

(2) GAPの取組によって働く人に優しい農業を実現するとともに、GAP認証の普及にも貢献

日々の記帳の煩雑さを解消するべく、本認証に準拠した形式で、栽培から労務までを一括して管理できる自社の作業体系に合わせたオリジナルソフトを会計事務所と共同で作成し、栽培の記録、肥料・農薬の使用履歴の記録、在庫管理、収穫量管理、雇用管理を一括して実施しています。

また、労働安全の観点からも、従業員からの提案でサマータイムを導入したほか、疲れにくい高さかつ床清掃ができるような移動分割式の作業台や荷受台を作成するなど、全員で自作することを基本として作業場改善に取り組んでおり、従業員の主体性と協調性を両立させています。

このような農業生産工程管理の改善を通じて、企業的な経営の効率化のみならず、家族的な協調性の醸成にもつなげており、働く人に優しい農業を実現しています。

さらに、同社は、令和2(2020)年度から、同県の農業経営・就農支援センターの担い手支援スペシャリストとして、認証取得を希望する経営体への支援・指導を行うほか、農業経営においてGAPを取り入れる意義についての講演を行うなど、GAP認証の普及にも貢献しています。





出荷したこまつな
資料：株式会社国太郎



社長の宮田さんと従業員
資料：株式会社国太郎

(農場HACCPの推進)

畜産物の安全性を向上させるためには、個々の畜産農場における衛生管理を向上させ、農場から消費者までの一貫した衛生管理を行うことが重要です。

畜産においては、持続可能性に配慮した生産工程管理であるGAPに加え、畜産物の安全性確保のための高度な飼養衛生管理手法である農場HACCPの普及・定着を図るとともに、認証取得等を推進しています。

家畜の生産段階における飼養衛生管理の向上について
(農場HACCP等)
URL：https://www.maff.go.jp/j/syouan/douei/katiku_yobo/k_haccp/

第7節 動植物防疫の確実な実施

食料の安定供給や農畜産業の振興を図るため、高病原性鳥インフルエンザ等の家畜伝染病や植物の病害虫の侵入・まん延を防止するとともに、地域の家畜衛生を支える産業動物獣医師[1]の確保・育成を推進しています。

一方で、近年、これらの家畜伝染病や植物の病害虫の侵入リスクが多様化かつ、増大しており、動植物検疫の体制の見直しに向けた検討を行うことも必要です。また、薬剤耐性対策については、産学官の連携による動物用ワクチンの開発・安定供給の促進や、飼養衛生管理の向上に向けた指導等の強化が必要です。

本節では、動植物防疫措置の強化に向けた様々な取組について紹介します。

(1) 家畜伝染病への対応

(高病原性鳥インフルエンザの対策を推進)

高病原性鳥インフルエンザは、その伝播力(でんぱりょく)の強さや致死性の高さから、地域の養鶏産業に及ぼす影響が甚大であり、国民への鶏肉・鶏卵の安定供給を脅かしかねないだけでなく、鶏肉・鶏卵の輸出が一時的に停止するなどの影響が生じることから、引き続き発生予防とまん延防止に取り組んでいく必要があります。

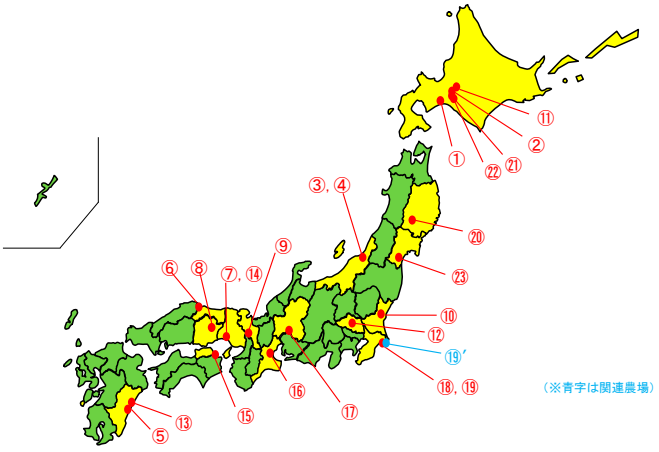
令和6(2024)年シーズンにおいては、14道県51事例が発生し、およそ932万羽が殺処分対象となりました。令和7(2025)年1月には養鶏の集中地域における連続発生が顕著であったため、愛知県、千葉県、岩手県において農林水産省現地対策本部を設置し、同県と緊密に連携して緊急消毒や対策の再点検といった対策に当たりました。また、疫学調査の結果や地域での連続発生への対応を踏まえ、同年4月に地域ぐるみでの野鳥対策や塵埃(じんあい)対策等の飼養衛生管理の強化を始めとする対策パッケージを打ち出しました。

令和7(2025)年シーズンは、令和8(2026)年3月末時点で15道府県23事例が発生し、およそ552万羽が殺処分対象となりました(**図表2-7-1**)。令和8(2026)年1月の改正後の「飼養衛生管理基準」では、過去発生地域等を指定した上で、農場と地域における衛生対策の強化と野鳥飛来防止対策を規定するなど、集中的な対策と支援を行うこととしています。

農林水産省では、都道府県等と連携し、疫学調査等で得られた知見を踏まえ、農場における更なる発生予防対策のほか、高病原性鳥インフルエンザが発生した養鶏農家が早期に経営再開できるよう、埋却地・焼却施設の確保や飼養衛生管理に関する指導を実施しています。

[1] 牛や豚等の家畜の診療等に携わる獣医師や、家畜の伝染病のまん延防止等に携わる農林水産分野の公務員獣医師

図表2-7-1 令和7(2025)年シーズンにおける高病原性鳥インフルエンザの発生状況



資料：農林水産省作成

注：1）令和8(2026)年3月末時点の発生状況

2）数字は発生の順を示す。赤字数字は令和7(2025)年シーズンにおける家きんでの発生農場。青字数字は赤字数字の発生農場と同一の飼養管理者が出入りしていたこと等から疑似患畜と判定し殺処分を行った農場

（関係者一丸となって豚熱のまん延防止対策を推進）

豚熱（ぶたねつ）は、その伝播力の強さや致死性の高さから、地域の養豚業に及ぼす影響が甚大であり、国民への豚肉の安定供給を脅かしかねないだけでなく、豚肉の輸出ができなくなるなどの影響が生じることから、引き続き清浄化を目指していく必要があります。

我が国においては、平成30(2018)年に26年ぶりに国内で豚熱が確認されて以降、飼養豚では令和8(2026)年3月末時点の累計で25都県で102事例が発生し、約44万頭が殺処分の対象となっています。飼養豚の感染源となり得る野生イノシシについて、令和7(2025)年度には、4月に宮崎県、8月に福岡県、11月に鹿児島県、3月に熊本県において豚熱感染が確認されたことから、野生イノシシの感染拡大を防ぐため、経口ワクチン散布や、同県内でのサーベイランス[1]、捕獲を強化するとともに、農場段階では、飼養豚へのワクチン接種に加え、飼養衛生管理を再点検し、異常を確認した場合の早期通報の徹底を進めました。

また、関係者が一丸となって今後の対策を推進できるよう、「豚熱清浄化ロードマップ」を令和7(2025)年6月に策定しました。同ロードマップを踏まえ、令和7(2025)年度においては、適時・適切なワクチン接種や飼養衛生管理の徹底を推進するとともに、飼養豚に対する豚熱マーカーワクチンの開発に向けた研究等を行いつつ、ワクチンの製造や供給に関する課題等について、産学官一体となって検討することとしています。さらに、野生イノシシに対しては、イノシシ用国産豚熱経口ワクチンを実用化し、令和8(2026)年1月に野外散布を開始しました。

（アフリカ豚熱の侵入リスクの高まり）

アフリカ豚熱(以下「ASF[2]」という。)は、これまで我が国では発生が確認されていませんが、ユーラシア全域で感染が拡大しています。令和7(2025)年10月には、これまで感染がなかった台湾でも発生があり、我が国への侵入リスクが高まっています。ASFは有効なワクチンや治療法がなく、環境中にウイルスが長く残ることから、一度侵入を許すと、我

[1] 第4章第4節を参照

[2] African Swine Feverの略

が国の畜産業に壊滅的な被害が生じることとなります。ASFウイルスの侵入に備え、安全で有効なワクチンを開発すべく、研究を推進しています。

ASFの感染拡大には野生イノシシの関与が極めて大きいと考えられており、我が国にウイルスが侵入した場合、感染拡大を防止するためには、サーベイランスによる早期発見と浸潤状況の的確な把握とともに、感染した野生イノシシの死体を迅速かつ、適切に処理することが重要です。

このため、農林水産省では、野生動物を対象とした対策の実施に必要な人材の育成・確保、侵入防止のための消毒ポイントの設置や周知活動等により、発生予防・まん延防止に向けた体制の整備を推進しています。また、政府一体となってASFの侵入防止に向けた対応強化を図るため、水際での摘発強化、広報活動の強化といった取組について、令和7(2025)年6月に関係省庁申合せを実施しました。



キャンプ場・登山道等での消毒ポイントの設置

(飼養衛生管理向上に向けた取組を推進)

高病原性鳥インフルエンザや豚熱だけでなく、ヨーネ病や牛伝染性リンパ腫等の慢性疾病を含む家畜の伝染性疾病への対策の基本は、病原体を農場に入れないことと農場から出さないことであり、農場における適切な飼養衛生管理といった日頃からの取組が極めて重要になります。このため、農場における飼養衛生管理の向上や家畜の伝染性疾病のまん延防止・清浄化に向け、農場、都道府県の家畜保健衛生所、臨床獣医師や関係団体が連携した農場指導、検査、ワクチン接種等の取組を推進しています。



消毒ゲートを通る車両

また、高病原性鳥インフルエンザや豚熱が発生した際に殺処分頭羽数の低減を図るため、施設や飼養管理を分けることにより農場を複数に分割し、別農場として取り扱う「農場の分割管理」の活用を推進しており、農場の分割管理に取り組む場合に追加的に必要となる車両消毒施設や農場境界柵等の整備を支援しています。

(牛のランピースキン病に係る新たな政令を施行)

我が国においては、令和6(2024)年11月に初めてランピースキン病[1]の発生が確認され、福岡県と熊本県で計22事例の発生が確認されました。令和7(2025)年2月以降、新たな発生は確認されていませんが、依然として国内で発生・まん延するリスクは存在しています。このため、ランピースキン病の発生に際しても、家畜伝染病予防法に基づく家畜伝染病のまん延防止措置(殺処分の命令等)と同程度の措置を行えるよう、同法に基づく新たな政令[2]が令和7(2025)年7月に施行されました。

[1] 皮膚の結節や乳量の減少等の症状が見られる、牛・水牛の病気。牛乳の生産等に一時的な影響があるものの、致死性は低く、ほとんどの牛は徐々に回復する。ヒトには感染せず、畜産物も食用上安全

[2] 正式名称は「ランピースキン病を家畜伝染病予防法第六十二条第一項の疾病の種類として指定する等の政令」

(2) 植物の病害虫への対応

(植物の病害虫の侵入・まん延を防止)

気候変動等により病害虫等の発生地域の拡大、発生時期の早期化、発生量の増加が確認されています。令和7(2025)年は、斑点米(はんてんまい)カメムシ類に対し、延べ46件(35道府県)の注意報が発表されるなど、病害虫等による被害への警戒が高まったことを踏まえ、都道府県等と連携し、適時・適切な防除対策の徹底を呼び掛けました。また、クビアカツヤカミキリについて、令和8(2026)年3月末までに17都府県で発生し、うめやもも等の果樹園で被害が確認されていることから、生態や防除方法等に関する試験研究、使用可能な農薬の適用拡大等を推進しています。

さらに、農林水産省では、植物防疫法に基づき、病害虫の侵入防止のための輸入植物の検査等(輸入植物検疫)や輸出先国・地域の要求に応じた植物の検査等(輸出植物検疫)を実施しています。くわえて、特に侵入を警戒する重要病害虫を早期に発見するための侵入調査を実施するとともに、重要病害虫が発見された場合には、発生範囲の特定や薬剤防除等を行っています。

南西諸島(なんせいしょとう)や小笠原諸島(おがさわらしょとう)には、国内の他の地域に発生していないアリモドキゾウムシ等の農作物に大きな被害を与える病害虫が発生しています。これらの病害虫を発生していない地域にまん延させないために、病害虫及びその寄主植物等の移動を規制しています。

このほか、化学農薬の多用によるリンゴ黒星病等における薬剤抵抗性の発達等も発生していることから、持続的かつ、効果的な防除を進めるため、化学農薬のみに依存しない「予防・予察に重点を置いた総合防除」を一層推進する必要があります。農林水産省では、総合防除実践マニュアルや各地域での取組事例等を作成し、農業者への普及に取り組んでいます。くわえて、令和7(2025)年1月から「総合的病害虫・雑草管理(IPM)実践指針の見直しに関する検討会」を開催し、同年9月には総合防除実践ガイドラインを策定したところです。

総合防除(IPM)の推進
URL：https://www.maff.go.jp/j/syouan/syokubo/gaicyu/g_ipm/index.html

(植物防疫法に基づき緊急防除を実施)

新たに国内に侵入した病害虫がまん延し、有用な植物に重大な損害を与えるおそれがあり、これを駆除する必要がある場合等には、植物防疫法に基づく緊急防除を実施しています。

緊急防除では、防除を行う区域や期間を設定した上で、発生した病害虫の種類等に応じて(1)寄主(宿主)植物の栽培の制限又は禁止、(2)植物等の移動の制限又は禁止、(3)植物等の消毒、除去、廃棄等の措置等を実施することとしています。

令和7(2025)年度は、ジャガイモシロシストセンチュウ及びテンサイシストセンチュウの緊急防除を継続するとともに、令和6(2024)年3月に沖縄県でウリ科植物の害虫であるセグロウリミバエが確認されたため、令和7(2025)年4月から緊急防除を実施しています。



植物の移動制限を周知するポスター

(3) 動植物検疫の強化

(水際検疫の更なる強化に向けた対応を検討)

家畜伝染病や植物の病害虫等の発生予防においては、国内に侵入させないための水際対策が極めて重要です。農林水産省では、海外からの越境性動物疾病や植物の病害虫の国内侵入を防ぐために、空港や海港において入国者の靴底消毒・車両消毒、旅客への注意喚起、動植物検疫探知犬を活用した携帯品検査等の水際検疫の実施を徹底するとともに、家畜防疫官の質問・検査権限や廃棄権限を強化しています。また、ECサイトや外国食材店等で取り扱われている違法に輸入された疑いのある畜産物や植物の販売等に関する調査、ウェブサイト運営会社や各店舗に対する制度周知を行っています。

近年、訪日・在留外国人や国際郵便の増加、東アジアにおけるASF等の感染拡大等により、侵入経路が増加し、家畜伝染病や植物の病害虫等の侵入リスクが増大する中、より効果的・効率的な水際検疫を実施することが必要です。このため、令和7(2025)年3月から動植物検疫等に関係する分野の専門家で構成される「水際検疫の強化に向けた検討会」を開催し、同年6月に公表した中間取りまとめでは、我が国に持ち込ませないための水際検疫体制の強化として、CIQ[1]関係行政機関や航空会社等との連携強化や先端技術等の活用による効果的な検査体制の構築、動植物検疫制度の周知徹底のほか、違反畜産物の国内流通への対応の強化として、家畜伝染病予防法の改正等が提言されました。

(家畜伝染病予防法改正案を国会提出)

政府は、輸入検疫体制の強化のため、輸入検疫を適切に受けずに持ち込まれる肉製品等の国内での販売等を禁止するなどの措置を講ずるほか、国内防疫体制の強化及び効率化のため、ランピースキン病の家畜伝染病への追加、豚熱のと殺対象範囲の見直し、飼養衛生管理者によるワクチン接種を当分の間可能とする措置等を講ずるよう、「家畜伝染病予防法の一部を改正する法律案」を第221回特別国会に提出しました。

(4) 薬剤耐性対策の推進

(薬剤耐性菌の増加・伝播を防ぐ対策を推進)

抗微生物剤の不適切な使用を背景とした薬剤耐性(AMR[2])の拡大により、人や動物の健康への影響が懸念されています。このような中、薬剤耐性の発生をできる限り抑制するとともに、薬剤耐性微生物による感染症のまん延を防止するため、令和5(2023)年に策定された「薬剤耐性(AMR)対策アクションプラン(2023-2027)」では、令和9(2027)年における畜産分野の動物用抗菌薬の全使用量を令和2(2020)年比で15%削減すること等を目標値として掲げています。

農林水産省では、動物用抗菌薬の農場単位での使用実態を把握できる仕組みの検討や、ワクチンの開発・実用化の支援等を行っています。令和7(2025)年度においては、動物用抗菌薬の使用実態の把握に資するため、電子指示書システムの運用を開始したほか、飼養衛生管理の向上、ワクチンの活用等による感染予防に焦点を当てた薬剤耐性対策について関係者の理解を深めるためのオンラインセミナーを開催するなど、適正使用の普及・啓発

[1] Customs(税関)、Immigration(出入国管理)、Quarantine(検疫)の略
[2] Antimicrobial Resistanceの略

に取り組みました。

（動物用ワクチン戦略を踏まえた取組を推進）

動物用ワクチンは、伝染性疾病対策や薬剤耐性対策にとって欠かすことのできない重要な生産資材である一方、我が国では、国際競争力の後退、終売（しゅうばい）による品揃（しなぞろ）えの縮小等が表面化しており、畜水産業の生産現場が求めている動物用ワクチンの迅速な開発・実用化、安定供給に向けた体制の構築が急務となっています。

農林水産省では、令和6(2024)年11月に策定した「2024動物用ワクチン戦略中間取りまとめ」に基づき、令和12(2030)年と令和32(2050)年の到達目標の達成に向け、産学官による連携体制(VMC[1])を構築し、開発・承認・製造・販売体制の強化の取組を推進していくこととしています。同戦略を踏まえ、令和7(2025)年3月に「VMCプラットフォーム」を立ち上げ、同プラットフォームの下に、国内製造安定供給等のテーマ別のワーキンググループを設置したところです。

(5) 獣医療提供体制の整備

（診療効率の向上や産業動物獣医師の確保による地域の獣医療提供体制の整備を推進）

産業動物獣医師については、地域によっては、その確保が困難であることにより、診療効率が低下し、一部地域では、農家の求めに応じた診療を提供できない状態となっているほか、業務の一部を縮小しなければならない状況となっています。また、獣医系大学の新卒獣医師のうち産業動物分野に就業する者の割合が2割で推移する中で、地域の獣医療体制を整備していくため、診療効率の向上や産業動物獣医師の確保に取り組んでいく必要があります。

農林水産省では、デジタル技術を活用した遠隔診療を推進するとともに、産業動物獣医師の確保に向けて、獣医学生への修学資金の給付、家畜保健衛生所等と獣医系大学との連携強化、現場を離れている女性獣医師等への復職支援等を実施しています。



獣医学生を対象とした
家畜保健衛生所での研修の様子

資料：和歌山県紀北家畜保健衛生所

産業動物獣医師

URL：https://www.maff.go.jp/j/syouan/tikusui/zyui/250228.html

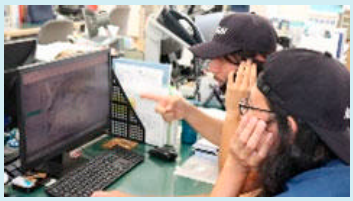
[1] Veterinary Medicine Industry-Academia-Government Collaborationの略

（事例）海を越えて離島の畜産農家とつながる遠隔診療を推進（沖縄県）



産業動物獣医師は、我が国の畜産業に欠かせない存在である一方、産業動物獣医師の地域偏在や往診時間の長時間化等により、十分な獣医療が提供できない地域が存在している状況にあることから、デジタル技術を活用して家畜の遠隔診療を導入し、効率の良い家畜の診療を推進することが課題となっています。

沖縄県石垣市のNOSAI沖縄（沖縄県農業共済組合）八重山家畜診療所では、石垣島から複数の離島へ家畜診療を行っていますが、離島への移動手段は定期船や飛行機であり、移動に時間を要していました。このため、令和3（2021）年度から、離島の畜産農家と同診療所の産業動物獣医師をビデオ電話でつなぎ、家畜の遠隔診療の取組を試行的に開始しました。また、令和6（2024）年度からは、専用のアプリを使用し、本格的に家畜の遠隔診療に取り組んでおり、移動時間が削減されたことで、労働時間の減少につながっています。



家畜の遠隔診療の様子
資料：NOSAI沖縄八重山家畜診療所

同診療所では、従来は離島の畜産農家からの電話での相談に応じていましたが、家畜の状態を詳しく把握できず、適切な処置を指示することが難しいといった課題がありました。他方、家畜の遠隔診療では、映像や写真を通じて状態を確認できることや、複数の産業動物獣医師による診断も可能なことから、より客観的な診療を行うことができるようになりました。離島の畜産農家からは、映像や写真を見て指示を出してくれるので、電話相談に比べ、より安心できるといった声もあり、同診療所では、家畜の遠隔診療を継続し、地域の獣医療体制の維持に取り組むこととしています。

第３章

輸出の促進

第１節　農林水産物・食品の輸出の促進

人口減少や高齢化が進む中、国内の農業生産基盤や食品産業の事業基盤等の食料供給能力を確保するためには、輸出の促進を図ることが不可欠です。そのため、基本計画では、「海外から稼ぐ力」の強化として輸出の拡大を位置付けるとともに、令和12(2030)年を目標年とする農林水産物・食品の輸出額の目標を設定しました。

本節では、我が国の輸出額の動向、主な輸出重点品目の状況について紹介します。

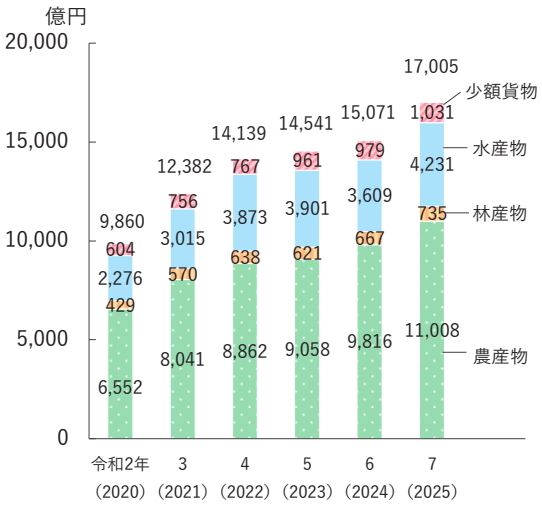
(1) 農林水産物・食品の輸出額

(農林水産物・食品の輸出額が1兆7,005億円に拡大し、過去最高を更新)

令和7(2025)年の農林水産物・食品の輸出額は、1兆7,005億円と、前年に比べ12.8%増加し、過去最高となりました(**図表3-1-1**)。これは、日本食への関心の高まり、インバウンドの増加による日本食の認知度向上、健康志向の高まり等を背景に、既存商流における取扱量が拡大したことや新規商流を獲得したこと等によるものです。また、同年4月から関税措置[1]が導入された米国向けについても、緑茶、ぶり等が大きく増加し、前年に比べ13.7%増加しました。

同年に農林水産物・食品の輸出額を2兆円とする中間目標には届かなかったものの、牛肉、米・パックご飯等、茶等の13の輸出重点品目[2]で過去最高を更新しました。また、米・パックご飯等、茶等の輸出重点品目で、当該品目の目標を達成しました。今後、令和12(2030)年の輸出額5兆円目標の達成に向けて、輸出拡大の加速化を図ることとしています。

図表3-1-1　農林水産物・食品の輸出額



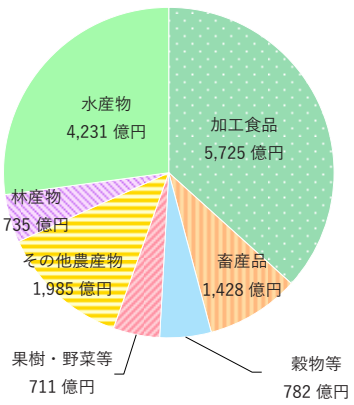
資料：財務省「貿易統計」を基に農林水産省作成

(品目別の輸出額では加工食品が最多)

令和7(2025)年の農林水産物・食品の品目別の輸出額では、加工食品が最多で5,725億円、次いで水産物が4,231億円、畜産品が1,428億円となりました(**図表3-1-2**)。

最多となった加工食品の品目別の輸出額では、主に、みそ、しょうゆ、アルコール飲料で大きく増加しました。

図表3-1-2　品目別の農林水産物・食品の輸出額



資料：財務省「貿易統計」を基に農林水産省作成
注：1) 令和7(2025)年実績値
2) 少額貨物を含まない数値
3) 詳細が不明な農産物を含まない数値

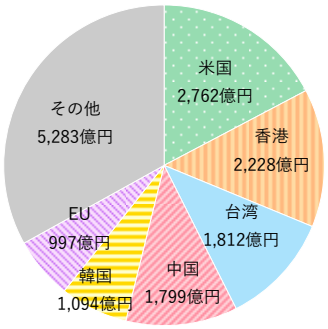
[1] 第1章第6節を参照
[2] 第3章第2節を参照

（国・地域別の輸出額では米国向けが最多）

令和7(2025)年の農林水産物・食品の国・地域別の輸出額では、米国向けが最も多く、次いで香港、台湾、中国、韓国の順となっており、米国、台湾、韓国等は過去最高の輸出額となりました(**図表3-1-3**)。

また、輸出品目を各国・地域別に見ると、台湾向けではうなぎや牛肉、ホタテ貝の輸出額が、韓国向けではぶりやビール、いわしの輸出額が前年に比べ増加しています。

図表3-1-3 国・地域別の農林水産物・食品の輸出額



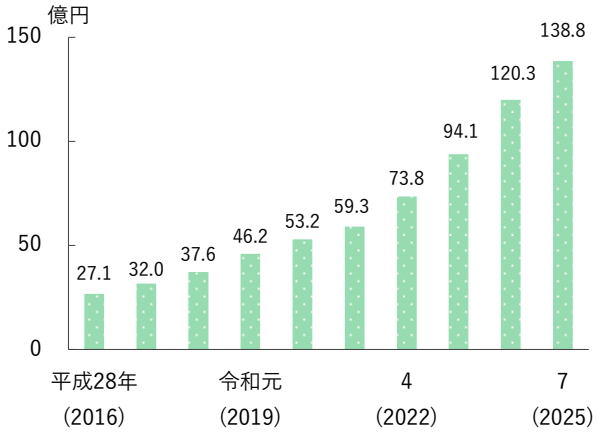
資料：財務省「貿易統計」を基に農林水産省作成
注：1）令和7(2025)年実績値
2）少額貨物を含まない数値

(2) 主な輸出重点品目の状況

（米・パックご飯等の輸出額は前年に比べ増加）

商業用の米の輸出額は、日本食レストランやおにぎり店等の需要開拓により近年増加傾向にあります。令和7(2025)年は、138億8千万円と、前年に比べ15.4%増加しました(**図表3-1-4**)。また、パックご飯や加工米飯、米粉・米粉製品を含めた輸出額は、159億円と、前年に比べ17.2%増加しました。

図表3-1-4 商業用の米の輸出額



資料：財務省「貿易統計」を基に農林水産省作成
注：政府による食糧援助分を除く。

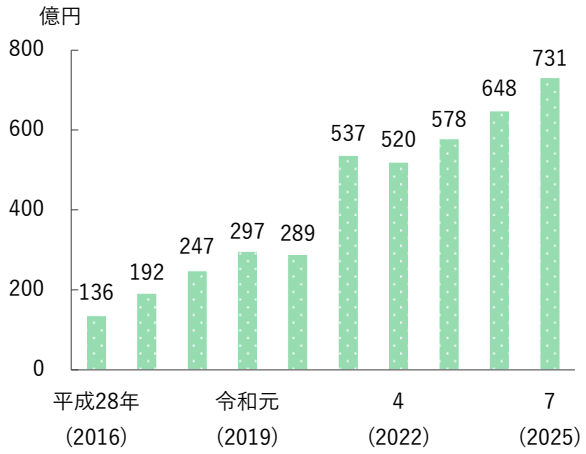
輸出拡大によって新たな需要を生み出していくことは、我が国の食料自給力の強化を図る上でも重要です。農林水産省では、日本産米ならではの冷めてもおいしいおにぎりを提供するおにぎり専門店や、日本産米を使った寿司、定食等のメニューを提供する外食チェーン等の拡大、家庭で手軽に食べられるパックご飯や冷凍米飯の輸出といった海外の需要拡大に取り組むとともに、農地の集積・集約化や大区画化、スマート農業技術の活用や品種改良、多収品種の作付拡大等により低コストで生産できる輸出産地を育成していくこととしています。

（牛肉の輸出額は前年に比べ増加）

牛肉の輸出額は、我が国が誇る和牛肉の品質の高さやおいしさが世界中で認められていることを背景として、近年増加傾向で推移しています。令和7(2025)年は、731億円と、前年に比べ12.8%増加しました(**図表3-1-5**)。これは、米国、台湾、香港における新規商流の開拓や既存商流の拡大によるものです。

農林水産省では、輸出解禁等の協議を通じた輸出先国・地域の更なる多角化、高級部位のロイン系の輸出拡大と合わせたカット技術の普及等を通じたカタ・モモ等の商流拡大、輸出対応型施設の整備や省力化機械等の導入による機能強化、オールジャパンでのプロモーション等を推進していくこととしています。

図表3-1-5　牛肉の輸出額



資料：財務省「貿易統計」を基に農林水産省作成
注：令和4(2022)年以降は、加工品を含む。

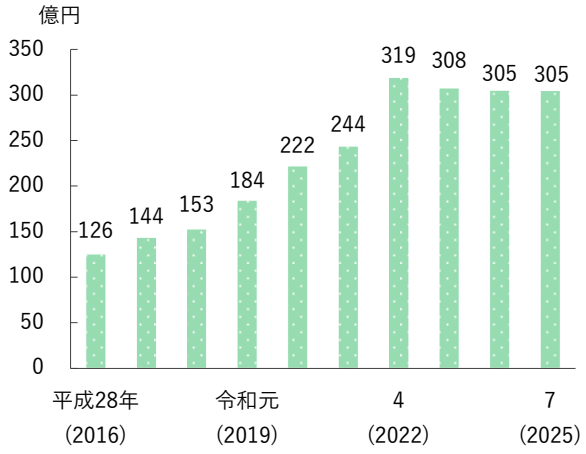
（牛乳乳製品の輸出額は前年に比べ減少）

牛乳乳製品の輸出額は、令和4(2022)年まで増加傾向で推移し、令和4(2022)年以降は300億円以上となっています。令和7(2025)年は、305億円と、前年に比べ0.2%減少しました(**図表3-1-6**)。

農林水産省では、更なる輸出の拡大に向けて、オールジャパンでのプロモーション、市場等の調査･分析を行うとともに、指定団体、産地の地方公共団体、乳業者等が一体となった取組や新たな商流の構築を推進することとしています。

このような取組を通じて、今後、国産生乳の使用割合の高いロングライフ牛乳やチルド牛乳について、アジア地域を中心として輸出を推進していくこととしています。

図表3-1-6　牛乳乳製品の輸出額



資料：財務省「貿易統計」を基に農林水産省作成

（事例）現地のニーズを捉えた製品販売やPR活動により牛乳の輸出を拡大（北海道）

我が国のロングライフ牛乳等の多くは、主要な輸出先国・地域において、他国・地域産の競合商品に比べ、小売価格が高い傾向にあります。このため、輸出先国・地域のニーズに合わせて、認知度の向上に取り組むなど、価格に見合った価値を訴求していくことが必要です。

北海道のよつ葉輸出促進協議会では、北海道の高品質なロングライフ牛乳を手に取る機会を提供し、味を知ってもらうことが重要だと考えました。そこで、現地の小売店での試飲販売の取組を進めたところ、消費者から味について高い評価が得られ、このことが販売数量の増加につながりました。



また、同協議会では、これまで香港へ1L容量の低脂肪のロングライフ牛乳を輸出していましたが、消費者の中には「1Lでは容量が多い」という感想が、小売店の中には「売場スペースの関係等から小容量タイプの方が売りやすい」という声が、それぞれありました。このため、同協議会では、現地のニーズを受け止め、令和5(2023)年から、200mLの小容量タイプの販売も開始しています。

このような取組により、同協議会のロングライフ牛乳の輸出額は増加傾向で推移しています。同協議会では、アジアへの輸出に加え、令和6(2024)年からはカナダへの輸出も行っており、今後は、これまでの知見を活かしながら、他国・地域へのロングライフ牛乳の輸出も進めていくこととしています。



現地の小売店での試飲販売

資料：よつ葉輸出促進協議会

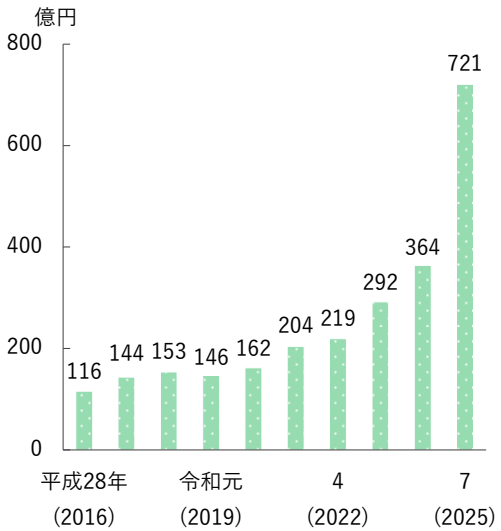
（緑茶の輸出額は前年に比べ増加）

緑茶の輸出額は、健康志向や日本食への関心の高まり等を背景に、抹茶を含む粉末状茶の需要が拡大し、近年増加傾向で推移しています。令和7(2025)年は、721億円と、前年に比べ98.2%増加しました(**図表3-1-7**)。

また、有機栽培茶は海外でのニーズも高く、有機同等性の仕組みを利用した輸出量は増加傾向にあり、令和6(2024)年は2,999tと、前年に比べ89.2%増加し、過去最高となりました。特にEUや米国が大きな割合を占めています。

農林水産省では、海外での需要が見込まれる抹茶の原料となるてん茶の生産や有機栽培等の輸出向けの茶生産を推進するとともに、有機栽培に適した耐病虫性品種等の開発・導入や輸出先国・地域における残留農薬基準の設定等を推進しています。

図表3-1-7 緑茶の輸出額



資料：財務省「貿易統計」を基に農林水産省作成

（事例）輸出先の規制に対応した宇治茶の増産に向け環境整備を推進（京都府）

緑茶の国内需要は減少傾向にあるものの、北米・EU等での需要は高まっており、海外輸出は、好調です。このような中、更なる輸出拡大を図るためには、残留農薬基準の遵守を始めとする、輸出先国・地域の規制等に対応した輸出産地を形成していく必要があります。

京都府の京都府農林水産物・加工品輸出促進協議会の宇治茶部会では、輸出先国・地域の残留農薬基準に対応した宇治茶の増産が必要と考えました。そこで、同部会では、令和3(2021)年度から同府内の複数箇所に実証ほ場を設置し、ほ場内で生産された宇治茶の残留農薬分析や、栽培期間中の病害虫の発生状況調査に加え、慣行栽培と比べ品質に問題がないか、実証事業参加農家らとの結果検討会を実施しています。令和7(2025)年度は北米向けの実証に続いて、新たにEU向けの実証を行っています。この実証結果を踏まえ、北米やEUの残留農薬基準に対応できる防除暦の作成を進めています。



また、円滑な輸出を実現するためには、輸出先国・地域における規制等に関する情報や留意事項について、産地内の輸出に関わる関係者が知見を深めることも重要です。このため、同部会では、令和3(2021)年から、生産者や茶商、関係機関等を対象とした研修会を開催しています。

同部会は、輸出先国・地域に対応した栽培体系の転換を支援するとともに、同部会の生産者・茶商の持つ宇治茶の「品質」への誇りも大事にし、世界における「宇治茶ブランド」を確立していきたいと考えています。



輸出向け宇治茶の実証ほ場

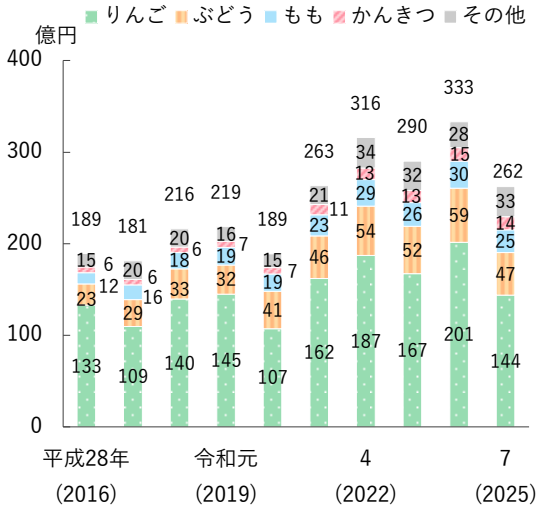
資料：京都府

（果樹の輸出額は前年に比べ減少）

果樹の輸出額は、我が国の高品質な果樹が諸外国・地域で評価され、りんご、ぶどうを中心に増加傾向で推移していますが、令和7(2025)年は、262億円と、前年に比べ21.3%減少しました(**図表3-1-8**)。これは、食味・見栄えの良さに起因する継続的な引き合いがあったものの、夏季の高温の影響等により収量が減少した品目が多かったこと等によるものです。

農林水産省では、りんご等の果樹について、輸出先国・地域の規制やニーズに対応するための防除暦の見直し等を通じた産地育成を推進するとともに、プロモーション等による更なる海外需要開拓を図っていくこととしています。

図表3-1-8　果樹の輸出額



資料：財務省「貿易統計」を基に農林水産省作成
注：「その他」は、なし、かき等を含む。令和4(2022)年以降は干し柿を含む。

第2節　輸出拡大等による「海外から稼ぐ力」の強化

人口減少下においても農業の生産基盤や食品産業の維持・強化を図るためには、これまでの国内市場のみに依存する農林水産業・食品産業の構造から、今後成長する海外市場で稼ぐ方向に転換することが不可欠です。そのため、政府は令和2(2020)年11月に「農林水産物・食品の輸出拡大実行戦略」(以下「実行戦略」という。)を策定し、取組を進めてきました。

本節では、実行戦略に基づく施策や取組のほか、輸出拡大とともに、食品産業の海外展開やインバウンドによる食関連消費の拡大を図ることによる「海外から稼ぐ力」の強化に向けた取組を紹介します。

(1)「海外から稼ぐ力」の強化に向けた施策の展開方向

(実行戦略を改訂)

基本計画では、輸出拡大を加速するとともに、食品産業の海外展開、インバウンドによる食関連消費の拡大の連携による相乗効果を通じた「海外から稼ぐ力」の強化に向けた目標が設定されたところであり、これらの施策の具体化を図るため、令和7(2025)年5月に実行戦略を改訂しました。

令和6(2024)年の農林水産物・食品の輸出額が1.5兆円を超えた中で、一層の輸出拡大を図るためには、我が国の農林水産物・食品の活用を現地の食生活に溶け込ませる形で新たな市場を創造する「マーケットメイク」を図ることが鍵となります。また、世界の通商環境が不透明化する中であっても輸出を安定的な稼ぎとするためには、輸出構造を強靱(きょうじん)化することが重要であり、このため、農林水産業・食品産業の生産性の向上、ブランド化等による高付加価値化を進めるとともに、輸出先が特定の国・地域に過度に偏るリスクを回避できるよう、非日系市場や未開拓の有望エリア等の新市場を開拓し、輸出先の多角化を進める必要があります。

このような認識の下、実行戦略では、輸出拡大について、我が国の強みを最大限に発揮すること、海外市場で求められるスペックの産品を専門的・継続的に生産販売する「マーケットイン」の発想で輸出にチャレンジする農林水産事業者を後押しすること、省庁の垣根を超え政府一体として輸出の障害を克服することの三つの基本的な考え方に基づき、農林水産業・食品産業の「海外から稼ぐ力」を強化することとしています。

農林水産物・食品の輸出拡大実行戦略
URL：https://www.maff.go.jp/j/shokusan/export/progress/index.html

(2) 輸出拡大の加速化

(輸出重点品目と輸出目標を設定)

今後の輸出拡大に向け、海外で評価される我が国の強みがある品目を中心に輸出を加速することが重要であるため、輸出拡大の余地が大きく、関係者が一体となった輸出促進活動が効果的な品目として、31品目を輸出重点品目に選定しています(**図表3-2-1**)。

また、輸出重点品目以外についても、輸出目標とその実行のための課題と対策を明確化

する産地・事業者には引き続き適切な支援を行っていくこととしています。

図表3-2-1 輸出重点品目

輸出重点品目	海外で評価される日本の強み
牛肉	和牛として世界中で認められ、人気が高く、引き続き輸出の伸びに期待
豚肉、鶏肉	とんかつ、焼き鳥など日本の食文化とあわせて海外の日本ファンにアピールすることで、今後の輸出の伸びに期待
鶏卵	半熟たまごが浸透し、生食できる卵としての品質が評価され、更なる輸出の伸びに期待
牛乳乳製品	香港や台湾で品質が高評価。アジアを中心に輸出の伸びに期待
果樹(りんご、ぶどう、もも、かんきつ、かき・かき加工品、なし)、野菜(いちご)	甘くて美味しい食味や外観の良さなど高品質である日本産果実は、アジアを中心に需要が拡大
野菜(かんしょ・かんしょ加工品、ながいも、たまねぎ等)	日本産のかんしょは甘みが強く、主にアジアなどにおける焼き芋といったスイーツとしての食べ方の広がりにより、需要が拡大傾向。日本産野菜は、品質の良さからアジアを中心に需要が拡大
米・パックご飯・加工米飯・米粉及び米粉製品	冷めても美味しいなどの日本産米は寿司やおにぎり等に向き、日本食の普及とともに拡大が可能
茶	日本の緑茶の製法は独自の発展を遂げ、高い品質が特徴。健康志向や日本食への関心の高まり等を背景に更なる輸出拡大に期待
切り花	外国にはない品種に強み。輸出の伸び率が高い
清涼飲料水	緑茶飲料など日本の味が人気となり、伸び率が高い
菓子	日本独自の発展を遂げ、他国にはない独創性。バラエティ豊かな商品とコンテンツの普及とともに海外で人気

輸出重点品目	海外で評価される日本の強み
ソース混合調味料	カレールウなど日本食の普及とともに日本を代表する味に成長
味噌・醤油	日本が誇る発酵食品。和食文化の浸透とともに欧米・アジア地域で人気も上昇
清酒(日本酒)	「SAKE」は日本食のみならず各国の料理に合う食中酒等として世界中で認知が拡大中
ウイスキー	日本産品の品質が世界中でブランドとして定着
本格焼酎・泡盛	原料の特徴を残すユニークな蒸留酒としての評価があり、今後の輸出拡大に期待
製材	スギやヒノキは、日本式木造建築だけでなく、香りの癒しの効果も人気で、今後の輸出の伸びに期待
合板	合板の加工・利用技術は、日本の得意分野。日本式木造建築とともに、今後の輸出の伸びに期待
ぶり	脂がのっている日本独自の魚種。近年、米国等への輸出額が増加
たい	縁起のよい赤色は中華圏でも好まれる。活魚輸出の増加に期待
ホタテ貝・ホタテ貝加工品	高品質な日本産ホタテ貝は世界で高く評価。水産物では輸出額ナンバーワン
牡蠣・牡蠣加工品	身が厚く、濃厚な味わいが特徴。アジアでは日本産牡蠣が浸透。今後は生食用の需要が高い欧米などへの販路確保にも期待
真珠	真珠養殖は日本発祥。日本の生産・加工技術が国際的に高評価
錦鯉	日本文化の象徴としてアジア、欧州を中心に海外で人気

資料：農林水産物・食品の輸出拡大実行戦略(令和7(2025)年5月改訂)
注：果樹(なし)、牡蠣・牡蠣加工品が追加

(輸出重点品目に係るターゲット国・地域ごとの輸出目標、取組を明確化)

輸出重点品目ごとに、海外の市場動向や輸出環境等を踏まえ、輸出拡大を重点的に目指す主なターゲット国・地域ごとの輸出目標を設定し、現地での販売を伸ばすための課題とその克服のための取組を明確化しています(**図表3-2-2**)。

なお、輸出目標の設定に当たっては、市場のニーズを踏まえつつ、今後の輸出増のポテンシャルが高い国・地域についても新たなターゲット国・地域として位置付けることを通じ、輸出先国・地域の多角化を図っていくこととしています。

図表3-2-2 品目別輸出目標の例

牛肉 【目標額】 648億円(2024年) → 1,132億円(2030年)

○国別輸出額目標とニーズ対応への課題・方策

国・地域	2024年実績	2030年目標	ニーズ・規制への主な方策
米国	135億円	236億円	和牛の認知度が低い地域におけるオールジャパンのプロモーション、ロイン系の輸出拡大と併せて、ロイン以外の部位の新たな需要を開拓
EU等注	71億円	92億円	
中国	—	200億円	2025年1月に再開した意思疎通を継続し、引き続き輸出再開に向け、関係省庁と連携して協議を実施
台湾	113億円	150億円	省力化機械の導入等により、多様化・複雑化したカットオーダーに対応
香港	85億円	136億円	

注：英国、欧州連合、スイス、リヒテンシュタイン及びノルウェー

○フラッグシップ輸出産地 25産地を目指す(2030年)
・輸出先国の市場ニーズに合わせた動物用医薬品等の適正使用、生体牛の取り扱い
・生産から輸出まで一貫して輸出促進を図るコンソーシアムを産地で構築

○加工・流通施設の整備及び輸出認定の取得
・ハラールと畜処理に対応した施設を含む新規の食肉処理施設の整備・認定

○販路開拓
・オールジャパンでの和牛の認知度向上に向け、現地事業者へアピールする機会を創出
・和牛、和牛肉の正しい知識の普及、和牛統一マークによる和牛の証明

米・パックご飯・加工米飯・米粉及び米粉製品 【目標額】 136億円(2024年) → 922億円(2030年)

○国別輸出額目標とニーズ対応への課題・方策

国・地域	2024年実績	2030年目標	ニーズ・規制への主な方策
米国	32億円	216億円	寿司やおにぎり等の米を使った日本食のプロモーションや商流を構築。有機米の販売を促進
EU・英国	13億円	176億円	他品目との連携による顧客の深堀りや、拡大するグルテンフリー市場における米粉・米粉製品の需要を開拓
シンガポール・台湾・香港	61億円	141億円	「冷めてもおいしい」といった日本産米の特性を訴求し、新たな非日系の販路を構築
中国	0.8億円	128億円	くん蒸対応不要なパックご飯の需要拡大、認証の取得や必要な機械設備の導入等を支援

○フラッグシップ輸出産地 30産地を目指す(2030年)
・低コストで生産できる大規模輸出産地の形成や海外需要のある有機米の作付け拡大

○加工施設等の整備及び認証の取得
・生産から販売までの国内外一貫したサプライチェーンの構築

○販路開拓
・認定品目団体による新興市場でのプロモーション等を実施

資料：農林水産物・食品の輸出拡大実行戦略(令和7(2025)年5月改訂)を基に農林水産省作成

(認定品目団体、JETRO、JFOODOによるオールジャパンでの輸出力強化の取組を推進)

輸出促進法に基づき、輸出重点品目ごとに、生産から販売に至る関係者が連携して、輸出の促進を図る法人を、法人からの申請により認定品目団体として認定しており、令和8(2026)年3月末時点では、合計15団体(28品目)となっています(**図表3-2-3**)。認定品目団体は、市場調査やジャパンブランドによる共同プロモーション等の個々の産地・事業者で

は取り組み難い非競争分野の輸出促進活動を行い、業界全体での輸出拡大に取り組んでいます。

JETROでは、セミナーやウェブサイト等を通じた輸出関連制度やマーケット情報の提供、相談対応等の輸出事業者等へのサポートのほか、海外見本市への出展支援、国内外での商談会の開催等により、輸出に取り組む国内事業者への総合的な支援を実施しています。

日本食品海外プロモーションセンター(以下「JFOODO」という。)では、現地の需要を作り出すため、現地での消費者向けプロモーション等を戦略的に実施しています。具体的には、SNS、デジタル広告等による情報発信、小売・外食店等と連携したPRイベントの開催といった活動を認定品目団体等とも連携しながら行っています。



海外見本市でのプロモーション活動

今後は、認定品目団体、JETRO、JFOODOが連携を強化し、海外の関係機関とも協力しながら、特に未開拓の有望エリアの新市場の開拓を一体的に実施していくこととしています。

図表3-2-3 認定農林水産物・食品輸出促進団体

認定番号	団体名	品目
1	一般社団法人全日本菓子輸出促進協議会	菓子
2	一般社団法人日本木材輸出振興協会	製材、合板
3	一般社団法人日本真珠振興会	真珠
4	日本酒造組合中央会	清酒(日本酒)、本格焼酎・泡盛
5	一般社団法人全日本コメ・コメ関連食品輸出促進協議会	米・パックご飯・加工米飯・米粉及び米粉製品
6	一般社団法人全国花き輸出拡大協議会	切り花
7	一般社団法人日本青果物輸出促進協議会	りんご、ぶどう、もも、かんきつ、かき・かき加工品、なし、いちご、かんしょ・かんしょ加工品、ながいも、たまねぎ等
8	公益社団法人日本茶業中央会	茶
9	一般社団法人全日本錦鯉振興会	錦鯉
10	全国醤油工業協同組合連合会	味噌・醤油のうち醤油
11	全国味噌工業協同組合連合会	味噌・醤油のうち味噌
12	一般社団法人日本ほたて貝輸出振興協会	ホタテ貝・ホタテ貝加工品
13	一般社団法人日本養殖魚類輸出推進協会	ぶり、たい
14	一般社団法人日本畜産物輸出促進協会	牛肉、豚肉、鶏肉、鶏卵、牛乳乳製品
15	全日本カレー工業協同組合	ソース混合調味料のうちカレールウ及びカレー調製品

資料：農林水産省作成

(重要市場の輸出商流維持・拡大を支援)

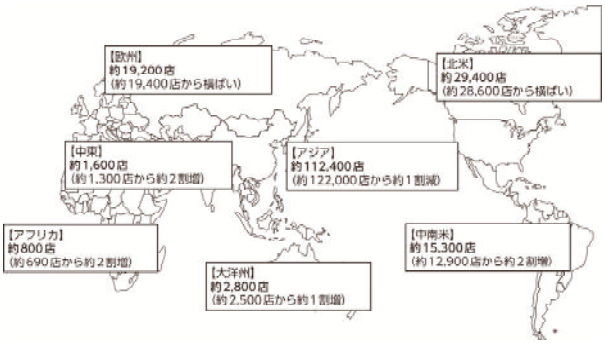
これまでの輸出促進施策は、JETRO、JFOODO、輸出支援プラットフォーム、認定品目団体といった関係団体を通じて、オールジャパンで輸出に取り組む事業者の取組を後押しするものが中心でした。しかし、米国の関税措置等の影響や、海外市場での中国産品・

韓国産品等との競合が激しさを増す中で、輸出事業者が行う販路拡大、商品の高付加価値化、コスト削減等の競争力強化に向けた様々な取組を、事業者のニーズや課題に応じて適切に後押しする必要が生じました。そのため、実行戦略で品目別輸出額目標を定める国・地域を「重要市場」として、個々の事業者による現地小売店でのフェアの実施、店頭・ECサイトでのプロモーション、現地の卸売業者と連携した商談会への参加、現地向け新商品の開発及びテストマーケティングといった取組等を支援することにより、重要市場における輸出商流の維持・拡大を図ることとしています。

(海外の日本食レストラン等と連携したプロモーションを実施)

令和7(2025)年の海外における日本食レストラン数(概数)は18万1千店と、令和5(2023)年の18万7千店から6千店減少しました(**図表3-2-4**)。

図表3-2-4　令和7(2025)年の海外における日本食レストラン数(概数)



資料：農林水産省作成
注：( )内は令和5(2023)年との比較

また、日本産食材を積極的に使用する海外の飲食店や小売店として民間団体等が主体となって認定した「日本産食材サポーター店」は、令和8(2026)年3月末時点で約4千店となっています。

さらに、農林水産省では、日本料理の調理技能認定制度の普及、外国人を対象とした日本食料理人育成のための招聘(しょうへい)研修や日本料理コンテストの実施、海外料理学校等での日本食講座開設等を通じた外国人料理人の育成等により、海外における日本食・食文化発信の担い手を育成するとともに、日本食・食文化の魅力を外国人目線に立って紹介した映像・記事の制作・発信等を通じ、日本食・食文化の普及に取り組んでいます。

(輸出先国・地域における専門的・継続的な支援体制を強化)

主要な輸出先国・地域において、農林水産物・食品の輸出を行う事業者を包括的・専門的・継続的に支援するため、在外公館、JETRO海外事務所、JFOODO海外駐在員を主な構成員とし、現地発の情報提供や新たな商流の開拓支援等を行う輸出支援プラットフォームを令和8(2026)年3月末時点で10か国・地域(16拠点)に設置しています(**図表3-2-5**)。

図表3-2-5　輸出支援プラットフォームの拠点設置国・地域



資料：農林水産省作成

また、同プラットフォームでは、現地の食品事業者や日本食レストラン等のネットワークを構築するとともに、輸出を目指す事業者に必要な情報の提供や都道府県等と連携したオールジャパンでのプロモーショ

ン戦略の立案、現地系の商流への新規のアプローチの強化等を通じて、輸出事業者等を包括的に支援しています。

(3) マーケットインの発想でチャレンジする事業者を後押し

(リスクを取って輸出に取り組む事業者への投資を支援)

国内市場向けに生産した産品の余剰品を輸出できる国のみに輸出する「プロダクトアウト」からマーケットインへと発想を転換していくためには、リスクを取って輸出向け産品の生産・輸出にチャレンジする事業者の存在が不可欠です。

そのため、農林水産省では、輸出向け産品を生産する輸出産地の育成や、自らリスクを取り、輸出先国・地域の規制やニーズに対応したマーケットイン輸出に取り組む産地・事業者等に対する、重点的な支援・環境整備を行うこととしています。

また、輸出先国・地域の規制に対応した施設整備等の投資を行ってから収益化するまでに一定期間を有することから、輸出促進法に基づく公庫の融資(農林水産物・食品輸出基盤強化資金[1])や税制特例(輸出事業用資産の割増償却)の積極的な活用を促すことにより、輸出に取り組む事業者を強力に後押しすることとしています。

さらに、投資円滑化法[2]に基づき、輸出に取り組む事業者に投資する民間の投資主体への資金供給の促進に取り組むこととしています。

(マーケットインの発想に基づく輸出産地・事業者の育成・展開を推進)

輸出先国・地域のニーズや規制に対応した産品を、求められるスペックで継続的に提供し、農林水産事業者の利益につなげるため、輸出促進法に基づく輸出事業計画を踏まえた輸出産地の形成に必要な施設整備等を重点的に支援することとしています。また、果樹や野菜等の高収益作物の輸出産地の育成を図ることも必要です。

畜産物については、生産者、食肉処理施設、輸出事業者等が連携して、生産から輸出まで一貫して輸出促進を図る体制(コンソーシアム)の育成・設立等を進めるとともに、コンソーシアムが取り組む産地の特色を活かした商流の構築や拡大、ブランディング等を支援することとしています。

また、輸出産地・事業者をサポートするため、専門的な知見を持つ外部人材を「輸出産地サポーター」として地方農政局等に配置し、マーケットイン輸出に向けた産地の育成を支援することとしています。

輸出産地・事業者の育成や支援を行う農林水産物・食品輸出プロジェクト(GFP[3])については、令和8(2026)年2月時点で会員数が11,262となっていますが、輸出の熟度・規模が多様化しており、輸出事業者のレベルに応じたサポートを行う必要があります。また、輸出スタートアップを増やしていく必要があり、現場に密着したサポート体制の強化に取り組んでいます。くわえて、輸出産地の形成に向け、GFPを活用した輸出産地向けのセミナーや交流会の開催等の取組を一層進めていくこととしています。

一方、農協系統は、取扱量が多いものの、継続的かつ安定的な出荷の困難さや輸出に向けた物流に十分対応できないなど、マーケットインの輸出に対する課題が多く、そのよう

[1] 沖縄振興開発金融公庫でも貸付けが行われている。
[2] 第2章第4節を参照
[3] Global Farmers/Fishermen/Foresters/Food Manufacturers Projectの略

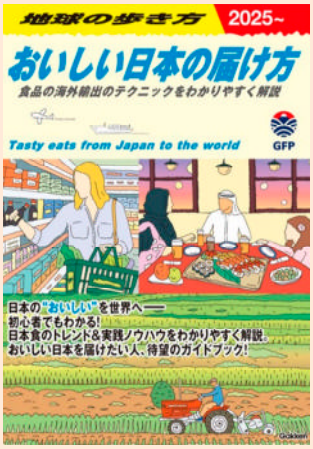
な課題の解決に向け、農協系統と国との連携が重要となっています。このような中、農林水産省は、令和7(2025)年6月にJAグループと「輸出関係連絡協議会」を開催し、更なる輸出拡大に向けた取組を推進していくことを確認しました。

(コラム) 輸出入門書「おいしい日本の届け方」を発行

日本食の人気が世界的に高まる中、農林水産省では、令和7(2025)年4月に、地域や業種を超えた輸出への参画を目指す官民共創プロジェクト「おいしい日本、届け隊」の一環として、食品輸出の基礎から実践までを一冊にまとめた初心者向け入門書「おいしい日本の届け方」を発行しました。

本書は、誰もが輸出に挑戦できるよう、世界各地の市場動向、実践者インタビュー、ノウハウを掲載しています。旅行ガイドブックとのコラボレーションにより、写真や図解、漫画を交え、「輸出に挑戦したいけど何から始めれば良いか分からない。」という声に応え、楽しく視覚的に学べる構成としています。

本書を活用しながら、日本の食・食文化の魅力を世界の人々へ届けるべく取り組んでいくこととしています。



輸出入門書「おいしい日本の届け方」

(事例) 世界の農園からオリジナルローズを世界へ(滋賀県)

滋賀県守山市(もりやまし)の株式会社Rose Universe(ローズ ユニバース)は、80種類に及ぶオリジナルローズを作出、栽培しています。また、同社はケニアやコロンビア、エクアドル、米国、英国、メキシコに生産パートナーを持っており、各国から世界各地にオリジナルローズの出荷が行われています。



ばらは品種によって香りが異なり、香りの種類によっては、花の持ちが良いほど香りが弱いという性質があります。オリジナルローズは多様な香りを大切にしており、花も細くたおやかに仕立てています。他方で、そのような花は長時間の輸送時間を要する我が国からの輸出は困難でした。


海外の生産パートナーのほ場
資料：株式会社Rose Universe

このような中、同社は、「世界中のお花屋さんに自分が作った花を並べたい」という想いを実現するため、その想いに共感した世界各国の生産パートナーにブランドとともに品種をライセンスすることにしました。各地の生産パートナーによって生産されたオリジナルローズは、日本と同様に世界各地でブランド名及びロゴを冠して出荷されており、同社は販売額に応じたロイヤルティを得ています。

海外展開に当たっては、同社は品種登録による保護だけでなく、生産から販売まで一貫して築き上げた独自の世界観をブランド化し、主要な販売先国で商標登録をすることで、不正流通を抑止し、本物のオリジナルローズに価値を付けて販売する仕組みを確立しました。


オリジナルローズ
資料：株式会社Rose Universe

同社では、今後は流通経路を特定できるタグ等を用いて、切り花のほかに家庭栽培用の苗の輸出も展開していく予定であるほか、ばらのエキスを抽出した加工品等の輸出にも取り組んでいくこととしています。

（輸出人材の育成・確保を推進）

輸出に取り組む事業者にとって、輸出先国・地域のニーズや検疫条件等の規制に精通し、輸出向けの生産や販路開拓等の関連業務に対応できる人材の不足が大きな課題となっています。

一方、現状は輸出先国・地域のニーズや規制、輸出実務等のノウハウを効率的かつ体系的に体得する学習環境が乏しいことから、教育機関と連携した輸出人材の育成の展開やGFPの支援の下で輸出実務経験者等の専門人材と輸出事業者のマッチングを進め、輸出事業者のニーズに合った輸出人材の確保を推進することとしています。

（生産から流通・販売に至る関係者が一体となったサプライチェーンの強化を推進）

輸出の促進に当たっては、生産から流通・販売に至る各段階における課題解決に取り組み、サプライチェーンを強化していくことが不可欠です。

そのため、農林水産省では、国内の生産事業者と海外の現地販売事業者、両者をつなぐ国内外の商社等で構成されるコンソーシアムが行う、生産から現地販売まで一貫した戦略的なサプライチェーンの構築に向けた取組を支援することとしています。

（大ロット・高品質・効率的な輸出等に対応可能な輸出物流の構築を推進）

輸出を拡大するためには、大ロットで経済的な輸出を実践するなど、輸出に向けた効率的な物流の構築が重要です。

そのため、農林水産省では、基幹的な輸出物流ルートにおける国内各地からの最適輸送ルートの構築や、集荷・保管体制の構築に向けた取組を支援するとともに、地方港湾・空港等を活用した輸出物流の構築に向けた調査・実証等を支援することとしています。

（生産・流通体系の転換による輸出産地の形成を推進）

農林水産物・食品の輸出拡大に向けて、残留農薬や動植物検疫といった規制の問題に対応することが求められるため、輸出先国・地域ごとや、品目ごとに、産地が一体となって生産方式を転換していく必要があります。

そのため、農林水産省では、都道府県や農協、地域商社等の地域の関係者が一体となり、遊休農地等の活用、海外での需要や付加価値が高い有機農産物等の生産拡大、鮮度保持のためのコールドチェーンを確保した産地直送型集荷方法の確立や混載を前提とした集荷から船積みまでの流通体系の構築等の、海外の規制・ニーズに対応した生産・流通体系への転換に取り組む大規模輸出産地の育成を目指しています。

さらに、農林水産省では、農林水産物・食品を輸出している産地のうち、輸出先国・地域の規制やニーズに対応した輸出を行っていること、一定の量又は金額の輸出実績があること、サプライチェーンを構築し継続的・安定的な輸出を行っていることの三つの要件を全て満たし、輸出取組の手本となる産地を「フラッグシップ輸出産地」として認定・公表しており、令和7(2025)年12月時点では、全国で108産地が認定されています。

フラッグシップ輸出産地について
URL：https://www.maff.go.jp/j/shokusan/export/gfp/flagship_yusyutsu.html

(4) 政府一体となって輸出の障害を克服

(戦略的な協議の実施)

マーケットイン輸出への転換に向け、海外現地での情報収集や売込み、輸入規制等に関する政府間協議、食品安全管理、知的財産管理、流通・物流整備、研究開発等の様々な関連分野において、政府による環境整備が不可欠です。

農林水産省では、輸出重点品目を中心に、規制導入に関する情報を現地で早期に収集し、国内に提供する体制を整えるとともに、輸出の障害となる輸出先国・地域の規制の撤廃・緩和に向け、農林水産物・食品輸出本部の下で政府一体となり、実行計画[1]を策定し、戦略的に協議を行っています。

(東京電力福島第一原子力発電所の事故及びALPS処理水の海洋放出に伴う輸入規制の撤廃を働き掛け)

東京電力福島第一原子力発電所の事故に伴い、55か国・地域において、日本産農林水産物・食品の輸入停止や放射性物質の検査証明書等の要求、検査の強化といった輸入規制措置が講じられてきました。これらの国・地域に対し、政府一体となって規制の撤廃に向けた働き掛けを行ってきた結果、令和7(2025)年11月に台湾による輸入規制が撤廃され、令和8(2026)年3月末時点で規制を維持しているのは5か国・地域[2]まで減少しました。

また、東京電力ホールディングス株式会社では、多核種除去設備(ALPS[3])等により、トリチウム以外の放射性物質について安全に関する規制基準を確実に下回るまで浄化処理した水(以下「ALPS処理水」という。)について、トリチウムについても1,500Bq/L未満になるまで海水で大幅に希釈した上で、令和5(2023)年8月から海洋への放出を開始しました。

これに伴い、従来の原発事故に伴う輸入規制に加えて、中国、香港、マカオ及びロシアは日本産水産物等の輸入停止を行いました。しかしながら、ALPS処理水の海洋放出については、IAEA[4](国際原子力機関)の包括報告書に明記されているとおり、人及び環境に与える放射線影響は無視できるほどであり、このような点や水産物等の放射性物質検査結果を透明性高く発信してきた結果、令和7(2025)年6月には、ALPS処理水の海洋放出に伴い一時停止されていた日本産の水産物(食用水生動物を含む)の輸入について、中国が、放射性物質に関する証明書等の添付を条件として、37道府県産の水産物については輸入停止措置を解除する公告を発表しました。

輸入停止措置により、水産物を輸出できない状況が続いていたため、「水産業を守る」政策パッケージに基づき、政府一体となってホタテ等水産物の輸出先の転換・多角化等を推進してきた結果、令和7(2025)年の水産物の輸出実績は4,231億円になるなど、中国による輸入制限前の令和4(2022)年の水産物の輸出実績を上回る水準になりました。引き続き、日本産農林水産物・食品の輸入規制を維持している国・地域に対して、規制の撤廃が早期に実施されるよう働き掛けを行っていくこととしています。

---

1 正式名称は「農林水産物及び食品の輸出の促進に関する実行計画」(輸出促進法に基づき策定)
2 ロシア、中国、香港、マカオ、韓国
3 Advanced Liquid Processing Systemの略
4 International Atomic Energy Agencyの略

（動植物検疫協議を引き続き推進）

動植物検疫協議については、農林水産業・食品産業の持続的な発展に寄与する可能性が高い輸出先国・地域や品目から優先的に協議を推進しています。動物検疫協議では、令和7(2025)年9月にはクウェート向けの牛肉輸出が解禁されました。また、鳥インフルエンザについては、地域主義適用国・地域に対しては、防疫措置完了から28日が経過した時点で、輸出再開が可能となるよう検疫協議を実施しています。さらに植物検疫協議では、同年6月にブラジル向けの精米の輸出前のくん蒸が不要となり、くわえて、令和8(2026)年1月には、豪州向けのメロンの輸出が解禁されました。

（輸出先国・地域の規制やニーズに対応できるよう支援）

輸出先国・地域の規制に対応するためのHACCP対応施設等の整備目標達成に向け、計画的な施設整備に対する支援を行うとともに、厚生労働省と連携し、輸出促進法に基づく適合施設の認定を迅速に行うこととしています。

また、単独では輸出先の発掘や大ロットの輸出、海外小売店の売場の確保等を行うことが困難な地域の中小食品製造事業者等については、関係者が連携して取り組む海外市場調査や販路開拓、輸出用商品開発等への支援を行うこととしています。

(5) 食品産業の海外展開とインバウンドによる食関連消費の拡大

（輸出の後押しにもつながる事業者の海外展開を支援）

農林水産省では、食品製造業等の海外展開に向けた環境整備を図るため、官民間及び企業間の情報交換の場である「グローバル・フードバリューチェーン(GFVC)推進官民協議会」を開催しており、農業者から流通、外食、金融企業等の川上から川下まで様々なセクターにわたる約1千の企業・団体等が参画しています。この枠組みの下で、海外でのビジネス展開に関するセミナーの開催等を通じた事業者への情報提供や、海外展開の際の実務的な留意事項等をまとめたガイドラインの策定・普及に取り組んでいます。

GFVC推進官民協議会について
URL：https://www.maff.go.jp/j/kokusai/kokkyo/food_value_chain/about.html

令和7(2025)年度は、ハラール市場に向けた食品産業の海外展開に関し、専門家や食品企業を講師とするセミナーを開催しました。また、インド及びインドネシアへの進出を検討する企業を対象として、これらの国へのミッションの派遣を行うとともに、海外現地での物流・商流構築に係る設備投資等を行う場合の案件形成への支援に取り組みました。

食品産業や外食産業の海外展開が近年拡大傾向にある中、基本計画を受けて、同年度は、GFVC推進官民協議会の活動と運営体制を見直すこととし、今後は、協議会の会員企業・団体等の多様なニーズを反映したミッションの派遣や海外展開に対応する人材の確保・発掘を推進していくこととしています。

(訪日外国人旅行者に日本食の理解・普及を推進)

日本政府観光局[1](JNTO)の調査によると、令和7(2025)年の訪日外客[2]数は、前年から増加し4,268万人(暫定値)にまで拡大しています。インバウンド消費のうち食関連消費は、我が国の食に対する海外からの需要という観点から輸出と同様に農林水産業・食品産業の収益確保に資するという考えの下、その拡大に向けて取り組むこととしています。

また、インバウンドによる食関連消費を拡大し、輸出拡大との好循環を形成する上では、都市部や主要な観光地のみならず、農山漁村の誘客につなげることが地方創生の観点から重要であり、そのためには、地域の魅力ある食材や歴史・文化をひとつのストーリーとして訴求していく必要があります。このため、農林水産省、観光庁、国税庁、内閣官房等が連携し、海外の日本食プロモーション、バイヤー招聘等の輸出施策とも連動させつつ、訪日前(旅マエ)、訪日旅行中(旅ナカ)、帰国後(旅アト)の各段階で、インバウンドに対して効果的にアプローチすることとしています(**図表3-2-6**)。

図表3-2-6　旅マエ・旅ナカ・旅アトへのアプローチ



資料：農林水産省作成

(インバウンド起点による日本産食品の輸出拡大を支援)

近年のインバウンドの増加により、これまで輸出を行っていなかった主に国内向けの食品においても海外からの需要が高まっています。

インバウンドに人気があるものの輸出につながっていない日本産食品について、成分や添加物等に関する規制への対応や、ハラール・ヴィーガン等の多様な食文化への対応を行うなど、輸出を実現するための課題を明らかにし、課題の解決に向けた事業者のモデル的な取組を支援することで、インバウンドを起点とした食品の輸出を拡大することとしています。

[1] 正式名称は「独立行政法人国際観光振興機構」
[2] 外国人正規入国者から、日本を主たる居住国とする永住者等の外国人を除き、これに寄港地上陸、通過上陸、船舶観光上陸の外国人を加えたもののこと

（コラム）大阪・関西万博で我が国の農林水産業と食文化の魅力を発信(大阪府)

令和7(2025)年に開催された大阪・関西万博において、農林水産省では、国税庁、文化庁と協力し、「農林水産業と食文化の発展は世界をもっと豊かにつなぐ」をコンセプトに、「食と暮らしの未来ウィーク」期間中に「RELAY THE FOOD～未来につなぐ食と風土～」と題した出展を行いました。

会場内を三つに分けたエリアのうち、「伝統をつなぐ」エリアでは、何世代も受け継がれてきた我が国の伝統的な農林水産業により形成された風景や地域の営み等を紹介することを目的として、六つのブースを設置しました。このうち、食文化ブースにおいては、和食文化の伝統と特徴や、伝統ある地域の多様な食文化の魅力を世界に発信しました。

「多様性をつなぐ」エリアでは、我が国に根差した多様性のある産物を見つめ直し、また、様々な産物から日本の食を再認識することを目的として、七つのブースを設置しました。このうち、輸出ブースにおいては、「世界にはばたけ！Tasty（おいしい） Japan（日本）！」と題し、海外から伝わった料理に日本人の知恵を加えたカレーライスやとんかつ等の「洋食」についてクイズを交えた形式で紹介し、日本食の多様性について情報発信しました。

「未来へつなぐ」エリアでは、食と暮らしを支える農業、林業、水産業それぞれの強み、課題、未来につなげていくための取組を紹介することを目的として、五つのブースを設置しました。このうち、スマート農業ブースにおいては、ミニトマトの熟度を検知して傷つけることなく収穫する全自動収穫ロボットや、次世代通信技術により万博会場と北海道の農場をつなぎ、遠隔操作等の体験ができるロボットトラクタ、いちごのパック詰めを全自動で行うロボット等を展示し、これらの操作体験等を通じて農業の未来の姿を発信しました。

このほか、JAS(日本農林規格)に親しんでもらい認知度を高める取組を実施するなど、食と文化を体感してもらうことを目的として多彩なプログラムを展開しました。

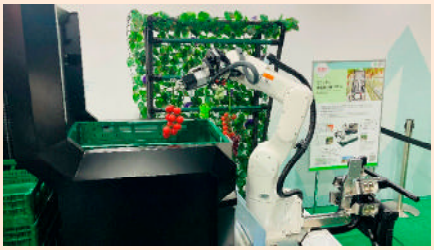
本出展を通じて、来場者に我が国の農林水産業と食文化の魅力を伝えることにより、全国各地へ誘客し、各地域での食文化等の体験や滞在を促し、地域振興やインバウンドを輸出につなげる好循環を構築していく考えです。



食文化ブース



輸出ブース



スマート農業ブース

(事例) インバウンドが快適に過ごせる環境でおもてなし(岡山県)

(1) ターゲットを絞りインバウンドを誘客



インバウンドによる食関連消費を拡大させるためには、様々な国・地域の事情を考慮し、インバウンドが安心して快適に過ごせる環境を整備することが求められます。とりわけ、イスラムの教えで許された健全な商品や活動の全般を意味する「ハラール」を考慮することは、世界で増加傾向にあるイスラム教徒(ムスリム)を誘客する上で重要です。

岡山県岡山市は、豊富な歴史・文化遺産、豊かな自然や食文化を有しています。アジアの諸都市につながる航空網も有していることから、これらを活かした誘客促進の戦略の一つとして、真庭市、吉備中央町とともに平成28(2016)年度に「岡山型ヘルスツーリズム連携協議会」(令和6(2024)年度から「岡山型ムスリムツーリズム連携協議会」に名称変更)を設立し、ムスリムをメインターゲットとした誘客に取り組んでいます。

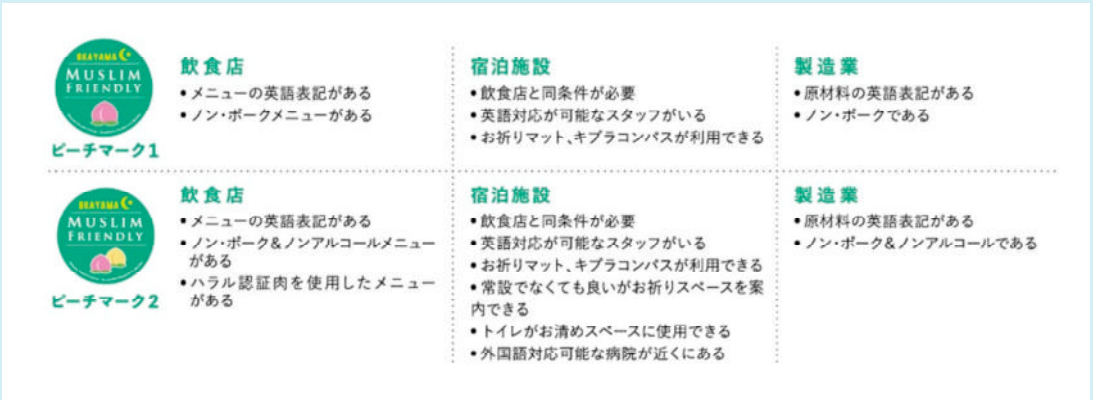
(2) 受入体制の整備、誘客プロモーションを実施

同協議会では、ムスリム観光客をスムーズに受け入れられるよう、独自の受入体制の整備と誘客プロモーションを行っています。

受入体制の整備のうち、ハラール認証については、その取得に多くの条件を満たす必要があるほか、取得に係る費用に見合う集客が見込まれない可能性があることが、地域の飲食店等にとっての高いハードルとなっていました。そこで、同協議会は、既存の設備等のままでもムスリム観光客に対応できる独自の基準について、地域に住むムスリムと検討の上、特産品である「もも」をシンボルとしたおもてなしマーク「ピーチマーク」を作成し、基準を満たした場合にこれを表示できるようにしました。地域の飲食店等が着実に対応を重ねていった結果、同マークを表示したことで、来店客数が増加した店舗もあり、令和6(2024)年度の同マーク取得店舗数は事業を開始した平成28(2016)年度の約2倍となっています。

誘客プロモーションについては、様々なツールを用いた情報発信、現地の旅行博覧会や商談会への出展等を行っています。公式サイトでは、同マーク認定店舗を紹介するなどの情報発信を行っているほか、ムスリム向けの観光ガイドブックを作成し、同サイトに掲載しています。

最近では事業者側からムスリムに関する研修の依頼があるなど、地域にムスリム対応の意識が強まってきており、同協議会は引き続き、同マーク取得店舗への定期的な訪問や、同協議会が作成した「おかやまムスリムおもてなしハンドブック」を活用しながら、安心して観光してもらえる環境整備を行い、ムスリム観光客も是非訪れたいと思える飲食店やスポットを増やしていくほか、近隣の地方公共団体とも連携したツアーの企画等を進め、観光の満足度を高めていくこととしています。



ピーチマークの基準

資料：岡山型ムスリムツーリズム連携協議会

第４章

国民一人一人の
食料安全保障・
持続的な食料システム

第1節 食品アクセスの確保

我が国においては、食料品の購入や飲食に不便や苦労を感じる者や、経済的理由により十分な食料を入手できない者が増加していると考えられるなど、いわゆる「食品アクセス」の問題が発生しており、関係省庁や地方公共団体等が連携して円滑な食品アクセスの確保に向けて対応していく必要があります。

本節では、食品アクセス問題の現状と円滑な食品アクセスの確保に向けた対応について紹介します。

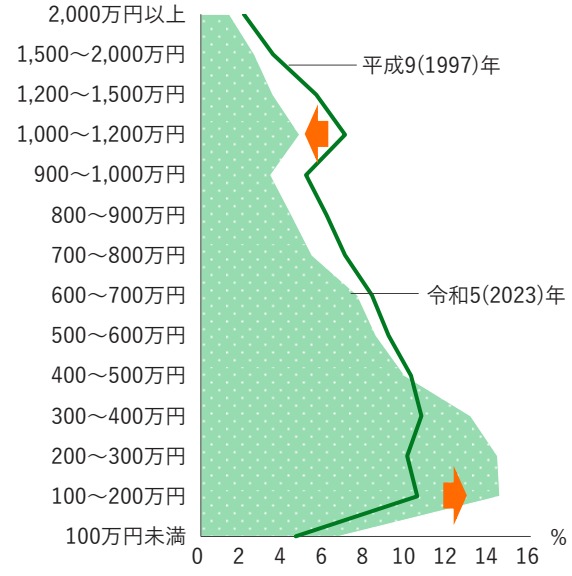
(1) 平時における食品アクセスの確保

(買物困難者・経済的に困窮している者の現状)

人口減少に伴う国内市場の縮小の影響は、特に過疎地で顕在化・深刻化しており、高齢者等を中心に食料品の購入や飲食に不便や苦労を感じる人、いわゆる「買物困難者」が増加しています。農林水産政策研究所が公表した調査によると、令和2(2020)年の食料品アクセス困難人口は全国で904万3千人と推計されており[1]、買物困難者の食品アクセス(物理的アクセス)の確保に向けた対応が必要となっています。

また、厚生労働省の調査によると、所得金額階級別世帯数の相対度数分布について、平成9(1997)年と令和5(2023)年を比較すると、高所得世帯割合が低下し、200万円未満等の低所得世帯割合が上昇しています(**図表4-1-1**)。このようなデータは、経済的な理由により十分な食料を入手できない人が増加していることをうかがわせるものであり、経済的に困窮している者の食品アクセス(経済的アクセス)の確保に向けた対応も必要となっています。

図表4-1-1 所得金額階級別世帯数の相対度数分布の変化



資料：厚生労働省「国民生活基礎調査」を基に農林水産省作成

(「食品アクセスの確保に関する支援策パッケージ」に基づき地域の取組を促進)

食品アクセスの問題が顕在化している中、平時から国民一人一人が食料にアクセスでき、健全な食生活を実現できるようにすることが重要です。このためには、地域の関係者が連携して取り組む体制づくりや、食品流通業者等による流通サービスの確保、フードバンク[2]やこども食堂[3]等の機能強化等が必要になっています。

---

[1] 農林水産政策研究所「食料品アクセス困難人口の推計結果」(令和6(2024)年2月公表)
[2] 食品関連事業者やその他の者から、まだ食べることのできる未利用食品等の提供を受け、貧困や災害等により必要な食品を十分に入手できない者にこれを提供するための活動を行う団体
[3] 子供たちを中心に、無料又は安価でバランスの良い食事や温かな団らん、共食の場を提供する、地域住民等による自主的な取組

農林水産省では、令和5(2023)年度以降、関係省庁の支援策を組み合わせて活用できるよう、「食品アクセスの確保に関する支援策パッケージ」を取りまとめており、関係省庁と連携して開催する「食品アクセス全国キャラバン」等によりその周知を図り、地方公共団体や民間事業者等による支援策の活用及び各地域における食品アクセスの確保に向けた取組を促進しています。

また、円滑な食品アクセスの確保に向けて、地域の関係者が連携して取り組む体制づくりや、それに向けた現状・課題の調査等を支援しています。

(買物困難者対策を促進)

農林水産省では、平成23(2011)年度以降、全国の市町村を対象として、食料品の購入に不便や苦労を感じている住民への対策に関するアンケート調査を実施し、その結果を「食品アクセス(買物困難者等)問題ポータルサイト」を通じて情報発信しています。また、買物困難者に関する課題が明らかになった地域において、それぞれの課題に応じ、買物支援バスの運行等による交通手段の確保、移動販売車の導入やドローンを活用した配送等によるラストワンマイル物流の確保に向けた取組を促進することとしています。

食品アクセス(買物困難者等)問題ポータルサイト

URL：https://www.maff.go.jp/j/shokusan/eat/syoku_akusesu.html

(事例) ドローンを活用した買物支援により、生活の質が向上(長崎県)

長崎県五島市のそらいいな株式会社は、福江島を拠点として五島列島のほかの離島へ、自動飛行型ドローンで医療用医薬品や日用品、食品を定期的に配送しています。

同市には商店のない離島が多く、島民が、商店がある福江島に定期船でまとめ買いに行く必要がありますが、日持ちの観点で商品選択の幅が限定されています。

同社は、離島に新鮮な食品を提供するために、最大11機のドローンで拠点から設定された目的地まで、配送しています。ドローンは、目的地の半径10m以内にパラシュートを使って荷物を安全に投下し、受け手に物資を届けます。この仕組みによって、離島に住む人々は食品を手軽に購入できるようになりました。高齢者にも配慮し、SNSに加えて、電話、FAXで注文を受け付けています。さらにスマートフォンアプリの実装も予定しています。

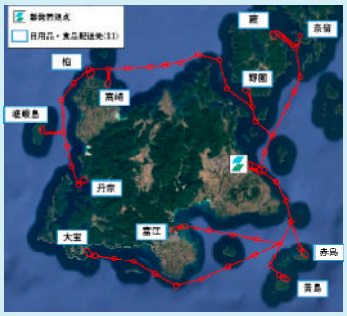
この取組は、令和5(2023)年3月から配送料を有償化した後も事業として継続しており、離島の物流課題を解決し、生活の質向上に貢献しています。





自動飛行型ドローンによる配達の様子

資料：そらいいな株式会社



飛行経路

資料：そらいいな株式会社

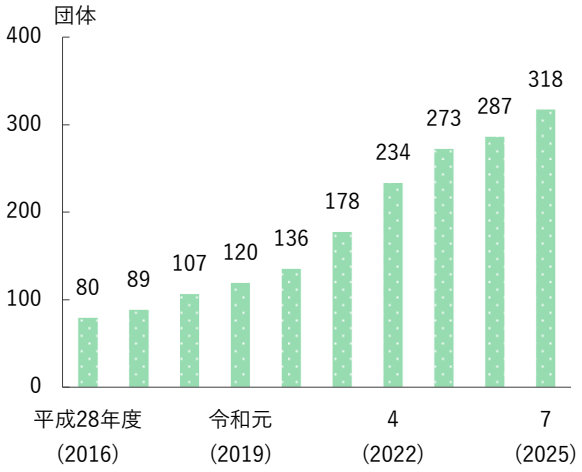
(フードバンクの活動支援を強化)

令和8(2026)年3月末時点で、農林水産省ウェブサイトへの掲載の希望があったフードバンクは全国で318団体に拡大しています(**図表4-1-2**)。

フードバンクの活動は、食品ロス削減に直結するとともに、経済的に困窮している者への多様な食料の提供につながるものであることから、農林水産省では、フードバンクの機能強化等を支援しています。

また、食品事業者からの未利用食品の提供を促進するため、食品寄附等に関する官民協議会において令和6(2024)年12月に策定された「食品寄附ガイドライン～食品寄附の信頼性向上に向けて～」の普及啓発を消費者庁が中心となって行っており、農林水産省では、フードバンクやこども食堂等への食品の寄附が進むよう、企業とのマッチングや、企業による寄附の内容の見える化を推進しています。さらに、国の災害用備蓄食品について、食品ロス削減や経済的に困窮している者への支援の観点から、入替え時に、フードバンク等への提供に取り組んでいます。

図表4-1-2 フードバンク数



資料：農林水産省作成
注：各年度末時点の数値

(事例) 食品提供システムにより、提供者と受取者をマッチング(三重県)

三重県は、「食品ロスの削減」と「生活困窮者支援」を同時解決するため、令和3(2021)年7月から三重県食品提供システム「みえ～る」を運用し、企業や団体が提供する未利用食品を生活困窮者支援に活用しています。「みえ～る」は、経済的に困難な状況にある方々が安定して食品を確保できるよう、地域の支援団体や福祉施設と迅速かつ直接的につなぐ役割を果たしています。



「みえ～る」では、提供者が無償で提供する食品情報をウェブサイト上に登録し、受取者とマッチングを行います。同県が仲介せずに、提供者と受取者が直接やり取りを行うため、スムーズに受取を行うことができます。令和8(2026)年3月末時点で、945件、約41tの食品のマッチングが成立しました。



三重県食品提供システム「みえ～る」
資料：三重県

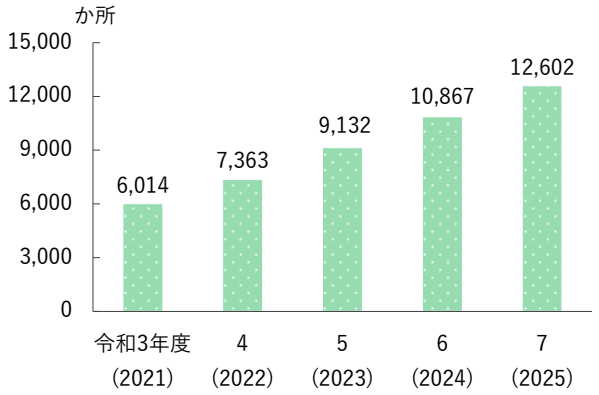
今後も関係団体、特定非営利活動法人、企業と連携し、登録団体の拡大を図りながらシステムの運用を更に広げていくこととしています。

（こども食堂等による食料提供の取組を推進）

認定特定非営利活動法人全国こども食堂支援センター・むすびえが令和7(2025)年6～10月に実施した調査によると、こども食堂の数は全国で少なくとも1万2,602か所となっています(**図表4-1-3**)。

こども食堂は、共食の場の提供のほか、子供の居場所づくりや、経済的に困窮している者の食品アクセスの確保の観点からも重要な取組です。農林水産省では、こども食堂等の取組を支援しており、令和2(2020)年度から、政府備蓄米の無償交付を行っています。令和6(2024)年11月からは、食育活動を支援するフードバンクも交付対象に加えており、令和7(2025)年度は、無償交付の申請機会を更に拡大したところです。

図表4-1-3 こども食堂数



資料：認定特定非営利活動法人全国こども食堂支援センター・むすびえの資料を基に農林水産省作成

(2) 不測時における食品アクセスの確保

（不測時における食品アクセスの確保）

国民一人一人に食料が行き届くよう、大規模な自然災害等に備えて、平時からの対策として、食料のサプライチェーンを維持・強化し、発生時には、プッシュ型支援を実施しています。また、食料供給が困難となる場合に、食料供給困難事態対策が効率的かつ効果的に実施されるよう、国民各層の理解の醸成を図ることとしています。

第2節 食品産業の発展

食品産業は、国産農林水産物の主要な仕向先であり、農業と消費者の間に位置し、食料の安定供給を担うとともに、消費者ニーズを生産者に伝達する役割を担っています。また、多くの雇用や付加価値を生み出すとともに、環境負荷の低減等にも取り組んでいます。

本節では、食品産業の動向や、JAS[1]を始めとした規格・認証の活用等について紹介します。

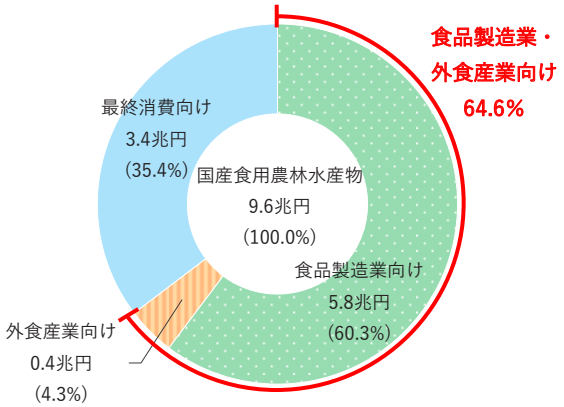
(1) 農林漁業者との安定的な取引関係の確立

(国産食用農林水産物の仕向先の約3分の2が食品製造業・外食産業)

令和2(2020)年における国産食用農林水産物の仕向先を見ると、64.6%が食品製造業・外食産業に仕向けられており、食品産業は国産食用農林水産物の最大の仕向先となっています(**図表4-2-1**)。

さらに、品質の高い製品を提供することにより我が国の食生活の豊かさを支えています。

図表4-2-1 国産食用農林水産物の用途別仕向割合



資料：農林水産省「令和2年(2020年)農林漁業及び関連産業を中心とした産業連関表(飲食費のフローを含む。)」を基に作成

(食料システム法に基づく計画認定制度を創設し、食品産業と農業の連携等を推進)

持続的な食料システムの実現には、食品産業における国産原材料の利用促進、産地との連携強化や生産性の向上等を推進し、その体質強化・事業継続を図ることや、原材料調達や製造工程等における持続性に配慮した産業への移行を推進していくことが重要となっています。

また、令和7(2025)年6月に公布された「食品等の流通の合理化及び取引の適正化に関する法律及び卸売市場法の一部を改正する法律」による食料システム法[2]に基づき、合理的な費用を考慮した価格形成[3]と食品産業の持続的な発展に向けた施策を一体的に推進することとしています。

同法では、食品産業の持続的な発展を促すため、農林漁業者との安定的な取引関係の確立、流通の合理化、環境負荷の低減、消費者の選択支援に計画的に取り組む食品等事業者の認定制度を創設し、同計画認定制度に関する規定は同年10月に施行されました。認定を

[1] Japanese Agricultural Standardsの略で、日本農林規格のこと
[2] 正式名称は「食品等の持続的な供給を実現するための食品等事業者による事業活動の促進及び食品等の取引の適正化に関する法律」
[3] 第4章第3節を参照

受けた計画に対して、公庫による長期低利融資、中小企業経営強化税制等の税制特例、農研機構の設備等の供用等の措置を講ずることとしています。あわせて、地方公共団体等がコンソーシアム等を構成し、食品等事業者の取組を連携して支援する取組に対する認定制度も創設しています。

食品等事業者を対象とした計画認定制度は令和7(2025)年度には54件の計画を認定したところであり、このうち、農林漁業者との安定的な取引関係の確立の取組では、食品企業が、冷凍食品工場で発生する残さを堆肥化し農業者へ提供し、同堆肥を用いて栽培された野菜を冷凍食品の原料とする、資源循環を通じた農業者との安定取引拡大の取組等が認定されています。

(事例) 地元農家との連携を通じて食品の付加価値と農家所得の向上を推進(宮城県)

宮城県栗原市の有限会社川口納豆は、国産・地元産の大豆にこだわった納豆を始めとする加工食品を開発・製造しています。

同社は、消費者に大豆本来の味を楽しんでもらえるよう、たれ等を添付しない納豆を製造しています。高品質な大豆を仕入れるため、同市内の地元農家と直接契約を結び、原材料の安定調達を進めるとともに、大豆を品質に見合った価格で買い取ることにより、農家所得の向上や品質に対する意識の向上を促しています。

また、同社は、気候風土に適した新品種「すずみのり」に着目し、豊かな自然と篤農家の情熱が育んだプレミアム納豆をコンセプトとして、同品種を100%使用した付加価値の高い新商品の開発を目指しています。さらに、同市内の契約を結んだ地元農家の想いや栽培へのこだわりをストーリーにして伝えることを通じ、高収益なブランドを確立することとしています。くわえて、同品種の生産規模拡大と安定調達のため、同社から農家にトラクター等の農業機械を貸与することとしています。





オリジナル乾燥納豆のPR
資料：有限会社川口納豆

このほか、同社は地元で米の生産に取り組み、米と地元特産のみそ、納豆を使用したせんべいを開発・製造しています。せんべいを製造する際に出る端材等は地元の養鶏場に餌として提供し、環境負荷低減と地元への貢献に取り組んでいます。

(特定農産加工業者の経営改善と原材料の調達安定化を推進)

国際情勢の影響を受け、輸入原材料の価格水準の上昇・高止まりが生じている中、農産加工業者の経営環境は厳しさを増している状況にあります。

このため、令和6(2024)年7月の改正後の特定農産加工業経営改善等臨時措置法に基づき、原材料価格が大幅に上昇したパン、麺、菓子、大豆加工品等の分野で、小麦、大豆等を原材料として使用する特定農産加工業者等による原材料の調達安定化に向けた取組に対する支援措置を実施しています。



新たに導入した国産大豆を使用した厚揚げ製造ライン
資料：相模屋食料株式会社

また、関税引下げ等による安価な輸入農産加工品との価格競争等の影響を受けている業種については、これに属する特定農産加工業者等による事業の合理化等の経営改善の取組を支援しています。

(2) 流通の合理化

(官民合同で物流効率化に向けて対応)

我が国の物流については、今後想定される輸送力不足の解消や2050年ネット・ゼロ[1]の実現、自動運転等の技術革新への対応等の大きな変革を迫られています。このような状況に対応するため、政府は、令和8(2026)年3月に、我が国の物流施策の方向性を示す新たな「総合物流施策大綱(2026年度～2030年度)」を閣議決定しました。

物流の課題への制度的対応として、「物資の流通の効率化に関する法律」に基づき、令和7(2025)年4月から、荷主や物流事業者等に対して物流効率化に取り組む努力義務を課しており、さらに令和8(2026)年4月からは、一定規模以上の事業者に対し、物流効率化の取組に関する中長期計画の作成や定期報告を義務付けることとなっています。また、令和8(2026)年1月に施行された「下請代金支払遅延等防止法及び下請中小企業振興法の一部を改正する法律」により改正された「製造委託等に係る中小受託事業者に対する代金の支払の遅延等の防止に関する法律」及び「受託中小企業振興法」により、物流の取引適正化も進められることとなりました。

このような我が国の物流をめぐる情勢の中で、引き続き食品の流通を確保していくために、令和5(2023)年度に設置した農林水産省と民間の関係団体等で構成される「農林水産品・食品の物流に関する官民合同タスクフォース」において、令和12(2030)年度に向けた重点取組事項として、パレット標準化、デジタル化、商慣習の見直し、モーダルシフト・中継輸送の4項目を新たに定め、具体的な物流課題の把握・対応を行っています。令和7(2025)年11月には全体会合を開催し、各業種での物流改善の取組事例等について情報交換を行ったところです。

(卸売市場の物流機能を強化)

卸売市場は、野菜、果物、魚、肉等の日々の食卓に欠かすことのできない生鮮食料品等を国民に円滑かつ安定的に供給するための基幹的なインフラであり、多種・大量の物品の効率的・継続的な集分荷、公正で透明性の高い価格形成等の重要な機能を担っています。

食料安全保障の強化が求められる中、持続的に生鮮食料品等の安定供給を確保していくため、老朽化に伴う施設の更新や、物流施策全体の方向性と調和し、標準化・デジタル化に対応して物流機能を強化するための施設整備が必要となっています。

農林水産省では、物流機能を強化するために、コールドチェーンの確保等に資する施設や、中継共同物流に必要な施設の整備等を支援することとしています。このような施設を活かし、荷の大ロット化・予冷を行ってトラック輸送から鉄道・船舶輸送等への転換(モーダルシフト)等を行う取組も見られます。

[1] 第5章第2節を参照

(事例) モーダルシフトによる物流生産性の向上(高知県)

高知県芸西村(げいせいむら)では温暖な気候を活かした施設園芸が盛んです。同村の施設ピーマンの生産者は、物流生産性の向上を図るため、運送事業者と共に「NKO(エヌケーオー)協議会」を立ち上げ、ピーマンが他の品目と比較し空輸における輸送効率が高いという特徴を活かし、旅客機の床下スペースを活用したモーダルシフトに取り組んでいます。

トラックや船舶の輸送と比較し、空輸は輸送費が高額となる傾向にありますが、床下スペースはピーマンの鮮度維持に適した一定の気温に保たれているという利点があります。また、旅客機の出発時刻に合うよう作業内容を見直し、出荷用段ボール箱の自動組立機械や、搬入から袋詰め、重量チェックといった一連の集出荷作業を自動化する荷受コンベア設備を導入することで、作業時間の削減と出荷量の拡大を実現し、海外市場を含む遠距離地への短期間輸送を可能にしました。

今後、同協議会の構成員や他のピーマン生産者と協力して取扱量を増やしつつ、集出荷作業の更なる自動化を進め、国内外の市場への出荷を積極的に展開することとしています。





旅客機へのピーマンの積込み
資料：日本通運株式会社

(3) 技術の開発・利用の推進

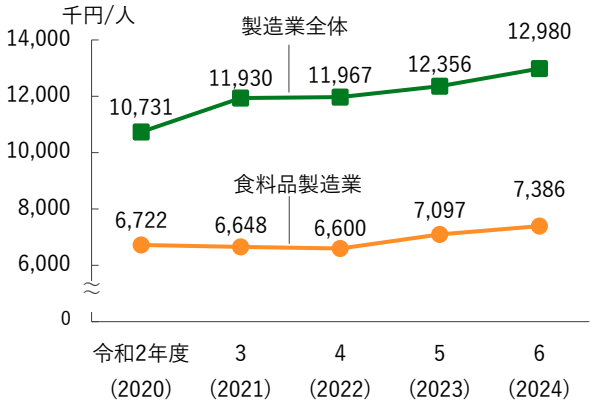
(食料品製造業の労働生産性は前年度に比べ向上)

令和6(2024)年度における食料品製造業の労働生産性は、前年度に比べ4.1%向上し7,386千円/人となっています(**図表4-2-2**)。

他方、食品製造業の人手不足・人材不足が引き続き課題となる中、生産性の向上が急務となっています。

このため、農林水産省では、経済産業省等と連携し、生産性の向上に資するAI、ロボット等の先端技術の研究開発、実証・改良から普及までを総合的に支援することとしています。

図表4-2-2 製造業全体と食料品製造業の労働生産性



資料：経済産業省「経済産業省企業活動基本調査」を基に農林水産省作成
注：1) 労働生産性=付加価値額÷常時従業者数
2) 令和6(2024)年度実績は速報値

(我が国発・地域発のフードテックビジネス創出を推進)

世界の食料需要の増大に対応した持続可能な食料供給のほか、個人の多様なニーズを満たす健康で豊かな食生活や、食品産業の生産性の向上の実現が求められている中、フードテック[1]を活用した新たなビジネスの創出への関心が世界的に高まっています。

[1] 生産から流通・加工、外食、消費等へとつながる食分野の新しい技術及びその技術を活用したビジネスモデルのこと

このため、基本計画、「地方みらい共創戦略[1]」において、我が国発・地域発のフードテックビジネス及びフードテックを活用した食品産業の発展・地域活性化を推進することとされました。このような中、更なる経済成長を実現するため、令和7(2025)年11月に設置された日本成長戦略本部において、フードテックが17の戦略分野の一つに位置付けられたことから、同年12月に農林水産省においてフードテックワーキンググループを立ち上げ、農林水産大臣のもと、官民連携の戦略的投資を促進するための方策を検討しています。令和8(2026)年3月には第2回フードテックワーキンググループを開催し、植物工場等の官民投資ロードマップの作成に向けた意見交換等を行いました。

気候変動による異常気象の頻発化等の食料安全保障上のリスクが高まるとともに、国内の労働人口の減少が予測される中で、フードテックは食料の安定供給や労働生産性の向上等に貢献することが期待されています。例えば国内のスタートアップでは、密閉方式の栽培装置により、栽培環境を高精度で制御できる完全閉鎖型植物工場や、食材をいためて盛り付け、鍋を洗浄するまでの過程を自動化した調理ロボットの開発が進められているところです(**図表4-2-3**)。

図表4-2-3 フードテック分野の取組例



完全密閉型栽培装置のイメージ
資料：株式会社プランテックス



自動調理ロボットのイメージ
資料：TechMagic株式会社

(農林水産物・食品の競争力強化につながるJASの普及・展開)

近年、輸出の拡大や市場ニーズの多様化が進んでいることから、農林水産省では、JAS法[2]に基づき、農林水産物・食品の品質だけでなく、事業者による農林物資の取扱方法、生産方法、試験方法等について認証する新たなJAS制度を推進しており、事業者や産地の創意工夫により生み出された多様な価値・特色が戦略的に活用され、我が国の農林水産・食品分野の競争力の強化につながることが期待されています。

令和7(2025)年度は、アーモンドミルクや日本茶普及推進専門員等のJASの制定に向けて、規格の要件等について整理するとともに、トマト加工品、地鶏肉等のJASを見直しました。また、このようなJASの認知度を高めるため、イベントやスーパーでの周知活動を行いました。

さらに、有機食品や有機酒類の輸出拡大に資するため、既に有機同等性を相互承認している国・地域との間で対象範囲の拡大を進めており、令和7(2025)年5月にはEUとの間で畜産物及び酒類について、同年10月には米国及び英国との間で酒類について、それぞれ有

[1] 第6章第1節を参照
[2] 正式名称は「日本農林規格等に関する法律」

機同等性の対象品目として追加しました。くわえて、英国との間で畜産物を追加し、令和8(2026)年度から発効できるよう手続を進めました。

このほか、農林水産省では、輸出促進に向けた海外との取引を円滑に進めるための環境整備として、産学官の連携により、ISO[1]規格等の国際規格の制定・活用及びJASの国際標準化を進めています。

(4) 事業基盤の充実等

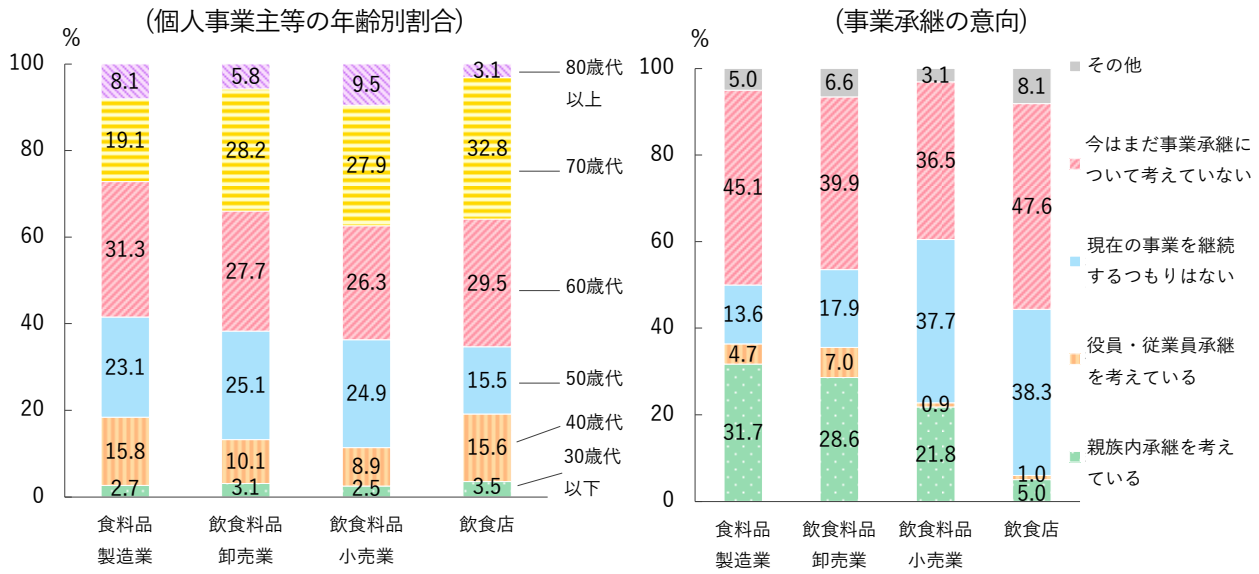
(経営者の高齢化により事業承継の課題を抱える企業が多数存在)

中小企業が大半を占める食品産業では、経営者の高齢化により事業承継の課題を抱える企業の割合が高くなっています(**図表4-2-4**)。

国内市場を対象としてきた食品事業者の中には、人口減少に伴う国内市場の縮小が避け難いこと等を背景として、自身の世代での廃業を考え、将来に向けた生産拡大や設備の更新等の追加投資を控えるなど、撤退を視野に入れている事業者も見られます。

食料には食品製造業による加工を経て消費者に届くものが多いことに加え、加工食品の中には、地域の農林水産業と密接に関係し地域の食文化を反映するものも多いことから、食品製造業を次世代につなげていくことが重要です。農林水産省は、事業の円滑な引継ぎやその後の経営革新に向けた取組等を通じた食品事業者の事業基盤の充実を促進するとともに、世界の食市場を視野に入れた食品産業への転換を図るため、食品産業における海外展開の促進に取り組むこととしています。

図表4-2-4 個人事業主等の年齢別割合、事業承継の意向



資料:中小企業庁「令和6年中小企業実態基本調査」を基に農林水産省作成

注:1) 令和5(2023)年度決算実績の数値

2) 個人事業主等は、法人企業の社長を含む。

3) 「その他」は「会社への引継ぎを考えている」、「個人への引継ぎを考えている」、「その他の方法による事業承継を考えている」等と回答した者の割合

[1] International Organization for Standardizationの略で、国際標準化機構のこと

第3節 合理的な費用を考慮した価格形成

食料の持続的な供給を実現するためには、生産だけでなく、加工、流通、小売等の各段階の持続性が確保される必要があり、このことは、消費者の利益にもかなうものです。生産や流通に要するコストが上昇する中、我が国の農業・食品産業において食料の持続的な供給を実現するためには、これらのコストを適切に価格へ転嫁することが重要です。そのためには、食料システムの各段階におけるコストを把握・明確化し、生産から消費に至る食料システム全体で合理的な費用が考慮される仕組みを構築する必要があります。

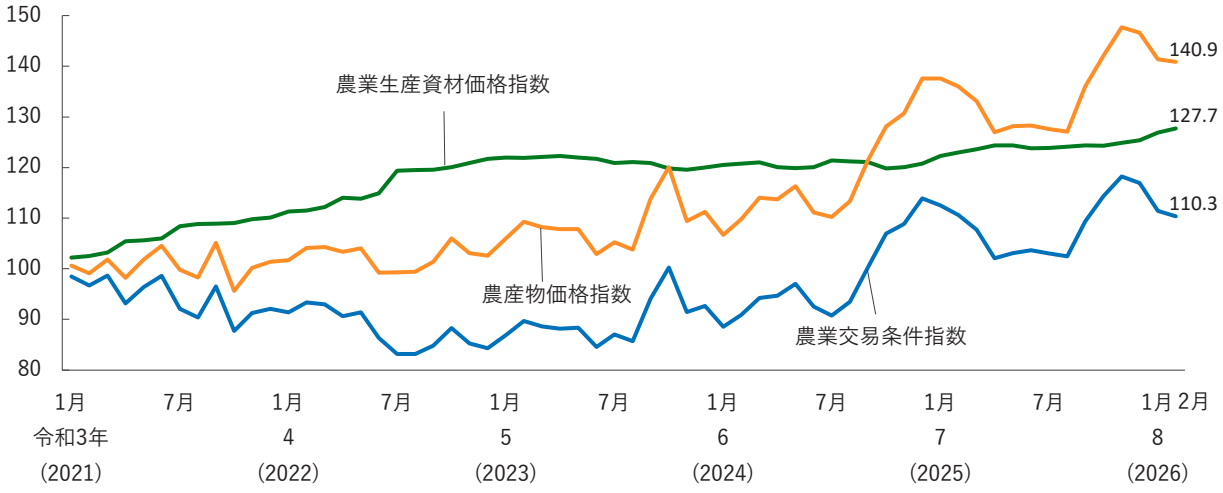
本節では、価格転嫁等の動向や、国民の理解と納得を得られる合理的な費用を考慮した価格の形成に向けた取組について紹介します。

(1) 農産物と農業生産資材の価格動向と課題

(農業生産資材価格指数は高止まり、農産物価格指数は上昇傾向で推移)

農業経営体が購入する農業生産資材価格に関する指数である農業生産資材価格指数については、令和3(2021)年以降、肥料や飼料等の価格高騰により上昇し、令和5(2023)年4月以降は横ばい傾向で推移しており、令和8(2026)年2月時点で127.7となっています(**図表4-3-1**)。一方、農業経営体が販売する農産物の生産者価格に関する指数である農産物価格指数については、令和3(2021)年以降、ほぼ横ばいで推移しており、農産物価格と農業生産資材価格の相対的な関係の変化を示す農業交易条件指数については、おおむね令和2(2020)年の平均値である100を下回る水準で推移していました。その後、令和6(2024)年8月以降、米や野菜等の価格が大きく上昇したことを受け、上昇基調で推移しており、令和8(2026)年2月時点では110.3となっています。令和6(2024)年9月以降は100を上回る水準で推移しています。

図表4-3-1 農業生産資材及び農産物の価格指数と農業交易条件指数



資料：農林水産省「農業物価統計調査」

注：1) 令和2(2020)年の平均価格を100とした各年各月の数値

2) 令和7(2025)、8(2026)年は概数値

3) 農業交易条件指数=農産物価格指数÷農業生産資材価格指数×100

4) 農業交易条件指数は令和2(2020)年の平均値を100とした各年各月の数値から算出

（コスト高騰を踏まえた農産物・食品への価格転嫁を推進）

農林水産省では、食品製造業者と小売業者、又は卸売市場の仲卸業者等と小売業者との取引関係において問題となり得る事例等を示した「食品製造業者・小売業者間における適正取引推進ガイドライン」及び「卸売市場の仲卸業者等と小売業者との間における生鮮食料品等の取引の適正化に関するガイドライン」の普及を通じて、取引上の法令違反の未然防止に努めるとともに、事業者の品質向上等の経営努力が報われる適正な取引を推進しています。

農業生産資材や原材料の価格高騰は、農業者や食品企業の経営コストの増加に直結し、最終商品の販売価格まで適切に転嫁できなければ、食料安定供給の基盤自体を弱体化させるおそれがあります。このため、農業者や製造事業者等の売り手が自らのコスト構造を把握し、買い手に対して説明できるようにすることで、コストの実態について消費者等の理解を得ながら、食料システム全体で合理的な費用を考慮した価格形成が行われるよう、環境整備を進めていくことが必要です。

（事例）生産コストの見える化による価格交渉（静岡県）

静岡県静岡市（しずおかし）の静岡県経済農業協同組合連合会（以下「JA静岡経済連」という。）は、令和7（2025）年に策定した「JA静岡経済連3か年計画」において、生産コストの上昇を加味した販売価格の実現を位置付けています。農業経営を支えるためには、安定的な取引関係を構築しつつ、価格交渉を行うことが重要です。このため、JA静岡経済連では、産地が価格形成等に関与する取引である直接販売取引を進めています。

農業生産資材の価格高騰により経営費が上昇する中、価格交渉を円滑に進めるためには、経営費の上昇分を「見える化」することが重要です。JA静岡経済連では、令和4（2022）年から、同県がモデルごとに作成した栽培コストに、JA静岡経済連が取り扱う農業生産資材の価格を反映させることで、主要品目の標準的な経営費を算出し、経営費の増加に対する実需者の理解を得ることに役立てています。具体的には、卸売業者を通じて実需者の希望数量を取りまとめた上で販売先を決定するとともに、取引価格は、前年の市場価格をベースに経営費の上昇分を加味した消費者が継続して購入できる価格となるようバランスを考慮して設定しています。

また、価格交渉に先立ち、流通関係者と販売戦略を共有するために戦略書を作成して、需要量のヒアリングを実施し、生産計画と照らし合わせた販売計画書の作成、生産者・卸売業者等との意見交換等を行っています。このような取組を通じて、産地と実需の関係者間で販売強化に向けた連携と信頼関係の構築を進めています。



生産者の 生産基盤の強化 に資する内容	
基本目標１	産地の維持・拡大に向けた 生産基盤の強化
基本戦略１	組合員の農を支える事業活動
＜戦略１＞	JA域を超えた事業連携・協調による 生産基盤の強化
＜戦略２＞	生産コストを考慮した適正な価格形成 と販売力強化
＜戦略３＞	系統結集力の発揮による生産コスト 削減
＜戦略４＞	環境調和型農業・スマート農業への 対応

ＪＡグループの 経営基盤の強化 に資する内容	
基本目標２	事業環境の変化に対応しうる 経営基盤の構築
基本戦略２	組合員のくらしを軸とした 総合事業の展開
＜戦略５＞	地域共生と豊かな暮らしの実現
＜戦略６＞	ＪＡ・経済連の新たな一体的事業 運営体制の構築

「JA静岡経済連3か年計画」の内容

資料：静岡県経済農業協同組合連合会

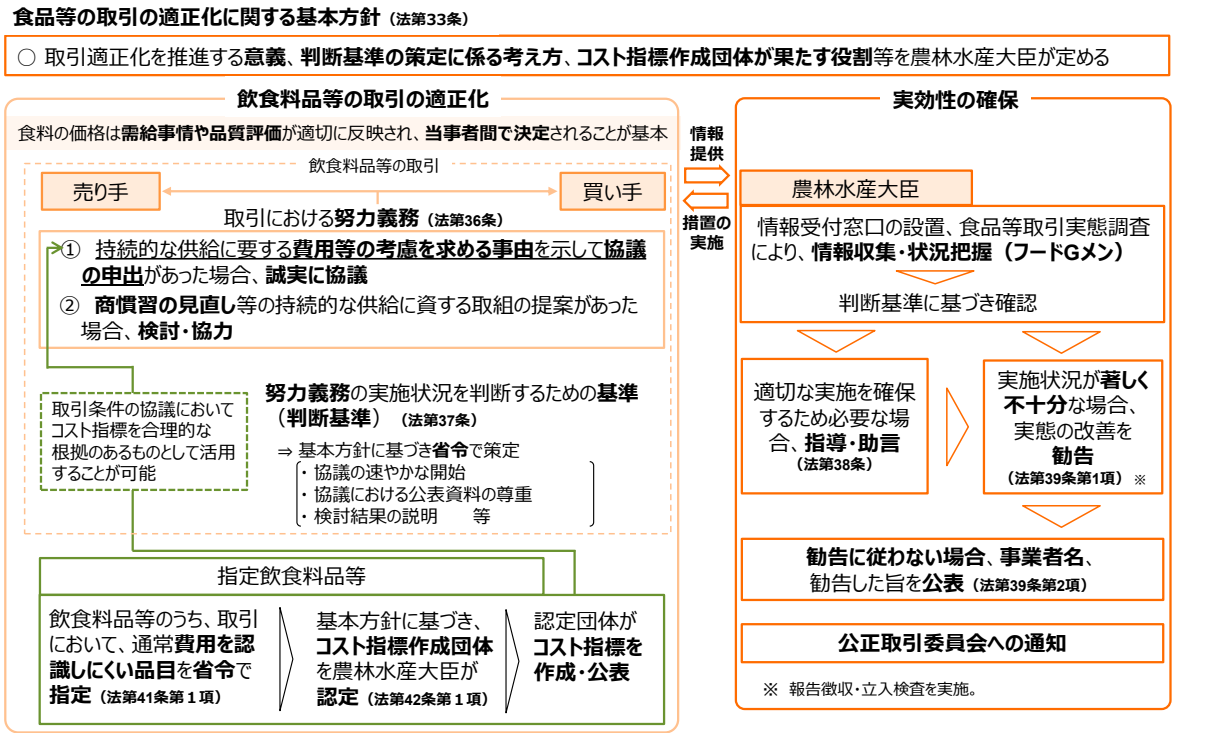
(2) 合理的な費用を考慮した価格形成に向けた取組が進展

(食料システム法に基づきコスト指標の対象品目を指定)

合理的な費用を考慮した価格形成の仕組みづくりに当たり、農林水産省では、令和5(2023)年8月に設置した「適正な価格形成に関する協議会」において、米、野菜、飲用牛乳、豆腐・納豆について実務に精通した取引担当者等による課題の分析等を行いました。

こうした議論を踏まえ、食料システム法では、食品産業の持続的な発展を促す認定制度を創設[1]するとともに、食品等の取引の適正化を図るため、売り手と買い手双方に対する努力義務の措置と努力義務が果たされているかの判断の基準となるべき事項(判断基準)の策定を行い、取組が不十分な場合等には農林水産大臣による指導・助言、勧告・公表、公正取引委員会への通知等の措置を講ずることとしています(**図表4-3-2**)。さらに、取引において、消費者の値頃感等から、飲食料品等のうち持続的な供給に要する費用について認識しにくいものの指定や当該指定飲食料品等についてコストの指標を作成する団体の認定、卸売市場における指標の公表等の措置も講ずることとしており、令和8(2026)年1月に米穀、野菜、豆腐、納豆、飲用牛乳(成分無調整牛乳のみ)を指定飲食料品等として規定する省令を公布しました。食料システム法に基づく食品等の取引の適正化について、令和8(2026)年4月の施行に向けて実効性を確保するため、令和7(2025)年10月から農林水産省本省や地方農政局等に専門職員(フードGメン)を配置し、生産から販売に至る各段階の取引実態調査を行うほか、取引や協議に関する外部からの相談等に対応する情報受付窓口を設置し、体制整備に取り組んでいるところです。

図表4-3-2 持続的な供給に要する費用を考慮した取引の適正化のための具体的措置



資料：農林水産省作成

[1] 第4章第2節を参照

(3) 消費者の理解醸成に向けて

(フェアプライスプロジェクトを引き続き展開)

持続的な食料システムを確立するためには、生産者等の売り手と小売業者等の買い手との間でコストを考慮した取引が行われることに加え、消費者からコストの実態に対する理解と支持を得ることが不可欠です。

このため、農林水産省では、農林水産業の現状や我が国の未来について考え、生産等の現場の実情やコスト高騰の背景等を分かりやすく伝える広報活動「フェアプライスプロジェクト」を継続して実施しています。同プロジェクトのウェブサイトでは、生産者のインタビューのほか、生産者と消費者をつなぐ食品スーパーにおける価格決定の難しさを描いた動画等を紹介しています。



テレビアニメーション
「あはれ！名作くん」との
コラボビジュアル

(コラム) 値段のないスーパーマーケット・豆腐屋さんを開催

農林水産省は、食品の合理的な費用を考慮した価格形成について消費者が主体的に考える場を提供するため、「フェアプライスプロジェクト」の一環として、「値段のないスーパーマーケット」を開催しました。同イベントは、農林水産・食品産業を取り巻く現状について学び、値付け体験を通して食品の価格が生産者・流通業者・販売者・消費者にとって「フェアな値段」であるとはどういうことかを考えてもらうという取組で、令和7(2025)年2月の4日間、東京都で、令和7(2025)年11月の2日間、大阪府で開催されました。

同イベントでは、実際のスーパーマーケットのように牛乳、豆腐、納豆、野菜が陳列されていますが、商品には値札が付いていません。参加者は、展示されたパネルから生産や流通にまつわる現状について学んだ上で、自分がフェアだと考える価格を設定し、その価格で商品を購入することができます。購入後には、自分で設定した価格と実際の小売価格との比較結果が記載されたレシートが発行され、価格に対する理解を深めることができる仕組みになっています。

また、会場ではショートドラマやアニメーション、インタビュー動画等も上映され、子供から大人まで幅広い層が楽しみながら学べる工夫が施されました。多くの来場者が価格を自分で決めるという新しい体験を通じて、食品の価値や価格の裏側にあるストーリーに触れることを目指したものです。

さらに、同プロジェクトの一環として「値段のない豆腐屋さん」が令和7(2025)年10月の4日間、東京都で開催されました。豆腐を消費者が購入するまでのサプライチェーンにも目を向けながら「フェアな値段」について考えてもらう場を提供しました。まず、豆腐の原料となる大豆の生産から、豆腐を製造し、小売店に並べられるまでの工程やコスト、食品の供給に係る背景について、展示を通して学んでもらいました。その上で、将来にわたって良質な豆腐が提供され続けるためには豆腐の値段はいくらが妥当であるか、豆腐の値付け体験を通して、考えてもらいました。

このような取組は、単なるイベントにとどまらず、持続的な食料供給の実現に向けた社会的な意識改革の一環であり、オンライン上で値付けできるウェブ体験版や学校での出前授業等を通じて、全国的に展開することとしています。



イベント会場内



体験レジ

第4節 食品の安全確保と消費者の信頼の確保

食品の安全性を向上させるためには、食品を通じて人の健康に悪影響を及ぼすおそれのある有害化学物質・有害微生物について、科学的根拠に基づいたリスク管理[1]等に取り組むとともに、農畜水産物・食品に関する適正な情報提供を通じて消費者の食品に対する信頼確保を図ることが重要です。

本節では、国際的な動向等に対応した食品の安全確保と消費者の信頼の確保に向けた取組について紹介します。

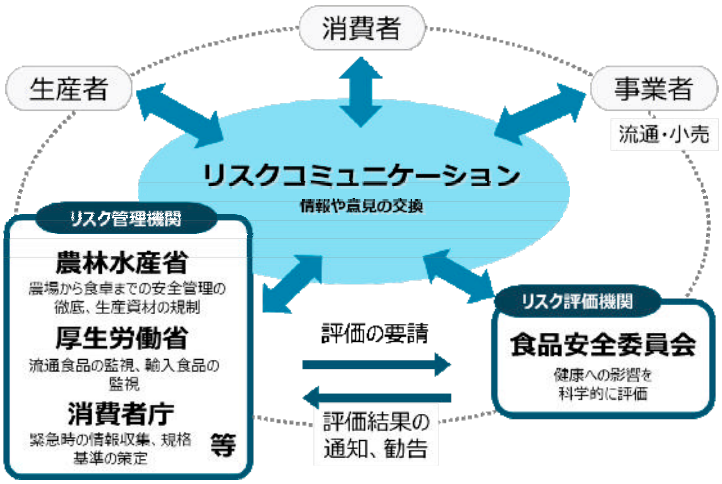
(1) 科学的知見等を踏まえた食品の安全確保の取組の強化

(リスク評価機関とリスク管理機関が相互に連携し、食品の安全を確保)

食品安全基本法は、「国民の健康保護が最も重要」、「農場から食卓まで」、「科学的知見に基づき、後始末より未然防止」といった考え方に基づき、国や食品事業者等の関係者の責務・役割、施策策定の基本的な方針等を規定している法律であり、食品安全に関する国際基準の策定機関であるコーデックス委員会[2]のリスク分析の作業原則とも整合するものです。

食品安全を守る仕組みは、「リスク評価」、「リスク管理」、「リスクコミュニケーション」の3要素から構成されており、我が国では、リスク評価機関(食品安全委員会)とリスク管理機関(厚生労働省、農林水産省、消費者庁等)が相互に連携しつつ、食品安全を確保するための取組を推進しています(**図表4-4-1**)。

図表4-4-1 食品安全を確保するためのリスク分析の枠組み



資料：農林水産省作成

[1] 全ての関係者と協議しながら、リスク低減のための政策・措置について技術的な実行可能性、費用対効果等を検討し、適切な政策・措置の決定、実施、検証、見直しを行うこと

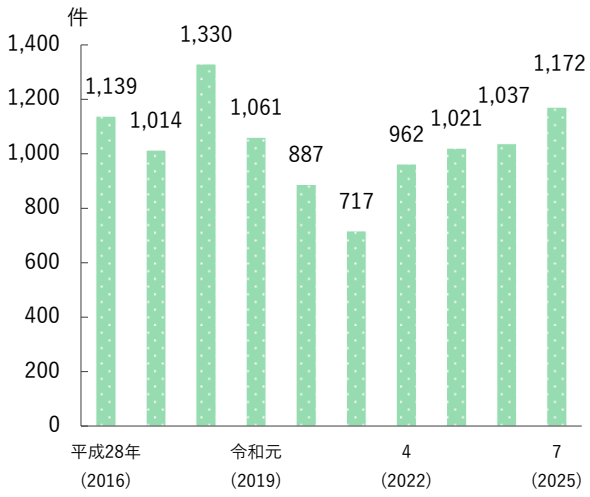
[2] 消費者の健康の保護、食品の公正な貿易の確保等を目的として、昭和38(1963)年にFAO及びWHO(世界保健機関)により設置された国際的な政府間組織

（食中毒発生件数は前年に比べ増加）

食中毒の発生は、消費者に健康被害が生じるばかりでなく、原因と疑われる食品の消費の減少にもつながることから、農林水産業や食品産業にも経済的な影響が及ぶおそれがあります。農林水産省は、食品の安全や消費者の信頼を確保するために、生産から消費に至る各段階で、科学的根拠に基づき、必要に応じて有害化学物質や有害微生物による汚染を防止・低減する措置を策定し、その普及に取り組んでいます。

令和7(2025)年の食中毒の発生件数は1,172件と、前年に比べ増加しました(**図表4-4-2**)。

図表4-4-2 食中毒発生件数



資料：厚生労働省「令和7年食中毒発生状況」

（最新の科学的知見・動向を踏まえリスク管理を実施）

農林水産省は、食中毒の患者数等の最新の科学的知見、消費者・食品関連事業者等関係者の関心、国際的な動向を考慮して食品の安全確保に取り組んでいます。

農林水産省では、優先的にリスク管理の対象とする有害化学物質・有害微生物を選定した上で、5年間の中期計画及び年度ごとの年次計画を策定し、サーベイランス[1]やモニタリング[2]を実施しています。また、汚染低減のための指針等の導入・普及や衛生管理の推進等の安全性向上対策を食品関連事業者と連携して実施し、その効果の検証や新たな対策の検討のための調査・研究を行い、最新の情報に基づいて指針等を改訂しています。さらに、食品安全に関する国際基準・国内基準や規範の策定、リスク評価に貢献するため、これらの取組により得た科学的知見等をコーデックス委員会や関連国際機関、関係府省へ提供しています。

令和7(2025)年度は、有害化学物質43件、有害微生物15件の調査を実施し、調査の評価・解析の結果や更新した指針等は、順次、ウェブサイトに掲載しています。また、優先的にリスク管理を行うべき有害化学物質のリストを更新するとともに、これらのうち、令和8(2026)年度から令和12(2030)年度までに調査を予定しているものについて、中期計画を策定しました。

さらに、インフルエンサー等による啓発動画やターゲット広告等によるウェブサイトへの誘導により、食品事業者等による食品の安全性向上に係る取組について「見える化」し、その効果を調査することで、一層の国民理解の増進を図っていきます。

このほか、消費者向けの食品安全に関する情報の発信にも積極的に取り組んでおり、食中毒の防止に向けて、ウェブサイトやSNS等にショート動画を掲載するなどの注意喚起を行っています。また、食品安全に関するシンポジウムを令和8(2026)年3月に開催し、細菌や寄生虫による食中毒に関する科学的知見を踏まえながら、認知心理学の観点から、食品を安全においしく食べる方法について、消費者視点を交えつつ議論しました。

[1] 問題の程度又は実態を知るための調査のこと
[2] 矯正的措置をとる必要があるかどうかを決定するために、傾向を知ること

（コラム）カンピロバクター対策として十分な加熱調理を呼び掛け

平成15(2003)年以降、国内で報告された細菌性食中毒のうち、カンピロバクターによるものが、毎年、最多となっています。カンピロバクター食中毒は年間を通じて発生しており、加熱不十分な鶏肉を喫食することが主要な原因となっています。

農林水産省では、鶏肉を始めとした食品による食中毒の防止に向けて、カンピロバクターに関する注意喚起や調査・研究を行っています。

生産現場向けの対応として、「カンピロバクター調査に係る協議会」を設置し、保菌状況の調査計画や評価方法の検討、意見交換等を行っています。また、最新の知見を踏まえて対策のポイントを整理し、鶏肉の生産衛生管理ハンドブックを令和7(2025)年7月に改訂しました。

消費者や飲食店等に対して、対策のポイントや「肉をよく焼きましょう」といった行政からの情報を効果的に発信していくため、リーフレットやポスター等を作成・配布しています。予防のポイントとしては、生肉を触った後によく手洗いをすること、生肉を切るのに使った包丁やまな板と調理済の食品が触れないようにすること、生肉から出る液体が他の食品にかからないようにすること、肉の中心の温度を75℃以上で1分以上加熱すること等が挙げられます。



カンピロバクター対策の啓発ポスター

安全で健やかな食生活を送るために
URL：https://www.maff.go.jp/j/fs/index.html

カンピロバクターについて
URL：https://www.maff.go.jp/j/syouan/seisaku/campylo/index.html

（農畜水産物中のPFAS含有実態調査結果等を公表）

近年、人の健康や動植物の生育への影響が指摘されている「PFAS（ピーファス）[1]」について、農林水産省では国産の農畜水産物中の含有実態調査や土壌等といった農業環境から農産物への移行に関する研究を進めています。令和7(2025)年8月に公表した調査・研究の結果によると、国産の代表的な14品目の農畜水産物におけるPFASの含有実態及び平均的な食品消費量から試算すると、PFOS（ピーフォス）及びPFOA（ピーフォア）の摂取量は食品安全委員会が設定した耐容一日摂取量(TDI)[2]と比較して十分に少ない水準であること、水稲の栽培試験の結果から、土壌中のPFOS及びPFOAは、玄米にほとんど移行や蓄積しないことが分かりました[3]。

（農業生産資材の安全確保の取組を推進）

農薬や肥料、飼料等の農業生産資材については、農畜水産物の安全を確保するため、科

[1] 有機フッ素化合物のうち、ペルフルオロアルキル化合物及びポリフルオロアルキル化合物の総称。代表的なものが、PFOSやPFOAであり、農林水産省の調査では、PFOS及びPFOAのほか、PFHxS及びPFNAを対象とした。
[2] 意図的に使用されていないにもかかわらず、食品中に存在する物質について、ヒトが一生涯にわたって毎日摂取し続けても、健康への悪影響がないと推定される1日当たりの摂取量のこと。TDIはTolerable Daily Intakeの略
[3] 農林水産省「令和6年度国産農畜水産物のPFAS含有実態調査の結果について」、「農業環境中のPFOS、PFOAのコメへの移行、蓄積性について」

学的知見や国際基準に基づき、使用基準や安全基準の設定・見直し等を実施しています。

農薬については、安全性の一層の向上を図るため、農薬取締法に基づき、登録された全ての農薬についておおむね15年ごとに安全性の再評価を行うこととしており、令和7(2025)年度においては32成分について再評価を開始しました。

肥料については、国内資源の利用拡大が重要となる中、公定規格「菌体りん酸肥料」について肥料生産業者等に周知することにより、汚泥資源の利用拡大を進めています。また、食品安全委員会による評価を踏まえ、令和7(2025)年9月より牛肉骨粉を肥料利用する際に必要な措置の見直しを行いました。

(2) 食品に対する消費者の信頼の確保

(消費者の信頼確保に関する事項への懸念が一定程度存在)

公庫が令和7(2025)年11月に実施した調査によると、消費者の信頼に関わる懸念事項としては、「食品添加物」が33.7%、「残留農薬」が20.3%、「食品表示の偽装」が14.7%、「食中毒」が8.3%となっています[1]。

(食品表示の適正化や食品トレーサビリティの普及を推進)

消費者庁では、第5期消費者基本計画に基づき、有識者からなる「食品表示懇談会」を開催し、旧JAS法及び旧食品衛生法由来の個別品目ごとの表示ルールの見直しについて議論を行い、食品表示基準の改正に向けて検討しました。

また、一般用加工食品及び添加物には栄養成分表示が義務付けられており、その更なる利活用による消費者の健康の維持・増進に資することを目的として、日本版包装前面栄養表示ガイドラインを、令和8(2026)年2月に公表しました。

さらに、外食・中食における食物アレルギーに関する情報提供を推進する取組の一環として、取組を行っている事業者の事例等を含めた動画を令和7(2025)年6月に公表し、普及啓発を行いました。

農林水産省では、不適正表示を未然に防止するため、教材等を作成し、普及啓発に注力しています。食品表示法を始めとする各種法令に基づき、食品表示110番等に寄せられた情報等を活用するとともに、令和7(2025)年度からは市場流通する輸入品の数量や品目ごとの需給状況等を踏まえ、表示違反の蓋然性が高い品目や事業者の傾向を把握すること等を通じ、当該品目・事業者への監視を集中的に行っています。

また、令和7(2025)年3月にカドミウム基準値を超える米の流通が確認されたことを受け、米トレーサビリティ法[2]に基づき速やかに流通実態を把握し、同年4月に公表しました。

このほか、食品トレーサビリティの取組を実施しているところです。各事業者が食品を取り扱った際の記録を作成・保存することで、食中毒等の健康に影響を与える事故等が発生した際に、問題のある食品がどこから来たのか、どこに行ったのかを調べることができます。

一方、食品の製造工程における内部トレーサビリティは、人手が不足していること等の理由から、特に中小零細企業での取組率が低いことが課題となっているため、農林水産省

---

[1] 株式会社日本政策金融公庫「消費者動向調査(令和7年11月)」
「普段購入している食品について懸念していること」の質問に対する回答で、回答総数は2千人(三つまで回答)

[2] 正式名称は「米穀等の取引等に係る情報の記録及び産地情報の伝達に関する法律」

では、取り組むためのポイントを記載したマニュアルや優良事例集等を作成して更なる取組の普及啓発を推進しています。

(事例) 電子帳票管理によりトレーサビリティを確保(徳島県)

徳島県徳島市(とくしまし)の株式会社イルローザでは、地元の食と地域との関わりを活かす菓子製造業を営むに当たり、食品トレーサビリティに積極的に取り組んでいます。

同社には約50人の従業員が働いており、従来は製造や出荷の過程において、製造計画書、生産記録、点検表、出荷記録等の紙帳票での記録が中心で、原料の産地や生産履歴、製造工程を追跡するトレースの仕組みが未構築でした。そこで、従業員の中から、異物混入の問題が発生した場合に製造工程や原材料をトレースして原因を迅速に特定するためのトレーサビリティシステムの導入提案がありました。

帳票の電子化による作業の煩雑さを懸念する声もありましたが、そのような従業員に対しては、導入のハードルが高くないことを説明し、意見を取り入れながら入力作業の簡便化につながる改良を重ね、検討から1年半程度の期間を経て導入・運用を開始しトレースの仕組みを構築しました。

製造工程ごとに材料や半製品等にロット番号を付け、写真を撮ってシステムに保存することにより、トレースに必要な時間を30分程度に短縮できました。また、製造工程や品質チェック等の記録をタブレットに入力、保存することで、紙帳票での記録・保管作業がなくなり、製菓に専念する時間の増加につながりました。あわせて、工程を逸脱した場合、タブレット上にエラーが表示されることで、記録やチェックの漏れがなくなり、作業の標準化や品質の均一化につながるとともに、十分なトレーサビリティの確保につながりました。





製造工程における電子帳票管理
資料：株式会社イルローザ

(食品リコールの届出件数について、回収理由別ではアレルゲンが最多)

食品衛生法及び食品表示法の改正を踏まえ、令和3(2021)年6月から、食品リコールの届出が義務化され、令和7(2025)年3月末時点での食品表示法に基づく自主回収の届出件数(公開件数)は6,319件となっています。回収理由別では、アレルゲンが3,297件で最多となっているほか、品目別では、調理食品が2,559件で最多となっています(**図表4-4-3**)。

図表4-4-3 食品リコールの届出件数

(単位：件)

	アレルゲン	期限表示	保存方法	個別的義務表示	その他	合計
調理食品	2,129	317	63	11	39	2,559
水産物	154	551	55	23	65	848
菓子類	280	364	5	4	78	731
畜産物	193	220	24	8	21	466
めん・パン類	280	156	0	1	32	469
飲料、氷	1	17	0	0	29	47
その他	260	226	12	15	83	596
合計	3,297	1,851	159	62	347	5,716

資料：消費者庁「食品表示法に基づく自主回収の届出状況」
注：1) 公開件数6,319件のうち回収を終了した件数を集計
2) 令和7(2025)年3月末時点の数値

第5節 食料消費の動向と食・農のつながり

我が国においては、食料品の価格上昇が食料消費に及ぼす影響が懸念されているほか、ライフスタイルの変化に伴う食の外部化・簡便化が進展しています。また、国産農林水産物を積極的に選択してもらえるよう、消費者が農業者・食品関連事業者等との交流を進め、食や農に触れ、それらを知ることができる機会を拡大することが必要です。

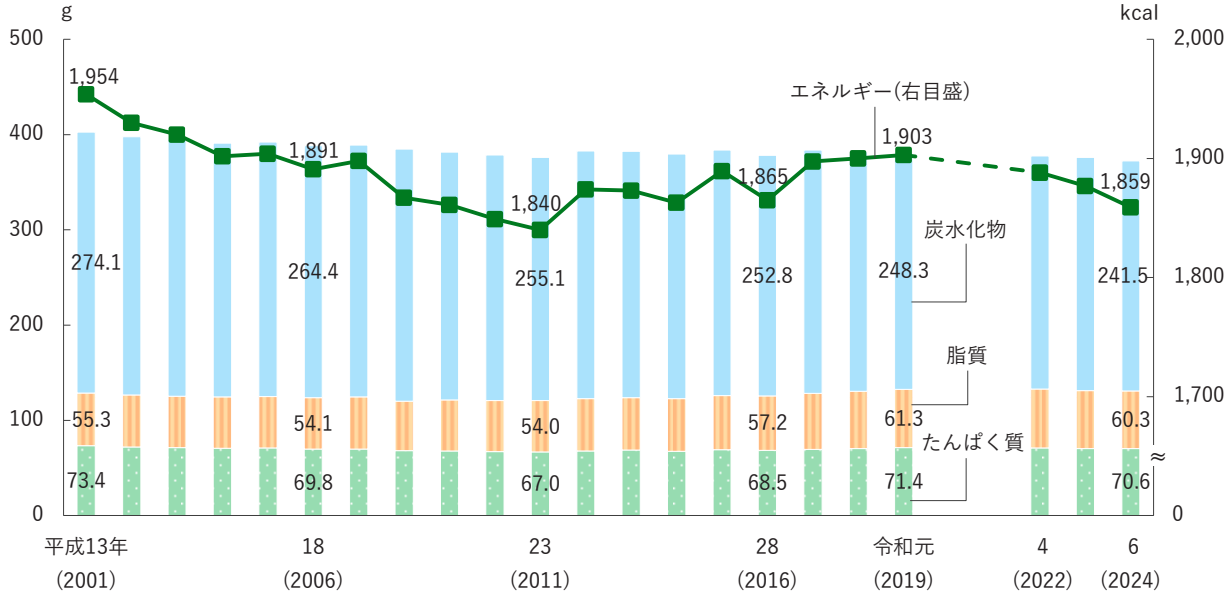
本節では、食料消費や農産物・食品価格の動向、国産農林水産物の消費拡大、食育や地産地消の推進等の食・農のつながりに関する取組について紹介します。

(1) 食料消費の動向

(1人1日当たりのエネルギー摂取量は平成13(2001)年に比べ減少)

国民1人1日当たりの栄養摂取状況は、令和6(2024)年のエネルギー摂取量が1,859kcalと、平成13(2001)年に比べ95kcal減少しています(**図表4-5-1**)。栄養素別では、たんぱく質は70.6gと2.8g減少、脂質は60.3gと5.0g増加、炭水化物は241.5gと32.6g減少しています。

図表4-5-1 栄養素等摂取量(1人1日当たり平均値)



資料:厚生労働省「国民健康・栄養調査」を基に農林水産省作成
注:令和2(2020)~3(2021)年は、調査を実施していないため、破線でつなげている。

(食料の消費者物価指数は上昇傾向で推移)

消費者物価指数は上昇傾向で推移しており、総合の消費者物価指数は令和8(2026)年2月に112.2となっています(**図表4-5-2**)。生鮮食品を除く食料の消費者物価指数も上昇しており、同年2月には128.5と、前年同月比で5.7%上昇しました。

(消費者世帯の食料消費支出は名目で増加)

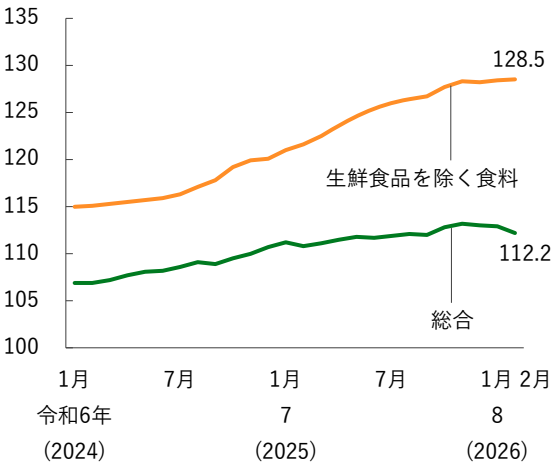
消費者世帯(二人以上の世帯)における1人当たり1か月間の「食料」の支出額(以下「食料

消費支出」という。)の令和7(2025)年の平均値は、名目[1]で約3万1千円となり、前年に比べ5.9%増加しました。一方、物価変動の影響を除いた実質[2]では約2万5千円となり、前年に比べ0.8%減少しました。

また、同年における食料消費支出を前年同月比で見ると、実質では前年を上回る月が3か月あるほか、名目では前年を上回る状況が続きました(**図表4-5-3**)。食料価格の上昇により、食料消費支出が増加し、引き続き家計の負担感につながっていることがうかがわれます。

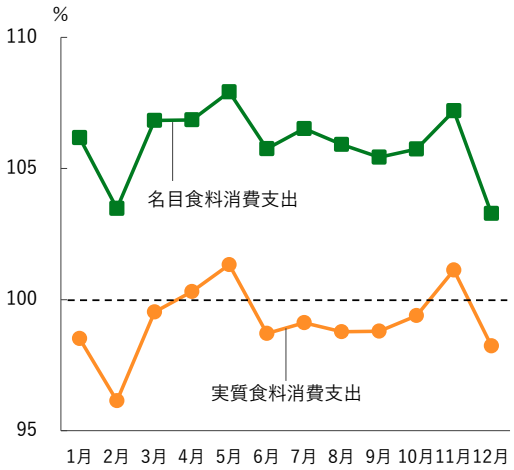
重点支援地方交付金[3]を活用し、食料品の物価高騰に対する生活者支援が展開されており、地域の実情に応じて、プレミアム商品券、電子クーポン、地域ポイント、お米券、米等の食料品の現物給付等の支援が行われています。

図表4-5-2 消費者物価指数



資料：総務省「消費者物価指数」(令和2(2020)年基準)

図表4-5-3 令和7(2025)年における名目と実質の1人当たり1か月間の食料消費支出の前年同月比

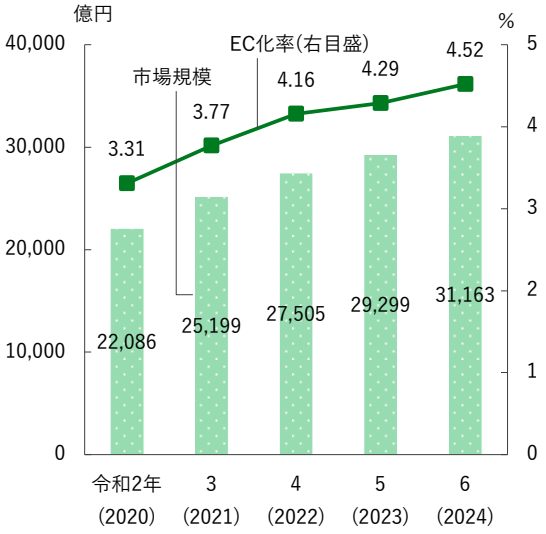


資料：総務省「家計調査」(全国・用途分類・二人以上の世帯)等を基に農林水産省作成

注：1) 算出方法は、令和7(2025)年当月金額÷令和6(2024)年同月金額×100

2) 1)の「金額」について、名目は世帯員数で除した1人当たりのもの。実質は消費者物価指数(令和2(2020)年基準)を用いて物価の上昇・下落の影響を取り除き、世帯員数で除した1人当たりのもの

図表4-5-4 食品類のEC市場規模



資料：経済産業省「電子商取引実態調査」

[1] 月ごとに算出した1人当たり1か月間の食料消費支出を基に、年間の平均値を算出したもの

[2] 令和7(2025)年各月の食料消費支出について、消費者物価指数(令和2(2020)年基準)を用いて物価の上昇・下落の影響を取り除いた上で、年間の平均値を算出したもの

[3] 第1章第3節を参照

（食品類のEC市場は年々拡大）

食品類のEC市場は年々拡大しており、スマートフォン等の普及や共働き世帯の増加といった社会構造の変化と共に、多くの人々にとって日常的な取引形態となっています。

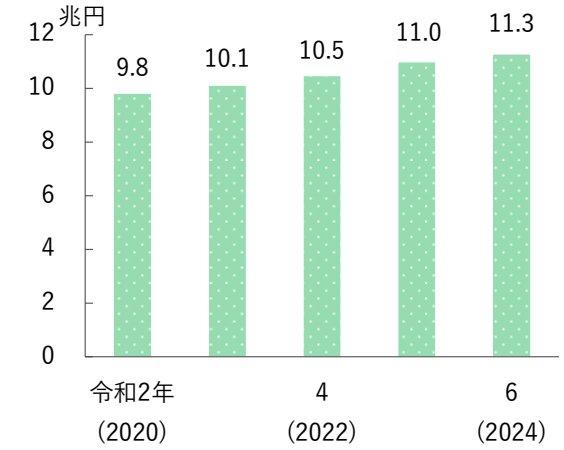
経済産業省の調査によると、令和6(2024)年の「食品、飲料、酒類」(以下「食品類」という。)のEC市場規模(BtoC[1])は3兆1,163億円と、前年に比べ約6.4%増加しました(**図表4-5-4**)。この結果、同年の食品類のEC化率は約4.5%と、前年に比べ0.2ポイント上昇しました。同調査では、本カテゴリーの市場規模拡大にはネットスーパーの普及が大きく寄与していると推察しています。

（食の外部化・簡便化が進展）

我が国においては、少子高齢化の進展による単身世帯の増加や、ライフスタイルの変化による共働き世帯の増加等により、食に関して外部化・簡便化の進展が見られています。

一般社団法人日本惣菜協会（にほんそうざいきょうかい）の調査によると、中食(惣菜)市場の売上高については近年増加傾向で推移しており、令和6(2024)年は11.3兆円と、令和2(2020)年に比べ14.9%増加しました(**図表4-5-5**)。農林水産省では、食の外部化・簡便化の進展に合わせ、外食・中食における国産農産物の需要拡大を図ることとしています。

図表4-5-5 中食(惣菜)市場の売上高



資料：一般社団法人日本惣菜協会「惣菜白書」

(2) 農産物・食品の価格の動向

米の価格の動向は特集を参照

（野菜の小売価格は夏季の高温や豪雨・干ばつの影響等品目ごとの供給動向に応じ変動）

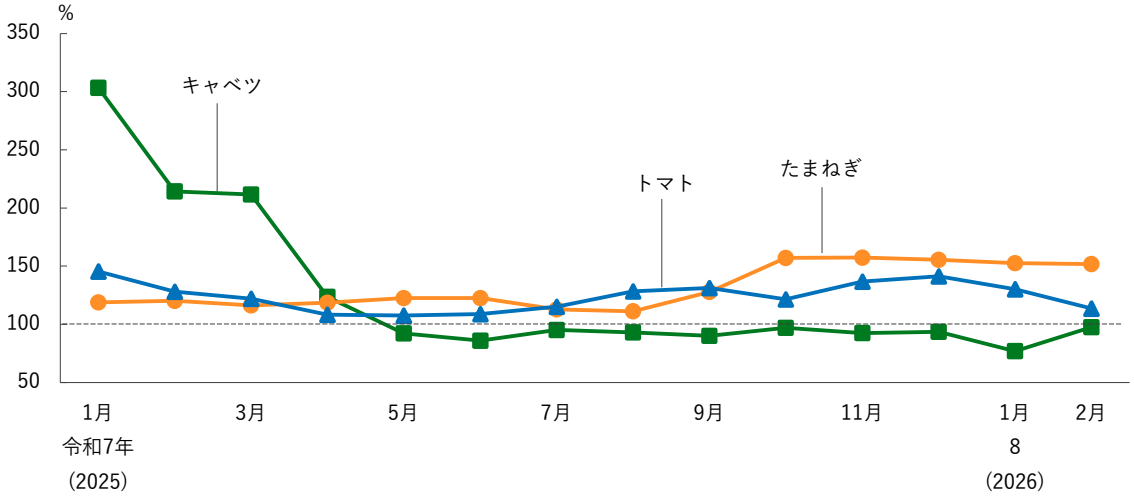
野菜は天候によって作柄が変動しやすく、短期的に価格が大幅に変動する傾向があります。令和7(2025)年においては、トマトやたまねぎ等は、夏季の高温や豪雨・干ばつの影響による生育不良等が発生したため、夏季・秋季の出荷量が減少し、小売価格が平年に比べ上昇しました(**図表4-5-6**)。キャベツは好天の影響により出荷量が増加したこと等から、同年5月以降の小売価格は平年を下回って推移しました。



高温等によるトマトの生理障害

[1] Business to Consumerの略で、企業と消費者間の取引のこと

図表4-5-6 主な野菜の小売価格(平年比)



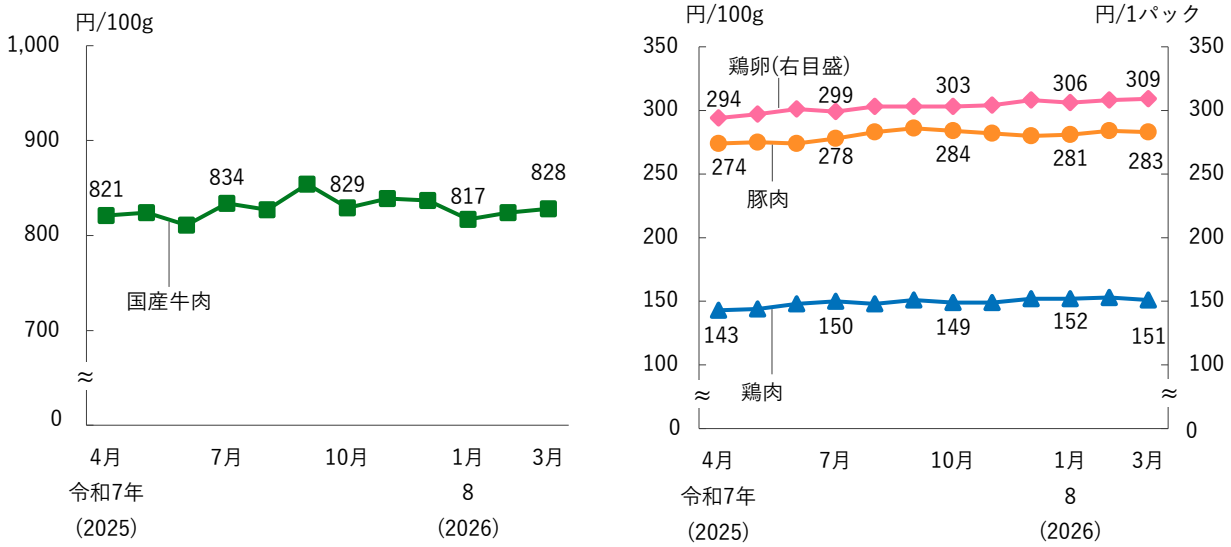
資料：総務省「小売物価統計調査」(東京都区部)を基に農林水産省作成
注：1) 直近5か年における同月の小売価格の平均に対する比率
2) 1)の直近5か年における同月の小売価格の平均とは、令和7(2025)年1月の場合、令和2(2020)～6(2024)年の1月の小売価格の平均

(国産牛肉の小売価格は横ばい、豚肉・鶏肉はやや上昇、鶏卵は高水準で推移)

令和7(2025)年度における国産牛肉の小売価格は、ほぼ横ばいで推移しました(**図表4-5-7**)。豚肉の小売価格は、輸入豚肉価格の上昇等により、やや上昇傾向で推移しました。鶏肉の小売価格は、堅調な需要を背景に、やや上昇傾向で推移しました。

鶏卵の小売価格は、令和6(2024)年シーズンに発生した高病原性鳥インフルエンザの影響で供給が減少する中、需要はおおむね堅調であったため、高水準で推移しました。

図表4-5-7 食肉・鶏卵の小売価格



資料：農林水産省「食品価格動向調査」

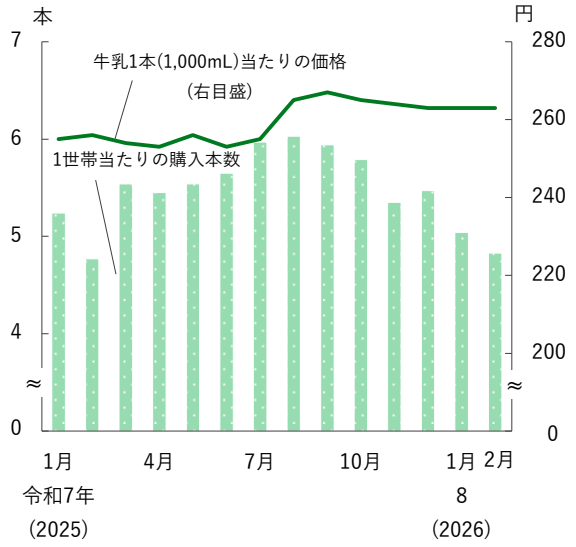
(飲用牛乳の小売価格は8月に上昇)

飲用牛乳は、季節によって1世帯当たりの購入本数が変動しますが、資材費等の高止まりを踏まえた原料乳価の値上がりに伴い、令和7(2025)年8月には小売価格が上昇しました(**図表4-5-8**)。

(納豆・豆腐の小売価格は横ばいで推移)

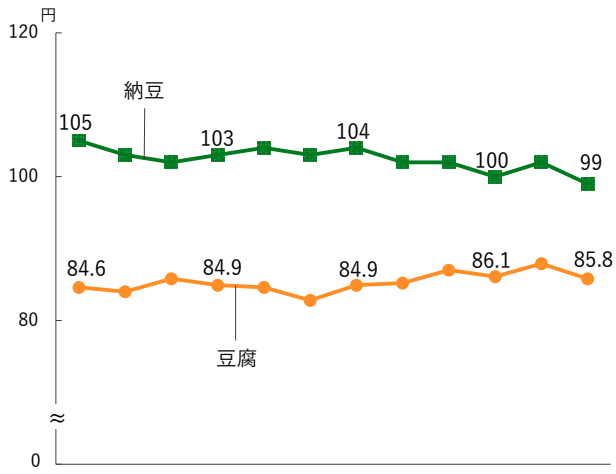
令和7(2025)年度における納豆・豆腐の小売価格は、ほぼ横ばいで推移しました(**図表4-5-9**)。

図表4-5-8 飲用牛乳の小売価格と購入本数



資料:総務省「小売物価統計調査」(東京都区部)、「家計調査」(全国・品目分類・二人以上の世帯)を基に農林水産省作成

図表4-5-9 納豆・豆腐の小売価格

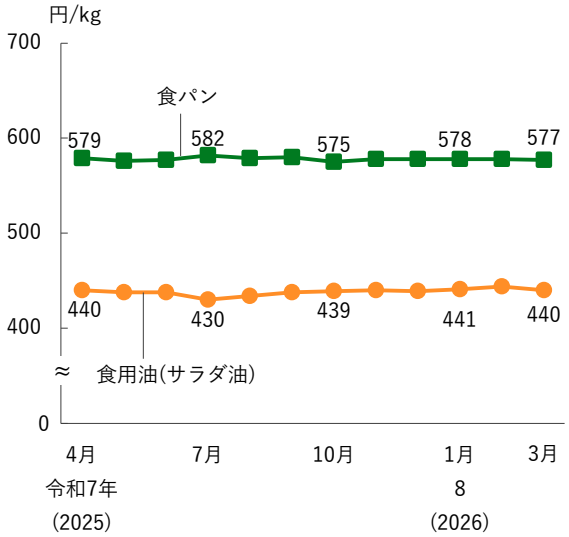


資料:総務省「小売物価統計調査」(東京都区部)を基に農林水産省作成
注:1) 豆腐の小売価格は、1kg当たりの価格を300g当たりの価格に換算
2) 納豆の小売価格は、1パック・50g×3又は45g×3

(食パン・食用油の小売価格は横ばいで推移)

令和7(2025)年度における食パン・食用油(サラダ油)の小売価格は、ほぼ横ばいで推移しました(**図表4-5-10**)。

図表4-5-10 食パン・食用油(サラダ油)の小売価格



資料:農林水産省「食品価格動向調査」

食品の価格動向

URL:https://www.maff.go.jp/j/zyukyu/anpo/kouri/

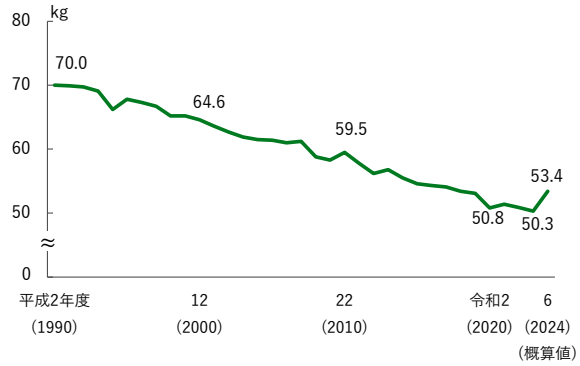
(3) 国産農産物の消費拡大に向けた対応

(「おにぎりプロジェクト」を展開)

米[1]の1人当たりの年間消費量については、食生活の変化等により減少傾向で推移してきましたが、令和6(2024)年度は53.4kgと前年度に比べ6.2%(3.1kg)増加しました(**図表4-5-11**)。これは、米不足に対する不安、消費者心理等を背景に消費が増加したこと等が影響したと考えられます[2]。

また、アンケート調査の結果によると、5年前と比べた米の消費量が増えたとする者が減ったとする者を上回っており、その理由は「米が好き、おいしいから」、「腹持ちが良いから」が上位に挙がっています[3]。

図表4-5-11 米の1人当たりの年間消費量



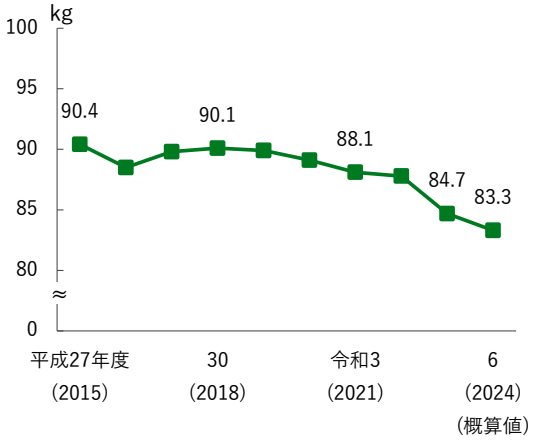
資料：農林水産省「食料需給表」

こうした米の魅力を身近に感じてもらうために、農林水産省では、米の消費を喚起する取組として「やっぱりごはんでしょ！」運動を展開している中で、お米のおいしさを手軽に味わえるおにぎりを軸に、ごはん食の魅力について情報発信する「おにぎりプロジェクト」等を実施しています。

(「野菜を食べようプロジェクト」を展開)

野菜の1人当たりの年間消費量は、食生活の変化等により減少傾向で推移しており、令和6(2024)年度は83.3kgと前年度に比べ1.4kg減少しました(**図表4-5-12**)。また、厚生労働省の調査によると、1人1日当たりの野菜摂取量は、年齢階級が高い層で多い傾向が見られています[4]。

図表4-5-12 野菜の1人当たりの年間消費量



資料：農林水産省「食料需給表」

農林水産省では、1人1日当たりの野菜摂取量を目標値の350gに近付けることを目指して、「野菜を食べようプロジェクト」を実施しています。令和7(2025)年度は、同プロジェクトの一環として、野菜摂取の必要性を理解してもらうために「再発見！健康を支える野菜の魅力」をテーマにシンポジウムを開催しました。また、日頃の野菜摂取状況が把握できる測定機器を農林水産省内に設置するとともに、省内の食堂・売店で野菜を使ったメニューや商品を提供し、野菜の消費拡大に取り組みました。

---

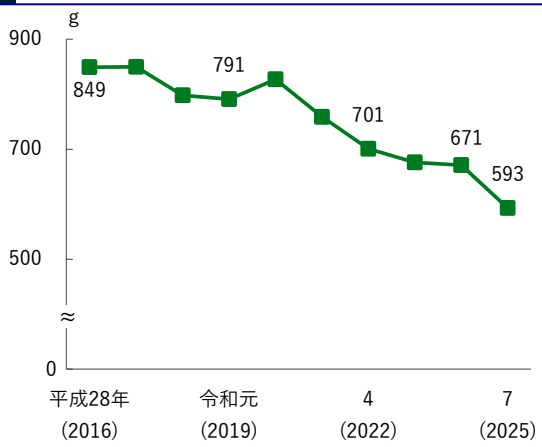
[1] 主食用米のほか、菓子用・米粉用の米を含む。
[2] 特集を参照
[3] 農林水産省「お米の消費に関する調査 ネットリサーチ報告書」(令和7(2025)年7月公表)
[4] 厚生労働省「令和6年国民健康・栄養調査」

（「お茶をはじめてみよう～チャチャっとお茶生活キャンペーン～」を展開）

緑茶[1]の1世帯当たりの年間購入数量については近年減少傾向で推移しており、令和7(2025)年は593gと前年に比べ78g減少しました(**図表4-5-13**)。

農林水産省では、令和3(2021)年3月から「日本茶と暮らそうプロジェクト」を実施しており、その一環として、毎年新茶シーズンの本格化に合わせて、産地や事業者等と連携してお茶の消費拡大に向けたキャンペーンに取り組んでいます。令和7(2025)年4月からは「お茶をはじめてみよう～チャチャっとお茶生活キャンペーン～」を開始し、日本茶をおいしく手軽に楽しむための情報を発信しています。

図表4-5-13 緑茶の1世帯当たりの年間購入数量



資料：総務省「家計調査」(全国・品目分類・二人以上の世帯)

注：平成30(2018)年1月から調査世帯の半数において記載様式を改正した家計簿を用い、平成31(2019)年1月からは、全調査世帯において記載様式を改正した家計簿を用いて調査しているため、これらの改正による影響が結果に含まれている。



「日本茶と暮らそうプロジェクト」のポスター

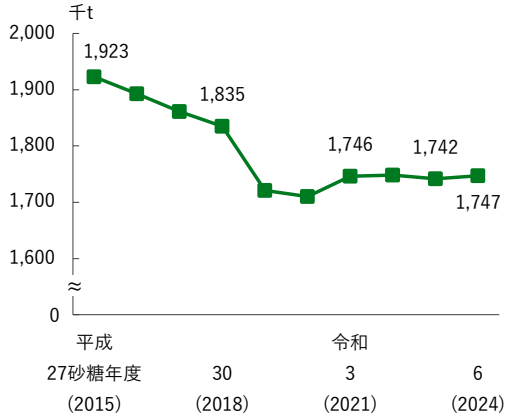
（「ありが糖運動」を展開）

砂糖の年間消費量については、人口減少や消費者の低甘味嗜好(しこう)等に伴い、近年減少傾向で推移してきましたが、直近では、新型コロナウイルス感染症の影響緩和に伴う経済活動の回復等により緩やかに回復基調で推移しており、令和6(2024)砂糖年度は174万7千tと前砂糖年度に比べ5千t増加しました(**図表4-5-14**)。

農林水産省では、砂糖に関する知識や砂糖・甘味に由来する食文化の魅力等について広く情報発信する「ありが糖運動」を展開しています。砂糖関連業界等と連携し、SNS等を活用しながら、砂糖の効能や、砂糖を使った郷土料理や郷土菓子、スイーツ情報等の発信に取り組んでいます。その一環として、農林水産省の職員が流行しそうなスイーツを公表しています。

[1] 緑茶には、茶飲料を含まない。

図表4-5-14 砂糖の年間消費量



資料：農林水産省「砂糖及び異性化糖の需給見通し」
注：1）分蜜糖の消費量
2）砂糖年度とは、当該年の10月1日から翌年の9月30日までの期間



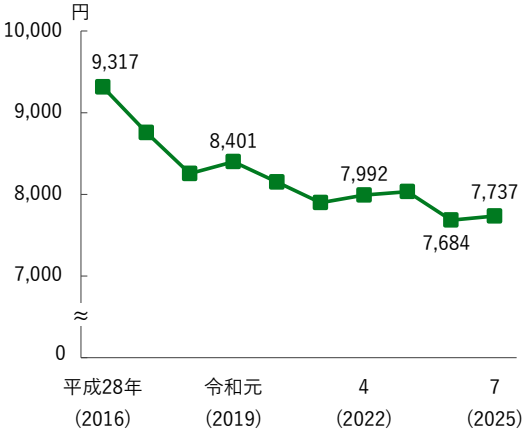
「ありが糖運動」のポスター

（「花いっぱいプロジェクト」を展開）

切り花の1世帯当たりの年間購入額は、長期的に見ると減少傾向で推移していましたが、令和7(2025)年は7,737円と前年に比べ53円増加しました(**図表4-5-15**)。

「花いっぱいプロジェクト」では、花きの魅力を広めるために、農林水産省内で実施している花き展示のSNS等での情報発信等を行っています。また、花きの消費拡大に向け、家庭に花きを取り入れるきっかけとなるような花育（はないく）活動等の取組を推進しています。

図表4-5-15 切り花の1世帯当たりの年間購入額



資料：総務省「家計調査」(全国・品目分類・二人以上の世帯)
注：平成30(2018)年1月から調査世帯の半数において記載様式を改正した家計簿を用い、平成31(2019)年1月からは、全調査世帯において記載様式を改正した家計簿を用いて調査しているため、これらの改正による影響が結果に含まれている。

(GREEN×EXPO 2027開幕までカウントダウン)

令和9(2027)年3月から、GREEN×EXPO 2027が神奈川県横浜（よこはま）市で開幕します(**図表4-5-16**)。「幸せを創る明日の風景」をテーマに、環境と共に生きる持続可能な社会の在り方を示し、脱炭素、生物多様性等の地球課題の解決にチャレンジしていく万国博覧会です。我が国の花きや花き園芸文化の魅力のみならず、最先端の環境・農業技術や我が国の食等を世界に発信する絶好の機会です。GREEN×EXPO 2027を契機として、多くの人々が自然や植物への理解を深めるとともに、花きを始め我が国の農林水産物・食品の需要や輸出の拡大、先端技術の海外展開等につなげていくこととしています。

同年の開幕に向け、GREEN×EXPO 2027をより多くの人々に知ってもらうため、農林水産省では、



GREEN×EXPO 2027公式マスコットキャラクター「トゥンクトゥンク」
資料：公益社団法人２０２７年国際園芸博覧会協会

推進活動チーム「MAFF×EXPO 2027チーム」（通称は「まふすぽ」）を立ち上げ、GREEN×EXPO 2027に関する情報や国内の花き産地情報等の花きの生産から消費までの多様な情報をSNS等で発信し機運醸成に取り組んでいます。

図表4-5-16 GREEN×EXPO 2027 開催概要



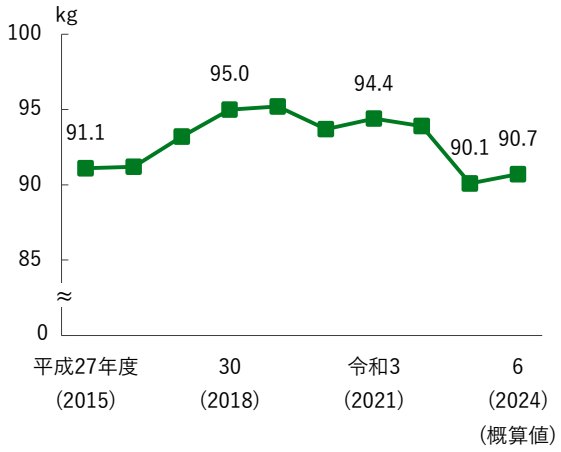
資料：国土交通省「国際園芸博覧会概要」を基に農林水産省作成

（「牛乳でスマイルプロジェクト」を展開）

牛乳乳製品の1人当たりの年間消費量は、令和6(2024)年度は90.7kgと、前年度に比べ0.6kg増加しました(**図表4-5-17**)。これは、チーズの消費量増加等によるものです。

農林水産省では、酪農・乳業関係者のみならず、企業・団体や地方公共団体等の幅広い参加者と共に、共通ロゴマークの活用により一体感を持って更なる牛乳乳製品の消費拡大に取り組んでいくため、一般社団法人Jミルクと共に「牛乳でスマイルプロジェクト」を展開しています。令和7(2025)年度は11月に、全国の牛乳乳製品を試飲・試食し、牛の親子と触れ合い、酪農家と交流できる消費者向けのイベントを開催するなど、牛乳乳製品の消費拡大に向けた取組を実施しました。

図表4-5-17 牛乳乳製品の1人当たりの年間消費量



資料：農林水産省「食料需給表」



牛乳でスマイルプロジェクトミルクフェスin豊洲

資料：一般社団法人Jミルク

(地産地消を促進)

令和7(2025)年6月に公表した調査によると、我が国の食の未来を確かなものにするための消費者の取組として、消費者の34.9%が「地産地消に取り組む」、23.6%が「買物や外食時に、国産食材を積極的に選ぶ」と回答しました(**図表4-5-18**)。

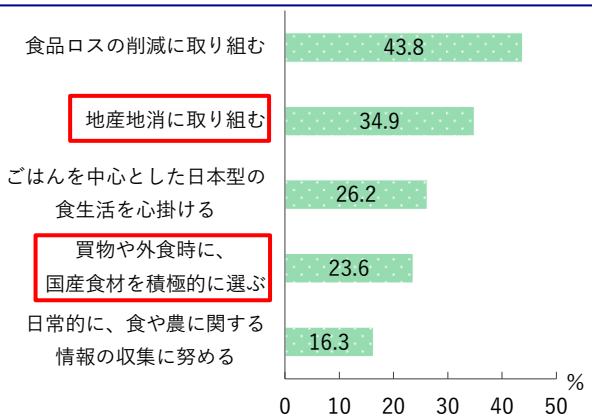
国内の地域で生産された農林水産物をその生産された地域内において消費する「地産地消」の取組は、国産農林水産物の消費拡大につながるほか、地域活性化や農林水産物の流通経費の削減等にもつながります。

特に地域の農林水産物を直接消費者に販売する直売所は、販売金額における地場産物商品の割合が約9割を占め、地産地消の取組の核となるものであり、消費者にとっては生産者と顔の見える関係を築いて、安心して地域の新鮮な農林水産物を購入できるなどの利点が、生産者にとっては、消費者ニーズに対応した生産が展開できるなどの利点があります。農林水産省では、直売所における新商品の開発や直売所の施設等の整備を支援しています。

このほか、JA全中を始めとしたJAグループは、「私たちの『国』で『消』費する食べものは、できるだけこの『国』で生『産』する」という考え方である「国消国産」の実践を推進しています。

また、学校給食における地場産の農林水産物の使用は、地域の実情に応じた地産地消の推進の観点から有意義な取組であり、子供たちが持続可能な食生活を実践することにつながるほか、地域の自然、文化、産業等に関する理解を深めるとともに、生産者の努力や食に関する感謝の念を育むことにつながります。地場産物の利用に当たっては、一定の規格等を満たし、数量面で不足なく安定的に納入する必要があるなど、多くの課題が見られるため、農林水産省では、地産地消コーディネーターの派遣による給食現場と生産現場の間の課題解決に向けた指導、助言等の支援を行っています。さらに、食育の推進の観点から、地域で学校給食に地場産物を供給・使用する連携体制づくりや献立の開発等の活動を支援しています。

図表4-5-18 日本の食の未来を確かなものにするための「消費者」の取組(上位5位まで)



資料：農林水産省「食生活・ライフスタイル調査～令和6年度～」を基に作成
注：1) 有効回答数は4千(複数回答)
2) 令和6(2024)年12月に実施した調査で、「あなたは、日本の食の未来を確かなものにするために、消費者のどのような行動が必要だと思いますか。」の質問への回答結果



笑味ちゃん × HELLO KITTY
© みんなのよい食プロジェクト © 2025 SANRIO CO., LTD. APPROVAL NO. L650339

「国消国産」を呼び掛けるポスター
資料：JA全中

(国民運動「ニッポンフードシフト」を通じ、食と農の魅力を発信)

食料の持続的な確保が世界的な共通課題となる中で、我が国においては、食と農の距離が拡大し、農業や農村に対する国民の意識・関心が薄れています。このような中、農林水産省は、食と農のつながりの深化に着目した、官民協働で行う国民運動「食から日本を考える。ニッポンフードシフト」を展開しています。

令和7(2025)年度は、食料システムの関係者・関係団体間の相互理解と連携・協働を促すため、食品アクセスの確保やスマート農業技術の開発・普及等の分野において優良な取組を行う企業・団体等を表彰する新たな表彰制度「食と農をつなぐアワード」を創設し、農林水産大臣賞を始めとする各賞の受賞者を決定しました。また、改正基本法の理念に則り、持続的な食料システムの普及に貢献する優良な産品を表彰する「FOOD SHIFTセレクション」を創設し、最優秀賞を始めとする各賞の受賞産品を決定しました。さらに、東京都、神奈川県、大阪府、福岡県で、我が国の「食」や「農」をめぐる事情や課題を共に考えるイベントを開催しました。



ニッポンフードシフトフェス

食と農をつなぐアワード
URL：https://nippon-food-shift.maff.go.jp/2025/aw_connect_hyosho.html

(消費者と農林水産業関係者等を結ぶ広報を推進)

デジタル技術の活用を始めとした生活様式の変化により、消費者はSNS等のインターネット上の情報を基に購買行動を決定し、生産者もこれに合わせて積極的にSNS上で情報発信をするようになってきたことを踏まえ、農林水産省は、農林水産業関連の情報や施策を消費者目線で発信する省公式X(旧Twitter)や、食卓や消費の現状等の暮らしに役立つ情報を発信するウェブマガジン「aff(あふ)」等を通じて、消費者と農林水産業関係者や農林水産省を結ぶための情報発信を強化しています。

また、我が国の農林水産物や農山漁村の魅力等を動画で伝えるため、職員自らがYouTuberとなって発信する省公式YouTubeチャンネル「BUZZ MAFF(ばずまふ)」は、令和8(2026)年3月末時点でチャンネル登録者数は約18.8万人となっており、チャンネルを開設した令和元(2019)年度以降の総投稿本数は約2,300本、総再生回数は6,400万回を超えています。

さらに、令和7(2025)年度の「こども霞が関見学デー」の一環として、農林水産省では会場プログラムやワークショップ等を開催したほか、食や農林水産業について学べる夏の特設ウェブサイト「マフ塾～目指せ！農林水産博士！～」を開設し、全国どこからでも農林水産業を学べるコンテンツを公開しました。

省公式YouTubeチャンネル
「BUZZ MAFF」
URL：https://www.youtube.com/channel/UCk2ryX95GgVFSTcVCH2HS2g







aff(あふ)

(4) 食育の推進と和食文化の保護・継承

(様々な形の食育活動を推進)

国民一人一人が自然の恩恵や「食」に関わる人々の様々な活動への感謝の念や理解を深めつつ、「食」に関して信頼できる情報に基づく適切な判断を行う能力を身に付けることにより、心身の健康を増進する健全な食生活を実践できるようにするため、国民運動としての食育の推進が求められています。

農林水産省では、民間企業等と連携して、令和7(2025)年6月に「官民連携食育プラットフォーム」の設立総会・キックオフシンポジウムを開催し、様々な形で食育活動に取り組む主体が連携することで、消費者としての大人の食や農への理解の醸成と行動変容を目指しています。その取組の一つとして、従業員に対して健康的な食事の提供や食生活の改善に資する取組とその評価を行っている法人を認定する「食育実践優良法人顕彰制度」を創設しました。



「第20回食育推進全国大会 in TOKUSHIMA」の周知ポスター

同年6月には、農林水産省、徳島県と第20回食育推進全国大会徳島県実行委員会が「第20回食育推進全国大会 in TOKUSHIMA」を開催し、サステナブルな食、食を通じた健康づくり、世界も視野に入れた徳島の食の魅力等を情報発信しました。

(和食文化の保護・継承に向けた取組を推進)

食の嗜好やライフスタイルの変化等を背景に、和食[1]や地域の郷土料理、伝統料理に触れる機会が少なくなる中、和食文化の保護・継承に向けて、郷土料理等の歴史やレシピ等を受け継ぎ、次世代に伝えていくことが課題となっています。このため、農林水産省では、子供たちや子育て世代に対して和食文化の普及活動を行う中核的な人材である「和食文化継承リーダー」の育成に取り組んでいます。

また、地域固有の多様な食文化の保護・継承を図るため、「うちの郷土料理」や「にっぽん伝統食図鑑」についてウェブサイトで情報発信しています(**図表4-5-19**)。

さらに、我が国の食や食材、食文化の素晴らしさや奥深さ、その魅力に誇りとこだわりを持ち続け、生産者や食品企業等と協働して地産地消や食文化の普及の取組に尽力した料理人を顕彰する制度「料理マスターズ」を実施しています。本制度を通じて、更なる取組と料理人相互の研鑽(けんさん)を促進することにより、我が国の農林水産業と食品産業の発展を目指しています。



令和7(2025)年度料理マスターズ受賞者

[1] 「和食」は、「自然を尊重する」というこころに基づいた日本人の食慣習。「和食；日本人の伝統的な食文化」として平成25(2013)年12月にユネスコ無形文化遺産に登録

くわえて、令和7(2025)年11月には「おいしく、健康で、誰もが楽しめる和食スタイルの実現」を目指し、官民協働による新たな和食普及プロジェクト「楽しもう！にほんの味。～和のこころをつなぐ食の国民運動～」(略称は「楽し味プロジェクト」)を立ち上げました。消費者が「知る、食べる、作る」を楽しみながら体験できる流れを、事業者による価値創造と需要開拓の取組とともに推進することとしています。

このほか文化庁では、文化財保護法に基づき食文化の文化財への登録等を進めるとともに、各地の食文化振興の取組に対する支援、食文化振興の機運醸成に向けた情報発信等を行っています。

「楽し味プロジェクト」のロゴマーク

図表4-5-19 「にっぽん伝統食図鑑」に掲載されている伝統食



富山干柿・あんぽ柿(富山県)



奈良漬け(奈良県)

資料：農林水産省作成

第５章

環境と調和のとれた食料システムの確立・多面的機能の発揮

第1節 みどりの食料システム戦略の推進

我が国の食料・農林水産業は、気候変動による大規模な自然災害の増加や資材調達の不安定化等の課題に直面しています。また、SDGsや環境を重視する国内外の動きが加速し、あらゆる産業に浸透しつつあり、我が国の食料・農林水産業においても、環境と調和のとれた食料システムを確立していく必要があります。これらを踏まえ、農林水産省は、令和3(2021)年5月にみどりの食料システム戦略(以下「みどり戦略」という。)を策定し、さらに、令和4(2022)年7月には、環境と調和のとれた食料システムの確立のための環境負荷低減事業活動の促進等に関する法律(以下「みどり法」という。)が施行されました。

本節では、食料・農林水産業を取り巻く環境の動向、みどり戦略の推進状況等を紹介します。

(1) 食料・農林水産業を取り巻く環境の動向

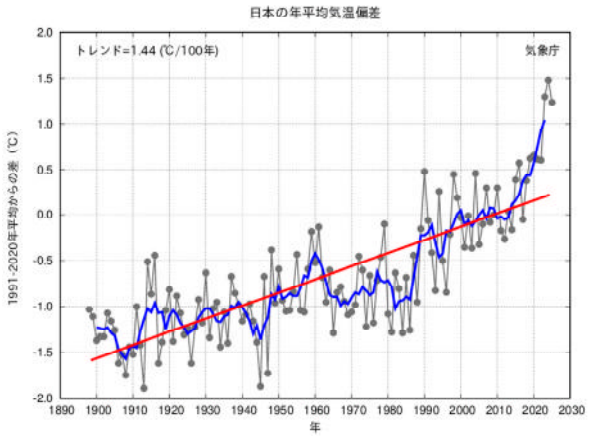
(気候変動による異常気象の頻発に起因し、食料生産が不安定化)

気候変動の影響により、高温、干ばつ、大規模な洪水等の異常気象が頻発し、2000年代に入ってからは、毎年のように世界各地で局所的な不作が発生しています。このため、世界的な食料生産の不安定化が助長され、穀物価格の高騰と暴落が繰り返されるようになっています。食料や農業生産資材の多くを輸入に依存している我が国では、安定的な調達が困難になるリスクが高まるといった影響が顕在化しています。

我が国においては、近年、時間降水量50mm以上の大雨の発生回数が増加傾向にあり、大雨によって河川の氾濫が発生し、農地や農業用施設が冠水する被害等が生じています。一方、長期的に見ると降水(1.0mm以上)が観測される日数は減少しており、少雨による渇水も生じています。

また、我が国の年平均気温は、過去100年当たり1.44℃の割合で上昇しており、明治31(1898)年の統計開始以降、直近3年間で1～3位の記録を更新しました(**図表5-1-1**)。これは、世界平均である過去100年当たり0.79℃の割合の上昇よりも高くなっています。農林水産業は気候変動の影響を受けやすく、高温による収量の減少や品質低下等が発生しています。

図表5-1-1 我が国の年平均気温偏差



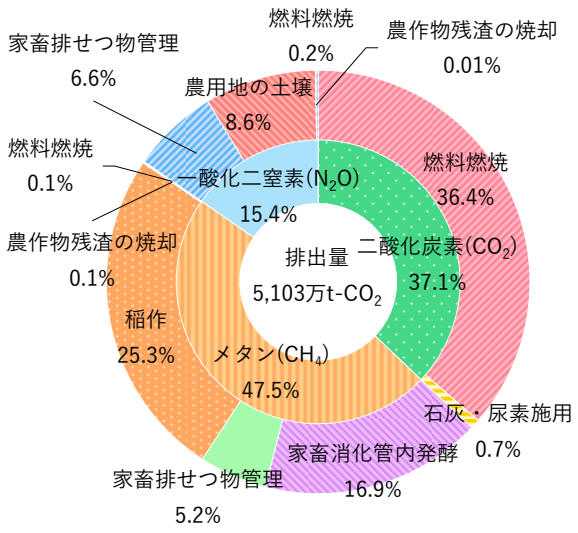
資料：気象庁「日本の年平均気温偏差の経年変化(1898～2025年)」(令和8(2026)年1月公表)

注：黒の細線は、各年の平均気温の基準値からの偏差。青の太線は、偏差の5年移動平均値。赤の直線は、長期変化傾向。平均気温の基準値は、平成3(1991)～令和2(2020)年の平均値

（農林水産分野における温室効果ガス排出量は5,103万t-CO_2）

令和5(2023)年度における我が国の農林水産分野の温室効果ガス排出量は、二酸化炭素換算で5,103万t-CO_2となりました(**図表5-1-2**)。我が国の温室効果ガス排出量のうち、農林水産分野の排出割合は約5%であるものの、メタンの約8割、一酸化二窒素の約5割は農林水産分野が占めています。

図表5-1-2 農林水産分野の温室効果ガス排出量



資料：国立研究開発法人国立環境研究所 温室効果ガスインベントリオフィス「日本の温室効果ガス排出量データ」(令和7(2025)年4月公表)を基に農林水産省作成
注：1) 令和5(2023)年度の数値
2) 排出量は二酸化炭素換算

(2) みどり戦略の実現に向けた施策の展開

（食料・農林水産業の生産力向上と持続性の両立をイノベーションで実現）

みどり戦略は、食料・農林水産業の生産力向上と持続性の両立をイノベーションで実現させるため、中長期的な観点から戦略的に取り組む政策方針です。

みどり戦略では、令和32(2050)年までに目指す姿として、農林水産業のCO_2ゼロエミッション化の実現、化学農薬の使用量(リスク換算)の50%低減、輸入原料や化石燃料を原料とした化学肥料の使用量の30%低減、耕地面積に占める有機農業の取組面積の割合を25%(100万ha)に拡大といった14の重要業績評価指標(KPI)を掲げています。また、その実現のために、調達から生産、加工・流通、消費までの食料システムの各段階での課題解決に向けた行動変容、既存技術の普及、革新的な技術・生産体系の開発と社会実装を進めていくこととしています(**図表5-1-3**)。

みどりの食料システム戦略トップページ
URL：https://www.maff.go.jp/j/kanbo/kankyo/seisaku/midori/index.html

図表5-1-3 みどり戦略の各分野での具体的な取組



資料：農林水産省作成

(みどり法に基づき環境負荷低減に向けた取組を推進)

みどり法においては、環境負荷低減に取り組む生産者の事業活動(環境負荷低減事業活動)及び環境負荷低減を図るために行う取組の基盤を確立するための事業者の取組(基盤確立事業)を、それぞれ都道府県及び国が認定し、税制特例措置や融資の特例等の支援措置を講じています。

令和8(2026)年3月末時点で、環境負荷低減事業活動については3万6千経営体以上、基盤確立事業については105の事業計画がそれぞれ認定されています。

また、同年3月末時点で、全国34道府県93区域で地域ぐるみで有機農業の団地化等の取組を行う特定区域(モデル地区)が設定されており、このうち14県21区域で特定環境負荷低減事業活動の計画認定、1県2区域で有機農業を促進するための栽培管理協定の締結が行われ、具体的な取組が開始されています。

(事例) ICTを活用した先端技術等により環境負荷低減を実現(宮城県)

(1) いちご産地を復興し、地域ぐるみで環境負荷低減に取り組むモデル地区に設定

宮城県山元町の山下地区と坂元地区は、いちごの生産が盛んでしたが、東日本大震災による津波によって栽培施設の約95%が倒壊や冠水等の壊滅的な被害を受けました。同地区では、平成24(2012)年度から東日本大震災復興交付金を活用して、ICTを活用した環境制御装置を備えた大型ハウス等を建設し、東日本大震災からの産地復興のシンボルである「いちご団地」を整備しました。近年、資材価格等が高騰し経営を圧迫している中、宮城県及び山元町は、環境負荷低減と生産性向上を実現するために、山下地区と坂元地区を、みどり法に基づき地域ぐるみで環境負荷低減に取り組むモデル地区として設定しました。

(2) ICTを活用した環境制御装置等の導入によって、環境負荷低減と生産性向上の両立を実現

同地区では、先端技術を導入して、温度、湿度等のセンシングデータに基づく加温や肥料投入を行うことにより、温室効果ガスの排出量削減や化学肥料の使用量低減に取り組んでいます。また、省エネ効果がある被覆資材を併用しており、温室効果ガスの排出量削減につなげています。このほか、うどんこ病やハダニ対策として紫外線を照射するランプをハウスに導入することにより、農薬の使用回数を低減させることにも成功しました。

このような取組によって、同地区では、収量を維持しながら生産コストや労働時間の削減を実現している農業法人や農家も出てきています。今後も、スマート施設園芸の生産団地を形成することで、温室効果ガスの排出量削減といった環境負荷低減と生産性向上を両立する先進的な生産活動を広げていくこととしています。





栽培中のいちごの様子
資料：宮城県山元町



ICTを活用した環境制御装置
資料：宮城県山元町

(みどり戦略の実現に向けた技術の開発・普及を推進)

農林水産省では、みどり戦略の実現に向け、病害虫抵抗性品種やスマート農業技術にも対応した品種開発[1]の加速化や、農林漁業者等のニーズを踏まえた現場では解決が困難な技術問題に対応した研究開発・普及を推進しており、その一例としては、ハダニ類の天敵であるカブリダニを主体としたニホンナシにおける総合防除(IPM)の手法が挙げられます(**図表5-1-4**)。

また、令和3(2021)年度に、みどり戦略で掲げた各目標の達成に貢献し、現場への普及が期待される技術について「「みどりの食料システム戦略」技術カタログ」として取りまとめており、令和7(2025)年3月には、「現在普及可能な技術」、「2030年までに利用可能な技術」及びみどり法の認定を受けた基盤確立事業を収録したVer.5.0を公表しました。この中では、技術の概要、導入の効果、みどり戦略における貢献分野(温室効果ガス削減等)、導入の留意点、価格帯、研究開発・改良や普及の状況、技術の問合せ先等を記載しています。

[1] 第2章第5節を参照

図表5-1-4　カブリダニを主体としたニホンナシにおけるIPM



資料：千葉県農林総合研究センター
注：株元雑草は、ハダニ類の天敵であるカブリダニの住みかとなるとともに、カブリダニがなしの樹上に移動する際のはしごの役割も果たす。
なお、なしの収穫後は、落葉期までに除草し、黒星病の伝染源となる落葉の処分(耕種的防除)には支障が出ないようにする。

第2節 農業生産活動における環境負荷の低減

気候変動による大規模災害の頻発や生物多様性の損失が地球規模で課題となる中、農林水産省では、みどり戦略に基づき、気候変動対策を講じているほか、生物多様性の保全や農業生産活動における環境負荷低減の促進に向けた取組を推進しています。

本節では、環境負荷低減に向けた取組、気候変動対策、生物多様性保全の取組、バイオマスや再生可能エネルギーの利活用について紹介します。

(1) 環境負荷低減に向けた横断的な取組

(みどり戦略の今後の展開)

みどり戦略の策定以降、環境負荷低減の取組は全国で着実に進展してきました。その一方で、気候変動が深刻化しており、令和8(2026)年2月に環境省が公表した報告書によれば、農業・林業・水産業分野の13項目のうち水稲や果樹等の6項目で現状において重大な影響が生じていると評価されています[1]。また、政府全体で化石エネルギー中心の産業構造・社会構造をクリーンエネルギー中心へ転換する「グリーントランスフォーメーション」(以下「GX」という。)が分野横断的な課題となるなど、みどり戦略を取り巻く状況も変化しています。

こうした変化を踏まえ、農林水産省では気候変動への適応強化やGX投資の呼び込み等の新たな課題への対応も含め、みどり戦略の取組を加速化させ、将来にわたって持続可能な食料システムを確立するため、基本計画に基づき、「みどり加速化GXプラン」の策定に向けて、生産者や有識者の意見を聞き取りつつ検討を進めています。

(環境配慮のチェック・要件化の本格実施に向け実施体制を整備)

農林水産業の現場における環境負荷低減への意識向上とその取組の底上げを図るため、農林水産省では、全ての補助事業等において最低限行うべき環境負荷低減の取組の要件化(愛称は「みどりチェック」)の令和9(2027)年度からの本格実施に向けて検討することとしています。このため、令和7(2025)年度においては、補助事業等の申請時及び報告時における取組の実施状況に関するチェックシートの提出を、試行的に実施しているところです。

(環境保全型農業直接支払制度の推進)

環境保全型農業直接支払制度は、平成27(2015)年度から「農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する法律」に基づく制度として実施されており、化学肥料・化学農薬の使用を原則5割以上低減する取組と合わせて行う地球温暖化防止や生物多様性保全等に効果の高い営農活動に対して、同制度による支援を行っています。

実施面積は令和元(2019)年度以降、増加傾向で推移しており、令和6(2024)年度は9万1千haと前年度に比べ約4千ha増加しました(**図表5-2-1**)。また、同年度の実績を支援対象取組別に見ると、全国共通の取組では「堆肥の施用」が26.6%で最も多く、次いで「カバー

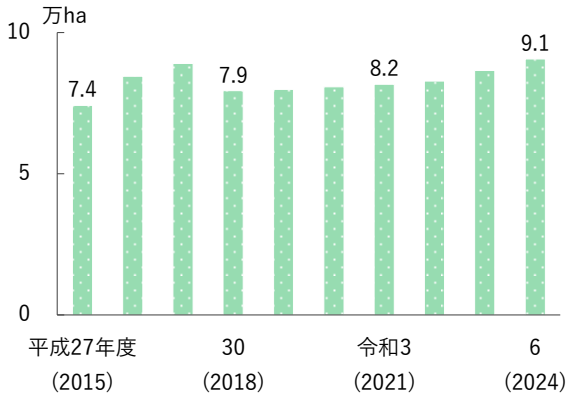
[1] 環境省「第3次気候変動影響評価報告書」(令和8(2026)年2月公表)

クロップ[1]」、「有機農業」の順となっています(**図表5-2-2**)。

令和7(2025)年度からは第3期対策が始まり、前期からの見直しとして、有機農業の支援単価を引き上げるとともに、地域特認取組[2]のうち全国的に拡大が見込める取組について、一層の推進を図る観点から全国共通取組へ移行しました。また、水田からのメタン排出量の削減に資するため、堆肥の投入量を見直したほか、堆肥や緑肥等の取組の際に長期中干し[3]や秋耕(しゅうこう)[4]等のメタン排出削減対策を併せて実施することを要件化しました。

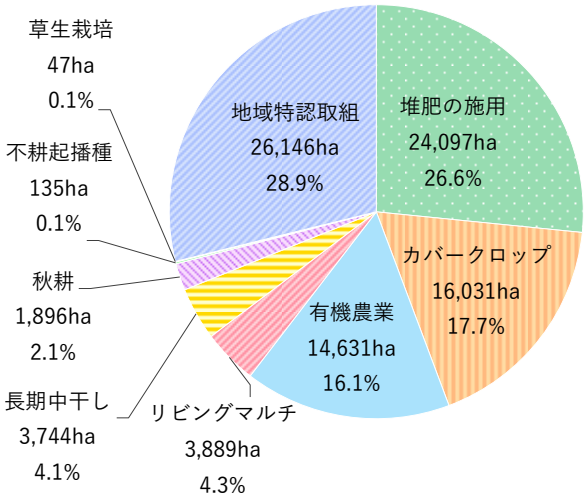
今後は、みどり戦略の目標の実現に向けて、令和9(2027)年度を目途に同制度の見直しを行うこととしており、具体的には、みどり法の認定を受けた農業者が先進的な環境負荷低減の取組を行う場合に、導入リスク等に応じた支援を行う仕組みとする方向で検討することとしています。

図表5-2-1 環境保全型農業直接支払制度の実施面積



資料：農林水産省作成
注：平成27(2015)～29(2017)年度については、「複数取組(同一ほ場における1年間に複数回の取組)」支援の数値を含む。

図表5-2-2 環境保全型農業直接支払制度の支援対象取組別の実施面積



資料：農林水産省作成
注：令和7(2025)年8月公表の数値

(2) 気候変動対策の推進

(農業由来の温室効果ガス排出削減に向けた取組を推進)

我が国は世界全体での1.5℃目標と整合し、2050年ネット・ゼロ[5]の実現に向けた直線的な経路にある野心的な目標として、令和17(2035)年度、令和22(2040)年度において、温室効果ガスを平成25(2013)年度からそれぞれ60%、73%削減することを目指すこととしており、この新たな削減目標の達成に向けた総合的な実施計画である「地球温暖化対策計画」を令和7(2025)年2月に閣議決定しました。

---

1 土壌侵食の防止や有機物の土壌への供給等を目的として、主作物の休閑期等に栽培される作物
2 都道府県が申請し、国が承認した、地域を限定した取組
3 中干しとは、水稲の栽培期間中、出穂前に一度水田の水を抜いて田面を乾かすことで、稲の過剰な分げつ(根本付近からの枝分かれ)を防止し、成長を制御する作業をいう。有害ガスの排出抑制、刈取り時等の作業性の向上等の目的も含まれる。
4 水稲収穫後、秋のうちに稲わら等をすき込む作業をいう。好気的な条件下での稲わらの分解を促進し、翌春の湛水時のメタンの発生量を抑制することができる。
5 令和2(2020)年10月の「2050年カーボンニュートラル宣言」以降、カーボンニュートラルや脱炭素という用語を用いてきた。一方、G7広島サミットの成果文書等にあるように、国際的な文脈においては、ネット・ゼロと表現することが一般的であることを踏まえ、本資料においては、固有名詞等の場合を除き、原則「ネット・ゼロ」を用いる。

我が国の農林水産分野での温室効果ガス排出量は全体に占める割合は約5%と小さいものの[1]、基本計画では令和12(2030)年度に、農業分野において平成25(2013)年度から1,176万t-CO_2削減することとしています。

これに向け、農林水産省では、みどり戦略や令和7(2025)年4月に改定した「農林水産省地球温暖化対策計画」に基づき、施設園芸や農業機械の省エネルギー化、バイオ炭の農地施用の推進等の取組を進めています。また、農地土壌から排出されるメタン等の温室効果ガスの削減に向けては、生物多様性にも配慮した水稲栽培における中干し期間の延長等の取組を推進するとともに、新たな排出削減技術の開発や普及を進めることとしています。

畜産分野では、家畜排せつ物の管理や家畜の消化管内発酵に由来するメタン等の排出削減技術の開発・普及を進めることとしています。具体的には、家畜排せつ物管理方法の変更については、地域の実情を踏まえながら、通常の堆積型発酵から強制発酵等への転換を進めるほか、アミノ酸バランス改善飼料の給餌については、家畜排せつ物に由来する温室効果ガスの発生抑制だけでなく、飼料費削減の効果も期待できることを周知しつつ、普及を進めていくこととしています。さらに、牛の消化管内発酵に由来する温室効果ガスの発生抑制に資する資材について、飼料安全法[2]に基づく飼料添加物への指定の審議を円滑に進めるとともに、みどり法に基づく生産者の認定等も活用しつつ、更なる開発と普及を進めていくこととしています。

(新たにMIDORI∞INFINITYを策定)

農林水産省は、我が国が有する食料安全保障に資する温室効果ガス排出削減技術の海外展開を後押しし、気候変動ビジネスに取り組む企業の市場拡大や、世界の食料安全保障ひいては我が国の食料安全保障の向上につなげるため、農業・食品分野への国内外の脱炭素投資の呼び込みと地球規模の課題解決に貢献する政策パッケージとして、令和7(2025)年5月に「MIDORI∞INFINITY(ミドリ・インフィニティ)[3]」を策定しました。

ミドリ・インフィニティでは、水田や畜産由来のメタン排出削減等の海外展開が可能で食料安全保障に資する技術を選定し、それら技術の海外展開を促進する施策や民間事業者が国内外で活用可能な支援等を紹介しています。

同年6月には、「みどり脱炭素海外展開コンソーシアム」を設立しました。温室効果ガス排出削減技術を有し、海外展開を検討している企業・団体を始め、100以上の構成員が参画しています。我が国企業と国内外のパートナーとのマッチングを図り、二国間クレジット制度(JCM)の活用にもつながる脱炭素プロジェクトの形成を推進することとしています。

また、同年11月にブラジルで開催された国連気候変動枠組条約第30回締約国会議(COP30)で、農林水産省は、ミドリ・インフィニティの枠組みやこれに基づく我が国の取組を紹介しました。さらに、その趣旨に賛同する民間企業有志連合から、農業分野、畜産分野、MRV[4]分野、それぞれの温室効果ガス排出削減に資する取組事例について情報発信するとともに、気候変動、アグリ・フードシステム及び持続可能な開発についての声明を発表しました。COP30では、このほかにも、農林水産省から、ブラジルの劣化牧野における我が国企業の生産資材を活用した主要作物の栽培実証結果を発表しました。

---

[1] 第5章第1節を参照
[2] 正式名称は「飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律」
[3] 正式名称は「農林水産分野GHG排出削減技術海外展開パッケージ」
[4] Measurement, Reporting and Verificationの略。温室効果ガス排出量の測定、報告及び検証のこと

農林水産省は、こうした国際会議等の場を活用して、官民連携によるミドリ・インフィニティの取組を国内外に情報発信しています。



COP30における民間企業有志連合の声明発表

ミドリ・インフィニティ
URL：https://www.maff.go.jp/j/kanbo/kankyo/seisaku/midori/midori_infinity.html

(燃料燃焼による温室効果ガス排出削減対策を推進)

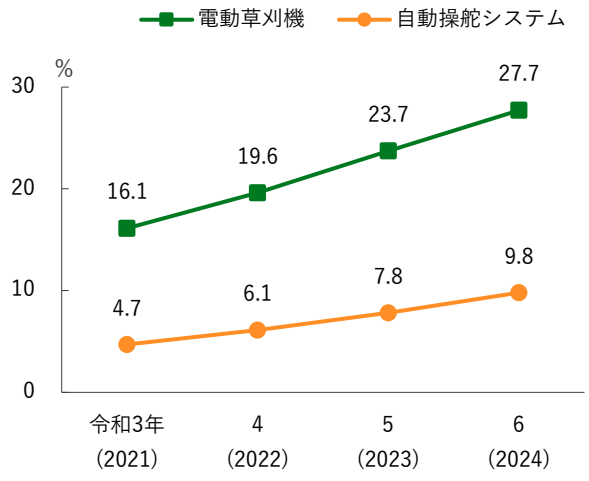
みどり戦略では、農業機械の燃料燃焼による温室効果ガス排出削減対策として、令和12(2030)年には電動草刈機と自動操舵(そうだ)システムの普及率をいずれも50%とする目標を掲げ、農林水産省において、目標実現に向けた施策を展開しています。

令和6(2024)年の電動草刈機の普及率は、前年に比べ4.0ポイント上昇し、27.7%となっています(**図表5-2-3**)。また、GPS等の位置情報とハンドルの自動制御により、作業重複を低減して燃料使用量の削減を可能とし、高精度な作業や軽労化にも資する自動操舵システムの普及率は、前年に比べ2.0ポイント上昇し9.8%となっています。

施設園芸に関しては、加温設備を備えた温室の大部分が化石燃料に依存している状況にあることから、省エネルギー型施設や省エネルギー機器の導入支援に加え、ゼロエミッション型園芸施設の実現に向けた技術開発・実証を進めることとしています。

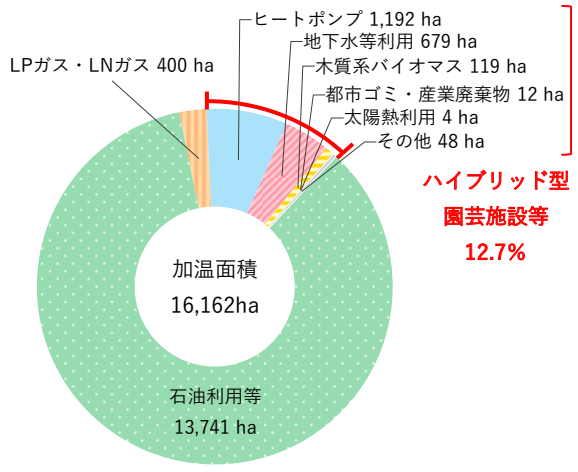
令和6(2024)年の加温面積に占めるハイブリッド型園芸施設等の割合は12.7%となっており、農林水産省では、環境負荷低減と収益性向上を両立した持続可能な園芸施設への転換を推進しています(**図表5-2-4**)。

図表5-2-3 電動草刈機と自動操舵システムの普及率



資料：農林水産省作成

図表5-2-4 園芸用施設における加温設備の種類別設置実面積



資料：農林水産省「園芸用施設の設置等の状況(令和6年)」(令和8(2026)年3月公表)を基に作成
注：1) 令和5(2023)年11月～6(2024)年10月までの栽培に使用したものの数値
2)「その他」は、もみがら、堆肥発酵熱等を熱源とするもの
3) 複数機器の導入等による面積の重複分を含む。

（気候変動の影響に適応するための技術の開発・普及を推進）

農業生産は気候変動の影響を受けやすく、各品目で気候変動の影響と考えられる生育障害や品質低下等が見られています。近年、高温、渇水、豪雨等の気候変動による生産現場への影響が深刻化[1]している状況を踏まえ、農林水産省では、これらの影響への対応を効果的に実施するため、「農林水産省気候変動適応計画」を策定し、同計画に基づき、生産現場における気候変動の状況や、その適応策等について「地球温暖化影響調査レポート」を取りまとめています。令和8(2026)年3月に公表した「令和7年地球温暖化影響調査レポート(速報)」においては、水稲の適切な水管理や、追肥等の肥培管理、適期防除の徹底等の高温対策を取り上げているほか、気候変動を活用した産地形成に向けた取組として亜熱帯果樹の中でも耐寒性が比較的あり、露地での栽培が期待できるアボカドの導入に向けた取組等について紹介しています。また、水稲では、高温障害への対応として主食用作付面積に対する高温耐性品種の作付割合が上昇しており、令和7(2025)年産は18.2%です。

農林水産省は、高温等の影響を回避・軽減する適応技術や高温耐性品種の開発・導入[2]、適応策の生産現場への普及指導等の取組を推進しており、夏の高温化傾向による農作物への影響を軽減するため、収益力強化に計画的に取り組む産地に対して、高温対策等に必要な農業機械や農業生産資材の導入等を支援しています。

さらに、気候変動による降水量の変化等に対応するため、農業水利施設の整備に当たって、将来の降雨予測に基づいた排水計画策定手法を導入するとともに、渇水時の応急ポンプの活用やきめ細かな水管理等の支援、取水期間等の調整を実施しています。今後とも、気候変動に適応するための生産安定技術・品種の開発・普及、農業水利施設の整備等を進めていくこととしています。

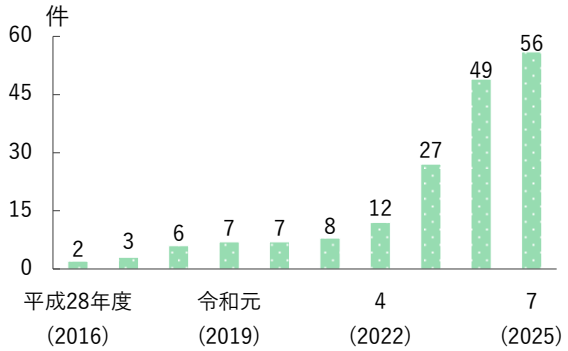
地球温暖化影響調査レポートについて
URL：https://www.maff.go.jp/j/seisan/kankyo/ondanka/report.html

（農業分野におけるＪ－クレジット制度の取組が拡大）

世界的にカーボン・クレジットの取引市場が拡大する中、我が国においても、森林、農地、家畜等の農林水産分野から創出されるカーボン・クレジットの取組拡大への期待が高まっています。

温室効果ガスの排出削減・吸収量をクレジットとして国が認証し、取引を可能とする「Ｊ－クレジット制度」は、経済産業省、環境省、農林水産省の3省により運営されており、農林漁業者等の取組による温室効果ガス削減量をクレジット化して売却することで、当該農林漁業者等が収入を得ることができるものです。

図表5-2-5　Ｊ－クレジット制度の登録プロジェクト(農業関連)件数(累計)



資料：Ｊ－クレジット制度事務局資料を基に農林水産省作成
注：1）登録件数は各年度の認証委員会の承認実績を基に作成
2）令和7(2025)年12月末時点の数値

同制度により創出されたクレジットは、「地球温暖化対策の推進に関する法律」に基づく

[1] 第5章第1節を参照
[2] 第2章第5節を参照

企業による温室効果ガス排出量の報告に利用できるほか、海外イニシアティブへの報告、企業の自主的な取組といった様々な用途に活用することが可能です。Ｊ－クレジット制度では、令和8(2026)年2月末時点で75の方法論が承認されています。このうち農業分野では、令和8(2026)年2月に、牛へ飼料添加物を使用した飼料を給餌することにより消化管内発酵由来の温室効果ガス発生を抑制する「牛への飼料添加物(暖気中の温室効果ガス削減に資するもの)を使用した飼料の給餌」が新たに方法論として追加され、「水稲栽培における中干し期間の延長」や「肉用牛へのバイパスアミノ酸の給餌」を含め、七つの方法論[1]が承認されています。

Ｊ－クレジット制度におけるプロジェクトの登録件数は、令和7(2025)年12月末時点で862件であり、このうち農業者が取り組むプロジェクトは、再エネ・省エネ分野の方法論によるものを含めて56件です(**図表5-2-5**)。また、農業分野の方法論を用いたプロジェクトは、「水稲栽培における中干し期間の延長」に取り組むプロジェクトが26件、「バイオ炭の農地施用」に取り組むプロジェクトが14件、その他のプロジェクトが6件の計46件承認されています。農林水産省では、農業分野におけるＪ－クレジットの取組を推進するため、プロジェクトの登録やＪ－クレジットの認証等を支援するとともに、方法論の新規策定等に向けたデータ収集を実施しています。

(事例) 他産業から農業分野における環境負荷低減の取組に参画(島根県)

島根県雲南市(うんなんし)のスポーツ栄養食品メーカーである株式会社アルプロンは、2050年ネット・ゼロの実現を社会課題と考え、地域の農業者と協力し「水稲栽培における中干し期間の延長」の取組に着手しています。

同社は令和6(2024)年4月に同市と地域連携協定を締結するとともに、同市のほか奥出雲町(おくいずもちょう)と飯南町(いいなんちょう)でも試験的に取組を実施し、同年度は206.3haの水田において385t-CO_2のメタンガスを削減しました。また、令和7(2025)年度は、これを1市2町に加え、更に県内外でも地域・面積を増加させ、479.5haの水田において約760t-CO_2のメタンガスの削減を試算しています。

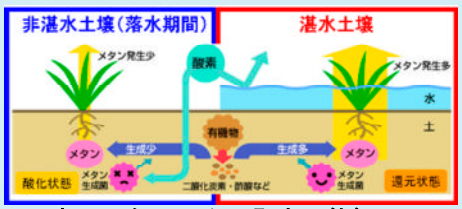
参加した農業者からは、作業の負担がない範囲で環境負荷低減の取組に参加できて良かったという意見が寄せられており、農業者同士で取組の利点を共有することで、参加者も増えてきています。

今後も取組面積を拡大し、中国・四国地方を中心に、約1万haの水田で実施することを目標としています。





中干しの様子
資料：株式会社アルプロン



水田からのメタン発生の仕組み
資料：農研機構

(3) 生物多様性保全に関する取組の推進

(ネイチャーポジティブの実現に向けた取組を推進)

環境と調和のとれた食料システムの確立に向けて、生物多様性の保全を図ることも重要

[1] 排出削減・吸収に資する技術ごとに、適用範囲、排出削減・吸収量の算定方法及びモニタリング方法を規定したもの

です。国際的には、令和4(2022)年12月に生物多様性条約第15回締約国会議(COP15)で「昆明・モントリオール生物多様性枠組」が採択され、生物多様性への脅威を減らす行動として、農薬や有害性の高い化学物質によるリスクの半減、環境中に流出する過剰な栄養素の半減等が示されるなど、生物多様性の減少傾向を止め、回復に向かわせる「ネイチャーポジティブ」の実現に向けた動きが進んでいます。

農林水産省では、みどり戦略や昆明・モントリオール生物多様性枠組等を踏まえ、令和5(2023)年3月に改定した「農林水産省生物多様性戦略」に基づき、有機農業や冬期湛水(たんすい)[1]管理といった生物多様性保全等に効果の高い営農活動に取り組む農業者の組織する団体等に対して支援を実施することとしています。

このほか、令和5(2023)年度には、民間の取組等によって生物多様性の保全が図られている区域を環境省が「自然共生サイト」として認定する仕組みが開始され、令和7(2025)年4月からは、自然共生サイトを法制化した「地域における生物の多様性の増進のための活動の促進等に関する法律」が、環境省、農林水産省、国土交通省の共管により施行され、同法の施行前の認定と併せて、令和8(2026)年3月末時点で合計569か所が自然共生サイトとして認定されています。

生物多様性の保全・再生
URL：https://www.maff.go.jp/j/kanbo/kankyo/seisaku/c_bd/tayousei.html

(化学農薬・化学肥料の使用低減を推進)

化学農薬使用量(リスク換算)は、地域の栽培暦等への農薬使用量低減技術の反映や、リスクの低い農薬への切替え等により、令和6(2024)農薬年度[2]は令和元(2019)農薬年度に比べ約19.9%低減となりました。これは、みどり戦略に位置付けられている令和12(2030)年目標を達成している水準ですが、その要因としては、化学農薬使用量(リスク換算)の大きい土壌くん蒸剤の使用低減が進んだこと等だけでなく、資材費上昇による農薬の買控え傾向も影響したと考えられることから、引き続き化学農薬使用量の低減に向けた対策を進めていくことが重要です。

このため、農林水産省では、使用量低減に資するスマート農業技術、病害虫抵抗性品種、生物防除資材の導入等による総合防除の普及を、指導者を活用しつつ推進するとともに、有機農業の面的拡大、化学農薬の使用量低減技術や病害虫抵抗性品種等の開発、生物防除資材等の新規資材の審査等を推進することとしています。また、産地における新たな技術の検証結果を共有し横展開するために、実践に向けた栽培マニュアルの作成等を支援しています。

化学肥料の使用量については、家畜排せつ物や下水汚泥資源等の国内資源の利用拡大に向けた堆肥化・ペレット化施設の整備や関係者間のマッチング機会を増やす取組、緑肥等を含めた有機物の施用による土づくりの推進と併せ、リモートセンシングデータの利用を含め、土壌診断に基づく適正施肥の取組拡大、局所施肥や可変施肥技術の導入等を進めています。このような取組により、令和5(2023)年の化学肥料使用量は68万t(NPK総量[3]・生産数量ベース)で基準年である平成28(2016)年に比べ約25%の低減となっています。

[1] 冬期間の水田に一定期間水を張り、水田地帯の多様な生き物を育む取組
[2] 農薬年度は、前年10月から当年9月までの期間
[3] 肥料の三大成分である窒素(N)、りん酸(P)、加里(K)の全体での出荷量のこと

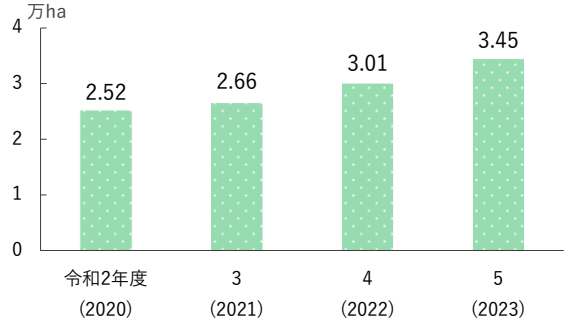
また、近年、バイオスティミュラントと呼ばれる、農薬、肥料等とは異なる新たな生産資材の開発・普及が進んでおり、農作物の高温への耐性や栄養分の利用効率等の向上に資するものとして注目されていますが、効果や使用方法等の表示が不明確なものがあるなどの課題も存在しています。このため、農林水産省では、製造者や使用者等による意見交換会を開催し、その意見等を踏まえ、使用者が安心して選択できる環境を整えることを目的として、令和7(2025)年5月に「バイオスティミュラントの表示等に係るガイドライン」を策定したところであり、その周知を進めています。

(有機農業の推進)

我が国では、「有機農業の推進に関する法律」において、「有機農業」とは、化学的に合成された肥料及び農薬を使用しないこと並びに遺伝子組換え技術を利用しないことを基本として、農業生産に由来する環境への負荷をできる限り低減した農業生産の方法を用いて行われる農業と定義されています。

輸入依存度の高い化学肥料を使用しない有機農業は、生物多様性の保全や地球温暖化防止等に加えて、国際情勢に左右されにくい農業生産体制の確立に資するものとして、我が国でも推進されています。

図表5-2-6 我が国の有機農業の取組面積



資料：農林水産省作成
注：有機JAS認証を取得している農地面積と、有機JAS認証を取得していないが有機農業が行われている農地面積との合計

我が国の有機農業の取組面積については令和3(2021)年度のみどり戦略の策定等を受け拡大傾向で推移しており、令和5(2023)年度の取組面積は3万4,500ha、耕地面積に占める割合は0.8%となりました(**図表5-2-6**)。前年度に比べ4,400ha(15%)増と大きく拡大しており、みどり戦略等で掲げた、令和12(2030)年までに6万3千haとする目標の達成に向けて着実に増加しています。

市町村が主体となり、生産から消費まで一貫した取組により有機農業拡大に取り組むモデル産地である「オーガニックビレッジ」についても、令和7(2025)年までに100市町村を創出する目標を達成し、令和7(2025)年度には154市区町村において取組が行われています。また、全ての道府県立農業大学校において有機農業をカリキュラム化するなど、有機農業の教育が全国で実施されています。

我が国の有機食品の市場規模は拡大傾向で推移しており、農林水産省では、有機食品の更なる需要拡大に向け、12月8日「有機農業の日」に合わせた情報発信の強化等を実施しています。また、環境負荷低減に関心の高い海外市場をターゲットとして有機JAS認証の取得や商談の実施を支援するなど、有機農産物の輸出拡大に向けた取組を推進しています。

オーガニックビレッジ
URL：https://www.maff.go.jp/j/seisan/kankyo/yuuki/organic_village.html

（事例）担い手育成を通じて有機農産物の輸出拡大を推進（鹿児島県）

鹿児島県鹿児島市の有限会社かごしま有機生産組合には、同県に加え、熊本県、宮崎県の約160戸の生産者が加入し、にんじんやたまねぎ、かんしょ等の有機農産物を100種類以上生産しています。

同社は有機農産物の販売先の多角化を進めており、生協やスーパー等の直営店、ECでの販売に加え、海外市場における有機農産物のニーズを取り込むため、平成30(2018)年から有機農産物の輸出を開始しました。令和7(2025)年までの間に東南アジアを中心とした12か国・地域に、青果としての有機野菜に加え、有機農産物を原料としたベビーフード、冷凍焼き芋等を輸出しました。

一方、有機農産物の需要が高まる中、販路の開拓だけではなく、持続的で安定した生産の拡大も喫緊の課題となっています。同社は座学や現場実習等の新規就農希望者向けの研修や直営農場での雇用によるOJTにより、有機農業の担い手の育成と生産体制の確保に取り組んでいます。

同社は今後、安定的な生産基盤を確保した上で、海外向けの新たな加工商品の開発や、海外市場の選択と集中を進めることで、有機農産物の輸出拡大を推進することとしています。また、30by30目標*に賛同し、有機農業を普及することにより、生物多様性保全に効果の高い営農を促していく考えです。

＊ ネイチャーポジティブの実現に向けて、2030年までに、陸と海の30%以上を健全な生態系として効果的に保全しようとする目標





中東向け需要開拓に向けた商談会の様子

資料：有限会社かごしま有機生産組合



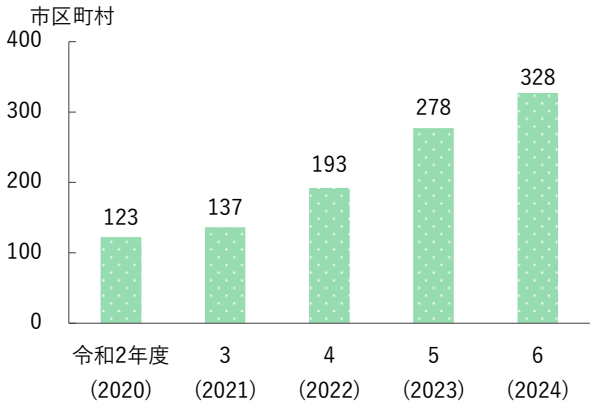
有機JAS認証を受けたベビーフード

資料：有限会社かごしま有機生産組合

（学校給食での有機農産物等の活用の広がり）

学校給食での有機食品の利用を、食育の推進や有機農産物の安定的な販路確保の観点から推進しており、令和6(2024)年度の取組市区町村数は328市区町村と、前年度から50市区町村増加しています（**図表5-2-7**）。

図表5-2-7 学校給食で有機食品を利用している市区町村数



資料：農林水産省作成

特にオーガニックビレッジにおいて学校給食への有機食品の導入が積極的に取り組まれており、地方公共団体内の地産地消のみならず、産地と消費地が連携した取組も見られます。宮城県大崎市は、令和7(2025)年の「有機農業の日」に合わせて、同市内と、姉妹都市である東京都台東区の学校給食にそれぞれ大崎市産の有機米等を提供し、有機農業に関する出張授業を実施しました。

（農業由来廃プラスチックの対策を推進）

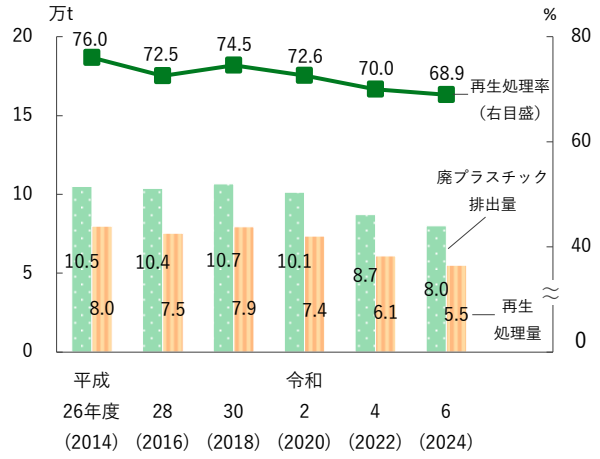
農畜産業の生産現場では、農業用ハウスの被覆資材やマルチ等のプラスチック資材が使用されていることから、環境への負荷を低減するため、使用後に回収し、リサイクル等の

適正処理を進めることが必要です。また、作物収穫後に土壌中にすき込むことで、土壌中の微生物の働きにより水と二酸化炭素に分解される生分解性マルチ等への転換を図り、排出抑制を進めることも重要です。

農業分野の廃プラスチックの再生処理(焼却に伴い発生する熱エネルギーの回収を含む。)の割合は70%程度で推移しており、令和6(2024)年度では68.9%となっています(**図表5-2-8**)。また、農業用生分解性資材普及会の調査によると、生分解性マルチの年間利用量(樹脂の出荷量)は近年3千t台で推移しており、令和6(2024)年度は3,723tとなっています(**図表5-2-9**)。

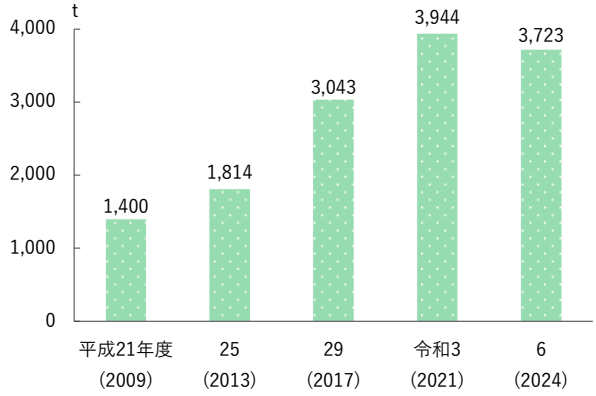
農林水産省では、生分解性マルチ等への転換に向けた取組のほか、農業用ハウスの被覆資材やマルチといった農業由来の廃プラスチックの適正処理対策を推進していくこととしています。

図表5-2-8　農業分野の廃プラスチック排出量に対する再生処理の割合



資料：農林水産省「園芸用施設の設置等の状況」を基に作成

図表5-2-9　生分解性マルチの年間利用量(樹脂の出荷量)



資料：農業用生分解性資材普及会「生分解性マルチの利用状況　樹脂の出荷量調査結果」を基に農林水産省作成
注：各年度の利用量は、当該年6月～翌年5月の数値

プラスチックを使用した被覆肥料は、作物の生育に応じて徐々に肥料成分が溶け出すことから、肥料の投入量低減や、農作業の省力化につながる一方、ほ場から海洋に使用後の被膜殻が流出することによる環境への影響が懸念されています。このため、プラスチックを使用せずに徐々に肥料成分が溶け出す機能を持つ代替肥料や、農業用ドローンを利用して省力的に追肥を行うなどの代替技術の現場実証や取組事例の普及を推進しています。

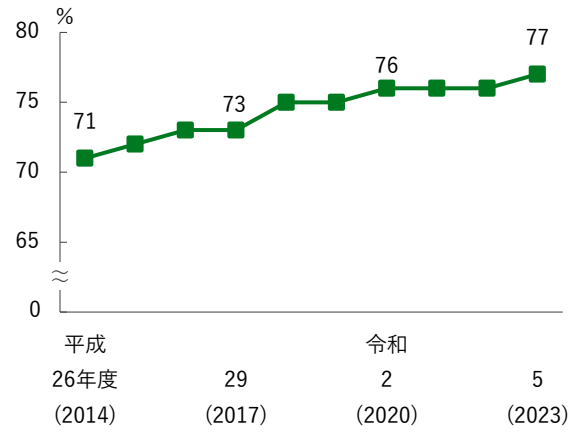
(4) バイオマスや再生可能エネルギーの利活用の推進

(農山漁村や都市部におけるバイオマスの総合的な利用を推進)

持続的に発展する経済社会の実現や循環型社会の形成には、みどり戦略に基づき、農林水産業から生じる家畜排せつ物や林地残材、食品産業から生じる食品廃棄物等のバイオマスを製品やエネルギーとして活用するなど、地域資源の最大限の活用を図ることが重要であり、地域の未利用資源等を地域の農林漁業関連施設等で循環利用する取組を進めることとしており、令和7(2025)年度までに8市町が農林漁業循環経済先導計画を策定しました。

令和4(2022)年9月に閣議決定した「バイオマス活用推進基本計画」では、農山漁村だけでなく都市部も含め、新たな需要に対応した総合的なバイオマスの利用を推進することとしており、令和5(2023)年度のバイオマス利用率は77%で、令和12(2030)年には約80%を目指すこととしています(**図表5-2-10**)。また、製品・エネルギー市場のうち、国産バイオマス関連産業の市場シェアを令和元(2019)年の約1%から令和12(2030)年に約2%に拡大させることを目指しています。これらの目標の達成に向けて、農山漁村や都市部に存在するバイオマスについて、堆肥や飼料等の既存の利用に支障のないよう配慮しつつ、バイオガス等の高度エネルギー利用を始め、より経済的な価値を生み出す高度利用を推進しています。

図表5-2-10 バイオマスの利用率



資料：農林水産省作成

さらに、地域のバイオマスを活用したグリーン産業の創出と地域循環型エネルギーシステムの構築を図ることを目的として、経済性が確保された一貫システムを構築し、地域の特色を活かしたバイオマス産業を軸とした環境に優しく災害に強いまち・むらづくりを目指す地域を、関係府省が共同で「バイオマス産業都市」として選定しています。令和7(2025)年度においては新たに3市町をバイオマス産業都市に選定し、選定された地域は累計で107市町村となりました。バイオマス産業都市に選定された地域に対して、地域構想の実現に向けた各種施策の活用、制度・規制面での相談・助言等を含めた支援のほか、バイオマスの活用を促進する情報発信、技術開発・普及、人材の育成・確保等を行っています。

バイオマスの活用の推進
URL：https://www.maff.go.jp/j/shokusan/biomass/

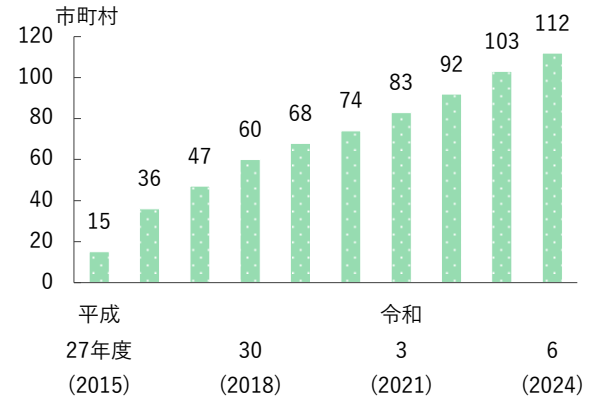
(農山漁村における再生可能エネルギーの導入)

みどり戦略においては、温室効果ガス削減のため、令和32(2050)年までに目指す姿として、我が国の再生可能エネルギーの導入拡大に歩調を合わせ、農山漁村における再生可能エネルギーの導入に取り組むこととしています。一方、食料供給機能や国土保全機能の発揮に支障を来さないよう、農林水産省では、農山漁村再生可能エネルギー法[1]に基づき、市町村、発電事業者、農業者等の地域の関係者から成る協議会を設立し、地域主導で農林漁業の健全な発展と調和のとれた再生可能エネルギー発電を行う取組を促進しています。

農山漁村再生可能エネルギー法に基づく基本計画を作成した市町村数は、令和6(2024)年度は前年度に比べ9市町村増加し累計で112市町村となりました(**図表5-2-11**)。また、農山漁村再生可能エネルギー法を活用した再生可能エネルギー発電施設の設置数も年々増加しており、設備整備計画の認定数は令和6(2024)年度末時点で139となりました。

[1] 正式名称は「農林漁業の健全な発展と調和のとれた再生可能エネルギー電気の発電の促進に関する法律」

図表5-2-11 農山漁村再生可能エネルギー法に基づく基本計画作成市町村数(累計)



資料：農林水産省作成
注：各年度末時点の数値

(大規模太陽光発電事業に関する対策や営農型太陽光発電の取組を推進)

営農を継続しながら発電を行う営農型太陽光発電は、農業生産と再生可能エネルギーの導入を両立し、作物の販売収入に加え、発電電力の自家利用等による農業経営の更なる改善が期待できる有用な取組です。その取組面積については年々増加しており、令和5(2023)年度は前年度に比べ142ha増加し1,362haとなりました(**図表5-2-12**)。

一方、太陽光パネル下部の農地において作物の生産がほとんど行われないなど、農地の管理が適切に行われず営農に支障が生じている事例も増えており、設置者からの栽培実績報告に基づき都道府県等が営農に支障があると判断した件数は同年度末時点で存続している取組の2割以上となっています(**図表5-2-13**)。

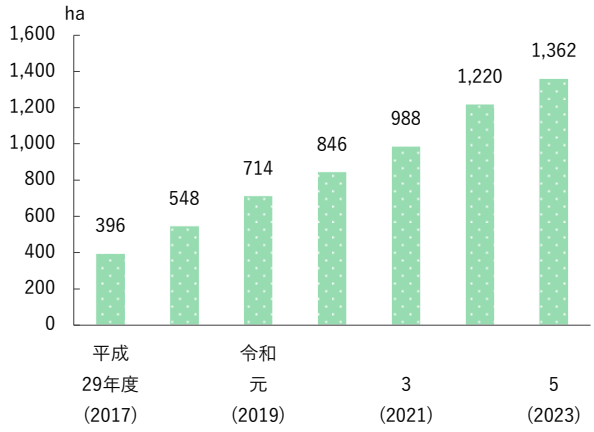
太陽光パネル下部の農地における営農が適切に行われるようにするためには、農地法や再エネ特措法[1]等の関係法令に違反する事例に対して厳格に対処するなどの対応が必要であることから、令和6(2024)年3月に策定したガイドライン等に基づいて定期報告や指導等を実施しています。

営農型太陽光発電は、農業者の所得向上や地域活性化に資する取組ですが、不適切な事例も散見される中、全ての取組を農山漁村にとって有益な地域共生型の取組へと誘導していく必要があります。こうした中、今後導入を推進する価値のある「望ましい営農型太陽光発電」を具体的に整理するため、令和7(2025)年5月に「望ましい営農型太陽光発電に関する検討会」を設置しました。

また、令和7(2025)年12月に「大規模太陽光発電事業に関する関係閣僚会議」が取りまとめた「大規模太陽光発電事業(メガソーラー)に関する対策パッケージ」等を踏まえ、農林水産省は、望ましい営農型太陽光発電を明確化するとともに、不適切な取組への厳格な対応に向け、関連制度の見直しを含めた検討を行っています。

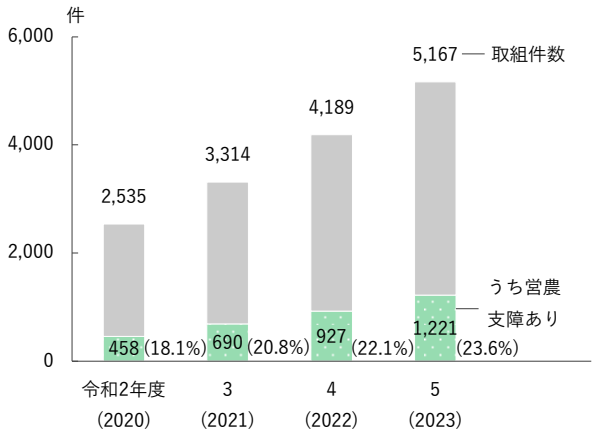
[1] 正式名称は「再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法」

図表5-2-12 営農型太陽光発電の取組面積



資料：農林水産省作成
注：令和5(2023)年度末時点の数値

図表5-2-13 下部農地での営農への支障の発生状況



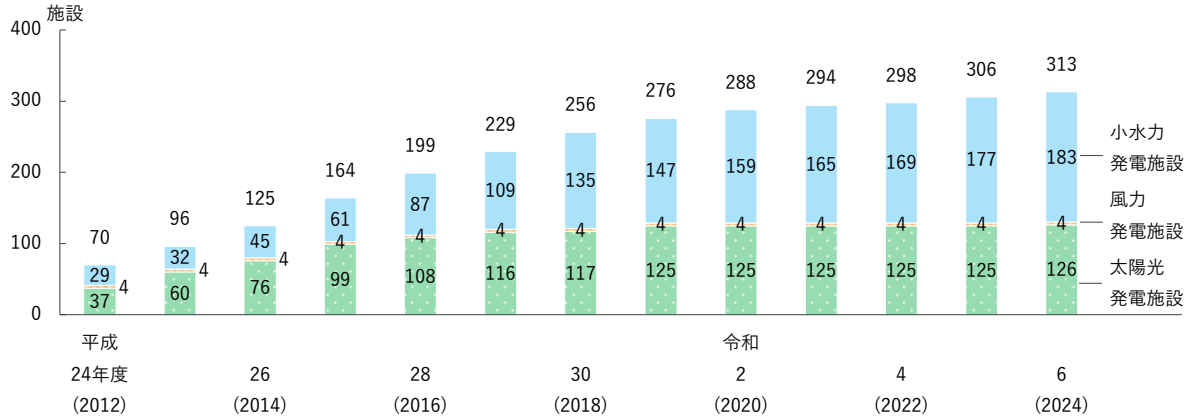
資料：農林水産省作成
注：各年度末時点で存続している取組件数(各年度新規許可分は除く。)

(農業水利施設の再エネ利用・省エネ化を推進)

農業水利施設等を活用した再生可能エネルギー発電施設については、令和7(2025)年3月末時点で、農業用ダムや農業用水路を活用した小水力発電施設183施設、農業水利施設の敷地等を活用した太陽光発電施設126施設、風力発電施設4施設、合計で313施設が農業農村整備事業等により整備されています(**図表5-2-14**)。これにより、土地改良区の使用電力量に対する農業水利施設を活用した小水力発電等再生可能エネルギーの割合は、同年同月末時点で32.2%となりました。

農林水産省では、みどり戦略の実現を後押しするため、農林水産業のCO_2ゼロエミッション化の推進に向けて、農業水利施設を活用した小水力等発電施設の新規の案件形成や更新・整備等に係る事例集の作成、優良事例の横展開、研修、関連施策の周知等により、再生可能エネルギー発電施設の導入を促進するとともに、老朽化した農業水利施設の更新に際しては、施設の集約・再編、ポンプ等の省エネルギー化の取組を推進することとしています。

図表5-2-14 農業水利施設等を活用した再生可能エネルギー発電施設整備数(累計)



資料：農林水産省作成
注：各年度末時点の数値

第3節 食品産業・消費における環境負荷の低減

持続可能な食料システムの構築のため、食料システムをつなぐ食品産業においても、持続可能な方法で生産された原材料を使用し、食品ロスを削減するなど、環境や人権に配慮した持続可能な産業に移行することが求められています。また、このような取組の重要性について消費者の理解を深め、持続可能性に配慮した消費行動を促していくことも重要です。

本節では、食品産業の環境負荷低減に向けた取組や、消費者等への理解醸成を図る取組について紹介します。

(1) 食品産業における環境負荷低減等の促進

(食品産業による持続可能性に配慮した取組を促進)

食品産業については、環境と調和し人権に配慮した調達・生産・加工・流通に転換していく方向が国際的にも主流となり、持続可能な国際認証等が拡大する中で、生産現場の環境や人権に配慮することが世界的に求められています。

このうち、原材料調達に際しては、国内での上場食品企業のうち「持続可能性に配慮した輸入原材料調達」に関する取組を実施している企業の割合は、令和6(2024)年は49.3%となっています。

このような取組については、短期的には直接的な売上げ向上につながりにくく、企業負担が増えるなどの課題があることから、農林水産省では、食品産業の持続可能性の向上に向けて、国産原材料の利用促進、環境や人権に配慮した原材料調達等を支援することとしています。環境や人権、栄養といったサステナビリティ課題について深掘りし、より緊密に官民が連携した検討を行っていくために、令和7(2025)年5月に「食料システムサステナビリティ課題解決プラットフォーム」を設立し、検討会、ワーキンググループでの課題整理や事例集の作成、セミナー等の開催による食品産業全体の理解醸成、国内外の規制等に関する調査レポートの発信等を実施しています。

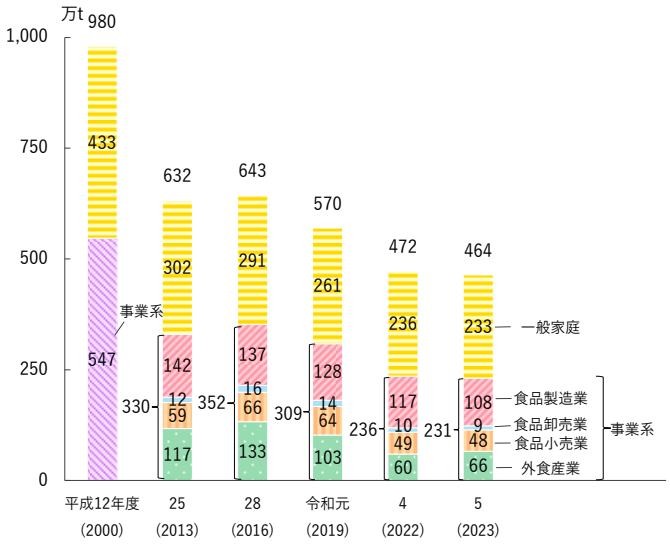
(2) 食品ロスの削減、リサイクルの推進

(国内では食品ロスの発生量は減少傾向)

我が国の食品ロスの発生量については、令和5(2023)年度は464万tと推計されており、前年度に比べ8万t減少し、食品ロスの発生量の推計を開始した平成24(2012)年度以降で最少となりました(**図表5-3-1**)。食品ロスの発生量を場所別に見ると、一般家庭における発生(家庭系食品ロス)は233万tと前年度に比べ3万t減少しました。また、食品産業における発生(事業系食品ロス)は231万tと前年度に比べ5万t減少し、平成12(2000)年度比で58%削減しました。

我が国の食品ロス削減の取組や成果に対し、UNEP[1](国連環境計画)は、我が国がSDGs12.3を踏まえた食品ロスの半減目標を達成したことや、令和12(2030)年度までに平成12(2000)年度に比べ事業系食品ロスを60%削減させるという野心的な目標を追求していることについて、対外的に情報発信しました。

図表5-3-1 食品ロスの発生量と発生場所(推計)



資料：農林水産省作成

注：事業系食品ロスの発生量は、食品製造業、食品卸売業、食品小売業、外食産業の合計

(事例) AIとビッグデータを活用して食品ロスを削減(岐阜県)

岐阜県多治見市の株式会社バローホールディングスでは、サプライチェーン上での温室効果ガス排出量の削減と食品廃棄物の削減について長期的な目標を設定し、一般財団法人日本気象協会やソフトバンク株式会社と連携して、AIと人流・気象データ等のビッグデータを活用する取組によって食品ロスの削減を実現しています。

株式会社バローホールディングスのグループ企業でデリカ部門を担い、弁当・総菜を製造・販売する中部フーズ株式会社では、売れ残りによる食品廃棄を課題としていました。この解決方法として、令和6(2024)年1月から、一般財団法人日本気象協会の気象データとソフトバンク株式会社の人流データ等を活用したAI需要予測モデルによる自動発注システムを試験的に導入し、同年11月に全店舗での導入を開始しました。4者が連携した本取組において、食品廃棄・欠品の減少と売上げ・利益の向上といった効果が確認され、同システム導入後3か月で、廃棄が34%、欠品が9%減少し、売上げが26%、利益が31%増加しました。





AI需要予測量を確認する従業員

資料：中部フーズ株式会社

また、季節のイベントである2月の恵方巻販売においては、事前予約に取り組むとともに、店舗の統括者が過去データと直近トレンドから店舗別に客数予測を実施した上で生産量を管理しました。これにより、令和6(2024)年2月の恵方巻販売において初めて廃棄ゼロを達成し、取組を継続しています。

同グループでは、今後、サプライチェーンの上流である生産まで取組を拡大させ、食品ロスの削減を推進していくこととしています。

[1] United Nations Environment Programmeの略

(事業系食品ロスの削減に向け商慣習の見直し等の取組を推進)

農林水産省では事業系食品ロスの削減に向けた取組を推進しており、令和7(2025)年度においては、食品小売事業者が賞味期間の3分の1を経過した商品の納品を受け付けないという商慣習である「3分の1ルール」の緩和や、食品製造事業者における賞味期限表示の大括り化[1]等の取組を呼び掛けています。令和7(2025)年10月時点で、納品期限の緩和に取り組む事業者は、377事業者に拡大しています。また、行政・食品業界・消費者で協調して食品ロス削減の取組を更に推進することを目的に設置した「食品廃棄物等の発生抑制に向けた取組の情報連絡会」を同年5月、9月及び令和8(2026)年3月に開催し、政府における施策の検討状況のほか、食品企業の商慣習の見直しや食品寄附等の取組について情報共有を行いました。

さらに、消費者への啓発については、従来の「てまえどり」の呼び掛けに加え、外食店舗における「食べきり」を呼び掛けることを目的としたポスターを新たに作成しました。



外食店舗向け食べきりポスター

食品産業もったいない大賞受賞者インタビュー
URL：https://www.youtube.com/playlist?list=PLMvvhD9xvwfmR575GXnnI6oX2LyP1p1DK

(食品関連事業者による食品ロス削減等の取組を見える化)

食品関連事業者の食品ロス削減や食品リサイクル等の取組を後押しするため、食品関連事業者の取組を適正に評価して開示する枠組みを構築し、令和10(2028)年度から運用できるよう、関係者の意見を聞きつつ検討を進めています。

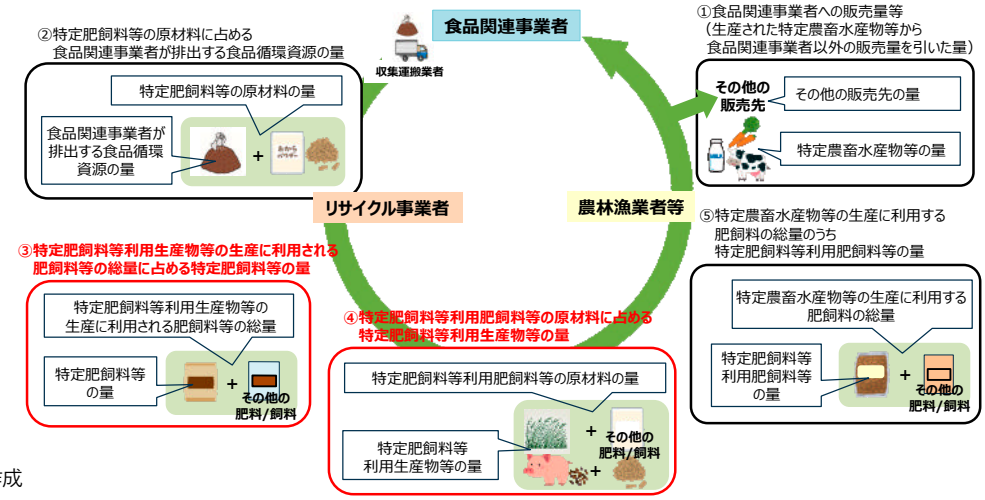
(食品リサイクルの取組を推進)

農林水産省では、環境省とともに、食品の売れ残り・食べ残しや、食品の製造過程において発生している食品廃棄物について、飼料や肥料等の原材料として再生利用する取組を促進しています。

令和7(2025)年度においては、食品リサイクル法[2]に基づく再生利用事業計画(食品リサイクルループ)の認定対象となる範囲を拡大し、特定肥飼料等を利用した生産物を利用して製造された飼料又は肥料を利用した農畜水産物等を生産した場合においても認定の対象となりました(**図表5-3-2**)。

[1] 年月日表示を年月表示や10日単位で統一といった日まとめ表示等に変更すること
[2] 正式名称は「食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律」

図表5-3-2 食品リサイクルループの認定対象となる範囲の拡大



資料：農林水産省作成

(3) プラスチック資源循環への対応

(食品産業分野におけるプラスチック資源循環の取組を推進)

国際的には、海洋プラスチックごみ問題等を背景として、国連において「プラスチック汚染に関する法的拘束力のある国際文書(条約)」を策定するための政府間交渉委員会の交渉が継続されています。EUでは、全てのプラスチック包装について、再生材の利用等を義務付けた「包装及び包装廃棄物規則(EU)2025/40 (PPWR)」[1]が、令和7(2025)年1月にEU官報に掲載され、数年の間に、段階的に適用されることとなっています。

我が国においても、令和6(2024)年8月に閣議決定した「第五次循環型社会形成推進基本計画」において、資源や製品を循環的に利用し、付加価値を創出する循環経済への移行を国家戦略として位置付けました。

また、令和7(2025)年6月に公布された「脱炭素成長型経済構造への円滑な移行の推進に関する法律及び資源の有効な利用の促進に関する法律の一部を改正する法律」に基づき、再生プラスチックの利用義務が課される製品の製造等を行う一定規模以上の事業者に対して、再生材の利用に関する計画の提出及び定期報告を義務付けることとされています。食品産業分野では、指定ペットボトル[2]が対象となっています。

さらに、ペットボトル以外の食品容器包装では再生材の利用はほとんど進んでいない状況にあることから、農林水産省では、令和7(2025)年10月に、官民合同の「食品分野におけるプラスチック容器包装資源循環タスクフォース」を立ち上げ、解決すべき課題や今後の取組方向を整理しています。

[1] 正式名称は「Regulation (EU) 2025/40 of the European Parliament and of the Council of 19 December 2024 on packaging and packaging waste, amending Regulation (EU) 2019/1020 and Directive (EU) 2019/904, and repealing Directive 94/62/EC (Text with EEA relevance)」

[2] 飲料又は特定調味料(しょうゆ、食酢その他の主務省令で定める調味料)が充填されたポリエチレンテレフタレート製の容器

(4) 環境負荷低減の取組の「見える化」

(環境負荷低減の取組の「見える化」を推進)

環境と調和のとれた食料システムを確立するためには、食料システム全体で環境負荷低減を推進するとともに、環境に配慮した農産物を消費者が選択できる環境づくりに向けて、その取組を可視化することが重要です。

令和8(2026)年3月に公表した調査によると、環境に配慮した農林水産物・食品を選ぶと回答した人が57.1%となっており、前年に比べ4.2ポイント低下しました[1]。

農林水産省では、農産物の生産段階における温室効果ガスの排出量・吸収量を算定する簡易算定シート[2]の結果に基づき、地域の慣行栽培と比べた場合の温室効果ガス削減の貢献度合いを星の数で表示する「見える化」(ラベルの愛称は「みえるらべる」)の取組を推進しています。算定の対象は、令和8(2026)年3月末時点で米や野菜を始めとする24品目であり、米については、生物多様性保全の取組についても、その取組数に応じた星の数による表示が可能です。令和7(2025)年7月からは営農管理アプリと連携したシステムで「みえるらべる」の取得が可能になりました。また、対象品目の拡大に向け、畜産物(牛肉、生乳)の簡易算定シートの算定・販売実証を開始しました。

みえるらべる商品が通年購入可能な店舗等がある都道府県数は、令和8(2026)年2月時点で24都道府県に拡大したところであり、引き続き、優良事例の情報発信や畜産物や花き等の更なる対象品目の拡大に向けた検討に取り組むこととしています。



**「みえるらべる」を取得した
にんじんを使用した加工品**

資料：KITANO ACE 各務原インター店

農産物の環境負荷低減の取組の「見える化」

URL：https://www.maff.go.jp/j/kanbo/kankyo/seisaku/being_sustainable/mieruka/mieruka.html

(5) 食料システムの関係者の理解浸透の推進

(食と農林水産業のサステナビリティを考える取組を推進)

みどり戦略の実現に向け、農林水産省は消費者庁、環境省と連携して、企業・団体が一体となって持続可能な生産・消費を促進する「あふの環(わ)2030プロジェクト～食と農林水産業のサステナビリティを考える～」を推進しており、令和8(2026)年3月末時点で農業者や食品製造事業者等228社・団体等が参画しています。

同プロジェクトでは、食と農林水産業のサステナビリティについて知ってもらうため、「サステナブルが“推し”になる」をテーマに「サステナウィーク2025」を開催し、環境に配慮した農産物の販売や、その消費に資する情報の発信を集中的に行いました。また、サ

[1] 農林水産省「食育に関する意識調査報告書」
[2] 正式名称は「農産物の温室効果ガス簡易算定シート」

ステナブルな取組についての動画作品を表彰する「サステナアワード2025」を実施したほか、環境負荷低減に取り組む生産者と流通・小売事業者等のマッチング促進を目的とした展示会での出展や講演、シンポジウムにおける消費者に対する施策情報の発信を行いました。



サステナアワード2025 農林水産大臣賞受賞作品
野村不動産ホールディングス株式会社
作品名：「森を、つなぐ」東京プロジェクト

あふの環2030プロジェクト
URL：https://www.maff.go.jp/j/kanbo/kankyo/seisaku/being_sustainable/sustainable2030.html

(みどり戦略学生チャレンジにより、若い世代の環境に配慮した取組を推進)

農林水産省では、令和6(2024)年度から、将来を担う若い世代の環境に配慮した取組を促すため、みどり戦略に基づいた大学生や高校生等の活動を表彰する「みどり戦略学生チャレンジ」を実施しています。第2回大会には、高校の部で221件、大学・専門学校の部で166件の参加登録があり、各部門の最も優れた取組として、高校の部では、熊本県立熊本(くまもと)農業高等学校、大学・専門学校の部では、東海学院大学医療栄養学科「規格外野菜で食育の推進プロジェクトチーム」が農林水産大臣賞を受賞しました。



農林水産大臣賞(高校の部)
熊本県立熊本農業高等学校
取組名：持続可能な養豚経営を目指して
～「くまもとの赤」による地方創生プロジェクト～



農林水産大臣賞(大学・専門学校の部)
東海学院大学医療栄養学科
「規格外野菜で食育の推進プロジェクトチーム」
取組名：産学官連携で取組む規格外野菜の商品化Ⅱ

みどり戦略学生チャレンジ
URL：https://www.maff.go.jp/j/kanbo/kankyo/seisaku/midori/challenge.html

第４節　多面的機能の発揮

農業・農村の多面的機能は、農村で継続的に農業生産活動が適切に行われることにより発揮され、国民生活と国民経済の安定に重要な役割を果たしています。一方、農村では人口減少や高齢化が進行する中、地域の共同活動や農業生産活動の継続等が困難となり、多面的機能の発揮に支障が生じつつあります。このため、地域の共同活動や農業生産活動の継続等を図るとともに、多面的機能の意義について国民理解を醸成し、農業政策の推進に理解・協力を得ていくことが重要です。

また、農業は環境に負の影響を与え、持続可能性を損なう側面もあることから、農業生産に由来する環境負荷を低減する取組等[1]を進めながら、多面的機能を将来にわたって、適切かつ、十分に発揮させることが必要です。

本節では、多面的機能の発揮を促進する取組について紹介します。

(1) 多面的機能への国民理解促進

(農業・農村には多面的機能が存在)

国土の保全、水源の涵養(かんよう)、自然環境の保全、良好な景観の形成、文化の伝承、癒しや安らぎの提供といった、農村で農業生産活動が行われることにより生まれる食料を供給する以外の様々な機能を「農業・農村の多面的機能」と言います(**図表5-4-1**)。

図表5-4-1　農業・農村の多面的機能



資料：農林水産省作成

[1] 第5章第2節を参照

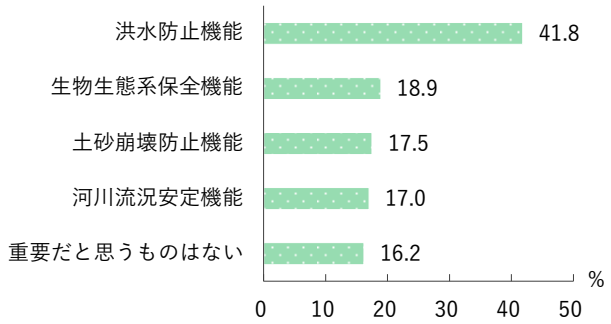
(多面的機能に関する国民の理解を促進)

農林水産省は、農業・農村が有する多面的機能について分かりやすく解説したパンフレットを作成し、学校や地方公共団体等に配布しています。

また、多面的機能やその発揮のための地域の共同活動に対する認知度向上や理解促進を図るため、農林水産省のウェブサイトにおける子供向け動画や農業学習に活用できる教材の公開、シンポジウムの開催等により、多面的機能に関する普及・啓発に取り組んでいます。

令和6(2024)年10～11月に実施した調査によると、農業・農村には食料を生産すること以外に様々な役割があることを知っていると回答した割合は42.5%となっています。また、「多面的機能の中で、特に重要だと思う役割」として、「洪水防止機能」と回答した割合は41.8%、次いで「生物生態系保全機能」が18.9%、「土砂崩壊防止機能」が17.5%、「河川流況安定機能」が17.0%となっています(**図表5-4-2**)。一方、「重要だと思うものはない」と回答した割合は16.2%となっており、多面的機能の意義について、更なる周知を図っていくことが重要です。

図表5-4-2 多面的機能の中で、特に重要だと思う役割(上位5位まで)



資料：農林水産省「農業・農村の多面的機能に関する意識・意向アンケート調査」

注：1) 令和6(2024)年10～11月に実施した調査で、有効回答数は1,050
2) 「多面的機能の中で、特に重要だと思う役割」の質問への回答結果(複数回答)

農業・農村の有する多面的機能

URL：https://www.maff.go.jp/j/nousin/noukan/nougyo_kinou



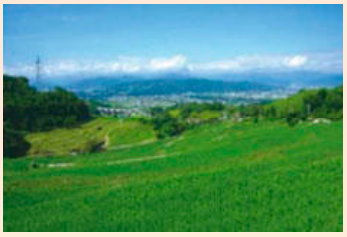
多面的機能パンフレット(子供向け)

（コラム）棚田の多面的機能の価値を見える化するため試行的な調査を実施

棚田地域における営農は、平地と比べ労力がかかる一方、多面的機能の発揮に重要な役割を果たしています。このため、農林水産省は、棚田における多面的機能の価値を見える化する目的で、令和6(2024)年度に試行的な調査を実施しました。

この調査では、長野県上田市（うえだし）の対象地域約3haについて、多面的機能の貨幣評価を行い、「洪水防止機能」や「河川流況安定機能」といった棚田が持つ様々な働きの一部について、その価値を見える化することができました。

このように、農業・農村の多面的機能の価値を明確化し、国民理解の醸成に努めているところです。



長野県上田市の棚田
資料：稲倉の棚田保全委員会

上田市の棚田における定量評価量及び貨幣評価額
（水循環を制御して地域社会に貢献する機能）

機能	評価量	評価額	評価手法の概要
洪水防止機能	有効貯水量 3,280m^3	1,524千円	水田における貯水能力を、治水ダムの減価償却費及び年間維持費により評価
河川流況安定機能	開発流量 0.0019m^3/s	4,747千円	水田のかんがい用水を河川に安定的に還元する能力を、利水ダムの減価償却費及び年間維持費により評価
地下水涵養機能	地下水涵養量 19,842m^3/年	25千円	水田の地下水涵養能力を、全国の地下水涵養量に占める対象地域の地下水涵養量の割合に答申における評価額を乗じて評価
土壌浸食防止機能	土壌侵食防止量 2.2m^3/年	26千円	水田の耕作により抑止されている推定土壌侵食量を、砂防ダムの建設費により評価

資料：農林水産省作成
注：1）平成13(2001)年の日本学術会議の答申における評価手法を参考に評価を実施
2）ダム建設費等に代替して評価した機能については、棚田における評価量と比較して評価量が膨大なダムで代替しているために、評価量当たりの建設費等が小さく見積もられ、結果的に評価額が小さくなっている可能性がある。
3）評価に係る各種パラメータについては、現地関係者からの聞き取りや各種文献から引用し、不足するものについては、答申と同じ数値を用いて算定

(2) 多面的機能の発揮の促進のための共同活動

(多面的機能の維持・発揮のためには地域が一体となった共同活動が重要)

農業・農村の多面的機能は、農村の住民だけでなく、国民に多くの恵みをもたらすものであり、言わば国民の大切な財産です。これを維持・発揮させるためには、継続した農業生産活動を行えるよう、農地や水路、農道の保全管理等の農地を良好に管理する共同活動が重要です。

農林水産省は、「農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する法律」に基づき、地域の共同活動による多面的機能の発揮を促進するための制度として、日本型直接支払(多面的機

能支払[1]、中山間地域等直接支払[2]、環境保全型農業直接支払[3])を実施しており、令和6(2024)年度の実施状況は、多面的機能支払は令和5(2023)年度と同水準、中山間地域等直接支払及び環境保全型農業直接支払は増加傾向となっています。

(事例) 雪中田植えを実施し、若い世代へ農村文化を伝承(秋田県)

(1) 小正月の旧暦行事である雪中田植え

「雪中田植え」は、平らにした雪上の四隅に朴(ほお)の木を立て、しめ縄で囲った「田んぼ」に、稲わらや大豆がらを植え、御神酒や餅等をお供えして拝み、その年の作柄や豊凶を占う小正月(こしょうがつ)の旧暦行事です。その本質は、占い結果に一喜一憂せず、新年の始まりに当たって、それぞれの稲作に対する決意と技術を確認することとされています。



このような行事は、かつては秋田県の農村を始めとする一部の地域で伝承されていましたが、旧暦行事が簡略化され、作法が文書や図ではほとんど残されておらず、かつ核家族化や高齢化により家庭内での伝承が困難となったこと等から、雪中田植えを行う地域は減少しています。また、作法や習慣が地域や家庭ごとに違うのも特徴です。



小学校の取組
資料：東成瀬村教育委員会

(2) 小学校や地域での雪中田植えにより、若い世代に農村文化を伝承

秋田県東成瀬村(ひがしなるせむら)の東成瀬(ひがしなるせ)小学校では、「ふるさとの伝統行事を体験しよう」をスローガンに、学年ごとに旧暦行事に取り組んでいます。このうち、雪中田植えは5年生を対象として、同村の文化財保護協会の佐々木友信(ささきともぶ)さんや「昔っこの会」の協力を得て行っています。佐々木さんが雪中田植えを行う理由や儀礼について教えた上で、5年生の代表2人が菅笠(すげがさ)、蓑(みの)、わらぐつといった昔の衣装をまとって実施しています。



地域行事の雪中田植え
資料：秋田たかのす農業協同組合

また、同県北秋田(きたあきた)市の綴子(つづれこ)地区では、昭和58(1983)年に地元の農家によって、一度途絶えた雪中田植えを復活させました。その後、秋田(あきた)たかのす農業協同組合青年部が引き継ぎ、毎年1月15日に地域行事として雪中田植えを行っています。

このように、学校の授業等を利用して、地域の旧暦行事に触れる機会を設けることで関心や愛着を高め、若い世代に農村文化を脈々と伝承しています。

[1] 第6章第4節を参照
[2] 第6章第5節を参照
[3] 第5章第2節を参照

第6章

農村の振興

第１節　多様な人材が農村に関わる機会の創出

人口減少と高齢化が並行して著しく進行している農村の地域コミュニティを維持するためには、農村に関心と関わりを持つ「農村関係人口」を創出・拡大するとともに、都市から地方への移住・定住につなげていくことが不可欠です。

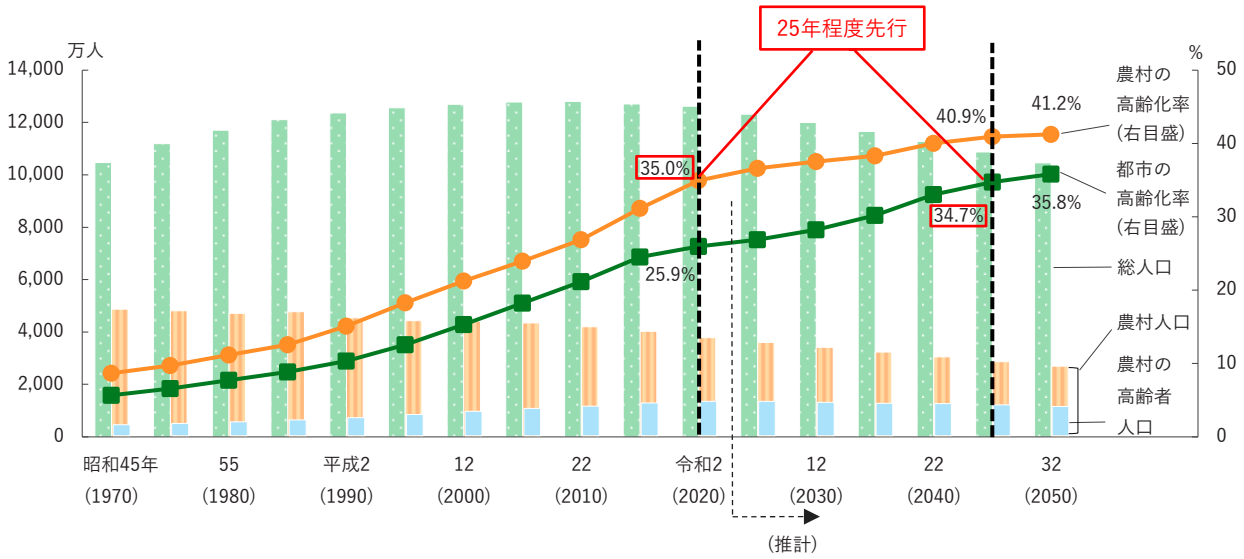
本節では、農村人口の動向、農村関係人口の拡大、移住・定住の促進や農山漁村の活性化に向けた取組について紹介します。

(1) 農村人口の動向

(人口減少と高齢化が進行)

農村の高齢化率は令和2(2020)年時点で35.0%と、都市部よりも25年程度先行しています(**図表6-1-1**)。また、人口減少は、都市的地域から山間農業地域になるほど顕著となり、特に山間農業地域においては、令和2(2020)年から令和32(2050)年にかけて、人口が5割以上減少すると見込まれています(**図表6-1-2**)。

図表6-1-1　農村・都市部の人口と高齢化率



資料：総務省「国勢調査」、国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口(令和5(2023)年推計)」を基に農林水産省作成

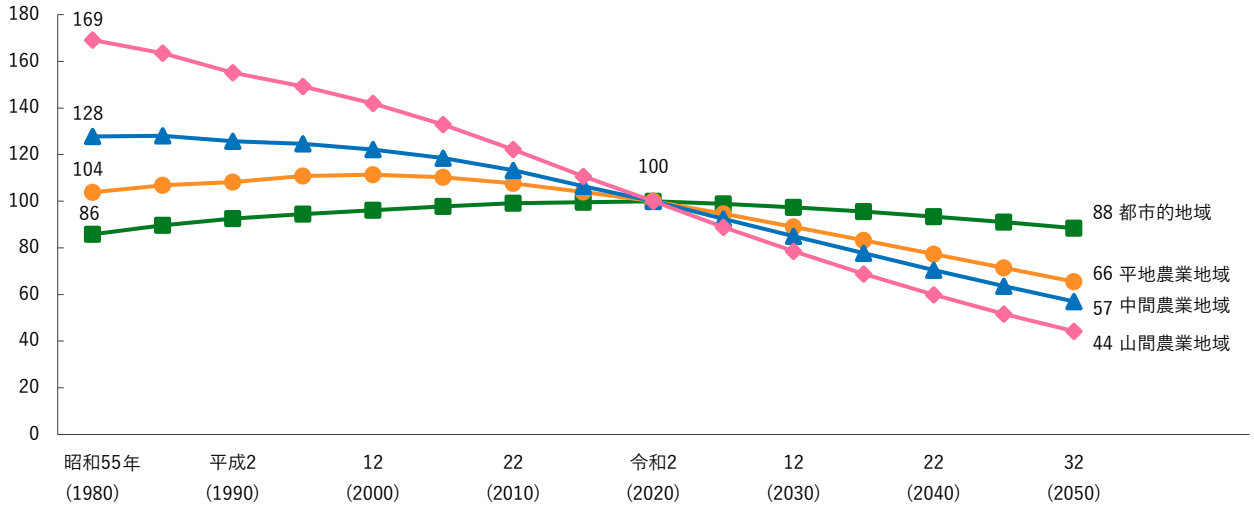
注：1) 国勢調査における人口集中地区を都市、それ以外を農村とした。

2) 高齢化率とは、総人口に占める65歳以上の高齢者の割合

3) 昭和45(1970)～令和2(2020)年は「国勢調査」、令和7(2025)～32(2050)年は「日本の地域別将来推計人口(令和5(2023)年推計)」を基に作成

4) 昭和50(1975)～令和2(2020)年までの高齢化率は、分母から年齢不詳人口を除いて算出

図表6-1-2 農業地域類型区分別の人口推移と将来予測(令和2(2020)年を100とする指数)



資料：農林水産政策研究所「農村地域人口と農業集落の将来予測結果について」(令和7(2025)年7月公表)を基に農林水産省作成
注：1) 総務省「国勢調査」、国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口(令和5(2023)年推計)」を組替集計して作成
2) 令和7(2025)年以降の人口は、平成27(2015)～令和2(2020)年間の人口動態に基づくコーホート分析による推計値
3) 農業地域類型区分別の人口は、平成12(2000)年時点の市町村を基準とし、平成19(2007)年4月改定の地域類型コードを用いて集計

国立社会保障・人口問題研究所が令和3(2021)年6月に実施した調査によると、令和3(2021)年の平均出生子ども数は、農村で1.97人、都市で1.74人と、農村の方が高くなっている[1]ものの、総務省の調査による転出入者数で見ると、一部の地域を除きほとんどの道府県で転出者数が転入者数を上回っている状況にあります(**図表6-1-3**)。

図表6-1-3 都道府県別転入超過率



資料：総務省「住民基本台帳人口移動報告　2025年(令和7年)結果」を基に農林水産省作成
注：1) 転入超過率は、「住民基本台帳人口(令和7(2025)年1月1日現在)」に対する都道府県の転入者数から転出者数を差し引いた数の割合
2) 転入超過率がマイナス(－)の場合は、転出超過率を示す。

[1] 国立社会保障・人口問題研究所「第16回出生動向基本調査(結婚と出産に関する全国調査)」
人口集中地区を都市、非人口集中地区を農村とした。

農村を含む過疎地域では、平成21(2009)年度を境として、高齢化による自然減が都市への人口流出による社会減を上回るようになりました。人口減少が特に著しい地域では、集落の存続が危ぶまれており、これまで集落の共同活動により支えられてきた農業生産活動の継続が困難になることが懸念されます。

(農村では製造業や医療・福祉等の多様な産業が展開)

農村では第一次産業に限らず、多様な産業が展開され、総務省の国勢調査によると、令和2(2020)年の農村の産業別就業者数は、「製造業」が348万人で最も多く、次いで「医療、福祉」となっており、「農業、林業」は156万人で全体の8.6%となっています。農村人口の減少に歯止めをかけ、農村での就業機会を確保するためには、農村における産業の振興や起業を促していくことが重要です。

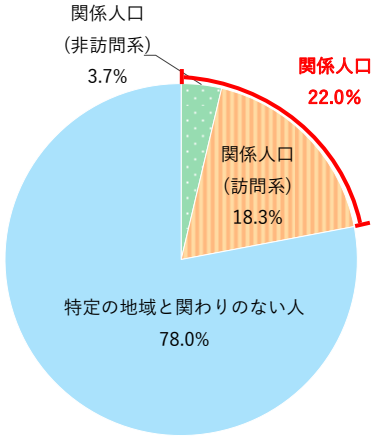
また、北海道の日高(ひだか)地域を中心とした軽種馬[1]の生産といった、地域特有の産業が農村における雇用や経済を支える役割を果たしている例もあります。今後も、優秀な競走馬が生産されるよう、農林水産省は関係団体による産地における人材確保や生産基盤の強化等の取組を後押しすることとしています。

(2) 農村関係人口の創出・拡大

(農村関係人口の拡大に向けては複線型アプローチが必要)

国土交通省が令和5(2023)年9～10月に実施した調査によると、全国の18歳以上の男女のうち、2割強が特定の地域に継続的かつ、多様な形で関わっていると推計されました(**図表6-1-4**)。

図表6-1-4 全国の18歳以上の男女に占める関係人口の割合



資料：国土交通省「地域との関わりについてのアンケート」を基に農林水産省作成
注：1) 令和5(2023)年9～10月に実施した調査で、有効回答数は11万8,963
2) アンケート結果を基に「関係人口(非訪問系)」、「関係人口(訪問系)」、「特定の地域と関わりのない人」に分類

農村関係人口については、「農村への関心」や「農村への関与」の度合いに応じて多様な関わり方があり、担い手不足の解消や賑わいの創出等につながることが期待されています。農村関係人口の拡大に向けては、農村への関わり方やその深め方が人や地域によって多様であることを踏まえて、複線型アプローチが重要となっています(**図表6-1-5**)。

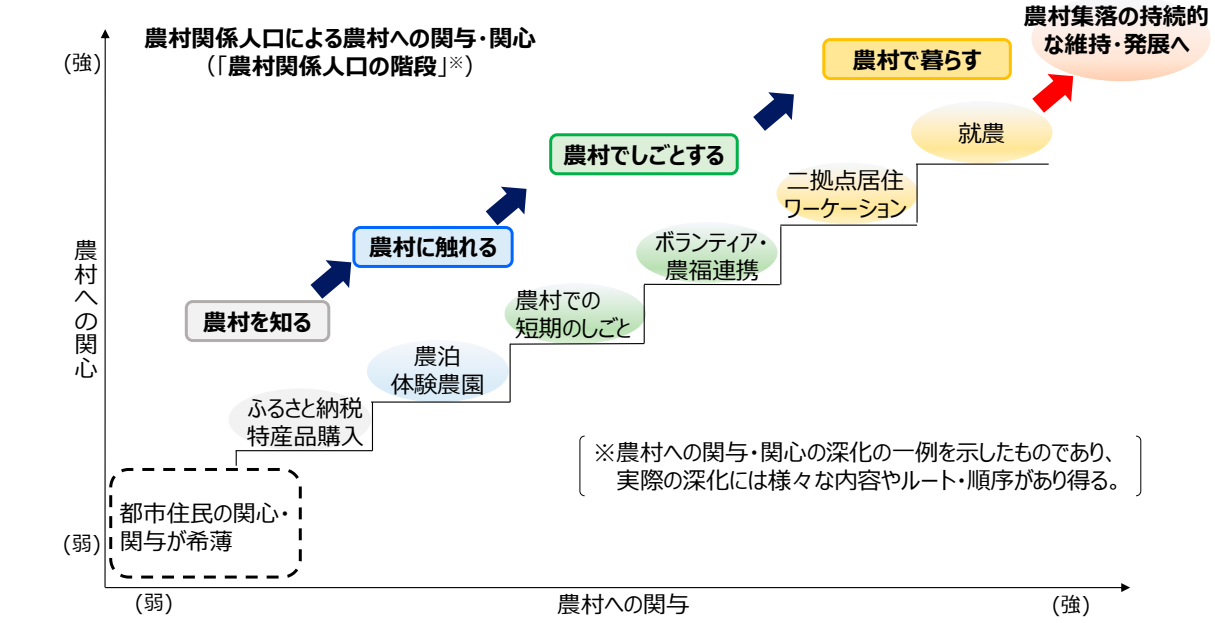
例えば農泊や農業体験で農村に触れた都市住民が、援農ボランティアとして農村の仕事に携わるようになり、二地域居住を経て、最終的には就農するために農村へ生活の拠点を移すケース等も想定されます。

また、都市と農村の交流によって農村関係人口を増加させ、農産物・食品等の特産品の消費拡大や地域の共同活動への参加を促し、集落機能を補完する取組を進めることも重要です。

[1] サラブレット等の軽快で競走又は乗用に適する馬

農林水産省では、農村関係人口を増加させるため、従来の都市と農村の交流に加え、農業・農村が有する様々な資源を活用して、二地域居住や農泊等を推進することとしています。

図表6-1-5 農村への関与・関心の深化のイメージ図



資料：農林水産省作成

(「ふるさと住民登録制度」の創設)

地域の担い手確保や地域経済の活性化等につなげるため、住所地以外の地域に継続的に関わる方々を登録する仕組みとして「ふるさと住民登録制度」の創設に向けた検討が進められており、令和8(2026)年度中にモデル事業での実証を踏まえ、プラットフォームとなるシステム及びアプリの開発を行うとともに、効果的な事例の創出を図ることとしています。

(3) 移住・定住、二地域居住の促進

(改正広域的地域活性化法により二地域居住を促進)

生活拠点を地方へ移すに当たっては、UIJターン[1]のみならず、都市・地方の二地域居住という選択肢もあります。

令和6(2024)年11月の改正後の広域的地域活性化法[2]に基づき、二地域居住の促進のための計画を策定することで、市町村は住宅、コワーキングスペース、交流施設等の二地域居住に必要な環境整備に係る支援を受けやすくなりました。令和7(2025)年度には、新たに計19府県が広域的地域活性化基盤整備計画を作成し、当該府県内の市町村が支援を受けています。

[1] Uターン、Iターン、Jターンの略称。Uターンは地方から別の地域へ移住し、その後、元の地方へ戻り住むことを指す。Iターンは生まれ育った地域から別の地方へ移住することを指す。Jターンは地方から別の地域に移住し、その後生まれ育った地方近くの地方大都市圏や、中規模な都市へ戻り住むことを指す。

[2] 正式名称は「広域的地域活性化のための基盤整備に関する法律」

また、令和6(2024)年10月には、地方公共団体や多様な民間事業者で構成され、二地域居住の促進に係る様々な施策・事例の情報交換、課題の整理や対応策の検討・提言等を行う「全国二地域居住等促進官民連携プラットフォーム」が発足しました。

農林水産省としても、農山漁村における二地域居住の推進は、地域の活性化や課題の解決に有効な取組であるとして、受入れに向けた環境整備や定住・交流を促進するための施設整備等を支援しています。

(4) 農山漁村の活性化の促進

(農林水産地域の活性化に向け地方みらい共創戦略を策定)

農林水産省では、農林水産地域の活性化に向け、令和7(2025)年5月に「地方みらい共創戦略」を取りまとめたところであり、里業(さとぎょう)・森業(もりぎょう)・海業(うみぎょう)等の主要7分野において付加価値創出に資する各種施策に取り組むこととしています。

同戦略では、具体的な施策として、国と地方の共創による地域レベルの官民共創拠点「農林水産 地方創生センター」の形成等を取りまとめており、令和7(2025)年7月には福井県において全国第1号となる「福井県 農林水産 地方創生センター」が設立されました。

(「農山漁村」経済・生活環境創生プロジェクトを通じて課題解決を支援)

農林水産省では、企業等の活力を人口減少下の農山漁村に取り込むため、令和7(2025)年2月、「『農山漁村』経済・生活環境創生プロジェクト」を開始し、(1)官民共創の関係者が集まる場である「農山漁村」経済・生活環境創生プラットフォームの創設と個別テーマの検討、(2)拠点の創設、課題解決モデルの選定による具体的な案件形成の促進、(3)農山漁村の課題解決によって生まれる社会的・環境的な変化や効果(インパクト)の可視化による、企業が農山漁村に関わるインセンティブの向上、(4)大企業による課題解決に向けた取組の促進、(5)このような取組を国が証明する制度の創設を行っています。

令和8(2026)年3月末時点で約650企業等が参画している同プラットフォームにおいては、シンポジウム等により機運醸成や情報発信を行うとともに、個別のテーマについても検討を進めてきたところであり、令和7(2025)年7月には、新たに農山漁村における課題に取り組もうとする企業、農山漁村における課題を有している地方公共団体等を対象に、具体的な取組事例や課題等を体系的に整理した「農山漁村」課題解決実践要点集を作成したほか、令和8(2026)年3月には、学生の参画促進に関する議論を取りまとめた「農山漁村」学生共創ガイドや、社会的影響力の高い大企業による農山漁村の課題解決に向けた取組を普遍化することを目的とした企業による農山漁村への参入・取組の持続に関する手引・論点集を公表しました。

農山漁村の課題解決に向けた具体的な案件形成については、各地域で企業と地方公共団体等をつなぐ中間支援の役割を担う地域金融機関との連携を進めており、令和7(2025)年度は10金融機関との連携を促進するとともに、農山漁村においてインパクトを創出し得る企業の良質な取組を幅広く募集し、11社の取組を「農山漁村」インパクト創出ソリューションとして選定しました。このような取組の農山漁村現場への実装に向け、地域の課題解決に活用を希望する地方公共団体等を募集し、ソリューション提供企業等とのマッチング及び伴走支援を実施しています。

官民共創による農業・農村の課題解決のための取組について
URL：https://www.maff.go.jp/j/nousin/kanmin_kyousou.html

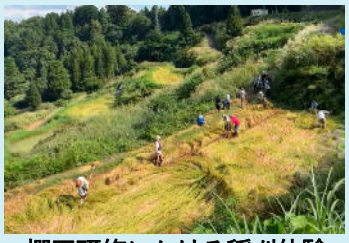
このほか、企業等の農山漁村の課題解決に取り組むインセンティブを高めるためには、農山漁村の有するポテンシャルを活用した取組を広く周知していくとともに、そうした取組によって創出されるインパクトを可視化していくことが重要です。農林水産省では、企業等の個別の取組を後押しできるよう、令和7(2025)年10月に、企業等の金銭的・技術的・人的なリソースを農山漁村の課題解決に活用している取組について国が証明を行う、「農山漁村振興への貢献活動に係る取組証明書」制度を開始しました。また、新たに課題解決に取り組もうとする企業等の参考となるよう、令和8(2026)年3月には「農山漁村」インパクト可視化ガイダンスの改訂を行い、農山漁村における課題の深掘りやインパクトの分析手法に係る記載を充実させました。

(事例) 棚田研修を通じて関係人口の創出を推進(新潟県)

農村人口の自然減が進む中、地域と生産の維持には外部から人を呼び込む仕組みが必要です。このような状況において、都市と農村を行き来する地域との関わり方を、NTT(エヌティティ)東日本株式会社 地域循環型ミライ研究所では、「通い農」として推進しており、この取組は、地域活動への参画を促し、関係人口の創出につながる重要なアプローチとなる可能性があります。



同研究所は、棚田には、担い手不足等の中山間地域の課題と、生物多様性・国土の保全機能や景観等の文化資源としての価値が凝縮されていることに着目し、新潟県十日町市(とおかまちし)の社会起業家等と連携した棚田研修を行いました。



棚田研修における稲刈体験

資料:NTT東日本株式会社 地域循環型ミライ研究所

同市では、14地区の棚田が「つなぐ棚田遺産～ふるさとの誇りを未来へ～(ポスト棚田百選)」に認定されています。同研究所は、同市の農業者との対話や棚田の稲刈り、地域おこしロールプレイング等のプログラムを企画しました。参加者が棚田及び中山間地域での多様な価値観や課題を学び、自ら考えることを通じ、参加者のCSV*マインドの醸成といった人材育成効果を生むとともに、関係人口の創出や地域交流を通じた、棚田地域の活性化に取り組みました。

同研究所が実施したアンケート調査によると、参加者から同市への応援のほか、耕作体験への参加意欲等も示され、物理的距離を補完するICT技術の活用等の関係人口創出に向けた課題が明らかになりました。通い農を通じた関係人口創出が期待されています。

＊ Creating Shared Valueの略で、共通価値の創造のこと

第2節 農村における所得の向上と雇用の創出

農村における所得の向上と雇用の創出を図る「経済面」の取組として、農村の多様な地域資源を最大限活用し、他分野との連携によって付加価値を創出することが重要です。

本節では、農泊、農福連携等の取組について紹介します。

(1) 多様な地域資源を活用した付加価値創出の推進

(農村の活性化に向けた多様な主体の取組を推進)

農村の活性化には、所得の向上と雇用の創出を通じた農村内部の人口維持や外部人材の呼び込みが不可欠です。農林水産省では、農林水産物を始めとする多様な地域資源を活用して、多様な主体の参画・連携の下で付加価値を創出する「里業(さとぎょう)」等の取組を推進するとともに、地域経済の活性化につながるよう、地元の若者や事業者による域内での起業や事業展開を後押しすることとしています。

(事例) 地域住民の交流拠点づくりにより地域経済を活性化(青森県)

青森県中泊町(なかどまりまち)の中泊町農産物加工販売施設出荷者協議会は、地域の活性化につながる取組を目指して設立された組織です。同協議会は、株式会社アクトプランが運営する中泊町特産物直売所ピュアと連携し、互いの目標等を話し合いながら相互補完的に活動しています。

同協議会は、高齢の生産者が運転免許証を返納し、出荷が困難になる状況に対応するため、生産者の自宅での集荷に加え、コミュニティバスを活用した集荷体制を構築し、集荷を支援しています。これらの取組により直売所の品揃(しなぞろ)えが充実し、会員の年間販売額の増加に寄与しています。

また、同協議会は宅配や移動販売の体制も整え、高齢者や車を持たない買物困難者を支援しています。さらに、商工業者との協力で地域住民を結ぶイベントを開催しています。同協議会は、引き続き生産者の負担軽減を図りつつ、多角的な活動を通じて地域経済の活性化に貢献することとしています。





生産者の自宅での集荷作業

資料：中泊町農産物加工販売施設出荷者協議会

(2) 農泊の推進

(農山漁村の所得向上と関係人口の創出を図る農泊を推進)

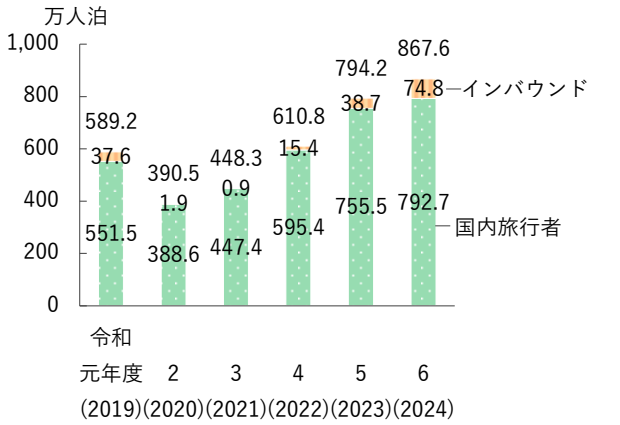
「農泊」とは、農山漁村に宿泊し、滞在中に豊かな地域資源を活用した食事や体験等を楽しむ「農山漁村滞在型旅行」のことであり、その狙いは、農山漁村への長時間の滞在と消費を促すことにより、農山漁村における「しごと」を作り出し、持続的な収益を確保して地域に雇用を生み出すとともに、農山漁村への移住・定住も見据えた関係人口の創出の入口とすることにあります。

農林水産省では、観光庁等と連携しつつ、地域内の関係者を含む実施体制を構築し、食、文化、歴史、景観等の多様な地域資源を活用して、インバウンドを含む旅行者の農山漁村への誘客促進や、宿泊単価等の向上に資する取組を推進することとしています。

（農泊地域への誘客拡大を推進）

農泊地域の延べ宿泊者数は、近年増加の傾向にあり、令和6(2024)年度には、868万人泊と前年度に比べ73万人泊増加しました(**図表6-2-1**)。令和11(2029)年度までに1,200万人泊という目標達成に向け、更なる誘客拡大を目指しています。また、インバウンドの延べ宿泊者数も75万人泊と前年度に比べ36万人泊増加しました。一方で、農泊地域の1泊当たりの平均宿泊費は観光旅行全体に比べ安価であり、農泊の高付加価値化が課題となっています。

図表6-2-1 農泊地域の延べ宿泊者数



資料：農林水産省作成



GI産品等を活用した付加価値の高い「食」の提供

資料：一般社団法人大紀町地域活性化協議会

（地域協議会を中心とした農泊推進に向けた取組を後押し）

農泊の推進に当たっては、地方公共団体や観光協会を始めとする地域の様々な組織や団体が参画する地域協議会において、地域としての農泊のビジョンや取組について合意形成を行い、組織を牽引（けんいん）するリーダーと観光コンテンツ等を提供する関係者との間で取組内容を共有する場となること等が期待されています。農林水産省では、農泊の運営主体となる地域協議会等に対し、地域資源を活用した体験プログラムや食事メニューの開発といったソフト対策と、古民家や廃校舎等の施設整備といったハード対策の両面から支援を行うこととしています。

(事例) 地域資源を活かした農泊の取組を展開(三重県)

三重県大紀町では、一般社団法人大紀町地域活性化協議会が中心となり、地域資源を活かした持続可能な観光の一環として「農泊」を推進しています。同協議会は、地域の課題である過疎化や高齢化、空き家の増加等の解決に資するよう、農泊を通じて地域の魅力を再発見する取組を展開しています。



大紀町には旅館やホテルがほとんど存在しないため、同協議会は体験民宿の開業支援や営業活動を行うほか、ワンストップ窓口を設置し、国内外の教育旅行や団体旅行の受入れを促進しています。

令和6(2024)年時点で、体験民宿・キャンプ場等の宿泊施設は25軒以上に上り、年間3千人以上の宿泊者を受け入れています。農林漁業体験、自然体験、郷土料理づくり、文化体験等の70種類以上の体験プログラムが用意されており、訪問者は地域の暮らしに触れながら、学びと癒しを得ることができます。特に人気のあるプログラムには、自然が生み出した神秘的な地底の世界を体験できるケイビングツアー(洞窟探検)や、「生業×食育×海洋環境」について学べる小型定置網漁業体験等があります。

また、食の魅力発信にも力を入れており、地元の松阪牛、鮎、伊勢茶等を活かした体験プログラムが高い評価を得ています。

くわえて、インバウンド対応にも積極的で、宿泊施設や飲食店と連携し、ヴィーガン・ベジタリアン・ハラール等の食の多様性に対応した受入体制整備にも取り組んでいます。

このように同協議会は、地域の自然・文化・食を活かし、観光による地域振興を推進しており、今後も地域住民と連携しながら、持続可能な観光のあり方を模索し続けていくことが期待されます。



ケイビングツアー
資料:一般社団法人大紀町地域活性化協議会



小型定置網漁業体験
資料:一般社団法人大紀町地域活性化協議会



鮎料理メニュー開発
資料:一般社団法人大紀町地域活性化協議会

(「農泊インバウンド受入促進重点地域」の40地域を支援)

農泊推進実行計画で策定された令和7(2025)年度までに農泊地域の年間延べ宿泊者数に占めるインバウンドの割合を10%に向上させる目標の達成に向け、農泊地域へのインバウンドの受入れを促進してきました。農林水産省では「農泊インバウンド受入促進重点地域」の40地域に対し、関係機関と連携した農泊の魅力を発信する海外向けのプロモーションと、ソフト・ハード両面での受入環境整備を支援することを通じて、農泊地域へのインバウンド誘客体制を重点的に強化し、地方誘客と地方消費をより一層促すこととしています。令和7(2025)年度は「農泊インバウンド受入促進重点地域」を対象とした「地域の滞在プランコンテスト」を開催し、受賞地域への観光業者等による伴走支援、動画制作による海外向けプロモーション等への支援を行いました。

(3) 農福連携の推進

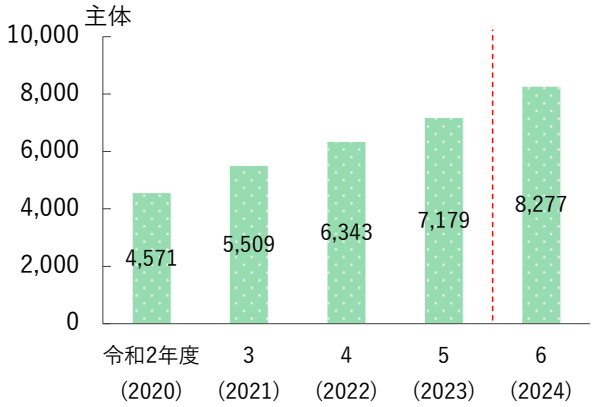
(農福連携等に取り組む主体数が増加)

「農福連携」は、障害者等の農業分野での活躍を通じて、農業経営の発展とともに、障害者等の自信や生きがいを創出し、社会参画を実現する取組です。農福連携に取り組む障害者就労施設の中には、認定農業者として地域農業の担い手となり、農業生産に加えて農産物の加工・販売、レストランの運営等を行う施設もあり、地域農業の維持、農村の活性化、障害者賃金等の引上げの観点からも重要な取組となっています。

農林水産省では、市町村、農業や福祉の関係者等が一体となった地域協議会の取組を後押しするとともに、11月29日の「ノウフクの日」等による企業・消費者も巻き込んだ取組の意義や効果の理解促進、世代や障害の有無を超えた多様な者が農業体験を通じて社会参画を図るユニバーサル農園の普及・拡大等を推進することとしています。

令和6(2024)年6月に決定した「農福連携等推進ビジョン(2024改訂版)」(以下「推進ビジョン」という。)では、令和12(2030)年度末までに農福連携等に取り組む主体数を1万2千以上、地域協議会に参加する市町村数を200以上とすることを目標としており、令和6(2024)年度の調査によると、農福連携等に取り組む主体数は8,277主体となりました(**図表6-2-2**)。また、地域協議会に参加する市町村数は144となっています。

図表6-2-2 農福連携等の取組主体数



資料：農林水産省作成

注：1) 各年度末時点の数

2) 令和5(2023)年度までのデータは農福連携の取組を行う農業経営体、JA、障害者就労施設(A型・B型)、特例子会社の合計。令和6(2024)年度からは、農福連携等の取組を行う農林水産業経営体、JA、障害者就労施設(A型・B型)、特例子会社、ユニバーサル農園、高齢者施設、矯正施設、更生保護施設等、特別支援学校の合計

(事例) 農業法人が共同して障害者の社会参画と自立支援を実現(徳島県)

徳島県内の農業法人4社が共同して立ち上げた同県徳島市(とくしまし)の株式会社菜々屋(なな や)は、同県内の各農協と連携し、障害者による施設外就労を積極的に展開することで、農繁期の人手不足を補い、利用者の社会参加と自立支援を実現しています。

事業内容は、二人又は三人の施設利用者と一人の支援者がユニットを組んで行う農作業であり、働く人が安全に作業できることを重視しています。また、収穫作業やパック詰め等の農作業を請け負うサービスを提供しており、農業者の負担軽減と作業効率の向上に寄与しています。さらに、利用者の障害特性に応じて、集中力や丁寧さが求められる作業を担当してもらうなど、個々の特性を活かした作業配置を行うことで、農業現場の人手不足の解消にも貢献しています。



同社は、トラクターの運転等の専門的なスキルを身に付けてもらうことを重視しています。令和7(2025)年度末までに、同社から約40人が農業法人、農協等に一般就労しました。この中には、同社で支援者として活躍する者も出てきています。一般就労は施設利用者にとっての目標となっており、同社は、農作業に加え、パソコン操作や事務処理等の基本的な業務スキルの習得を支援することにより、これを後押ししています。



収穫を行う施設利用者

資料：株式会社菜々屋

(農福連携等応援コンソーシアムによる普及・啓発を推進)

農林水産省では、厚生労働省等の関係省庁と連携し、国・地方公共団体、関係団体等のほか、経済界や消費者等の様々な関係者が参画する「農福連携等応援コンソーシアム」による取組の輪の拡大に取り組んでいます。令和7(2025)年8月には、企業による農福連携等の取組を更に推進するため、同コンソーシアムの下に「農福連携等企業部会」を設置しました。

同コンソーシアムでは、令和2(2020)年度から毎年度「ノウフク・アワード」において優良事例の表彰を行っており、令和8(2026)年1月には、農福連携等に取り組む団体、企業等の優良事例21団体を「ノウフク・アワード2025」で表彰しました(**図表6-2-3**)。同コンソーシアムに参画する団体・企業等の数は年々増加しており、令和8(2026)年3月末時点で641となっています。

図表6-2-3 「ノウフク・アワード2025」におけるグランプリ受賞団体

株式会社ココトモファーム(愛知県犬山市)

農福連携の取組により自社栽培した米を活用し、バウムクーヘン等の米粉スイーツを製造・販売。地域外企業との連携や、障害者が活躍する店舗の設置等の地域共生と多様性のある雇用創出を実現



資料：農林水産省作成

(農福連携の裾野を広げ地域共生社会を実現)

農福連携の普及に伴い、その取組の裾野も広がっています。ノウフク・アワードの受賞団体の中にも、農業者や障害者就労施設のみならず、企業、地方公共団体、農協、特別支援学校等の様々な主体が見られます。また、障害者の丁寧な手作業を活かして有機農業や高品質な商品の製造を行うなど、高付加価値化を実現している事例や、地域の商工業・観光業等との連携、地域の未利用資源の活用等を通じて、農福連携を中心とした地域づくりに取り組む事例も見られます。

また、障害者のみならず、高齢者、生活困窮者、ひきこもりの状態にある者等の就労・社会参画支援、犯罪をした者等の立ち直り支援等にも対象が広がっています。

推進ビジョンに掲げられた取組を実践することで、我が国の食と地域を支える農業の発展や、障害者等の更なる社会参画等が促進されるとともに、全ての人々がその生きる力や可能性を最大限に発揮できる地域共生社会の実現につながることが期待されます。



障害特性を活かして細かな手作業を行い、いちごを生産している従業員

資料：中電ウイング株式会社

(4) 多様な人材等の参画の推進

(半農半Xの取組の広がり)

農業や農村との関わり方が多様化する中、生活に必要な所得を確保する手段として、農業と別の仕事を組み合わせる「半農半X」の取組が広がりを見せています。

半農半Xの「農」は農業を指し、「X」に当たる部分は会社員、農家民宿等多様です。本人又は配偶者の実家等で農地を継承して半農に取り組むUターン型の事例や、様々な仕事を組み合わせて通年で働く事例も見られます。

農林水産省では、新規就農の促進等のほか、関係府省等と連携し、半農半X等の多様なライフスタイルの実現に資する「人口急減地域特定地域づくり推進法[1]」の仕組みの活用を推進しています。

(特定地域づくり事業協同組合の認定数は着実に増加)

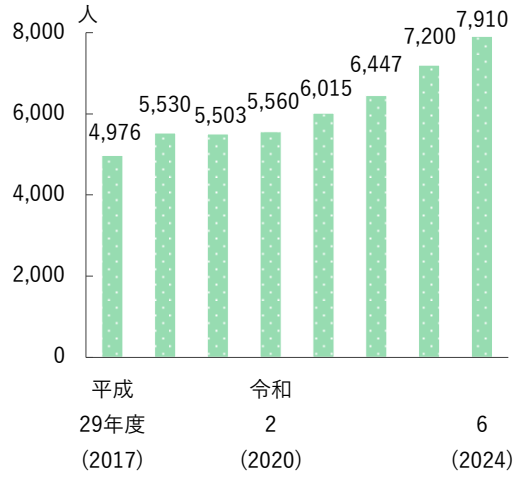
特定地域づくり事業協同組合制度は、人口急減地域特定地域づくり推進法に基づき、人口急減に直面する地域において、農林水産業、商工業等の地域産業の担い手を確保するための特定地域づくり事業を行う事業協同組合に対して、財政的、制度的な支援を行うものです。令和8(2026)年3月末時点の特定地域づくり事業協同組合数は、136組合[2]と前年同月末時点に比べ28件増加しました。

本制度の活用により、安定的な雇用環境と一定の給与水準を確保した職場を作り出し、地域内外の若者等を呼び込むとともに、地域事業者の事業の維持・拡大を図ることが期待されています。

(地域おこし協力隊の隊員数は前年度に比べ増加)

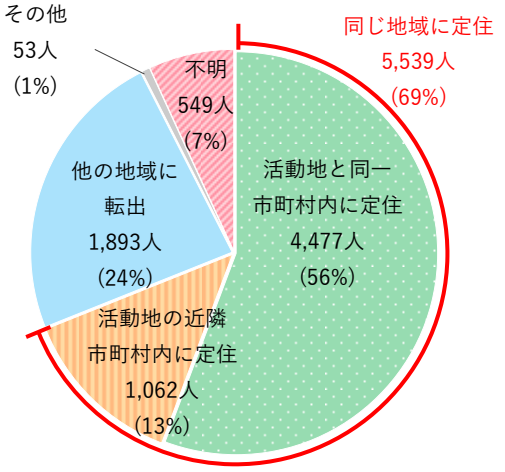
地域おこし協力隊は、都市地域から過疎地域等に生活の拠点を移し、全国の様々な場所で地場産品の開発、販売、PR等の地域おこしの支援、農林水産業への従事、住民の生活支援等の地域協力活動を行いながら、その地域への定住・定着を図る取組であり、総務省がその推進に取り組む地方公共団体に対して必要な財政上の措置を行っています。総務省が令和6(2024)年度に実施した調査によると、同年度の隊員数は7,910人と前年度に比べ710人増加しました(**図表6-2-4**)。また、直近5年に任期を終了した隊員のうち、69%が活動地と同じ地域に定住しています(**図表6-2-5**)。

図表6-2-4 地域おこし協力隊の隊員数



資料：総務省「令和6年度地域おこし協力隊の隊員数等について」(令和7(2025)年4月公表)

図表6-2-5 直近5年に任期終了した隊員の定住状況等



資料：総務省「令和6年度地域おこし協力隊の定住状況等に係る調査結果」(令和7(2025)年4月公表)

[1] 正式名称は「地域人口の急減に対処するための特定地域づくり事業の推進に関する法律」
[2] 人口急減地域特定地域づくり推進法に基づく認定を受け、特定地域づくり事業推進交付金の交付が決定されている組合の数値

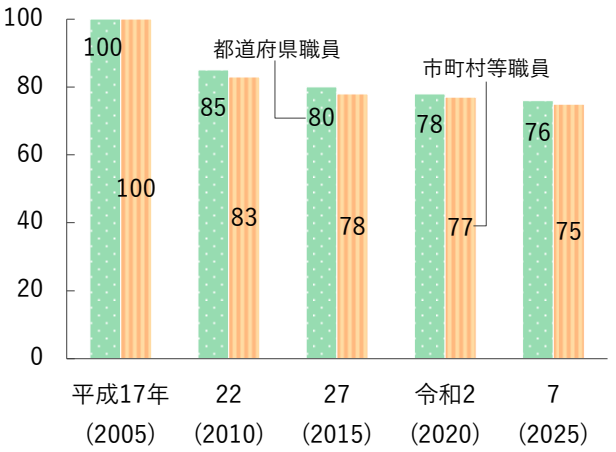
(5) 地域を支える体制・人材づくり

(地方公共団体における農林水産部門の職員数は減少傾向で推移)

近年、地方公共団体の職員、特に農林水産部門の職員が減少しています。同部門の職員数については、令和7(2025)年は7万8,031人と、平成17(2005)年の10万2,887人から24.2%減少しました[1](**図表6-2-6**)。

農業現場の多様なニーズに対応するため、地方公共団体においては、今後とも限られた行政資源を有効に活用しながら、それぞれの地域の特性に即した施策を講じていくことが重要となっています。

図表6-2-6 地方公共団体の農林水産部門の職員数(平成17(2005)年を100とする指数)



資料:総務省「地方公共団体定員管理調査結果」を基に農林水産省作成
注:1) 各年4月1日時点の数値
2) 「市町村等」とは、指定都市、指定都市を除く市、特別区、町村、一部事務組合等の総称

[1] 総務省「地方公共団体定員管理調査結果」によると、令和7(2025)年の地方公共団体の職員数(280万9,298人)は、平成17(2005)年の職員数(304万2,122人)と比較して、約1割減少している。

第3節 農村に人が住み続けるための条件整備

集落活動を担う人材が不足し、集落機能が低下する農村地域の割合が上昇する中、農山漁村における定住や交流促進、関係人口の創出・拡大に向け、「経済面」の取組[1]に加え、生活の利便性を確保する「生活面」の取組を推進し、農村に人が住み続けるための条件を整備していくことが必要となっています。

本節では、生活面を支える「農村型地域運営組織」(以下「農村RMO[2]」という。)の形成や、生活インフラ等の確保に関する取組について紹介します。

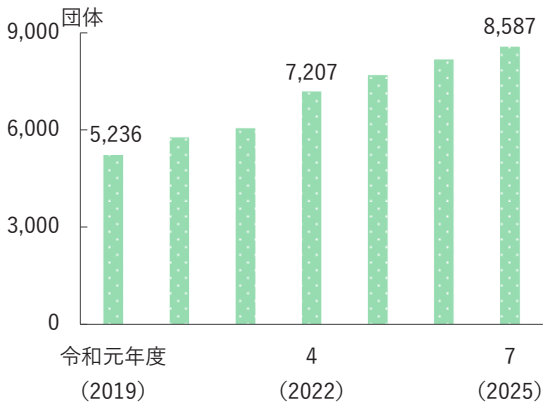
(1) 農村RMOの形成

(地域運営組織の形成数は増加傾向だが、農業・農村に関する活動は少数)

中山間地域を始めとした農村地域では高齢化・人口減少が顕著であり、農業生産活動のみならず、農地・農業用水路等の保全や買物・子育て等の生活支援の取組を担ってきた地域コミュニティの弱体化が懸念されています。

このような中、地域で暮らす人々が中心となって課題解決に向けた取組を持続的に実施する地域運営組織の形成数は増加傾向にあり、令和7(2025)年度には8,587団体となっています(**図表6-3-1**)。しかしながら、祭り等のイベントの実施や、地域の美化・清掃活動等の生活支援活動が各地で行われている一方で、農業・農村に関する活動を行っている地域運営組織の割合は1割未満にとどまっています(**図表6-3-2**)。

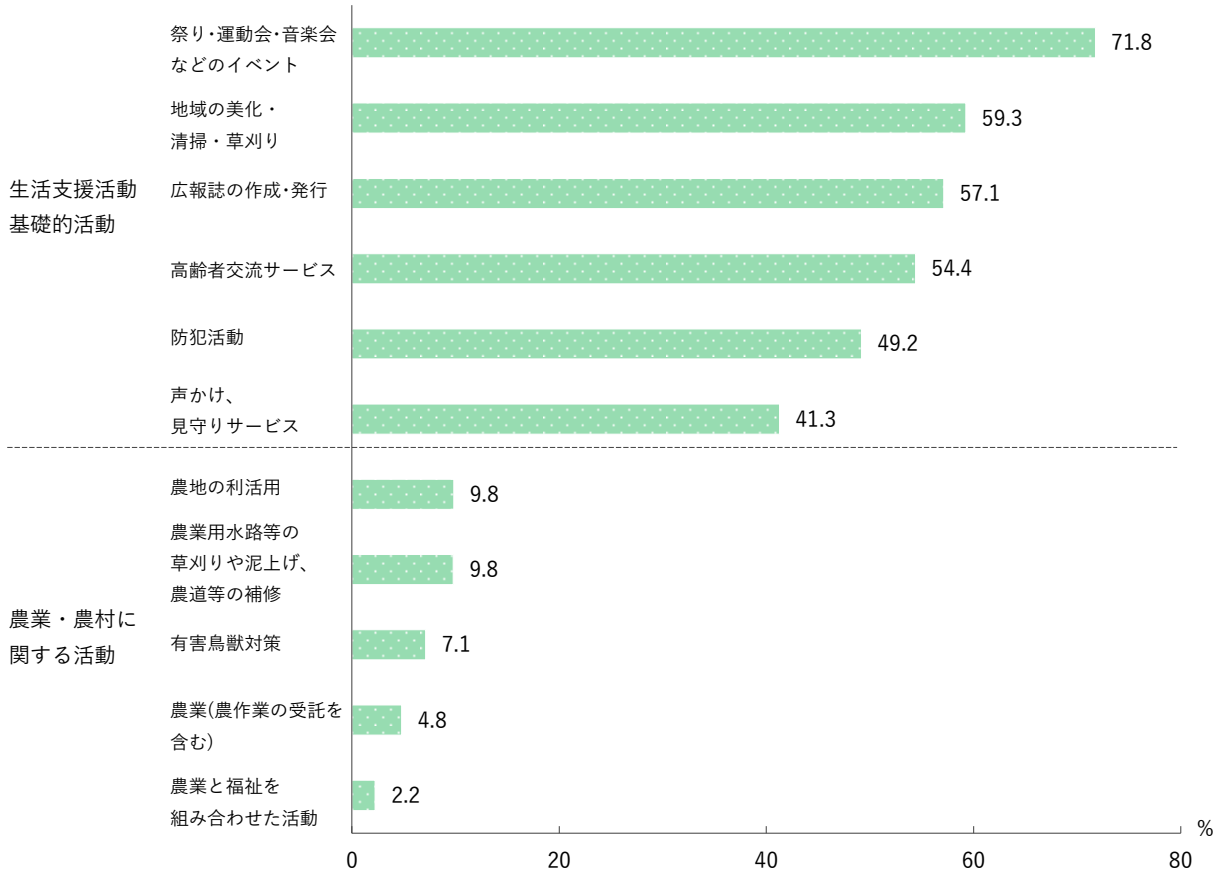
図表6-3-1 地域運営組織の形成数



資料：総務省「令和7年度 地域運営組織の形成及び持続的な運営に関する調査研究事業報告書」を基に農林水産省作成
注：令和7(2025)年度に実施した調査で、有効回答数は8,587

[1] 第6章第2節を参照
[2] Region Management Organizationの略

図表6-3-2 地域運営組織の主な活動の実施割合



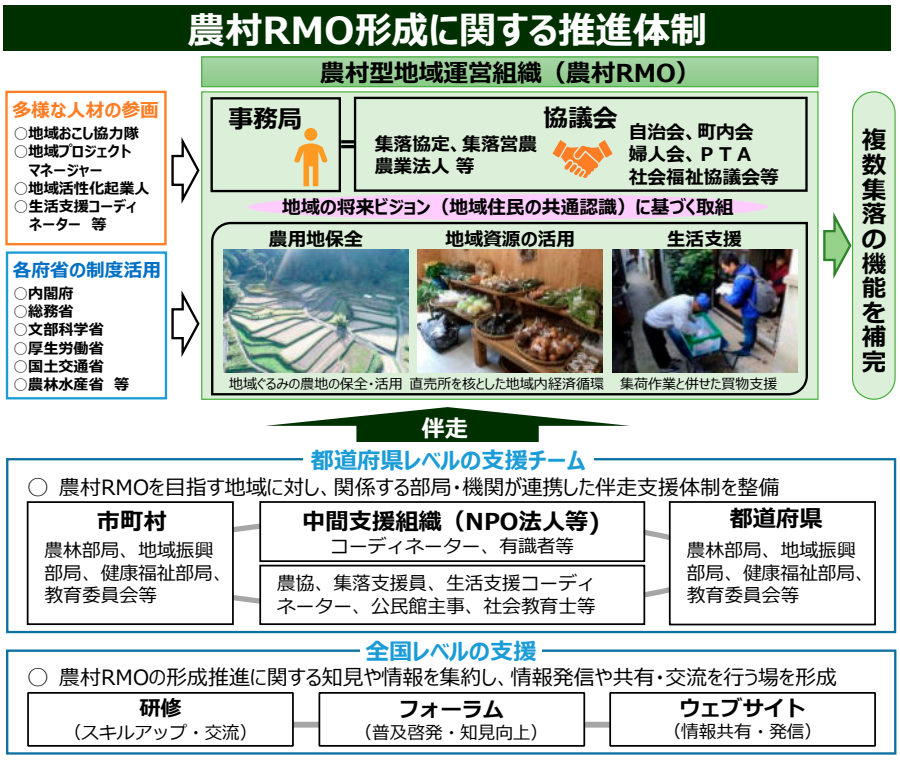
資料：総務省「令和7年度 地域運営組織の形成及び持続的な運営に関する調査研究事業報告書」を基に農林水産省作成
注：令和7(2025)年度に実施した調査で、有効回答数は8,587(複数回答)

(農用地保全や生活支援等に取り組む農村RMOの形成を推進)

中山間地域等においては、複数の集落の機能を補完し、農用地の保全活動や農業を核とした経済活動と併せて生活支援等地域コミュニティ維持に資する取組を行う「農村RMO」の形成を推進していくことが重要となっています(**図表6-3-3**)。

農林水産省は、農村RMOを目指す団体等が行う農用地の保全、地域資源の活用、生活支援に係る将来ビジョンの策定、これらに基づく調査、計画作成、実証事業等の取組に対して支援を行い、農村RMOの形成を推進しています。また、地方公共団体や農協、中間支援組織等から構成される都道府県単位の支援チームや全国プラットフォームの構築を支援しています。

図表6-3-3 農村RMOの形成に向けた推進体制



資料：農林水産省作成

（事例）集落の再生、活性化及び存続に向けた農村RMOの活動を展開（宮崎県）

宮崎県西都市（さいとし）の東米良（ひがしめら）地区では、銀鏡神楽（しろみかぐら）を始めとして、古くから継承される集落活動を大切にしています。高齢化や人口減少が進む中、地域住民や地域の企業・団体、行政が一体となって同地区を「1000年続く村」とするため、令和4(2022)年度に農村RMO「東米良地区（ひがしめらちく）1000年協議会」を設立しました。

同協議会は、労働力部会や特産品技術継承部会、鳥獣被害対策部会、利便性向上部会から構成されており、年間労働力需給調査等により収集した情報を基に、人手不足解消に向けた労働力確保アプリの開発、熟練農家の栽培技術継承に向けた教材プログラムの作成、鳥獣被害対策で捕獲したジビエを用いた商品開発、IT技術を活用した無人販売所における地場産品の販売、ニーズに即したオンデマンドカーの運用等について実証実験を行い、高齢化に伴い生じた地域課題の解決に向け、農用地保全、地域資源活用、生活支援に取り組みました。また、地域の課題を定期的に整理、可視化し共有することで地域住民の個々の要望を地域全体で解決する体制の構築を図りました。

今後は、各部会が実施する事業の収益化や安定した稼働に向け支援するとともに、地域内外の賛助会員の会費を活用するなど、効率的な運営を目指しながら同地区の関係者が一丸となって村おこし活動を展開することとしています。





教材プログラム
資料：東米良地区1000年協議会



IT技術を活用した無人販売所
資料：東米良地区1000年協議会

(2) 生活インフラ等の確保

(農村地域における交通・教育・医療・福祉等の充実を推進)

人口減少が進む農村においては、担い手の育成や農地の集積・集約化等に加え、交通・教育・医療・福祉といった地域に定住するための諸条件の維持・確保や、農業水利施設等の管理の省力化・高度化、スマート農業技術の実装等のICT等の活用に向けた情報通信環境を整備することが重要な課題となっています。

このため、政府は生活の利便性向上や地域交流に必要な買物支援等を推進するとともに、活力ある学校づくりに向けたきめ細かな取組を推進しています。また、へき地における医療の確保を図るとともに、住まい・医療・介護・予防[1]・生活支援が包括的に確保される体制(地域包括ケアシステム)の構築を推進しています。

農林水産省では、農村における情報通信環境の整備に向けて、行政、土地改良区、農協、民間企業等による官民連携の取組を通じて、普及・啓発・人材派遣等のサポートを行うとともに、実装に関する調査、計画策定、施設整備への支援を実施しています。

(農村部においても公共ライドシェアを推進)

人口減少及び高齢化が全国的に進む中、免許返納した高齢者を中心に移動手段の確保に対する不安が高まっています。

国土交通省が令和7(2025)年2～3月に実施した調査によると、誰もがアクセスできる移動の足がない又は利用しづらいなど、地域交通に係る困りごとを抱えており、何らかの対応が必要と認識されている「交通空白」地区は2,057地区(717地方公共団体)に上り、居住人口は全人口の12.5%に当たるとしています[2]。

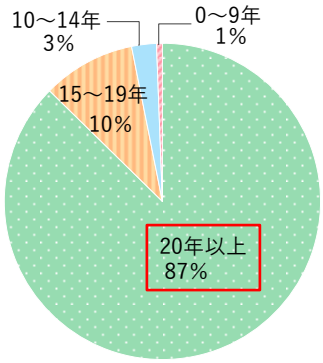
農村に人が住み続けられる生活環境が確保されるよう、農村部の交通空白地において、農協や商工会、観光協会、地域運営組織等といった地域に根差した主体による公共ライドシェアの導入を推進する必要があり、政府では、引き続き、全国各地で多様な関係者の参画を働き掛け、取組を推進することとしています。

(標準耐用年数を超過した農業集落排水施設は全体の約9割)

農業集落排水施設は、農業用水の水質保全等を図るため、農業集落におけるし尿、生活雑排水を処理するものであり、農村の重要な生活インフラとして稼働しています。

一方、令和8(2026)年3月末時点で農業集落排水施設の87%が標準耐用年数である20年を経過するなど、老朽化の進行や災害への脆弱性(ぜいじゃくせい)が顕在化するとともに、施設管理者である市町村の維持管理に係る負担が増加しています(**図表**

図表6-3-4 農業集落排水施設の供用開始後の経過年数



資料：農林水産省作成
注：令和8(2026)年3月末時点の推計値

[1] 高齢者が要介護状態等となることの予防又は要介護状態等の軽減若しくは悪化の防止を目的として行うもの
[2] 国土交通省「「交通空白」リストアップ調査結果(地域の足)」(令和7(2025)年5月公表)

6-3-4)。

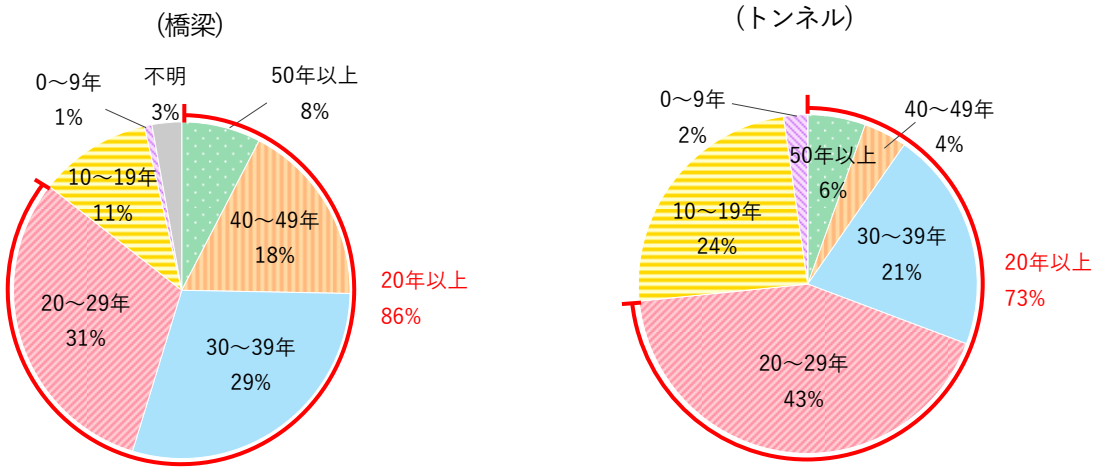
このような状況を踏まえ、農林水産省では、農業集落排水施設の保全管理や維持管理の効率化のための再編・集約、強靱化を進めています。

(農道の適切な保全対策を推進)

農道は、農業の生産性向上等に資するほか、地域住民の日常的な通行に利用されるなど、農村の良好な生活環境を確保する重要なインフラであり、その総延長距離は令和7(2025)年8月時点で16万9,493kmとなっています。一方、農道を構成している構造物については、同年4月時点で供用開始後20年を経過するものの割合が橋梁で86%、トンネルで73%となっています(**図表6-3-5**)。経年的な劣化の進行も見られる中、その機能を適切に維持していくためには、日常管理や定期点検、計画的・効率的な保全対策に取り組むことが重要です。

このため、農林水産省では、市町村、土地改良区等の職員向けに、直接点検等の実施にも役立つ手引を作成し、保全対策の推進に取り組むとともに、農道の再編・強靱化や拡幅等による高度化を通じて、農業の生産性向上や農村の生活環境の整備を図っていくこととしています。

図表6-3-5 農道を構成している構造物の供用開始後の経過年数



資料：農林水産省作成
注：令和7(2025)年4月1日時点の数値

第4節 地域の共同活動の維持

農村では人口減少・高齢化が進み、農地等の地域資源や末端農業インフラの保全管理等を含む地域の共同活動等の維持が困難となり、農業生産活動に影響することが懸念されています。このため、非農業者も含む多様な人材が参画していく仕組みを構築していくことが重要です。

本節では、地域資源や末端農業インフラの保全管理に関する取組について紹介します。

(1) 地域資源の保全管理の状況

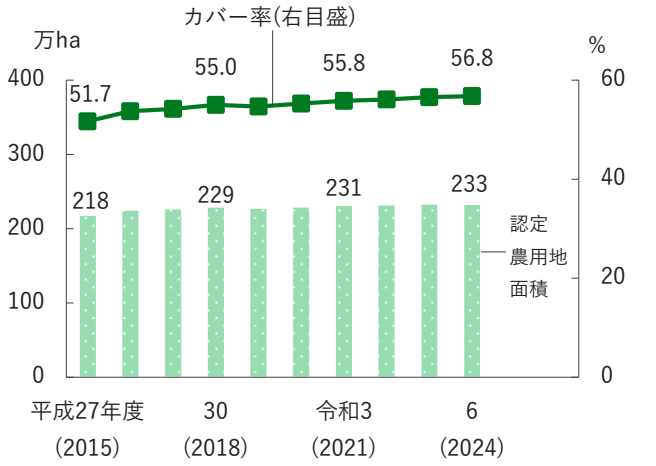
(多面的機能支払制度の認定農用地面積は前年度と同水準で推移)

農業の有する多面的機能の発揮の促進を図るための多面的機能支払制度は、水路の草刈りや泥上げといった共同活動を支援する「農地維持支払」と、農村環境保全活動や施設の長寿命化といった地域資源の質的向上を図る共同活動を支援する「資源向上支払」の二つから構成されています。

令和7(2025)年度から始まった第3期対策について、これまでは環境保全型農業直接支払[1]において支援してきた長期中干し等の水管理を伴う取組について、地域でまとまりをもって取り組むことによって効率的かつ効果的に推進されることが期待できることから、「資源向上支払」の加算措置として支援しています。

近年、多面的機能支払制度の認定農用地面積は微増傾向で推移してきましたが、令和6(2024)年度は233万haと、前年度と同水準となりました(**図表6-4-1**)。これに伴い、全国の農用地面積[2]のうち同制度を活用している面積の割合は56.8%となりました。また、令和6(2024)年度における同制度の活動組織数は2万5,283組織と、前年度に比べ855組織減少しました。

図表6-4-1 多面的機能支払制度の認定農用地面積とカバー率



資料：農林水産省作成
注：1) 各年度末時点の数値
2) 多面的機能支払のカバー率とは、各年度の農用地面積に対する認定農用地面積の割合

多面的機能支払交付金
URL：https://www.maff.go.jp/j/nousin/kanri/tamen_siharai.html

[1] 第5章第2節を参照
[2] 「令和5年の農用地区域内の農地面積」に「農用地区域内の採草放牧地面積」を加えた面積

(広域化組織のカバー率が拡大)

これまで、農地周辺の水路等の地域資源の保全管理は、小規模経営体を含む多数の農業者等の共同活動により行われてきましたが、年々、保全活動への参加者が減少してきています。また、人口減少・高齢化が進む中、共同活動の中核的役割を果たす者や事務処理を担当する者等の確保が困難となるおそれがあります。

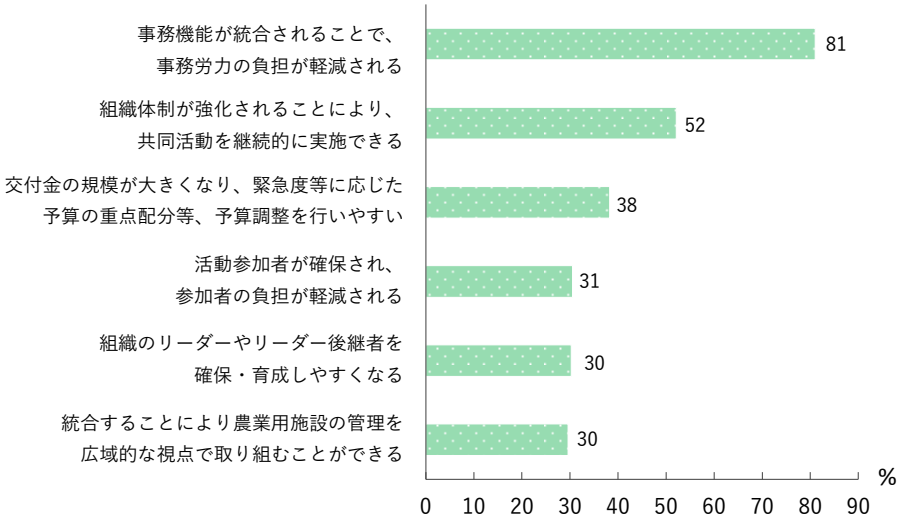
このため、農林水産省では、保全活動や事務処理等を担う者を複数の集落で確保するための活動組織の広域化を推進しています(**図表6-4-2**)。



草刈り隊による活動

資料：高柳広域水土里会(兵庫県養父市)

図表6-4-2 広域化が必要な理由(上位6位まで)



資料：農林水産省「令和3年度多面的機能支払交付金の効果等に関するアンケート結果について」を基に作成
注：令和3(2021)年度に市町村に対して実施した調査で、有効回答数は311(複数回答)

全組織の認定農用地面積に占める広域化組織の割合は、近年上昇傾向で推移しており、令和6(2024)年度には49.3%となっています(**図表6-4-3**)。

図表6-4-3 広域化組織のカバー率

(単位：%)

平成27年度(2015)	30(2018)	令和3(2021)	6(2024)
37.1	41.5	46.7	49.3

資料：農林水産省作成
注：1) 各年度末時点の数値
2) 農地面積ベースの割合
3) 広域化組織のカバー率とは、農地維持支払における全組織の認定農用地面積に占める広域化組織の認定農用地面積の割合

(2) 末端農業インフラの保全管理

(共同活動への非農業者・多様な組織の参画や作業の省力化を推進)

末端の農業インフラは、農業生産の基盤であるだけでなく、雨水排水や交通等生活の基盤にもなっているため、非農業者を含む地域住民によって、泥上げや草刈りといった共同活動を通じた保全管理が行われてきました。一方、農村人口の減少、高齢化等により、これまでの共同活動が困難となるリスクを踏まえ、他地域から移住して農業に取り組みつつ農業以外の事業にも取り組む者、地域資源の保全や地域コミュニティの維持に資する取組

を行う者といった多様な形で農村に関わる者を確保することが必要となっています。

また、各地域において末端農業インフラの保全管理の在り方を明確にしつつ、管理コストの低減や管理作業の省力化を図ること等により、その機能を維持していくことも必要です。

このため、農林水産省では、地域の共同活動について、集落の枠組みを超えて広域的に保全管理活動を実施できる体制の構築や、非農業者や多様な組織の参画を促進し、各地域の末端の農業インフラについて、土地改良区を中心とした連携管理保全計画(通称は「水土里ビジョン」)の策定を通じて、保全管理の役割分担の明確化を推進していくこととしています。

また、最適な土地利用の姿を明確にした上で、開水路の管路化、法面の被覆等による作業の省力化やICTの導入等による作業の効率化を推進していくこととしています。

(事例) 幅広い地域住民の参画により地域資源の保全を推進(福井県、鳥取県)

(1) 広域化により持続的な活動体制づくりを展開

福井県鯖江市のグリーンネットさばえは、平成19(2007)年に水・土・里ネット中野として活動を開始しました。その後、近隣の活動組織において事務作業を含む活動の継続が困難となる状況があったことから、広域で支え合う体制を構築するため、平成27(2015)年度に広域活動組織となり、令和7(2025)年度には33集落、6土地改良区にまたがる農地において取組を継続しています。

また、地域内の水路、農道等は、その多くで老朽化が進んでいたことから、費用負担を軽減しながら長寿命化対策を推進するため、水路の法面の補修やコンクリート水路への更新を地域住民が自ら直営で施工することで、施工費を削減するほか、地域内の人材発掘、技術力の向上につなげています。

さらに、人口減少・高齢化による活動参加者の減少に対応するため、農業者や地域住民で構成する草刈隊を設置し、広域活動組織内で労力の補完を図るほか、大型草刈機の使用により、作業負担の軽減を図るなど、限りある人的資源等を有効に活用する工夫を凝らしながら、地域の共同活動の継続を目指しています。

(2) 多様な人材が参画した農村文化の伝承や防災・減災に関する活動を展開

鳥取県鳥取市の会下部落地域資源・環境保全プロジェクトでは、大堤池を中心とした農村文化の伝承活動や景観形成活動、防災・減災に関する活動を展開しています。毎秋、同池の水を抜き、「うぐい」と言われる竹で編んだ筒状の漁具を使った伝統漁法での漁を行うことを通じ、農業用ため池の管理と農村文化の伝承に地域一体となって取り組んでいます。また、豪雨災害に備え、令和4(2022)年度から田んぼダムに取り組んでおり、水田貯留機能の強化や、河川への流出量を抑制する効果も期待されています。

これらの活動や水路清掃等に、非農業者や大学生、地元の小学生が参加するなど、多様な人材が参画した活動が展開されています。





地域住民が参加する
直営施工による水路の更新
資料：グリーンネットさばえ





大学生や小学生による
「うぐい突き漁」
資料：会下部落地域資源・環境保全プロジェクト

第5節 中山間地域等の振興

中山間地域[1]は、食料生産の場として重要な役割を担う一方、傾斜地等の不利な生産条件に加え、人口減少や高齢化、担い手不足、荒廃農地[2]の発生、鳥獣被害の発生といった厳しい状況に置かれており、将来に向けて農業生産活動を維持するための取組を推進していく必要があります。

本節では、中山間地域等の振興を図る取組について紹介します。

(1) 中山間地域等の農業を「支える」ための施策の推進

(中山間地域の農業産出額は全国の約4割)

我が国の人口の約1割、総土地面積の約6割を占める中山間地域は、総農家数、耕地面積、農業産出額ではいずれも全国の約4割を占めており、我が国の食料生産を担うとともに、国土の保全、水源の涵養(かんよう)、自然環境の保全や良好な景観の形成といった多面的機能の発揮においても重要な役割を担っています(**図表6-5-1**)。

一方、中山間地域には傾斜地が多く、ほ場の大区画化や大型農業機械の導入、農地の集積・集約化等が容易ではないため、規模拡大等による生産性の向上が平地に比べ難しい状況にあり、平地農業地域では経営耕地面積1.0ha未満の農業経営体数が全体の約4割であるのに対し、山間農業地域では約6割となっています(**図表6-5-2**)。また、中山間地域では、担い手の不足や鳥獣被害の発生にも直面しています。

図表6-5-1 中山間地域の主要指標

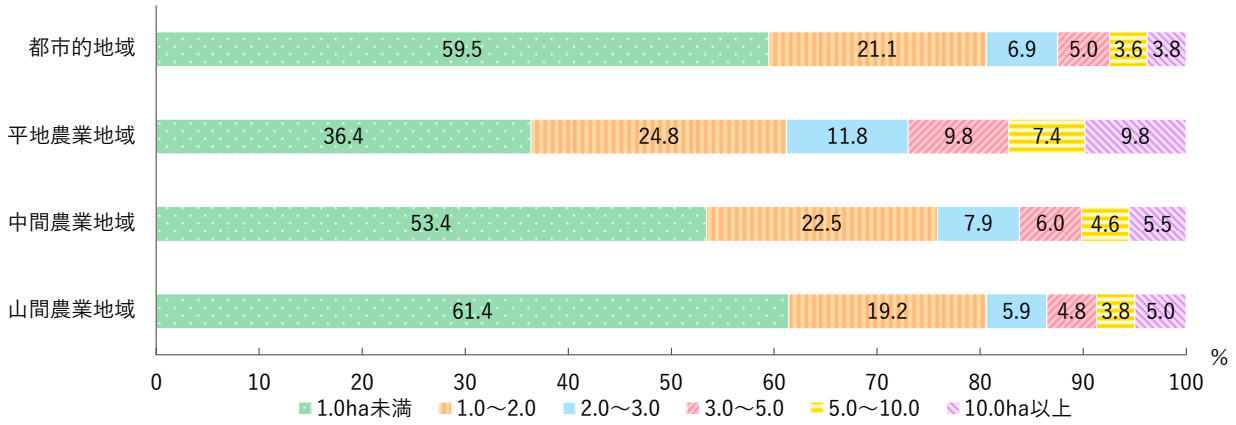
	全国	中山間地域	割合
人口(万人)	12,615	1,336	10.6%
総農家数(千戸)	1,747	780	44.7%
耕地面積(千ha)	4,372	1,667	38.1%
農業産出額(億円)	89,557	35,856	40.0%
総土地面積(千ha)	37,798	24,124	63.8%

資料：農林水産省作成

注：1) 人口は、総務省「令和2年国勢調査」の数値。ただし、中山間地域については農林水産省が推計した数値
2) 総農家数は、農林水産省「2020年農林業センサス」の数値
3) 耕地面積は、農林水産省「令和2年耕地及び作付面積統計」の数値。ただし、中山間地域については農林水産省が推計した数値
4) 農業産出額は、農林水産省「令和2年生産農業所得統計」の数値。ただし、中山間地域については農林水産省が推計した数値
5) 総土地面積は、農林水産省「2020年農林業センサス」の数値
6) 農業地域類型区分は令和5(2023)年3月改訂のもの

[1] 農業地域類型区分の中間農業地域と山間農業地域を合わせた地域のこと
[2] 第2章第3節を参照

図表6-5-2 農業地域類型区分別の経営耕地面積規模別農業経営体数の割合



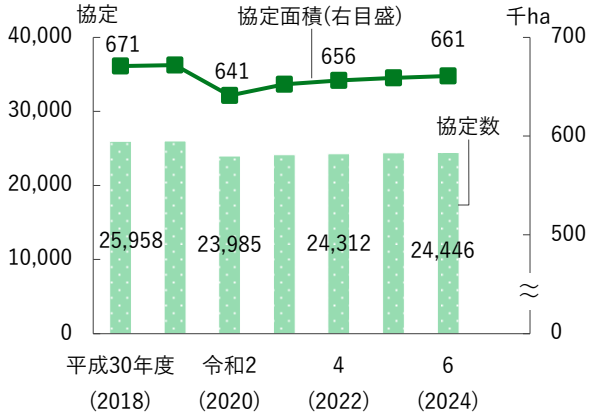
資料：農林水産省「2025年農林業センサス」を基に作成
注：1）農業地域類型区分は令和5(2023)年3月改訂のもの
2）「経営耕地なし」の農業経営体を除く。

(中山間地域等直接支払制度の協定数は前年度とほぼ同程度)

中山間地域等直接支払制度は、農業の生産条件が不利な地域における農業生産活動の継続を支援する制度として平成12(2000)年度から実施してきており、平成27(2015)年度からは「農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する法律」に基づいた措置として実施しています。

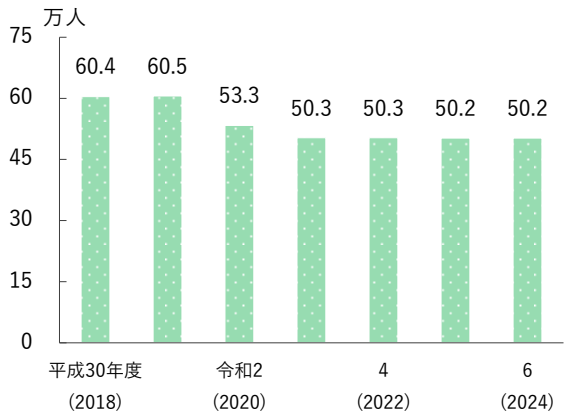
令和6(2024)年度の同制度の協定数は2万4,446協定と前年度に比べ36協定増加し、協定面積も66万1千haと前年度に比べ1.5千ha増加しました(**図表6-5-3**)。一方、集落協定[1]の参加者数は50万2千人と前年度とほぼ同程度になっています(**図表6-5-4**)。協定参加者の高齢化が進む中、活動の継続が困難な協定の増加や協定の廃止といった課題に対応するためには、活動の継続に向けた体制づくりが重要です。

図表6-5-3 中山間地域等直接支払制度の協定数と協定面積



資料：農林水産省作成
注：1）協定面積とは、協定が活動する対象農用地の面積
2）各年度末時点の数値

図表6-5-4 中山間地域等直接支払制度における集落協定の協定参加者数



資料：農林水産省作成
注：各年度末時点の数値

[1] 対象農用地において農業生産活動等を行う複数の農業者等が締結する協定

(中山間地域等直接支払制度の協定間の連携と共同活動の活性化に向けた支援が重要)

令和6(2024)年8月に公表した「中山間地域等直接支払制度(第5期対策)の最終評価」によると、第5期対策にて減少が防止されたと推計される農用地面積は約8.4万haです。

協定面積が小さく、参加者数が少ない小規模な集落協定では、活動の廃止意向が示される割合が高くなっており、共通の課題を有する複数の集落協定間で連携するネットワーク化や、農業者のみならず多様な組織等が参画するための体制づくりを進めることが重要です。

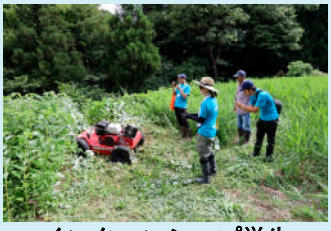
令和7(2025)年度から開始された第6期対策では、中山間地域等の農用地8.4万haの減少防止を目標として設定し、農業生産活動の継続に取り組む農地の維持・拡大を図っています。共同活動を通じた農業生産活動等が継続できる仕組みが構築されるよう、集落協定のネットワーク化や多様な組織等の活動への参画が可能な体制づくり、スマート農業技術の導入による農作業の省力化・効率化、棚田地域における振興活動等を推進しています。

(事例) 農業インターンシップを契機とした集落の活性化を実現(富山県)

富山県氷見市の論田集落及び熊無集落は、いずれも人口減少、高齢化に伴う担い手不足が深刻化していたことから、論田集落は平成12(2000)年度から、熊無集落は平成30(2018)年度から中山間地域等直接支払制度を活用した活動を開始し、草刈りや農道整備等の農用地保全の取組を地域一体で実施しています。令和元(2019)年度に同県の中山間地域向けの事業に両集落が参加したことをきっかけに、両集落における共通の課題に対応する必要性を認識し、令和2(2020)年度から同制度の棚田地域振興活動加算を活用して連携することとしました。

両集落では、同県や都市部の大学の協力も得て、大学生を対象とした農業インターンシップの受入れを令和5(2023)年度から開始しました。地元の食材を用いた草餅づくりや果樹の収穫、草刈りといった農業と集落の文化に触れつつ、地域住民と交流できる機会を提供することを通じ、集落の活性化を実現するとともに、関係人口の拡大を図っています。





インターンシップ学生によるリモコン草刈機体験
資料：論田集落及び熊無集落

今後も活動継続に向け、参加者や地域住民等の声を基に課題を洗い出し、参加者の農業との関わりの度合いに応じてプログラムを変更するなどの見直しを実施することとしています。また、両集落で立ち上げた「ろんくま移住促進委員会」や地域おこし協力隊等と協力して、移住希望者や交流人口・関係人口拡大のための観光客向けの宿泊体験交流施設を整備し、同インターンシップのノウハウを活かしたプログラムを作成するなど、引き続き地域全体が一丸となって共通の課題に取り組むこととしています。

(山村の自立的かつ持続的な発展を促す取組を推進)

振興山村[1]は、人口減少や高齢化等が他の地域より進んでいますが、農林水産物の供給、国土の保全、水源の涵養、生物の多様性の確保、地球温暖化の防止、良好な景観の形成、文化の伝承等に重要な役割を担っています。それらの恵沢を国民が将来にわたって享受で

[1] 山村振興法に基づき指定された区域。令和7(2025)年4月時点で、全市町村数の約4割に当たる734市町村において指定

きるよう、山村における持続的な地域社会の維持及び形成のため、山村地域の特性を活かした産業の育成による就業機会の創出、所得の向上を図ることが重要となっています。

令和7(2025)年3月には山村振興法が改正され、同法の期限が10年間延長されました。農林水産省では、山村活性化や自立的かつ持続的な発展を促し、山村への移住・定住や地域間交流の促進を図るため、地域資源を活かした商品の開発等を支援しています。都道府県や市町村においては、各地域の実情を踏まえた山村の振興に関する方針や計画の策定が進められています。

(2) 中山間地域等の農業で「稼ぐ」ための施策の推進

(中山間地域等の特性を活かした複合経営等を推進)

中山間地域を振興していくためには、清らかな水や冷涼な気候等を活かした農作物の生産が可能である点を活かし、需要に応じた市場性のある作物や現場ニーズに対応した技術の導入を進めるとともに、多様な複合経営を推進することで、新たな人材を確保しつつ、多様な経営体がそれぞれにふさわしい農業経営を実現できるようにする必要があります。

このため、農林水産省では、中山間地域等直接支払制度により生産条件の不利を補正しつつ、中山間地農業ルネッサンス事業等により、多様で豊かな農業と美しく活力ある農山村の実現や、地域コミュニティによる農地等の地域資源の維持・継承に向けた取組を支援しています。また、米、野菜、果樹、飼料等の複数の作物生産のほか、畜産や林業、他業種も含めた多様な組合せによる複合経営を推進するため、農山漁村振興交付金等により地域の様々な取組を支援しています。

(事例) 複合経営を通じて地域経済の活性化に貢献(佐賀県)

佐賀県鹿島市はかんきつ類の栽培が盛んですが、高齢化の進行や後継者不足から、荒廃園地の増加が課題となっています。長年かんきつ栽培を営んでいた増田好人さんは、約15年前から荒廃園地を活用した牛の放牧を開始し、果樹と畜産の複合経営を実践しています。

増田さんは同市による実験放牧をきっかけに、イノシシの住みかとなる藪の解消を目的として牛を導入した後、かんきつ栽培と放牧の両立に向けて、農地中間管理機構(農地バンク)を活用して畑、ハウス、牧場等の農地を集約しました。また、大学や研究機関と連携し、スマートフォンを用いた給餌や体重測定、ライブカメラを用いた健康状態の確認等のICT技術を活用した牛の管理により、効率的な放牧を実施しています。さらに、放牧牛の精肉や加工品を地元の道の駅で販売するなど、地域資源のブランド化にも取り組んでいます。

かんきつ栽培の面では、同市や地元の農協が推進している農法や先進技術を導入し、甘味と酸味のバランスが良いかんきつ類の生産に取り組むことで付加価値を向上させ、収益性の高い栽培を実現しています。

今後は、同市や集落、地域の企業、研究機関等の協力を得て培ったかんきつ栽培や放牧の技術を、増田さんが代表を務める「かしま放牧研究会」や道の駅等を巻き込んで展開していくことも検討しており、担い手やブランドの育成を通じて地域経済の活性化に貢献していく考えです。





放牧の様子

資料：増田好人さん



かんきつの収穫の様子

資料：増田好人さん

第6節 鳥獣被害対策

野生鳥獣による農作物被害は、営農意欲の減退をもたらし、耕作放棄や離農の要因になるなど、農山漁村に深刻な影響を及ぼしています。このため、被害防止のために捕獲を進めるだけでなく、有害鳥獣をプラスの存在に変えていくことが重要であり、ジビエ[1]利用の拡大に向け、より安全・安心なジビエを提供するための取組等が必要となっています。

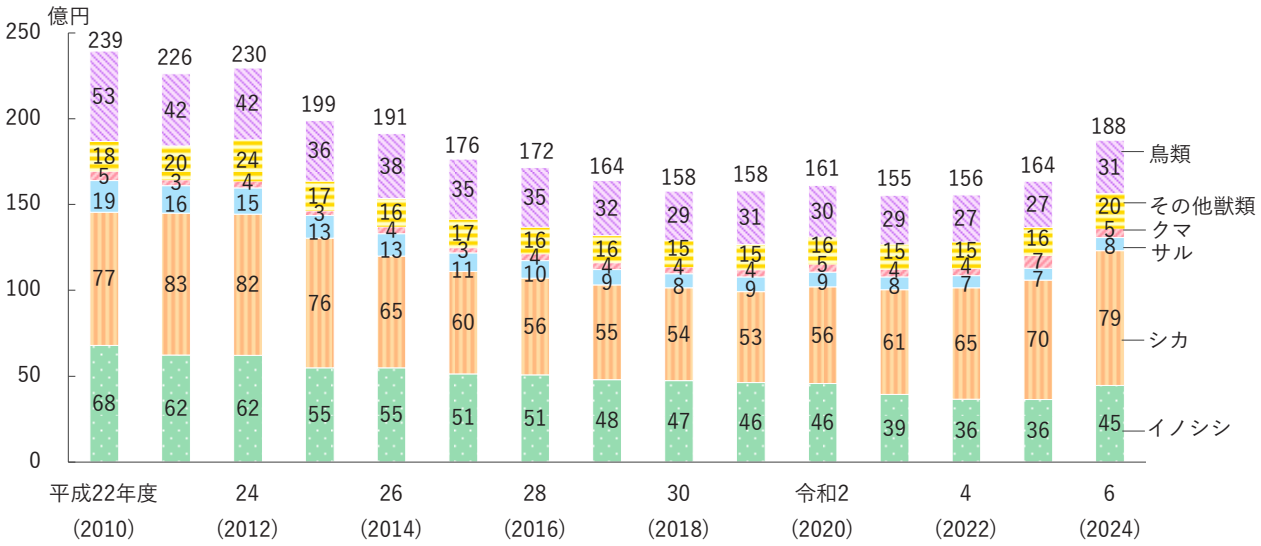
本節では、鳥獣被害防止対策やジビエ利用等に向けた取組について紹介します。

(1) 鳥獣被害防止対策の推進

(野生鳥獣による農作物被害額は前年度に比べ増加)

シカやイノシシ、サル等の野生鳥獣による農作物被害額は、平成22(2010)年度の239億円をピークに減少傾向にあり、近年は横ばい傾向で推移していましたが、令和6(2024)年度は188億円と、前年度に比べ24億円増加しました(**図表6-6-1**)。これは、北海道を中心にシカの被害額が増加したことや、イノシシの被害額が全国的に増加したこと、九州地方を中心にヒヨドリの飛来数が増え鳥類の被害額が増加したこと等によるものです。鳥獣種類別に見ると、シカによる被害額が79億円で最も多く、次いでイノシシが45億円、鳥類が31億円となっています。

図表6-6-1 野生鳥獣による農作物被害額



資料：農林水産省作成

野生鳥獣の捕獲頭数については、令和6(2024)年度はイノシシが64万3千頭と、前年度に比べ12万1千頭増加しています。また、シカの捕獲頭数は73万9千頭と、前年度に比べ1万6千頭増加しています。

[1] 食材となる野生鳥獣肉のこと。フランス語で、gibier(ジビエ)という。

全国各地で鳥獣被害対策が進められている一方、野生鳥獣の生息域の拡大や荒廃農地の増加等を背景として、鳥獣被害は継続的に発生しています。鳥獣被害は、営農意欲の減退、耕作放棄・離農の増加等をもたらし、被害額として数字に現れる以上に深刻な影響を農山漁村に及ぼしていることを踏まえ、更なる対策の強化を図っていくことが必要です。

（鳥獣の捕獲強化等に向けた取組を推進）

鳥獣被害の防止に向けて、鳥獣被害防止特措法[1]に基づき、市町村による被害防止計画の作成や鳥獣被害対策実施隊の設置・体制強化を推進するとともに、同計画に基づく鳥獣の捕獲体制の整備や捕獲機材の導入、侵入防止柵の設置、鳥獣の捕獲・追払い、緩衝帯の整備を推進しています。また、大学等と連携した対策の企画を担う高度専門人材の育成や、地域外の狩猟免許所持者の活用等を通じて、同実施隊等への配置の促進を図っています。

令和7(2025)年4月末時点における同計画の作成市町村数は1,525市町村と、前年同月末に比べ7市町村増加しました。また、同実施隊を設置する市町村数は1,266市町村、同実施隊の隊員数は4万3千人となっています。農林水産省では、鳥獣被害防止総合対策交付金により、同計画に基づく地域ぐるみの取組や侵入防止柵の設置、鳥獣対策に係る総合的な人材育成等を支援しています。

また、捕獲による個体数の管理について、農林水産省では、環境省と連携し、農林業や生態系等に深刻な被害を及ぼしているシカ、イノシシの生息頭数を平成23(2011)年度比で令和10(2028)年度までに半減させることを目標とし、捕獲強化を支援しているところです。

さらに、シカやイノシシ等は、都府県や市町村をまたいで移動するため、広域的な捕獲の強化に加え、集落点検活動を通じた侵入防止柵の正しい維持管理や放任果樹の除去等といった生息環境管理等の実施を進めるなど、集落や地域が鳥獣被害対策の当事者として主体的に取り組むことが必要です。

くわえて、クマについては、令和7(2025)年度のクマによる死者数が過去最多の13人となるなど、国民の安全・安心を脅かす深刻な事態となっていることを踏まえ、政府は令和7(2025)年11月にクマ被害対策等に関する関係閣僚会議を開催し、関係省庁連携による緊急的な対策を含めた総合的な施策を「クマ被害対策パッケージ」として取りまとめました。同パッケージの関連施策を推進することにより、人の生活圏からクマを排除するとともに、周辺地域等において捕獲等を強化することで、増え過ぎたクマの個体数の削減・管理の徹底を図り、人とクマの住み分けの実現を図ることとしています。また、令和8(2026)年3月に同会議において、同パッケージに含まれる施策を体系的に実施することで、クマ被害対策の継続的かつ、効果的な推進を図ることを目的とし、「クマ被害対策ロードマップ」を取りまとめました。農林水産省としては、捕獲単価の増額を含む農業集落周辺個体の捕獲強化、緩衝帯・強固な柵の整備、誘引物の撤去、二重の電気柵による防護強化等の対策を推進していくこととしています。

このほか、高齢化が進む捕獲人材の育成・確保に向けて、現場での見学・体験を内容とするセミナーの開催を支援しているほか、狩猟免許取得時の研修・講習や狩猟免許取得後の経験の浅い者を対象としたOJT研修等の実施を支援しています。

今後、野生鳥獣による様々な問題がますます深刻になると懸念される中、農林水産省で

[1] 正式名称は「鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律」

は、ICTの更なる活用や侵入防止柵の広域化等の効率的な対策を講じていくこととしています。

(事例) 野生鳥獣の潜み場となる農地の解消により、鳥獣被害が減少(山口県)

鳥獣被害は営農意欲の減退をもたらし、耕作放棄の要因となっています。さらに、この耕作放棄された農地の藪等が野生鳥獣の潜み場となることで、農作物への更なる鳥獣被害を招く可能性があることから、このような農地の解消を図っていくことが重要です。

山口県下関市の朝生地区では、平成14(2002)年頃からシカやイノシシによる農作物への鳥獣被害の拡大もあり、耕作放棄された農地も発生していました。そこで、これらの農地の解消に向けて、平成26(2014)年から、農事組合法人朝生が農地を借りて、営農を再開する取組を開始しました。

また、同県では、耕作放棄された農地等に電気牧柵等を設置して牛を放牧する「山口型放牧」を推進しています。同地区においても、同法人による営農再開が難しい農地を対象に、令和3(2021)～5(2023)年度まで「山口型放牧」を導入し、雑草管理と野生鳥獣の潜み場の除去を行いました。

くわえて、同地区一体となり、野生鳥獣の侵入防止柵の設置を行いました。





山口型放牧を導入する前(上)と導入後(下)の農地の比較

資料：朝生地区

このような取組により、同地区での野生鳥獣による農作物被害額は減少しました。同地区では、近隣の地区とも連携し、地域全体となって引き続き鳥獣被害対策に取り組むこととしています。

(2) ジビエ利用の拡大

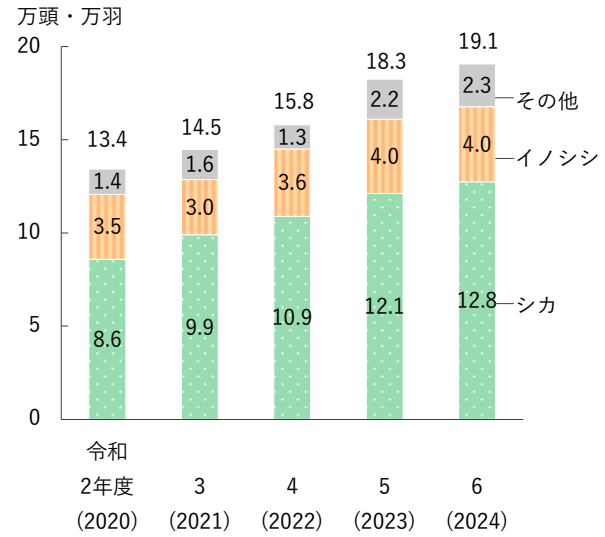
(ジビエ利用量は過去最大であった前年度と同水準)

シカやイノシシによる農作物被害が大きな問題となる中、捕獲された有害鳥獣はジビエとして有効利用されることで、食文化をより豊かにしてくれる味わい深い食材となり、農山村地域を活性化させ、所得を生み出す地域資源となります。捕獲個体を無駄なく活用することにより、外食や小売、学校給食、ペットフード等の様々な分野において取組が広がっています。

令和6(2024)年度のジビエ利用頭・羽数は、シカが最も多く12万8千頭で67%を占めており、次にイノシシが4万頭となっています(**図表6-6-2**)。

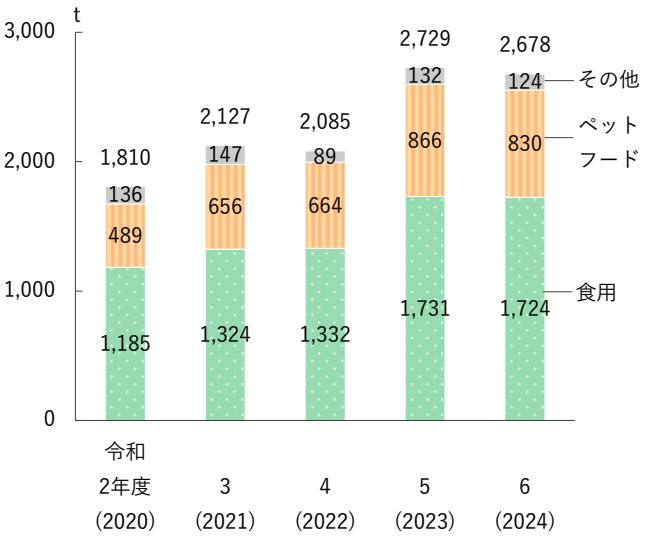
また、令和6(2024)年度のジビエ利用量は2,678tと、過去最大であった前年度と同水準となりました(**図表6-6-3**)。ペットフード向けは830tと、ジビエ利用量の約3割を占めており、動物園で餌に利用される事例もあります。

図表6-6-2 ジビエ利用頭・羽数



資料：農林水産省「野生鳥獣資源利用実態調査」を基に作成
注：「その他」は、クマ、鳥類、その他の計

図表6-6-3 ジビエ利用量

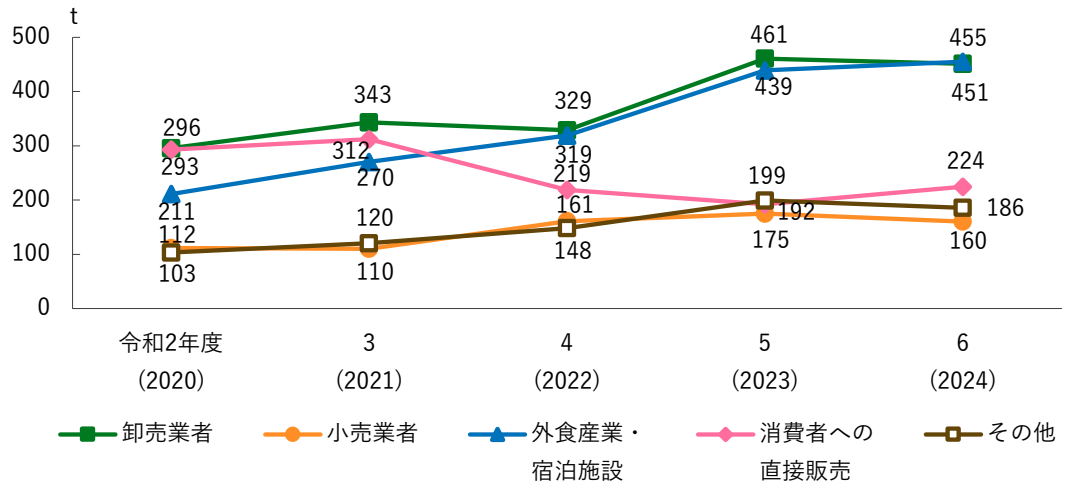


資料：農林水産省「野生鳥獣資源利用実態調査」を基に作成
注：「その他」は、自家消費向け食肉、解体処理のみを請け負って依頼者へ渡した食肉の計

（消費者への直接販売や外食産業・宿泊施設向けのジビエ販売数量が増加）

食肉処理施設からのジビエ販売数量を見ると、令和6(2024)年度は小売業者や卸売業者向けが前年度に比べ減少した一方、消費者への直接販売や外食産業・宿泊施設向けは増加しました(**図表6-6-4**)。

図表6-6-4 食肉処理施設からの販売先別のジビエ販売数量



資料：農林水産省「野生鳥獣資源利用実態調査」を基に作成
注：「その他」は、加工品製造業者、学校給食等

（捕獲から消費までのジビエ利用の拡大に向けた取組を推進）

有害鳥獣を捕獲しても、捕獲の方法によってはジビエに適さないため、捨てられてしまうこともあることから、そのような事例を減らすことが重要です。このため、農林水産省では、ハンターがジビエに適した捕獲方法等の知識を学べるジビエハンター育成研修制度

を令和5(2023)年度から開始し、令和7(2025)年度までに33回の研修を開催し、1,028人が受講しました。

また、ジビエの利用拡大に当たっては、より安全なジビエの提供と消費者のジビエに対する安心の確保が必要です。このため、農林水産省では、国産ジビエ認証制度に基づき、厚生労働省のガイドラインに基づく衛生管理の遵守やトレーサビリティの確保に取り組むジビエの食肉処理施設を認証しており、令和8(2026)年3月末時点の認証施設数は33施設となっています。

さらに、処理加工施設が新たに雇用契約をした従業員等を対象とした処理加工現場でのOJT研修を支援しています。

このほか、需要喚起のためのプロモーション等に取り組んでおり、ポータルサイト「ジビエト」では、ジビエを提供している飲食店等の情報を掲載しています。令和7(2025)年11月から令和8(2026)年2月にかけて、全国ジビエフェアを開催し、特設ウェブサイトにてジビエメニューを提供する全国の飲食店等を紹介しました。

ジビエト
URL：https://gibierto.jp

(事例) 狩猟見学やジビエの調理方法を学べる、ジビエツーリズムを展開(岩手県)

ジビエ利用の更なる拡大には、観光等の付加価値の高い分野でのサービスと組み合わせて、新たな需要を喚起し、消費拡大を図ることが重要です。



岩手県大槌町(おおつちちょう)の兼澤幸男(かねさわゆきお)さんは、農林業へ被害を及ぼすシカを価値のあるものへ変えるとともに、地域の活性化につなげたいという想いがありました。このため、「害獣」を「まちの財産」に変えることを目的に、令和元(2019)年にMOMIJI(モミジ)株式会社を設立し、ジビエ食肉加工販売や、角・革の製品化等の様々な活動に地域全体で取り組んでいます。

同社では、自然あふれる同町の山や狩猟場は、体験価値の高いものであると考え、令和2(2020)年度から、シカの狩猟やジビエの魅力を現場で体験できるジビエツーリズムの取組を開始しました。開始当初は、同ツーリズムへの参加者を呼び込むことが課題と考えていましたが、新型コロナウイルス感染症の影響により地方への関心が高まっていたことや、ECサイトを活用したジビエの販売を通じて消費者の間で同社の認知度が向上していたこと等もあり、同ツーリズムは開始当初から人気があり、継続的に同県内外から多くの人が参加しています。

同ツーリズムでは、プロハンターの狩猟に同行し、実際の狩猟を間近で見学できる「狩猟同行」や、ハンターからシカ肉のおいしい焼き方を教えてもらえる「ジビエバーベキュー」等の多岐にわたるプログラムが実施されています。同社では、ジビエ・狩猟の価値をより多くの人に届けるため、今後は、シカの角・革を使用したワークショップといったプログラムも実施していきたいと考えています。



ジビエバーベキュー
資料：MOMIJI株式会社

第7節 都市農業の振興と農村の魅力発信による農村に関わる人材の裾野拡大

都市農業は、農業のPR拠点として農業・農村への理解を深める重要な役割を発揮しています。また、農村に関心と関わりを持つ農村関係人口[1]の拡大に当たっては、農村の支えとなる人材の裾野を拡大する必要があり、農村のファンとも言うべき「農村関心層」を創出することが重要です。

本節では、都市農業の振興、農業体験の推進や棚田・農業遺産等の魅力の発信の取組について紹介します。

(1) 都市農業の振興

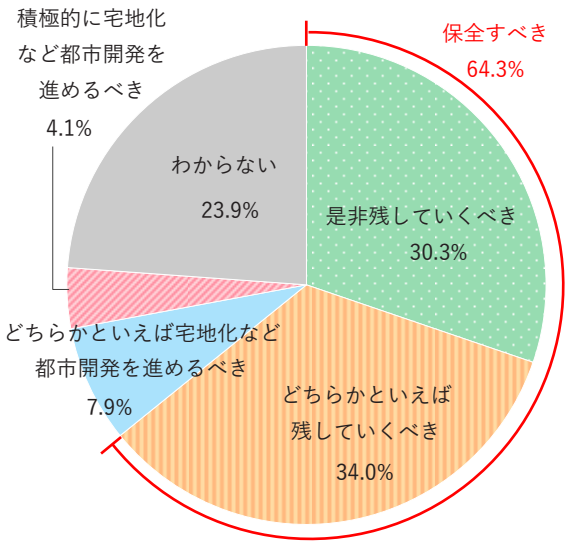
(約64%の都市住民が都市農地を残していくべきと回答)

都市農業は、都市という消費地に近接する立地特性を背景に、新鮮な農産物の供給に加えて、農業体験・学習の場や災害時の避難場所の提供、都市生活の安らぎ提供といった多様な機能を有しています。

令和7(2025)年11月に都市住民を対象に実施したアンケート調査によると、64.3%が都市農地を保全すべきと回答しており、都市農業の多様な役割を評価している住民が多いことがうかがわれます(**図表6-7-1**)。

農林水産省では、都市住民と共生する農業経営の実現のため、農業体験や農地の周辺環境対策、防災機能の強化等の取組を支援することにより、多様な機能を有する都市農業を振興しています。

図表6-7-1 都市住民の都市農業・都市農地の保全に対する考え方



資料：農林水産省「都市農業に関する意向調査」(令和7(2025)年11月調査)
注：三大都市圏特定市の住民を対象に実施した調査で、有効回答数は2千

(都市農地貸借法に基づき貸借された農地面積は拡大傾向)

生産緑地制度[2]は、良好な都市環境を形成するため、市街化区域内の農地の計画的な保全を図るものです。全体としては市街化区域内の農地面積が減少する中で生産緑地地区[3]の面積はほぼ横ばいで推移しており、令和6(2024)年は1万1千haとなっています(**図表6-7-2**)。

また、都市農業の振興を図るため、意欲ある農業者による耕作や市民農園・体験農園の

[1] 第6章第1節を参照
[2] 三大都市圏特定市における市街化区域農地は宅地並に課税されるのに対し、生産緑地に指定された農地は軽減措置が講じられる。
[3] 市街化区域内の農地で、良好な生活環境の確保に効用があり、公共施設等の敷地として適している原則500㎡以上の農地

整備等による都市農地の有効活用も促進しています。都市農地貸借法[1]に基づき貸借が認定・承認された農地については、農地所有者が意欲ある農業者等に安心して貸付けすることができ、その面積は、令和6(2024)年度は136haと前年度に比べ16.4%増加しました(**図表6-7-3**)。

農林水産省では、都市農地貸借法の仕組みに基づく制度の円滑かつ適切な活用を通じ、貸借による都市農地の有効活用を図ることとしています。

図表6-7-2 市街化区域内農地面積

(単位：万ha)

	平成30年(2018)	令和元(2019)	2(2020)	3(2021)	4(2022)	5(2023)	6(2024)
市街化区域内農地面積	6.7	6.4	6.2	6.0	5.8	5.7	5.4
うち生産緑地地区面積	1.3	1.2	1.2	1.2	1.2	1.2	1.1

資料：総務省「固定資産の価格等の概要調書」、国土交通省「都市計画現況調査」を基に農林水産省作成

図表6-7-3 都市農地貸借法による貸借面積

(単位：ha)

	平成30年度(2018)	令和元(2019)	2(2020)	3(2021)	4(2022)	5(2023)	6(2024)
貸借による耕作の事業計画の認定	5	22	41	64	86	99	118
貸借による市民農園の開設の承認	3	8	11	14	15	17	18
合計面積	8	31	52	77	101	117	136

資料：農林水産省作成
注：各年度末時点の数値

(事例) 都市農業ならではの消費者と連携した幅広い活動を展開(神奈川県)

神奈川県横浜市(よこはまし)の苅部(かるべ)農園の代表である苅部博之(かるべひろゆき)さんは、同市保土ケ谷区(ほどがやく)と旭区(あさひく)の15か所に点在する3haの農地で、オリジナル野菜を含め年間100種類以上の野菜や果樹を生産しています。収穫した農産物の約8割を同農園が運営する直売所で販売し、地産地消にも取り組んでいます。

また、同農園の農地は都心へのアクセスが良い住宅地に点在することから、農業を理解してもらう取組として、近隣住民に畑に来てもらい、自身の取組や想いを伝える「畑の見学ツアー」を実施しています。このほか、地元の小学生向けに農業授業も実施しており、農業体験だけではなく、収穫した農産物を給食に使用してもらい、学校と協力して販売会を開催しています。

同農園では、将来的には農家レストランを開くことを目標としており、都市農業ならではの消費者を意識した取組を実施していくこととしています。





直売所で販売している野菜
資料：苅部農園



畑の見学ツアー
資料：苅部農園

[1] 正式名称は「都市農地の貸借の円滑化に関する法律」

(2) 農業体験の推進

(農業者や企業が開設する市民農園数は増加傾向で推移)

都市農地等を活用した市民農園や体験農園は、消費者が身近に農と触れ合う場として、気軽に農産物の栽培や収穫等を体験できる機会を提供することにより、農業に対する関心や理解の醸成に寄与しています。市民農園の農園数は令和7(2025)年3月末時点で4,273農園と、前年に比べ16農園増加しています。これは、都市農地貸借法の制定を契機に、生産緑地を活用した民間企業等による手軽な市民農園が拡大したものと考えられます。

また、簡易な宿泊施設を備えた滞在型の市民農園、いわゆる「クラインガルテン」は、農村関係人口の創出・拡大に寄与することが期待されています。

(事例) 地域や人とつながり、二拠点生活を可能とする市民農園を提供(茨城県)

茨城県笠間市の笠間クラインガルテンでは、宿泊施設付き市民農園や貸し農園等のサービスを提供しており、都市に暮らしながら、もう一つの拠点として地域や人とつながり、農園で草花や野菜を育て、リフレッシュする場所となることを目指しています。

同施設は、令和4(2022)年4月に株式会社マイファームが指定管理者となり、令和7(2025)年4月から同社による運営に移行し、利用者の状況に合わせた家庭菜園のサポートや栽培指導等幅広いサービスを提供しています。首都圏からの利用者が多く、定年退職後の世代に加え、子育て世代の利用者も増えています。また、季節ごとの収穫体験や夏祭り等のイベントが定期的に開催されており、利用者と地域住民の交流につながっています。

今後は、同市の農業振興や移住促進と連携しながら、農ある暮らしを楽しむ拠点として、同施設の取組の横展開を図ることとしています。





宿泊施設付き市民農園

資料：株式会社マイファーム

(事例) 体験農園を通じた地域活性化を実現(東京都)

東京都小金井市の一般社団法人小金井市観光まちおこし協会は、都市農地の保全や、高齢者の活躍、多世代・地域交流を進めるため、東京都がモデル農園として開設した「わくわく都民農園小金井」を都等との協定に基づき運営しています。

同農園では、都市農業の担い手育成を目的として、50歳以上を対象に、地域の若手農家から栽培について学ぶことができるセミナー農園を設置しています。このほか、農福連携事業を行う福祉農園、農地を活用した多世代・異分野交流を推進する地域農園、小学生を対象とした農体験による学びの機会を提供するこども農園、近隣の保育園と一緒に運営する共菜園の全5種類の農園を運営し、幅広い世代が利用しています。また、地元の農産物の販売や子供向けの無料の食事提供といったイベントを定期的に開催しており、地域の交流の場にもなっています。

同法人では、今後とも、外部への情報発信に力を入れながら、同農園を起点に様々なまちおこしの取組を実施することとしています。





セミナー農園

資料：一般社団法人小金井市観光まちおこし協会

(3) 棚田・農業遺産等の魅力の発信

(棚田地域振興法に基づく指定棚田地域は749地域に拡大)

令和7(2025)年4月の改正後の棚田地域振興法により、棚田を核とした地域振興の取組を支援するとともに、棚田地域振興コンシェルジュによる情報提供等を推進しています。

令和7(2025)年度までに、同法に基づき累計で749地域が指定棚田地域に指定されたほか、指定棚田地域において指定棚田地域振興協議会が策定した認定棚田地域振興活動計画は173計画となっています。

また、令和4(2022)年に創設した「つなぐ棚田遺産オフィシャルサポーター制度」により、棚田地域における企業連携を推進しており、令和7(2025)年3月末時点で44の企業・団体等が棚田地域の振興に関する取組を行う公式サポーターとして認定されています。

つなぐ棚田遺産～ふるさとの誇りを未来へ～

URL：https://www.maff.go.jp/j/nousin/tanada/tanadasen.html

(世界農業遺産に新たに2地域が認定)

世界農業遺産は、社会や環境に適応しながら何世代にもわたり継承されてきた独自性のある伝統的な農林水産業システムをFAOが認定する制度であり、令和7(2025)年8月には、新たに島根県奥出雲(おくいずも)地域と和歌山県有田(ありだ)・下津(しもつ)地域の2地域が認定され、国内の世界農業遺産認定地域は17地域となりました。

また、日本農業遺産は、我が国において重要かつ伝統的な農林水産業を営む地域を農林水産大臣が認定する制度であり、認定地域は28地域となっています。

農林水産省は、農業遺産地域の魅力を広く発信し、地域活性化を図る取組の一環として、農業遺産地域等の高校生による複数の農業遺産地域の産品を使った食品のアイデアを競う「高校生とつながる！つなげる！ジーニアス農業遺産ふーどコンテスト」を開催しています。



島根県奥出雲地域

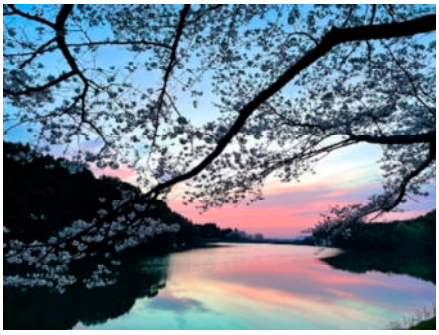


和歌山県有田・下津地域

(世界かんがい施設遺産に新たに2施設が認定)

世界かんがい施設遺産は、歴史的・社会的・技術的価値を有し、かんがい農業の画期的な発展や食料増産に貢献してきたかんがい施設をICIDが認定・登録する制度であり、令和7(2025)年9月に、我が国で新たに湯の口(ゆのくち)ため池・井手(いで)(熊本県山鹿市(やまがし))と竹田(たけた)のかんがい

用水群(大分県竹田市)の2施設が認定され、国内認定施設数は56施設となりました。世界かんがい施設遺産を活用した、かんがいの歴史と発展の理解促進、地域活性化を図る取組を推進しています。



湯の口ため池・井手(熊本県山鹿市)



竹田のかんがい用水群(大分県竹田市)

(「ディスカバー農山漁村の宝」に27団体と3人を選定)

「ディスカバー農山漁村の宝」は「強い農林水産業」、「美しく活力ある農山漁村」の実現に向け、農山漁村の有するポテンシャルを引き出すことによる地域活性化や所得向上に取り組んでいる優良な事例を選定し、全国へ発信することにより、他地域への展開を図る取組です。

第12回目となる令和7(2025)年度には、全国から27団体と3人を選定し、選定数は累計で375件となりました。

農林水産省は、選定された地区の活動を「ディスカバー農山漁村の宝」特設ウェブサイト等で紹介し、情報発信することにより、農山漁村地域の活性化に対する国民の理解の促進に取り組むとともに、農山漁村における所得の向上と雇用の創出を推進しています。



未利用・低利用魚を活用した商品開発を行う団体
(「ディスカバー農山漁村の宝」(第12回選定)のグランプリ受賞)

資料：一般社団法人Local Revolution

ディスカバー農山漁村の宝
URL：https://www.discovermuranotakara.com

第7章

自然災害への対応

第1節 東日本大震災と原発事故からの復旧・復興

平成23(2011)年3月11日に発生した東日本大震災では、岩手県、宮城県、福島県の3県を中心とした東日本の広い地域に東京電力福島第一原子力発電所(以下「東電福島第一原発」という。)の事故の影響を含む甚大な被害が生じました。

政府は、令和3(2021)年度から令和7(2025)年度までの「第2期復興・創生期間」に引き続き、令和8(2026)年度から令和12(2030)年度までの5年間を「第3期復興・創生期間」として位置付け、被災地の復興に向けて総力を挙げて取り組むこととしています。

本節では、東日本大震災の地震・津波や原子力災害からの農業分野の復旧・復興の状況について紹介します。

(1) 地震・津波被害からの復旧・復興

(復旧対象農地の97%で営農が可能)

東日本大震災による農業関係の被害額は、平成24(2012)年7月5日時点(農地・農業用施設等は令和8(2026)年3月末時点)で9,692億円、農林水産関係の合計では2兆4,484億円となっています(**図表7-1-1**)。これまでの復旧に向けた取組の結果、復旧対象農地1万9,610haのうち、令和8(2026)年3月末時点で1万8,960ha(97%)の農地で営農が可能となりました(**図表7-1-2**)。

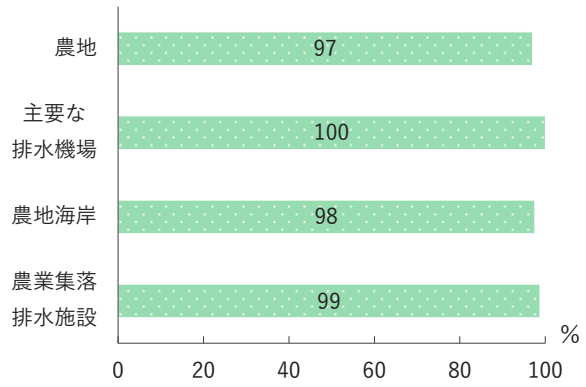
図表7-1-1 農林水産関係の被害の状況

	被害額(億円)	主な被害
農業関係	9,692	
農地・農業用施設等	9,057	農地、水路、揚水機、集落排水施設等
農作物等	635	農作物、家畜、農業倉庫、ハウス、畜舎、堆肥舎等
林野関係	2,155	林地、治山施設、林道施設等
水産関係	12,637	漁船、漁港施設、共同利用施設等
合計	24,484	

資料:農林水産省作成

注:平成24(2012)年7月5日時点の数値(農地・農業用施設等は令和8(2026)年3月末時点)

図表7-1-2 農地・農業用施設等の復旧状況



資料:農林水産省作成

注:1) 令和8(2026)年3月末時点の数値

2) 農地は、公共用地等への転用(見込みを含む。)が行われたものを除いた復旧対象農地1万9,610haに対するもの(福島県の650haを除き完了)

3) 主要な排水機場は、復旧が必要な96か所に対するもの

4) 農地海岸は、復旧が必要な122地区に対するもの(福島県の3地区を除き完了)

5) 農業集落排水施設は、復旧が必要な401地区に対するもの

(復旧に合わせて農地の大区画化が進展)

岩手県、宮城県、福島県の3県では、地域の意向を踏まえ、地震・津波からの復旧に合わせて農地の大区画化に取り組んでいます。令和7(2025)年3月末時点の整備計画面積は8,380haで、その98%に当たる8,240haで整備が完了しており、そのうち6,850haが50a以上の区画に整備されるなど、地域農業の復興基盤の整備が進展しています。

(「創造的復興の中核拠点」を目指し、福島国際研究教育機構の研究が進展)

福島国際研究教育機構(F-REI[1])は、福島の「創造的復興の中核拠点」として令和5(2023)年4月に設立され、農林水産業分野では、福島県内のフィールドを活用しつつ、遠隔監視やデジタルマップ等を組み合わせた自動走行可能なロボット農業機械の運用システムの開発・実証といった新たな農業モデルの創出に向けた取組を着実に進めています。

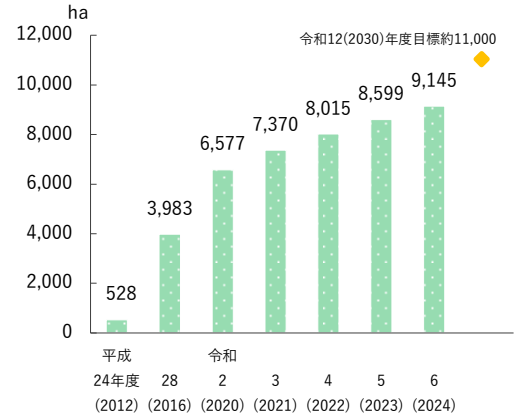
(2) 原子力災害からの復旧・復興

(原子力被災12市町村の営農再開農地面積は9,145ha)

原子力被災12市町村[2]における営農再開農地面積は、令和6(2024)年度末時点で、前年度に比べ546ha増加し9,145haとなっています(**図表7-1-3**)。一方、市町村ごとの営農再開割合は、避難指示解除の時期や帰還状況(居住率)により差が出ており、特に帰還困難区域がある町村において営農再開が遅れていることが課題となっています(**図表7-1-4**)。また、令和7(2025)年6月に閣議決定した「第2期復興・創生期間」以降における東日本大震災からの復興の基本方針の変更に基づき、令和12(2030)年度までに、平成23(2011)年12月末時点で営農が休止されていた1万7,298haの農地のうち約1万1千haで営農が再開されることを目標としています。農林水産省では、農地の集積・集約化や大区画化、担い手の確保・育成といった市町村それぞれの取組を支援し、営農再開の加速化を図ることとしています。

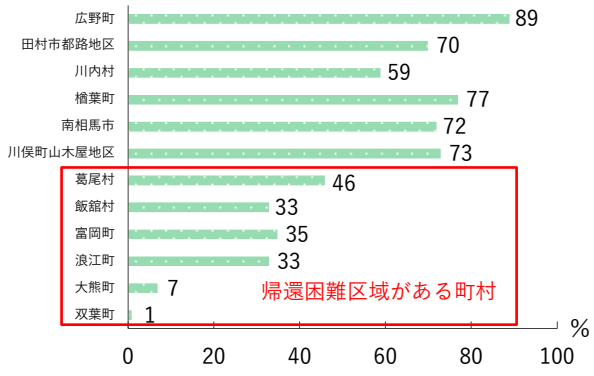
このため、令和2(2020)年度から市町村それぞれの状況に応じて農林水産省職員を派遣するなどの人的支援も実施しています。

図表7-1-3 原子力被災12市町村営農再開面積



資料：福島県調べを基に農林水産省作成
注：各年度末時点の数値

図表7-1-4 市町村ごとの営農再開割合



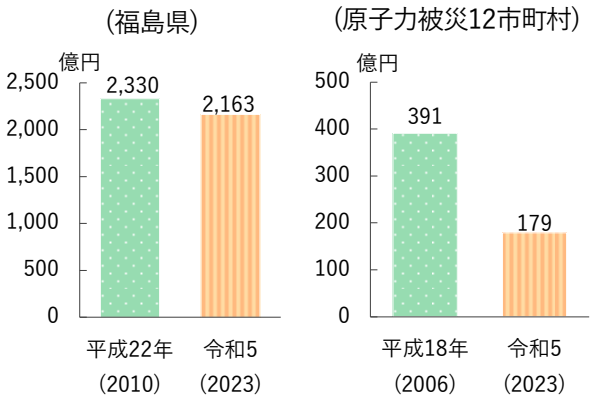
資料：福島県調べを基に農林水産省作成
注：令和7(2025)年3月末時点の数値

[1] Fukushima Institute for Research, Education and Innovationの略
[2] 福島県の田村市、南相馬市、川俣町、広野町、楢葉町、富岡町、川内村、大熊町、双葉町、浪江町、葛尾村、飯舘村

(原子力被災12市町村の農業産出額は被災前の約5割)

福島県の農業産出額は、県全体では東日本大震災前の平成22(2010)年が2,330億円であったのに対し、令和5(2023)年が2,163億円と約9割まで回復しています(**図表7-1-5**)。一方、原子力被災12市町村では、東日本大震災前の平成18(2006)年が391億円であったのに対し、令和5(2023)年が179億円と約5割にとどまっています。

図表7-1-5 東日本大震災前と比較した原子力被災12市町村の農業産出額



資料:農林水産省「生産農業所得統計」、「令和5年市町村別農業産出額(推計)」を基に作成

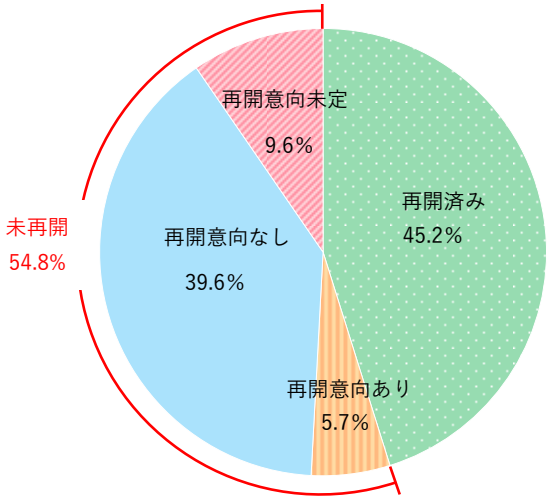
(農地整備の実施済み面積は2,754haに拡大)

原子力被災12市町村の農地については、営農休止面積1万7,298haのうち、営農再開のための整備が実施又は検討されている農地の面積は4,245haとなっています。このうち、令和6(2024)年度末時点で2,754haの農地整備が完了しました。

(営農再開に向け地域外も含めた担い手の確保等を支援)

原子力被災12市町村の新規就農者数については、増加傾向にあり、令和2(2020)年から6年間の合計で300人以上となっています。また、震災以降、同12市町村外から32法人が農業に参入しています。農林水産省は、福島相双復興官民合同チーム(ふくしまそうそうふっこう)の営農再開グループに参加し、平成29(2017)年4月から令和7(2025)年12月にかけて、原子力被災12市町村の農業者を対象として営農再開状況及び意向に関する聞き取り調査を実施しました。その結果、「再開済み」が45.2%、「再開意向あり」が5.7%、「再開意向なし」が39.6%、「再開意向未定」が9.6%となりました(**図表7-1-6**)。また、「再開意向なし」又は「再開意向未定」である農業者のうち、農地の出し手となる意向がある者は約7割に上ることから、地域外も含めた担い手の確保に向け、担い手と農地のマッチング支援を行っているところです。

図表7-1-6 原子力被災12市町村における営農再開状況及び意向



資料:福島相双復興官民合同チーム「原子力被災12市町村における農業者個別訪問活動結果」(令和8(2026)年1月公表)を基に農林水産省作成

注:平成29(2017)年4月～令和7(2025)年12月に、原子力被災12市町村の農業者2,677者を対象として実施した営農再開状況及び意向に関する聞き取り調査結果

（生産と加工等が一体となった高付加価値生産を展開する産地を創出）

農林水産省では、令和3(2021)年から、市町村を越えて広域的に生産・加工等が一体となって付加価値を高めていく産地の創出に向けて支援しており、産地の拠点となる施設が稼働し、農産物を受け入れることにより、地域の好循環が生まれつつあります。

（事例）パックご飯製造により高付加価値化し、営農再開を加速(福島県)

福島県いわき市の株式会社相馬屋では、我が国の稲作農業を守るという強い使命感を持ちながら、米穀の集荷や高品質な精米に取り組むとともに、地域の営農再開にも貢献するため、令和5(2023)年に楢葉町にパックご飯製造工場を建設し、同年11月から稼働しました。オートメーションによる省力化と徹底された衛生環境の下、1時間で8千食分の製造能力を備え、原子力被災12市町村産の原料米を使用したパックご飯等を製造しています。

製造されたパックご飯は、同県内のスーパーや道の駅等を中心に販売され、地方公共団体のふるさと納税返礼品にも登録されています。また、国内はもとより、メキシコ等海外でのフードショーにも積極的に出展し、専門知識を活かして日本食としてのパックご飯をPRしています。

原材料の米生産者等に対しても、工場見学や意見交換の場を設定し、炊き立てのご飯のおいしさを引き出す無菌化包装米飯方式で作られたパックご飯の利便性と魅力を伝えることにより、生産者の営農規模拡大や、原発事故によって一旦離農せざるを得なくなった生産者の営農再開検討のきっかけづくりにもつなげています。

今後は、有機米パックご飯の製造や、国際認証取得により、海外への販路拡大を図り、地域の営農再開に貢献していきたいとしています。





生産者等との意見交換の様子
資料：株式会社相馬屋



海外でのPRの様子
資料：一般社団法人全日本コメ・コメ関連食品輸出促進協議会

（農畜産物の安全性確保のための取組を引き続き推進）

生産現場では、市場に放射性物質の基準値を上回る農畜産物が流通することのないよう、放射性物質の吸収抑制対策、暫定許容値以下の飼料の使用といった各々の品目に合わせた取組が行われており、基準値超過が検出された割合は全ての品目で平成23(2011)年以降低下し、令和7(2025)年度は、農畜産物[1]において基準値超過はありません。

（放射性物質を理由に福島県産品の購入をためらう人の割合は4%）

消費者庁が令和8(2026)年3月に公表した調査によると、食品中の放射性物質を理由に購入をためらう産地について、「福島県」と回答した人の割合は4.0 %程度となっています[2]。

風評等が今なお残っていることを踏まえ、復興庁やその他関係府省は、平成29(2017)年

[1] 栽培・飼養管理が可能な品目
[2] 消費者庁「風評に関する消費者意識の実態調査」（令和8(2026)年3月公表）

12月に策定した「風評払拭・リスクコミュニケーション強化戦略」に基づく取組のフォローアップとして、「知ってもらう」、「食べてもらう」、「来てもらう」の三つを柱とする情報発信を実施し、風評の払拭に取り組んでいます。

また、福島県の農林水産業の復興に向けて、生産段階と流通段階での産地競争力の強化、GAP認証等の取得、放射性物質の検査、国内外の販売促進といった生産から流通・販売に至るまでの総合的な支援を行っています。

(農林漁業者等への損害賠償支払累計額は1兆1,888億円)

原子力損害の賠償に関する法律の規定により、東電福島第一原発の事故の損害賠償責任は東京電力(とうきょうでんりょく)ホールディングス株式会社が負っています。

同社によるこれまでの農林漁業者等への損害賠償支払累計額は、令和8(2026)年2月末時点で1兆1,888億円となっています[1]。

[1] 農林漁業者等の請求・支払状況について、関係団体等からの聞き取りから把握できたもの

第2節 自然災害からの復旧・復興

我が国は自然災害が発生しやすい環境下にあることから、発災そのものを抑制する「防災」、発生時の被害を小さくする「減災」、被災後速やかに同じ機能に戻す「復旧」、生活環境や経済を含め質的な向上等を目指す「復興」を効果的に連携させ、災害に対する国土の強靱性を高めることで、食料の安定供給の確保につなげていくことが重要です。

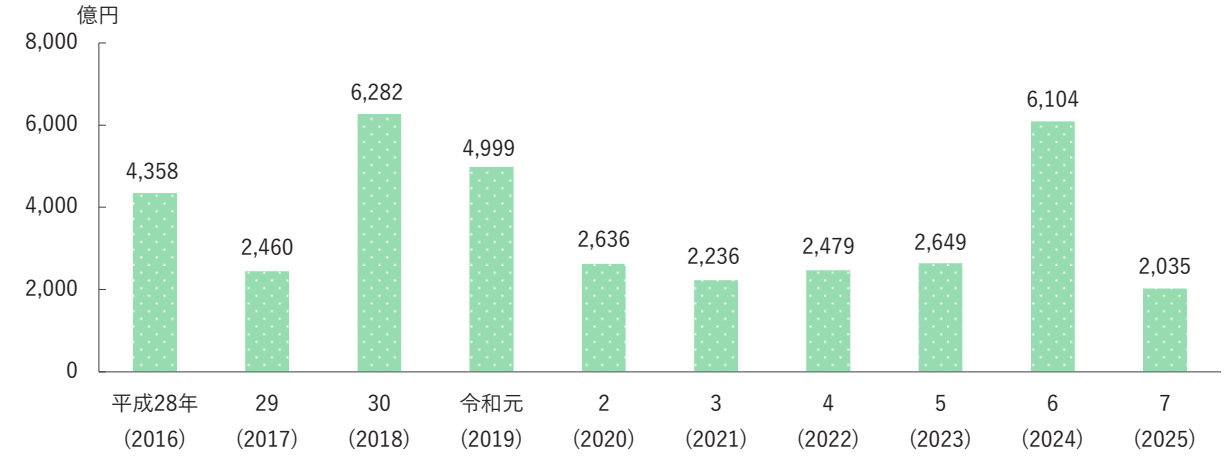
本節では、令和6年能登半島地震等を含む近年の大規模自然災害からの復旧・復興に向けた取組等について紹介します。

(1) 近年の大規模自然災害からの復旧・復興

(近年は地震や大雨等による被害が継続的に発生)

近年は「平成28年熊本地震」、「平成30年北海道胆振東部地震」、「令和元年房総半島台風」、「令和元年東日本台風」、「令和6年能登半島地震」といった大規模な自然災害が日本各地で発生しており、農作物や農地・農業用施設等にも甚大な被害が発生しています(**図表7-2-1**)。

図表7-2-1 過去10年の農林水産関係の自然災害による被害額



資料：農林水産省作成

注：令和7(2025)年の被害額は、令和8(2026)年3月末時点の数値

(近年の大規模自然災害からの復旧・復興を推進)

「令和5年6月29日からの大雨」、「令和5年梅雨前線による大雨及び台風第2号」等により被災した農地・農業用施設については、令和8(2026)年3月末時点で、災害復旧事業の対象となる6,137件のうち約8割の5,016件で復旧が完了しました。

「令和6年9月20日からの大雨」、「令和6年7月25日からの大雨」等により被災した農地・農業用施設については、令和8(2026)年3月末時点で、災害復旧事業の対象となる1,327件のうち約3割の427件で復旧が完了しました。

農林水産省は、引き続き、関係する都道府県や市町村と連携し、復旧工法に関する技術的支援等を行い、早期復旧を目指していくこととしています。



「令和6年台風第10号」による被災の状況(左)及び復旧完了後の状況(右)
(鹿児島県)

(2) 令和6年能登半島地震等からの復旧・復興

(令和6年能登半島地震と奥能登豪雨からの復旧・復興を推進)

令和6年能登半島地震は、市街地ばかりでなく、農山漁村等にも被害が広がり、石川県を始めとする北陸各県等の農林水産業にも甚大な被害をもたらしました。また、復旧・復興の途上で、令和6(2024)年9月20日からの奥能登(おくのと)地域における豪雨(以下「奥能登豪雨」という。)が発生し、河川の氾濫等により約400haの農地で土砂・流木等が堆積するなど、更なる被害をもたらしました。農林水産関係の主な被害額は、令和8(2026)年3月末時点で、令和6年能登半島地震においては3,818億円、奥能登豪雨においては627億円となっています。

営農再開状況については、豪雨で被災した農地のうち約170haで復旧が完了しました。また、令和6年能登半島地震等で被災した農地を含め、奥能登4市町[1]において、令和7(2025)年は約2千haの水田で作付けが行われました。農林水産省は、引き続き、県や市町、農協等と緊密に連携し、一枚でも多くの農地で営農を再開できるよう切れ目なく支援を続けることとしています。



「奥能登豪雨」による被災直後の状況(左)及び復旧完了・営農再開後の状況(右)
(石川県)

資料:石川県

[1] 石川県の輪島市、珠洲市、穴水町、能登町

(事例) 震災・豪雨からの復旧を進め、風土に適した農業を展開(石川県)

石川県輪島市(わじまし)の上田(うえだ)農園では、令和6年能登半島地震と奥能登豪雨により農業用施設の損壊や農地への土砂の堆積等の被害を受けましたが、被災直後から営農を再開し、水分量や堆肥にこだわり、風土に適した農業に取り組んでいます。

同農園の代表である上田拓郎(うえだたくろう)さんは、父の後を継いで就農し、トマトに加え、ロマネスコやトレビスといった西洋野菜を中心に年間約70種類の農産物を生産しています。特にトマトに関しては、災害を乗り越えたという意味から「奇跡のトマト」と呼ばれており、東京都内の数多くのレストランに出荷しています。地元の高校の野球部や取引先のレストランからの支援を受けながら農地の復旧を進め、令和7(2025)年の生産量は、被災前とほぼ同水準となっており、作業場以外の農業用施設も復旧しました。

今後の目標としては、被災した作業場を建て直し、加工場や調理場を併設して、レストランのシェフを招き、同農園で収穫した野菜のイベントを実施することとしています。





収穫作業の様子
資料：上田農園

(3) 令和7(2025)年における自然災害による被害状況

(令和7(2025)年は2,035億円の被害が発生)

令和7(2025)年は、大雨、大雪、暴風等により、各地で農作物や農業用ハウス、農地・農業用施設等における被害が発生しました(**図表7-2-2**、**図表7-2-3**)。これらの災害による農林水産関係の被害額は2,035億円となりました。



「令和7年8月6日からの大雨」により決壊したため池堤体(福岡県)

災害に関する情報(農林水産省)
URL：https://www.maff.go.jp/j/saigai/index.html

図表7-2-2 令和7(2025)年の主な自然災害による農林水産関係の被害額

(単位：億円)

	農業関係	農作物等	農地・農業用施設等	林野関係	水産関係	合計
令和7年冬期の大雪	244.9	244.9	0.0	3.7	0.0	248.6
令和7年8月6日からの大雨	1,058.2	101.2	957.0	331.9	4.8	1,394.9
令和7年9月1日からの大雨及び突風	86.1	26.7	59.4	53.1	3.1	142.3

資料：農林水産省作成
注：令和8(2026)年3月末時点の数値

図表7-2-3 令和7(2025)年以降の主な自然災害による農林水産関係の被害状況

	時期	地域	主な特徴と被害
令和7年冬期の大雪	R7.1～2	東北・北陸地方を中心とした全国各地	・強い冬型の気圧配置が続き、北日本から西日本の日本海側で大雪となり、西日本太平洋側でも積雪が見られた。 ・果樹の枝折れ・倒伏、農業用ハウスの損壊・倒壊等の被害が発生。特に、青森県ではりんごの樹体損傷が広域で発生した。
令和7年8月6日からの大雨	R7.8.6～8.21	東北地方 北陸地方 九州地方	・日本付近に停滞した前線や前線上の低気圧に向かって暖かく湿った空気が流れ込んだ影響で、北日本から西日本の広い範囲で大気の状態が非常に不安定な状況が続き、記録的な大雨が発生した。 ・農作物の冠水・浸水や農業用ハウス等の被害、農地・農業用施設等における被害、林地・林道施設等における被害、漁港施設等における被害が発生。特に、熊本県では、日本一の生産量であるいぐさやその関連機械、定植期であったトマト等に浸水被害が生じた。
令和7年9月1日からの大雨及び突風	R7.9.1～9.5	東北地方 関東地方 九州地方	・台風第15号の上陸と暖かく湿った空気の流入により、西日本から東日本の太平洋側を中心に非常に激しい雨が続いた。宮崎県や静岡県、神奈川県では線状降水帯が発生し、短時間に集中した降雨が観測された。 ・台風通過に伴い、静岡県や茨城県といった複数地域で竜巻等の突風が発生した。中でも静岡県では、国内で観測された中で最大クラスの竜巻が発生した。 ・農作物の冠水・浸水や農業用ハウス等の被害、農地・農業用施設等における被害、林地・林道施設等における被害、漁港施設等における被害が発生した。
令和8年冬期の大雪	R8.1～2	東北・北陸地方を中心とした全国各地	・強い冬型の気圧配置が続き、北日本から西日本の日本海側や、東日本から西日本の内陸で大雪となった。 ・果樹の枝折れ・倒伏、野菜の凍霜害、農業用ハウスの損壊等の被害が発生した。

資料：農林水産省作成

(激甚災害の指定により負担を軽減)

令和7(2025)年に発生した災害のうち、「令和7年8月5日から9月21日までの間の豪雨及び暴風雨による災害」等が激甚災害に指定されました(**図表7-2-4**)。これにより、農地・農業用施設等の災害復旧事業について、国庫補助率の嵩上げが措置され、地方公共団体、被災農業者等の費用負担が軽減されることとされました。

図表7-2-4 令和7(2025)年発生災害における激甚災害指定

災害の名称	災害期間	激甚指定		見込み公表	閣議決定	公布・施行
		区分	主たる対象	(発災からの日数)		
令和7年8月5日から9月21日までの間の豪雨及び暴風雨による災害	R7.8.5～9.21	本激	農地、農業用施設、林道	R7.8.18 (13日間)	R7.11.11 (98日間)	R7.11.14 (101日間)
			公共土木施設	R7.8.25 (20 日間)		
			農林水産業共同利用施設	-		
令和7年10月8日から同月13日までの間の暴風雨による災害	R7.10.8～10.13	早局	公共土木施設(1町)	R7.10.31 (23日間)	R7.11.28 (51日間)	R7.12.3 (56日間)
		局激	農地、農業用施設(1町)	-	R8.3.10	R8.3.13

資料：内閣府資料を基に農林水産省作成

注：1) 「本激」は、対象区域を全国として指定される。「局激(局地激甚災害)」は、本激の指定基準を満たさなかった場合に指定の可否が判断され、対象区域が市町村単位で指定される。

2) 本激は災害発生後、年度途中に指定される。一方、局激は原則年度末に一括して指定される。ただし、基準に明らかに該当する場合(基準額の2倍強)は、本激と同様、いわゆる「早局(早期局地激甚災害)」として、年度途中に指定される。

第3節　防災・減災、国土強靱化と大規模自然災害への備え

自然災害が激甚化・頻発化する中、被害を最小化していくためには、農業水利施設等の防災・減災対策を講ずるとともに、災害への備えとしての農業版BCP[1]の策定、食品の家庭備蓄の定着等を推進することが重要です。

本節では、防災・減災や国土強靱化、災害への備えに関する取組について紹介します。

(1) 防災・減災、国土強靱化対策の推進

(「国土強靱化年次計画2025」を策定)

国土強靱化は、大規模自然災害から国民の生命・財産・暮らしを守り、サプライチェーンの確保を始めとして、経済活動を含む社会の重要な機能を維持するための政策であり、国民生活や社会経済活動の礎となる国土基盤の高質化にとっても、また、我が国の持続可能な発展を遂げる上でも、欠かすことのできないものです。

地震災害や気象災害、火山災害、インフラ老朽化等に対処するためには、中長期的かつ明確な見通しの下、継続的・安定的に防災・減災や国土強靱化の取組を進めていくことが重要です。

農林水産省では、「国土強靱化基本計画」(令和5(2023)年7月閣議決定)に基づき、農業用ため池のハード及びソフト対策、応急用食料等物資供給体制の充実及び備蓄、災害時における食品サプライチェーンの事業者間の連携・協力体制の構築、農道・農道橋等の保全対策、農業水利施設や集落排水施設の耐震化、農村における地域コミュニティの維持・活性化、自立的な防災・復旧活動の体制整備等の推進に取り組んでいます。

また、令和7(2025)年6月に策定された「国土強靱化年次計画2025」においては、国土強靱化基本計画に基づく施策(以下「国土強靱化施策」という。)や「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」(以下「5か年加速化対策」という。)の進捗状況が取りまとめられました。

(「5か年加速化対策」に基づく対策の推進と「第1次国土強靱化実施中期計画」の策定)

国土強靱化施策のうち、5か年加速化対策に基づき、農業・農村分野については、重点的かつ集中的に講ずるべき対策として、「流域治水対策(農業水利施設・海岸の整備、水田の貯留機能向上)」、「防災重点農業用ため池の防災・減災対策」、「農業水利施設等の老朽化、豪雨・地震対策」、「卸売市場の防災・減災対策」、「園芸産地事業継続対策」等の取組を実施してきました。

また、5か年加速化対策以後も、中長期的な見通しに基づき国土強靱化施策を切れ目なく計画的かつ着実に推進するため、令和7(2025)年6月に「第1次国土強靱化実施中期計画」を閣議決定したところであり、この中で、「防災重点農業用ため池の防災・減災対策」、「田んぼダム等の取組」、「農業水利施設等の機能診断を踏まえた保全対策」、「卸売市場における防災・減災対策のための施設整備」、「園芸産地事業継続強化対策」等の施策が「推進が

[1] Business Continuity Planの略で、災害等が発生したときの重要業務の早期復旧・事業再開に向けた計画のこと

特に必要となる施策」として位置付けられ、重点的に取組を推進するとされました。

(2) 農業・農村の強靭化に向けた防災・減災対策

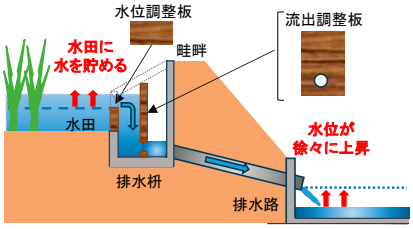
(農地・農業水利施設を活用した流域治水の取組を推進)

「流域治水プロジェクト」は、国、地方公共団体、企業等が協働し、各水系で重点的に実施する治水対策の全体像を取りまとめたものであり、令和8(2026)年3月末時点で全国109の一級水系における119のプロジェクトのうち110プロジェクトで農地・農業水利施設の活用が位置付けられています。

農林水産省は、関係省庁や地方公共団体、農業関係者等と連携し、流域全体で、水田を活用した「田んぼダム」、農業用ダムや農業用ため池の事前放流、市街地や集落の湛水被害も防止・軽減させる排水施設の整備といった農地・農業水利施設を活用した流域治水の取組を推進しています。

このうち、「田んぼダム」は、小さな穴の開いた調整板等の簡易な器具を水田の排水口に取り付けて流出量を抑えることにより、水田の雨水貯留機能の強化を図り、実施する地域の農地・集落や下流域の浸水被害リスクの低減を図る取組です。令和6(2024)年度の取組面積は、9万9千haと前年度に比べ1万3千ha増加しました。

また、令和7(2025)年度の出水期においては、延べ148基の農業用ダムで時期ごとの貯水位運用[1]等により洪水調節容量を確保し、洪水被害の軽減を図りました。



「田んぼダム」の仕組み

(事例) 関係者一丸となって「田んぼダム」の取組地域を拡大(栃木県)

栃木県小山市では、過去の大きな浸水被害を受け、その被害の軽減を目的に「利根川・江戸川流域治水プロジェクト」の流出抑制対策に位置付けられた「田んぼダム」の取組を推進しています。同市は、「田んぼダム」がもたらす効果について、宇都宮大学及び新潟大学が地域の地形情報と降雨量によるシミュレーションで算出した検証結果を同市内の土地改良区に説明しました。この話を踏まえ、土地改良区は、多面的機能支払交付金の活動組織と連携し、農業者の協力を得て、同交付金を活用し、同市内の約半数の水田に水位調整機能を持つ排水桝の設置を始めました。また、同市は、浸水被害を受けた住民に対して説明会を毎年行い、「田んぼダム」の取組や河川改修、調整池整備等の進捗を報告しています。

これらの取組により、活動組織及び土地改良区と農業者の協力を得ながら取組地域を拡大しています。くわえて、排水機場操作員も、降雨時の排水路の水量減少と地域下流にある排水機場の運転操作時間の削減を実感しています。同市は、今後の気候変動も踏まえ、更なる普及拡大を進めるとともに、各組織間の連携強化を図ることとしています。





水位調整機能を持つ
排水桝の設置

資料：栃木県小山市

[1] 水利用への補給を行う可能性が低い期間等において水位を低下させた状態とする運用

（渇水・高温への対応）

令和7(2025)年6～8月は、太平洋高気圧の張り出しが強まった影響で北・東・西日本を中心に高温となり、特に6月中旬から8月上旬にかけて顕著な高温となりました。また、7月は梅雨前線や湿った空気の影響を受けにくかった影響で、東日本の日本海側を中心に少雨となり、多くの地域において渇水・高温による水稲の生育等への影響が懸念されたことから、土地改良区等の農業水利施設の管理者は、限られた水資源を有効に活用するため、地区ごとに日替わりで配水する番水、用水の反復利用等に努めました。

また、農林水産省は渇水・高温対策本部を、国土交通省は渇水対策本部を設置しました。本部設置以降、農林水産省は、(1)MAFF-SAT(農林水産省・サポート・アドバイス・チーム)を19県に延べ240人・日派遣、(2)ポンプを8府県で延べ1,333台・日貸出し、給水車を4県で延べ29台・日手配、(3)26府県(394市町村)で、応急ポンプ、給水車の利用、番水等に係る諸経費の補助を行い、国土交通省は、ダムの最低水位以下の水の活用、TEC-FORCE(緊急災害対策派遣隊)等による排水ポンプ車を活用した用水の確保、水利使用許可制度の迅速かつ柔軟な運用等を行いました。このような中、水稲はおおむね順調に生育しました[1]。



ポンプを用いた用水の確保


MAFF-SATの派遣

(3) 災害等への備え

（農業版BCP等の策定・普及及び食品の家庭備蓄を推進）

農業版BCPは、インフラや経営資源等について、被害を事前に想定し、被災後の早期復旧・事業再開に向けた計画を定めるものです。農林水産省では、農業版BCPの普及に向け、「自然災害等のリスクに備えるためのチェックリスト」や農業版BCPフォーマットの活用を促進するとともに、園芸産地における非常時の対応能力向上に向けた複数農業者によるBCPの策定等や、既存ハウスの補強、大雪によるハウス倒壊を防ぐ融雪装置の導入等の被害防止対策を支援しています。また、食品産業事業者によるBCPの策定や事業者、地方公共団体等の連携・協力体制の構築を推進しています。

さらに、農業者自身が自然災害等の農業経営のリスクに適切に備えるため、農業用ハウスの保守管理の徹底や園芸施設共済への加入推進等に取り組んでいるところです[2]。

くわえて、今後起こり得る災害への備えとして、国民一人一人が、日頃から食品や飲料水等の家庭備蓄をしておくことが重要です。家庭においては、最低3日分、可能であれば1週間分の食品等を人数分備蓄しておくことが望ましいとされています。

このため、農林水産省では、「災害時に備えた食品ストックガイド」や「家庭備蓄ポータル」等を通じて、家庭備蓄の重要性に関する情報を発信するとともに、消費者が特定の情報に依拠して極端な購買行動を行わないよう、過度な買いだめの防止の呼び掛けを行っています。

[1] 特集を参照
[2] 第2章第2節を参照

自然災害等のリスクに備えるための
チェックリストと農業版BCP
URL：https://www.maff.go.jp/j/keiei/maff_bcp.html

家庭備蓄ポータル
URL：https://www.maff.go.jp/j/zyukyu/foodstock/index.html

農業・農村の活性化を目指して

－令和7(2025)年度農林水産祭天皇杯等受賞者事例紹介－

農林水産業者の技術改善・経営発展の意欲の高揚を図るため、効率的な農業経営や地域住民によるむらづくり等を行っている事例のうち、その内容が優れており、広く社会の称賛に値するものについては、毎年度、秋に開催される農林水産祭式典において天皇杯等が授与されています[1]。ここでは、令和7(2025)年度の天皇杯等の受賞者を紹介します。



農林水産祭天皇杯受賞者

令和7(2025)年度農林水産祭天皇杯受賞者

スマート農業技術とともに切り拓く地域の持続可能な農業

○農産・蚕糸部門　○経営(大豆)　○山形県天童市
○株式会社おしの農場　(代表　押野　和幸さん)



株式会社おしの農場は、経営面積の拡大と将来の経営継承を見据え、スマート農業技術を積極的に導入し、経験や性別を問わず作業しやすい環境づくりと作業の省力化を図っています。このような取組はSNS等で情報発信しています。

また、集落農地の約3分の1を同社から2km圏内に集積し、作業を効率化しているほか、実需者から需要のある大豆品種「里のほほえみ」を栽培し、高収量かつ高品質な生産を実現しています。今後は、経営や栽培管理について次世代への経営継承を進めるとともに、コスト削減や収量の安定化、社員の技術平準化、人材育成等にも力を入れていく考えです。



独自品種と高度な栽培技術、戦略的なマーケティングで高収益を実現

○園芸部門　○経営(パンジー、ビオラ、カリブラコアほか)
○群馬県高崎市　○佐藤　勲さん



佐藤勲さんは、高度な栽培管理技術、園芸店への直接販売、独自に育成したオリジナル品種の商品化、戦略的なマーケティング等の取組により、高収益を実現しています。消費者が購入した後もきれいに咲き続ける品質の高い花壇苗の生産が可能な灌水技術を確立したほか、高品質な苗の生産に取り組む群馬県内の生産者と連携し、園芸店へ直接販売する仕組みを構築し、園芸店から品質の信頼を獲得することで、生産者主導の価格設定での全量注文生産を実現しています。

また、主要顧客を対象に見学会を開催し、参加したインフルエンサーによるSNSを通じた商品の紹介が商品PRに貢献しているほか、ファンの声を新品種育成に反映することでブランド価値を向上させています。



[1] 過去1年間(令和6(2024)年7月～令和7(2025)年6月)の農林水産祭参加表彰行事において、農林水産大臣賞を受賞した453点の中から決定。選賞部門は、掲載5部門のほか、林産部門、水産部門を加えた7部門

飼育管理のDX化・耕畜連携・ブランド化が好循環する肉用鶏経営

〇畜産部門　〇経営(肉用鶏)　〇高知県幡多郡大月町
〇株式会社ヤマニファーム　(代表 井上 孝秀さん)



株式会社ヤマニファームは、畜産DXの導入や耕畜連携、肉用鶏のブランド化等に取り組み、創業時から7.4倍の規模拡大に成功しています。

常時飼料を備蓄できる基地により飼料費の削減を実現しているほか、畜産DXについては、肉用鶏の飼育に必要なデータをデジタル化・見える化して飼育管理マニュアルを作成し、管理者全体で共有することで、生産成績を向上させています。さらに、地域で生産された飼料用米、アニマルウェルフェアに配慮した食鳥処理施設での加工等を条件とした肉用鶏をブランド化し、地域の産物としているほか、鶏ふんを活用して、地域の耕畜連携を実現するとともに、堆肥を活用したレモン栽培とブランド化を展開しています。



米輸出の道を農家3人で切り拓き、輸出を通じて地域の活性化に貢献

〇多角化経営部門　〇経営(水稲)　〇北海道芦別市
〇株式会社芦別RICE　(代表 沼田 哲男さん)



株式会社芦別RICEは、平成27(2015)年に米の輸出を始め、香港、シンガポール、米国と輸出先を広げ、令和6(2024)年には協力農家を含め1,287tの米を輸出しています。

輸出先国・地域の拡大に向けては、農機メーカーによる玄米輸出との連携、国際認証の取得、精米施設整備等を行っており、新規の販路開拓とともに輸出量を伸ばしています。

また、ロボット田植機や無人トラクタ等の導入により、大区画整備された水田で、代かきと田植作業の時間を半減させるとともに、新技術に関心を持つ若者を積極的に雇用し、女性社員の意見を取り入れた商品開発や広報に取り組んでいます。



海と山の絆で苦難を超えて　次世代にしなやかにつなぐ

〇むらづくり部門　〇むらづくり活動　〇宮城県本吉郡南三陸町
〇入谷の里山活性化協議会　(代表 阿部 國博さん)



入谷地区では、東日本大震災以前から、地域にある自然の恵みや伝統文化を生かした学びの場の提供や交流促進を図り、農作業体験等の体験プログラムの開発や、グリーン・ツーリズムにも力を入れています。震災から10年という節目の令和3(2021)年に、地域の住民が、若者を中心とした人材育成や新たな事業創出等に動き出し、入谷の里山活性化協議会が発足しました。

同協議会には入谷地区の「食・体験・宿泊」を担うことができる各種施設や団体が加盟しており、農業生産面では、農業体験施設での農作業や収穫の体験を通じた同町外からの来訪者との交流促進とファンづくりを行っています。生活・環境整備面では旧中学校校舎をモノづくり体験もできる工房として活用するなどしており、地域資源や人材を生かしたむらづくりに取り組んでいます。



令和7(2025)年度農林水産祭内閣総理大臣賞受賞者

部門	出品財	住所	氏名等
農産・蚕糸	経営(茶)	宮崎県西臼杵郡五ヶ瀬町	株式会社宮﨑茶房 (代表 宮﨑 亮 さん)
園芸	経営(モモ、ブドウ、カキ)	山梨県南アルプス市	有限会社M.A.C. Orchard (代表 飯野 公一さん)
畜産	経営(養豚)	大分県竹田市	有限会社荻町高原綜合農場 (代表 工藤 厚憲さん)
多角化経営	経営(水稲、露地野菜、施設野菜)	愛知県知多郡阿久比町	有限会社千姓 (代表 都築 興治さん)
むらづくり	むらづくり活動	福井県今立郡池田町	農事組合法人 農村資源開発共同体 (代表 山﨑 広美さん)

令和7(2025)年度農林水産祭日本農林漁業振興会会長賞受賞者

部門	出品財	住所	氏名等
農産・蚕糸	経営(小麦、二条大麦)	佐賀県佐賀市	東与賀農事組合法人 (代表 徳久 繁樹さん)
園芸	経営(スイカ)	石川県金沢市	JA金沢市砂丘地集出荷場 西瓜部会(代表 太平 武士さん)
畜産	経営(酪農)	北海道紋別郡興部町	有限会社冨田ファーム (代表 冨田 泰雄さん)
多角化経営	経営(酪農、飼料稲、二条麦ほか)	佐賀県嬉野市	有限会社ナカシマファーム (代表 中島 大貴さん)
むらづくり	むらづくり活動	鹿児島県霧島市	竹子地区コミュニティ協議会 (代表 岩切 正信さん)

令和7(2025)年度農林水産祭内閣総理大臣賞受賞者(女性の活躍)

部門	出品財	住所	氏名等
女性の活躍	女性の活躍	福岡県みやま市	徳永 順子さん

令和7(2025)年度農林水産祭日本農林漁業振興会会長賞受賞者(女性の活躍)

部門	出品財	住所	氏名等
女性の活躍	女性の活躍(にんにく)	青森県三戸郡三戸町	農業生産法人 株式会社よしだや (代表 吉田 清華さん)

利用者のために

参考文献一覧

○　本資料で参照した参考文献の出典について、以下に記載しています。

・トピックス2

日本農業研究所「農林水産省百年史」編纂委員会（1980）. 農林水産省百年史 中巻 大正・昭和戦前編

日本農業研究所「農林水産省百年史」編纂委員会（1981）. 農林水産省百年史 下巻 昭和戦後編

農業情報調査会（2025）. 年表・図説で見る農業・経済・金融・JA グループ 歴史と現況(2025-26年版)

・第1章第1節　図表1-1-5

OECD/FAO (2025), OECD-FAO Agricultural Outlook 2025-2034, OECD Publishing, Paris/FAO, Rome

URL: https://doi.org/10.1787/601276cd-en（アクセス日:2026年3月31日）

・第1章第1節　（海外農業の持続可能性）

ILO (2022), Policy recommendations for Japan towards achieving the labour dimension of corporate social responsibility - Japan's national policy concerning business and human rights

URL: https://www.ilo.org/publications/policy-recommendations-japan-towards-achieving-labour-dimension-corporate（アクセス日:2026年3月31日）

・第1章第1節　（コラム）世界の持続可能な食料生産のためには消費者が求める食品を供給する環境整備も必要

Lusk, J. L., & Briggeman, B. C. (2009), Food values. American journal of agricultural economics, 91(1), 184-196.

・第1章第1節　図表1-1-7

FAO (2026), FAO Food Price Index, Nominal and real indices from 1990 onwards (monthly and annual)

URL: https://www.fao.org/worldfoodsituation/foodpricesindex/en/（アクセス日:2026年4月6日）

・第1章第3節　図表1-3-8

U.S. Energy Information Administration (2026), Weekly Petroleum Status Report

URL: https://www.eia.gov/dnav/pet/PET_PRI_SPT_S1_D.htm（アクセス日:2026年3月31日）

・第2章第2節　（コラム）日米農業センサスによる女性農業者の日米比較

USDA (2022), Census of Agriculture

URL: https://www.nass.usda.gov/AgCensus/index.php（アクセス日:2026年3月31日）

用語の解説及び基本統計用語の定義

○　本資料に関連する用語の解説と基本統計用語の定義について、以下のページに掲載しています。

令和7年度 食料・農業・農村白書

URL：https://www.maff.go.jp/j/wpaper/w_maff/r7/index.html

第2部　令和7年度　食料・農業・農村施策

概説 …… 1

1　施策の重点 …… 1
2　財政措置 …… 1
3　立法措置等 …… 1
4　税制上の措置 …… 2

Ⅰ　我が国の食料供給に関する施策 …… 2

1　国内の食料供給の確保 …… 2
2　食料自給力の確保 …… 5
3　付加価値向上に向けた取組 …… 11
4　農作業安全の確保と農業生産工程管理(GAP)及び衛生管理(HACCP) …… 12
5　動植物防疫の確実な実施 …… 13
6　不測時における食料供給の確保 …… 14
7　輸入の安定化 …… 14
8　国際戦略 …… 15

Ⅱ　輸出の促進に関する施策 …… 15

1　農林水産物・食品の輸出の促進 …… 15
2　食品産業の海外展開とインバウンドによる食関連消費の拡大 …… 17
3　品種のグローバル展開 …… 17

Ⅲ　国民一人一人の食料安全保障・持続的な食料システムに関する施策 …… 17

1　食品アクセスの確保 …… 17
2　食品産業の発展 …… 18
3　合理的な費用を考慮した価格形成 …… 18
4　食品安全・消費者の信頼確保 …… 18

Ⅳ　環境と調和のとれた食料システムの確立・多面的機能の発揮に関する施策 …… 20

1　農業生産活動における環境負荷の低減 …… 20
2　食品産業・消費における環境負荷の低減 …… 22
3　多面的機能の発揮 …… 23

Ⅴ　農村の振興に関する施策 …… 23

1　多様な人材が農村に関わる機会の創出 …… 23
2　農村における所得の向上と雇用の創出 …… 23
3　農村に人が住み続けるための条件整備 …… 24
4　地域の共同活動の維持 …… 25
5　中山間地域等の振興 …… 25
6　鳥獣被害対策 …… 25

7　都市農業の振興 …… 26
8　農村の魅力発信による農村に関わる人材の裾野拡大 …… 26

Ⅵ　国民理解の醸成に関する施策 …… 26

1　食育の推進 …… 27
2　食文化の保護・継承 …… 27
3　食品産業による国民理解の醸成 …… 27
4　消費者の行動変容 …… 28

Ⅶ　自然災害への対応に関する施策 …… 28

1　東日本大震災と原発事故からの復旧・復興 …… 28
2　令和6年能登半島地震と豪雨災害からの復旧・復興 …… 29
3　自然災害への備え …… 29
4　自然災害からの復旧・復興 …… 30

Ⅷ　食料、農業及び農村に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項 …… 30

1　DX(デジタルトランスフォーメーション)の推進 …… 30
2　統計データの持続的な把握と利活用の推進 …… 30
3　EBPMと施策の進捗管理及び評価の推進 …… 31
4　食料、農業及び農村に関する団体の取組の推進 …… 31
5　幅広い関係者の参画と関係府省庁の連携による施策の推進 …… 31
6　地域の実態に即した施策の展開 …… 31
7　効果的かつ持続的な施策の推進体制 …… 31
8　財政措置の効率的かつ重点的な運用 …… 32

第２部

令和７年度
食料・農業・農村施策

概説

1　施策の重点

四半世紀ぶりに改正された食料・農業・農村基本法に基づく、初の食料・農業・農村基本計画(以下「基本計画」という。)を令和7(2025)年4月に策定しました。この基本計画の下、我が国の食料供給、輸出の促進、国民一人一人の食料安全保障・持続的な食料システム、環境と調和のとれた食料システムの確立・多面的機能の発揮、農村の振興、国民理解の醸成、自然災害への対応等に関する施策を展開しました。特に食料・農業・農村基本法改正後の令和7(2025)年度から令和11(2029)年度までの初動5年間の「農業構造転換集中対策期間」において、食料安全保障の確保や農業・畜産業の生産基盤の強化等を推進するため、コストの徹底的な低減に向けた農地の大区画化等、共同利用施設の再編集約・合理化、スマート農業技術の開発と生産方式の転換・実装、輸出産地の育成といった施策に集中的・計画的に取り組みました。この施策の実施に要する経費の財源に充てるため、「農業構造転換の推進に必要な施策の集中的な実施の財源に充てるための日本中央競馬会の国庫納付金の納付に関する臨時措置法案」を、「日本中央競馬会法の一部を改正する法律案」と併せて第221回特別国会に提出し、両法案は令和8(2026)年3月31日に成立しました。

また、東日本大震災及び東京電力福島第一原子力発電所(以下「東電福島第一原発」という。)事故からの復旧・復興に向け、関係府省庁と連携しながら取り組みました。

2　財政措置

(1) 令和7(2025)年度農林水産関係予算額は、2兆2,706億円を計上しました。本予算を活用し、食料安全保障の強化、農業の持続的な発展、農村の振興(農村の活性化)、「みどりの食料システム戦略」(以下「みどり戦略」という。)による環境負荷低減に向けた取組強化、多面的機能の発揮等に取り組みました。また、令和7(2025)年度の農林水産関係補正予算額は、9,602億円を計上しました。

(2) 令和7(2025)年度の農林水産関連の財政投融資計画額は、6,265億円を計上しました。このうち主要なものは、株式会社日本政策金融公庫(以下「公庫」という。)による借入れ6,194億円となりました。

3　立法措置等

(1) 第217回通常国会において、以下の法律が成立しました。

・「土地改良法等の一部を改正する法律」(令和7年法律第14号)(令和7(2025)年4月施行)

・「食品等の流通の合理化及び取引の適正化に関する法律及び卸売市場法の一部を改正する法律」(令和7年法律第69号)(令和7(2025)年10月一部施行)

(2) 令和7(2025)年度において、法律に基づく以下の基本方針が公表されました。

・「食料供給困難事態対策法」(令和6年法律第61号)に基づく「食料供給困難事態対策の実施に関する基本的な方針」

・「食品等の持続的な供給を実現するための食品等事業者による事業活動の促進及び食品等の取引の適正化に関する法律」(平成3年法律第59号)(以下「食料システム法」という。)に基づく「食品等の持続的な供給を実現するための食品等事業者による事業活動の促進に関する基本的な方針」及び「食品等の持続的な供給を実現するための食品等の取引の適正化に関する基本的な方針」

・「果樹農業振興特別措置法」(昭和36年法律第15号)に基づく「果樹農業の振興を図るための基本方針」

・「花きの振興に関する法律」(平成26年法律第102号)に基づく「花き産業及び花きの文化の振興に関する基本方針」

・「お茶の振興に関する法律」(平成23年法律第21号)に基づく「茶業及びお茶の文化の振興に関する基本方針」

・「酪農及び肉用牛生産の振興に関する法律」(昭和29年法律第182号)に基づく「酪農及び肉用牛生産の近代化を図るための基本方針」

・「家畜排せつ物の管理の適正化及び利用の促進に関する法律」(平成11年法律第112号)に基づく「家畜排せつ物の利

用の促進を図るための基本方針」

・「養豚農業振興法」(平成26年法律第101号)に基づく「養豚農業の振興に関する基本方針」

4　税制上の措置

以下を始めとする税制措置を講じました。

（1）食料システム法に基づく安定取引関係確立事業活動計画等の認定を受けた場合に、中小企業経営強化税制、カーボンニュートラルに向けた投資促進税制、事業再編時の登録免許税の軽減措置の特例を適用することとしました。[所得税、法人税、登録免許税]

（2）農業経営基盤強化準備金制度について、対象となる農用地を地域計画内の農用地に限定するなどの見直しを行った上、2年延長しました。[所得税・法人税]

（3）農用地利用集積等促進計画に基づき取得する農用地区域内にある土地に係る課税標準の特例措置を2年延長しました。[不動産取得税]

（4）農業協同組合(以下「農協」という。)等が一定の資金の貸付けを受けて取得した共同利用施設に係る課税標準の特例措置を2年延長しました。[不動産取得税]

（5）農協等が一定の資金の貸付けを受けて取得した共同利用機械等に係る課税標準の特例措置を2年延長しました。[固定資産税]

Ⅰ　我が国の食料供給に関する施策

1　国内の食料供給の確保

（1）水田政策の見直し

水田を対象として支援してきた水田活用の直接支払交付金を、水田・畑に関わらず、作物ごとの生産性向上等への支援へと転換するといった基本的な方向性の下で、令和9(2027)年度に向けて、根本的な見直しを行うための検討を開始しました。

（2）土地利用型作物

ア　共通

（ア）地域計画に基づく農地の集積・集約化、農地の大区画化、水田の汎用化・畑地化、畑地整備等の基盤整備、スマート農業技術、適切な輪作体系、ブロックローテーションの導入、多収性や高温耐性等を備えた新品種の導入等を推進しました。

（イ）それぞれの品目において、新商品の開発やPR等への支援を行いました。

（ウ）麦、大豆等の畑作物の生産を下支えする畑作物の直接支払交付金(ゲタ対策)等を講じました。

イ　米

（ア）産地・生産者と実需者が結び付いた事前契約や複数年契約の拡大による安定取引に向けた支援、水田活用の直接支払交付金等による作付転換への支援、都道府県産別、品種別等のきめ細かな需給・価格情報、販売進捗情報、在庫情報の提供、都道府県別・地域別の作付動向(中間的な取組状況)の公表等を行いました。

（イ）日本食レストラン等の広がりにより日本産米の海外需要が高まっている中、米・米加工品のプロモーション等の海外における需要拡大の取組とその需要に応える輸出産地の育成等の取組を推進しました。

ウ　麦

（ア）実需のニーズを踏まえた品種転換や農地の有効活用を進め、産地形成を図りました。

（イ）国産麦の機能性を活かした新商品の開発やPR等への支援を通じ、付加価値やブランド価値の醸成を図り、国産への切替えや更なる利用拡大を推進しました。

エ　大豆

北海道においては、適切な輪作体系による、都府県においては、農地の集約化やブロックローテーションの導入、畑地化等による生産性の向上を図りました。

オ　そば

湿害軽減技術の導入、播種前の複数年契約取引等の拡大や新規需要拡大等の実需者と生産者が結び付いた安定的な供給体制の強化等を支援し、安定生産・安定供給を推進しました。

カ　いも類(かんしょ・ばれいしょ)

（ア）かんしょについては、共同利用施設の整備や機械化体系の確立等への取組を支援しました。でん粉原料用かんしょについては、多収品種への転換や生分解性マルチの導入、作業受委託体制の構築等の取組を支援しました。サツマイモ基腐病（もとぐされびょう）については、健全な苗の調達等を支援するとともに、防除技術の確立・普及に向けた取組を推進しました。

（イ）ばれいしょについては、生産コストの低減、品質の向上、労働負担軽減等を図るための共同利用施設の整備等を推進しました。また、収穫作業の省力化のための倉庫前集中選別への移行やコントラクター等の育成による作業の外部化への取組を支援しました。さらに、ジャガイモシストセンチュウやジャガイモシロシストセンチュウの抵抗性品種への転換を促進しました。

（ウ）種ばれいしょ生産については、り病率の低減や作付面積増加のための取組を支援するとともに、原原種の配布品種数の適正化や、需要に応じた複数年計画による種苗生産の取組を推進しました。

（エ）糖価調整制度に基づく交付金により、国内産いもでん粉の安定供給を推進しました。

キ　甘味資源作物

（ア）てんさいについては、移植栽培から直播（ちょくはん）栽培への転換や基幹作業の外部化のほか化学肥料等の投入量低減、病害虫まん延防止対策等を支援し、省力化・低コスト化を通じた需要に応じた持続的な生産を推進しました。

（イ）さとうきびについては、機械化一貫体系の構築に向けた担い手・作業受託組織の育成、地力増進等生産性向上の取組や多茎型等の機械化適性品種の開発・普及を推進しました。

（ウ）糖価調整制度に基づく交付金により、国内産糖の安定供給を推進しました。

（3）飼料作物

ア　畜産農家が必要とする飼料の種類や数量、品質等の情報を提供するなど畜産農家から耕種農家に働き掛けるとともに、地域計画に飼料生産の位置付けを促し、国産飼料の作付拡大を推進しました。

イ　地域の実情に応じた国産飼料の生産・利用を促進するため、コントラクター等の外部支援組織の運営強化、単収の向上や放牧、国産稲わらの利用、耕畜連携等を推進しました。

（4）野菜

ア　省力化品種、高温耐性品種、スマート農業技術等の開発・導入を推進しました。加工・業務用野菜については、機械収穫適性品種、一斉収穫機械の導入、出荷規格の簡素化等の実需者ニーズに応えた産地育成や、流通体制の合理化、冷凍・加工施設の整備等により複数産地、加工・流通、実需までが一体となったサプライチェーンの強靱（きょうじん）化等を支援しました。

イ　野菜価格安定制度に基づく補給金により、著しい価格の低下が野菜農家の経営に及ぼす影響を緩和しました。

（5）果樹

ア　省力樹形等の導入を推進するとともに、園内道の整備等の小規模園地整備、改植・新植と併せた高温対策資機材の導入を推進しました。

イ　高度な技術の習得や園地の確保、未収益期間の克服等といった果樹特有の課題の解決に産地が取り組む果樹型トレーニングファームの取組を推進しました。

ウ　果樹生産に必要不可欠な花粉の安定生産・供給のための取組や、省力樹形やスマート農業技術を導入して産地構

造の転換を図り、生産性を向上させた生産供給体制モデルを構築する実証の取組を支援しました。

（6）油脂類

輸入相手国との良好な関係の維持・強化や関連情報の収集、我が国の輸入事業者が現地に有する調達網に対する投資の促進等を通じて輸入の安定を図りました。

（7）畜産物

ア　共通

（ア）家畜排せつ物については、国内肥料資源としての利用拡大を図るため、強制発酵等による堆肥の高品質化やペレット化等を推進しました。

（イ）「環境と調和のとれた食料システムの確立のための環境負荷低減事業活動の促進等に関する法律」（令和4年法律第37号)(以下「みどり法」という。)に基づく農業者の認定、Ｊ－クレジット制度、環境負荷低減の取組の「見える化」といった取組の推進等により、温室効果ガス(GHG)排出削減に取り組みました。

（ウ）アニマルウェルフェアに関する飼養管理指針の現場での更なる普及・定着を推進しました。

イ　牛肉

（ア）育成から肥育までの生産コストの低減に向けた新技術開発等による飼養管理技術の向上、早期出荷の取組の推進及び流通を含めた関係者の理解醸成、スマート農業技術を活用した生産性向上による収益向上や後継者確保を推進しました。

（イ）遺伝的多様性の確保に配慮した種雄牛造成や高齢繁殖雌牛の更新等を推進しました。

（ウ）国産飼料等の経営資源に見合った繁殖経営を推進しました。

（エ）肉用子牛の売買価格が低落した場合に生産者補給金を交付する肉用子牛生産者補給金制度により、肉用子牛生産者の経営安定を推進しました。

（オ）「畜産経営の安定に関する法律」（昭和36年法律第183号)に基づき、肉用牛肥育経営安定交付金を交付することにより、肉用牛肥育経営の安定を推進しました。

ウ　豚肉

（ア）繁殖や肥育成績等生産データの収集・比較・分析による経営改善手法の実践、オールイン・オールアウトの導入等による衛生管理の改善、新技術開発等による飼養管理技術の向上、家畜改良等を推進しました。

（イ）施設整備・機械導入等による経営の省力化を推進しました。

（ウ）畜産経営の安定に関する法律に基づく肉豚経営安定交付金により、養豚経営の安定を推進しました。

エ　鶏肉・鶏卵

（ア）新技術開発等による飼養管理技術の向上、家畜改良、飼養衛生管理の改善を推進するとともに、効率的な生産・流通のための施設整備・機械導入等の取組を支援しました。

（イ）鶏卵価格が低落した場合に価格差補塡等を行う鶏卵生産者経営安定対策事業により、鶏卵生産者の経営安定を推進しました。

オ　生乳

（ア）需給関連の情報発信を推進するとともに、需給安定に向けた全国協調的な取組への参加を主要な酪農関係の補助事業の交付の要件とするクロスコンプライアンスを導入しました。

（イ）乳用牛の供用期間の延長に向けた長命連産性の能力の高い乳用牛への牛群の転換、飼養管理技術の向上のための施設整備・機械導入による生産性向上等を推進しました。

（ウ）搾乳ロボット等のスマート農業技術等を活用した省力化や、家族経営の休日確保等に向けた酪農ヘルパーの利用を推進しました。

（エ）畜産経営の安定に関する法律に基づき、加工原料乳生産者補給交付金等を交付することにより、酪農経営の安定化を推進しました。

（8）花き・地域特産作物

ア　花き

（ア）「物流の2024年問題」に対応した花き流通の効率化、高温下での品質確保に向けた病害虫被害の軽減や需要期に合わせた生産・出荷等に必要な技術導入、需要のある品目への転換や導入、新たな需要開拓、利用に向けたPR活動等の取組を推進しました。

（イ）令和9(2027)年に神奈川県横浜市で開催される「GREEN×EXPO 2027」（正式名称は「２０２７年国際園芸博覧会」）の円滑な実施に向けて、主催団体や地方公共団体、関係省庁と連携し準備を進めました。

イ　茶

（ア）改植等による優良品種等への転換や茶園の若返り、有機栽培や輸出向け栽培体系への転換、抹茶の原料となるてん茶の生産への転換、担い手への集積等に伴う茶園整理、荒茶加工施設の整備や省エネ型茶加工機械の導入等の取組を推進しました。

（イ）茶生産において使用される主要な農薬について、輸出先国・地域において我が国と同等の残留農薬基準を新たに設定するための申請に向けた取組を進めました。

ウ　薬用作物

産地と実需者等が連携した栽培技術の確立のための実証ほ場の設置や省力化のための農業機械の改良等の取組、栽培技術に係る研修会の開催や相談窓口の設置、販路の確保・拡大に向けた産地と実需者のマッチング等のための地域相談会の開催等の取組を支援しました。

2　食料自給力の確保

（1）品目別の農業構造の転換

ア　土地利用型作物(米・麦・大豆等)

（ア）地域計画に基づき、経営規模を拡大する経営体に対し、農地の集積・集約化を進めました。

（イ）農地の大区画化、水田の汎用化・畑地化、畑地整備等の基盤整備、スマート農業技術、適切な輪作体系、ブロックローテーションの導入、多収性や高温耐性等を備えた新品種の導入等を推進しました。

（ウ）農地の受け手となる農業法人等の資金力の向上、経営管理能力の向上や労働力の確保を推進しました。

イ　野菜

（ア）露地野菜については、加工・業務用野菜等の需要に応え、農地の基盤整備を進めるとともに、地域計画を活用して集約化した産地を育成しました。

（イ）施設野菜については、スマート農業技術を活用した生産性の向上や経営規模の拡大、それを可能にする法人等の経営基盤強化を推進しました。

（ウ）スマート農業技術の導入に適した生産方式への転換を推進するとともに、スマート農業技術の開発・普及、技術の効果を最大限発揮できる品種の開発も併せて推進しました。

ウ　果樹

（ア）地域計画に基づき、樹園地の集積・集約化や基盤整備、新たな果樹団地への移設を進めるとともに、新たな果樹団地で省力樹形等やスマート農業技術、機械の導入等を行い、生産性の高い果樹産地を育成しました。

（イ）資本力がある法人等の参入に向けた支援の在り方を検討しました。

エ　飼料作物

国産飼料基盤に立脚した安定的な畜産経営への転換を図るため、地域計画に飼料生産の位置付けを促すとともに、粗飼料を中心とした国産飼料の生産・利用拡大を推進しました。

（2）サスティナブルな農業構造への転換に向けた具体的取組

ア　地域計画を核とする取組

（ア）「農業経営基盤強化促進法」(昭和55年法律第65号)に基づき、目指すべき将来の農地の利用を明確化する地域計画の策定・実行を推進しました。特に市町村における地域計画の継続的な見直しや実現に向けた取組を地方機関との緊密な連携の下、プッシュ型で支援しました。

（イ）都道府県の農業経営・就農支援センターによる相談対応や専門家による経営継承計画の策定支援等を行うとともに、地域の担い手から経営を継承した後継者が行う、経営発展の取組を支援しました。

（ウ）園芸施設・畜産関連施設、樹園地等の経営資源について、第三者機関・組織も活用しつつ、再整備・改修等のための支援により円滑な継承を促進しました。

（エ）農業高校や農業大学校等の農業教育機関において、先進的な農業経営者等による出前授業や現場研修といった就農意欲を喚起するための取組を推進しました。また、スマート農業に関する教育の推進を図るとともに、農業教育の高度化に必要な農業機械・設備等の導入を推進しました。

（オ）農業高校や農業大学校等における教育カリキュラムの強化や教員の指導力向上を推進しました。

（カ）国内と海外の農業高校の交流推進や海外農業研修の実施を支援しました。

（キ）農業者のリ・スキリング機会の充実のため、スマート農業等の新たな技術を学び直す研修を支援しました。

（ク）次世代を担う農業者となることを志向する者に対し、就農前の研修(2年以内)の後押しと就農直後(3年以内)の経営確立に資する資金の交付を行いました。

（ケ）初期投資の負担を軽減するための機械・施設等の取得に対する地方と連携した支援、無利子資金の貸付け等を行いました。

（コ）就農準備段階から経営開始後まで、地方公共団体や農協、農業者、農地中間管理機構(以下「農地バンク」という。)、民間企業等の関係機関が連携し一貫して支援する地域の就農受入体制の充実を推進しました。

（サ）自営や法人就農、短期雇用等の様々な就農相談等にワンストップで対応できるよう、都道府県の職員等を対象とする研修を行い、都道府県の相談体制を強化しました。

イ　規模拡大や事業の多角化を行うための経営基盤の強化

（ア）認定農業者等の担い手に対する農地の集積・集約化の促進や経営相談・経営診断、課題を有する農業者の掘り起こしや専門家派遣の支援、経営所得安定対策、出資や融資、税制等により、経営発展の段階や経営の態様に応じた後押しを行いました。

（イ）担い手が少ない地域においては、地域における農業経営の受皿として、集落営農の組織化を推進するとともに、これを法人化に向けての準備・調整期間と位置付け、法人化を推進しました。また、地域外の経営体との連携・合併等を推進しました。

（ウ）農業者の経営管理能力及び農業者を支援する者の支援能力の向上に向けて、関係機関等が有機的に連携できるよう、農業者の支援を行っている各民間セクターを会員とした「農業経営人材の育成に向けた官民協議会」による経営戦略や財務・労務管理等を学ぶ研修プログラムや農業経営の財務分析システム等の活用を推進しました。

（エ）民間金融機関等からの適切な出資・融資の活用が進むよう、客観的な農業法人の企業価値評価手法の枠組みの構築に取り組みました。

（オ）雇用確保や事業拡大、環境負荷低減や生産性向上のための新技術の導入等の様々な経営課題に対応できる人材の育成・確保が図られるよう、営農しながら体系的に経営を学ぶ場として農業経営塾を開講する取組等により、農業者に対する研修機会の提供に取り組みました。

（カ）農業者年金の政策支援、農業経営基盤強化準備金制度等を通じ、農業者による青色申告を推進しました。

ウ　女性が活躍できる環境整備

（ア）農業経営における女性の地位や責任を明確化する認定農業者制度における農業経営改善計画の共同申請、女性

の活躍推進に向けた補助事業等の活用を通じ、女性の農業経営への参画を推進しました。

（イ）地域のリーダーとなり得る女性農業経営者の育成、女性グループの活動、女性が働きやすい環境整備、女性農業者の活躍事例の普及等の取組を支援しました。また、全国の女性農業者を対象にした実践型研修の実施を支援しました。

（ウ）農業分野における女性の地域農業の方針策定への参画に向け、農業委員会、農協、土地改良区といった関係団体を対象としたイベント「農業リーダーズサミット2025-変革の時代を生き抜く地域農業の在り方-女性登用の意義」を開催し、各組織の意思決定層のコミットメント強化を行いました。

（エ）「農業委員会等に関する法律」（昭和26年法律第88号）、「農業協同組合法」（昭和22年法律第132号）及び「土地改良法」（昭和24年法律第195号）の関連規定を踏まえ、農業委員や農協理事、土地改良区理事等の任命・選出に当たり、女性の参画拡大に向けた取組を促進しました。

（オ）女性農業者の知恵と民間企業の技術、ノウハウ、アイデア等を結び付け、新たな商品やサービスの開発等を行う「農業女子プロジェクト」における企業・教育機関との連携強化、地域活動を推進するとともに、これらの活動を情報発信し、若い女性新規就農者の増加を促進しました。

エ　持続的な農業経営の実現に向けた雇用労働力の確保・環境整備

（ア）雇用就農者の労働時間の管理、休日・休憩の確保、更衣室や男女別トイレ等の整備、キャリアパスの提示やコミュニケーションの充実といった誰もがやりがいを持って働きやすい職場環境整備を行う農業法人等を支援することにより、農業の「働き方改革」を推進しました。

（イ）農繁期等における産地の短期労働力を確保するため、他産業、大学、他地域との連携等により多様な人材とのマッチングを行う産地の取組や農業法人等における労働環境を改善する取組を支援するとともに、労働環境の整備といった農業の「働き方改革」の先進的な取組事例の情報発信や普及を行いました。

オ　農業経営の規模拡大に伴い拡大する資金ニーズへの対応

（ア）農業経営基盤強化資金（スーパーL 資金）については、農業経営基盤強化促進法に規定する地域計画のうち目標地図に位置付けられた認定農業者等を対象に貸付当初５年間の金利負担軽減措置を講じました。

（イ）農業近代化資金については、TPP 協定等による経営環境変化に対応して新たに規模拡大等に取り組む農業者が借り入れる場合を含め、農業経営基盤強化促進法に規定する地域計画のうち目標地図に位置付けられた認定農業者等を対象に貸付当初５年間の金利負担軽減措置等を講じました。

（ウ）農業経営改善促進資金（スーパーS 資金）を低利で融通できるよう、都道府県農業信用基金協会が民間金融機関に貸付原資を低利預託するために借り入れた借入金に対し利子補給金を交付しました。

（エ）「農林漁業法人等に対する投資の円滑化に関する特別措置法」（平成 14 年法律第 52 号）に基づき、公庫等からの出資を原資として投資育成事業を行う株式会社又は投資事業有限責任組合による出資を通じ、農業法人の自己資本の充実を推進しました。

（オ）農業信用保証保険制度に基づき、都道府県農業信用基金協会による債務保証や当該保証に対し独立行政法人農林漁業信用基金が行う保証保険による補完等を行いました。

（カ）甚大な自然災害等により被害を受けた農業者等が借り入れる災害関連資金について、貸付当初５年間の金利負担軽減措置を講じました。

（キ）甚大な自然災害等により被害を受けた農業者等の経営の再建に必要となる農業近代化資金の借入れについて、都道府県農業信用基金協会の債務保証に係る保証料を保証当初 5 年間免除するために必要な補助金を交付しました。

カ　セーフティネット対策の推進

自然災害や価格下落等の様々なリスクに対応し、農業経営の安定化を図るため、収入保険の普及を図り、農業共済、収入減少影響緩和交付金（ナラシ対策）、野菜価格安定制度等の類似制度から収入保険への移行を推進しました。

キ　共同利用施設の合理化

地域計画に基づく産地の将来像の実現に向け、老朽化した共同利用施設の再編集約・合理化を促進しました。

（3）農業の生産基盤の確保に向けた取組

ア　農地の確保に向けた取組

（ア）担い手への農地集積・集約化を加速化するため、農地バンクを経由した転貸等を推進しました。

（イ）所有者不明農地に係る制度の利用を促すほか、令和 5(2023)年 4 月以降順次施行されている新たな民事基本法制の仕組みを踏まえ、関係省庁と連携して所有者不明農地の有効利用を推進しました。

（ウ）「農地法」(昭和 27 年法律第 229 号)に基づく遊休農地に関する措置の活用、多面的機能支払制度及び中山間地域等直接支払制度による地域・集落の共同活動への支援、農地中間管理事業による農地の集積・集約化の促進を行いました。

（エ）「農山漁村の活性化のための定住等及び地域間交流の促進に関する法律」(平成 19 年法律第 48 号)に基づく活性化計画や最適土地利用総合対策による地域の話合いを通じた荒廃農地の有効活用や低コストな農地利用、基盤整備等による荒廃農地の発生防止・解消を推進しました。

（オ）農地の転用規制や農業振興地域制度の適正な運用を通じ、優良農地の確保に努めました。

イ　農業生産基盤の整備・保全

（ア）農業水利施設の戦略的な保全管理のため、点検、機能診断・監視を通じた適切なリスク管理の下での計画的かつ効率的な補修、更新等により、徹底した施設の長寿命化とライフサイクルコストの低減を推進しました。

（イ）農業水利施設の機能が安定的に発揮されるよう、施設の更新に合わせ、集約、再編、統廃合等によるストックの適正化を推進しました。

（ウ）農業水利施設の保全管理におけるロボット、AI等の利用に関する研究開発・実証調査を推進しました。

（4）生産性向上に向けた取組

ア　生産性向上に対応した基盤整備

（ア）農地バンク等との連携を図りつつ、農地の大区画化等を推進しました。

（イ）高収益作物に転換するための水田の汎用化・畑地化や畑地・樹園地の高機能化を推進しました。

（ウ）麦・大豆等の海外依存度の高い品目の生産拡大を促進するため、排水改良等による水田の汎用化・畑地化、畑地かんがい施設の整備等による畑地の高機能化、草地整備等を推進しました。

（エ）ICT水管理等の営農の省力化に資する技術の活用を可能にする農業生産基盤の整備を推進しました。

（オ）農業生産基盤の管理の省力化・高度化やスマート農業技術の普及に取り組むとともに、地域活性化を促進するための情報通信環境の整備を推進しました。

イ　農業・農村の強靱化に向けた防災・減災対策

（ア）基幹的な農業水利施設の改修等のハード対策と機能診断等のソフト対策を組み合わせた防災・減災対策を実施しました。

（イ）「農業用ため池の管理及び保全に関する法律」(平成31年法律第17号)に基づき、農業用ため池の決壊による周辺地域への被害の防止に必要な措置を進めました。

（ウ）「防災重点農業用ため池に係る防災工事等の推進に関する特別措置法」(令和2年法律第56号)に基づき、都道府県が策定した推進計画に則し、防災対策を講ずる優先度の高い防災重点農業用ため池から防災工事等に取り組むとともに、ハザードマップの作成、監視・管理体制の強化等を推進しました。

（エ）津波、高潮、波浪のほか、海水や地盤の変動による被害等から農地等を防護するため、海岸保全施設の整備等を実施しました。

ウ　スマート農業技術等の開発・普及促進

（ア）「農業の生産性の向上のためのスマート農業技術の活用の促進に関する法律」(令和6年法律第63号)に基づき、

スマート農業技術の活用及びこれと併せて行う農産物の新たな生産の方式の導入に関する計画(生産方式革新実施計画)の認定を受けた農業者等や、スマート農業技術等の開発及びその成果の普及に関する計画(開発供給実施計画)の認定を受けた事業者等に対し、税制特例措置、金融等の支援措置を講じました。

(イ) 令和6(2024)年9月に定められた「生産方式革新事業活動及び開発供給事業の促進に関する基本的な方針」に基づきスマート農業イノベーション推進会議(IPCSA)を設立し、生産と開発の連携、情報の収集・発信・共有、関係者間のマッチング支援、人材育成等を通じたコミュニティ形成を促進しました。

(ウ) 関係府省庁と連携し、スマート農業技術の活用の促進に関する取組を一体的に進めるために「スマート農業技術の活用の促進に関する関係府省庁連絡会議」を開催しました。

(エ) 農業データ連携・共有のためのオープンAPIの整備やオープンAPI等を活用した新たなサービス開発によりデータ活用を促進しました。また、生産から加工・流通・販売・消費に至るまでデータの相互活用が可能なスマートフードチェーンプラットフォームを活用し、農業データの川下とのデータ連携実証を支援しました。

(オ) 営農データの分析支援を始め、農業支援サービスを提供する企業が活躍できる環境整備、農産物のサプライチェーンにおけるデータ・物流のデジタル化、地域の多様なビジネス創出等を推進しました。

エ　農林水産施策の展開におけるデジタル化の推進

(ア) 行政手続に係る農業者等の負担を軽減するため、農林水産省が所管する法令や補助金等の行政手続をオンラインで申請することができる「農林水産省共通申請サービス(eMAFF申請)」の利用率の向上に向けた取組を進めました。また、費用対効果の観点、利用者視点での利便性の向上や行政運営効率化等の観点から見直しを行い、令和8(2026)年10月の稼働開始を目指して、次期オンライン申請システムの整備に取り組みました。

(イ) 農地の現地確認業務等の効率化・省力化を図るため、民間サービス(地図アプリ、営農管理アプリ等)との連携を含め、デジタル地図を活用した「農林水産省地理情報共通管理システム(eMAFF地図)」の利活用の向上に取り組みました。

オ　農林水産・食品分野のスタートアップによる技術開発・社会実装

(ア) SBIR 制度を活用し、農林水産・食品分野において、サービス事業者の創出やフードテック等の新たな技術の事業化を目指すスタートアップ・中小企業が行う研究開発・大規模技術実証等を支援しました。

(イ)『「知」の集積と活用の場』において、技術シーズ・ニーズに関する関係者間の情報交換やマッチングを促すとともに、研究成果の社会実装・事業化等を支援しました。

カ　品種開発

(ア) 実需者や産地が参画したコンソーシアムを構築し、ニーズに対応した新品種の開発等の取組を推進しました。また、従来の育種では困難だった収量性や品質等の形質の改良等を短期間・低コストで実現するスマート育種支援システムの試行版を構築しました。

(イ) 国立研究開発法人、公設試験場、大学等が連携し、輸出先国・地域の規制等にも対応し得る防除等の栽培技術等の開発・実証を推進するとともに、輸出促進に資する品種開発を推進しました。

(ウ) 遺伝資源の収集・保存・提供機能の強化については、国内外の遺伝資源を収集・保存するとともに、有用特性等の情報を公開しました。

(エ) 遺伝資源について幅広い遺伝変異をカバーした代表的品種群(コアコレクション)を拡大することで、遺伝資源の利活用を促進しました。

(オ) 海外植物遺伝資源については、二国間共同研究等を推進し、「食料及び農業のための植物遺伝資源に関する国際条約(ITPGRFA)」を踏まえた相互利用を進めました。

キ　研究開発・実用化を加速するための環境整備

(ア) 研究開発の重点事項等を定める「農林水産研究イノベーション戦略」を策定するとともに、内閣府の戦略的イノベーション創造プログラム(SIP)や研究開発と Society 5.0 との橋渡しプログラム(BRIDGE)等も活用して食料

安全保障や農業の環境負荷低減をミッションとした研究開発を推進しました。

（イ）総合科学技術・イノベーション会議(CSTI)が決定したムーンショット目標5「2050年までに、未利用の生物機能等のフル活用により、地球規模でムリ・ムダのない持続的な食料供給産業を創出」を実現するため、困難だが実現すれば大きなインパクトが期待される挑戦的な研究開発(ムーンショット型研究開発)を推進しました。

（ウ）Society 5.0の実現に向け、人材・知・資金が循環するよう農林水産・食品分野での更なるイノベーションの創出を計画的・戦略的に推進しました。

（エ）「農林水産研究における知的財産に関する方針」（令和 4(2022)年 12 月改訂)を踏まえ、国立研究開発法人や都道府県の公設試験場等における知的財産マネジメントの強化を図るため、専門家による指導・助言等を行いました。

（オ）公的研究機関の知的財産部門の担当者で構成されるネットワークを構築し、侵害対応や契約書のひな形の見直し等の知的財産に係る共通の課題の解決に向け、経験の共有や専門家による支援を実施しました。

（カ）最先端技術の研究開発・実用化に向けて、消費者への情報発信及び意見交換を行いました。特に品種改良加速技術(ゲノム編集技術)の育種利用については、より多くの消費者に情報発信等ができるよう出前講座やオープンラボ交流会を実施しました。

（キ）普及指導員による新技術の導入等に係る地域の合意形成や新規就農者の支援等に取り組むとともに、試験研究機関や食料システム関係者等と連携を図りました。

ク　農林水産技術の国際研究及び技術普及の推進

海外の農業研究機関や国際農業研究機関の優れた知見や技術を活用し、戦略的に国際共同研究を推進しました。また、我が国が有する優れた農業技術について、技術カタログの国際会議等における発信や技術普及に向けた実証を推進しました。

（5）農業生産資材の供給

ア　肥料

（ア）化学肥料の使用量低減等に向け、緑肥等を含めた有機物の施用による土づくり、土壌診断に基づく適正施肥、局所施肥技術の導入に加え、土壌状態や作物の生育状態等のリモートセンシングデータを活用したスマート施肥システムによる適正施肥等の技術導入等について、地域のマニュアル作成等を通じて拡大を図りました。

（イ）施肥作業のコストを削減していく観点から、スマート農業技術等を活用した農業支援サービス事業者の育成や活用を推進しました。

（ウ）国内資源の肥料利用の拡大のために、肥料関係者間のマッチング機会の創出を図るとともに、新たな規格等も活用して品質や安全性を確保しつつ、効率的な散布が可能なペレットや複合肥料等に加工するために必要な機械・施設の整備等への支援を行いました。

（エ）農業者に代わって堆肥等の散布作業を行う農業支援サービス事業者の育成・活用を推進しました。

（オ）原料の大半を輸入に依存している化学肥料の安定供給に向け、特に供給途絶リスクの高いりん安と塩化加里を対象に、令和 9(2027)年度までに年間需要量の 3 か月分の備蓄体制を構築することを目標に、備蓄水準の維持・確保に向けた取組を推進しました。

イ　農薬

（ア）優先審査の仕組み等を活用し、新規農薬について速やかに上市できるような取組を推進するとともに、令和 7(2025)年 7 月からは、環境負荷低減に必要な技術の地域への普及を図る上で、特に必要な農薬についても、この優先審査の対象とすることとしました。

（イ）製造面・流通面の効率化を進めつつ、農薬防除作業全体としてコストを削減していく観点にも着目し、ドローン等スマート農業技術を活用した農業支援サービス事業者の育成や活用を推進しました。

ウ　種苗

（ア）穀物(稲、麦類及び大豆)については、都道府県が生産する穀物種子の品種を集約し相互に供給するなど、効率的な種子供給体制の仕組みを強化するとともに、生産者に対する省力化技術・機械の導入や、品質を担保する産地の調製施設の整備を推進しました。

（イ）稲の高温耐性品種や大豆の多収品種等の新品種については、需要側とのマッチングによる需要量の把握や種子生産者等に生産技術の普及を行い、種子生産者や品種開発者、実需者が連携した種子生産体制を構築する取組を支援しました。

（ウ）野菜種子については、その供給体制がより安定的なものとなるよう、多種多様な野菜種子に適した条件を備えた採種地の新規開拓を北半球・南半球の複数国でリスク分散しつつ推進するとともに、効率的な採種技術の開発と現場への導入等を推進しました。

エ　飼料

（ア）青刈りとうもろこし、牧草、ソルゴー等の作付・利用の拡大を推進するとともに、飼料用穀物や食品製造副産物等の地域の飼料資源等の活用、草地の整備・改良、放牧、スマート農業技術や新品種の開発・普及等を推進しました。

（イ）国産粗飼料については、耕畜連携による安定的な量や品質の確保、販売時の品質表示、国内流通に適した加工・調製等により飼料の販売・流通の拡大を推進しました。

（ウ）配合飼料については、飼料の安定供給の維持のため、飼料流通の合理化を推進しました。さらに、配合飼料の価格低減に資するよう、配合飼料工場の再編等の製造合理化を推進しました。

オ　燃料・エネルギー

（ア）施設園芸については、化石燃料の使用量削減に資する新技術の実証・ハイブリッド型施設モデルの作成や省エネ機器の導入支援、省エネ型施設の整備支援に加え、ヒートポンプの効果的な使用方法の周知、優良事例の横展開を推進しました。くわえて、ゼロエミッション型園芸施設の実現に向けた技術開発を推進しました。

（イ）電動化対応機種の拡大に向けて、小型の電動農業機械の利用試験やバッテリー等の機種間の共用化等に向けた対応を推進しました。また、大型の農業機械においては、既に導入可能な技術として、高精度作業によって行程の重複を減らすことで燃料使用量を削減する自動操舵(そうだ)システムの普及を進めました。

（ウ）経営安定対策による支援を継続するとともに、畜産・酪農経営体によるヒートポンプ等の省エネ機器の導入による電力使用量・燃料使用量の削減を推進しました。

（エ）メタン発酵等の家畜排せつ物のエネルギー利用に係る施設整備への支援や消化液の濃縮等の効率的な活用技術の開発・普及を推進しました。

カ　動物用医薬品

（ア）「2024動物用ワクチン戦略中間取りまとめ」(令和6(2024)年11月策定)に基づき、産業動物用ワクチンの安定的な確保・供給に向け、産学官が連携して取り組む場「VMCプラットフォーム」を構築しました。

（イ）「VMCプラットフォーム」の下に「開発基盤の強化」、「承認審査制度の最適化及び輸出促進」及び「国内製造安定供給」の三つのワーキンググループを設置し、産業動物用ワクチンの関係者と検討を進めるとともに、現場のニーズが高い動物用医薬品等の実用化促進を支援しました。

3　付加価値向上に向けた取組

（1）優良品種の開発・導入促進

生産者、加工・流通・販売事業者、消費者等のニーズに応じ品種・栽培技術・スマート農業技術の効率的な開発及び円滑・迅速な普及を推進しました。この際、気候変動による高温・干ばつの強度と頻度の増大や病害虫の発生リスクの高まり、栽培適地の変遷等を踏まえるとともに、品種や営業秘密等の流出抑止に向けた管理を徹底しました。

（２）農産物を活用した新たな事業の創出の促進等

ア　地域の農業者が農産物の加工・販売や観光農園、農家レストランの経営等により、新たな付加価値を生み出す６次産業化を推進しました。

イ　食品事業者と農業者が連携し、原材料の安定調達やこれを契機とした新しいビジネスの展開を促進するとともに、持続可能な食料システムの構築に取り組む関係者の連携・協調を推進するための「地域食料システム構築・連携推進プラットフォーム」を構築し、地域の農林水産物を活用した商品開発など地域発の食ビジネス創出等を支援しました。

（３）知的財産の保護及び活用の推進

ア　知的財産の保護及び活用に当たり、品種登録や、地理的表示(GI)保護制度による産品の登録等の国内外での知的財産権の取得の推進と侵害・模倣への対応に加え、営業秘密管理、家畜遺伝資源の流通管理を更に徹底し、差別化・ブランド化の取組を推進しました。

イ　種苗のオンライン取引の増大等新たな流出リスクに対処し得るよう、権利者や農業現場における管理の徹底と侵害・模倣への対応の実効性向上に向けた有識者検討会を行い、法的環境の整備の必要性等に関して中間報告を公表するとともに、「優良品種の保護・活用に関する指針」を策定しました。

ウ　和牛の知的財産としての価値の保護を推進するため、全国の家畜人工授精所への立入検査を実施し、「家畜改良増殖法」(昭和25年法律第209号)の遵守の徹底を図るとともに、「家畜遺伝資源に係る不正競争の防止に関する法律」(令和2年法律第22号)による知的財産としての価値の保護対象となるために必要な譲渡契約等の普及を進め、家畜人工授精用精液等の流通を全国的に管理するシステムの運用・機能強化等を推進しました。

エ　「農林水産省知的財産戦略2025」の振り返りを行うとともに、経済・社会のグローバル化・デジタル化の更なる進展が見込まれる中で農林水産業・食品産業の競争力の強化と「稼ぎ」の増大につなげていくことを目的に、令和7(2025)年6月に「農林水産省知的財産戦略2030」を策定しました。

（４）付加価値の高い品目の輸出等

海外で稼げる価値・特性を有する品種の導入を進めるとともに、「農林水産物及び食品の輸出の促進に関する法律」(令和元年法律第 57 号)(以下「輸出促進法」という。)に基づく認定農林水産物・食品輸出促進団体(以下「認定品目団体」という。)による日本産品の統一マーク等の策定・普及、日本食品海外プロモーションセンター(JFOODO)による外国人向けに日本産品の価値を伝えるプロモーションを通じて、ジャパンブランドの構築を図ることで、輸出等の促進を図りました。

4　農作業安全の確保と農業生産工程管理(GAP)及び衛生管理(HACCP)

（１）農作業安全の確保

ア　都道府県段階、市町村段階の関係機関が参画した推進体制の整備を推進するとともに、「熱中症対策研修」や「農業機械作業研修」を重点的に推進する実施強化期間を設定し、研修の開催を推進しました。

イ　令和7(2025)年6月に労働安全衛生規則が改正され、労働者を雇用する全ての事業者に対して、作業者への熱中症対策が義務付けられたことから、農業者への呼び掛けを行いました。

ウ　安全性検査の対象となっている乗用型トラクタ等のうち、令和7(2025)年度以降新たに販売される形式のものについて補助金等を活用して導入する場合にあっては、安全性検査に合格したものの中から選定することとし、より安全な農業機械の普及促進に向けた取組を進めました。

エ　労災保険の特別加入制度の設置と農業者の加入促進を図りました。

（２）GAP や農場 HACCP の推進

ア　農産物においては、「我が国における国際水準GAPの推進方策」に基づき、国際水準GAPガイドラインを活用した指導や産地単位の取組等を推進しました。また、農業教育機関によるGAP認証の取得及び維持・更新を支援しま

した。

イ　畜産物の安全性確保のための高度な飼養衛生管理手法である農場HACCPの普及・定着を図るとともに、認証取得等を推進しました。

5　動植物防疫の確実な実施

（1）家畜伝染病への対応

ア　世界各国における口蹄疫、高病原性鳥インフルエンザ、アフリカ豚熱(ASF)等の発生状況等の最新情報に基づくリスク分析を行うとともに、国内における発生予防、まん延防止対策、発生時の危機管理体制の整備等を実施しました。また、国際的な連携を強化し、アジア地域における防疫能力の向上を支援しました。

イ　豚熱や高病原性鳥インフルエンザ等の家畜の伝染性疾病については、早期通報や野生動物の侵入防止といった生産者による飼養衛生管理が徹底されるよう、都道府県と連携して指導を行いました。

ウ　高病原性鳥インフルエンザについては、令和6(2024)年シーズンの疫学調査の結果を踏まえ、鳥インフルエンザ対策パッケージを打ち出し、飼養衛生管理の強化、分割管理の推進、ワクチン接種の検討、まん延防止に向けた防疫措置の見直しといった対策を進めました。

エ　豚熱については、野生動物の侵入防止壁の設置や飼養衛生管理の徹底に加え、ワクチン接種推奨地域での予防的なワクチン接種の実施、野生イノシシ対策としての捕獲強化や経口ワクチンの散布を実施しました。また、イノシシ用国産豚熱経口ワクチンを実用化し、令和8(2026)年1月に野外散布を開始しました。

（2）植物の病害虫への対応

ア　発生量の多い斑点米カメムシ類については、都道府県等と連携し、適時・適切な防除対策の徹底を呼び掛けました。

イ　うめやもも等に大きな被害を与えるクビアカツヤカミキリについては、防除体系の確立に向けた取組を支援しました。

ウ　化学農薬のみに依存せず、病害虫等の予防・予察に重点を置いた総合防除を推進するため、令和7(2025)年9月に「総合防除実践ガイドライン」を策定するとともに、産地に適した技術の検証、栽培マニュアルの策定等の取組を支援しました。

エ　病害虫の薬剤抵抗性の発達等により、防除が困難となっている作物に対する緊急的な防除体系の確立を支援しました。

オ　重要病害虫の侵入を早期に発見するための侵入調査を実施するとともに、重要病害虫の侵入が確認された場合には、発生範囲の特定や薬剤防除等の初動対応を実施しました。

カ　国内の一部地域で発生が確認されているジャガイモシロシストセンチュウ、テンサイシストセンチュウ及びセグロウリミバエの定着・まん延防止を図るため、「植物防疫法」(昭和25年法律第151号)に基づく緊急防除として、寄主植物の移動制限や栽培の禁止、土壌消毒等の防除対策を講じました。

（3）動植物検疫の強化

家畜防疫官・植物防疫官や動植物検疫探知犬の適切な配置等による検査体制の整備・強化により、水際検疫を適切に行うとともに、国内での家畜の伝染性疾病や植物病害虫の侵入・まん延防止強化のための取組を推進しました。

（4）薬剤耐性対策の推進

豚熱や高病原性鳥インフルエンザのような重大な疾病だけでなく、乳房炎や下痢症等の慢性疾病も対象に、産学官が連携してワクチン開発を行うとともに、飼養衛生管理の向上、ワクチンの活用等による感染予防に焦点を当てた薬剤耐性対策に関する普及啓発に取り組みました。

（5）獣医療提供体制の整備

ア　遠隔診療の適時・適切な活用を推進するための情報通信機器を活用した産業動物診療の効率化、産業動物分野に

おける獣医師の中途採用者を確保するための就業支援、女性獣医師等を対象とした職場復帰・再就職に向けたスキルアップのための研修や中学生・高校生等を対象とした産業動物獣医師の業務について理解を深めるセミナー等の実施による産業動物獣医師の育成等を支援しました。

イ　地域の産業動物獣医師への就業を志す獣医系大学の地域枠入学者・獣医学生に対する修学資金の給付、獣医学生を対象とした産業動物獣医師の業務について理解を深めるための臨床実習、産業動物獣医師を対象とした技術向上のための臨床研修を支援しました。

6　不測時における食料供給の確保

（1）不測時における食料安全保障の対応の強化

令和7(2025)年4月に施行された「食料供給困難事態対策法」(令和6年法律第61号)に基づく基本方針において、同法に基づく各種の対策等の実施方法等が明確になるよう、不測時の判断基準や、平時や不測時に講ずる措置の内容、要請等を行う上での考え方等について示しました。

（2）不測時に備えた備蓄の実施

ア　令和7(2025)年3月以降、一般競争入札や随意契約による約64万tの備蓄米の売渡しを実施しました。その結果、売渡し後の備蓄量は約32万tとなりました。

イ　輸入依存度の高い小麦については、国全体として外国産食糧用小麦需要量の2.3か月分を備蓄し、そのうち政府が1.8か月分の保管料を支援しました。

ウ　食料供給困難事態対策に基づく基本方針においては、国内に存在する民間在庫も含めた量を官民合わせた備蓄としてトータルで捉えることとしており、不測時における対策を効率的かつ効果的に行うことができるよう、平時から特定食料と特定資材の民間在庫量やサプライチェーンの把握を進めました。

7　輸入の安定化

（1）国際的な食料需給の把握、分析

省内外において収集した国際的な食料需給に係る情報を一元的に集約するとともに、我が国独自の短期的な需給変動要因の分析、中長期及び超長期の需給見通しを策定し、情報発信しました。

また、衛星データを活用し、食料輸出国や途上国等における農業気象データの提供を行いました。

（2）輸入穀物の安定的な確保

ア　麦の輸入先国との緊密な情報交換等を通じ、安定的な輸入を確保しました。

イ　政府が輸入する米麦について、残留農薬等の検査を実施しました。

ウ　輸入依存度の高い飼料穀物について、海外からの一時的な輸入の停滞や、配合飼料工場の被災等の不測の事態に備え、配合飼料メーカー等が事業継続計画(BCP)に基づいて実施する飼料穀物の備蓄、関係者の連携強化の取組に対して支援しました。

エ　国内生産で需要を満たすことができない食料・農業生産資材について、サプライチェーンの強靱化等に資する我が国事業者による海外投資案件の形成を支援しました。また、主要な輸入相手国との間で、政府間等による対話を実施し、食料等の安定供給等について議論を行いました。

（3）港湾機能の強化

国全体として安定的かつ効率的なバルク貨物の海上輸送網の形成を図るため、大型船に対応した港湾機能の確保や企業間連携により共同輸送を促進する国際バルク戦略港湾政策を推進しました。

8　国際戦略

（1）戦略的二国間関係の構築

輸出拡大、輸入安定化や協力関係強化等に向けて、各国と戦略的な関係構築に取り組みました。

（2）環境・人権等新たな議論への対応

ア　環境の議論では、みどり戦略をアジアモンスーン地域の持続的な食料システムの取組モデルとして提唱し、ルール形成に参画しました。

イ　人権の議論では、「「ビジネスと人権」に関する行動計画」に基づき、企業における人権尊重の促進を図りました。

（3）関係構築のための国際協力

ア　世界の食料安全保障に係る国際会議への参画等

（ア）G20農業大臣会合及びG20食料安全保障大臣会合において、持続可能な農業生産やイノベーションの活用、食料価格の高騰等への対応策等についての議論に貢献しました。

（イ）APEC(アジア太平洋経済協力)食料安全保障担当大臣会合、ASEAN(アセアン)+3農林大臣会合、日中韓農業大臣会合、CFS(世界食料安全保障委員会)、OECD(経済協力開発機構)農業委員会、UNFSS+4(国連食料システムサミット4年後ストックテイク会合)等の国際会議に積極的に参画し、世界の食料安全保障に係る議論に貢献しました。

（ウ）「気候のための農業イノベーション・ミッション(AIM for Climate)」等に参画し、国際的な農業研究の議論に貢献しました。

イ　アフリカへの農業協力

（ア）アフリカ農業の発展に貢献するため、農業生産性の向上や持続可能な食料システム構築等の様々な支援を行いました。

（イ）令和7(2025)年8月に神奈川県横浜市(よこはまし)で開催された第9回アフリカ開発会議(TICAD(ティカッド)9)において、アフリカのための持続可能で強靱な食料システム、気候変動対応型の農業技術の拡大、域内貿易の拡大及び輸出競争力向上のための農産物加工・付加価値向上等について議論を行いました。

ウ　ウクライナ支援

（ア）令和7(2025)年8月の「日ウクライナ農業復興戦略合同タスクフォース」において、ウクライナの農業復興への協力に関する議論を行いました。

（イ）我が国企業によるウクライナへの食料・農業分野の復興への参画を一層促進するため、同年10月に食料・農業分野官民ミッションがウクライナを訪問し、ウクライナ政府関係者との意見交換や現地企業とのビジネスマッチングを実施しました。

エ　東アジア地域における取組の強化

東アジア地域における食料安全保障の強化と貧困の撲滅に向け、大規模災害等の緊急時に備えるため、ASEAN+3緊急米備蓄(APTERR(アプター))の取組を推進しました。

II　輸出の促進に関する施策

1　農林水産物・食品の輸出の促進

（1）需要拡大の取組

ア　認定品目団体、輸出支援プラットフォーム等の連携による新市場開拓

（ア）JFOODOによる認定品目団体等と連携したプロモーション、複数品目を組み合わせた品目横断的な取組、食文化の発信体制の強化等を含めた戦略的プロモーションを支援しました。

（イ）独立行政法人日本貿易振興機構(JETRO(ジェトロ))による国内外における商談会の開催、海外見本市への出展、セミナーの開催、専門家による相談対応等を支援しました。

（ウ）主要な輸出先国・地域において、在外公館、JETRO海外事務所、JFOODO海外駐在員を主な構成員とし、現地発の情報提供や新たな商流の開拓支援等を行う輸出支援プラットフォームを、令和8(2026)年3月末時点で10か国・地域(16拠点)に設置しました。

（エ）海外に活動拠点を置く日本料理関係者等の「日本食普及の親善大使」への任命、海外における日本料理の調理技能の認定を推進するための取組、外国人料理人等に対する日本料理講習会・日本料理コンテストの開催等への支援を通じ、日本食・食文化の普及活動を担う人材の育成を推進しました。

（オ）海外の日本食・食文化の発信拠点である「日本産食材サポーター店」を認定するための取組等への支援を行いました。

イ　輸出先国・地域の輸入規制撤廃等に向けた働き掛け等

（ア）輸出促進法に基づき、農林水産省に設置している「農林水産物・食品輸出本部」の下で、輸出阻害要因に対応して輸出拡大を図る体制を強化し、同本部で作成した実行計画に従い、放射性物質に関する輸入規制の撤廃、動植物検疫協議を始めとした食品安全等の規制等に対する輸出先国・地域との協議の加速化、輸出先国・地域の衛生基準や残留農薬基準への対応強化等の輸出拡大につなげるための環境整備を進めました。

（イ）東電福島第一原発事故及び多核種除去設備(ALPS(アルプス))等により、トリチウム以外の放射性物質について安全に関する規制基準を確実に下回るまで浄化処理した水(以下「ALPS 処理水」という。)の海洋放出を受けて、いまだ日本産食品に対する輸入規制が行われている一部の国・地域に対し、関係省庁が協力し、あらゆる機会を捉えて輸入規制の即時撤廃に向けた働き掛けを実施しました。その結果、令和 7(2025)年度においては、中国政府から、日本の一部地域の水産物の輸入停止措置を解除する公告が発出され、これにより、日本側輸出関連施設の再登録手続が開始されており、関連施設の速やかな再登録を含め、輸出の円滑化に向けて技術的なやり取りを継続しました。さらに、令和 7(2025)年 11 月に台湾で輸入規制措置が撤廃され、これまで一部の食品を台湾に輸入する際に必要とされた放射性物質検査報告書及び産地証明書が不要となりました。

（2）供給力向上の取組

ア　海外の規制・ニーズに対応した生産・流通への転換

（ア）農林水産物・食品輸出プロジェクト(GFP)のコミュニティを通じ、農林水産省が中心となり輸出の可能性を診断する輸出診断や伴走支援、教育機関等と連携した輸出人材の育成、人材マッチングによるニーズに合った輸出人材の確保等を進めました。

（イ）海外の規制・ニーズに対応した生産・流通体系への転換を通じた大規模輸出産地のモデル形成等を支援するとともに、海外の規制・ニーズに対応した農林水産物を、継続的・安定的に輸出する産地を「フラッグシップ輸出産地」として選定・公表しました。

（ウ）認定品目団体が行う業界全体の輸出力強化に向けた取組を支援しました。

（エ）産地が抱える課題に応じた専門家を産地に派遣し、輸出先国・地域の植物検疫条件や残留農薬基準を満たす栽培方法、選果等の技術的指導を行うなど、輸出に取り組もうとする産地を支援しました。

（オ）輸出先国・地域の規制・条件に対応するため、食品製造事業者等の施設の改修・新設や機器の整備に対して支援しました。

（カ）コーデックス委員会が定めるHACCPをベースとした我が国発の食品安全マネジメント規格であるJFS規格について国際標準維持の取組を支援しました。また、JFS規格の国内外への普及に向けた取組を推進しました。

（キ）HACCPに沿った衛生管理を行う事業者が輸出に取り組むことができるよう、HACCPの導入に必要な一般衛生管理の徹底、輸出先国・地域ごとに求められる食品安全管理に係る個別条件への理解促進等のための研修会の開催等の支援を実施しました。また、輸出先国・地域が求める衛生基準に対応した輸出関連施設の新規認定や、輸出先の事業者等から求められる食品安全マネジメント規格、GAP等の認証の新規取得を促進しました。

（ク）植物検疫上、輸出先国・地域が侵入を警戒する病害虫に対する国内における発生実態の調査を進めるとともに、

産地等のニーズに対応した新たな検疫措置の確立等に向けた科学的データを収集、蓄積する取組を推進しました。

（ケ）輸出先国・地域の検疫条件に則した防除体系、栽培方法、選果等の技術を確立するためのサポート体制を整備するとともに、卸売市場や集荷地等での輸出検査や登録検査機関のより一層の活用を行うことにより、輸出への取組を推進しました。

イ　国内外一貫した戦略的サプライチェーンの構築

（ア）国内の生産事業者と海外の現地販売事業者、両者をつなぐ国内外の商社等で構成されるコンソーシアムが行う、生産から現地販売までが一体となった新たなサプライチェーンモデルの構築に向けた取組を支援しました。

（イ）海外での物流・商流等の拠点づくりを通じたサプライチェーン構築に向け、農林水産物・食品に関連する事業者が行う投資可能性調査を支援しました。

2　食品産業の海外展開とインバウンドによる食関連消費の拡大

（1）食品産業の海外展開

官民間及び企業間の情報交換の場である「グローバル・フードバリューチェーン(GFVC)推進官民協議会」の枠組みの下で行われるセミナー(ハラール市場への食品産業海外展開セミナー等)の開催等を通じた事業者への情報提供や協議会の会員企業・団体等のニーズを反映したインド・インドネシアへのミッション派遣、海外現地における流通・加工施設等設置に係る投資案件の形成への支援等を行いました。

（2）インバウンドによる食関連消費の拡大

ア　インバウンドをターゲットとした海外プロモーション等を通じて、日本食・食文化の魅力を情報発信しました。

イ　地域の「食」や農林水産業、景観等の観光資源を活用して訪日外国人旅行者をもてなすための地域の取組を「SAVOR JAPAN（セイバー ジャパン）」として認定し、農泊と連携しながら一体的に海外に情報発信しました。

3　品種のグローバル展開

（1）新品種の適切な管理による我が国の優良な植物品種の流出防止を始め、育成者権の保護・活用を図りました。また、育成者権管理機関の早期立上げ・事業化を目指して、海外ライセンス先候補の調査、侵害の監視、苗木の個体管理システムの導入実証等への支援を行いました。

（2）「植物の新品種の保護に関する国際条約」(UPOV（ユポフ）条約)の枠組みの下、加盟国・地域が、相手国・地域からの出願品種の審査に当たり、その相手国・地域における審査結果を活用する審査協力を進め、円滑な審査や迅速な登録を推進するとともに、東アジアにおける品種保護制度の整備を促進するための協力活動等を推進しました。

III　国民一人一人の食料安全保障・持続的な食料システムに関する施策

1　食品アクセスの確保

（1）平時における食品アクセスの確保

ア　産地から消費地までの幹線物流の効率化とともに、地域の関係者が連携して食品アクセスの確保に取り組む体制づくりを支援しました。

イ　ラストワンマイル配送に向けた物流体制の構築やフードバンク・こども食堂等の取組への支援を進めました。その際、食品寄附等に関する官民協議会において策定された「食品寄附ガイドライン～食品寄附の信頼性向上に向けて～」の普及啓発を図りました。

ウ　食料品の購入や飲食に不便や苦労を感じる、いわゆる「買物困難者」の問題について、食品アクセスの確保に向けたモデル実証の支援のほか、取組の優良事例や関係省庁の各種施策をワンストップで閲覧可能なポータルサイトを通じた情報発信を行いました。

エ　食品アクセスの全国的な取組状況等を把握するとともに、関係省庁の支援策を取りまとめた「食品アクセスの確保に関する支援策パッケージ」や、食品ロス削減・食品寄附促進施策との一体的な推進に向けた「食の環（わ）プロジェクト」の下、農林水産省及び関係省庁が連携して対策を推進しました。

（２）不測時における食品アクセスの確保

大規模な自然災害の発生等の不測時においても食品アクセスが確保されるよう、不測時においては、その状況に応じて、国民一人一人の熱量供給と栄養・健康状態の維持に必要な対策を講ずることとしました。

2　食品産業の発展

（１）食品事業者による生産性向上や付加価値向上

食料システム法に基づき、農林漁業者との安定的な取引関係の確立、流通の合理化、環境負荷の低減、消費者の選択支援に計画的に取り組む食品等事業者の計画を認定し、認定を受けた計画に対して支援措置を講じました。

（２）流通の合理化

ア　「食品等の流通の合理化及び取引の適正化に関する法律」(平成3年法律第59号)に基づく食品等流通合理化計画(令和7(2025)年10月以降は食料システム法に基づく流通合理化事業活動計画)の認定を行うこと等により、食品等の流通の合理化を図る取組を支援しました。

イ　「物資の流通の効率化に関する法律」(平成17年法律第85号)に基づき、関係団体・事業者に対して物流効率化に資する取組を進めるよう促すとともに、中継共同物流拠点の整備、標準仕様パレットの導入、トラック予約システムの導入等を推進しました。

ウ　「卸売市場法」(昭和46年法律第35号)に基づき、中央卸売市場の認定を行うとともに、施設整備に対する助成や卸売市場に対する指導監督を行いました。

エ　「食品製造業者・小売業者間における適正取引推進ガイドライン」及び「卸売市場の仲卸業者等と小売業者との間における生鮮食料品等の取引の適正化に関するガイドライン」の関係事業者への普及・啓発を実施しました。

オ　「商品先物取引法」(昭和25年法律第239号)に基づき、商品先物市場の監視・監督を行うとともに、迅速かつ適正に執行しました。

（３）技術の開発・利用の推進

ア　食品製造現場にロボット等をHACCPに基づく衛生管理に沿って導入するためのガイドラインを普及するとともに、省力化に向けた人材育成等を推進する「食品企業生産性向上フォーラム」の創設や技術導入の支援を進めるなど、食品産業全体の生産性向上に向けた取組を実施しました。

イ　食品産業の現場で特定技能制度による外国人材を円滑に受け入れるため、試験の実施や外国人が働きやすい環境の整備に取り組むなど、食品産業特定技能協議会等を活用し、地域の労働力不足克服に向けた有用な情報等を発信しました。

3　合理的な費用を考慮した価格形成

食料システム法に基づく食品等の取引の適正化について、令和8(2026)年4月の施行に向けて実効性を確保するため、令和7(2025)年10月から農林水産省本省及び地方農政局等に専門職員(フードGメン)を配置し、生産から販売に至る各段階の取引実態調査を行うほか、取引や協議に関する外部からの相談等に対応する情報受付窓口を設置しました。

4　食品安全・消費者の信頼確保

（１）食品安全に関するリスク管理

ア　農畜水産物・食品に係る危害要因への対応

（ア）食品安全に関するリスク管理を一貫した考え方で行うための標準手順書に基づき、新興の危害要因を含めてリ

スク関連情報を収集、解析し、「農林水産省が優先的にリスク管理を行うべき有害化学物質のリスト」を更新するとともに、これらのうち、令和8(2026)年度から令和12(2030)年度までの間に実態調査を予定しているものについて、中期計画を策定したほか、農畜水産物や加工食品、飼料中の有害化学物質・有害微生物の調査や安全性向上対策の策定に向けた試験研究を実施しました。

(イ) 食品中に残留する農薬等に関するポジティブリスト制度導入時に残留基準を設定した農薬等や新たに登録等の申請があった農薬等について、農薬等を適正に使用した場合の作物残留試験結果や食品健康影響評価結果等を踏まえた残留基準の設定や見直しを推進しました。

(ウ) 関係府省庁の消費者安全情報総括官等による情報の集約・共有を図るとともに、食品安全に関する緊急事態等における対応体制を点検・強化しました。

(エ) 食品関係事業者の自主的な企業行動規範等の策定を促すなど、食品関係事業者のコンプライアンス確立のための各種取組を促進しました。

イ　農業生産資材等のリスク管理・規制

(ア) 農畜産物の生産段階における取組として、農薬、肥料、動物用医薬品及び飼料・飼料添加物の適正使用を推進するとともに、科学的知見に基づく使用基準、有害物質等の基準値の設定・見直し、薬剤耐性菌のモニタリングに基づくリスク低減措置等を行いました。

(イ) 農薬については、「農薬取締法」(昭和23年法律第82号)に基づき、農薬の使用者や蜜蜂への影響等の安全性に関する審査を行うとともに、最新の科学的知見に基づく再評価を進めました。

(ウ) 肥料については、国内資源を活用した肥料の利用拡大に向け、公定規格「菌体りん酸肥料」の周知を進めました。また、食品安全委員会による評価を踏まえ、牛肉骨粉を肥料利用する際に必要な措置の見直しを行いました。

(エ) 動物用医薬品については、科学的知見に基づく使用基準の見直しに資するための試験を実施しました。また、薬剤耐性に係る動向調査の結果を関係者に共有の上、意見交換を実施し、畜種別の課題に応じた薬剤耐性対策を検討しました。

(オ) 飼料・飼料添加物については、家畜の健康影響や畜産物を摂取した人の健康影響のリスクが高い有害化学物質等の汚染実態データ等を優先的に収集し、有害化学物質等の基準値の設定・見直し等を行い、飼料の安全確保を図りました。飼料関係事業者における飼料等の適正製造規範(GMP)の導入推進により、安全確保を図りました。

(カ) 輸出国政府との二国間協議や現地調査等の実施、情報等を入手するための関係府省の連携の推進、監視体制の強化等により、輸入食品の安全性の確保を図りました。

ウ　食品安全に係る消費者の理解醸成等

「肉用鶏の衛生水準の向上等に関する検討会 中間取りまとめ」(令和7(2025)年3月14日公表)を踏まえ、カンピロバクター食中毒対策に係る社会全体の意識向上を目的に、業界団体主導による、企業理念や衛生管理の取組である、消費者の信頼確保の取組を発信するプロジェクト「SAFE TABLE STATEMENT～国産チキンの安全・健やか宣言～」を開始しました。

(2) 食品表示の適正化等の推進

ア　食品表示の適正化の推進

(ア) 「食品表示法」(平成25年法律第70号)を始めとする関係法令等に基づき、関係府省が連携した監視体制の下、適切な表示を推進しました。また、外食・中食における原料原産地表示については、「外食・中食における原料原産地情報提供ガイドライン」に基づく表示の普及を推進しました。

(イ) 米穀等については、「米穀等の取引等に係る情報の記録及び産地情報の伝達に関する法律」(平成21年法律第26号)(以下「米トレーサビリティ法」という。)により産地情報伝達を徹底しました。

(ウ) 第5期消費者基本計画に基づき、旧JAS法及び旧食品衛生法由来の個別品目ごとの表示ルールの見直し等について議論を行い、令和8(2026)年4月に食品表示基準を改正することとしました。

（エ）栄養成分表示の更なる利活用による、消費者の健康の維持・増進に資することを目的として、令和6(2024)年度から「日本版包装前面栄養表示に関する検討会」を開催し、令和8(2026)年2月に日本版包装前面栄養表示ガイドラインを公表しました。

（オ）外食・中食における食物アレルギーに関する情報提供を推進する取組の一環として、既に消費者庁ウェブサイトで公表した動画教材に加え、取組を行っている事業者の事例等を含めた動画を令和7(2025)年6月に公表し、リーフレット、講演会、SNS等を活用した普及啓発を行いました。

（カ）スーパーマーケットにおいて、従業員の表示ミス防止の意識を高めるため、優良事例も含めた教材を作成し、その活用を推進しました。

イ　食品トレーサビリティの普及啓発

（ア）食品のトレーサビリティに関し、事業者が自主的に取り組む際のポイントを解説するテキストや、IT活用による優良な取組の紹介等を活用して、事業者等を対象としたセミナー(ウェブを含む)を開催し、数多くの参加者のもと効果的な普及・啓発を行いました。

（イ）米穀等については、米トレーサビリティ法に基づき、制度を適正に運用しました。

（ウ）国産牛肉については、「牛の個体識別のための情報の管理及び伝達に関する特別措置法」(平成15年法律第72号)による制度の適正な実施が確保されるよう、DNA分析技術を活用した監視等を実施しました。

Ⅳ　環境と調和のとれた食料システムの確立・多面的機能の発揮に関する施策

1　農業生産活動における環境負荷の低減

（1）環境負荷低減に向けた横断的な取組

ア　令和7(2025)年4月に閣議決定された基本計画に基づき、令和12(2030)年までを目途に集中的に推進すべき取組として、食料・農林水産業のグリーントランスフォーメーション(GX)への投資の呼び込みや食料生産を脅かす気候変動への適応等を盛り込む「みどり加速化GXプラン」の策定に向けて検討を進めました。

イ　全ての補助事業等において、最低限行うべき環境負荷低減の取組の実践を試行的に要件化しました。

ウ　みどり法の認定等を通じた農業者や、環境負荷を低減して生産された農産物の加工・流通・販売や環境負荷の低減に資する資材・機械の供給等を行う関連事業者への支援を進めました。

エ　気候や農業条件が類似するアジアモンスーン地域の新しい持続的な食料システムの取組モデルとして、みどり戦略を提唱し、令和5(2023)年10月に策定した日ASEANみどり協力プランに新たなプロジェクトを追加の上、令和7(2025)年10月に同プランを改定しました。

オ　令和7(2025)年5月に、我が国が有する食料安全保障に資する温室効果ガス排出削減技術の海外展開を後押しするため、農林水産分野GHG排出削減技術海外展開パッケージ(ミドリ・インフィニティ)を策定しました。

カ　令和7(2025)年6月に、ミドリ・インフィニティの実行ツールとして、「みどり脱炭素海外展開コンソーシアム」を設立し、同年11月に開催された国連気候変動枠組条約第30回締約国会議(COP30)を始めとする気候変動国際交渉等の場で、同コンソーシアム構成員の取組事例等について、積極的に発信しました。

（2）気候変動対策の推進

ア　パリ協定を踏まえた森林減少・劣化抑止、農地土壌における炭素貯留等に関する途上国の能力向上、耐塩性・耐干性イネや温室効果ガス排出削減につながる栽培技術の開発等の気候変動対策を推進しました。

イ　アジアモンスーン地域での気候変動緩和等に資する技術の応用のための共同研究を推進しました。

ウ　令和7(2025)年4月に施行された「地球温暖化対策の推進に関する法律の一部を改正する法律」(令和6年法律第56号)により法定化された二国間クレジット制度(JCM)について、アジア開発銀行(ADB)等と連携し、農業分野の案件創出を促進しました。

エ　令和7(2025)年4月に策定した「農林水産省地球温暖化対策計画」に基づき、農林水産分野における地球温暖化対策技術の開発、マニュアル等を活用した省エネ型の生産管理の普及・啓発、省エネ設備の導入等による施設園芸の省エネルギー対策、施肥の適正化、Ｊ－クレジット制度の利活用等を推進しました。

オ　農地からの温室効果ガスの排出・吸収量の国際連合への報告に必要な農地土壌中の炭素量等のデータを収集する調査を行いました。また、家畜由来の温室効果ガス排出量の算出の精緻化に必要な家畜の消化管由来のメタン発生量等のデータを収集する調査を行いました。

カ　農産物については、ガイドラインに基づき環境負荷低減の取組を評価し等級ラベル(愛称：みえるらべる)で表示する「見える化」の普及を図りました。

キ　畜産物(牛肉・生乳)については、温室効果ガス簡易算定ツールの算定実証を行い、販売実証を開始しました。

ク　加工食品については、令和5(2023)年に策定されたカーボンフットプリント(CFP)算定ガイド案を用いて実証を行い、令和7(2025)年4月に加工食品共通CFP算定ガイドを公表しました。

ケ　気候変動やスマート農業技術に対応した品種や病害虫抵抗性品種等の新品種の開発を推進するとともに、低コスト・高精度で多品目に利用できるスマート育種支援システムの試行版を構築しました。

コ　みどり戦略で掲げた各目標の達成に貢献し、現場への普及が期待される技術を「「みどりの食料システム戦略」技術カタログ」として紹介しました。また、同カタログに掲載された技術をテーマとして、関係者が持つ技術情報を共有・議論・発展させる「みどり技術ネットワーク会議」を全国レベル・各地域レベルで開催しました。

（3）生物多様性の保全等に関する取組の推進

ア　「農林水産省生物多様性戦略」(令和5(2023)年3月改定)に基づき、農山漁村が育む自然の恵みを活かし、環境と経済がともに循環・向上する社会の実現に向けた各種の施策を推進しました。

イ　生物多様性保全効果の取組を温室効果ガスと合わせて等級ラベルで表示する「見える化」を推進しました。

ウ　環境保全型農業直接支払制度により、有機農業や総合防除といった生物多様性保全等に効果の高い営農活動に対して支援しました。

エ　令和7(2025)年4月に施行された「地域における生物の多様性の増進のための活動の促進等に関する法律」(令和6年法律第18号)に基づき、自然共生サイトの認定を行いました。

オ　化学農薬の使用低減に資するスマート農業技術、病害虫抵抗性品種、生物防除資材の導入等による総合防除の普及を、指導者を活用しつつ、推進するとともに、化学農薬の使用量低減技術や病害虫抵抗性品種等の開発、生物防除資材等の新規資材の審査等を推進しました。

カ　有機農業については、有機農業指導員の育成や新たに有機農業に取り組む農業者の技術習得等による人材育成、産地における販売戦略の企画・提案・助言を行う専門家の派遣、生産から消費まで一貫して推進する取組の支援、有機農業推進のモデル的先進地区の創出等を進めました。

キ　有機JAS認証の取得を支援するとともに、諸外国・地域との有機同等性の交渉を推進しました。

ク　有機藻類JASについて、JASの見直しの基準に則り、その妥当性を判断するための検討を進めました。

ケ　「有機農業の日」特別期間の実施等を通じて、有機農業や有機農産物について消費者に分かりやすく伝える取組を推進しました。

コ　農畜産業における廃プラスチックの排出抑制や資源循環利用の推進に向けた先進的事例調査や生分解性マルチ等の実証を行いました。

（4）バイオマスや再生エネルギーの利活用の推進

ア　基本計画に基づき、地域の未利用資源等を活用し、地域の農林漁業関連施設等で循環利用する「農林漁業循環経済地域」を創出し、資源・エネルギーの地産地消の取組を推進しました。

イ　バイオマス活用推進基本計画に基づき、素材、熱、電気、燃料等への変換技術を活用し、より経済的な価値の高い製品等を生み出す高度利用等の取組を推進しました。

ウ　関係府省の連携の下、地域のバイオマスを活用した産業化を推進し、地域循環型の再生可能エネルギーの強化と環境に優しく災害に強いまち・むらづくりを目指す「バイオマス産業都市」の構築に向けた取組を支援しました。

エ　「農林漁業有機物資源のバイオ燃料の原材料としての利用の促進に関する法律」(平成20年法律第45号)に基づく事業計画の認定を行い、支援措置を講じました。

オ　家畜排せつ物等の地域に存在するバイオマスを活用し、エネルギーの地産地消を推進するため、バイオガスプラントの導入を支援しました。

カ　バイオマスである下水汚泥資源等の利活用を図るため、エネルギー利用、りん回収・肥料利用等を推進しました。

キ　「農林漁業の健全な発展と調和のとれた再生可能エネルギー電気の発電の促進に関する法律」(平成25年法律第81号)を活用し、農林地等の利用調整を適切に行いつつ、再生可能エネルギーの導入と併せて、地域の農林漁業の健全な発展に資する取組や農山漁村における再生可能エネルギーの地産地消の取組を促進しました。

ク　農山漁村における再生可能エネルギーの導入に向けて、現場のニーズに応じた専門家による相談対応、様々な課題解決に向けた取組事例について情報収集し、再エネ設備導入の普及を支援したほか、地域における営農型太陽光発電のモデル的取組や小水力等発電施設の調査設計、施設整備等の取組を支援しました。

2　食品産業・消費における環境負荷の低減

（1）食品産業における環境負荷低減等の促進

ア　製造工程における脱炭素化や環境負荷低減等に資する技術の導入等や、流通段階におけるモーダルシフト等を推進しました。

イ　持続可能性に配慮した輸入原材料調達を含む環境等に関する課題について、国際的なルール形成に積極的に参画するとともに、官民連携の場である「食料システムサステナビリティ課題解決プラットフォーム」(令和7(2025)年5月設立)における検討会、ワーキンググループ、セミナーの実施や国内外の規制等に関する調査レポートの発信等の活動を通じて企業の取組を推進しました。

（2）食品ロスの削減、リサイクルの推進

ア　令和12(2030)年度までに平成12(2000)年度に比べ60%削減させるという新たな事業系食品ロスの削減目標や、令和7(2025)年3月に策定した「食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律」(平成12年法律第116号)(以下「食品リサイクル法」という。)に基づく基本方針を踏まえ、サプライチェーン全体での食品ロスの削減を推進しました。

イ　食品リサイクル法に基づき、再生利用事業計画認定制度の対象範囲を拡大しました。

ウ　民間事業者等が行う食品ロス削減等に係る課題解決に必要な経費の支援や、食品企業による未利用食品の寄附促進につながる供給体制の構築に向けた検討・実証を支援しました。

エ　消費者が日頃の買物の際に、購入してすぐに食べるものについて、商品棚の手前にある販売期限の迫った商品を積極的に選ぶ「てまえどり」を始め、食品関連事業者と連携した消費者への働き掛けを推進しました。

（3）プラスチック循環資源への対応

ア　「容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律」(平成7年法律第112号)に基づく再商品化義務の履行の促進、容器包装廃棄物の排出抑制のための取組として、食品関連事業者への点検指導や食品小売事業者からの定期報告提出を促進しました。

イ　令和7(2025)年10月に官民合同の「食品分野におけるプラスチック容器包装資源循環タスクフォース」を立ち上げ、食品容器包装における再生プラスチックの活用を含むプラスチック資源循環に向けた議論を開始しました。

（4）Ｊ－クレジットの取組拡大

令和7(2025)年4月に策定した「農林水産省地球温暖化対策計画」に基づき、農林水産分野における省エネ型の生産管理の普及・啓発や省エネ設備の導入等による施設園芸の省エネルギー対策、施肥の適正化、Ｊ－クレジット制

度の利活用等を推進しました。

（5）食料システムの関係者の理解浸透の推進

官民協働のプラットフォームである「あふの環2030プロジェクト～食と農林水産業のサステナビリティを考える～」における勉強会・交流会、情報発信や表彰等の活動を通じて、持続可能な生産・消費を促進しました。

3　多面的機能の発揮

（1）多面的機能への国民理解促進

ア　地域の伝統的な農林水産業の継承、地域経済の活性化等につながる「世界農業遺産」、「日本農業遺産」の認知度向上、維持・保全や新規認定に向けた取組を推進しました。

イ　歴史的・技術的・社会的価値を有する「世界かんがい施設遺産」の認知度向上や新規認定に向けた取組を推進しました。

ウ　農山漁村が潜在的に有する地域資源を引き出して地域の活性化や所得向上に取り組む優良事例を「ディスカバー農山漁村の宝」として選定し、全国へ情報発信しました。

（2）多面的機能の発揮の促進のための共同活動

ア　多面的機能支払制度において、活動組織の更なる体制強化に向け、多様な人材の参画及び活動組織の広域化を推進しました。

イ　中山間地域等直接支払制度において、将来にわたる農業生産活動の継続に向け、集落協定の体制強化を図る取組を推進しました。

ウ　環境保全型農業直接支払制度において、農業生産に由来する環境負荷を低減する取組と合わせて行う地球温暖化防止や生物多様性保全等に効果の高い農業生産活動を支援しました。

V　農村の振興に関する施策

1　多様な人材が農村に関わる機会の創出

（1）「農山漁村」経済・生活環境創生プロジェクトの推進

ア　令和7(2025)年2月に創設した「『農山漁村』経済・生活環境創生プロジェクト」に基づき、「農山漁村」経済・生活環境創生プラットフォームにおいては、シンポジウム等により機運醸成や情報発信を行うとともに、検討会・専門部会を開き個別テーマにおいて現場での案件形成の参考となる事例の収集や手引の作成を行いました。

イ　農山漁村の課題解決に資する企業等の取組を国が証明する制度を創設したほか、10の地域金融機関等と協働して地方公共団体と民間企業等のマッチング機会の創出や伴走支援を行いました。

（2）関係府省等との連携

ア　農村の実態や要望について、直接把握し、関係府省とも連携して課題の解決を図る「農山漁村地域づくりホットライン」を運用し、都道府県や市町村、民間事業者等からの相談に対し、課題の解決を図る取組を推進しました。

イ　中山間地域等において、農林水産業を軸として、地域資源やデジタル技術の活用により活性化を図る地域を「「デジ活」中山間地域」として登録し、関係府省が連携しつつ、その取組を後押ししました。

2　農村における所得の向上と雇用の創出

（1）多様な地域資源を活用した付加価値創出の推進

多様な地域資源を活用し付加価値を創出するため、多様な主体との連携による新商品・サービスの開発や販路開拓等に係る取組及び新技術等の研究開発成果の利用を促進するための導入検証や試作品の製造・評価等の取組を支援しました。

（２）農泊の推進

ア　農山漁村の所得の向上と関係人口の創出を図るため、農泊地域の実施体制の整備や経営の強化、食や景観の観光コンテンツとしての磨き上げ、国内外へのプロモーション、古民家を活用した滞在施設の整備等を一体的に支援しました。

イ　地域の関係者が連携し、地域の幅広い資源を活用し地域の魅力を高めることにより、国内外の観光客が2泊3日以上の滞在交流型観光を促進する「観光圏」の整備を推進しました。

（３）農福連携の推進

ア　「農福連携等推進ビジョン(2024改訂版)」に基づき、農福連携の一層の推進に向け、障害者等の農林水産業に関する技術習得、農業分野への就業を希望する障害者等に対し農業体験を提供する「ユニバーサル農園」の開設、農福連携を地域で広げるための取組、障害者等が作業に携わる生産・加工・販売施設の整備、全国的な展開に向けた普及啓発、都道府県による専門人材の育成等を支援しました。

イ　農福連携を現場で実践する手法をアドバイスする専門人材である「農福連携技術支援者」の育成研修を実施しました。

ウ　11月29日の「ノウフクの日」を中心に、関係省庁や全国の地方公共団体・事業者等とともに関連イベントを連携して行う「もっともっとノウフク2025」の取組を実施しました。

（４）多様な人材等の参画の推進

ア　地域への愛着と共感を持ち、地域住民の思いをくみ取りながら、地域の将来像やそこで暮らす人々の希望の実現に向けてサポートする人材(農村プロデューサー)を養成する取組を推進しました。

イ　多様な人材が農林水産業や農山漁村における様々な活動を通じて、農山漁村への理解を深めることにより、農山漁村に関心を持ち、多様な形で地域と関わる関係人口を創出する取組を支援しました。

ウ　子供の農山漁村での宿泊体験や農林漁業体験等を行うための受入環境の整備を行いました。

エ　「農泊」をビジネスとして実施する体制を整備するため、地域外の人材の活用に対して支援しました。また、民間事業者と連携し、技術を有する企業や志ある若者等の斬新な発想を取り入れた取組、特色ある農業者や地域課題の把握、対策の検討等を支援する取組等を推進しました。

3　農村に人が住み続けるための条件整備

（１）農村型地域運営組織(農村RMO)の形成

複数集落の機能を補完する農村RMOの形成について、関係府省と連携し、県域レベルの伴走支援体制も構築しつつ、地域の取組を支援しました。

（２）生活インフラ等の確保

ア　農山漁村における定住や都市と農山漁村の二地域居住を促進する観点から、関係府省が連携しつつ、計画的に住居、宅地等の整備を推進しました。

イ　下水道、農業集落排水施設、浄化槽等について、未整備地域の整備とともに、より一層の効率的な汚水処理施設の整備のために、社会情勢の変化を踏まえた都道府県構想の見直しの取組について、関係府省が密接に連携して支援しました。

ウ　既存の汚水処理施設については、維持管理の効率化や長寿命化・老朽化対策を進めるため、地方公共団体による機能診断等の取組や更新整備等を支援しました。

エ　農村地域における適切な資源循環を確保するため、農業集落排水施設から発生する汚泥と処理水の循環利用を推進しました。

オ　高度情報通信ネットワーク社会の実現に向けて、河川、道路や下水道において公共施設管理の高度化を推進しました。

カ　農産物の海上輸送の効率化を図るため、船舶の大型化等に対応した複合一貫輸送ターミナルの整備を推進しました。

キ　「道の駅」の整備により、休憩施設と地域振興施設を一体的に整備し、地域の情報発信と連携・交流の拠点形成を支援しました。

ク　農村地域における災害を防止するため、農業水利施設の改修等のハード対策に加え、防災情報を関係者が共有するシステムの整備、減災のための指針づくり等のソフト対策を推進しました。

ケ　橋梁（きょうりょう）の耐震対策、道路斜面や盛土等の防災対策、災害のおそれのある区間を回避する道路整備を推進しました。

（3）定住条件整備のための総合的な支援

ア　中山間地域や離島等の定住条件が不十分な地域の医療、交通、買物等の生活サービスを強化するためのICT利活用を始め、定住条件の整備のための取組を支援しました。

イ　中山間地域等において、農業生産基盤と農村振興に資する施設の総合的な整備を推進し、定住条件を整備しました。

ウ　水路等への転落を防止する安全施設の整備を始め、農業水利施設の安全対策を推進しました。

4　地域の共同活動の維持

（1）多面的機能支払制度の推進

地域共同で行う、農業の有する多面的機能を支える活動や地域資源(農地、水路、農道等)の質的向上を図る活動を支援しました。

また、広域化と多様な組織や非農業者の参画による活動組織の体制強化を推進するとともに事務の簡素化・効率化を進めました。

（2）中山間地域等直接支払制度の推進

条件不利地域において、中山間地域等直接支払制度による支援を実施しました。

また、集落協定のネットワーク化や多様な組織等の活動への参画が可能な体制づくりを推進しました。

（3）環境保全型農業直接支払制度の推進

化学肥料・化学農薬の使用を原則5割以上低減する取組と合わせて行う地球温暖化防止や生物多様性保全等に効果の高い営農活動に対して支援しました。

5　中山間地域等の振興

（1）中山間地域等の農業を「支える」ための施策の推進

中山間地域等直接支払制度において、集落協定のネットワーク化や多様な組織等の活動への参画が可能な体制づくりのほか、スマート農業技術の導入による農作業の省力化・効率化や棚田地域における振興活動等を推進しました。

（2）中山間地域等の農業で「稼ぐ」ための施策の推進

中山間地域等直接支払制度により生産条件の不利を補正しつつ、中山間地農業ルネッサンス事業等により、多様で豊かな農業と美しく活力ある農山村の実現、地域コミュニティによる農地等の地域資源の維持・継承に向けた取組を総合的に支援しました。

6　鳥獣被害対策

（1）鳥獣被害防止対策の推進

ア　「鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律」(平成19年法律第134号)に基づき、市町村による被害防止計画の作成や鳥獣被害対策実施隊の設置・体制強化を推進しました。

イ　関係府省庁が連携・協力し、個体数等の削減に向けて、被害防止対策を推進しました。特にシカ・イノシシについては、令和10(2028)年度までに平成23(2011)年度比で生息頭数を半減させる目標の達成に向けて、関係府省庁等と連携しながら、捕獲の強化を推進しました。

ウ　クマ被害対策については、令和7(2025)年11月に開催された「クマ被害対策等に関する関係閣僚会議」において、追加的・緊急的な対策を含めた「クマ被害対策パッケージ」を取りまとめ、農林水産省としては捕獲単価の増額を含む農業集落周辺個体の捕獲強化、緩衝帯・強固な柵の整備、誘引物の撤去、二重の電気柵による防護強化等の対策を推進しました。

エ　市町村が作成する被害防止計画に基づく鳥獣の捕獲体制の整備、捕獲機材の導入、侵入防止柵の設置、鳥獣の捕獲・追払いや緩衝帯の整備を推進しました。

オ　都道府県における広域捕獲等を推進しました。

カ　鳥獣被害対策のアドバイザーを登録・紹介する取組を推進するとともに、地域における技術指導者の育成を図るための研修を実施しました。

キ　ICT等を活用した被害対策技術の開発・普及を推進しました。

（2）ジビエ利用の拡大

ア　ジビエ未利用地域への処理加工施設の支援、安定供給体制の構築に向けたジビエ事業者や関係者の連携強化、ジビエ利用に適した捕獲・搬入技術を習得した捕獲者や処理加工現場における人材の育成、ペットフード等の多様な用途での利用、ジビエの全国的な需要拡大のためのプロモーション等の取組を推進しました。

イ　「野生鳥獣肉の衛生管理に関する指針(ガイドライン)」の遵守による野生鳥獣肉の安全の確保、国産ジビエ認証制度等の普及や加工・流通・販売段階の衛生管理の高度化の取組を推進しました。

7　都市農業の振興

都市住民の理解の促進を図りつつ、都市農業の振興に向けた取組を推進しました。また、「都市農地の貸借の円滑化に関する法律」(平成30年法律第68号)に基づく制度が現場で円滑かつ適切に活用されるよう、農地所有者と都市農業者、新規就農者等の多様な主体とのマッチング体制の構築を促進しました。さらに、計画的な都市農地の保全を図る生産緑地等の積極的な活用を促進しました。

8　農村の魅力発信による農村に関わる人材の裾野拡大

（1）棚田・農業遺産の魅力の発信

ア　「棚田地域振興法」(令和元年法律第42号)に基づき、関係府省で連携して棚田の保全と棚田地域の振興を図る地域の取組を総合的に支援しました。

イ　農業遺産の保全や地域の活性化に資する活動に取り組む企業等を認定する「農業遺産オフィシャルサポーター制度」を試行的に開始し、農業遺産地域と企業等の地域内外の多様な主体との協働を生み出し広げる取組を推進しました。

（2）農業体験の推進

都市農地を活用した農業体験に加え、滞在型市民農園や体験農園等の整備を促進しました。

Ⅵ　国民理解の醸成に関する施策

食育の推進、食文化の保護・継承等を通じて食料・農業・農村に関する国民理解の醸成や行動変容を促すため、省内部局間での情報共有を図るとともに、「消費者の部屋」での展示やイベントへの出展、啓発動画の作成・発信等を通じ、関連する様々な施策の連携を推進しました。

1　食育の推進

（1）学校等での食育の強化

家庭や地域との連携を図るとともに、学校給食を活用しつつ、学校における食育の推進を図りました。

（2）「大人の食育」の推進

食や農への理解醸成と行動変容を促し、大人の食育を推進するため、官民の幅広い連携・協働の取組を生み出す「官民連携食育プラットフォーム」を立ち上げ、また、「食育実践優良法人顕彰制度」を創設し、職場における従業員等への食育も推進しました。

（3）国民の食卓と農業の生産現場の距離を縮める取組の拡大

ア　食品関連事業者と生産者団体、国が一体となって食品関連事業者等における国産農産物の利用促進の取組等を後押しするなど、国産農産物の消費拡大に向けた取組を実施しました。

イ　米飯学校給食の推進・定着に加え、業界による主体的取組を応援する運動「やっぱりごはんでしょ！」の実施等のSNSを活用した取組、米と健康に着目した情報発信等により、米消費拡大の取組の充実を図りました。

ウ　砂糖に関する知識の普及・啓発に加え、砂糖の需要拡大に資する業界による主体的取組を応援する運動「ありが糖運動」の充実を図りました。

エ　地産地消の中核的施設である直売所の運営体制強化のための検討会の開催、新商品の開発や農林水産物の加工・販売のための機械・施設等の整備を支援するとともに、学校等の施設給食の食材として地場産農林水産物を安定的に生産・供給する体制の構築に向けた取組やメニュー開発等の取組を支援しました。

オ　外食・中食事業者におけるブランド野菜・畜産物等の地場産食材の活用促進を図りました。

（4）行動変容に向けた機運の醸成等

ア　子供の基本的な生活習慣を育成するための「早寝早起き朝ごはん」国民運動を推進しました。

イ　食育活動表彰を実施し受賞者を決定するとともに、新たな取組の募集を行いました。

ウ　郷土料理を始めとした地域の食文化の継承や農林漁業体験機会の提供、和食給食の普及、共食機会の提供、地域で食育を推進するリーダーの育成といった地域で取り組む食育活動を支援しました。

エ　地域の生産者等や食品企業と協働し、地産地消や食文化の普及に貢献した料理人を顕彰する制度である「料理マスターズ」を実施しました。

2　食文化の保護・継承

（1）和食文化の保護・継承

ア　平成25(2013)年にユネスコ無形文化遺産に登録された「和食；日本人の伝統的な食文化」を保護・継承していくため、和食文化を次世代に継承する人材の育成と伝統的な食のデータベース化を進めました。

イ　令和7(2025)年11月に官民協働の「楽しもう！にほんの味。～和のこころをつなぐ食の国民運動～」(略称：楽し味(たのしみ)プロジェクト)を立ち上げるとともに、和食文化の普及を推進しました。

（2）海外需要の取り込み

「2025年日本国際博覧会(にっぽんこくさいはくらんかい)」(大阪(おおさか)・関西万博(かんさいばんぱく))等の国際的なイベントでの食文化の国内外への発信を契機として、我が国の地域の食文化の魅力を認知してもらい、これを地域振興やインバウンド・輸出の拡大につなげる好循環を図りました。

3　食品産業による国民理解の醸成

消費者の手元にまで農産物・食品が届くためにかかるコストの見える化、生産性向上、生産現場の実態の情報発信等を推進しました。

4　消費者の行動変容

生産者から消費者までの食料システムを支えるあらゆる関係者を巻き込みながら、食と農を取り巻く現状や、合理的な費用を考慮した価格形成の理解醸成を図りました。また、食と農とのつながりの深化に着目した国民運動「食から日本を考える。ニッポンフードシフト」として、地域の農業、農村の価値や生み出される農林水産物の魅力を伝える交流イベントを始め、消費者と生産者の接点の場を創出し、食や農への意識変容や行動変容に資する取組を実施しました。

Ⅶ　自然災害への対応に関する施策

1　東日本大震災と原発事故からの復旧・復興

「「第2期復興・創生期間」以降における東日本大震災からの復興の基本方針」等に沿って、以下の取組を推進しました。

（1）地震・津波被害からの復旧・復興

ア　被災した農地・農業用施設等の着実な復旧を推進しました。

イ　東日本大震災により被災した農業者等に対して、速やかな復旧・復興のために必要となる資金が円滑に融通されるよう利子助成金等を交付しました。

ウ　福島県を始め、東北の復興を実現するため、福島国際研究教育機構(Ｆ-REI)において、労働力不足に対応するための、遠隔監視やデジタルマップ等を組み合わせた自動走行可能なロボット農業機械の運用システムの開発・実証といった新たな農業モデルの創出に向けた取組等を推進しました。

（2）原子力災害からの復旧・復興

ア　原子力被災12市町村における営農再開

(ア) 避難区域等において、除染完了後から営農が再開されるまでの間の農地等の保全管理、鳥獣被害防止緊急対策、放れ畜対策、営農再開に向けた作付・飼養実証、避難先からすぐに帰還できない農家の農地の管理耕作、収穫後の汚染防止対策、水稲の作付再開、新たな農業への転換や農業用機械・施設、家畜等の導入を支援しました。

(イ) 福島相双復興官民合同チームの営農再開グループが農業者を個別に訪問し、要望調査や支援策の説明を行いました。

(ウ) 原子力被災12市町村に対し、福島県や農協と連携して人的支援を行い、営農再開を加速化しました。

(エ) 原子力被災12市町村において、営農再開の加速化に向けて、「福島復興再生特別措置法」(平成24年法律第25号)による特例措置等を活用した農地の利用集積、生産と加工等が一体となった高付加価値生産を展開する産地の創出を支援しました。

(オ) 令和7(2025)年産稲の農地保全・試験栽培区域における稲の試験栽培、作付再開準備区域における実証栽培等の取組を支援しました。

(カ) 今後の営農に向けた取組を進めるため、農地土壌等の放射性核種の濃度を測定し、農地土壌の放射性物質濃度の推移を把握しました。

(キ) 被災地の営農再開のため、農地の省力的管理や生産力回復を図る技術開発を行いました。また、農作物の安全性を確保するため、農地の放射性セシウムの作物への移行を低減させる技術の開発を行いました。

(ク) 放射性物質のモニタリング調査等を行いました。また、市町村等がため池の放射性物質対策を効果的・効率的に実施できるよう技術的助言等を行いました。

(ケ) 原子力被災12市町村が農業用施設・機械を整備し、被災農業者に貸与すること等により、被災農業者の農業経営の再開を支援しました。

イ　食品の安全確保

（ア）食品中の放射性物質の基準値を踏まえ、検査結果に基づき、都道府県に対して食品の出荷制限・摂取制限の設定・解除を行いました。

（イ）都道府県等に食品中の放射性物質の検査を要請しました。また、都道府県の検査計画策定の支援、都道府県等からの依頼に応じた民間検査機関での検査の実施、検査機器の貸与・導入等を行いました。さらに、都道府県等が行った検査の結果を集約し、公表しました。

（ウ）独立行政法人国民生活センターと共同して、希望する地方公共団体に放射性物質検査機器を貸与し、消費サイドで食品の放射性物質を検査する体制の整備を支援しました。

（エ）放射性物質の農作物への吸収抑制を目的とした資材の施用、品種・品目転換等の取組を支援しました。

ウ　風評払拭に向けたリスクコミュニケーション

（ア）福島県の農業の再生に向けて、生産から流通・販売に至るまで、風評の払拭を総合的に支援しました。

（イ）被災地や周辺地域で生産された農林水産物、それらを活用した食品の消費拡大を促すため、生産者や被災地の復興を応援する取組を情報発信するとともに、被災地産食品の販売促進を始め、官民の連携による取組を推進しました。

（ウ）関係府省庁が連携した意見交換会等のリスクコミュニケーションの取組を促進しました。

エ　輸入規制の早期撤廃

東電福島第一原発事故及びALPS処理水の海洋放出を受け、いまだ日本産食品に対する輸入規制が行われている一部の国・地域に対し、関係省庁が協力し、あらゆる機会を捉えて輸入規制の即時撤廃に向けた働き掛けを実施しました。

2　令和6年能登半島地震と豪雨災害からの復旧・復興

令和6年能登半島地震及び奥能登豪雨による被害に対して、令和6年能登半島地震に係る「被災者の生活と生業(なりわい)支援のためのパッケージ(農林水産関係)」の支援策を令和7(2025)年度も引き続き実施しました。具体的には、災害復旧事業の国庫補助率の嵩上げや災害査定の効率化、災害関連資金の特例措置、農業共済加入者への共済金の早期支払、収入保険に係る無利子のつなぎ融資等の対策、農業機械、ハウス等の再建への支援、畜産用の発電機や水の確保等の停電・断水対策、木材加工流通施設等の復旧・整備、浸水があったほ場における作物残さの処理等について、支援を行いました。

3　自然災害への備え

（1）能登半島地震等を踏まえた初動対応等の災害対応の体制強化

ア　農地・農業用施設等の被害や山地災害等に係る調査や応急対策といった初動対応の迅速化に向け、平時からMAFF-SAT(農林水産省・サポート・アドバイス・チーム)派遣候補者のリスト化、研修・訓練や資機材の整備等を通じて実行体制を強化しました。

イ　地方支分部局と土地改良事業に係る関係団体等の間で締結した災害協定に基づき被害状況の把握等の支援が円滑に行えるよう、日頃から連携強化に努めました。

ウ　派遣職員の移動手段(車両)、情報通信機器、宿泊場所の確保等活動環境の改善を図るとともに、被災した農業用ため池の応急対策のため、災害用ポンプや簡易サイホン、水位計等遠隔監視機器等をあらかじめ確保しました。

（2）農業者等による災害への備えの取組強化

ア　平時の備えとして、ハザードマップの周知や、気象別の予防減災情報の発信に努めました。

イ　自然災害等の農業経営へのリスクに備えるため、農業用ハウスの保守管理の徹底や補強、低コスト耐候性ハウスの導入、農業保険等の普及促進・利用拡大、農業版及び産地BCPの普及といった取組を引き続き全国展開しました。

（３）農業・農村の強靱化に向けた防災・減災対策

大雨により水害が予測される際には、事前に農業用ダムや農業用ため池の貯水位を下げて洪水を一時的に貯留する「事前放流」、水田に雨水を一時的に貯留し、ゆっくり排水させる「田んぼダム」、農地のみならず、市街地や集落の湛水被害も防止・軽減させる排水施設の整備等といった流域治水を推進しました。

（４）災害発生時における食料安定供給確保のための備えの強化

ア　食品産業事業者によるBCPの策定を促進しました。

イ　卸売市場における防災・減災のための施設整備等を推進しました。

ウ　食品の家庭備蓄を推進するため、企業、地方公共団体や教育機関等と連携しつつ、ローリングストック等による日頃からの家庭備蓄の重要性や実践方法、乳幼児、高齢者、食物アレルギー等を有する人への配慮の必要性に関する普及啓発を行いました。

4　自然災害からの復旧・復興

（１）支援策の周知・活用

ア　支援策の活用が促進されるよう、地方公共団体や関係団体等と連携して、農業者等への周知活動を行うとともに、支援策の申請手続等に関する伴走支援を行いました。また、支援策の内容や申請手続等に関する幅広い知識を有する人材の育成・確保を図りました。

イ　被災農林漁業者等に対する資金の円滑な融通、既貸付金の償還猶予等が図られるよう、関係機関に対して依頼通知を発出しました。

ウ　迅速かつ適切な損害評価の実施、共済金の早期支払体制の確立、収入保険に係るつなぎ融資の実施等が図られるよう、都道府県及び農業共済団体に通知しました。

（２）災害復旧事業の効率的実施

ア　被災した地方公共団体等へMAFF-SATを派遣し、迅速な被害の把握や被災地の早期復旧を支援しました。

イ　豪雨、暴風等の自然災害により被災した農業者の早期の営農・経営再開を図るため、図面の簡素化を始め、災害査定の効率化を進めるとともに、査定前着工制度の活用を促進し、被災した農林漁業関係施設等の早期復旧を支援しました。

（３）再度災害の防止

迅速な着工が可能となる急施の復旧事業の対象を拡充し、復旧と併せて行う再度災害の防止のための改良復旧の取組を推進しました。

（４）災害状況に応じた支援

災害の規模、営農の実態や被災による影響等を総合的に勘案し、農業用機械の再取得、種苗の購入、果樹の改植等を支援しました。

Ⅷ　食料、農業及び農村に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

1　DX(デジタルトランスフォーメーション)の推進

（１）農林水産施策や行政手続等の事務について、デジタル技術を活用した業務改善等の取組を推進し、事務負担の軽減を図りました。

（２）データ活用人材の育成等職員の能力向上等を図るための各種研修を実施しました。

2　統計データの持続的な把握と利活用の推進

（１）農林水産施策の企画・立案に必要となる統計調査及び統計データ等を活用した分析を実施しました。

（2）統計調査の基礎となる筆ポリゴンを活用し各種農林水産統計調査を効率的に実施するとともに、オープンデータとして提供している筆ポリゴンについて、利用者の利便性向上に向けた取組を実施しました。

（3）令和7(2025)年産から、米の作況指数に替えて、作況単収指数に移行するとともに、精度向上に向けて、生産者の収穫量データや人工衛星データ・AIも活用した新たな調査手法の導入に向けた検討を進めました。

（4）専門調査員の活用等により、調査の外部化を推進し、質の高い信頼性のある統計データの提供体制を確保しました。

3　EBPMと施策の進捗管理及び評価の推進

（1）施策の企画・立案に当たっては、達成すべき政策目的を明らかにした上で、合理的根拠に基づく施策の立案(EBPM)を推進しました。

（2）「行政機関が行う政策の評価に関する法律」(平成13年法律第86号)に基づき、主要な施策について達成すべき目標を設定し、定期的に実績を測定すること等により評価を行い、結果を施策の改善等に反映しました。

（3）行政事業レビューの取組により、事業等について実態把握・点検を実施し、結果を予算要求等に反映しました。

4　食料、農業及び農村に関する団体の取組の推進

（1）農業協同組合系統組織

農業協同組合法及びその関連通知に基づき、農業者の所得向上に向けた自己改革を実践していくサイクルの構築を促進しました。

（2）農業委員会系統組織

農地利用の最適化活動を行う農業委員・農地利用最適化推進委員の具体的な目標の設定、最適化活動の記録・評価等の取組を推進しました。

（3）農業共済団体

農業保険について、行政機関、農協等の関係団体、農外の専門家等と連携した推進体制を構築しました。また、農業保険を普及する職員の能力強化、全国における1県1組合化の実現、農業被害の防止に係る情報・サービスの農業者への提供や広域被害等の発生時における円滑な保険事務等の実施体制の構築を推進しました。

（4）土地改良区

土地改良区が市町村、集落等の関係団体との協議を通じて役割分担を明確化し、関係者が連携して地域の農業水利施設の保全に取り組むための計画「水土里(みどり)ビジョン」を策定する仕組みを設けること等により、地域の農業水利施設の保全に必要な体制の構築及び運営基盤の強化を推進しました。

5　幅広い関係者の参画と関係府省庁の連携による施策の推進

地方公共団体、農業者を始めとする関係者、団体等と役割分担の下、政府一体となって施策を推進しました。

6　地域の実態に即した施策の展開

人口減少に伴う農業者の減少が見込まれる中、地域計画に基づく担い手への農地の集積・集約化を進めつつ、多様な農業者の参画も支援し、全体としての農業構造を維持するため、現場の課題やニーズ等を積極的に把握しながら、地域の実態に即した施策の展開を図りました。

7　効果的かつ持続的な施策の推進体制

（1）地方農政局等の地域拠点を通じて、地方公共団体や関係団体等と連携強化を図り、各地域の課題やニーズを捉えた的確な農林水産施策を推進しました。

（２）SNS等のデジタル媒体を始めとする複数の広報媒体を効果的に組み合わせた広報活動を推進しました。

８　財政措置の効率的かつ重点的な運用

厳しい財政事情の下で予算を最大限有効に活用する観点から、既存の予算を見直した上で、基本計画を踏まえ新たな食料・農業・農村政策を着実に実行するための予算に重点化を行い、財政措置を効率的に運用しました。

FSC
www.fsc.org
ミックス
紙 | 責任ある森林管理を支えています
FSC® C005531

リサイクル適性Ⓐ
この印刷物は、印刷用の紙へリサイクルできます。